受付
1.14
日野市立図書館

昭和五十三年
第三回定例会（九月十四日開会
十月二一日閉会）

日野市議会会議録

（第二十七号
第三十四号）

日野市議会

日野市議会会議録

昭和五十三年
第三回定例会

目次

○九月十四日　木曜日（第一日）
出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……6
市政経過報告……26
諸般の報告……31
散会……33

○九月十八日　月曜日（第二日）
出席議員……33
欠席議員……34
出席説明員……34
議事日程……37
開議……

（一般質問）
中山基昭議員
勤労者施策の充実と促進について …… 81
中山基昭議員
区画整理事業に伴う保留地の公売について …… 76
大柄保議員
防災対策について …… 65
川嶋博議員
水道及び下水道の現状と今後の安定化について …… 54
板垣正男議員
多摩平六丁目、日野駅周辺などの水害防止対策について …… 49
板垣正男議員
日野緑地の保全について …… 44
散会 …… 37

○九月十九日　火曜日（第三日）
出席議員 …… 83
欠席議員 …… 83
出席説明員 …… 84
議事日程 …… 84
開議 …… 87
（一般質問）
正国務議員
市の公共施設を利用する市民の交通不便について …… 87
正国務議員
最近うわさで聞く一市民からの監査請求について …… 90
正国務議員
学校教育、社会教育についての抱負と経綸について …… 94
米沢照男議員
災害の起こりにくい都市づくりを目指して …… 95
米沢照男議員
分譲住宅団地処理場の管理について …… 105
杉山寅三郎議員
平山地区開発について …… 109
鈴木美奈子議員
ごみ問題の解決を目指して問う …… 118
散会 …… 128

○九月二十日　水曜日（第四日）
出席議員 …… 129
欠席議員 …… 129
出席説明員 …… 130
議事日程 …… 130
開議 …… 133
（一般質問）
鈴木美奈子議員
旭が丘学童クラブの問題点について …… 133
谷長一議員
文化財（埋蔵）について …… 141
大越久雄議員
豊田駅周辺の環境整備と開発について …… 151
石坂勝雄議員
ごみ対策について …… 164
石坂勝雄議員
市の公有地買収の基本的の考え方を問う …… 177
散会 …… 179

○九月二十一日　木曜日（第五日）
出席議員 …… 181
欠席議員 …… 181
出席説明員 …… 182
議事日程 …… 182

開　議 …… 185
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
百草、高幡台団地周辺道路の市移管に伴う環境整備について …… 185
竹ノ上武俊議員
米軍用機騒音や排気ガス等に対する市公害行政について …… 194
奥住芳雄議員
水道行政について問う …… 206
奥住芳雄議員
仮称第六中建設について …… 213
名古屋史郎議員
教育施設の活用をはかれ、三沢中の照明設備に関連して …… 218
本間　久議員
幼稚園の二年保育に関する市側の基本方針を問う …… 226
島村孝志議員
労働行政に関する主管課を設置しこれを積極的に推進せよ …… 236
散　会 …… 256

○九月二十二日　金曜日（第六日）
出席議員 …… 257
欠席議員 …… 257
出席説明員 …… 258
議事日程 …… 258
開　議 …… 261
（一般質問）
三浦重春議員
日野市における地震災害対策について …… 261
三浦重春議員
日野市における水害対策（主として仲町、南平台周辺）について …… 274
一ノ瀬隆議員
必要な都市計画道路と都市雨排水路を早期に実現させるために努力せよ …… 279
藤林理一郎議員
補助金問題について …… 291
藤林理一郎議員
七月十一日早朝集中豪雨水害について …… 299
飯山茂議員
災害対策を問う …… 305
市川資信議員
七月十一日の集中豪雨に対する今後の対策について問う …… 309
黒川重寛議員
保留地処分における諸問題を問う …… 320
散　会 …… 327

○九月二十五日　月曜日（第七日）
出席議員 …… 329
欠席議員 …… 329
出席説明員 …… 330
議事日程 …… 330
開　議 …… 335
（委員会審査報告）
請願第五三―一号
住民基本台帳移管に関する請願 …… 335
請願第五三―一九号
住民基本台帳移管に関する請願 …… 335
請願第五三―二一号
公衆浴場対策についての請願 …… 335
請願第五三―四号
「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願 …… 335
請願第五三―五号
通学補助費打ち切りの撤回を求める請願 …… 336
請願第五三―二九号
地区センター早期設置を要望する請願 …… 336
請願第五三―三一号
中央福祉センター老人施設についての請願 …… 348
請願第五三―一八号
道路舗装と側溝設置について請願 …… 348
請願第五三―二八号
下水道設置及び道路側溝改善に関する請願 …… 349
…… 349

用水路利用に関する請願 …… 349
道路の歩道設置に関する陳情 …… 349
日野市議会昭和五十二年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について …… 351
昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 351
昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 351
日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 352
日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 352
日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について … 353
昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第三号） …… 357
昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号） …… 384
昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号） …… 385
昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号） …… 385
昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号） …… 386
日野緑地予定用地の売買契約の締結について …… 388
市道路線の一部廃止について …… 388
市道路線の廃止について …… 388
市道路線の認定について …… 388

（議案上程）

議員提出議案第三号 …… 349
議案第七九号 昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 351
議案第八〇号 昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 351
議案第八一号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 352
議案第八二号 日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 352
議案第八三号 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
議案第八四号 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
議案第八五号 日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 353
議案第八六号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について … 353
議案第八七号 昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第三号） …… 357
議案第八八号 昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号） …… 384
議案第八九号 昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号） …… 385
議案第九〇号 昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号） …… 385
議案第九一号 昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号） …… 386
議案第九二号 日野緑地予定用地の売買契約の締結について …… 388
議案第九三号 市道路線の一部廃止について …… 388
議案第九四号 市道路線の廃止について …… 388
議案第九五号 市道路線の認定について …… 388

（報告事項）

報告第四号 日野市新井八六一番地先路上の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について …… 390
報告第五号 昭和五十二年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 391

（請願上程）

請願第五三―三五号 一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願 …… 392
請願第五三―三六号 三沢九一二―五、九、一〇、一一の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情 … 392
請願第五三―三七号 排水対策に関する請願 …… 392
請願第五三―三八号 日野市内に大型店等進出阻止に関する請願 …… 392
請願第五三―三九号 集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進について陳情 …… 392
請願第五三―四〇号 地区センター増築を願う陳情 …… 393
請願第五三―四一号 保留地確保依頼の件に関する請願 …… 393
請願第五三―四二号 宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願 …… 392
請願第五三―四三号 道路拡幅と舗装についての請願 …… 392
請願第五三―四四号 流域下水道建設反対に関する陳情 …… 392
請願第五三―四五号 市立日野第四小学校校舎増築に関する請願 …… 393
請願第五三―四六号 四小通学路整備に関する請願 …… 393
請願第五三―四七号 市営バス運行路線新設の件に関する請願 …… 393
請願第五三―四八号 市内循環バス運行路線新設の件に関する請願 …… 393
請願第五三―四九号 公道並みの私道舗装に関する請願 …… 393
請願第五三―五〇号 市立幼稚園二年保育等実施に関する請願 …… 393
請願第五三―五一号 旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情 …… 393
請願第五三―五二号 公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願 …… 393
請願第五三―五三号 日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願 …… 393

請願第五三ー五四号　下水路整備改善に関する請願　……
請願第五三ー五五号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願　……
農林省跡地利用対策特別委員会名称変更について　……
散会　……
○十月二日　月曜日（第八日）
出席議員　……
欠席議員　……
出席説明員　……
議事日程　……
開議　……
（委員会審査報告）
議案第　八七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第三号）　……
議案第　八一号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　八二号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　八三号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　八四号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　八五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　八六号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について…
議案第　八八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）　……
議案第　八九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）　……
議案第　九〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）　……
議案第　九一号　昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）　……
議案第　九三号　市道路線の一部廃止について　……
議案第　九四号　市道路線の認定について　……
議案第　九五号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について　……
議案第　七九号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について　……
議案第　八〇号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について　……
請願第五三ー四七号　市営バス運行路線新設の件に関する請願　……
請願第五三ー四八号　市内循環バス運行路線新設の件に関する請願　……
請願第五三ー五五号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願　……
請願第五三ー二六号　日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情　……
請願第五三ー二〇号　市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願　……
請願第五三ー三三号　固定資産税の課税基準増額反対に関する請願　……
請願第五三ー三四号　韓国の自主的平和統一に関する請願　……
請願第五三ー五一号　旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情　……
請願第五三ー　八号　教育費の父母負担軽減要求に関する請願　……
請願第五三ー　九号　日野市に市民会館・郷土館・科学センター・技術センターを早期に建設促進に関する請願　……
請願第五三ー一〇号　程久保小学校通学路整備に関する請願　……
請願第五三ー四五号　市立日野第四小学校校舎増築に関する請願　……
請願第五三ー四六号　四小通学路整備に関する請願　……
請願第五三ー五〇号　市立幼稚園二年保育等実施に関する請願　……
請願第五三ー　三号　高層住宅建設反対に関する請願　……
請願第五三ー一五号　滝合学童クラブ定員増に関する請願　……

請願第五三ー一一七号　学童クラブ希望者増に関する請願　……457
請願第五三ー四〇号　地区センター増築を願う陳情　……457
請願第五三ー二三号　側溝の泥土除去について陳情　……451
請願第五三ー二七号　下水道問題解決に関する請願　……451
請願第五三ー三〇号　第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願　……451
請願第五三ー三五号　一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願　……451
請願第五三ー三六号　三沢九一二ー五、九、一〇、一一、の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情　……451
請願第五三ー三七号　排水対策に関する請願　……451
請願第五三ー三八号　日野市内に大型店等進出阻止に関する請願　……451
請願第五三ー三九号　集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進について陳情　……451
請願第五三ー四一号　保留地確保依頼の件に関する請願　……451
請願第五三ー四二号　宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願　……451
請願第五三ー四三号　道路拡幅と舗装についての請願　……451
請願第五三ー四四号　流域下水道建設反対に関する陳情　……451
請願第五三ー四九号　公道並みの私道舗装に関する請願　……451
請願第五三ー五二号　公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願　……451
請願第五三ー五三号　日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願　……451
請願第五三ー五四号　下水路整備改善に関する請願　……451
請願第五三ー一三号　子供の公園設置の請願　……457
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……457
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……459
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……459
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……459
（請　願　上　程）
請願第五三ー五六号　学校区割りに関する請願　……459
請願第五三ー五七号　日野市新町三丁目三一ー一土地開発に伴う日野緑地保全に関する請願　……459
（議　案　上　程）
議員提出議案第二四号　市町村国民健康保険事業への都費補助金増額に関する決議　……459
議員提出議案第二五号　駐留軍従業員の雇用安定に関する決議　……459
議員提出議案第二六号　国民健康保険財政強化に関する意見書　……460
議員提出議案第二七号　一般消費税の新設に反対する意見書　……461
議員提出議案第二八号　防災対策の強化を要望する意見書　……461
議員提出議案第二九号　国民に円高差益の全額還元を求める意見書　……461
議員提出議案第三〇号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し、公団経営の改善を求めるための意見書　……461
議員提出議案第三一号　有事立法に反対する決議　……462
閉会　……462

九月十四日　木曜日

（第一日）

日野市議会会議録

第二十七号

昭和五十三年
第三回定例会

九月十四日　木曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中嗣一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　楠祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　市政経過報告
四　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
都市計画課長	小島久	君

書記	平川雅弘	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

昭和五十三年九月十四日（木）
午前十時開会

午前十時十八分開会

○議長（秦　正一君）　これより昭和五十三年第三回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め

十　番　谷　長一君

十一番　名古屋史郎君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間　久君）　それでは議会運営委員会で決定を見ました会期の日程を御報告申し上げます。

会期は本日より十九日間といたしますけれども、その内容につきましては、本日十四日、市政経過報告、並びに諸般の報告を行う、そこで議運での確認をし、理事者側から提案がありました高齢者事業団の説明、あるいは建築指導要綱の説明等を午後一時より全員協議会において行う、ということでございます。

十五、十六、十七日、金、土、日でございますけれども、いずれも三日間休会といたします。十八日より二十二日までの五日間を一般質問に充てます。その中で二十日ですが、ちょうどこの日は戦没者慰霊祭がございますので、ここに時間を約二時間程度とることになると思います。一般質問は、すでにお手元に配られていると思いますけれども、二十二人で三十三件でございますので、今回は若干日程も一日ふえたようでございます。

二十三日、二十四日は休会といたします。二十五日には審査報告、並びに議案上程でございます。今回の議案につきましては、七九号から九五号まで十七件ですね、報告事項が二件でございます。そのうち理事者側の方から、きのうですが九二号の日野緑地予定用地の売買契約の締結について、という議案でございますけれども、この議案につきましては地方自治法との関係がありまして、この日程より、この議案の中から取り下げるという報告がございました。そこで議案の、特に七九号と八〇号におきましては特別委員会の設置をすることになっております。これは後ほど御相談があると思います。それから二十六日、二十七日、いずれも常任委員会ということでございます。前回、せんだって議会運営委員会の中では、今回の議会から常任委員会を二日間とって、いずれも議員の方々が傍聴ができるようにと、各種委員会を知ることができるようにということで、今回より一日ふやしました。その組合わせにつきましては後ほど代表者

の方々で話し合われると思います。二十八日木曜日、この日は特別委員会でございます。二十九日がまとめとなります。三十日、十月一日、いずれも土、日で休会でございます。そして十月の二日、月曜日ですが、この日を審査報告とし、全日程を終了する。こういうことになっておりますので御了解を得たいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十月二日まで、期日十九日と決定いたしました。

次に日程第三、市政経過報告を行います。

市長から市政経過報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　きょうから第三回定例会をお願いするわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

六月議会以来の市行政の進捗状況につきましては、理事者以下職員一同鋭意努力いたしまして、順調に事業の取り組みを進めておるところでございます。それらの内容につきましては御報告の別紙によりましてお認めいただきたいと考えております。なかんずく私から二つの事柄につきまして特に御報告をさせていただきます。

その一つは七月十一日の豪雨浸水の対応についてであります。去る七月十一日未明の集中豪雨は四時から五時の間の一時間の雨量が六十九ミリを記録する未曾有のもので、この集中豪雨がもたらした被害は市内全域にわたるものでありました。豪雨直後の被害状況と当面の応急対応につきましては、七月十二日に議員各位による全員協議会をお願い申し上げまして、御報告をしたとおりでございますが、また、八月一日付の広報を通じて、全市民にもお知らせをいたしました。その後、市で被害状況をまとめましたところ、九月一日現在で床上浸水が百九十六戸、床下浸水が二百九十四戸となっております。特に多摩平六丁目の被害がひどく、この地域については、他の地域とはまた別に対応をいたしまして、地域の住民の災害への不安を解消するために、その後数回にわたって対話集会を開き、市の今後の対策について御理解を進めております。また、市内全域から浸水被害を今後なくするためには、何といっても下水道を整備しなくてはなりません。しかし、下水道は相当の期間を要するものでございますので、当面、暫定的、中間的な解決策も合わせて講ずる必要があります。関係部課とも十分協議をいたしました結果、今後の対応につきましては、黒川の改修、日野駅西側で国道を横断して、多摩川第二排水区に至る管渠の埋設などを行うことにいたしました。このことを具体化するために、今議会に

おいてこれらの事業のための予算を計上いたしております。よろしく御承認をお願いを申し上げたいと思っております。

また、高幡地域の浸水被害を防ぐために、程久保川の改修についても都へ特に要望を重ねまして、工事の促進の確約を得ております。そのほか細部にわたりましても、浸水の原因を調べ、市民生活の安定のため、豪雨時の浸水被害を未然に防ぐよう、一層、今後努めてまいる所存であります。なお、この七月十一日の豪雨によって、床上浸水の被害を受けられた市民の方には、災害見舞い金支給条例に基づきまして、一応のお見舞いを申し上げた次第であります。

第二の報告事項、宅地開発指導要綱についてでありますが、このことにつきましては、本年二月に企画担当当局に指示をいたしまして、一応の成案をまとめましたので、本日の後刻、全員協議会で御意見を伺うということで、御説明をさせていただきたいと思っております。その改正を必要とする理由といたしますのは、最近の宅地の傾向といたしまして、いわゆるミニ開発が進み、宅地が狭小化、狭くなって進行いたします。ひどいものは七十平米、八十平米というものもある状況であります。したがって、それらが都市生活の環境を悪化し、また防災上の危険を増大いたすことになりますので、その対応のために、一定の開発の指導基準を新たにしようという考えであります。改めようといたします要綱のごく概要といたしましては、従来の宅地開発指導基準、並びに中高層建築物建設事業指導基準というものを一本化いたしまして、日野市住みよい町づくり指導要綱という考え方に統一をいたしました。

それから第二点といたしましては、適用範囲を対象事業とそれから適用規模に分けまして、内容を明確にいたしました。

第三といたしましては、その適用規模として、道路位置指定によって行う宅地造成を入れたことであります。このことは、いままでの指導対象とならないミニ開発が、少なくも道路の位置指定を伴うものにつきましては、指導対象となし得るという考え方であります。そして、特にその結果が、造成の結果が違法建築ということにならないように、ないしは、今後住まわれる市民の生活環境が排水の面、あるいは道路交通の面、特にまた防災の面からも極力過密化を防ぎ、あわせて環境を守りたいとこういう考え方であります。

それからその適用規模の中に、なお砂利採取法に基づくものを取り入れております。それから住宅及び共同住宅の計画戸数が八以上のものを対象とするという事柄を含めております。また開発行為を行います場合に、協定締結後三年以内でなお別の事業があわせ行われます場合には、それらも含めて要綱の適用対象にしようということであります。それらの内容につきまして後刻資料をもって十分説明を申し上げ、御意見を伺い、再度この会期中に御意見の集約をいたしましては、でき得ますならば、

十一月一日より施行ということで制定をいたしたい、こういう考えであります。

なお、幾多御報告すべきことがありますが、それらの事柄につきましては、事務報告ということで一応文書報告いたしておりますので、十分御検討をいただき、状況を了知をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　収入役以下については、報告書のとおりでありますので報告を省略いたします。

これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　議会のしょっぱなから大変こんなこと申し上げて申しわけありませんが、いまの市長の報告にありました集中豪雨の点で若干質問をしたい、このように思います。

この私どもに配られました集中豪雨状況によりますと、五十三年九月一日現在ということになっておりますが、事件が起きたといいいますか、集中豪雨のあった日から一カ月半もたってこのような状況が出てるわけですが、一体、これまで何をしていたのかということを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　資料として提出いたしますのは、今後もなお集計中ということではなくて、相当早い時期にそれらの集計を行いましたけれども、御報告といたしまして、九月一日ということで行ったということでありまして、その内容は、少なくとも一週間ないし二週間後には把握し得た。その当時とそう異動はないわけであります。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　このようにプリントで私どもに配る場合には、ここには九月一日現在ということになっているわけですから、この表を見れば、どう考えたって九月一日までのことしか私どもわからないわけです。それならばそれで、きちんとした文章を書いて提出していただきたい、とこのように思います。なぜ、私がこのような質問をしているかと申しますと、あの宮城沖地震でさえ、六月十二日に起こって七月の五日、すなわち二十日ちょっとでもって全部の被害状況を集計し終わってるわけです。私はこのぐらいの、これぐらいと言っては失礼ですが、ことでこんな一カ月半もかかるというのはおかしい、ということから質問をしたわけでございます。今後気をつけていただきたい、このように思います。

それから続いて市民部長。この市民部の納税のことで若干お尋ねをしたいと思います。この日野市内に納税組合と言われるものが二十何団体かあるということを聞いておりますが、その組合員が税金を納める。いわゆる組合の方に納める。ところが市役所から通知そのものは納税組合に全部いくわけですから、

本人の手元には全然渡らないわけです。組合を通して組合員に渡る。しかし、たまたま組合自体がおくれているのかどうかわかりませんが、催促状だけが本人の手元に来るというこういう事実があるわけです。どうせこのようなことになるならば、催促状も組合に行くべきである。聞くところによりますと、催促状というのは、何か法令か何かで定められて本人の手元にいくんだ、とこのようなことが書かれているそうでございますが、どうも納得できかねるわけです。催促状も、その本人が悪いわけじゃございませんので、組合の方に直接行くのが私は本筋じゃなかろうか、このように思うわけですが、この点について御質問したいと思います。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　お答えをいたします。日野市の中にあります納税組合の状況でございますけれども、現状では五十一組合でございます。それに加入しております組合員がたしか二千三十名ぐらいになっておろうかと思います。いま御指摘のように督促状が本人に行ったということでございますが、納税の通知書の配布の状況でございますが、ただいま申し上げました五十一組合の中で納税組合を通じて通知書を配布しておるのがたしか半数ぐらい、半数ほどが直接個人にお渡しをしているということでございます。この半数づつの経過につきましては、組合によりましては、個々に渡していただきたい、という組合員の希望もございまして、直接渡す組合と、それから組合でまとめて処理をしていただく。そのような経過をたどって、それぞれ納税通知書をお願いをいたしておるわけでございます。そんなような状況でございます。それで特に督促状の関係でございますが、督促状につきましては、納税の納期が経過をいたしますと、二十日以内に督促状を発しなければならないというふうに規定をされております。したがいまして、その督促状につきましては、あくまで本人に渡さなければ法的な権威がない、ということでございますので、これはあくまで本人に渡らなければならないというふうに考えておるわけでございます。組合のいろいろな経過もございまして、いまの御質問では、本人の手落ちではなくて、何か組合との関係で、市の方へ納める経過がおくれて督促が行った、とこういうことでございますので、それぞれの組合の運営上の問題もあろうかと思いますけれども、私ども今後督促を出す場合には、その組合と十分話をした後で、督促なりそういう手続をする。組合の運営に余り重荷もかからないようなことも考えていかなければなりませんけれども、そういうことを兼ね合わせまして、各組合との運営の実情の中で、今後支障のないような方法でやっていきたい、このように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　二点ほど質問をしたいわけ

ですけれども、一点は、先ほど市長の方から報告がありました日野市住みよい町づくり指導要綱、これの今後の手順、若干先ほど説明がございましたけれども、御存じのように、過日、議会でも中高層の建築指導要綱をめぐりまして、いろいろと議論があったところです。もちろんこの議論は、議会としても指導要綱を今後守って、住みよい町をつくっていこうというところから、こういった議論が出たことは御承知のとおりでありますけれども、さらにそれを改定をするという状況がある以上、やはり議会としても十分この内容を審議をして、もちろん要綱ですから、議会の議決というような手順はいらないかと思いますけれども、十分審議をして納得のでき得る内容でこの要綱が制定をされ、施行されることが望ましいことだろうと思います。そういう意味で、それらの日程を、先ほどしかるべき今会期中にという御説明がありましたけれども、できればこれらの町づくりを担当しております常任委員会等もあるわけですから、そういったところで十分細かい審議をされていくことも必要ではないか、という気がいたしますので、その点も含めて、これの制定までの手順、こういったものをさらに詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

二点目は、小さいことで恐縮ですけれども、福祉部長にお伺いをしたいんですが、説明の三十八ページの中に高齢者の理美容券の利用状況と、身障老人機能回復施術利用状況というのが

載っておりますが、理美容券の方は、七月三十一日ですから大体四カ月たっているわけですが、二三・五七と、まあまあの状況ではないか、というふうに判断いたしますけれども、その後の機能回復の方は六・七八%、非常に低い利用状況である。何かこの施策のどこかに欠陥があるのではないか、という気がいたしますが、その辺、今後の状況の見通し等も含めて、あるいは施策の中にこれしか利用され得ない欠陥等でもあるならば、どんなふうに考えておられるか、その辺も含めてひとつ御説明をいただきたいと思います。以上、二点お願いいたします。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　御質問の第一点の、開発指導要綱におきますところの今後の施行までの手順というふうなお話でございました。

本件につきましては、非常に市長の報告にありましたような具合におきまして、重要な事項でございますものですから、十分、当議会から御意見を承りまして、その経過を踏まえましてやりたいと思います。

なお、そういうふうな結果からいたしまして、お認めいただきました場合におきましては、日野広報を通じまして、全住民にこれを周知徹底を図ってまいりたい。その上におきまして施行してまいりたい。なお、施行の予定といたしましては、十一月一日と予定しておりますが、以上のいろんな諸手続を踏まえた結果でございますものですから、御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　第二点目についてお答え申し上げたいと思います。高齢者理美容券の利用でございます。これにつきましても、昨年九月の定例会で御報告申し上げました利用率は三〇%でございます。ことしは六・五%ばかり落ちているわけでございます。これにつきましては三月三十一日現在となっておりますけれども、六月までの、大体七月に多少入った程度でまとめてるそうでございます。そういうことで多少の落ちがございます。七月いっぱい入れますと、昨年と同じ利用率になるようでございます。このようなことがやはり身障老人機能回復の利用券の場合もございます。

それからもう一点は、こういうあんま、マッサージをやられる業者の方が、近く料金が上がると、上げたいと、そうすればその価格で市の方からの利用券についての支払いというものを期待したい、そういうふうなことがございまして、多少業者のところに滞留しているようでございます。それで会長の津野崎さんが大分心配しまして、そういうことは考えていないんだということで、全部はき出しなさいというふうなことで、これは途中経過ですからそういう要素もありまして、多少減っているようでございます。それから基本的な障害事項といいますと、

昨年までは身障者のあんま、マッサージの協会がございました。その方だけでこのあんま、マッサージを担当したわけでございます。そうしますと九人いる中で五人の方が離婚とか、けがとか、転出とかという事故がありまして、九人のうち五人がこれに携われないということで障害が出ました。ことしは広く、要するに障害のあるあんま、マッサージだけではなしに、普通のあんま、マッサージの方もこの券を取り扱ってもらうというふうな業界の合意が出まして、広く業者が取り扱うということになっておりますので、施術していただく上での障害は取り除けたのではないかと、このように考えておるわけでございます。前々から非常に利用率が低率でございまして、私たちも苦慮しているところでございます。ここの数字はさっき申し上げましたようなことで一時的に下がっております。それから昨年よりもさっき言いましたように、全部の業者でやることになりましたので、地域的な落ちもなくなったし、障害はなくなったと思いますけれども、まだ利用率は低いようでございますので、やはりもう一工夫必要じゃないかというふうに心得ている次第でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　一点目の方につきましては、後ほど意見の中でお願いを申し上げておきたいと思いますが、二点目の福祉部長からの説明ですけれども、この四番の身障老

人機能回復、この方につきましては、もともとのこの施策の理由が二つあったんだろうと思うんです。一つにはここに書いてありますように、身障老人の機能回復ということで施策が一つあったと。もう一つはいわゆる目の悪い方の仕事の確保、こういう意味があったと思うんですけれども、いまの説明で今後は目の悪くないいわゆるマッサージの方も含めてと、こういうことで話がついたという説明ですから、利用される側は確かに一つの前進ではあると思うんですが、それによって逆に目の悪いマッサージの方の仕事の一つの施策であるその方向に圧迫が加わらないか、この辺の兼ね合いはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（桑　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　その点については、おっしゃるとおり視力障害者で構成されておりますところの協会の方が主力になって、こういう事業を考えてほしいというふうなことで出発したわけでございます。それから六十歳以上の身障老人それ自体の福祉も考えていく、という二面からなっておるわけでございます。それで視力障害者の福祉という面で御指摘のように問題点はあるわけでございますけれども、私たちもそういう点は壊していきたくないというふうな考え方は持っておりますけれども、これは業界自体の中で、一、二年やってみたところ九人のうち五人もやれない方が出てきたと、それで非常に申しわけない。利用される老人にも申しわけないし、こういう案を考えていただいた市あるいは市長にも申しわけない、ということで、広く業界あるいは視力障害者の側の方が主体になって門戸を開いてみんなでやっていきたいんだと。それで数少ない視力障害者の方に仕事が集中するとか、あるいは地域的に落ちが出てくる、というふうな御迷惑はかけたくないということで、広く門戸を開きたいというふうなことでやっております。それから視力障害者の業者というのは、そうたくさんはおりません。ですので実質的な視力障害者の業者にマイナスが大きく働くというふうなことはないんじゃないかというふうに考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　一点目の質問は、資料の要求ということになりますけれども、十一ページの用地買収事務の四件ございますけれども、このうち「外一筆」とか、「外何名」という「外」の氏名を教えてもらいたいというのが一点目です。

二点目は、二十五ページの開発行為指導基準に基づく事前協議の件ですが、このうち五番の程久保六五六と、それから七番の三沢八六二、九番の程久保六一七、この三件につきましては付近住民との関係で、ぜひ緑地保全とか防災、あるいは住民要望等を取り入れたそういう協議をしていただきたいという、要望になりますけれども、この点についてお願いをしたい。それ

と正確な図面を、これは後ほどでも結構ですけれども、この三件についていただきたい。

以上、二点です。

○議長（桑　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第一点目の御質問でございますけれど、後ほど資料を整えまして御送付したいと思います。（「了解です。二点目もですか」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　二十五ページの五、七、九ですか。五番は程久保の六五六ー一八、これは金久の団地のところ付近でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　よく調べてないということですので、さっき言った緑地保全とか、防災、住民要望ということについてどう協議をしているか。それと正確な地図を後ほどで結構ですから、ぜひ準備して説明をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（桑　正一君）　都市整備部長、いいですか。後ほど図面を添えて説明してもらいたいということです。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ただいま質問された、開発行為指導基準に基づく事前協議のところですけれども、ページとしては二十六ページ、この十番目の日本観光開発の開発行為ですけれども、これはいつ申請があったか。そしてこの南平八丁目一一の二二というのは大体どの辺になるか、場所です、これをちょっとお聞きしたいと思います。

それから福祉部ですが、三十九ページの高齢者事業団の意向調査ですけれども、この調査期間といいますか、集計作業の期間はいつからいつごろまでだったのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。ついでですが、その作業はどういう形でやられたのか伺っておきたいと思います。

三点目は四十三ページ、水道部ですが、昨年の十二月に質問した平山住宅の赤水問題、これがその後どのような対策がとられ、現在どうなっているか、この機会にお伺いしておきたいと思います。

以上三点質問いたします。

○議長（桑　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　第一点の日本観光開発の開発行為でございますが、これについては南平台の南側に当たりますか、代々木ゼミの学生寮の下、こういうようなとこでございます。それからなお、この申請につきましては七月の二十六日に申請ありまして、二十七日受理をしている。こういう状況でございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　二点目、福祉部長。
○福祉部長（赤松行雄君）　二点目についてお答え申し上げます。
高齢者事業団の意向調査の作業でございますけれども、日時につきましては、七月十八日から八月十日までの期間でございます。それから調査の方法でございますけれども、老人クラブの会員七十二人の方にお願いしまして、地元の老人の意向の調査ということを、さっき申し上げました七月十八日から八月十日にかけて行ったわけでございます。それから具体的な集計の事務でございますけれども、市の職員と東京都の職員の指導でこの調査が集計されたわけでございます。結果的にはここにございますように、半数調査でございますので、一万人の老人がおりますけれども、四千九百ほどの調査対象となっておるわけでございます。その中で参加希望者が千六十二人、それから不参加者が三千四百九十八人。不参加の大きな理由は病弱でございます。それから参加希望者の理由でございますけれども、社会的に役立てたいと、健康のためだと、そういう理由がトップを占めております。大体そういうふうなことで、回収率はここにございますように非常に高率な回収率で、九五・九％ということで意向調査が終了したわけでございます。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　三点目、水道部長。
○水道部長（中島武男君）　お答えいたします。
御質問があった後すぐ住宅供給公社に直接電話をいたしまして、平山の住宅供給公社の赤水対策について住民からの要望があると、それから議会でもそういう問題が出ていますと、したがって早急に直せと市の水道部の方へ要求が来ているということでお話しをいたしました。二日ばかりたちまして回答がございました。これは管理課長です。私が電話をしたのは、榮久保の建物を建てるときの関係の業務課長に連絡をしてくれということでしましたので、業務課長が早速管理課長に電話をいたしました。管理課長から私の方に電話がありまして、住宅供給公社たくさん各市に持っておるそうですけれども、本来五十三年度予算の中で順位があると、あるんですけれども特にそういう事情であれば、ということで平山住宅供給公社の自治会と協議をしてやります、こういう回答がありました。それからしばらくして、私ども心配いたしましたので、もう一度電話いたしました。ところが、住民代表いわゆる自治会と協議をいたしました結果、五十三年度の順位を外しましてできるだけ早くやると、こういう回答が来ておりますので、私どもはいままでやってあるものと信じております。その後何の連絡もございませんので、工務課長にも尋ねましたところ、連絡はないと、住民からの連絡もないということですから、やってあるものと信じております。以上です。
○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問いたします。先ほどの開発行為についての質問ですけれども、南平台の南側というと動物園になると思うんですね。南平台の西側ではないですか。そしてさらにお聞きしますけれども、南平台西側ですと、ちょうど一年前、この予定されている開発地域のちょうど北側を開発し終わったと思うんです。その点ちょっと場所をもう一度確認したいと思います。もし昨年、一年前に開発した地域の南側だとすると、南平台の西側にある神社、あの下の緑地の部分の開発だろうと思うんです。その辺ちょって場所をもう一度確認したいと思います。
○議長（秦　正一君）　都市整備部長。
○都市整備部長（成井正夫君）　詳細はっきりしませんので、後刻はっきりさせます。
○議長（秦　正一君）　米沢照男君。
○二十五番（米沢照男君）　場所が確認されませんと後の質問が出ないんですよ。しょうがないんです。（「休憩」「はっきりしろ」と呼ぶ者あり）番地ははっきりしているわけですから、私も住宅地図を見て大体場所はおよそ検討して、再確認の意味で質問しているわけですが…。
○議長（秦　正一君）　都市整備部長わからないですか。
その南平八丁目の一一の二二というのは、どの辺の場所か。
（「休憩」と呼ぶ者あり）米沢照男君。
○二十五番（米沢照男君）　何なら課長に出てもらって…。
（「休憩」と呼ぶ者あり）
議長（秦　正一君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
「「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時　七分休憩
午前十一時二十九分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどの米沢照男君の質問についての答弁を求めます。
都市整備部長。
都市整備部長（成井正夫君）　失礼いたしました。先ほどの場所でございますが、惡野神社の東側ということでございます。なお、日本観光開発の隣接、先に開発行為やりましたその隣でございます。
○議長（秦　正一君）　米沢照男君。
○二十五番（米沢照男君）　さらに質問いたします。そうしますと、あそこは現在緑地になっています。その緑地保全との関係で意見を調整中なのか、ほかの問題で調整中なのか、この意見調整という中身をひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、昨年の六月の二十七日、六月議会の最終日ですけれども、ちょうどこの時期に京王観光開発が同じ南平八丁目の開発行為をやっていたさなかでありますけれども、その以前に開発されていた地域の排水問題が設計ミスと言っていいと思いますけれども、たいへん関係住民が、わずかな雨でも床下浸水、あるいは床上浸水まで、たえず脅かされている状況があると、これは業者に手直しをさせる必要があるんではないか、こういう質問を私はいたしました。これに対して市長は排水がうまく流れない、こういうミス工事はもちろん、その施行責任者においてやり直しをする。こういうことが当然である。よく現場をもう一遍調べまして適切な指導をいたします。こういうふうに答弁しております。その後どういう行政指導がされ、どう改善されたかですね。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　答弁求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。意見の調整中と申しますのは、開発行為につきましてはいろいろな、各部課にわたりまして担当事項について、この開発行為の意見と申しますか、そういうものがあるわけでございます。そういうことで清掃課なり、あるいは土木なりそういうところと全般的に意見を取りまとめると、こういうことをやっておるのが各開発行為すべてでございます。ただいま御指摘のありました緑地保全の関係、こういうものも含めて当然検討されるわけでございます。そういうことで意見調整中とこういうことでございます。

それから昨年の開発行為が出たときに、たしか御質問をいただいたとこういうふうに思います。そういう中で、これにつきましては、私確認しておりませんが、課の方と業者の方とただいまの御指摘の点について、住民の方のいわゆる要望と申しますか、その排水の問題につきまして業者の方に行って必要な改修なり何なり、そういうものをしたと、こういうふうに思っております。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　この開発行為は先ほど申し上げましたように、保全すべき緑地地帯といいますか、緑地保全地域と言って差し支えない地域だろうと私は思っております。あの南平周辺ここ数年来開発が進められて、日増しに緑が少なくなる、こういう状況があります。市は積極的に土地を買収してでも緑地を保全しようということで意欲的に土地買収も行っているわけでございます。したがって私はこの地域もちょうど、つまり神社と住宅の間にはさまれた帯状の緑地帯です。ここがさらに開発されてしまうと緑地保全何をか言わんや、こういうことになるんではないかと思うんですね。それは緑地保全の立場から、ここの開発については市としても全市的な緑地保全の立場から、ひとつ適切な対応をしてもらいたい、ということを一

つ強く要望しておきたいと思います。

それからさらに二点目ですけれども、過去の開発行為のいわゆる住宅地がスムーズに排水が流れないということから、わずかな雨でもすぐ溢水をしてしまう、若干手直しさせたようです。しかしそれを解消するまでには至っていない。全く従前とかわらない状況にあるわけです。こういう積み残しの工事と言うんですか、ミス工事を残したままどんどん開発を認めていく、同じ業者に、これはもう少し神経をとがらせて関係住民の立場に立って適切な行政指導をやる必要があると思うんですね。過去のそういうミス工事が残されたまま次々に隣接地、隣接地という形で開発がされていくと、よけい関係住民の不安がつのる、そういうことになると思うんですね、この点について市長から御答弁いただきたい。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の宅地化、その他の開発行為が非常に短期間に、しかもどちらかといいますと総合計画のないままに進んだ恨みがあるわけでありまして、今日の浸水問題はそれらに帰するわけでありますから、総合的な排水問題を大きな仕事として抜本的に取り組みますとともに、部分部分の細かな排水につきましても一番神経を注いでおるわけでありまして、過去の恨みばかり言っても始まりませんから、これから前向きに抜本的な取り組みをしながら個々のものにつきましても適切な処置をしていくと。特に一番われわれが困りますのは、開発指導といってもこれ民地であり、それから私権という形で需要供給のこともあるわけでしょうが、どちらかといいますと多少無理をしながら供給を図っていく、というのが一般の営利開発事業でありますので、できるだけ努力をし協力をしてもらえる関係をつくって主張いたしたい、これが今回のまた改正の理由でもあるわけであります。思うように必ずしもなりません。その恨みを感じておりますけれども、それでもなお努力をしよう。こういう意気込みでございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　この問題については緑地保全の立場、それから過去のミス工事の手直しという問題も含めて、ひとつそう安易にこれに同意しないように注文をつけておきます。

それから高齢者事業団の調査活動ですけれども、先ほどの答弁ですと老人クラブの人たち七十二名に依頼して調査をしたと、調査対象からいきますと一人七十件弱の調査だったと思います。時期的に大変真夏というか、暑いさなかに自分の住んでいる地域だけじゃなくて、かなり遠くまで出かけて、しかも氏名と住所だけと、一軒探すのに大変な苦労をして聞けずり回ったという話を聞いております。こんなに苦労をするくらいなら老人クラブやめます、という話まで私聞いているんです。かなり年寄

りに無理強いをした形で、それは自分たちが恩恵をこうむる将来の事業に向けての事前活動なんだから、こういうことで私はちょっと安易に利用しすぎた、と言っては語弊がありますけれども、ちょっと善意にすがりすぎたきらいはありはしないか、こういうふうに思っております。これは限られた一定の時期に調査結果をまとめたいと、したがっていまある老人クラブの組織を活用していいますか、協力を要請して調査結果をまとめたいというその事務局なり、都の指導もあったようですけれども、その点の立場はわかりますけれども、もう少し配慮が必要じゃなかったかとこんなふうに思うんですけれども、その点について御答弁があれば伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　いろいろ御注意をいただきましてお礼を申し上げたいと思います。

それでおっしゃるとおりでございます。私たちも七十二のブロックに分けまして、このブロックも大きい小さいいろいろでございます。それから同じ日野市の中でも七生の老人構成比というものが旧日野の老人構成よりずっと低うございます。そういうようなばらつきがあるわけでございますけれども、どこの事業団でも大体老人クラブの方にお願いをしているということで、安易にお頼みしたわけじゃあございませんけれども、比較的御丈夫な方にお願いをしよう、そういうことでお願いをしました。中にはおっしゃるとおり、そういう丈夫な方ということでございますので、近くの方で二人の方がいると。近くのブロックを受け持っていただくのに先に来た人が近くのブロックを受け持っていただいて、もう一人の人がそれに隣接はしておりますけれども、遠い所、住んでいない所というふうなこともございました。そういう経過もございましたので大変御苦労されたんではないか、あるいは調査に行ったところの御老人が書けないから書いてくれ、というふうなことについては調査員のクラブの方が直接書くと、あるいは何回も足を運んだ、いろいろあったようでございます。なおかつこういう高い九五・九％というふうな徴収率で締めくくっていただいた、ということについて非常に感謝申し上げている次第でございます。ここに至る経過につきましても並み並みならない苦労だろうというふうに考えております。それで、老人クラブ員をやめたいというまでの思い詰めについてはきょう初めて知ったわけですけれども、経過については、非常に苦労されたということについては承知申し上げておりますし、感謝申し上げておる次第でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　いまの答弁で経過はわかりますけれども、ひとつこういう実態を十分踏まえておいていただきたいと思います。一般的に老人クラブといいますと、一つ

のセンターなり集会室なりに集まって碁を打ったり、あるいは自分の趣味を生かしていろいろ老人クラブの活動をなさる。しかし、たとえば私の住んでいる都営住宅の老人クラブなどは半数以上が働いています。なかなか役員のなりてがいない状況です。家庭にあってもそう気楽に動ける。昼間からお湯につかったり、あるいは碁をしたりという暇はとてもない実情にあります。それがすべての老人クラブだとは申しませんけれども、なかなか最近はお年寄りだからといって、そう暇をもてあましているようなお年寄りばかりじゃない。働かなければ食えないという、そういう実態の中で老人クラブの活動が細々と支えられているという点も十分認識していただいて、今後のこういった活動があるかと思いますけれども十分ひとつその実情を把握されて適切な対応をしていただきたい、ということを要望しておきます。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。市政経過報告全般について質問者が残っておりますが、議事の都合によりまして暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後四時二十七分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。市政経過報告の質問が残っておりますので、それより入ります。板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　報告書の三ページの企画財政部長に関係することになるかと思いますが、高校誘致関係の報告がなされております。都側との協議が成り立って、このように報告されたんだろうと思いますが、その協議が合意した時点はいつごろなのか、ということと、もう一つは、最近、テレビあるいは新聞などでも、都の財政が非常に状況が悪い。そのため、来年度の新規事業がカットされるというようなことも報道されております。日野に誘致する高校の場合は、そういうあおりを受けるようなことがないのかどうか。都側ではどのような説明をしており、来年度建設着工は間違いない、ということなのかどうか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。都側との協議でございますが、これは細かな協議まで含めますと、昨日までかかっております。大まかな協議につきましては、今年の二月でしたか三月でしたか、はっきり日にちは覚えておりませんが、協議いたしまして、都立高校をここにつくるということは、決まったわけでございますけれども、先ほど言いま

したように、細かな道路などの協議につきましては、昨日までかかっております。

それからこの開校予定がそのとおりに可能であるか、ということでございますが、新聞紙上などで、多少都立高校の建設についてとりざたされておりますので、私どもも都の方にお聞きいたしました。都の方では問題になっておりますのは、今年度用地買収費があって、用地買収が進捗していない、というような場合に問題になっているようでございます。この日野市の都立高校のように、もうすでに用地買収の契約が決まっているというところにつきましては、予定どおり実行するということでございます。以上のとおりでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　次に石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一番目に要望を、先ほど全協の中で指導要綱の改正の説明を受けてるので、また別途に持たれるというので、御要望を申し上げておきます。

ああいうりっぱな資料を配付されるときに、前の開発行為なり中高層のものを一緒に付して、こういうところが相違になってるんだ、という点を出してもらうとわれわれ議員も非常に検討するのにやりいいのではないか、今後そうしてもらいたい、ということを御要望申し上げておきます。

その次に前の島村議員なり、いまの板垣議員が質問されたことに関連してたんで、そういうのは省略いたします。一番先にこれ間違いじゃないかと思うんですが、細かいことなんですが、資料の経過報告の十二ページに、何か土地の買収、十六小に伴う道路拡幅の所有者が百草の一〇〇二番地、稲葉芳郎と書いてあるのは、これは百草ではないんではないかと思うんですが、まずこの点を指摘しておきます。間違いだと思います。

それからいいですか、議長。公社の件を聞いてもよろしいんですか。公社のいろいろな報告……。いけないですか。

○議長（桑　正一君）　いいですよ。

○十七番（石坂勝雄君）　あとは公社のことについて伺いたいと思うんですが、一点は、非常に何というか、公社の昨年度の報告の中に、四十九年ごろの確かに金利があのころは現在と違って高金利だったために、何というか、九％というような金利なので、そういうときに取得した土地が、たとえば、学校等の代替地にいく場合に、非常に経費がかさむんではないか、こういう点の考え方をいまの低金利の中で、何か改善というか、何かできないものかどうか、その点が第一点。

その次に第二点は、いま先ほど板垣議員が言った神鋼電機の用地の中で、一方が都立高校、一方は第六中学校の予定地のようなんですが、新聞報道では、単価がいわゆる都の単価の、平米当たり単価と、市の単価が差違があるようだが、その点はどうなのか。

それからそれに関連して、五十二年度の開発公社の中のやっぱり神鋼電機の栄町の二丁目一九の一というやつは、これはどういう目的に、東京都の何か委託でやられて取得したという報告がなされてるんですが、その点。

それから、その次は開発公社の何というか、この報告では、いわゆる理事長が前の助役さんの前川さんの報告で、理事長がなってるようなんですが、役員構成がこのままの状態でいるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（桑　正一君）　答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　それでは、高校関係の御質問にお答えいたします。高校とそれから市立中学に予定しております土地との単価が相違しております。中学校の方が面積が二万十四平米で、十六億百十六万八千円でございますから、単価八万円でございます。高校は面積が二万七千九百九十八米で、金額が十七億六千百八万九千何がしでございます。単価は六万二千九百円でございます。以上でございます。

○議長（桑　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　最初に一点目の稲葉芳郎さんの住所の件でございますけれども、ここに百草九八四ということでございます。この点につきましては、落川というのがございますけれども（「一〇〇二番地だよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。百草一〇〇二番ということでございますけれども、この点は所有者の地番でございますから、このとおりでございます。

それから開発公社の関係で、栄町二丁目の神鋼電機の受託の件でございますけれども、これにつきましては、東京都から依頼を受けまして、市がかわってこれを購入した、こういう経緯でございますけれども、東京都の予算との関係もございました。そういうことで東京都にこの九月いっぱいをもちまして買っていただく。当然その中には金利、公社の経費、こういったものも含めまして東京都に買っていただく、こういうことになっております。

それから公社の構成の問題でございますけれども、お手元に報告で出されておりますのは、五十二年度の決算でございますので当時におきます理事長は、前の助役であります前川氏が理事長ということで、そこには報告されてるわけでございますが、今回五十三年度におきましては、収入役が理事長になっております。そういうことで変わってございます。それから金利の問題でございますけれども九％、確かに当時九％で、現在は長期の場合でも七・五ぐらいに改善されております。そういうことで、従来から持っているものにつきましては、確かに経費がかさんでいくわけでございますけれども、これにつきましても、いろいろ検討をいたしまして、今後改善をしていきたいと思っております。なるべく手持ちにおきましては処分をしていきた

い、このように考えております。

失礼いたしました。所有者、稲葉芳郎さんの住所でございますけれども、訂正されて落川でございます。正式に申し上げますと日野市落川一〇〇二番でございます。

○議長（秦　正一君）　それから開発指導要綱の旧と新の対照表、これいいですね、用意できますね。助役。

○助役（野呂　章君）　新旧の問題、合わせて後でいたします。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いまの何というか総務部長の、自分は実を言うとささいなことなんですけれども、稲葉芳郎さんの百草の一〇〇二番地というのは、この議案を受け取って、十一日の日に自分は少なくとも議会の事務局を通して、間違ってるんではありませんかと……。実を言うと信販の中で、もとは私の地所なので、百草と落川の差というのは大きなもので、それで指摘したわけですよ。それでしかもこういうところで言うべき問題ではないから、訂正が出るんではないかと思って、実は議会事務局に前もって言ってあった。いま少し部下の掌把が足りないというか、その辺の問題を自分は指摘しておきます。

次にいま一つは、企画財政部長の答えが神鋼電機の自分は面積の云々どうだということでなくて、何で市の用地と市の学校用地と都の都立高校の用地とが、単価が新聞に報道になったのとそっくりなので、差が出た、いわゆる平米当たり一万円違った理由が何かあるのではないか、こういうことを、お答え願いたいと思ってるわけですが。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。この神鋼電機跡地で、中学校と高等学校をつくるに当たりましては、この分け方を検討したわけでございますが、地形上から言いまして、中学校の方が面積が小さいものですから、旧甲州街道に近い方に中学校をとりました。そして旧甲州街道から遠い、つまり奥の方に高等学校をとりました。こういたしましたものですから、土地の鑑定によりまして、つまり、いわゆる旧甲州街道に近い、つまり駅に近い、いろんな点で地価の高いところを中学校がとらざるを得なかった、こういう経過でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　その点では了解するんですが、どうなんですか。栄町のようなところは、何か都の、さっきお答えがないから再度聞くんですが、栄町は都がほかの目的で使うんですか、神鋼電機の……。

それからいま一つ、ぼくはそういう点から考えれば、市が場合によれば一括して買って都へやれば、単価的にそういう問題がないので、プールした問題になるんではないか、こういう自

分は理屈が出てくるんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　神鋼電機の栄町の方の土地を、公社が一たん買収しましたことにつきましては、都の予算上の措置のために、都がすぐその場で買収できないということで一応、公社が肩代りして購入いたしまして、公社が都へ売る、こういう形をとったわけでございます。これは都の都合でございまして、市が都に協力してこうしてやろう、ということに決まって行ったことでございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　そういう点でいけば、自分は都立高校用地にしても、そういう方法がとれるんではないか、というように感じるんですが、その点はできないんですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　神鋼跡地を都立高校並びに市立中学の用地として確保しようといたします際に、単一価格にしようということを都とも交渉いたしました。しかし、実際上、鑑定価格におきましても、あるいは会社側の事情におきましても、当然これは路線化方式がとられるわけでありまして、それによらざるを得ない。しかしわれわれはどうしても少しでも安い方をとりたいということで、つまり遠い方を一たん予定いたしましたけれども、しかし中学校と高等学校の配置から言いまして、あるいは将来の中学校の校区の編成から言いまして、やはり道路に近い方が望ましいと、いうことを特に教育委員会から要望されました。したがって高い方を努力をしてそうして求めた、とこういうことになるわけであります。それからもう一つの社宅の方の用地のことですが、これは都の住宅局が非常に努力をして、関連公共施設等も整えて買いたい、こういう強い要請がありました。しかも、じかに会社と交渉して、一番会社側もそれが気に入った、ということの結果でございました。

そこで都側の事情なんですが、つまり全額が、全部の面積が予算上一時に買収しがたいから、その間市で確保しておいてほしい、こういう要請がありましたので、それに便宜を図ったということでありまして、市は何ら損をすることではありませんし、多少、そういうことの恩を売っておくことによって、あとあとの交渉ごとについても有利な立場をとろう、このように考えて行った結果でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　一点は、市長の報告の中で、先般の七月十一日の集中豪雨のことについて質問をいたしたいと思います。この報告によりますと、何か床上浸水、床下浸水というふうなことだけの報告なんですけれども、私、この前の議会でも申し上げたんですけれども、そのほか道路の破損だと

か、河川のはんらんだとか、いろいろ被害が起きている、ということを聞いております。この際、やっぱりそういうものを報告されるべきじゃないか。全然ないということじゃないと思いますので、そういうことも刻明に報告をすべきじゃないかというふうに思います。そういうことで報告をしていただきたい、というふうに思います。

いま一点は、下水道関係でございますが、新井地区の下水道処理場の問題、こういう問題もこの説明にはないわけですけれども、一年に四回しか開かれない議会で、この次は十二月ということでありますので、下水道のいまの処理場の用地の問題、あるいは住民との話し合いの問題、こういうことも市として進められてるんじゃないか、というふうに思います。そこで中間報告というふうな形でも結構ですからそういうことも報告をすべきじゃないか、というふうに思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お説のとおりだと思っております。資料といたしましては、道路の破損、あるいは用水路等の決壊、それから農地の冠水、これらすべて調査をいたしておりますが、後日、資料をもって御報告を申し上げます。それから流域下水道関係の、特に処理場地域にかかわりまして、権利者の方々、あるいは関係周辺の環境上かかわりのある方々との折衝を非常に詰めて行ってまいっております。おおむねそういった御希望に沿いまして、そして東京都並びに建設省との交渉の中で大きくその要望を入れた変更を行いまして、非常に前進をいたしておると私どもは考えております。そこでそういう変化の御報告を下水道特別委員会にすでに行っておる経過もございますけれども、議員全体の方にも御報告をする機会を持ちたい、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　後日出すということで了解しますが、この会期中に出していただきたいと要望しておきます。

○議長（秦　正一君）　市長、大丈夫ですか。

○市長（森田喜美男君）　いまでも報告できますけれども、会期中に出します。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　最後のようですので、皆さんの御質問によって大体了解いたしましたが、私、要望になるかもしれませんけれども、七月十一日の浸水の問題でございますけれども、職員の皆さんが一丸となっていろいろと復旧とかその他については、非常に熱心にやられて復旧がされたようでございますけれども、その点について一応予算を伴う復旧について、大分その間に調査けしてあるんですけれども、ということなんですけれども、おくれたというか…。それでたまたま本年度は後が渇水期ですか、雨が降らなかったもので二次災害ということも起こる、という個所も市内各所に見受けられたんでございますけれども、それも難なく無事に済んだという形に見受けられるわけです。そういうことからいってこういうようなことを要望申し上げるのも、やはり現在都の道路なり何なり日野市にも都の関係のところもございますけれども、その場所についてはどういうシステムか私は知りませんけれども、同じ予算を使われるにしても、すぐにも復旧されているというようなことを市民の皆さんも言われるわけです。そういうことからいって今後の対策について、復旧についてはいろいろと検討されているとは思いますけれども、そういう点に対して市民に安心感を与えるためにも、予算の措置についても判定というか、個所のそういうものにつきましてもなるべく早く復旧するように、そして市民に安心していただくように、ということで要望申し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　三十四ページの下の方ですが、土木課の十三の梅ケ丘団地の調査壕の堀削工事ですが、これは梅ケ丘は埋めるということになっているんですが、堀削というようなことは調査のためにやったのか、その点を説明願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　三十四ページ、十三番の梅ケ丘団地調査壕堀削工事でございますが、これは安全対策の面で崩壊するかしないかの危険度を調査する意味で、堀削して調査したということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　開発要綱の中では五百平米ということになっておりますけれども、二十二ページの渋谷区神宮前五ー八ー一一、豊田四丁目一九の二五です、これは五百平米以下なんです。それからもう二件は、二十四ページの栄町三丁目七番地の二六、これは三百七平米、それから次に二十五ページの五番ですが、程久保六五六ー一八、これ百九・二〇ですが、これは指導要綱では五百平米ということになっておりますが、どうしてこれらが開発関係について協議なされたか、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（秦　正一君）　都市計画課長。

○都市計画課長（小島　久君）　御説明申し上げます。ただいま二十二、二十三、二十四ページにわたって五百平米以下という御指摘でございますけれども、これは国土利用計画法に基づく届け出でありまして、開発行為ではございません。したがいまして平米数が少ないということでございます。次の二十四ページについても同様でございます。二十五ページの五番の平川英二さん、百九平米、これにつきましては、この場所が

宅地造成規制法の区域内に入っております。したがって造成の区域内に入っているものについては、擁壁の高さが二メートル以上超えるものについてはすべて五百平米以下であろうと意見具申をしなければならない。これは法上規定されておりますので御報告したわけでございます。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので事務局長の報告は省略いたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

六月十二日発生いたしました宮城県沖地震の被災地であります仙台市に、当市議会より調査団を派遣いたしましたので、調査団長より調査報告をいたさせます。

〔調査団長登壇〕

○調査団長（板垣正男君）　お手元に宮城県沖地震調査報告書を配付しておりますので、ぜひ御参照いただきまして本報告を聞いていただき、よろしく御検討いただきたいと思います。

私たちは九月の四日、五日、二日間にわたりまして仙台市を調査してまいりました。議長が私用によりまして調査に行けないということがございましたので、私がはからずも団長を仰せつかりまして、副団長以下団員とも力を合わせ鋭意地震の被害状況を調査してまいったわけであります。

調査の目的は、被害の状況を克明に調べる、あるいは実際に私たちの目で確かめる、ということに基づきまして、そこからの教訓を得て日野市における防災関係の行政をさらに前進させるために行ったものであります。地震の概要についてはここに述べてあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

調査の概要の第一点といたしまして、住宅地、道路、交通に重点を置きました。報告書の最後のページに被害の分布図がございますので、それらを見ていただければこの報告の内容がよくおわかりになるのでありますが、特に新興住宅地、宅地造成地、軟弱な地盤、あるいは傾斜地、こういうところに多くの被害が発生しているわけであります。擁壁に亀裂、はらみ、これらは仙台市内合計四百八十二件に上っておりますけれども、特に南部地域の緑ケ丘という造成地は、昭和三十三、四年に造成されたところであります。千七百世帯を擁しておりますこの宅地開

発に、特に被害が多く集中したということは、この分布図によっても明らかであります。この内訳の中で緑ケ丘関係が百五十九件に上っているということからも、容易にその被害の程度が想像できるものと思います。以下擁壁の崩壊、土砂の流出、地割れ、地盤沈下等々具体的な数字を載せておりますので、ぜひこれらの被害状況をお察しいただきたいと思います。

次に交通関係でありますけれども、地震の発生直後四時間から五時間程度、交通の混乱を来したそうであります。その際、信号機が不能になりましたので警察官の手信号による交通整理が行われたものの、若干の問題点、たとえば手信号が全然できないというようなことがあったそうであります。災害に備え、こうした交通整理のふだんの訓練というものを改めて問われたものと思います。

上水道関係でありますけれども、幸いと申しますか、供給源の水源地が比較的山の手にあったということから、水源地の被害は免れたようであります。しかし、十日間で復旧をみたそうでありますけれども、この間いずれも市水道局並びに水道工事店等による給水車の出動によって賄ったそうであります。延べ給水回数も六百三十七回出動して、市民の水を確保したということでございます。水が不足したために被害地における入浴はできないというような問題も発生いたしまして、市の福祉センター二カ所を無料の入浴サービスに当たったということや、公衆浴場が改めて見直されまして、大変な混雑を来したというようなこともあったそうであります。改めて公衆浴場の必要性、災害時における利用というものを考えますと、今後の公衆浴場に関する行政の取り組みも、違った観点から見ていかなければならないのではないかと思います。

下水道、電気については、ここに述べてあるとおりでございます。

ガスについても被害の状況は、数字で述べてあるとおりでありますが、全国的な応援によりまして一カ月ぶりに全面復旧したということでございます。

建築物もここで述べてあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、特にこの宮城沖地震で大きな問題点となりましたコンクリートブロックべい の問題でございます。建築基準法に違反しないブロックべい の建築が、手抜きあるいは技術の未熟によって容易に崩壊してしまった。それによる被害も非常に大きかったということでございます。私たちが調査に行った時点では、すでにこうした崩壊した現場はなかったのでありますけれども、仙台市当局の説明によっても、今度の地震の大きな被害のもとになったブロックべいについて、改めて建築基準法に基準を盛り込むなりする対策が必要である、ということを強調しております。仙台市民が十三名死亡しておりますが、そのうち九名が、

ブロックべいの倒壊によるものであります。宮城県内の二十七名の死亡中十二名の死亡者がやはりブロックべいによるものでありますだけに、この仙台のブロックべいによる被害がいかに大きかったかということが御理解できるものと思います。

火災についてでありますが、火災の発生総件数が十件にとどまったということであります。その内訳も普通の民家はわずか三件、しかもこれにはぼや程度のものも含まれているということでありますから、地震の発生が夕食の支度以前であったというようなことも幸いして、仙台市民の地震に対する冷静な対処ということもあったのではないかと思われます。

六番目の情報活動でありますけれども、これは電気の停電、電話の不通等によりまして、なかなか正確な情報が市民に伝わらない状況にあったわけであります。しかしながらNHKの仙台放送局は、きわめて具体的な点にまで及んで情報を流した、ということが市民に安心感を与えたのではないかと言われております。たとえばどこどこの寮生は全員無事であるとか、だれだれはきょう交通が不通のために、だれだれの家に泊まるから安心してください、というようなことまで放送を行ったそうであります。以上総合いたしまして、情報をいかに早く、しかも的確なものを連続して流すかということが重要であるか、ということを教えたものと思います。

以上のような調査結果に基づきまして、教訓と対応を以下十一項目にわたってまとめたものであります。

市における防火組織の強化充実のために

一つといたしまして火災発生防止のための対策、まず火を消すということの日常的な訓練、あるいはそれに必要な行政側の働きかけというものが必要であろうかと思います。

軟弱地盤地域、特に埋め立てを行った丘陵地帯の造成地については、実態を調査し把握する。そしてしかるべき対応策を立てるということが今日必要ではないかと思われます。この際、危険度を誇大にPRするということになりますと、混乱を招く恐れがありますので、十分その点注意する必要があると思います。

災害避難場所についてでありますが、交通の混乱、あるいは夜間でありますとやみとなるというようなことも考えられます。したがって身近なところにできるだけたくさん避難場所を設けるということが必要なのではないか、というのが私たち調査団の一致した意見でございます。

食糧についてもここに述べてあるとおりでございます。飲料水は貯水槽を設けるとか等々あろうかと思いますが、もう一方では仙台の教訓として給水車をフルに活動させ、給水体制をつくったという点にも注目する必要があろうかと思います。

次にブロックべいのことでありますけれども、先ほど申し上げましたようにブロックべいの点検も行いながら、必要に応じ

ては生垣等にもかえていく、ということも必要かと思います。緑化推進の上からもこうした生垣の採用、あるいは普及というものにもっと検討の要があろうかと思います。

七番目の化学薬品を取り扱う事業所でありますが、仙台市の大学における化学薬品からの火事の発生等を見るならば、日野市における、事業所等における化学薬品の管理体制の強化を望むところであります。

救急体制についても、ここに述べてありますが、特に交通混乱した際の救急体制をどのように行っていくか、ということについても今後検討の必要があろうかと思います。

十番目の各家庭における災害時の連絡や、避難場所等についての日ごろの話し合い、備えというものが必要であるわけでありますが、その際特に救急医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、さらにはプロパンガス等、携帯用のプロパンガスですが、それらを備える、あるいはすぐ供給できる体制と準備が必要ではないかと思われます。これらは市側の防災行政の中で十分市民がこれらの供給、あるいは準備ができる方向と必要な行政側の援助が当然検討されるものと思われます。

以上仙台市における状況を調査した結果、何と言っても二次災害の火災が十件にとどまった、ということが大きな不幸中の幸であったんではないかと思われます。これは地震の発生が日没前であったということや、あるいは夕食の支度前であったということもありますけれども、何と言っても仙台市民が地震に対して冷静に対処したものと思われます。常日ごろの心構え、あるいは市側の指導、こうしたものを確立する協力体制を私たちは痛感するものであります。

以上概略、調査報告書に基づいて報告を申し上げました。

この報告書の中で欠けている点が一つありますが、それは国に対する災害時におけるさまざまな救援、あるいは助成という面の検討であります。私たちが調査に行った際仙台当局の説明によりますと、国土庁の庁官を団長とする政府の調査団、あるいは県の調査団等も調査に来ているわけでございますが、激震地災害指定を要請したと、その後の新聞報道でもその指定を受けたというふうに聞いております。その際膨大な資料等を作成、提出しなければならない、というような時間的な問題や、あるいは現行の法律体制の中では十分な市民の救済が行い得ないのではないか、というふうなこともさまざまな情報によってわかるわけでありますが、こうした国に対する要望点が欠けております。これは私たちが調査に行った時点で市側からも十分な説明ができる時点になかった、ということがあるためにここには盛られていないわけです。議会、あるいは市側においてこうした法律に対する検討も今後同時に行わなければならないものと思っております。

なお私たちの調査の時点で、それまですでに百十の市から仙

台市に調査に来ているということや、今後なお一日二、三カ所の調査団が来るというような話もありました。これらの調査を行い、また教訓と対応を検討する中で、地震の被害の状況を直接調査する、あるいは見聞するということがきわめて有意義である。ということが結論得ることができたわけであります。よって議会での論議、あるいは市側におきましても今後この報告書をもとに防災関係の体制、条例等の整備、そして関係機関による協力体制を一層強めていく必要があるのではないかと思います。きょう議会が始まる前に秦議長と一緒に森田市長に会いましてこの報告書を提出いたしました。市長のもとにおいて、この報告書が今後の防災行政の中に生かされることを期待いたしまして私の報告を終わりたいと思います。（「私のじゃない、調査団のだ」と呼ぶ者あり）調査団を代表いたしまして報告を終わります。（「そのとおり、よくできたぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　報告全般についての質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　非常に単純な質問かと思いますけれども、その前にまず調査団の報告聞きまして御苦労さまと一言言っておきたいと思います。

実は調査団の構成につきまして、これは団長に聞くのか、議長にお尋ねした方がいいのかわかりませんけれども、どちらでも結構ですから答えをお願いしたいと思います。団の構成ですけれども、各会派何名の割り当てでなされたのか、たとえば新政会ということで、いままでずっときておりましたけれども、普通でいけば議長が行かなければ副議長が云々というようなことがあったり、あるいは団長を決める際、あるいは団員を決める際、与野党の関係でどういうふうにメンバーを出されたか、疑問があるんですけれども、それをどのように、どういうことなのかなあと思いまして。

○議長（秦　正一君）　議長の方からお答えいたします。

調査団を派遣することについてはすでに代表者会議でお諮りして決めたわけですけれども、いずれにしても六月十二日という時期からかなり経過しているわけですけれども、ちょうど話のあったのが八月半ばごろです。二カ月近くなっているわけですけれども、いまごろ行ってもかなり復旧もしているし、そう意味ないんじゃないか、という考えで私自身もいたわけです。たまたま向こうから議員さん等も視察に来られて、まだまだ生々しい状態が残っている、というふうに受け止めて、ちょうどいまごろ行けばかえって向こうも混乱していないしいいんじゃないか、十分調査もできるんじゃないか、という考えのもとに代表者の方にお諮りし、代表者か、さもなければ総務委員というふうにも私考えていたわけですけれども、この際日野市議会という立場で行くならば代表者でいいじゃないか。新政会の方は特に人数も多いし、この際二人ぐらい出してもらって、それでやったらどうだろうかということで、そういう方向で異例なことですけれども市議会として、会派代表として、また代表じゃない方でも代表として行くならば、そういう形でとって行こうということで決めたわけです。そういった点で御理解願えますか。本間久君。

○十二番（本間　久君）　実は私の勘違いで、以前新政会におられた人のことをちょっと忘れておりましたので、大変申しわけございませんけれども、若干新政会から三名出ているなと思って、そうすれば各会派から構成メンバーが違ってくるんじゃなかろうかと思って質問したわけです。どうもわかりました。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十一分散会

九月十八日　　月曜日

（第二日）

日野市議会会議録

第二十八号

昭和五十三年
第三回定例会

九月十八日　月曜日　（第二日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	
二番	市川芳太郎君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（一名）

十四番	福祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
都市計画課長	小島久	君

書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　青木玲子　君

議事日程

昭和五十三年九月十八日（月）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十九分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は二十七名であります。

一般質問を行います。まず最初に、一の一、勤労者施策の充実と促進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔六番議員登壇〕

○六番（中山基昭君）　おはようございます。事前の通告質問に基づきまして、市長並びに関係者に御質問してまいりたいと思います。

勤労者施策の充実と促進についてでありますが、低成長時代と言われて、すでに四年以上が経過し、国政における政治政策の貧困などから、長期にわたる不況にさらに追い打ちをかける円高のしわ寄せは、経済や産業活動においても、停滞、低迷をもたらし、働くための職場の安定、生活は悪化への傾斜をたどり、大量の失業者が恒常化する社会的な課題として深刻な度合いを深めてきております。私たちの毎日の生活は、社会、市民生活、職場生活、家庭生活から成り立つものであり、それぞれの場は違っていても相互に関連と連動し合ってのものであり、どれが一つ欠けても生活は成り立たなくなります。こうした立場と背景からも、雇用や、職場での働くための不安は、直接、市民生活につながるものであります。特に、政府施策が不十分な現状からは、市民生活の安定地域経済、産業の安定と振興を

図るために、最も身近な行政としてその役割りと施策の充実、促進を図ることが強く望まれているときでございます。

こうした面からは、すでに三月定例会においても、経済、労働行政の強化と充実について提起する中で、市長初め、関係者の一応の御理解を深められているというふうには確信しておるわけでございますが、さらに、その具体的推進についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。

最初に、行政と労使の代表による懇談会、あるいは協議会等の開催、実施についてでございます。行政としての労働、経済施策の充実、さらには、総合的な対応、態勢の確立を図るために、工業、あるいは商業、あるいはサービス業などを網羅しての、特に小規模経営を主体にする労働側、あるいは使用側、こうした立場の代表と、行政による意見交換、あるいは意思疎通、こうしたことを通じて、いま何が一番望まれるか、あるいは行政として何をなすべきか、こうした点について、十分なる意思疎通の中で、積極的な労働行政、こういうものを確立することが必要だと思います。この点について、市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

二つ目には、勤労者共済制度と文化、体育施策についてでございますが、行政官庁等の資料からも、市内には二千七百を超える事業所と、四万人以上の勤労者がおると言われております。しかし、その事業規模や、あるいは経営的な条件、こうした面

から、自主的な、つまり労働組合活動等によって、組織的、あるいは団体的に助け合い活動、こういうものに参加しているところは、わずかに五十六事業所と、こういうことが言われております。こうした中で、この小規模、あるいは未組織、こういう中で働く人は、傷病、あるいは災害、教育、住宅、こうした面からの悩み等も、また一段と強いんじゃないかと思います。こうした面からは、行政として少しでも安心して働くことのできる環境づくり、こういうことが大事だと思います。そうしたために、事業主の協力、こういうものを要請しながら、全国の勤労者相互扶助の機関でもございます、共済活動を進めております労働金庫、あるいは労済、こういうもののところの制度、こういうものと連動、連帯、活用しての導入、こういうことができるかどうか、あるいはお考えがあるかどうか、この点についてお伺いしてまいりたいというように思います。

さらには、文化、体育施設等の整備でありますが、憩いの場あるいは、この、遊び場、こういうふうな面からは、非常に市内は緑地公園、あるいは地域集会施設としての地区センター、これはかなり整備されておるというふうに私は思います。しかし、この、地域だけでなくて、多くの市民がより一帯感を高め合うこういうふうな面と、さらにはこの、各種のスポーツ等も非常に交流等も広範になっております。こうした面からは、できるだけ早く市のセンターとしての役割りを持つ集会施設、あるいは体育施設、こういうものが必要ではないかと思います。そうした面からは今年度も七生公会堂、あるいは南平体育館、こういうものを設立されるわけでございますけれども、必ずしも市のセンターとしての役割りでなくて、ややもすると、この、地域的な施設に近いんじゃないかと、こんなふうに考えるわけです。そうした面からは、ことしの予算の中にもわずかにございますけれども、市民会館の調査費、こういうものが計上されております。こうした面から、これからの進め方、あるいはお考えについてお聞きしたいというように思います。さらには、この、現在、多摩川の総合グラウンド、こういうような施設があるわけですけれども、なかなか総合グラウンドとは名ばかりで、実際は、この、競技をすると、なかなか、ころんで石につまずいてけがをする、あるいは選手が控えるにも、座るところもないと、こういうような実態の中にあります。そうした面からは、できるだけ早く、こういう河川敷という制約もあると思いますけれども、少なくとも最低限の整備、こういうものが必要じゃないかと思います。また、この競技等につきましても、非常にこの交流の輪が広まっております。そうした面からは、対外試合等もかなり多くなっております。さる六月頃でしたかね、市民大会ということで、市の代表としてサッカー部が都民大会で優勝をした。こうしたふうな中でも、なかなか市としての取り組み等が不十分なままに、市の代表でありながら、実際

には自分たちの身銭を切って旅費等に充当をしていかなきゃいかん。こういうような点も考えると、少なくとも市の代表という面からは、いま少し積極的な対応、対策が必要ではないかというように思います。

三つ目は、高齢者事業団の設立についてでございますが、これは要望にもなろうかと思いますけれども、日野市でも、いよいよ、この事業団の設立に向けて、関係者が非常に積極的な努力をなされている。こういうようなことは、先日の全員協議会等の中からも、十分理解しているわけでございます。しかし、この高齢者社会を迎えつつあると言われる中で、社会制度の未成熟、あるいはこの停年雇用などの制度との関連、こうした面から経済的に自立するために働く機会や、あるいは適用の能力の取得、こういうものを求める声が非常に高いんだというように思います。そうした面から、市の意向調査、あるいは説明会等の実績の中でも、かなり期待を寄せられていると、こういうように思います。そうした中で大切なことは、単なる応急的な施策と、こういうことに終わることなく、やはり、問題を広範にとらえた、社会、あるいは地域環境、こういうものの整備をするんだと、こういうような位置づけの中での取り組みが必要ではないかと思います。近隣他市、特に八王子、あるいは三鷹昭島、こういうところの実績等を見ますと、かなり単純なり、あるいは管理業務、こういうものが多いわけでございます。さらには、就労日数等は逆に非常に少ない。こういう面からも、これからこの点を十分参考にされて、これから設立する事業団について、市としても積極的な姿勢での取り組み、こういうことが必要だと思います。

特に、ここであえて改めて要望してまいりたいのは、仕事量の開発、こういう面に十分なる対応、対策、こういうものをもって取り組みをしていくことが必要だと思います。さらに、職員体制等も、単に都に依存するだけでなく、市としても独自の補強、あるいは努力、こういうことも必要だと思います。さらには、この技術習得、こういうふうな面も含めた交流学級、こういうものの開設等についてもですね、十分配慮しながら、この事業団が発展、定着することを強く要望しておきたいというふうに思います。

以上、勤労者施策の充実について御質問をしてまいりたいというように思います。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをいたします。

日野市の市民は、一つの計画として申しますならば、勤労者の町と言っていいと思うのであります。そして、教育、福祉、あるいは町づくり、それらの一般的な行政は、すべてこれは市民が対象でありますからして、あわせて勤労者に対する総合的

な施策である。このようにも言えるかと思っております。それらを、この特に勤労者施策ということでしぼります場合に、いま唱えられましたような施策での重要性が、特に顕著になってくるわけであります。この、労政関係のことにつきましては、これまで市の行政では余りなじんでいない分野なものですからどのように取り組むことが市民要求の正しいこたえ方であろうかということについては、今後、十分研究をしなきゃならない、このように思っておりますが、いま、特に具体的に取り組んでおりますことは、一つには勤労者の互助会、これは言いますならば、中小企業の、比較的組織率の弱い分野を対象として、勤労者互助会という施策を、市が中心になって開いていこうと、こういうふうに考えております。

それから、高齢者事業団につきましては、後ほど担当の方から、より正確に、詳細のお答えをいたします。

そのほかの、三月議会当時、中山議員の方から御指摘がありました、市内の労使、それから行政、この関係で懇談会、ないしは協議会というものを設置したらどうかと、この御提案をいただいておりまして、われわれもいろいろと内部検討を行っております。ただ、われわれの能力と言いますのは、特に労使の関係につきましては、都におきましての、あるいは国におきましてのそれぞれの行政機関がありますし、われわれは、じゃあ、その際に何をなすべきかと……。確かに生活の安定、それから需要供給の関係の調整等があろうかと思っておりますけれど、安易にそういう会合を持っても、なかなか目指す具体的なことが出にくいんではなかろうか、このようなことで、まだはっきりした見解を持ち得ておりません。そこで、特に後々にも提案をされます中山議員の御意見も十分承って、そうしてそういう機会を試みに行ってみたい。そこで出される意見に沿って、何か行うべきことがあるならば取り組むべきではなかろうかと、このようにも考えております。

勤労者の方の日常生活が、職場生活、社会生活、家庭生活で成り立っておる。そこで、われわれの担当するのは、大きくは社会生活であり、あるいは家庭生活の健康のことであります。そういう分野で、あるいは物資や物価のことであります。なるべく家庭が、衣、食、住と言ってはちょっと幅が広過ぎるかもしれませんが、そういう需要供給の関係の正常な関係を、ペースを培養しておる、このように考えております。

この、文化、スポーツ関係、ないしはセンターとなりますような施設、あるいは地域、地域の憩いの場、あるいは遊びの場、それらのことはすべて、これは住民対策であり、勤労者対策であるわけでありまして、いま着手し、あるいはこれから建てようとしております市民体育館、あるいは七生公会堂、これらは、まさに勤労者に向けての施策でもあると、このように私どもは位置づけておるところであります。それから、確かに屋外のグ

ラウンドが日野市の場合、十分ではないわけでありまして、今後、蚕糸の桑園跡等を市が取得することによりまして、スポーツ公園、こういったように充てようということは、すでに御承知をいただいておるとおりであります。

市民会館ということの御指摘がございまして、何とかこれを早くつくりたい。一応、用地は確保し得ておるわけでありますから、財政面の可能性を取りつけることができますならば、なるべく早く着手をしたい。これにつきましても補助金の制度でありますとか、あるいは起債の制度、それらにつきまして検討を行っておる状況でございます。なるべく早い機会に、市民に一つの基礎的な構想も示し得るような、そういう手だてを進めたい、このように考えております。

言われるところの、要するに勤労者施策をもっときめ細かく、積極的に行えと、こういう御指摘だと思っておりますので、それらの施策と両々合わせまして、特に、勤労者が一つの組織体として自分たちの生活や権利を守りつつ、また、社会にも役を担っていただく、こういう関係を確立したいと思っております。もし求められることがありますならば、それらの、特に事務所等についても考えてもいいんではなかろうかと、このようにも思っております。

高齢者事業団につきましては、やや具体的に進んでおりますので、担当の方からお答えをいたします。

概要ではございますが、以上のとおりお答えをいたします。

○議長（秦　正一君）　三点目の高齢者事業団、意見として受け止められますか。特に答弁ありましたらお願いします。

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　高齢者事業団につきましては、この間、全議員さんを対象としまして御説明申し上げた次第でございますけれども、ただいまの御質問に沿いましてお答え申し上げたいと思います。

その節にもですね、日野の地区高齢者事業団に対する、各個老人の御要望というものが非常に多い、期待されているというふうなことを、われわれもはだ身に感じておるわけでございます。そういうふうな線に沿いまして、現在、この二十七日から、個々の調査の方は半数調査でございましたので、二十七日からは、働く参加希望者、働く気持ちのある方を全員、個別面接をしまして、仕事の向きとか、あるいは一週間にどのぐらい程度参加できるか、どういう技術を持っているか、詳細に調べたい。それから、事業所につきましては、今月いっぱい、各事業所のどういう仕事を提供していただけるかという調査をやっております。現在、三〇％集まっております。現在集まっている中では、非常に積極的に仕事を提供していきたいというふうな積極性が見られます。あと、集まってまいりませんのが七〇％あるのですが、それについては、そう多くは期待できないんじゃな

いかというふうにも考えておるわけでございます。それから、非常に仕事量を確保しまして、老人の仕事の確保ということを十分にやれというふうな御意向でございます。その中で私たちの方の調査を申し上げますと、皆さんにも説明申し上げましたけれども、健康のために働きたいというのが六九%でございます。それから、若いとき身につけました技術を社会のために役立てたいと、こういう方が三五%。それから能力の発揮、これが二一%です。こういうふうなことになっておりまして、友だちがほしいんだ、だから参加したいというのが続き、小遣いがほしい、それから生活維持をするんで働かなきゃならないんだというのは一二%、こういうふうに続いておるわけでございます。それから、健康状態を申し上げますと、病弱だということで参加しない方が二七%ございます。それから、家事に従事しているということによって、家事で手いっぱいだというのが二五%というふうなことで、半分以上がこういう理由で参加できないわけでございます。病弱のウェートが非常に強うございますので、そうひどい、きつい労働等は考えておらないわけでございます。

それから、年代別に職業を調査しましたのを見ますと、職業をいま持っているという方、五十歳代では一〇〇%の方が就職しております。それから、これは男でございます。女の人は、五十歳では二〇%の人が職業を持っている。八〇%の方は仕事を持っていない、こういうことでございます。それから、六十歳から六十四歳までの方々については、男のうちの半分が職業についております。半分の方が、要するに、お宅にいらっしゃると、こういうことでございます。同じ六十四歳までの女性の方は、三〇%の方が、職業を持っている。あとの七〇%の方はお宅にいて家事の手伝いなんかをやっている。それから六十九歳までの代の方では、男の四〇%が仕事を持っている。女性の方は一六%。七十四歳代になりますと二七%の男子が仕事を持っている。こういうふうに、年代を追うに従って仕事を、就職しているという率は下がってきておるわけでございます。それで、おっしゃるような、なるべく一週間に五日とか六日、それから、時間も八時間働けるような組織にしたいというふうに考えております。ですけれども、設立当初は二、三年たちませんと十分に仕事が確保しきれないという、スロースターターな傾向は避け得ないんじゃないかと思います。それについては、なるべく努力していきたい。そうして、御要望に応ぜられるような体制まで早くもっていきたいと考えておるわけでございますけれども、もう一つのネックとしまして、高齢者事業団で働いた場合のお金については、所得税はかけないようにしていくんだという暗黙の了解があるわけでございます。これにつきましては、現状そう大きな収入になってないからということもあろうかと思います。それから、高齢者が汗水をたらして働いたお金だからということもあろうかと思います。職員体制につきましては、もちろん、東京都から三名分参りますけれども、三名以外に、市から二名程度は補助をしていただいて、五人程度で運営していきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。御了解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　先ほどの市長の説明等の中で、大体、一応のお考えは理解できるわけですけれども、ただ、あえてここで再度強調したいのは、単に、安易な会合を持て、あるいは懇談をせいと、こういう立場からの指摘ではないということです。市長は先ほど、都政、あるいは国政等に依存するこの労政、あるいはこの行政、こういうふうな場が主体的なようなお話があったわけですけれども、私は先ほど質問の中でも出ましたように、現状はそれだけでは不十分である。もっと身近な行政として何かやることがあるんだろう。また、やってもらえることがあるんだろう、こういうものを、どうして行政で把握して対応していくか。ここに力点を置いた一つの場を持ったらどうでしょうかと、こういう呼びかけになるわけですけれども、この点について、再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この、労政という広い分野になりますと、制度的には労政事務所でありますとか、あるいは事業を、技術障をそろえていきたいということ等も考えておらということもあろうかと思います。

は職業安定所でありますとか、あるいはそれらの、かなり制度化されておる面がありまして、私どもの地方自治体で何を受け持つか。これは要するに、市民という立場で何を求められるかということを、ぜひ十分聞く必要がある、こう考えております。この労済関係あるいは労金の積極的な利用、活用というようなことで施策が生まれるものであるならば、十分勉強をいたしまして、そうして要望にこたえる、そういう取り組みをすべきであろう。ただ、求められることがかなり具体的に出てまいりませんと、ちょっとわれわれの頭ではまだつかみかねるものがございますので、そういう面も勉強をさせてもらおうと、このように考えておるところでございます。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　要望を一つ申し上げて、この項を終わりたいと思いますけれども、市長の言われる、普遍的な、あるいは公平な行政、町づくり、市民サービス、こういうようなものは当然であるわけで、また、最も大切なことだというように思います。あわせて経済や社会環境、あるいは市民要望、市民厚生、こういうふうな施策を、いかに調和をしていくかというところにあるんじゃないかと思います。特に勤労者施策等を見ますと、近隣のそれぞれの市でも、もっと積極的な施策を実施しているところもたくさんございます。そうした面からは、先ほども触れましたように、まだまだ日野市はおくれておる、あるいは不十分だ、こういうふうな中で、より一層の市長の積極的な対応、取り組みを、お願いと要請をしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって一の一、勤労者施策の充実と促進に関する質問を終わります。

一の二、区画整理事業に伴う保留地の公売についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○六番（中山基昭君）　区画整理事業に伴う保留地の公売について質問してまいります。

もちろん、保留地という性格から、単なる分譲、こういうものと違って、一定の資金確保、こういうものを含めた公売だろうというふうに私は理解しているわけです。しかし、市民生活、あるいは地域生活の中で、全国的にも総世帯数の約三割、これを超える多くの人が住宅に困っている、あるいは困窮感を訴えておると、こういう実態の中におります。とりわけ東京圏等においては、四割、五割に近い実態だということが言われております。そうした中で、いま住宅問題は医療、あるいは老後、こういうものとともに、個人的な私的領域ではなかなか解決ができない、あるいは困難だと。こういう中で、公共的な対応と確保に強く期待が寄せられておるというふうに思います。しかし、民間アパートや公共住宅の入居等においても、入居費の増加、さらには一定の規定条件、家族構成、こういう面から、なかなか入居が制約をされると、こういう実態の中にあります。そうした面からは、この、量、質の面から住宅行政の失望、こういう中で、自力で何とか解決しようと、こういうふうなことを思考して巨額な借入金等に依存しながら、持ち家、あるいは住宅取得に強く関心が寄せられておるというのが実態だと思います。こうした中で、比較的安心、信頼のできる区画整理事業等の保留地の公売、こういうものに期待が強く寄せられるのは、今回の神明上の実績十三対二百二十二と、こういうふうな倍率からしても明らかではないかと思います。その施行者が市であり、もちろん代表者が市長であるわけですが、私は、公売の要領、あるいは手続、こういうようなのを見て、むしろ一般の不動産業者以上に営利的な、しかも、資力を優先した、非常に、勤労低所得者に手の届かない制度、あるいは手続等に、怒りすら感じておるところでございます。今後においては、真に住宅に困り、あるいは必要とする者を主体にですね、資金の調達においても相当な借入金等を含めての計画であると、こういうことを認識しながらの公売にしていただきたいというふうに思います。

そうした面から、次の何点かにわたって御質問したいわけでございますけれども、一つは、申込要領、あるいは、契約手続等についてでございますけれども、競争入札は地価の引き上げ要因や、あるいはこの、資力の弱い勤労者にはなかなか落札ができない。こういう面からは、事業計画等の中で一定の資金確保のための基準価格、こういうものがございます。そういうものに基づく抽選方式、こういうものができないかどうかということが一つでございます。さらには、代金の納入が一括と、こういう方式になっているわけですけれども、この権利登記等の関係から、できたら分割納入、こういうふうなことができないかどうかということでございます。さらには、この、所有権の移転登記等が、事業の完了後でないとできないんだということでございますが、やはり、そうした面からは、この公売の時期についても、事業の進行状況、あるいは見通しを明確に持った中でやるべきではないかというふうに思います。さらには、この、入札時と契約時にそれぞれ保証金、こういうのが設けられているわけですけれども、それらの制度については、契約金のみで、入札時の保証金、こういうものが果たして必要かどうか、この点についてもお伺いしたいというように思います。

二つ目には、保留地の落札した人の現有の活用状況、こういうことでございますけれども、今回の落札者において、営利を目的とするような状況にある者はいないかどうか。さらには、これまでの公売された保留地の活用等について、営利やあるいは転売、こういうものがなされていないかどうか。もし、この点は非常にむずかしいと思いますけれども、おわかりになっておりましたら教えていただきたいと思います。

最後に、事業規模と資金計画の関連ですけれども、一定の、この、事業をするんだと、この事業はどのくらいの規模でやるんだと、もちろん、それに基づいて、この資金計画がなされる。その中で、市の負担金、あるいは、国や都の交付金、さらには、先ほどの、この保留地の資金、こういうものを含めて一定の資金計画がなされるんだろうというふうに思います。こうした面から、この競争入札によって、当然大きくその資金計画を上回ると、こういうことになるわけですけれども、その点について、その場合、事業規模がもっと拡大されるのか、あるいは市の負担金なり何なりが減額になるのか、こういうような関連について、お聞きしたいというように思います。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず第一点の、申し込みの要領でございますが、これらにつきましては条例規則に基づきまして、一応、入札でやると、競争入札でやると、こういうようなことになっておるわけでございます。現在の神明上の土地区画整理事業につきましては、そのように定められておりますので、ただいまお話がありましたような、抽選、こういうようなことはできないわけでございます。

それから代金の、第二点でございますが、一括納入、こういようなものに対して、分括納入はどうかと、こういうようなことでございますが、これにつきましても、一応、決められた規則の中で実施していると、こういうふうなことでございます。

それから、そのほか、所有権の移転登記と、こういうようなものにつきましては、一応区画整理事業が終わらないと、一応できないと、こういうようなことでなっております。

なお、保証金につきましても、入札保証金は、一応、必要ないのではないかと、こういうようなことでございます。契約の保証金だけでいいんじゃないかと、こういうようなことでございますが、現行の条例規則によります、入札によりましては、入札保証金もいただいて、それが、落札者については契約保証金と、こういうようなことになるわけでございますが、それらにつきましても、一応、現行の条例規則に基づきまして実施をしてると、こういうようなことでございます。ただ、これらにつきましては、前段、先ほどお話ありましたように、現行のこのもので、必ずしも私どもの方としては満足をしておるわけではございません。そういうようなことで、今後に行われます区画整理事業につきましては、そういうようなことも十分検討した中で、必要な改正をしていきたい。抽選等、そういうようなことも含めまして検討をしたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

なお、その次に、保留地を購入して、その後の活用の状況、営利を目的としたものはないのかと、こういうようなことでございますが、私どもの方では一つの区画整理事業が終わりますと、その後を、いわゆる追跡調査と申しますか、そういうようなことをやっておりませんので、はっきりしないわけでございますが、私どもの方としては、一応そこに住宅を建てられておる、あるいはそのような準備をされておると、こういうようなことに解釈をしておるわけでございます。

なお、最後に、資金の計画と事業計画との関連でございますが、これらにつきましては、もちろん、それぞれの事業計画に基づきまして内容が決まっておるわけでございます。なお、その事業の変更と、こういうようなことで、その事業が支障なく遂行されると、こういうふうなことによりまして変更というようなこともやっておるわけでございます。そういう中で、保留地が基準単価以上に売れた場合のその金はどうするのかと、こういうふうなことでございますが、それらにつきましては、その事業の中で、やはり処理されると申しますか、その事業の中に充当されて、そして、さらに質のいい事業になるか、あるいはまた、その事業の性格によりまして、現在、資金計画で不足をしているということになりますと、そちらの方の利子の返済とか、こういうふうなことに充てる、こういうふうなことになろうかと思います。

以上でございますが、回答のとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　私は、ただいまの説明で、現在のこのやり方、方式が、条例なり、あるいは規則に基づいてやられている、こういうことは理解しておるわけですけれども、これはこれから市長にお考えをお聞きしたいわけですけれども、少なくとも私の考え方等の中からは、現状のこのやり方、方法が必ずしも最善じゃないんじゃないか、こういうふうな面を含めた指摘になるわけでございます。したがって、事務当局とすれば、現在決まっておる規則なり、条例の中でやってるんだと、これはもう、そのとおりであたりまえのことだろうと思いますけれども、こうした、いま先ほど、幾つか指摘した点、あるいは現状の住宅問題、こういうものを考えた中で、この点をさらに課題として研究していく、あるいは何らかの、いま少しうまい方法はないかと　こういうことを探求する、こういうお考えがあるか、どうか、こういうふうな点でお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

この、区画整理保留地の処分金というのは、事業計画の資金計画の中に入れられまして、そして公共減歩、保留地減歩、それらを合わせて一般に区画整理減歩と、こういうことに言われ

ております。そして、その保留地の処分金に事業費を依存するところがかなり大きいものですから、その事業の内部といたしましては、なるべく有利に処分できることを望む。審議会等はそういう立場をとっておることが往々あるわけでありまして、私もその点に疑問を持ちまして、市が行う公共事業としての事業であり、かつまた資金計画がありますから、その法の中に定められております土地の評価額ということで、適正に処分が行われますなら良、資金計画を満たす、そういう兼ね合いでよろしいんではないかと、このように思いまして、これまでも部内には、こういうやり方は市民にいろいろと疑義を振りまく、ないしは、この先ごろの神明上の保留地処分のある例では、相当周辺よりも高く売れた。つまり、市が処分をする公売事業が、土地の価格をつり上げると、こういうような役目に、思わず、言われても仕方がないような結果が出ておりまして、こういうことであると一層また、事業ないし行政としてはまずい。ただ、区画整理事業の性格といたしまして、本来、宅地供給をする、住宅政策ではない。そこにうらみがあるわけですが、せっかく期待をされる市民の方々に、不信や批判を受けるようなことでは困りますので、今後の区画整理事業にはそれを改めたい、このように考えております。ただ、今日はすでに、条例と申しますのは、日野市の議決で定めました区画整理施行規程を定める条例、この中の保留地処分条項がありまして、それに準拠して行っておる。それもまた、いろいろと細かい規則を伴っておる。この中で処理をされております。したがって、やり方として間違ってはおりませんが、そういう、市民に対する不信、ないしは政策的にも役に立たない、政策的にも役に立たないと言っては悪いんですが、少々まずい点がある。このことをしっかり反省をいたしまして、すでに行っておる事業では、これはもう変更は不可能だと思っておりますけれども、後々の事業につきましては、十分、そのあたりのところを配慮いたしたい。したがって、公募、抽選という形でもよろしいんではないかというのが、いまの私の気持ちでございます。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　大体わかったわけでございますけれども、私も、単なる分譲、こういうふうなものと違って、一定の資金確保、こういうようなものであるということは理解するわけですけれども、やはり、いずれにしても、いろいろと現状の制度そのものについて、もう少し研究、あるいは検討する余地があるんじゃないか。したがいまして、今後の一つの課題、あるいはこういう中で受け止めていただいて、これからの事業については、できるだけ改善できることを期待いたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって一の二、区画整理事業に伴う保留地の公売に関する質問を終わります。

二の一、防災対策についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　ただいま議長の方から発言のお許しがございましたので、私は、防災対策についてということで、市長並びに皆さん方の見解をお伺いをしておきたいと思います。

冒頭、私は六月の定例市議会において、初期消火を必要とする、自治会内に要綱に従っての消火器の設置はどうなっているのだろうか、との質問をいたしましたが、その後、二カ月経過したのみのために、まだ要綱どおりの設置が時間的にもできないと思いますが、私が六月にお願いをいたしておきましたとおりの、ぜひとも、これから先も自治会の調査を進めていただいて、できる限り市民の日常生活の安心を確保してもらいたい。これを冒頭、まことに申しわけございませんが要望をさせていただきたいと思います。

そこで、今回も再び防災対策についてということですけれども、いざ災害が発生すると、当然のこととは思いますけれども、情報が不足をして、市民の間に相当パニック状態が起きてくる。これは当然ではないかなあと、このように私も考えておるところでございます。これらの場合に、市民の皆さん方に対してどんな方法で的確な情報を流していくつもりなのか、この点について何点か質問をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、日野市は相当にわたっての広範囲でございます。現在でも、火災、あるいは水害、これらの災害が発生をしても、その付近の一部の住民の皆さん方には当然わかることでございますけれども、全市的には翌日の新聞などで被害の状況を知って、いまの状態ではそういうことが続いていると思います。たとえば被災地の付近に親戚があるとか、あるいはまた、友人、知人がおる。これらの場合には特に困るような場合があると同時に、これらの事故を防ぐためにも、皆さんに対して、防火、そのほかの注意事項もお知らせをしていくということができるんではないかと考えて、これから市内の各方面と言いますか、これは当然、南、北、西というようなことで、方面別にでもスピーカーによる伝達ができるような設備など設置ができないものだろうか、これについて、提案と言いますか、質問をしていきたいと思うんです。

御案内のとおり、日野市内のほぼ中心点であります御野立場、現在はおかげさまで矢の山公園のきれいな場所になっておりますけれども、忠霊塔がございますところに、昔の市長時代でございますけれども、ここにその当時の、時報を打った、あるいはまた夜九時、愛の鐘ーそろそろうちへお帰りなさいというようなことでもって使用をされたスピーカーがついた鉄塔が建っておりますけれども、これがいま現在には全然使用をされてい

ないと私は思っておるんでございますが、これらを起用して、種々の伝達に必要なことを市民に通報する考えがあるかどうか。また、先ほど申しましたけれども、方面別にこれらのものを設置をしていくお考えがあるのかどうか。この設備については、もうすでに近隣都市でございます青梅、昭島両市などでは、すでに行っておって非常に便利だということを聞いております。当然、当日野市内においても、これらの問題は一考する必要があるんではないか、そのように考えております。

次に、ただいままでの御質問、御提案は、電気が使える場合のことでございます。地震、即停電などの場合には、これらの設備は当然使用ができなくなると思います。幸いにして、りっぱな庁舎も完成いたしまして、聞くところによると、この庁舎にも不時の停電等に備えて自家発電の設備が装置されている、このように私も聞いております。そして、その自家発電の出力は私は知りませんので、どのくらいの出力が出て、どのくらいの時間、確保できるのか、この点もお伺いをしておきたいと思います。

宮城沖の地震でございますが、仙台の場合、ＮＨＫが早速、ローカル放送に切りかえて情報を細かく放送してくれたというような報告もありましたけれども、このことは、一地方都市で仙台だからできたことだと私は思うんです。まして仙台の場合は、キーステーションの仙台放送局を地元に抱えておるし、これがまた、いざ東京二十三区二十六市、これらのことを考えるに、ＮＨＫ、これが即、日野市民に対していろんな情報を流してくれることは、できないことは子供でもわかっておると、このように考えております。それについては、やはり一地方自治体が、それぞれの考えを、情報の徹底についてはどのようにして情報の徹底を市民の皆さんにお知らせをするのかということは自治体の考えではないか。そこで、これらの場合にはどう対処していくのか。これは市長にお伺いをしたいと思うんですけれども、市長はどういうふうなお考えを持っておるか、お伺いをしておきたいと思います。

これらの問題とも当然関連すると思いますけれども、市内の市民の皆さんの中には、無線通信の愛好者がたくさんおられると思うんですけれども、現在、市当局としては、これらの愛好者の皆さん方の掌握は、どういうふうになっているのか。ただただ、あの地域に無線愛好者、この地域にというようなことで、それはいざというときにお願いもしなければならないんではないか、私はこのように考えております。

以上、第五点になりますけれども、このお考えを提供していただきたいと思います。

○議長（秦　匡一君）　大柄保君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

第一点目の問題でございますけれども、現在、忠霊塔の場所に、当時愛の鐘と申しますか、こういったものが現在もそのまま残っていることは事実でございます。その中でございますけれど、現在の活用は行っていない。これにつきましては、これは当初はその目的に沿って活用してまいりましたが、その後、付近に住宅が増加した、こういうようなことで、騒音問題、こういうようなこと、それから、神明上の区画整理事業の進行、こういう過程で電柱の移設等が行われまして、そこで現在、電線が取りはずしてある、こういうので、これが現状でございます。したがって、ございますけれど使用が不可能であるということでございます。

それから、こういうような伝達の一つの方法でございますけれど、スピーカー等の設置をする考えということでございますけれど、各方面にスピーカーの設置の考えでございますけれど、現在の、いま申し上げました忠霊塔の場所を含めまして、防災問題につきましては総体的に、これは見直しをしなければならないというふうに考えております。そういう中の一つの御提案として、これからの検討をしていきたい、このように考えております。

それから、自家発電の出力、それから時間でございますけれども、現在ございます発電能力でございますけれど、百六十キロワットでございます、百六十キロ。それから、その時間でございますけれど、連続運転時間で六時間、これが使用可能であるということでございます。当然、出力等が若干落ちるわけでございますけれど、現在の通常のあれからいきますと四分の一程度に低下するわけでございます。そういうことでございますので、通常の業務等には支障がないというふうには言えるわけでございます。

それから、伝達をどう考えているかという問題でございますけれど、これは市長に対して御質問でございますけれど、事務当局といたしましては、現在、この防災計画ができているわけでございまして、この中にございます。市民に対する伝達の方法といたしましては、正確な情報、これを伝えるということが、まず一番重要な問題でございます。そういうことで、それぞれの東京都なりの情報、これに対しましては公的機関等に通報し、それから市民等に対しましては、そこからもございますけれど、いまのこの計画に従いますと、広報車あるいはビラの掲示、こういうことも一つの方法として、現在の段階における計画といたしましては、できているわけでございます。

さらに、これに関連いたします無線通信の愛好者、いわゆるアマチュア無線の問題でございますけれど、これにつきましても、二十三名の名簿がこの計画の中にございます。現在、これにつきましても把握を努めておりまして、現在三十二名の方が

私どもの方に報告されております。そういうことで、こういった電気の電線の切断等におきましては、こういったアマチュア無線の方に対しましても協力をお願いしていくということでの体制は、まあ訓練まではいきませんけれど、体制はできておるということでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この震災の、特に宮城県沖の地震を一つの契機といたしまして、大きい都市震災を受けたわけでありますから、大変いろいろ、われわれ、いま考えておるところでございます。地震のときに地域防災計画として何が可能であるかと、こういうことを、とことん詰めておかなければならない。これは時刻のこともありますし、それから人民態勢の、どの程度の時間で体制をつくり得るかというようなことも、それぞれあるわけであります。一応、防災計画そのものは持っておりますけど、これが有事の際に活用ーそのとおりいくかどうかということに対しては、かなり疑問を感ずる面もございます。そこで、まだ勉強の一端ではございますが、日野市の各地域を方眼紙のような目盛りで縦横に割ってみまして、そして、自治会でありますとか、いろいろな組織力に依存をする面がありますが、地域防災リーダー、そういう役目の方を常時、設置しておきたい。そのためのまた日常的な学習を、いろんな分野で行いまして、一年がけぐらいでそういう方を養成をしたいと、このように考えております。そうして、その方々に、しかもなお、それには一人ではまた欠けるときもあるかもしれませんので、何人かそういう役目を受けていただく。そこに、正確な情報が伝えられる仕組みをつくりたいものである。そうして、そこには相当、ある範囲に効く電池式のスピーカーでも常時置きまして、そうしてその情報を周辺に伝えていただく。問題は、その源になる防災本部からの指令でありますが、これにはまだ私どもも、確実な、つまり電話線が切れる、電気が切れる、その際に、どういう方法があるだろうかということを、きわめ得ておりません。そこで、先ほど言いましたような、ビラでありますとか広報車でありますとかいうことを、すでに計画にはなっておるわけであります。恐らくその際には、各放送も、あるいはトランジスタラジオ等を各家庭が持つことも、これも大切でありますし、情報は私はかなり伝わってくるであろう。そこで、いま一面には、消防委員会に諮問をいたしまして、地震が発生した際のこの対応能力、対応できる、そういう行動能力を市民に徹底的にPRすべきである。そして、常時本能的に、反射的に行動がとれるようにしていただく必要がある。このことに、ぜひ力点を置かなければならない。それから、指令部になります防災本部が、正確な情報入手と、情報伝達、そのような対応を、よく詰める必要があろうと、このように考えておるわけであります。議会でも仙台に調査団を派遣されまして、

その調査報告もいただきましたし、それから、今回の提案いたしております補正予算の中にも、仙台の地震の直後のフィルムをプリントして分けるところがありますので、そこから求めて日常的に市民にもよく見てもらってPRをしておきたい、それらのことを、内部にもプロジェクトのチームをつくりまして、そうして組織的に、これから有事の際に向けての対応策を、あるいは日常の対応策を、これを十分に行政の行動能力の中に置かねばならない、このように考えておるところでございます。必ずしもまだ考えはまとまってはおりませんが、なるべく早く、それらの体制づくりに努力をしたい、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○六番（大柄　保君）　いま、関係の皆さん方から御答弁がありました。私は私なりに、自分の考えでございますけれども、この質問を通じて、各個所にスピーカーによる伝達、あるいは情報の設備をここで提案をして、今後、市側としても考えていくというような答弁がございましたので、これらについては、ぜひともお願いをしておきたいと思います。

それから、ただいま市長の方から地震の場合、これから今後も防災対策会議等を通じて、まだ最終的なまとまりはないけれどもというような、ちょっとお話がございましたけれども、このような問題についても、本当に有事の場合はどうなるのかなあと、このように私は考えるわけでございますので、今後とも十分に検討をしていただいて、市民の日常の生活に不安がないように、ひとつ、お願いをしておきたいと思います。

このように、九月一日防災の日、九月は防災だというようなことで、十二月、一月になると今度はほかの行事というようなことで、いままでも、どうもそういうふうなきらいが私には見えるわけでございますので、全一年間を通じ、これらの問題に十分にこれからも取り組んでいってもらいたい、このように要望をするところでございます。仙台の弁をとってみても、一生懸命訓練をいたしておっても、それが即、有事の際に役立つとは、ちょっと考えられないというような話もバスの中で私は聞いております。確かにそうだと、このように考えておりますので、小さい自治会を対象とした防災訓練等をも、今後ともやっていただいて、ふだんの訓練の積み重ねを有事の際に発揮できるようにお願いをして質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって二の一、防災対策に関する質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩
午後　二時四十三分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問三の一、水道及び下水道の現状と今後の安定化についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　水道、及び下水道の現状と、今後の安定化についてと題し、質問をいたします。

九月七日、屎尿処理場へ行きまして、働いている方々といろいろとお話をしました。エアーコンデションが効いているりっぱな庁舎内で仕事をしている方たちと違って、暑い日中、汗を流し、また雨の日など悪条件で作業に従事している人たちのおかげで、処理場は管理されております。五十三年度議案七七号で可決いたしました、日野衛生処理場汚泥焼却施設、新設されることになりました。また、五十三年度三号補正予算案に、ガスタンク補修費二千五百万円計上されております。アンモニアガスや亜流酸ガスで腐食がひどく、安全のため改修が必要と思います。そこで、現在の汚水処理場の施設運転状況、及び排水のＢＯＤ、ＣＯＤ、その他についての概要を質問いたします。

下水道委員として私が申すまでもなく、下水道は文化都市として、なくてはならない施設です。多摩川、浅川の清流を取り戻し、市内を流れる用水路、河川、おのおの快適な生活環境を備えた日野市とするために、下水道を一日も早く整備しなければなりません。これは、市民の皆様も強く望んでおられることと思います。また、森田市長の政治姿勢でもあります。そこで、流域下水道計画の現状について、地域住民の方、権利者の方々の御理解と協力がいただけているか説明をいただきたいと思います。

昭和五十三年七月十一日、日野市における集中豪雨で、日野、谷仲山、仲町、金子橋、日野駅周辺、宮、下田、石田、多摩平三丁目、六丁目、豊田、高幡駅の周辺、平山、程久保、三沢など、多くの災害が出ました。再び災害が起こらないよう、理事者側に要求をしている中で、市長が言われている公共下水道、流域下水道の治水対策と下水道計画に関連して併行して進める以外にないと言われておりますが、具体的にどのようなルートか質問をいたします。

続きまして水道関係で、ことしの夏は気象庁の開設以来と言われ、日照りが六十日以上も続きましたが、市内から断水などの苦情は聞かれませんでした。日野市の水道事業は、昭和三十三年以来、第一期、第二期、第三期と長期計画を推進したこと、都の水道事業の広域化の必要性から、昭和四十九年、東京都水道事業に統合され、きょうに至るまで、都市化が進み、市民の需要にこたえてきたこと、私は高く評価をしております。そこで、供給されている利根、奥多摩水系の概要と、水道部の現状について質問をいたします。

宮城県沖地震で恐ろしい大きな被害が出たように、日本の国は地震を避けることはできません。いかに、人命、財産を被害から最小限度に防ぐか、いかに早く復興するかに、市民全体の地震に対する心構え、行政に生かしていただきたいと思います。九月一日、日野市総合防災訓練におきましては、救急医療、日赤奉仕団、電気、電話、ガス、水道など、手際よく訓練が行われました。市民から、頼れる防災行政と意見が出ましたけれど、そこで、今後、水道部としての災害について計画がありましたら説明をしていただきたいと思います。

水道料の使用については、昔はトイレなど効率的にわずかな水を使っておりましたけれど、現在は生活水準が向上し、水の使用料もぐんとふえてきまして、一回のトイレなどは二十五リットルから二十リットルも使用し、ふろなどは一度に流してしまうというようになってまいりました。そして、一人一日五百リットルに近づこうとしております。二十万都市になろうとすると、一日十万トンもの水が必要になる計算になってまいります。そこで、水道の運営は東京都水道局であるが、日野市水道部として、将来、二十万都市への安定供給する長期計画がありましたら説明をしていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　一点目の、現在処理施設の運転状況、及び排水、ＢＯＤその他概要という御質問にお答えいたします。

日野市衛生処理場の屎尿処理施設につきましては、方式としては二系統ございまして、消化方式と酸化方式という二つの系統に分かれております。消化方式につきましては、これは嫌気性、いわゆる空気を嫌う細菌の培養によって浄化する方法でございます。酸化方式というのは、御承知のとおり、ブロアーを送り込んで、いわゆる空気を送り込んでできる方法のことでございます。消化方式が百四十一キロリットル、一日当たりですね、処理能力、それから酸化方式が五十キロリットルとなっております。総計で百九十一キロリットルというのが一日の処理能力でございます。それから、なお消化方式の方については、百四十一キロリットルを一度につくったのではなくて、三回にわたって増設を行っております。最初に二十七キロリットルを昭和三十四年度、五十四キロリットルを昭和三十八年度、六十キロリットルを昭和四十三年度、こういう三段階でございます。酸化方式の五十キロリットルにつきましては、昭和四十八年度の設置ということでございます。現在、一日の搬入量といたしましては、約百六十七キロリットルでございます。これを処理いたしまして、水として放流しているその量が、二千九百七キ

ロリットルを平均放水いたしておるわけでございます。なお、この放流します。放流水のＢＯＤにつきましては、平均三ＯＰＰＭ、制限基準値以下ということでございます。現在のところの運転状況はそのようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、二点目の流域下水道の現況ということで御指名を受けましたのでお答えしたいと思います。

日野市の公共下水道の計画となっております　多摩川、浅川等、流域別の下水道整備総合計画につきましては、すでに東京都におきまして計画書の案が作成され、現在、建設省と協議が行われております。日野市と八王子市が関連いたします、浅川流域下水道の計画も、この総合計画の一環として、これに基づいて作成され、建設されることになるわけでございます。浅川流域下水道計画は、本年度中に都市計画の決定と事業認可を取ることを目標に準備を進めております。本年五月に、処理場の面積等につきまして、計画変更を行いました。これらにつきましては、すでに広報、その他によりましてお知らせしてあるところでございます。

なお、これらにつきまして住民との話し合いでございますが、特に、処理場内の権利者につきましては、重点的によく説明をいたしまして協力をお願いしておるところでございます。今年五月以来、周辺住民につきましても説明会を行っておりますが、その後、六月、七月、昼間あるいは夜間におきまして、権利者のお宅を訪問しまして協力を要請をしておるところでございます。なおまた、終末処理場の周辺八自治会によります反対同盟、こういうふうな結成がございますので、その同盟と八月の二十一日に、夜、第一回の話し合いをいたしました。これには、助役以下、関係部課長、あるいは東京都の流域下水道本部の本部長以下が数名出席をしております。相手の反対同盟の各自治会長も全部、代理も含めまして出てきておりまして、いろいろ話し合いをいたしました。今後、この三者で協議会を結成して、いろいろな話し合いを続けていくと、こういうことになっておるわけでございます。

なお、流域下水道の計画に関連しまして、市内の関連公共下水道はどういうふうにするのかと、こういうことになるわけでございますが、これにつきましては、本年度予算計上いたしまして、現在、すでに業者に委託を発注しておりますので、その中で煮詰めを行っておるわけでございます。これらにつきましては、この流域下水道の計画決定、そのほかの作業につきまして、下水道の特別委員会、あるいはまた、懇会をいただきまして全員協議会の中でも詳細御説明をしたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから第三点でございますが、七月十一日の集中豪雨の関係でございます。これらにつきましても、この一般質問の中でいろいろ多くの質問をいただいております。こういうことでございますが、何といたしましても、この浸水対策の抜本的の対策としましては、浸水地域を中心といたしまして、下水道管ー雨水管でございますが、これを布設して雨水を速やかに河川に導入する、こういうふうなものを、系統的に管渠計画を立てまして、これに基づいて実施をする、こういうことにあるわけでございます。ただ、ここで先ほどいろんな個所を言われましたんですが、特に多摩平の六丁目につきましては、この浸水の状況が、現在の多摩平の地域につきましては、すでに公団による区画住居ができておる地域でございます。そういうことの中で、当初の、いわゆる計画との状況の変化、こういうようなことがありますので、これらについては、やはり、先ほど申しましたような考え方の中で、何とかその余った雨水、浸水の、その地域の雨水を、排除を早くするということで、検討を進めておるわけでございます。そういう中で、これらにつきましては、現在、おおむねの煮詰めができましたので、今議会に予算の方にも、補正予算の方にもございますが、実施設計を多摩平の六丁目というものを含めまして、下流の地域、あの排水区につきまして実施設計を行って、これによって排水経路、系統、これらにつきましては黒川を考えておるわけでございますが、この改修に取り組みまして、なお、さらに、同時に二・二・五号線の下の、計画道路下の雨水管の布設、こういうようなものについての促進を一層図りたいと、こういうふうに考えております。

なおまた、日野駅周辺の浸水でございますが、これにつきましても二・二・十号線の計画の促進と、緊急暫定策としまして日野駅の西側におきまして、国道を横断して多摩川第二排水区の方へ、暫定的にこれをつなぐと、こういうふうなことも今回に補正予算として実施設計の予算を計上してあるわけでございます。そういうことで、何とか浸水を、早く少しでも解決したいと、こういうことを考えておるわけでございます。いまだ実施設計の、これからやるわけでございますので、具体的なルート、その他につきましては別の機会に御報告をしたいと、こういうふうにお答えしたいと、こういうふうに思うわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　四点目、五点目、六点目。水道部長。

○水道部長（中島武男君）　お答えいたします。

この席をお借りいたしまして、大変恐縮でございますが、今夏の節水に御協力をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。（笑声）

それでは早速、ただいまの利根系と奥多摩系の水源についての御説明を申し上げます。皆様、地図がないのでちょっとわか

りませんが、奥利根系に六カ所のダムがございます。そのダムの中で一番大きいのが矢木沢ダムと申します。それから、その次が下久保ダムでございます。その次が草木ダム、その次が藤原、それから八ッ場、苑原、六つのダムでございます。この六つのダムを合計いたしますと、通常、満杯ですね、満水で三億五千万トンが常備いたします。ところが今年の夏は、御存じのように、八月十一日に約一億一千万トンにぐっと減りました、六つのダムに。その関係で第一次、いわゆる節水運動が始まったわけでございます。八月二十八日には六千万トンから四千万トンまでに下った場合は第二次節水を行うと、こういうことで皆様方にお願いをいたしまして二〇％の節水を行ってきたわけです。東京都の場合は通常四百万トン、ふだんもらっておりますけれども、二〇％の削減で百五十万トンの節水と、こういうことになりまして、これが各統合市町村二十一市三町でございますが、この二十一市三町の分配が、日野の分については、通常は大体二万五千トンぐらいをもらっているわけです、利根分水から。ところが節水をしてくれということで一億九千万トンに減ったわけです。したがって、夏の一番の使う日野の水量は、今年度は七月の三日に四万七千六百五十トン、これがことしの一番最高でございます。こういう水が使われるわけです。そういう関係で御節水をお願いしたところ、大変皆様方の御協力を得まして、一億九千万トンにならずにこの夏が経過をできまして、大変ありがたく思っているわけでございます。この利根分水については、皆様は御存じないかもしれませんが、これは水資源公団に、千葉県、埼玉県、群馬県、東京都、その各県が金を出し合いまして、この六つのダムをつくっております。このうちの、出した分配分について水をもらっているわけです。千葉県等については農業用水、あるいは埼玉県にしても農業用水飲料水をもらっているのは大体、東京都が主でございます。そういう割り当ての中からもらっているわけですから、この奥利根系の水がなくなりますと、当然、東京都はパンクをしてしまいます。いま、このほかに東京都にただ一つの貯水池がございますが、これは小河内の貯水池です。これは東京都単独でできております。この小河内の貯水池の満水量は、二億一千八百五十万トンでございます。これが、今年度夏になりまして、これがやはり、利根系が少なくなってきた関係で、小河内の水を、東村山から山口、この貯水池を通りまして東京都内に送水をしたわけでございます。それから、もちろん多摩地区にも分けてございます。ですから、この小河内系については、最悪の事態のときに小河内系を使うということで、東京都は現在フルに、いわゆる負担金を払っている関係で四百万トンを常時もらっている。これが現状でございます。東京都の小河内の貯水池も、そういう関係で一億一千万トンに減ってまいりました。そういう関係で、先ほども申し上げました節水が始まったわけであります。ちょうど先ほど申しましたように、八月の二十八日には大体五千万トン近くから四千万トンに落ちてまいりました。いまは、九月の十三日現在で、奥利根系が五千四百六十八万トンで、大分持ち直してまいりました。これは、最近の雨量、その他が、奥利根に多少ずつ流入しているのと、それから涼しくなってきた関係で、皆さん方の使用量も少なくなってきた。これが、いわゆる助けられたもとだろうと、こう思います。

それから、奥利根系と奥多摩系についてはさようでございますが、第二番目の、災害対策については一昨日の事務報告の中で、ある議員さんが、宮城県沖地震の御説明をしておりましたけれども、最近には、この宮城県沖地震、あるいは東伊豆沖地震と二つ大きな地震がございました。この中で、水道をとりますと、先ほど三日ばかり御説明がありましたように、水道に関するところの被害は、施設についてはかなりもっているような状況が各市で見られます。この辺でいきますと、稲取、それから東伊豆、今度は宮城県の仙台市です。これは、主にやられるのは、被害を受けるのは、いわゆる団地の造成地とか、それから地盤の軟弱な土地、そういう非常に関係の深い、土地に関係ございます。特に日野市、あるいは日野市に限らず、東京都下の三多摩の水道は、御存じのように、単独でやっていた場合はやはり安いお金で、できるだけ早く一〇〇％の給水をしようということから、石綿管を使っております。石綿管が大体七〇％ぐらい使っているところが、二市がそうでございます。最近は、東京都になりましてからは、ダクタル鋳鉄管、鉄管を使っておるのが現状でございますけれども、石綿管を主に使っております。その石綿管は、残念ながらそういう施設を延ばしていくときには、安いお金でできるだけ早く給水をしようという考え方から起こったものでございますが、そういう災害のときにはいち早くやられまして、まず、この水道は、恐らく日野市の水道も東京都の水道も、かなりの被害が、六〇％から七〇％ぐらいの被害が出るんではないかと、こういうふうに考えております。先ほども、質問者の川嶋議員さんからお話ありましたように、日野市の水道は昭和三十三年の三月三十一日に認可を取りまして、実際に給水を始めたのは昭和三十五年の六月十三日でございます。ちょうど十八年たっております。そういう関係で、かなり痛んでおります。これは主に、大坂上！これは大坂上の浄水場でございますが、大坂上の浄水場関係から、ですからきょうの東光寺から万願荘までの間を約一万人で一日百七十リッターで計算して認可を取っております。いまは、昭和四十五年に第三次拡張変更計画で認可を取りましたのが四百八十リッターでございます。これは実際の使用量よりも最高に使った場合の最高値を出してございます。いまは、先ほどの川嶋議員さんがお話ししましたように、恐らく五百リッターを超えていくだろう。これは下水が普及されますと、同時に使用量も、最近文化的に

なりました関係で、非常に水の使用量がいろんなものに響いておるわけです。売る方とすれば非常にありがたいんですが、こういう際には非常に困ることもたくさんございます。かなり、水について昔からただという概念があります関係で、どうも水はどんどん使う率が多いようでございます。そういう関係で、管が壊れますと、まず給水に困るわけでございます。これは、日本水道協会、あるいは東京都の水道ももちろんそうですけれども、三多摩水道問題協議会、それから受託市町問題協議会、こういう中で四、五年前から、この災害についての具体的な方法を各市で検討しようということで、かなり熱心に研究を続けております。最近で一番発達しているのは武蔵野市で、かなりやっておりますけれども、やはり住民に費用がかかるということで、これも現実には問題にならないようなことでございますけれども、まず、われわれが一番考えなければなりませんことは、いま現在普及している、これからも、いまもやっておりますけれども、いわゆる、そういうときの対処に、そういうことに対処するために、常時、訓練とか、あるいは耐久性の強いものを使うとか、それから将来の、もし起こったときの給水関係をどうするか、そういう問題を加味しながら検討していくべきであろうと思います。特に災害が起こった場合は、もちろん日野市にも東京都にも防災対策本部というものができますけれども、水道はこの中に入っても、われわれは、水道局の現在職員は六十三名でございますけれども、この中で実際実動できる、管を直す職員は実際には二十人しかおりません、二十人きりおりません。あとは営業関係に費しております。かなり、水についての二十人はポンプ場におります。そういう関係で、当然、災害が起こりますと、まず何といっても応急給水、応急復旧、これを考えておくべきだと思います。これは、宮城県の仙台においても、東伊豆においてもしかりでございまして、お話を伺いますと、ほかのことを抜いても、この応急給水と応急復旧は、これはどんなことがあってもやらなきゃならない。ただ残念なことに、これは東京都にいま交渉しておりますけれども、最近のように二十一市三町が統合しますと、お金の面については東京都が持っております。そういう関係で、東京都と単独費でやりませんので、もちろん、受託市町協議会の中でも東京都といま盛んにこの対策を練っております。そういう関係で、ただいま私が申し上げましたのは、まず何といっても水道については応急給水と復旧と、これをまず一日も早くやる、こういうことでございます。

それから、第三番目でございますが、将来の昭和六十年に二十万人口を目指した場合には、水道はどういう考えを持っているかと、こういうことでございますが、もちろん、先ほど申しました、一日の最高使用量四百八十リットル、これを五百リットルにいたしますと二十万で十万トンになります。いま現在、通常使っているのが夏場と冬場と分けますと、夏場と申すのは

七月から十二月まで、それから冬場というのは一月から六月の分を申します。私どもでは通常申しております。この通常の使い方が、先ほど申しましたように、大分違います。夏場は大体、倍になります。それから冬場はその半分。ですから、通常一日の使用量が三万二千トンから——冬場でございます。三万二千トンから三万五千トン、この程度でございます。夏場になりますと四万トンを超えまして、先ほども言いましたように、四万トンを超えまして四万七千六百五十、ことしは六百五十。去年が一番最高でございますが。現在の市の能力と申しますと、いまの三つの浄水場がございますが、平山台、それから大坂上、それから多摩平、それから三沢と、それから平山台に京王のつくった浄水場がございます。四つを管理しているわけですが、この四つの中で、一番、実際に利根用水、利根分水をもらっているのは平山台でございます。平山台は全部の水を東京都からいただいております。それから、大坂上は五本の井戸がございます。それから多摩平が七本の井戸があります。それから三沢が六本でございます。この十八本の井戸から吸い上げた水が、最高で一この間もちょっと計算いたしましたけれども、フルにやりまして、二万五千トンどうかなと私は思いますが、二万五千トンまでは——ですから半分ですね。五万トン使う場合は二万五千トンの水が自己水で賄えるために、これは大変日野市のためには、日野市の住民のためには助かります。水の自己水がないところは、まるっきりもらえなくなると止まっちゃいます。そういう困ることがございますが、幸いにして十八本の井戸がある。こういうことで、このままの現状で、日野市が二十万の人口になった場合は、いま言うように、最高で五万トンきり能力がないだろう。あるいは、利根分水をもらいますと、利根分水は実際には五万トン、まるっきりもらえます。利根分水だけで五万トンをもらえるんですけれど、能力として五万トンはいただけません。

これはタンク、要するに配水池がないわけです。そういうわけで、これからどうするかということについては、新しく、これ出てまいります、もう何年も前——四十八年からそっております けれども、利根川第四次拡張計画という大きな計画がございます。これは東京都の水道局の中に、多摩対策本部というのと、第四利根建設本部というのがございます。この第四利根建設本部というのは、先ほど申しました小河内の水と利根川の水を交互に、困るときに、どっちにでも水がなくなったときに困らないように、もちろん都区内を一緒にしましたものを、それを考えております。これが五十四年までに国立まで参ります。これは国立に来るのが千三百五十ミリ、一メーター三十五の大きなちょうど私の背、ちょっと来る、首ぐらいですね、首ぐらいある大きな管が参ります。この管が多摩川の下をくぐりまして、これ、上ではございません。多摩川の川の地下を二十メーター下がりまして日野に入ってまいります。それで日野市に入って

まいります。この水が中断所となりまして、ここでポンプアップをしまして、直接、高地区、低地区、これに給水をするように、二十万都市には十分間に合うような計画がございます。これをいま、利根建設で行っております。用地の買収等に、もう少しでかかることになっておりますので、そういう計画がございます。かいつまんでお話ししましたが、そういう状況でございます。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいま詳しい説明をいただきまして、その中で、流域下水道計画の現状の中で、将来、流域下水道が完成時に、たくさん水を使うということの対処として、現在どこの部署で水の確保がされているか、都市整備部長にお伺いいたします。言いかえますと、流域下水道に多く使われる水の使用ですね、水洗化、その他に対する水は言われておりませんけれど、その水はどこから取り入れるかということをお伺いします。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　ちょっと、御質問のあれが、あるいは違っているかもわかりませんが、そういう水洗化なり、水を多く使うような場合に対処しての下水道計画と申しますか、管渠の口経なりですね、そういうようなものを十分配慮しているか、そしてつくるのかと、こういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もちろん、そういう将来の水の使用量増というようなことを考えまして、これについては汚水の方の、いわゆる処理場の計画と関連があるわけでございます。雨水計画については、これはもう、その地域地域のこの雨水の、いわゆる排水区の計画に基づきますが、そういうようなものについては、下水道の、いわゆる汚水の計画、このようなものの立案の中で、十分、将来のものを考えて口経を決めると、そういうことになろうかと思います。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　下水道の例を申し上げますと、鎌倉下水道処理センターというのがありまして、このセンターは、四十七年十月完成で、四十八年四月から稼働しております。予算的には十三億七千万を使っております。これは五年前に稼働しておりますけれど、これは計画から完成まで十三年かかり、候補地についても三回の候補地も変えているということを言われております。これは、行政側でも公害は起こらないんだと、これは施設としても見せる処理場という形で進められてきたということです。いままでの下水道方式からいきますと、日照権、振動、騒音、臭気、この問題は除くことができませんので、やはり日野市の計画と同じ方式をとり、地下方式で行っております。これは、新宿の落合にある処理場、熱海市、関西にも三つ

の施設もあるそうですけれど、これについて、浮遊生物または微生物科学的要求量ですか、ＳＳとかＢＯＤに対して、計画ではＳＳが二五〇ＰＰｍ、計画で処理されるのが二五ＰＰｍ、ＢＯＤにつきましても、入る方については二〇〇ＰＰｍ、出る方については二〇ＰＰｍという計画ですけれど、実際は五ＰＰｍから一〇ＰＰｍと非常に、日野の現在の処理場よりもよい結果が出ております。臭気についても、散水方式で八〇％以上、オゾンを処理しまして六十メートルの煙筒で排気をしてます。この場所は、七里ケ浜東下車、江ノ電ですか、そこから約一キロ山に入ったところにありますけれど、この地形についてはポンプアップしまして、それから処理したものを排水している。非常にその、ランニングポストもかかるそうですけれど、こういう、日野よりも先に行っている装置を、そういった装置を、日野の下水道計画にも取り入れまして、そういうノウハウをさらに効率的に計画的に進めていただきたいと思います。

それから、水道関係につきまして、地震に弱いアスベスト管、これは鉄管ではないですね、現在七〇％と言われましたけれども、この管の改善や、日野市の給水体制、それから管工業者の協力関係、また、他市との協力関係はどのようになっていますか、質問いたします。

○議長（秦　正一君）　水道部長。

○水道部長（中島武男君）　お答えいたします。

石綿管の改良でございますが、今年度も、来年度の五十四年度予算の編成をもうしております。その際に、通常一般の予算の配分では、いまの予算の配分では、現在の水道の石綿管を改良するということについては非常に不可能でございます。したがって、過日、水道局長、あるいは多摩対策本部長等に、この石綿管については単独市だけじゃないので、いわゆる二十一市三町の非常に大きな問題になりますので、特に地震対策等についても、早急に、これを別途に予算化してもらうように要求してございます。あっても一般予算の中にも多少ずつ併行工事で改良をしております。土木工事、あるいは電電公社の改良、そういうときに改良しておりますけれども、これはとても十年、二十年でやり上がりません。したがって、単独に別途ですね、これは何年計画かでやっていただくような方向で要求をしてございます。

○議長（秦　正一君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　先ほど治水関係にお答えをしていただきましたけれど、その中で、多摩平六丁目関係の治水について、黒川を改修と言われましたけれど、それに伴って、どのような経路でいっているか、お答えをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

一応の改修の計画、こういうものは考えておるわけでござい

ます。要するに、現在の黒川を下流の方から改修――年次計画でやっていくと、こういうことでございます。ただ、先ほど申しましたように、まだここで実施設計をやりまして、その中で、実際の断面をどれだけにしたらいいかと、こういうようなことを詳細に、技術的に出しませんと、現在も黒川の下流につきましては、あの付近の雨水も一部のみ込めないと、こういうような状況もございますので、それらを十分に検討いたしまして改修をしていきたいと、こういうふうに思うわけでございますが、いずれにしても、現在の黒川の流れに、多摩平の方からずっと下水処理場の方に本管が入っておりますが、そのところから黒川に落とす――落とすと申しますか、管を布設しまして、ちょうどあそこにコーポ、吹上のコーポでございますが、この付近に山の方の川から落としてつなぐと、こういうことになろうかと思います。

一応、現在はどのようにと、余り詳細は申し上げる資料もございませんが、そのように御承知おきをいただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　いままで水道、それから下水関係のいろいろお答えをいただきましたけれど、いかに水が大切かということが言えると思います。水が不足だからといって、水源地に強制的に、住民の財産や権利を取り上げ、ダムをつくることはできません。日本国内は、北海道から九州に至るまで、良質な水を飲むことができますが、ヨーロッパ大陸では水が硬質で、カルシウム、その他、日本の倍以上の硬度があります。日本ではカルシウムやマグネシウムを含んでいるのは三〇〇ＰＰｍと基準になっておりますけれで、ＷＨＯの基準でいきますと一〇〇から五〇〇という形になっております。それで、現地の人たちは余り生水を飲んでおりません。南米などでは河川は日本のように砂利がなく、粘土や赤土で濁っております。水道技術も日本より低く、きれいな水が供給されておりません。都会などのレストランでは、アグアリンドイヤーといって、びん詰めの水を売っておりますが、ガソリンより高く、大切にしております。

私の意見としまして、都市化や文化生活が進む中で、水資源の確保と市民の水の浪費、水道の見直し、行政面からも積極的に指導をお願いいたします。

以上、私は六項目の質問をいたしましたが、特にその中で、公共下水道と並行した抜本浸水対策、地震から水を守る対策の問題点について、積極的に施策に取り入れ実行するかどうかが、革新森田市長の肩にかかっております。理事者側の協力をお願いいたしまして、この辺で質問を終わりといたします。以上。

○議長（秦　正一君）　これをもって三の一、水道及び下水道の現状と今後の安定化に関する質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

午後四時　二分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問四の一、多摩平六丁目、日野駅周辺などの水害防止対策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

「十五番議員登壇」

○十五番（板垣正男君）　多摩平六丁目を中心といたします多摩平全域にわたる水害の問題、あるいは区画整理事業の進行に伴います、日野駅を中心とする周辺の水害問題について、理事者側の考えをただしたいと思います。

御承知のように、治山治水事業というのは、国あるいは自治体を問わず、住民の財産や健康、生命を守るということから、行政の根本的な大きな仕事の一つであります。それだけに、この事業を進める上で、一つの自治体だけで問題を論ずるということはできないものと私は考えるわけであります。そこで最初に、この治水問題の国の力の入れ方がどういうものかということを簡単に振り返ってみる必要があるかと思います。日本河川協会がまとめました、国の治水投資の伸びが、最近、停滞しているということを明らかにしております。たとえば、昭和二十年代では公共事業に占める割合が二〇％であったものが、昭和四十年代に入りますと四から五％に落ち込んでおります。さらに、建設省の各種行政投資を調べてみますと、昭和三十二年、三十七年以降、五十年までの十七年間、道路事業に投資した額は、二十一兆一千三百億円に上っております。また、河川事業には、わずか、五兆四百億円にとどまっているわけであります。それだけに、国における治水事業の投資が、他の事業との比較において、いかに少なくなっているかということが、こうした資料によっても明らかになるわけであります。さらに、昭和五十二年度の建設省関係の財政投融資を見ますと、治水特別会計は、わずか十九億円にとどまっておりますが、日本道路公団には六千九百六十七億円、本州、四国連絡橋公団には二百三億円、あるいは首都高速道路九百六十二億円と、大きな隔たりを見せているわけであります。それだけに、毎年必ず襲ってまいります台風、あるいは集中豪雨による被害が、莫大な額に達するということになるわけでありますけれど、四十七年の統計を取っただけでも、水害関係の被害は五千百十億円、火災による被害が八

百四十億円というふうに、一般的には火災の被害が大きいのではないかと思われがちでありますけれど、実際は、水害の被害がはるかに多いということがわかるわけであります。

私は、こうした治水対策のおくれが住民の生活に大きな困難をもたらしているということから、一体、こうした水害というのが、法律上、どういう問題を提起しているのかという点についても、若干の資料を洗ったわけであります。それによりますと、水害問題で訴訟を起こして住民が勝利した裁判というのは、わずかな件数しかありません。昭和四十八年二月十二日、矢多田川水害の広島地裁の裁判、五十年七月十二日の加治川水害の新潟地裁、そして五十一年二月十九日の大東水害における大阪地裁の判決があります。記憶に新しいところでは、四十九年九月一日に発生いたしました、多摩川の提防決壊による狛江住民の被災があります。中でも特徴的な、しかも自治体に関係する裁判として、いま挙げました大阪の地裁判決でありますが、これは住民側の全面勝訴となっているわけであります。集中豪雨による被害、この水害は、最高床上一メートル近くに達する浸水被害を受けたそうであります。一メートルの被害でありますから、七月十一日、日野市内で発生し、多摩平六丁目住民への被害程度から見たら、まだ少ないのではないかと思われます。この住民の訴えに、裁判所は国家賠償法第二条の、公の造営物の設置、管理の瑕疵に当たるとして矢多田川を管理する国や府

そして市の三者に、合計四千六百万円余の支払いを命じております。弁護団は、わが国水害裁判史上、前例のない画期的な判決であると評価しておるわけであります。このように、浸水による水害の被災者が、国や自治体を相手取り、その責任を問う水害訴訟というのは、現在、約二十件ほどに上っているそうであります。しかし、ほかのさまざまな問題の訴訟などから比べると、この水害訴訟というのは、現在、件数としては非常に少ない割合になっているそうであります。しかも、このような裁判事件というのは、近年になってふえているというのが特徴であります。住民も、単なる天災による被害というようなことだけではなくて、水害対策を国や自治体に要求して解決しない場合、公害と同じように補償を求めるというようなことから、訴訟を通じて国や自治体の施策を求めているわけであります。私は、こうした裁判の例を幾つか紹介したのは、さきに挙げた理由と合わせまして、水災問題というのが単なる政治的な責任に帰するだけではなくて、法律上の責任をも問われるようになってきている、あるいはそういう考えが広まりつつあるのではないかと判断するからであります。したがって、理事者において、この水害問題こそ行政のもっとも根本的な施策の一つとして位置づけ、責任をもって今後の解決に全力を尽くさなければならない、このように思うわけであります。今議会の冒頭、市長から報告がありました七月十一日未明の水害についても、被害件数、特に多摩平の地域や、あるいは日野駅周辺を中心とする地域に増大しております。これらはいずれも、都市計画が進行する中で、あるいはそれが完了する中で発生し、なお増大しているという大きな特徴があります。一口で言えば、都市型の水害、災害ということにもなるわけでありますけれど、これだけはあるからこそ、なお行政の責任というものが、河川の水害などよりもより強く求められるのではないかと思うわけであります。私が一つ不思議に思うのは、市側の被害調査の件数と、多摩平であるならば、住民の調査結果による被害件数の違いであります。しかも、市側は被害額を算出しない、あるいは調査をしてない、報告がないというようなことになっておりますけれど、住民側の調査によれば、多摩平六丁目の水害は、床上浸水百三十件を数えておりますし、被害総額も八百万から一千万に達しようという額になっております。行政側の調査も、一通りの床上、あるいは床下浸水の件数だけを調べるというような、長年行ってきた水害の調査の方法を繰り返すということになりますと、水害問題に対する取り組みの姿勢が改めて問われなければならないように感ずるわけであります。

私は、質問の第一点といたしまして、この水害調査の実施の方法をどのように行ったのか、表面的な調査に終わってしまったのかどうか、あるいは、さらに深い検討を加えているのかどうか、この質問を、まず第一点としてお伺いしたいわけであります。

二つ目に、昭和四十六年の九月二十六日、やはり集中豪雨によって市内各地に水害をもたらし、中でも多摩平六丁目に大きな水害をもたらしたことも記憶にあるところであります。当然議会でも問題になりました。そして、急いでいわゆるバイパスといわれる下水管を埋設したのでありますけれど、その効果は全然上がらなかったということは、その後の事態を見れば明らかであります。この際、議会で共産党市議団が要求した中の一つに、集中豪雨時における小西六の工場排水を操業停止等による、排水を規制することはできないか、あるいは停止させることができないかということがあったわけであります。これについては、その後、理事者と工場側の話し合いによって協定を結び、集中豪雨がある場合は操業停止を行うということになっていたわけであります。毎年一、二回、水害をもたらしておりますが、それ以来、今日まで、集中豪雨時における小西六工業の操業停止は行われたのかどうか、この問題の確認を市側が行っているかどうか、二点目としてお伺いしたいわけであります。

三点目に、今後の施策として、いわゆる黒川ルートへの排水と二・二。五道路建設に歩調を合わせて排水管を埋設するという二つのルートを考えているということが明らかにされております。これはこれとして、早期実現のために今後一層力を入れてもらいたいわけでありますけれど、さきの質問者の答弁の中

になかった、黒川ルートや二・二。五路線ルートは、一体いつごろまでに完成させようということなのか、また、計画排水量はどの程度見込んでいるのか、今議会に予算を提案するくらいですから、おおよその考えというものがあるはずであります。その計画について、ダブらない範囲で御答弁をいただきたいと思います。

四点目に、今後の施策の中の一つといたしまして、社会的な要因による水害、都市災害ということでありますから、当然大きな影響を持つ事業所であるとか、あるいは国、都、そうした関係方面への法律上、あるいは政治的な折衝を持つ必要があると思うわけであります。一つは、当然国に対して補助、あるいは行政上の有利な施策はないかどうか求めるという点であります。これは単なる、補助金をということだけではなくて、現在進めております根川の改修にみられます。準用河川に黒川を指定いたしまして、法律に基づく補助の支出を行わせるということなどは考えているのかどうかという点であります。二つ目は、企業に対する負担、社会的な責任を果させるという問題があろうかと思います。小西六工業、あるいは日野自動車、こうした広い面積の敷地を持つ企業に対して、一定の負担を行わせるということも必要であります。たとえば、小西六は現在も膨大な工業排水を行っていることでありましょう。昭和三十三年に多摩平の都市計画が完了して以来、今日までちょうど二十年間、

都市下水に対する利用は行っていても、負担を行ってきたという話は聞いたことがありません。また、日野自動車にあっても豪雨時に見るならば明らかでありますけれど、川のように雨水が国道を越えて、多摩平地域に流れ込んでいるというのが実情であります。こうした関係や、あるいは影響等を十分検討いたしまして、企業における一定の負担を行わせるということが必要であると思います。

以上、幾つかの点にわたって質問してまいりましたが、順次、答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは、第一点目の水害調査の実施方法等につきましてお答え申し上げます。

日野市豪雨によります災害に対しましては、全地域にわたりましたので、十一日早朝、八時半からでございますけれど、職員を動員いたしまして調査班をつくりました。そういう中で、この調査、地区別にですね、地区別に職員を分けまして調査を行ったわけでございます。初期調査ということでございますので、当初におきまして床上、床下、こういう状況をまず調査を行ったということでございます。その他各部におきまして、それぞれ担当する部門の調査も行ったわけでございますけれど、その後におきましての、いわゆる被害額、こういうようなものにつきましては調査は行ってございません。今後といたしましては、そういうことも、全体の被害状況ということの把握の面から、やはり調査をする必要があるというふうには感じておる次第でございます。

○議長（秦　正一君）　二番目の質問、答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。

二番目でございますが、確かに小西六の会社との豪雨時の協定といいますか、これ、結んでいると思っております。ただ、その時点、たしか以降だったと思いますが、小西六の方の、いわゆる水の使用でございますが、これについては、ちょっと正確な数字、いま資料ございませんのではっきり申し上げられないんですが、たしか一万トン以上のいわゆる排水があった場合というふうなことで、それで、それ以上の出して被害を及ぼした場合と、こういうようなことの何か、ただし書きと申しますか、そういうものがあったと記憶しておるわけでございます。その中で、小西六は非常に浸水の問題にも対処しまして、できるだけ水を流さない、リサイクルと申しますか循環使用する、そういうようなことで、たしか三分の一の排水量に減ったと、こういうふうに記憶しているわけでございます。そういうことで、この小西六の排水の量、それでもかなり多いわけでございますが、そういう中で自主的にやられている、そういうふうな状況の中で、それ以降、その協定に基づきます操業の停止と、こういうようなことは非常に会社に打撃を与えるわけでございますので、これらについては要請をしてないと、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから、その次の黒川ルートの改修と二・二・五号線の排水管布設、これについては、いつごろまで、こういうふうな目標の年次のことでございますが、これにつきましては、一応、五十七年度までの四年間と、こういうふうなことを目標にして、特に黒川のルートの改修については行っていきたいと、こういうふうに考えております。二・二・五号線の方の、いわゆる計画道路に入れます排水管につきましては、道路の交渉と申しますか、そういうあれがなかなかむずかしいような状況でございますので、これについては努力をして、できるだけ、できれば黒川の改修と同時にそちらの方もやっていきたいけれども、これについては一、二年延びるのではないかと、こういうふうに考えております。できるだけ努力していきたいとこういうふうに思っております。

なお、計画排水量のおおよそのものということでございますが、これはいろいろな要素が非常にありますので、ちょっとはっきりここで申し上げられないわけでございます。そういうことで、これについてはよく実施設計の段階で、いろんな要素を考えま

して、その中で適正なと申しますか、正しい数値の中で断面を計算していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、なお第四点でございますが、いろんな補助と申しますか、そういうことで、確かにこの事業につきましては、市が現在実施するとすれば、単独で経費の負担と、こういうようなことで、大きな財政負担になるわけでございます。こういうことで、前からも御指摘を受けておりますので、御指摘の準用河川の指定と、こういうようなことも早急に検討したいと、こういうふうに思っております。

なお、小西六、日野自動車の一定の費用負担と、こういうようなことでございますが、これにつきましては、要するに、そこの大きな敷地からできるだけ排水――工場内の水が外へ出ないというふうなことであればいいわけでございます。そういうことで、前にも小西六につきまして、敷地の中の排水系統を見せていただいたことがあります。そういう中で、グラウンドを一応遊水池の形にするということで、そういう、何と申しますか、そこに一応ためて、それから出すというふうな構造に排水をですね、つくっておりますので、その点で私の方は一応、それが時間差をかせげればいいんではないかと、こういうふうなことで、そのとき見せていただいたわけでございます。なお、日野自動車につきましても、前回　参りましたが、また今回も行きまして、いろいろ話をしたわけでございますが、日野自動車は、かえっていわゆる国道からの水の被害者だと、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことを言っておりまして、西の方の西門から、国道が高いために水が流入する。一時そこに浸水を起こしましてたまりまして、それが正門の方から出てくるのだと、こういうようなことで、ひとつ、ぜひ、できれば遊水池をお願いしたいということを言ったわけでございますが、ほとんどの部分が北勾配に取って、そして谷地川の方へ大きい太い管を入れている、こういうことで排水については道路の方に流れ出る水はごくわずかである、こういうふうなことで、私の方も説明を聞いてきたわけでございます。

なお、日野自動車の前のところの国道から六丁目の方へ行きます道のところにグレーチングをつくっていただいたのは、あれは建設省の方にお願いしてつくっていただいたものでございますが、一応、そういう状況でございます。以上。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　一点目の質問における、表面的な調査だけではなく被害額の調査検討まで進めてこそ、本当に住民の被害の程度がよく理解できるのではないかと思うわけであります。単なる床上、床下の被害件数を調べて、それをもって水害の調査だということでは、いかにも行政側の手落ちと私は言わざるを得ないのではないかと思うわけであります。それだけに、水害問題に対する市側の姿勢というような問題にもうかがえるわけでありますけれども、今後の調査の中には必ずこの被害額を調査するということを行っていただきたいと思います。そうするならば、被害者のこの苦しみや、あるいは困難なものが、より一層市側にも理解できるのではないかと思うわけであります。

二点目の、小西六工業との協定の問題でありますけれど、一万トン以下の排水の場合は、幾ら集中豪雨があってもかまわないんだというような意味にも受け取れるわけでありますけれど、一体、この協定は生きているんですか。一日どのくらい排水されているか、ちゃんとした数値握ってないじゃないですか。（「そうだ」「もっと怒れ」と呼ぶ者あり）それだというのに、この協定がまるで無効になってるかのような答弁を行うところに、過去の水害の問題が教訓として生かされていないということを明らかになってるんではないでしょうか。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）この問題で、私は市長に再度質問を行ってみたいと思うんです。

三点目の黒川のルートでありますけれど、あるいは二・二・五路線のルートでありますけれど、おおむね五十七年まで四年間の期間を見ているということであります。これは、一刻も早いほどいいわけでありますから、どういう方法を取ったら早く工期を短縮させることができるか、あるいは完成に近づけることができるかという問題になっていくわけであります。計画排水量、あるいはその他、まだ詳しい説明のできる段階でないということですので、その点での今後の市側の説明を待つということにしたいわけでありますが、その工期を早めるという問題の一つに、先ほど根川の例を申し上げましたが、準用河川に指定を受けるということが一つの方法ではないかと思います。必要な補助金を国に求めて、そして財政的な負担を軽くしつつ、工期を早めるということが必要であります。

御承知でしょうが、国は四十七年に河川法を改正いたしまして、末端の小河川にも準用河川の指定を受けるということを行ってまいりました。五十年には三分の一の国庫補助、五十二年、昨年は治山治水関係の緊急措置法の改正によりまして、五カ年計画の対象事業に加えるということまで行っているわけであります。総体的に少ない予算となっておりますけれども、そうした中でも、こうした部分的な改正によって補助金制度が確立しているわけでありますから、なお鋭意、この点についての研究を行って、有利な条件をつくり出すということが必要であろうかと思います。

五点目の、企業の負担の問題でありますけれど、いまの部長の説明ですと、市側の主体的な考え、計画というのは全く聞かれないのであります。企業に伺ったら、こうこう説明があったんだけれども、市側の主体的な考えというのはどうなんだということを聞いてもらいたいと思うんです。

ということで、責任ある市側の答弁ということが言えるかどうか。独自の調査を行う中で、一定の見解や、あるいは方向を出していかなければならないものと思うわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）二十年間、都市下水路を使って、多いときには一日四万五千トン。市民の使う水道量よりもはるかに多い排水を行っていたんです。それがいろいろな問題を引き起こして、工場側も対策を講ぜざるを得ない。確かに現在は、排水量はもっと少なくなっているでしょう。しかし、その、そっくり少なくなった排水量すら正確につかんでないじゃないですか。一万トン超える日は本当にないんですか。七月十一日未明には、幾ら排水してたんですか。市民の財産や健康を守ることが大事なのか、企業の、操業停止に遭うと打撃を受けるから云々ということなのか。革新市政の政治姿勢として言うならば、企業にもこうした水害をなくする上での責任と負担を求めるというのは当然のことではないかと思うわけであります。今後なお市側にあっても、正当な要求として企業の負担を求めるべく検討を行うということは必要なことであります。よって、この問題についても、あわせて市長の考えをお伺いしたいわけであります。

質問一点、つけ加えますが、日野駅の下水路計画については前者の質問の際にも報告、説明がありましたが、再度この問題についても説明、答弁を加えていただきたいと思います。

以上、市長に二点の問題で、再度質問を行います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　豪雨の際の、市内に発生いたします浸水、そうしてまた、その被害をこうむっておられる市民の方に対して、大変私は、その解決のために苦悩をいたしております。そして、何とかこの状況を解決しなきゃならない。これはいずれも、日野市都市下水道排水計画という計画の中で、今後、排水区の排水系統を工事することによって解決がそれぞれ可能であると考えておりますけれども、多摩平の場合に、もっともその対策に悩みを深くいたしております。これまで二・二。五路線の道路築造の際に、管渠を入れて、そうして一つの新し排水ルートをつくりたい。これに期待をかけておりますけれど、まだ用地交渉の前段であるような状況でありますから、特にことしの七月十一日の事故等のことを考えます際、それでは余りにも住民に対する説得力に欠けると、このように考えまして、新たに黒川系統を採用することを現実の問題として考えたわけであります。その黒川の、準用河川に適用し得るかどうかということにつきましては、事務担当者に検討させてはおりますけど、現状それは不可能であるという結論であります。しかし、一層また当局等にもただしてみたい、このようには考えておりますが、準用河川方式を採用するにいたしましても、大変年月を、貫通するためにも年月を要します。

小西六、並びに日野自動車が、特に多摩平の浸水地点にかかわります関与の責任の度合いということについて追及がなされておるわけでありますが、この間の浸水事件のありましたごく早いときに、両方の企業の責任者の方に御出頭をいただきまして、それぞれに一層責任を果たしていただく要請を行いました。それらを別々にお答えいたしますと、小西六工業の場合には、かつて一日四万トン近い水を汲み上げていた。つまり、そのまま放流をしたという時期がございましたけれども、今日は一日八千トン、それをまた循環利用をいたしまして、排水の量は大変少なくなっておる、このように会社の方からも、用水量からも理解できるところであります。それから、しかも相当広い地域ですから、地面に降った雨水は、特に時間差をつくってください、つまり、遊水装置を工場の構内につくってくださいということを要請いたしまして、すでに行われてはおりますが、前回の際には多摩平の向のところで相当流れ出しておりましたが、なお、きょう通ってみました際には、かさ上げをされる、そういう工事が進められておるように見受けました。つまり、要請にこたえてもらったということであろうと思っております。ふだんは相当広い面積、つまり駐車場に使用されている部分が遊水池の役目を果たしておる。これは現実に見ておるところであります。それから、したがってその協定が今日機能する必要があるかどうかということにつきましては、浸水に関与する責任の度合いは非常に軽微になっておるというふうに私は見ております。なお、都市下水の利用のことですが、私の承知している範囲では、工場用水の排水は工場自身がかつて自前で行った。それに多摩平の下水道の管と、後で工事に合併をさせた。こういう経過がありますからして、それらは、つまり計算をされて、排水の関係に計算をされておるというふうに見ております。いずれにいたしましても、この浸水に、企業の使った水、ないしは敷地に降った雨が大きくかかわるようなことは許すわけにはいりませんので、今後とも十分調査をし、関心を注いでまいりたい、このように考えます。

それから、日野自動車の場合は先ほど部長がお答えをいたしましたとおり、国道に沿いまして西門の方から、国道から水が入る。それが流れとなって通用門から流れ出しておる。こういう状況は、これは調査の結果、明らかであります。大体、北傾斜で谷地川系統に工場敷地の雨水は流されておる。したがって、多摩平に関与する部分は、まあ関与とは言えませんが、これも実際に私どもが、その降水時に見ましても大きいものではない、むしろ、国道に降った雨が相当関与をしておると思いますけれども、国道当局は、これは路面の降水は、十分、現在の側溝によって受けられる、このように言われております。いろいろそれらのこともございますけれど、私は、やはり多摩平の問題は、浅川第四排水区という新たな排水区を設定し、そうして多摩平

の範囲を、排水区を二つに分ける、そういうことによって解決をしよう、これが現在の考え方であります。その系統が黒川の経路である。年限を四年ぐらいと、住民の方に問われて全く答えられないということでは申しわけありませんので、四年というふうにお答えをいたしておりますけれど、でき得るものであれば三年ぐらいで黒川の流末の方、つまり川のはけ口の方から、流量の能力を高めまして、そうして最終年次には多摩平のものをその上に受けていく、このように考えております。そのことを実施することになりました際には、今日道路上、ないしは八王子方面からも病院の前の道を流れまして、相当、水が集まっておるわけでありますけれど、それらを受け入れて、能力が十分あろうかと、このように考えております。ただ、事業計画を仮に認可を取ります際に、今日の日本の制度におきましては、時間五十ミリ、そうして、流出係数五〇％という程度が基準になっておりますので、やはりそれ以上雨が降る際には、ある時間の浸水は避けられない、こういうことが残ろうと思います。それは今後、遊水池等の、つまり時間差をかせぐことによって解決することが適切であろうと、このように考えておるところであります。

以上、市内の浸水問題の解決のためには、相当年月も要しますけれど、一方には治水という事業の中から、流域下水道を早く事業化させ、公共下水道にまたそれを連結させ、一方、多摩川排水系統、それから浅川排水系統、それぞれ計画を持っております。それは、八月一日号の広報で、一応、図面で公表いたしておりますが、すでにできておるのも何系統かあるわけでありますから、今後一層、根川の改修の促進、それから二・二・十路線の促進、あわせて二・二・五の促進、これらと、今後の計画をより確実に進める中で、日野市の治水問題の抜本的な解決に寄与したい、寄与可能である、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　日野駅周辺の水害防止対策。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、日野駅周辺の水害につきまして、その対策を申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げたわけでございますが、この付近につきましては、神明上の都市下水路の関係でございまして、すでに、その部分的には工事を施工しておるわけでございますが、二・二・十号線に接続して、さらに二・二・十号線の全線を、これを建設いたしまして、その下に排水をつくると、こういうことになるわけでございますが、これにつきましては、なおまだ年数を要する。こういうようなことがありまして、緊急暫定策と申しますか、そういうことで、中央線の以西地域の雨水につきましては、日野駅の西側まで来ております神明上からの排水管、これを国道を横断いたしまして、多摩川の第二排水区の系統に連結をする。こういうことで浸水の解消を図っていきたい。こういうことで、本年度、今議会の中で実施設計の委託料を計上――これは債務負担行為ということでございますが、計上をさせていただきました。それに従って、来年度着工したい、こういうふうに考えておるわけでございます。以上。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　六丁目の水害対策、黒川ルートや、あるいは二・二・五路線のルート、四年という期限に区切りつつも、三年で完成したいという市長の考えなども明らかにされたわけであります。もちろん、四年よりも三年の方がいいわけでありますし、場合によってはもっとうまくいくかもしれないという期待も持てるのではないかと思うわけであります。こうした点で、住民側の希望、要求を実現させるということで、全力を挙げていただきたいわけであります。

もう一つ、企業の負担の問題でありますけれど、遊水池をつくるというような方法で、時間差を設けて雨水の排水等を行う方法を考えているようであります。これはこれとして、市側でも、もっともっと企業にその自覚を促し、早い時期でこれらの対策が講じられるように指導を強めていただきたいわけであります。

協約の問題でありますが、小西六工業とのこの水害対策の協定、私は、ほとんど軽微であるという程度のものではないんじゃないかという懸念を持っているものであります。一日平均、大体八千四百八十四トンだというふうに記録されておりますけれど、これには当然、多い日もあるし、また、もっと少ない日もあるでありましょう。一万トン近い、あるいはそれを超えるような日に、たまたま集中豪雨がぶつかったらどうなるか。しかも協定を結ばれて今日まで、一体、何回ぐらいこの協定が有効な効力を発して排水が一時止まるというようなことがあったのかどうか。これすらもつかんでいないということになりますと、本当にこの協定の精神を生かして、工場側にも責任を自覚させるという姿勢があったのかどうかと思うわけであります。今後なお、研究を重ねていただきまして、本当に水害を発生した際に、工場排水が全く影響がないのかどうか、科学的な調査などを行う必要があろうかと思います。その点、特に強く意見を申し上げておきたいと思います。

終わるに当たりまして、一言、意見を申し上げたいと思いますが、御承知のように、多摩平の水害は非常に長期間にわたって被災を受けているわけであります。昭和三十三年下水道が完

成して以来、二十年間、今日まで経過しておりますけれど、その大部分を水害に見舞われるという歴史を繰り返してまいりました。市長の言うように、水を治め水に遊ぶという心境には、とてもあの住民にはなれないのではないかと思うわけであります。それだけに、こうした水害をなくしてこそ、水に遊ぶ施策も、大きく前進できるものではないでしょうか。市側の関係する部署へ、今後の一層の努力をお願いいたしまして、私のこの質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって四の一、多摩平六丁目、日野駅周辺などの水害防止対策に関する質問を終わります。

（「終わり、終わり」と呼ぶ者あり）

四の二、日野緑地の保全についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○十五番（板垣正男君）　議長のお許しがございましたので、通告質問、日野緑地の保全について質問を行っていきたいと思います。

市長が議会に提案を行い、学者等の協力を得て、日野市の行政調査会が発足し、その結論を得ているわけであります。「現状と問題点」そして「提言」の二冊にまとめられました　この調査会の報告を見てみますと、特に、現状と問題点の中に、日野市の緑は風前の灯となっているという指摘があります。この項を、短い文章でございますので読んで紹介したいと思います

が、「自然環境保全の問題がある。南部丘陵地帯が完全に破壊されてしまったいまとなっては、日野緑地の保護はもっとも重要な課題となっている。」というふうに指摘いたしまして、この緑地の保全を強調しておるわけであります。なぜ、日野緑地が重要な課題になっているかといいますと、日野市の南北を緑地で結んで、浅川を越えて多摩動物園へとつなぐ緑の線と申しますか、緑のラインがつながっていることであろうかと思います。地形の特徴をみごとにあらわしまして、日野の緑が線となってつながるわけでありますけれど、この緑が、いまや都市化の圧力にはさまれて、各所で分断され、風前の灯となっているというふうにまとめてるわけであります。そしてこれを「提言」の中では次のような一つの提言を行っております。「歩道システムという中で、日野緑地プロムナードパーク、緑地と散策路の結合を図って次のとおりとする。」ということから、いま私が申し上げましたように、この緑地の線を延長、利用いたしまして、散策路を約十キロにわたってつくったらどうかという提言を行っているわけであります。私がたくさん引用するまでもなく、この緑の問題については、議会で数多くの論議が交わされておりますし、森田市長も就任以来今日まで、緑の問題を市政の大きな課題に掲げて、数え切れないぐらい緑の保存の問題を発言していると思います。市内には日野緑地のほか仲田緑地や大木島緑地等とございますし、調整区域の多摩動

動園、あるいはそれにつらなる平山、南平といった地帯への緑地があるわけであります。これらの中で、約六十ヘクタールに及ぶ日野緑地を、どのように保全するかということが、私は非常に重要な課題であると思い、今回の質問に取り上げたわけであります。特に、自然に緑が崩壊するということではなくて、宅地開発との関係で緑がなくなるという事態に至っているわけでありますから、この宅地開発との関係で、どう自然を保全していくかという問題であります。

そこで、市側に保全策をお伺いしたいわけであります。宅地開発との関係、特に具体的には、日野市新町三一の一番地先の開発は、急務であると思うわけでありますけれど、こうした例などを示しまして、どう、市側が緑地保全を考えているか、また、この、ほかの地域で開発との関係で緑地が破壊される、なくなるという個所があるかどうか、お伺いしたいわけであります。

最初に、この二点についてお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。

全体的の日野緑地、日野市全体のことでございますが、これには先ほど御指摘、お話がありましたように、日野緑地、あるいは仲田、下河原、さらに一番大きいのは、多摩川の緑地でありまして、総体的には二百八十四・七ヘクタールと、こういう膨大な地域になっております。そういうことで、都市計画の決定、また都市計画に決定してない自然環境良好な緑地は、市内に相当残っていると、こういうふうに現状あるわけでございます。

そこで、将来計画としまして、緑の骨格をなすべき公園、緑地をどのように整備、または保全していくか、こういうことにつきましては、今議会にも計上しております、緑のマスタープラン、こういうようなものを策定していきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。これにつきましては、国においてもこれの要綱、こういうようなものの提起もございまして、都の方においてもこれを受けて、各市町村といろいろ打ち合わせをし、われわれの方でもこれについて早急に策定するというようなことの中で、現在、作業を進めると、こういう段階になっておるわけでございます。それで、宅地開発との関連でと、こういうような御指摘でございますが、現在、日野市の新町三丁目三一の一番地、ここにおきまして宅地開発の申請が出ておるわけでございます。それにつきまして申し上げますと、この地域は昭和三十六年、日野緑地として都市計画決定をしたものでありまして、されておる地域でございますが、今日の状況、その現況を見ますと、周辺の東北側、十七小の予定地側で

す。これについては、すでに数件の家が建っておりまして、なおまた、当該地につきましては、自然林につきましてはほとんど伐採されている。現況としては、緑地とも言えないような、そういう状況になってきております。しかも、当該開発区域の中に、南北に、道路を入れる計画、こういうようなものもございまして、北側の近接の緑地に続くと、こういうことになろうかと思います。市としましては、この開発行為の指導をしまして、一応、新設道路を行き止まりにすると申しますか、そういう形の中で、それ以上北側にはそういう開発行為が行われないような、そういうふうな指導をしていきたいと、こういうことで、そこに遮断緑地と申しますか、そういうものを取らせる。こういうことで、それ以北の緑地を破壊されないように保存していくと、こういう指導をしておるところでございます。

なおまた、東、北側の家屋との境界には、約一メートルの空間地を確保させる。こういうことで、この新町の三丁目のこの開発については、ただいま御指摘いただきましたような、緑地の保全ということを十分配慮をするわけでございますが、現状、これについてはやむを得ないのではないか、それをいかに、それ以降から先の開発を抑えるか、あるいは緑地を残すかということで現在協議を進めているところでございます。一応、そういうことで……。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　いまの部長の説明を聞いておりますと、開発はやむを得ない、しかし、これ以上の開発を行わせないようにしたいということでありますけれど、いま説明のあった個所の開発は、どうしてやむを得ないのか、また、これ以上の開発をさせないというのは、どういう手段によって開発させないようとするのか、この辺の点が全然明らかでないわけでありますが、常識的に考えて、現行の法のもとで開発はやむを得ないということであるならば、この先も開発される恐れがあるのではないんでしょうか。いまの開発をやむを得ないと認めて、その先の開発を行わせないとするならば、どういう方法を講じて開発をやめさせ、緑を保存しようとするのか理解できないわけでありますが、その点の質問を再度行いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

この場所につきましては、去年だったと思いますが、一度、これについて、うちの方で買収をしたいと、こういうようなことで考えたわけでございます。ただ、そのときに、現在買収をいたしております、日野坂の途中からバイパスに分かれる右の下のところ、この地域については地主の方と話がまとまりまして、平米単価、非常に安い価格で折り合いがつきまして、これについては購入をしたと、こういうことでございますが、それと同時に、この現在の、先ほどから言っております新町のもの

についても交渉したわけでございますが、非常に価格が高くて、どうしても折り合わなかった、こういうふうな経緯があるわけでございます。そういうことで、本年に入りまして、また申請が出てきたものでございますが、それについて現地も見ましたところ、現地は何か伐採をかなりしてしまったというふうな現況でございます。そういうことで、緑地というか、そういうふうなあれで、ものと言えないと、こういうふうな現況になっていると、こういうことでございます。それで、これについてはまた、買うという話が前にあったわけでございますが、それもだめになった。こういうことで現況もそのような状況になっているということで、一応、開発は認める、そのかわりにそこまでで、それ以上にはもう開発されないような対策を考えなきゃいけない。こういうことで、先ほどちょっとわかりにくかったと思いますが、お話ししましたのは、ずっと北側に緑地が続いておりますが、そのところに、真ん中に道路を入れるわけでございますが、その道路の突き当たりを、開発行為の区域でございますが、隣接の緑地とのところに開発区域としての緑地をもう設けてしまう。道路を突き当たりにする。こういう形で、そこへ緑地をセットする。そうなりますと、進入路が当然できないわけでございます。そういうことで、それ以降の、いわゆる開発は防止できるんではないかと、こういうことで話を進めている、こういうことを申し上げたわけでございます。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　いまの部長の説明で、理解できないわけですね。道路を行き止まりにして緑地を開発地内に設ければ、それ以上は開発できないというんですか。別の人がその緑地を開発したらどうするんですか。いまの開発した申請者が開発しなかったとしても、地主は別の人でしょう。同じように開発をやると言って伐採したらどうなるんですか。

（「これ、日野市の土地じゃないの、部長。この先は日野市が買ってるんじゃないの。ちゃんと答弁しなきゃだめですよ。そこまで日野市が買ってあるんだから、開発はできないんだよ」と呼ぶ者あり）

それと現状、木は伐採して緑地がなくなっているということでありますけれど、木は、伐採は何本かそれはしてありますよ。しかし、木がなくなって緑地でなくなっているという状態じゃないんですよ。私もいつも調査して回ってますけれど、（笑声）木はありますよ、りっぱに、多摩平のあの公園を見てごらんなさい。いま、木を伐採しているじゃないですか。（「きのう切ったのも大分あるぞ」と呼ぶ者あり）きのう切った木もあるという声もある。（笑声。「いいぞ」と呼ぶ者あり）その後、植樹をするというようなことがあるわけでしょう。緑地が、何か、市が都合が悪ければどんどん伐採する、あるいは片方では、もうここは木がないから緑地じゃない、こういう緑地に対する考

え方は、市長の言うように緑を取り戻すということにつながっているかどうか。（「そうだ」「いいこと言うぞ」と呼ぶ者あり）私は全然つながらないとは言いませんけれど、しかし、全面的に市長の意図するところが発揮されないということになるのではないかと思うわけです。ですから、いま木はありますよ、木はあるんです。緑地としてりっぱな役割りを果たす、あるいは、そういう景観をもたらすということは、はっきりと私もここで断言できるわけであります。

もう一つ、大事なことでありますけれど、ことしの予算の説明資料の中で、日野緑地の用地買収、なにがしの予算を計上いたしましたが、その説明の中に、こういうふうに書いてある。「日野台地斜面に存在する日野緑地は、都市環境、景観を構成する上で、きわめて重要なものであります。これらは個人所有地のため、近年、宅地造成等により破壊されつつあるので、これを防止し、自然の保護を図るとともに緑地として保全するため」と。だから予算を計上したと、こう言ってるんですよ。市がそう言ってるんですよ、開発から緑地を守るということを。われわれにはこういうふうに説明しておきながら、一方では木がないからもうだめだということでは、私は大変残念に思うわけであります。東京都の緑地買収なども部分的には進んでいるようにも聞いております。なかなか財政的な裏づけを持たなければ、はっきりと買収できる、あるいは確保できるということにはならないかとも思いますけれど、しかし今年度も二億数千万円の予算を計上して、神明上の保留地、緑地を買うということを行っているわけであります。この保留地は、新都市建設公社や区画整理事業から買うということにもなるんでしょうが、これは、きょう、あすのうちに開発されて緑地がなくなるというところではないでしょう。しかし、事業との関係でことし買わなきゃならないということがあるために、ことし予算を計上したものと思います。私は、せっかくここで市長が開発行為の改正も行い開発に対する規制も強めるというやさきに緑地が破壊されるということは非常に残念であるわけであります。そうした点で、価格が折り合わなかったということもあるようでありますけれど、もし、そういう問題があるために、これを理由として緑地は確保できないということなら、もっともっと相手側との交渉を詰める必要があるんではないか、そう思います。そういうことなど含めまして、市長の考えをお聞かせしていただきたいわけであります。

それから、念のため一つ聞いておきますが、ここは許可したんですか。申請に対して許可したんですか、してないんですか、どちらですか。そのこと一つ、一つだけ確かめておきたいんです。

○議長（秦　正一君）　都市計画課長。

○都市計画課長（小島　久君）　現在のところ、許可はまだしておりません。協議中でございます。

○議長（秦　正一君）　市長答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　緑地が風前の灯である、まさに指摘されておるその事柄のように考えるわけでありますが、せめて、この段丘地の緑の帯と、それから、ところどころにあります森をずっとつなげまして、日野の特色のある緑を守っていくことが一番望ましい。これはもう、異論のほとんどないところだと、このようにまた議会でも御理解をいただいておるわけであります。ただ、その開発の形で、私有地ということで計画が出されてまいりますと、非常に困惑をするわけでありまして、いろいろな方法で緑を守るべく折衝を行うわけであります。そして、でき得るべくば、最終的には買い取らなきゃならないというところに帰着するところですが、これもなお、価格が折り合わないということになりますと、全く行き詰まった感じにならざるを得ません。これまでの近隣の例もありますので、なるべくそれに近い、あるいは同じ価格で売ってもらいたいものだ、今後も粘り強く交渉を継続しようと、このように考えるわけであります。すでに樹木の一部も切られておるということではありますけれど、少なくも、緑の帯を、仮に狭くなりましてもやっぱりつなげなきゃなんない、つないで保存をしておかなきゃなんない、このように考えております。

○十五番（板垣正男君）　時間も来たようですので、最後に意見を申し上げまして質問を終わりたいと思いますが、ただいまの市長の答弁に見られます姿勢を崩すことなく、粘り強く、やはり交渉をする、保全のために全力をこれも挙げるということが、私は市側の役割りではないかと思います。

今度、第十七小があのわきにつくられます。児童の環境を守るという点で、あの緑こそ最も大きな環境の守り手であると私は思います。近くに高速道路がありますし、その騒音や、あるいは排気ガス等の影響もあるところであるだけに、この緑の保存が一層重要なことではないかと思いますので、宅地開発の波に押されることなく、緑地保全のためにそれを押し返すということに力を注いでいただきたいと思います。

これをもって、私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって四の二、日野緑地の保全に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十七分散会

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

九月十九日　火曜日

（第三日）

日野市議会会議録

第二十九号

昭和五十三年
第三回定例会

九月十九日　火曜日　（第三日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	
二番	市川芳太郎君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木照雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（一名）

十四番	橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一一一〇一三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　本間ムツ子　君

議事日程

昭和五十三年九月十九日（火）
午前十時開議

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時二十分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十四名であります。

一般質問五の一、市の公共施設を利用する市民の交通不便についての通告質問者、正国務君の質問を許します。

〔二十九番議員登壇〕

○二十九番（正国　務君）　質問いたしますについて、私は御承知いただくように、長く議員は務めましたけれども、一期のブランクがありましたので、非常に勉強不足でございますので、まことに幼稚な質問になるかもしれませんが、全然初年兵だという意味においてひとつお聞き願い、さらにまた御答弁も願いたいと、こういうことを前もってお願いしておきます。

市長に質問の第一でございますが、表題のごとく、市民が市の公共用地を利用いたします場合に、地域によっては非常に不便を感じる地域がたくさんございます。こういう点については市長はどういうお考えがあるかと、対処策を、構想を持っておいでになるかということをお聞きしたいのでございますが、単にそれだけでは御答弁もむずかしいと思いますから、具体的な例を一つ挙げてみますというと、私のところを出してはまことに我田引水の感がございますけれども、強いて出させていただきますと、私の住む落川でございますが、落川からこの市役所に参りますのには、御承知の方もおありと思いますが、京王電車の百草園の駅に出まして、それから高幡におりまして、さらに高幡で乗りかえて、高幡の駅前の京王のバスを使って、そうして中央線の日野駅へやってくると、それでまたそこで乗りかえてやっと市役所にたどりつくというのが現状でございます。御承知いただきますように、それがためには三回の乗りかえがございます。電車それからバス、さらにはまた中央線の日野駅でバスに乗りかえてやっと市役所にたどりつくという状況でございます。こういう状況はほかにもたくさんありまして、落川だけでなく、百草、さらに三沢の一部、それから百草団地、高幡団地、こういうところの方々は恐らく、同じような不便をお感じになっているんじゃないかと私は常々思っておりますが、これをどういうふうに対処なされるかということでございます。りっぱな市役所ができましてもなかなかどうも来て見ることもできないという方がたくさんございます。そういう状況でございますので、そういう点については私はただ一例を挙げただけでございますが、恐らく高幡、南平、それから平山、西平山、こういうところは恐らく、大なり小なりその不便をお感じになっているんじゃないかと私は感じております。まあ、強いて言えば、その施設のありますところの近い方が一番便利をしてらっしゃるということですね。

これは市役所を一例に挙げましたが、病院――病気をして病院に通うと、市立病院に行くという場合に、同じような不便

がございますし、はたまた社会教育センターを使うにしても、日野のあのりっぱな図書館を使うにいたしましてもそういう状況でございますが、この点は同じ市民でありながら、そこらをどういうふうにお考えになっておるか。そう申しましても私は、自分のうちの前へバスをとめてくださいとか、あるいはまた電車をとめてください、そういうことは申し上げていないんですが、地区的にバスならば、あるいは停留所をつくるとかいうことを実現してもらえば一番いいんじゃないかというふうに思いますし、はたまた私の考えでは、京王バスは金がかかりますね。もう私のいま例を挙げた落川を挙げましても、高幡へ出ますのに七十円、高幡から日野駅に七十円、それから日野駅からここへ来ますのに七十円、三、七、二百十円、往復四百二十円ですか——それは金でございます。しかも、それについて待つ時間が大変なんですね。いらいらいらしましてなかなか大変なんです。御承知いただくように、市役所に来る代行する人は勤め人の方が、奥さんが大概代行されておりますが、主人を送り出して、そうして、自分が主人から言いつけられた、市役所に行ってお願いすることがあるんだということで、やっと出てくるという状況で、非常に帰る時間も急ぐわけですね、お勤めの方の主婦は。そういう状況でございますので、非常にいらいらしておいでになると。精神的にこれがまことに大きいんじゃないかと私は考えるんでございますが、その点につきまして、これをつかさどっておいでになるところの市長は何か構想をお持ちになっておるか、お気づきになっておるか。もちろん十分お気づきになっておると思いますが、そこをひとつお聞かせ願いたい、こう考えます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　正国務君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。今日の日野市の生い立ちにつきましては、正国さんは古くからかかわっておいでになられますから、よく御承知のはずであります。つまり、一世紀かけてこの歴史と文化を高めつつ成長してきたというには、まだまだ遠い市であるわけであります。人口が宅地造成あるいは団地づくりという形で急速にふえた。そのことによって名目は都市ということに言われておりますけれども、いろいろな諸条件を整えた都市というにははるかに遠い現状であることはもうだれしも理解をし、承知しておるとこでございます。したがって、それをなるべく早急に市民の利便を共通にする努力、それから、市民生活をますます発展させるためのいろいろな施策というものを営々として行ってまいっておるのが、日野市のいままでの実情であります。整った面もありますし、まだまだ道遠しという面も幾多あるわけであります。そういう中で御指摘の交通問題は、確かに市内の地域によりまして市民の生活の不便といいますか、あるいは考えようによっては、不

均衡というものが指摘できるわけであります。

そこで、基本的に考えますのは、やはり都市計画道路を整備し、交通機関の運行できる条件を整え、その中で路線バスでありますとか、あるいはそれを保管する多少の手段によりましてなるべく、特に行政施設への利便というものの均てんを図らなきゃならないと、このように考えておるところであります。特に市民の生活圏といいましょうか、これが高幡を中心といたします範囲、豊田を中心といたします範囲、それから日野駅を中心といたします範囲、あるいは平山を中心といたします範囲と、このような、つまり中心統一のない町であるということも一面指摘し得るわけでありまして、これらを有機的に交通網でつなぎまして、市民の日常生活の利便に供するということが、今日のわれわれの取り組んでおります仕事の大きな課題でもあるわけであります。そのことにつきましては、一番橋通りのこの道路の建設であり、あるいは二・二・六平山橋都道の建設であり、あるいは中央線にかけます二・二・六の架橋のことであります。いま特に取り組んでおりますそれらの拠点拠点が整いますならば、ある範囲で路線バスも組むことができると、このように考えておりまして、鋭意その実現を急いでおると、こういう状況であります。御質問の、つまり日野の東部、七生東部という方面から一番、いまさらのことではありませんけれども、地形的にもあるいは道路網の上でも便利が悪いと、こういう御指摘があるわけでありまして、高幡に支所を今度新たにつくり直すとあるいは七生公民館を建てると、こういうことと合わせまして、あるそのあたりに——そのあたりにといいますか、その場所にマイクロバスでもこうUターンできるような場所が確実に取れるもんであるならば、いまの旧庁舎と本庁舎をつないでおりますこれを高幡まで延長したらどんなもんだろうかというようなことを、最小限考えております。そういうことを現実の問題といたしまして、不十分ではありますけれども、お答えとさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　御答弁ありがとうございます。御答弁で、恐らくその程度じゃないかと予想しておりましたが、いまのお話の中で、七生の公会堂ができるんだということはまことにありがたいことで、三階建ての集会所もできるとか、支所もそこへ、一階へ移転するという構想でございます。まことに結構だと私は思っておりますが、これの完成は、目途としては来年の十一月で完成するんだということに聞いておりますが、いまの市長の構想を聞けば、それを中心にして何とか交通網も考えるんだということでございますが、もちろん、それはやっていただかなくてはならない。でありますが、十二月を目途にということでありますから、それまでに何とか対応策がないものかというふうに私も考えておりますので、その点を

ぜひ考慮に入れていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって五の一、市の公共施設を利用する市民の交通不便に関する質問を終わります。

次に五の二、最近うわさで聞く一般市民からの監査請求についての通告質問者、正国務君の質問を許します。

○二十九番（正国　務君）　これは市長に対する質問の第二でございますが、これもやはり私が表題に出しましたごとく、うわさで聞いたことでございまして、前の議会ではいろいろ審議されたことかとも思いますが、ただ、最近特に市民の間からささやかれておる問題がこれでございますので、私はここに立ってあえて市長に質問するわけでございますが、言うまでもなく、監査請求ということは並み並みならぬ問題だと、私はこういうことに感じております。受けられる市長も大変だと思いますけれども、それを出した市民としましても、よほどの決心を持ってやったものだと私は考えております。だからこそこれは重要だと私は考えるものでございますが、内容は私よくわかりません、よく。どういうことの内容かよくわからないんです。私が議員になってからもその点については、恐らく協議会でもなかったと思いますので、あえて初歩でございますので、こうした質問をぶしつけがましく市長に質問するわけでございます。言わずもがな私がここに申し上げるまでもなく、公的の地位にある者はお互いに議員も含めて常に公明正大、俯仰を天地に恥じないというものでなくてはならないと、私は常に考えております。でも人間ですから、まあどんな失敗があるかもわかりませんけれども、私自身もわかりませんけれども、恐らくそういう気構えでいかなくてはならないと私は痛感しております。この監査請求が、内容はいかなるものかよくわかりませんけれども、監査請求が出るということはおよそ私はささやきの中で聞いてはおりますけれども、市長が、あなたが今日まで市長に就任されて、これほど建設的に日野市政を盛り立ててこられましたが、こういうことで市民にささやかれるということは、私は非常に残念に思います。市長とは個人的にもよく存じ上げておりますし、また、私の前の議員のときにもちょっとの間はお互いに市政を論じたこともございますが、そういう仲でございますので、正国務はことさらに森田市長に質問するわけでございます。その内容を――恐らく内容が監査請求が出ましたのはいつか知りませんけれども、監査請求が出てから二十日以内には監査委員は市長に答えなければならないということが法的にあるように私は聞いておりますが、恐らくもうすでに来ておるんじゃないかと思いますが、この議会でそれが出ると思いましたが、出ないので、私はまたあえてここで質問しなければならない苦しい立場になったわけでございます。そこらをよくおくみ取り願いまして、私はさっき申しましたように、公人と

としては常に陰ひなたがあってはいけないと私は思っておりますので、市長にあえて私は質問するわけでございます。でき得る限りですね、監査の答申があったと思いますから、恐らくそれは全部お答え願えると思いますけれども、強いてそれが全部答えられないとするならば、私はあえて言うならば、監査のお答えがあったものが書類になっているんじゃないかと、もうすでに印刷してあるんじゃないかというふうにも私は考えますので、よろしくその点を勘案の上で、ひとつ簡単に市長の御決意をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　正国務君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　公の立場に立ちまして市民の信託にこたえる者といたしまして、身を持するに公明正大で一点の私心はない、そのことは全く同感でありまして、私自身そのことに強く身を賢持いたしまして、そう指摘されるようなことが私自身として感ずるものを何一つ持っておりません。そして、監査請求ということは自治法上市民の一つの権利として、監査委員に対し問う権利がある、こういう事柄ですから、まあ、理解不足でありましても、疑義があるということであるならばどしどしやっていただいて、われわれの鞭撻をしていただくことも、これも別段困ったというふうには思っておりませんし、アイデアバンクというものを認めております、大蔵省の考え方も同委員にその監査の請求がされて、監査委員の方に大変御苦労をかけ、御報告をいただいております。

内容を拝見いたしまして、つまり、それぞれ指摘された監査の対象事項は逸脱をしていない、ということで報告をされております。初めから別段その経過におきまして私心や私的がない、そのことをみずからも信じておりますし、また、そういうふうに市民の方にも受け取られるということはまずいことでありますからして、これのまた解明がなされた、このように受け取っておるところであります。細かいことにつきましては担当の方から、あるいは文書でも差し上げてお答えといたしますが、私は、指定金融機関――日野市の場合、つまり三菱銀行ですが、これを今日の経済社会で自治法が指定金融機関の指定を定め、それからこれに公金の出入りを担当させる、つまり金融機関というものは、行政を行う上におきましても、あるいは行政と市民生活の関係におきましても、予算執行あるいは財政執行、そういう面で必要な機関であると、このようにも考えております。その際に、指定金融機関というものを置くからには、それを何といいましょうか、主権者である日野市民、あるいはそれをまたお預かりいたします市の行政というもとに奉仕をさせて、そうして市の必要な求めに応じ、かつ市民サービスの手段に使うということは一向差し支えないことだと思っておりますし、アイデアバンクというものを認めております、大蔵省の考え方も同

様であろうと思っております。そしてまた、それらを許します経過におきましても、常に法的な面との照らし合わせ、それから、特に大蔵省が認めるかどうかと。これは銀行側が大蔵省から承認を取りつけてくるそれがあるならばという仮定で、仮定というか、条件で進めてまいっておりますからして、そういう関係におきまして大いに役立てたい、このように考えております。ですから、監査請求そのものはございましたが、請求内容は指摘されたことについては三項目あるようでありますが、私は大して気にもいたしておりませんでしたが、監査の結果もおおむね逸脱をしてない、こういう結論でございます。そのあたりでよろしく御了承をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　御答弁がわからないわけではないんですけれども、私が聞いた範囲内ではよくわからないんですけれども、要するにいま三菱銀行という話が出ましたが、市長から、三菱銀行にあの土地を貸したのが安いんだと、日野市が開発公社から借りてる金ととんとんならばまだしものこと、どうもそこらが少し三菱銀行に対して安いんじゃないかと。そうなるというと、市民に大きく言えば、大きな財政的な迷惑をかける結果になりはしないかというふうに考えます。市長がいまおっしゃるところの、三菱銀行はアイデアバンクによって許可したんだということでございますが、これはもちろん当然でございましょう。かつての金庫制度から変わりましてアイデアバンクでございますからして、いろんな業務ができると思いますが、そういうことならばなおさら、そこらは何とか話し合いができなかったかというふうにも私は考えておりますが、いずれにしましても大事なことですから、私はあえてこれ以上申しませんが、そこらがどうかなあというふうな感じもいたしますので、恐らく監査結果もすでに出ておると思いますので、私は担当の人から細かく説明を求めません。説明を求めませんが、恐らくこれに対しての監査請求をされた人に対しての答弁でございますか、そういうものはできておると、出ているんじゃないかと考えますので、いままで議員の方にお配りになったら別です。ですが、私はいただいておりませんので、それもひとつ議長、御要求願いましてその答弁のあれを皆さんにお配り願うことはできませんでしょうか。いいでしょうか、ひとつ……。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　この監査請求に対します法令の定める手続きによりまして監査が行われ報告があり、それを告示をする、こういうことで公表をされております。資料は差し上げて結構です。

それから、その監査報告のそれに伴って監査委員さんの要望事項ということで、その地代のことについて御指摘がありました。つまり、借地料が安いんではないかということなんですが、

これはかつて全員協議会に契約内容をお示ししてそうして御意見を伺った際、もっと安い、つまり市の定める単価だったものですから、余り安過ぎないかということがありまして、規約の中で最高の地代を課したという経過がございました。それでもまだ安いという感じがするかもしれません。そこで私は、担当の方に、検討を行って適正を保つように、ということを指示いたしております。いま、特に一部分の御指摘で、借りた支払いをする金利と、それから貸した地代の率ですかこれがつまり逆になっていると、逆になっているというか、不利益になっておるということですから、確かにそういう実感ではまずいと思っております。ただ、その契約の中には、その土地を借りた価格の恐らく七、八〇％に相当する二千数百万円の権利金が預かってありますからして、それらを計算しますならば、逆ざや的な不利益はない、これは立証できると思っております。しかし、そういうことは抜きにいたしまして検討をいたし、適正を期すると、こういうことでございます。したがいまして、行政サービス、市民サービスに大いにそういう機関を奉仕させようということの趣旨でありまして、ほかに何一つ不明朗なものはございませんし、指定金融機関というのは一年更新の契約ということで保たれてあります。そのことを拘束しない、それにも十分な余裕が保たれてありますから……。まあ、弁護士にも御相談をしてつくった契約書であるということ、議会にも御相談をして御意見をいただいたということ、それらのことでその内容に疑義を差しはさむ、あるいは市が特別拘束を受けることはないという確信でおります。そういうことです。

○議長（秦　正一君）　ちょっと確認しますけれど、先ほど監査請求された監査委員さんの監査の結果ですね、報告、これ資料いただきますか。正国務君。

○二十九番（正国　務君）　はい。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　ただいま御要望のありましたところの、監査の請求書及びその措置請求についての監査委員からの監査請求に対するところの回答書、並びに監査委員から日野市長あてに出されましたところの要望につきましてのものにつきましては、御要望の趣旨に沿いましてお手元に差し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　それでは、いまの監査委員の回答については資料を議員全員にお配り願うという御答弁でございますので、それによってよくわかると思いますが、いま市長の御答弁を聞いた範囲内においては、やはり市長は公明正大というふうで私はうれしく思います。どうぞひとつ私が期待しておった、最初申し上げたように期待しておりましたその点は、いまの回答によってはっきりわかりますから、したがって

これは最初申しましたように、市長に暗い陰があるんじゃないかというふうに市民がささやいておると。ささやくということはですね、次から次へとわたって、要するに宣伝カーで回るよりもっとなにが効くんですよ。そういうことでよくわきまえていただいて、何らかの方法で市長は、おれはそんなことはないんだということをなされた方がいいんじゃないかというふうに私は考えます。

ただ私は、さっき申しましたように、やはりまた二度繰り返すようでありますが、少なくとも、自分自身でわからないところもありましょうけれども、公的の地位にある者は常に陰ひなたはあってはいけないというふうにお互いに常に考えておりますが、強いてここで言わせていただけば、私は、現議員のある議員のマンション問題で非常に強く指摘されまして、私自身が非常に皆さんと同じように苦しみました。しかしながら、理由をいろいろ聞いても、どうもわからないんですね。わからないけれども、やはり、そういうことが市民にささやかれる、市民にいろいろと陰口を言われるということはその方の不利であります。と同時に議員の不利でもあります。と同時に会派の不利でもございます。私はそういうことを考えまして、皆さんの総意で会派では、その方には一応、脱会していただくということにいたしております。ただし、一応ということは、聞くところによりますと、提訴してあるということでございますから

して、提訴してあれば結論出るでしょうけれども、裁判でですね、出るでしょうけれども、なかなかそれが早くいかないんだ。二年も三年もかかっちゃうんです。その間にこっちはだめになってしまうんですから。そういう点も考えて一応申し上げたんで、私自身のことでも、私の方の会派のことについても、議員の立場に立ちましても、私はそういうふうに考えますので、市長よろしくその点はあなた自身のことも十分お考えの上で、いまの御答弁を市民に反映させていただきたいということをお願いいたして、私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって五の二、最近うわさで聞く一市民からの監査請求に関する質問を終わります。

次に五の三、学校教育、社会教育についての抱負と経綸についての通告質問者、正国務君の質問を許します。

○二十九番（正国　務君）　それでは、いま議長から言われた、教育委員長に対する質問でございますから、教育長に対しての質問じゃございません。したがって、私は残念ながらここで質問は取り消す以外にございませんが、教育長に代弁していただくわけにはいきません。私の質問は抱負、経綸、教育委員長としての、帝国憲法から日本国の憲法に変わって、新憲法になって以来の教育の方針、お考えになっている抱負、経綸というものを委員長の森久保さんから、今日まで　ずっと委員長やっておいでになりますから、十分に他に例を見ないほどの抱負、経綸を持っておいでになると思いますから、新基本法に基づいてどういうお考えであるかということを親しくお聞きしたかったのでございますが、残念ながらおいでにならないのでやむを得ません。やむを得ませんけれども（「休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと待っていただきたい。（「ほかの市議会じゃ、委員長は常時出ているぞ」と呼ぶ者あり）そうです。私はそれを思うんですよ。いまの発言がありましたように、どこの議会へ行ってみましても、教育委員長の席というものはちゃんとここにあるんです。ここに札が立っているんです。私は言っているんですよ。再選されたときも、ちょっとあいさつぐらい出たらよかろうなと思ったんですけれども、私もちょっと遠慮しましたけれどもね。それもないし、ここへ来ても一回も出られたことがないし、さらに私がこの質問を出しましたら、教育長は、非常に公的にお忙しいから、とこういうことで、全然出てこないんですよ。きょうはこういう公的で、きょうはこうと、それから最後には患者をお持ちになっているからと、そうかなあ、と思ったんですけれども、でもやむを得ませんから、私はきょうを期待したんです。まことにきのうは私の順番が来るのにかかわらず、皆さんにお願いして、そのほかへちょっと用を足しに行きましたが、申しわけありませんでした。きょうはおいでになるということだったもんですから、実はきょうに回したこともあわせてよかったなと、こういうふうに私は考えておりましたんですけれども、それがないとすればやむを得ませんから、私は次の機会に譲ります。この問題は。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ただいま正国議員の方から学校教育、社会教育についての抱負と経綸についての通告質問については、取り消したいということが……。正国務君。

○二十九番（正国　務君）　ここでは取り消すけれども、次の機会に譲るという……。

○議長（秦　正一君）　今回は取り消して、この次の機会にしたいということだそうで、これをもちましてこの件につきましては終わりたいと思います。

次に六の一、災害の起こりにくい都市づくりを目指して、についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　災害の起こりにくい都市づくりを目指して以下質問をいたします。

防災対策につきましては、昨年九月議会で私と橘議員が、一般質問を通じてその緊急性について強調した上、市民の命と財産を守るための具体的な対応を強く要望してまいりました。

御存じのように、本年一月の伊豆大島近海の地震、続いて六月の宮城県沖地震によって、防災対策が緊急かつ重要な課題であることを、もう一度改めて痛感させられたところであります。

これは私だけではないと思います。六月の宮城県沖地震では、地盤や地形を無視した宅地造成などの被害がきわめて大きかったこと、そして、施工に手抜きのあったブロックべいの倒壊による犠牲者が多かったこと、さらには日常生活に不可欠の水道ガスなどの施設の補強、応急体制の重要性が明らかになったことなど、日野市議会の調査団の指摘にもあるとおりであります。共産党市議団は去る七日の日に、震災対策に対する要望書を森田市長に提出をいたしまして、宮城県沖地震の教訓を当面の防災対策に生かして、具体的施策を強化するように申し入れを行ってきております。周知のように日本は、地球の地震エネルギーの一五%が集中していると言われております。世界で最も地震の多い国であります。ところが、戦後の高度経済成長政策では、大企業の利潤追求のみが優先をされ、土地の条件を無視した自然破壊の乱開発が進められてきました。その結果、地震にはきわめて弱い都市、弱い国土がつくられてきたのが実態であります。長年にわたって、高度成長の名のもとで災害危険要因を累積させてきた自民党政府の責任は重大であります。そしてまた、世界有数の地震国として震災を未然に防ぐ対策の強化が早くから指摘をされ、警鐘乱打されてきたにもかかわらず、政府のその取り組みはきわめて不十分であると言わざるを得ません。国の五十三年度の震災対策関係の予算は、科学技術研究費を含めてもわずか一千九十億円、防衛関係費の六%にしかすぎません。東京都の五十三年度の震災予防計画予算が千七百三十九億円にものぼっている。この額と比べましても、自民党政府がいかに震災対策に手抜きをしているか、国民の命と財産をなおざりにしているか明白であります。しかも、最も重要な震災対策に関する科学技術の研究費はわずか四十二億円余であります。現行の大規模地震対策特別措置法は、予知情報に基づく応急対策が中心となっております。災害に備える安全な環境づくり、事前の予防については目をふさいでしまっているのが、今日の実態ではないかと思います。私は、こうした自民党政府の防災対策の貧困さ、そして、その重大な責任をまず明らかにした上で、国民そして市民の命と財産を守るための災害予防対策の強化が緊急な課題である、ということを、改めて強調しておきたいと思います。

まず私は、災害の起こりにくい都市づくりを目指す取り組みの現状、そして今後の方針について質問に入る前に、市長の見解を伺っておきたいと思います。

第一に、すべての国土計画、都市計画、開発計画などには、事前に震災予防の観点をしっかりと組み込むようその規制を強化する。そして開発に当たっては、住民参加の防災アセスメントを行うよう義務づけを行い、災害危険要因の累積を防ぐ必要があると考えております。第二に、災害発生後の処理対策に重点が置かれた防災計画を、災害を未然に防ぐ予防対策に重点を置くよう、その転換を図る必要があると考えております。第三に、防災対策に民主主義を貫き、地域住民の知恵とエネルギーを生かした防災計画を民主的に策定すべきではないかと考えます。そして、住民の総力を結集して防災都市づくりを推進する必要があると考えております。以上三点についての基本的な考え方について、市長の見解をまず伺っておきたいと思います。

質問の二点目は、これまでのさまざまな調査活動、たとえば地形、地質、地盤等の調査、あるいは危険個所の調査、避難場所の再検討、さらには公共施設などの耐震調査など、こうした一連の調査活動がどのように行われ、どういう結果が得られたのか、お伺いしたいと思います。

さらに三点目は、市民への啓蒙活動の必要が強調されており、先日市長からも今後の啓蒙活動について一部答弁がありましたけれども、この市民への啓蒙活動を当面どのように具体化していこうとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、防災基本計画の策定でありますけれども、すでにまとめられております地域防災計画、これを読ませていただきましたけれども、やはり重点としては、災害後の応急対策が主であります。いかにして災害を起こさないか、そのためにどういう対策、計画を立て実施に移していくか、この点が全体からのウエートとしては大変軽く扱われていると思います。しかもこれは、お役人と言っては語弊がありますけれども、机上でまとめられた計画、こういう印象を強く持ったわけでありますけれども、私は、もっと市民の総力、知恵とエネルギーを結集した中で、基本的な防災計画を策定していく必要があると考えております。この点についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。そして、ついでですけれども、この地域防災計画の中で「防災予防計画」という表現を使っております。で、防災とは、災害を防止するという意味に具体的には使われております。その上さらに「予防」という言い方をしておりますけれども、この「防災予防計画」というのは、文法上国語の解釈という点からいってどうなんだろうか、という疑問がちょっとしております。他市の防災計画、あるいは国の防災基本法――災害基本法ですか――など、さまざまな文献を見ましても、「防災予防」という、紛らわしいといいますか、重複した表現を使っている法律あるいは計画は見当たりません。この点に対しての疑問にお答えをいただきたいと。

それから、さらに五点目になりますけれども、先ほど申し上げた民主主義を貫くという問題でありますけれども、残念ながらこの地域防災計画の中では民主主義のみの字も見られない、そういう率直な印象であります。私は、単に日野市の防災会議に名を連ねているメンバーだけでこの計画がまとめられ、そして予防対策、あるいは有事の時の応急対策など、徹底した適切

な対応ができるとは考えておりません。全市民の問題でありますから、市民の総力、知恵とエネルギーを結集した中でこうした計画がまとめられ、地に着いたやはり実践がされていかなければ、本来の防災対策にはならないだろうというふうに考えております。この防災対策に民主主義を貫くという点でどうお考えか、伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　九月一日というのは国が定めた「防災の日」ということでありますし、それから、七月のころには宮城県沖の大型地震がありまして、仙台市周辺都市に大きな都市災害を引き起こした。東海道直下地震でありますとか、あるいは伊豆沖の地震でありますとか、地震は日本の場合、災害のこわいものの筆頭に挙げられるほど国民の関心の高い問題でありまして、これは幾ら論じても、また幾ら対策を講じてもし過ぎるということはない問題でありますので、なかなか一朝一夕に完成をさせることもむずかしいことではございますが、絶えず日常的に積み重ねを行っていくと、そうして災害に強い都市構造をつくるということ、それからもう一つには、災害の時に、これまた強い能力を持つ市民の啓蒙ないしは訓練、これらが必要であるということだと考えております。そのために先ほど三点を挙げられまして、市長はどう考えておるかという御質問でございました。御指摘のとおり、防ぐというその対応、災害が発生してそれに対応するという対応策にも増して大切なのは、やはり日常的な、つまり災害に強い、そういう条件整備を日常の課題として行うことがきわめて大切であると、このように考えます。そのために都市計画、あるいは開発指導要綱、これらの中にもそれらの要素を含めておるわけでありまして、要は何といいましても、防災に弱い、必ず弱いことになる過密都市をつくらないこと、それから、やっぱり公共広場等を豊かに持って、そうして、災害時にも避難場所が確保できているということが、何よりも増して大切であると、このように考えます。日野市の場合は、幸いにまだそうその過密という状況ではありませんし、川がありましたり、あるいはまだ田畑も相当ありまして、学校やその他、施設のグラウンド、あるいは広場等も活用することによって、まだまだ十分可能性のある町であると。また、これからの町づくりには一層それを心がける必要がある、このようにも考えております。このたび、開発指導要綱の改定を行いましたそれらの内容にも、そのことを特に意識を行っておるわけであります。見解ということでございますので、日常の心構えにつきましての、あるいは施策につきましてのお答えを申し上げるわけであります。あとは、担当者の方から一応、お答えをする用意をしておりますので、そうさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま、市長の方から基本的な問題についてお答え申し上げたわけでございますけれど、その中で、二点目にございます防災計画、いわゆる予防対策重点の問題でございますけれど、予防対策に重点が置かれていないのではないか、というようなことの中で、特に地形、地盤、それから危険個所、あるいは避難場所、あるいは公共施設等の耐震の度合いと申しますか、そういうような調査の問題、こういうことが御質問にあったわけでございますけれど、この地盤につきまして、これは個々に正確に、どの市がどこという場所ではございませんけれど、東京都におきましては、この地盤の調査が、三多摩全域調査が行われておりまして、私どもにもこれが参っております。そういうことで、市の方といたしましても、こういった危険個所、この防災の計画にもございますけれど、調査研究、こういった面が日野市の場合におきまして、若干おくれている面もうかがえるわけでございます。そういうことで今後、この計画、いろいろ市民の方の参画の中というようなことも言われているわけでございますけれど、総体的な見直しを日野市——まあ昨日、市長の方からも大柄議員に対してお答え申し上げておりますけれど、庁内におきましてプロジェクトチームをつくりまして、今後どのように進めていくかを、これは防災対策全般にわたるわけでございますけれど、進めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

それから、市民の啓蒙活動をどのように考えているのかと。このような問題につきましても、市民に対して防災の知識等も含めまして、これにつきましては、消防委員会にすでに諮問してございますけれど、地震発生時における住民の緊急行動、その他諸問を行って、これにつきまして市民の方に、この結果を待ちまして、順次市民の方に啓蒙を行っていきたいと、このように考えているわけでございます。

それから、防災計画の策定の中で、先ほどちょっと触れましたけれど、予防対策が軽く扱われていると、机上のプランの印象があるというようなことが御質問にありましたけれど、これにつきましても、先ほどちょっとお答え申し上げましたとおり、総合的に検討していきたいということでございます。

それから「防災予防」——文法上の疑義ありと。「防災予防」と「予防」が入るのは、他市あるいは国等では、ないのではないかというようなことでございます。これにつきましても、字句の問題でございますので、いままでの、ここに掲げたような経緯もあるかとも存じますけれど、いずれにしても検討していきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その防災の取り組みをどのように民主主義を貫く形で市民を組織していくかと、こう御質

問だと思うのですが、昨日も申し上げましたとおり、市内の住宅、つまり住んでおられる区域を方眼――縦横につまり一応範囲を区切るようなことの中で、現実に即する地域地域に防災リーダー、市民防災リーダー、こういう方を中心として組織をしたい、このようにお答えをいたしました。それは、そのまたリーダーになる方は、自治会等の推薦、あるいは個人の応募等の方法によりまして、つまり、なるべく民主的な手続によりまして防災のいろいろな課題につきましての研修をやっていただきたい、そのように考えております。それに必要最小限の器材も配布いたしまして、それが有事の際には情報を伝え、あるいは一つのリーダーとしての活動の能力のあるそういう地域防災意識というものをつくることをこれからの課題として取り組んでまいりたい、このように考えております。それらの手続が言われるところの民主的な手段によることが、やはり効果を上げる最良の方法だろう、このようにも考えておるところであります。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問いたします。この防災対策につきましては、いま市長初め市当局から答弁がありましたように、実質的にはこれからの課題だろうと思います。したがいまして、そう多くの内容ある答弁は当初から期待しておりません。むしろ、これから今度の地震を契機に新たな意気込みで取り組んでいく課題ではないか、そういう問題提起をしたいというのが、今回の質問のねらいであります。

そこで、何点か伺っておきたいわけですが、都の震災予防条例によりますと、第十条でこういうふうに規定をされております。「防災意識の高揚、区市町村は、計画的に防災教育及び防災訓練を実施するとともに、住民の自発的な防災組織の育成を図り、住民の意識の高揚に努めなければならない」こういうふうにありますけれども、この第十条の規定に基づいて都から市に対して具体的な教育指導がこれまでなされたことがあるのかどうか、一点伺っておきたいと思います。

それから二点目は、第十四条で「事業所防災計画の作成」という条文があります。「事業所単位の防災計画を作成し、従業員及び周辺住民の安全の確保に努めなければならない」こうありますけれども、市内の各事業所の防災計画がどういう内容のものであるか、その内容を市当局として掌握されているのかどうか。それがまた、今日の日野市の地域防災計画とどういうかかわりを持ってくるのか、この点についてお伺いをしたい。

さらに、十八条で、「知事は、危険地域を指定したときは、必要な助成をすることができる」。日野市も、昨年の都の防災会議の調査発表によりますと、百二十カ所の危険個所が指摘されております。私ども素人目で見ましても、かなり危険な個所があります。この危険地域の指定を都に働きかけて、それに対する対策費の助成を働きかけたことがあるのかどうか、その点

伺っておきたいと思います。

それから、第四十五条に「防災市民組織」という条文があります。「知事は区市町村に対し、防災市民組織の活動について必要な助成をすることができる」こういうようにうたわれております。これは最初の第十条との関連で、市がその気になって市民参加の防災組織を積極的につくっていくという方針であれば、東京都はそれに対して助成することができるということですから、市から積極的に働きかけをすればそういう助成が得られる、そういうふうに私は判断しております。この点についてどうお考えか、伺っておきたいと思います。とりあえず以上、再質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第一点目の、防災意識の、いわゆる都から具体的に指導等があったかどうかということでございますけれど、これにつきましては、まず東京都におきましても、「災害対策部」というものもございまして、いろいろの情報等はその都度市の方にも送られてきているわけでございます。具体的に指導の面でございますけれど、そういうような通知等の指導はいただいているわけでございますけれど、具体的に個々に対する指導というものについてはいただいておりません。

それから、第十四条の関係で、事業所周辺の、いわゆる事業所の防災計画の把握の状況でございますけれど、個々については把握はしてございません。

それから三点目の、危険個所に対する対策費、都に働きかけの問題でございますけれど、これについては具体的に申し上げますと、一つとしては梅ケ丘等の例もございます。今後、発生の場合には、危険個所のところにつきましては、都に要望していきたいと思います。

それから四点目の、市からの東京都に対する助成の働きかけでございますけれど、できるものはなるべくお願いしていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと補足いたしますが、権限を持った、つまり、消防法上の権限を持った消防行政は東京消防庁が行う、その出先が日野市の場合、日野消防署であるということでありまして、企業でありますとか、あるいは公共建物ももちろんでありますが、法令に基づくいろいろな防災行政、防災指導行政を行っておるわけであります。私どもの自治体の場合は、そういう権限に基づく指導行政はありませんけれど、消防団という住民組織を特別職という扱いで市長の指揮のもとに掌握をいたしております。日常消防団がいろいろと訓練も行っておりますし、また器材も必要な限度整備をいたしております。しかし、それらですべて行き届いておるということで

はもちろんないと思いますし、特に宅地造成等につきましては、すでにいろいろな危険な状況もはらんだ現実が市内の各地域にもあります。なるべく原因者の責任ということを前提といたしまして、過去に対する欠陥の裏づけ、ないしは今後行う事業についての予防的な指導と、こういうことにつきまして、一層権限と能力を持ちたいものであると、このように考えております。そのために行政組織といたしましては、消防委員会等の活躍をお願いをしたいと思っておりますし、それから、地区防災組織というものに積極的に取り組んでまいろう、これがいまの決意という状況の基本でございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　都の震災予防条例に関連して一言要望しておきたいと思いますけれど、十四条の事業所の防災計画、これは必ずしもその地元の自治体、ここで言えば市になりますけれども、市にその計画の報告義務はないようであります。しかし、都の条例でそういうことがはっきり明記されているわけですから、都としても、その条例に基づいて各事業所への行政指導を行う、そして計画を策定をさせ、その内容についても都として掌握すると、同時に市としても、その内容を掌握できる条件はあるはずでありますから、この点については、今後、市との防災計画との関連もありますので、ぜひともつかんでいく必要があると思いますし、必要なら都を通じて行政指導を強化していくという必要があろうと思います。

　十八条の危険地域に対する都の助成でありますけれども、「これは市当局が積極的に危険な個所を掌握した上で都に動きかけていくと、そういう下からの働きかけがなければ、助成をすることができる」という条文ですから、上からの助成をまつだけでは一向にらちが明かんだろうと思います。その前段としてもちろん調査活動が必要になってくるわけでありますけれども、その点について肝心な点は、どう市民の総力とエネルギー、知恵を結集していくか、ということが防災対策のかなめであろうと私は考えております。その住民参加の防災市民会議といいましょうか、協議会でも名称はどうあれ、そういう形の市民組織をつくって、そうして必要な調査活動、啓蒙活動、さらには基本計画の策定、私は今後の課題としてこれはどうしてもやる必要があると考えております。この点について市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災市民会議の提唱でございますが、名称はともかくといたしまして、なるべく地区地区に先ほど申しました防災リーダーというような方を中心として、そうして、日常的な地域住民の会議会合の話題に供していくと。その際に、市の持っております計画でありますとか、あるいは緊急時の避難活動の要領でありますとか、あるいはすでに震災

地の映画フィルム等の媒体を使いまして、極力日常的な防災に対する心構えというものを涵養していく、このことは、やはり災害に強い町づくりにあわせて、また、防災活動に強い住民組織という二つの機能によってなるべく能力を高めていかなければならないと、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　さらに質問をいたします。

　私はここで、市長もすでに御存じのことだろうと思いますけれども国分寺市の防災に対する取り組みを紹介しながら、市長の考え方、これからの取り組みをお伺いしたいというように思います。

　国分寺市では、すでに五年前から具体的な防災都市づくりが進められております。四十八年には地形、地質、地盤の調査、そして、オープンスペースに関する調査が実施をされております。四十九年から五十年にかけて、市を構成する諸要素と災害との関連を明らかにした都市空間と危険性の調査が行われております。さらに四十九年度以降今日にかけて、駅周辺整備に関する調査もあわせて行われております。さらにこの四十九年には、市当局の呼びかけで市民参加による防災都市づくりを考える国分寺市民会議が設置をされております。そして、防災シンポジウムの開催、講演会の開催、市内危険個所めぐり、災害から暮らしを守る夕べの開催、震災対策親と子の集い、震災対策パネルディスカッション、こうした活動を行ってきております。それを集約する形で市民大集会が開かれ、その成果をまとめて市に意見の具申をする積極的な提言を行っている、こういうことが行われております。さらに五十二年度では、都市の安全性を考える委員会が市長の諮問機関として設置をされました。そして、国分寺市における防災都市のあり方、この答申がなされております。この間、市の広報で「わが町の災害危険診断」地図つきで全戸に配布をされ、市民の自覚を高める、こういう啓蒙活動が行われております。さらに今年度には、防災学校が開設をされております。こうした五年間の準備活動の中で初めて、総合的、実践的な防災基本計画の策定に着手をしている、こういうことであります。つまり、実践を踏まえた上で計画の策定にようやく取りかかっている、こういうことであります。そしてまたこの間、市としての防災白書づくりとか、防災融資条例の制定、そして道路整備の一環としてすみ切り整備要綱の制定、というようなさまざまな具体的な施策が打ち出されてきております。この国分寺市の経験に見られますように、市民の知恵とエネルギーがこの準備活動の中に結集をされて、これから計画の着手に入ると、こういうことであります。

　で、先ほど私申し上げましたように、日野市の地域防災計画大変りっぱな表紙でありますけれども、中身は残念ながら、国分寺市と比較して、こうした五年間の準備活動の積み重ねの中

でまとめられようとしているこの計画と比べれば、それこそ天と地の違いがあるのではないかと、こういうふうに私は思うわけであります。したがって、国分寺市の目指す方向、やり方をそっくりまねをしなさいとは申し上げませんけれども、こうした地に着いた市民参加の防災対策、あくまでも民主主義の観点を貫いてその対策と計画を進めていく、これが基本でなければいけないというふうに私は思うわけであります。この点について、市長の今後の取り組み、方法について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国分寺市が市のスローガンといたしまして「防災国分寺市をつくろう」と。その取り組みの中でいろいろな市民運動、それから防災活動が組織されているわけでありまして、私どもも市長からじかに話も聞いておりますし、また、資料も取り寄せて研究をいたしております。国分寺市の場合、そういう市民運動の課題として「防災都市をつくろう」とこういうスローガンも結構だと思いますし、私どもの町の「緑と清流を守ろう」というこのスローガンも、私は市民運動の課題として何ら遜色はないと。つまり、防災都市をつくろうということにほとんど根本は共通していると、このようにも考えております。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）国分寺の場合、大変熱心な職員、それから熱心な市民が大きな支えになっているというふうにも聞いておりますので、私どももまたそういう人たちをぜひ養成をしたい、このように考えております。国分寺市は国分寺市、日野市は日野市ということで、私の提唱いたしております、憲法を市政に生かそうとか、緑と清流を取り戻そうとかいうことは、大きく防災都市の建設に役立つ基本的な思想であると、このように考えておりますので、一層の御鞭撻をお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　市長の基本的な考え方については、いまお伺いしたとおりであります。しかし、スローガンは大変結構ですけれども、実質がまだ伴っていない、これからの課題だということを再三申し上げているわけで、私はそういう点で、宮城県沖地震の例に見られますように、あの宅地造成地域により多くの大きな被害が出た。日野市も、その丘陵地帯を造成した宅地造成地域の多くを抱えております。それだけにこの防災対策はとりわけ今後の課題として力を入れていかなければならない重要な問題であると考えております。いろいろ意見を交えて質問いたしましたけれども、十分その点を踏まえて民主主義を貫いた中で計画をし、実践に移していただきたい、このように思います。

最後に、国に対しての市としての要求でありますけれども、このことも大変重要な課題であります。建築基準法、あるいは宅地造成等規制法、都市計画法、都市再開発法、住宅地区改良法、さまざまな法律があります。これを防災の立場から洗い直すという必要があります。このことの改正についての自治体からの強力な働きかけが必要だと思いますし、さらには、学校建築物等公共施設の構造基準の見直しも必要であります。さらには、自治体の防災対策に対する国の財政措置を求めていく。さまざまな国に対する要求課題があります。このこともあわせて他市との連携を保つ中で、積極的に推進してくださるように最後に要望意見として申し上げて、この私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって六の一、災害の起こりにくい都市づくりを目指して、に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時七分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問六の二、分譲住宅団地処理場の管理についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　分譲住宅団地処理場の管理について質問をいたします。分譲住宅の団地については市内でも各地域に点在をしておりますけれども、きょうこの場で質問する分譲住宅は平山一丁目、二丁目、三丁目、そして南平九丁目の地域のいわゆる分譲住宅であります。この処理場の管理について現在どうなっているのか若干疑問もありますので、お伺いをしたいわけであります。三月、四月の時点で個人的にこの問題を事務当局に伺ったことがあるわけですが、つまりあの一丁目、二丁目、三丁目の京王が分譲した住宅団地の処理場が、集中豪雨などの際に、十分処理されないまま排水がなされてしまうということで、当時、自治会でもその対策について問題になったことがあったわけでありますけれども、その後、市としてこれにどう対応されてきたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

いまお尋ねの件は、事件と申しますか、その事実が発生しましたのは、恐らく五十一年九月の件と、五十二年三月大雨が降りまして、いわゆる雨水管に現物が流出したという事故についてだと思います。そのことにつきましては、五十二年三月に二度目の事故がありまして、そのあとそのような問題を受けまして、

いろいろ調査いたしました。そしてその第一点目の問題としては、なぜ出たのかと、いわゆる出た直接の原因ですね、それについてのお尋ねに対しては議会ではなかったんですが、多分個人的とさっき議員さんがおっしゃられましたその範囲内で、いわゆる処理場の排水バルブ操作のミスという形の中で、御報告申し上げてあると思います。その後さらに、多摩公害事務所と連絡を取りながら、細部にわたる調査をいたしました。大雨の際に流れた原因につきましては、バルブ操作ミスということが事実でございます。ただし、それを原因とする調査の段階によりまして、雨水管と汚水管の、いわゆる分譲住宅の家をつくったときの配管工事に若干の問題がある点が発見されましたので、ただいまその問題の発見されました個所について多摩公害事務所より改善命令を出されて、工事を行っている最中でございます。当然工事はしておりますが、その間の処置として、毎月水質検査を多摩公害事務所に出させると、そういうような形の中で現況を監視しつつ工事を完了に向って督促していると、これが現状でございます。ちなみに毎月一回の水質検査によるBODにつきましては、十一月から二十日の間の数値表が提出されております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　この雨水管そして汚水管の配管違いといいますか、本来雨水管をつなぐべきところへ汚水管がが配管され、汚水管を配管すべきところに雨水管が配管されていると、こういう初歩的なミスから、いま答弁のあったような事態が引き起こされたと。このことはこれまで伺っているわけですが、これは実際にそういうミス工事の個所が正確に把握され、その上で改善がなされようとしているのか、そして、そのミス工事の個所が具体的にどういう方法で摘出できたのか。さらには、広範囲にわたる住宅地域ですから、しかも地下に埋設されていることですから、なかなかその辺の実態が把握しにくいという点があろうかと思います。実情つかんでいるミス工事個所、それがすべてだという判断なのか、なお引き続き調査しなければ全体の実態が把握できない、こういうことなのか、その点を再質問したいと思います。

　それからさらに、南平九丁目の方の分譲住宅についても同様な問題があるというふうに聞いておりますけれども、その点についてはどう把握されているか、どう対処されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

　第一点目の、いわゆる配管ミスをどのような方法で把握したかという、いわゆるミス工事把握の方法についてでございます。これは通常便槽に色のついた水を流します。そして、それがどの経路から出てくるかを見ることで一応、流下する経路を探索

するものでございます。ですからたとえば、一軒やったらそれが流出するまでの間はほかの家はできないわけですね。それで、それを繰り返すことで確認していくというような方法がとられます。一般的にはそのような方法をとることが多うございます。この場合もですから期間的に大分長くかかっておりますので、そういう方法による探査だったと推定いたします。

　そして、その把握したその個所は、というような二点目の御質問ですが、それは全部で九戸、いわゆるミス工事のあった家というのは九戸だということが把握されております。多摩公害事務所との連絡の中の印象から受けます感じでは、これ以上はないという感じでございます。と申しますのは、毎月行ってますBOD検査、それによりまして出てくる数値から、公害事務所の方ではそのような判断を持っているようでございます。

　それから三点目の、南平にある団地の件につきましては、確認して私はまだ聞いておりません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　いま調査の結果、九カ所のミス工事が把握できたという答弁でありますけれども、確認の意味でお伺いしますが、この処理場を直接管理しているのは何という会社か、そしていまのミス工事個所の調査はどこが主体でやられたか。つまり本来的に処理場を管理する責任あるその会社が行ったのか、いま答弁のあった都の公害局がやったのか、その点ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

　京王平山の団地につきましては、株式会社京王サービスが管理いたしております。管理会社名としては京王サービスでございます。これは責任を持って聞いたという形ではないですが、この調査をするときに京王の会社と多摩公とで立ち会いの上でということをちょっと聞いております。それだけでやったというふうに聞いております。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　いま、平山一丁目から三丁目にかかわる分譲住宅の処理場の管理に関連してのミス工事の調査結果が答弁で明らかにされたわけですけれども、当初の問題が発生してから二カ年経過しております。少なくとも日野市では「清流を取り戻そう」というスローガンを掲げ、東京都としましても、河川の汚染を少しでも少なくしようということで精力的にこれまで取り組んで、最近ではかなり多摩川を初め各河川の汚濁が一定程度解消されてきた、清流が取り戻されつつある、こういう状況にあります。しかし一方では、いま答弁にもありましたように、こういった初歩的なミス工事によって汚水がそのまま流れてしまうような状況が生み出されている。しかし、二年経過してなお基本的にはまだ解決されない状況にあ

ると。で、たまたま、私は近所ですのでそういうことが耳に入り、この平山一丁目から三丁目にかかわる分譲住宅を市に質問したわけですけれども、これまで長い経過の中で分譲住宅、いわゆる建て売り住宅等市内には数多くあります。恐らく私は、このケースだけではないだろうと、ほかでもこういったミス工事による問題が放置されているんではないか、こういう懸念がいたします。ここでこういったミス工事が把握できて、それに対する対策がとられつつあるわけですけれども、これを機会にほかの分譲住宅の処理場、そしてそこからの排水の汚染状態なども計画的に点検をしていく必要があるんではないか、こういうふうに考えております。この点について今後、どういう手を打っていこうとしているのか、今後の問題としてひとつ伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。今後の問題として、いわゆるコミュニティープラントの推持管理の状況チェックをどのようにやっていくかという御質問だと思います。一応、五百立米以上の浄化槽につきましては東京都の多摩公害事務所、以下につきましては東京都の清掃局が直接の管理責任者という形の法律になっております。いわゆる水質汚濁防止法によって規制される部分がそこにあるわけでございます。当然、いわゆる立入検査権等につきましては、

その機関が持っているものでございますが、市の方では当然、そういう立ち入りができる権限を持っている人たち、いわゆる都の職員の方々と一緒に協力して調査をするというのが、いわゆる実態になります。それで、各そのような団地、約七生病院まで入れて二十五ほどあるんですが、その中で、いわゆる毎月汚泥の引き抜きという作業が行われておるわけであります。その汚泥引き抜き作業の中で、いわゆるプラントの維持管理を点検するという、いわゆる法的にはそういう形になっております。たまたま機能していない処理施設があった場合には、速やかに連絡を取って対処する。現在のところの形ではそういう形になっておるわけでございます。今後、その形をどういうふうにもっと機能的にするかという問題になりますと、いまここで、こうこうというような方策をお答えするわけにはいかないのが残念でございますけれども、事実はそうでございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　それでは最後に要望意見を述べて終わりたいと思いますけれども、先ほど指摘しましたように、他の住宅団地についても同じようなケースが考えられますので、引き続きその点検調査をして、こういう問題の解消を一日も早く実現をしていただきたい、こういうふうに思います。特に先ほど指摘した南平九丁目の地域でも同じようなケースがあるというふうに私は聞いておりますので、ひとつ念のために

この地域についても同じような点検調査をするように特に要望して、私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　御苦労さまでした。これをもって六の二、分譲住宅団地処理場の管理に関する質問を終わります。

次に七の一、平山地区開発についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

〔二十六番議員登壇〕

○二十六番（杉山寅三郎君）　議長から発言の許可がございましたので通告質問をさせていただきたいと思います。

なお、質問に入る前に、まあ、昭和五十三年度もいよいよ下期に入ります。したがいまして、当初予算の中ですでに予算化されております平山地区の道路工事その他を含めてのその後の経過、あるいは工事の進捗状況等を、まずワンステップの意味でひとつお伺いいたしたいと思います。平山の補助十二号線の路肩整備による道路拡幅、これに対する設備費九百四十万、これもすでに予算化されております。平山十号線の、いわゆる家庭雑排水、雨水排水の側溝設置、これらもすでに予算化されておりますし、平山七号線の歩道設置並びに滝合橋の取りつけ道路委託料、設計費、あるいは長沼橋の歩道橋設置、これは分担金でございますけれども、その他まだ予算化されてはおりますけれども、以上これら四点。

それから、市長にひとつお伺いしておきたいのは、もうすでに市長も御存じのとおり、西平山あるいは東平山を通過する予定路線である一・三・一の問題については、関係住民の中でもいわゆる計画の白紙撤回というような形の中で反対という気運はございますが、これら日野市内を通ずる一・三・一の問題、あるいは一・三・一に対する都市計画路線といいますか、これがたしか七、八本あると思いますけれども、この一・三・一に対する反対住民の声がある中で、市長はこれに対してどのようなお考え方をお持ちなのか。まず以上六点、これについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、平山十二号線の五十三年度の予算の執行状況でございますが、この件につきましては、ただいま設計中でございます。

次に、平山十号線の側溝新設の工事でございますが、これにつきましては、国鉄と境界査定が完了いたしましたので、設計に入る段階でございます。

三番目に、平山七号線の歩道設置の件でございますが、これにつきましては設計が完了いたしまして、あと認可の工事に着

手する予定でございます。認可待ちでございます。

次に、滝合橋の歩道橋設置に伴う件でございますが、これにつきましては、計画図を持ちまして河川法に基づく申請について建設省の京浜工事事務所にお願いに参っております。京浜工事事務所では、滝合橋付近は堤防が整備されていないので、現在、堤防計画を検討中であり、歩道橋についてもあわせて検討するという回答でありますが、これにつきましては、近く建設工事事務所の方に参りまして、これら促進方について協議してまいりたいと思っております。なお、このつくってもよろしいという内諾を得た上で正式の申請書を提出する予定でございます。

次に五番目の、長沼橋でございますが、これにつきましては八王子市役所に提出しましたところ、建設省に河川法に基づく申請済みであり、工事は五十三年十一月ごろから工事に着手したいというふうな回答を得ております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一・三・一都市計画路線についての御質問ですが、この路線は都市計画上、明確に計画決定をされております。したがって、この路線に伴う周辺の都市計画事業が行われる際には、その用地の設置がなされるということになるわけであります。この路線につきましては、私も日野市内の浅川右岸、言うなれば日野市の一番いいところ、しかも残っておる一番いいところを縦断される、こういうふうな問題もありますので、道路構造上のこの対策をはっきりさせることが市民の納得を得るためにもきわめて重要である、このように主張をいたしております。いまのところ具体的な問題はありませんけれど、万願寺区画整理事業を行いますならば、早速この問題が表に浮かんでまいります。一つの夢かもしれませんが、私はこの路線は、将来地下鉄が延長してくる際に使うと、こういうような意味合いがあっていいんではないかと思っております。ただ公害道路にはしない、そういう構造上の配慮が最も必要である、そのことの、解決を考えてもらわなければならないと思っております。反対の方の御趣旨もいろいろ伺っておりますが、しかし、廃線化でありますとかいうことは、ちょっといまのところ不可能であると思っております。むしろ、何らかの形で生かして、そうして住民の納得のできるそういった道路構造を保ち、あんまり車が多量に通らない、しかも緑の多いそういう道路ができるその方策を考えるべきであると、また、そういうことによって地域住民の方の納得、理解も得ることが必要であるし、それがはっきりすれば理解されるものであると、このように考えております。したがってこの道路は、都市計画事業を行います際には、事業化という形が現実に浮かんでくるわけであります。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　じゃ、いま申し上げた質問の段階はこの辺にとめまして、出してあります、いわゆる平山地区の開発、いわゆる何といいますか、都市基盤の整備といいますか、そんな意味合いも含めながら、道路の整備、あるいは公共施設の設置、下排水路の設置というような三点でひとつ伺ってまいりたいと思います。御存じのとおり平山地区は、浅川をはさんで南と北にまたがっているわけでございますけれども、南側につきましてはすでに既成市街地というような形で、なかなか開発ということになりますと非常にむずかしい条件が伴ってまいりますし、やはり都市開発と再開発というような方法によって有効な手段でこれを解決していかなければならない非常にむずかしい問題でございますけれども、川北につきましてはいま市長が言われましたとおり、まだまだこれから非常にやり方によってはりっぱな町づくりができる地盤でございますし、このまま放置しておきますと、住宅の過密化、あるいはスプロール、このような形も出てまいります。市の基本構想の中にもありますように、こうして日野市も進展してやまない市勢の進み方、いわゆる市の勢いでございますけれども、とどまるところのないこの進め方については一日も早く目標を設定し、その実施については遅滞ができないじゃないだろうかというような現状の中で、特に川北についての質問が重点になろうかと思いますけれども、その辺もお含みいただきたいと思います。まず南側につきましては、平山小学校あたりの付近のあれが何か、区画整理が始まるというような話も聞いておりますし、皆さんも御存じのとおり、五十六年では二・二・六が開通するというような状態でございます。その中にありまして、平山駅も新装になりました近代的な駅として利用者に喜ばれております。その平山の駅の南側は住居地域でございますが、北側については第一住居専用地域でありますので、やはり地域に合った、いわゆるマッチした商店街をつくることには、用途地域の変更をしていかなきゃなりません。平山の乗降客も御存じのとおり、六割が川北、いわゆるあの隧道を通ってこられるお客さん方でございます。こうした状況の中で、やはり北側も南側と同じ用途地域といいますか、そういう形にしてもらいたいし、またすべきではなかろうか、そうして流出購買力を吸収し、効果的な土地利用を図るために、この際、駅の北側の用途地域の変更をする用意があるかどうか、まずひとつお伺いいたしておきたいと思います。

それから、先ほど道路の建設についても御質問いたしましたけれども、たとえば平山七号線について、歩道設置の工事が完了し、あれから百五十メーターぐらい行きますと平山八号、これも整備された道路でございますけれども、これの接続はどうしてもやらなければいけないんじゃないだろうか。あるいは二・二・六の迂回路としても非常に重要ではないんだろうか。や

はり、二・二・六は都の仕事でございますけれども、迂回路としての平山七号線から平山八号線に直結する道路が絶対必要なように思っておりますが、この辺に対する考え方はどうなのか。

それから先ほど申し上げましたとおり、二・二・六が完成し、平山八号ができます。その先に平山十二号、補助十二号線がございますが、これが先ほど路肩を整備してということでございますけれども、この際、これらの道路整備について抜本的に補助十二号線に対する道路の拡幅、いわゆる中央線の踏切の拡幅、豊田団地を抜けまして豊田団地から大和田自治会に抜けます畑の中に、非常に農道としてリヤカーいっぱいぐらいの道路が、いま、生活道路といいますか、あそこの大きな重要な道路になっておりますけれども、これらもつなげて一本大きな道路をつくる考え方がないのかどうか。

それから、先ほど申し上げましたとおり、西平山地区はこれからの地区でございます。現在は畑の中に農道を舗装し、ようよう日常の生活道路として使っておる。その両側には、日に日に家が張りついてまいります。これができ上がりますと、非常にその道路が狭隘でありますし、何か災害、あるいは救急車、消防車というようなことが入らないこういう道路が上の町一号線、あるいは上の原一号線、平山十三号線、こういうように道路が非常にいまあるわけでございますけれども、これらの道路を少しでも拡幅してやはりいくべきではないだろうか、こういうふうに考えておりますが、その辺の考え方がどうなのかをひとつお伺いしたいと思います。

それから公共施設でございますけれども、七生中、四中、あるいは滝合小、二小、平山小学校、これらを含めての学校の推移状態、四中などにつきましても、早速増築をしなければならないような状態でございます。その中で特に要望といいますか、お願いしたいのは小中学校、これは市町村の義務でございますので、やはり市が用地の先行取得をしていかれる考え方があるかどうか。

もう一つは、幼児教育施設、これは、幼児教育の重大性というのは私が申し上げるまでもなく、すべての方々の大きな願望でございます。それらにつきましても、幼稚園一つとなりましても、旭が丘幼稚園みたいなものが何か、幼児教育ですか、その研究所ができるというようなことであったんで、一応それを頼りにしてたんですけれども、それも何か離散霧消といいますか、中止になりましたし、やはりこれらの幼稚園の設置、あるいは保育所の設置、平山保育園におきましても、保留児が三、四十名おるような話も聞いております。これらについての幼児教育の施設はどのようにセットされていくのかどうか、この辺についてもお伺いいたしたいと思います。

なお、ちょっと前後いたしますけれども、平山地区、いわゆる西平山地区は、当時、東京都の住宅局が区画整理をするという話がありましたけれども、これも何か中止になり、その後、都立高校の用地の第一候補にも挙がっていたようですけれども、それも御存じのとおり、神鋼電機等の関係でこれもなくなった。現在は白紙の状態でございますけれども、これらやはり開発といいますか、都市基盤整備につきましては、区画整理とか、あるいは民間の開拓業者とか、あるいは住宅公団の開拓というんですか、そういうものにまたなければ、本当の意味の広範囲にわたる開拓はできないだろうかと思いますけれども、市長のこの地域における開拓の方針といいますか、考え方がありましたら、ひとつお伺いいたしたいと思います。

次に、下排水路の準備でございますけれども、いわゆる浅川北第一排水区については、昨年、調査費として四百万ほどの予算が計上されたと思いますし、作業も終わったと思いますが、これが実施をいつされるのか、これもひとつお伺いいたしたいと思います。

それから、浅川第二排水区並びに川南第一排水区、同じく第二排水区に対する下排水路の整備についてひとつお答えをいただきたいと思います。

それと同時に現在、特に川北、西平山地区におきましては、まだ吸い込み処理をしている家庭がたくさんあるわけでございます。それらについて道路に側溝を受けて雨水、生活雑排水、あるいは汚水処理も流されているような状態もありますが、これらについても、市もやはり一生懸命それに取り組んでいるようなことは理解できますけれども、抜本的な解決ではないと思います。したがいまして、先ほど申し上げた下排水路の整備についてはひとつ確実なお答えをいただきたいと思いますし、これからも道路にU字溝に汚水を流すというようなことも続くでございましょうが、おいおいそういう、いわゆる浄化槽の設備がふえてまいりますと同時に、やはりU字溝に流すことについては非常に問題が出てくるように思います。今後も汚水処理についてはU字溝で処理していかれるかどうなのか、この辺もひとつあわせてお伺いいたしたいと思います。とりあえず以上の道路整備、あるいは公共施設、下排水路の整備について一応お伺いして、またそのお答えによって再質問をいたしたいと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。一点目からお願いします。用途地域の変更の用意があるかどうか。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

これにつきましては、市内いろいろ土地利用の状況も変わってきております。そういうようなことの中で、これは法律でも決まっておるわけでございますが、見直しをすると、こういうようなことになっておりまして、いろいろそういう変更につきま

して、改正につきまして検討していかなきゃいけないと、こういうふうには思っておりますが、なかなか国の方、あるいは都の方でも、これについて実際に進んでいないというふうな状況に聞いております。そういう状況の中でございますが、三多摩各市の、いわゆる共通の問題としまして都市計画の担当者の会議におきましてこの問題を取り上げて、いろいろ検討しているというふうに聞いておるわけでございます。そういうことで、いつの時期ということは言えませんが、早急に検討して必要なものは改正をしていくと、こういうふうなことでなければならないと、こういうふうに思っておるわけでございます。以上。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　二点目の、公共施設の設置につきましてお答え申し上げます。杉山議員の御指摘のとおり小学校、それから中学校につきまして、昭和五十六年度までに一校ずつ必要であるという見通しでございます。で、小学校につきましては、滝合小及び二小の過密を緩和するためでございます。また、中学校につきましては、七生中学及び第四中学の過密を解消する必要が生じてまいります。一応そのような計画でおりまして、用地につきましても、当然、できます時点で先行取得しなければならないと考えているわけでございます。

なお、幼児施設につきましては、これにつきましても保育園あるいは幼稚園、何らかの施設が一つ必要であるということは予測しております。このことにつきましては、具体的な計画についてまだ十分練っておりませんが、いま少し時間をいただき、具体的計画をつくっていきたい、このように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　道路の整備についてでございますが、道路整備につきましては緊急な課題であるということは申すまでもございません。従来からの狭い曲折した市道は市内至るところでございますが、舗装し、側溝のふたかけ等の整備は順次整備しているわけでございます。しかし、開発が進むにつれて、開発地域以外の市道の拡幅、整備については、さらに必要を強く感ずるわけでございます。今後も整備計画を立て、順次整備をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　浅川北の第一排水区の件でございますが、これにつきましては確かに五十二年度に自主設計を終わったと、こういうふうになっておりますが、今年度非常に雨水管の布設の、いわゆる実際の工事関係の仕事が多くあった関係上、これにつきましても来年度というふうなことで、今年度は一応、この地域については実施をしないと、こういうことになったわけでございます。いずれにしても、非常に施工個所が多いわけでございまして、現状なかなか補助金等

ない中でどんどん事業を進めていくと、こういうわけにまいらないわけでございます。今年度市街の関連公共下水道の計画を立てておるわけでございます。そういう中で下水道のいわゆる処理場とともに一日も早くこの下水道事業の計画決定をとり、計画的に補助金、起債をもらって実施していきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

その中で、そのほかの浅川の第二、第三排水区につきましても、排水管の布設の計画を立てていくと、こういうことになろうかと思います。一応それまでの間、この地域におきますいわゆる下排水の問題、これにつきましては、現状、いろいろうちが建ってまいりまして問題があろうかと思いますが、できるだけ土木的な作業と申しますか、そういうものによりまして、あるいはまた清掃関係からこれをできるだけ救済すると、こういう形の中でやっていかざるを得ないんではないかと、こういうふうに思っております。以上であります。

○議長（秦　正一君）　浄化槽の汚水処理水、これをU字溝に従来どおり流してやるのかどうか、答弁願いますか、杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　ええ、ひとつお願いします。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　いまお尋ねの、いわゆる浄化槽の水をU字溝に流す計画か、というお尋ねでございますが、清掃課の方ではその事業計画についてはちょっとわかりかねる点があるのでございますが、一応、U字溝がない場合ですと、浄化槽の汚泥は引き抜き、あるいは前の議員からの質問にもお答えしたとおり、引き抜き作業等、あるいは責任ある会社の維持管理、そういうような義務づけができるのでありますが、U字溝に流すという方法については、都市計画サイドの仕事の中で考えないとわからない点もございますので、ちょっと清掃関係では答えが出ないように思います。

○議長（秦　正一君）　市長、答弁願います。先ほどの西平山地域の計画、これ質問ありました、その点。いまのも兼ねて答弁して下さい。

○市長（森田喜美男君）　浄化槽の水をU字溝、すなわち側溝に流す方式を進めるのかと、こういう御質問に伺っておるわけですが、現状歓迎すべき手段ではありませんが、市民生活の現在の状況の中では黙認せざるを得ないと、こういうこともやむない状況があろうと思っております。しかし、なるべく積極的に下水道事業促進をして、そうして、本来の流し場ではないところには早く流さないで済む、そういう状況をつくり出さなければなりません。まあ、平山全域にわたりまして……。

○議長（秦　正一君）　市長、平山地域の開発計画ですね、都の方のあれが……。市長。

○市長（森田喜美男君）　いや、質問者がお聞きになればお答えしますし、よろしいですか……。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　はい、結構です。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広範な平山地域の問題につきまして、それぞれ町づくりの課題を触れていただいたわけでありますが、特に西平山という地域について限って考えます場合に、まだ相当空き地もあるわけでありますけれど、今日スプロール状態、これが相当な勢いで進行していると、放任すればまさに流し場のないところに家が建ち、道路の進入もむずかしいところに市街ができると、こういう状況が生じかねません。そこで、現在の市の能力といいましょうか、当面、特にこの日野東部、具体的に言えば万願寺区画整理事業、あるいは流域下水道事業の処理場と、これらの整備に相当な力を向けなければなりませんし、また、西の方の守りをなおざりにしていいということはないわけでありますので、いっときは東京都住宅局の整備に期待をしておったんですけれど、これもとんざいたしましたので、いま日本住宅公団にもしその可能性があるならば、状況の調査をしてみなさいと、瀬踏みをしてみてくださいということで多分取り組んでおると思っております。まあ、半年ばかりたちませんと何とも言いかねませんけれど、相当な用地が確保可能ということでありますならば、そういう機関に整備のある方式をゆだねてもいいんではなかろうかと、このようにも考えております。地域の方が不便、それから道路の不整備、下排水の困難ということで大変意見も多い。つまり行政の不公平であるとか、何か放任されておる地域だというふうに言われる向きがございますけれど、そういうことは、放任などということはもちろん考えていないわけであります。しかしながら、たとえば補助十二号線という道路を仮に拡幅しようといたしましても、かつて試みたわけですが、借地もだめ、買収も困難というようなことでありましたし、一定の道路幅がなければ側溝すらつけることもできませんし、大変その対応がむずかしいことで苦心をいたしております。既存の水路あるいは道路を整備して町づくりをするといっても、これは行き詰まるに決まっておりますので、ある程度の本格的な都市計画的事業を行わないと整備が成り立たないであろうと。すっかりスプロール化してしまったんではもう時期を失しますので、行い得るかどうかとすればいまの、今日の時点で判断をする必要があるであろうと、このように考えております。地域の方にも、出向いてそのようなお話もちょくちょくいたしておるわけでありますが、もうしばらくその反応を見きわめまして、そうしてそれに伴っていま言われますような学校やその他の公共施設、あるいは道路、下排水等の施設、

これらの整備が本格的に可能であるかどうかというその見きわめの上で今後の課題に対処し、それが無理だということであれば、現状の状況をぼつぼつ改善をするという方法でやる以外にないな思っております。最小限の地域的な義務教育施設、これらにつきましては、なるべく時期を失しない形で一定の計画を持たなきゃならないと、このように考えております。大まかにお答えをいたしましても、以上のとおりです。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　市の基本構想の中にもありますとおり、未整備の道路は拡幅、舗装等の改良を進め、道路網の整備がおくれている地域は、これは新設を図ると、こういうことでございますが、御存じのとおり、この姿が何か西平山に合致するような気がいたしますので、特に道路問題については特段の御配慮をいただきたいと思いますし、また、汚水のU字溝に流すことは現状好ましくないがやむを得ないんだということでございますので、それでは補助十二号線のあそこに一部U字溝をいけましたけれども、あれから先がやはり人家もございますし、同じ条件だと思いますけれども、あれから先のU字溝をいけるおつもりがあるのかどうなるのか、ひとつまたお願いをいたしたいと思いますし、それから義務教育施設、特に中学校については早急にやはり計画を立案し、開発公社で取得するなりなんなり、いま市長が言われました、開発方式として日本住宅公団と言われましたけれども、それはそれとしてやはり市が先行取得して、住民に対する何といいますか、安心といいますか、住民も非常に心配しておりますので、これらそういう方面ではぜひやっていただきたいと思いますけれども、再度その辺についてのお考え方をひとつお伺いいたしておきたいと思います。

それから、補助十二号線の拡幅については、地主さんとの関係がうまくいかないからというお話がございましたけれども、二・二・六が開通をし、しかも先ほど申し上げました平山七号の歩道ができて八号までの間、あの辺に対する道路の買収はぜひ実施してほしい、これがやっぱり何といいますか、市長もいろいろ口に出されております「循環バス」というようなことにもつながるんではないだろうかと思いますので、七号から八号に通ずる間の道路の何といいますか、新設といいますか、これに対する考え方をひとつ再度お伺いいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま、平山十二号線の側溝の新設、さらに西に延長するかという御質問でございますが、これにつきましてもさらに検討の上、整備計画に基づいて年次的に整備していきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　中学校につきまして

は先ほどお答え申し上げましたとおり、なるべく早い時期に用地の先行取得をしたいと考えておりまして、現在、事務的なベースで物色中でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　平山七号線、八号線道路の新設、道路網の整備……。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　なぜ、七号から八号に通ずる道路が云々といいますけれども先ほども当初質問にございましたとおり、二・二・六は都の仕事でございます。あれだけの都が仕事をしてくれた関係もありますので、市としても一つの大きな二・二・六の迂回路でもありますとおり、非常に重要な道路だと思いますのでお伺いしたわけでございますから、ひとつこの点についても鋭意取り組んでいただきまして、やはりあの道路の側溝、歩道ができました場合に、八号までも通ずるような形で取り組んでいただきたい。

それから、学校の問題については、いま企画財政部長からの答弁もございましたので、これを了といたしたいと思います。

それから、下排水路の整備については、川北第一排水区については、すでに先ほど申し上げましたとおり調査も済んでおりますので、予算措置をぜひお願いいたし、それからあと川北第二、あるいは川南第一、第二の排水区についても、今後いろいろ時間のかかることでございましょうけれども、鋭意作業を進めていただくことを特にお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって七の一、平山地区開発についてに関する質問を終わります。

八の一、ごみ問題の解決を目指して問う、についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　ごみ問題の解決を目指して質問いたします。

ごみに関する諸問題や、また最終処分地の確保の問題など、ごみに関することにつきましては、一地方自治体だけではとても解決できない大きな問題を抱えております。国は、ごみ処理は市町村の責任、こういうこととし、財政的援助や最終処分地確保についてもまだ取り組みが非常に弱いのが現状でございます。このような中で、大阪府下では自治体ぐるみごみに対する運動が展開され、ごみ問題解決のために国に対しての特別措置を求める要望意見書の決議を出し、昨年の三月以来今日まで大阪府を初め十四の議会でこれが決議され、ごみ問題に解決を目指す世論と運動が非常に高まり、国に対しても一定の改善の措置をかち取ってきております。ごみ問題がこれほどまでに深刻な状況になってきたのは、政府自民党の高度成長政策による大都市への人口集中、過密化など、大企業本位の都市政策にあります。また、大企業も、もうけ本位の使い捨て政策や、廃棄物

のたれ流し、「消費は美徳」などと言ってごみの増量や多様化を生み出し、処理や処分を困難にしてきました。大企業がごみの処理、処分の経費の一部を負うことは当然であります。しかしこれが地方自治体に任せられているわけでございます。

日野市でも、町時代には全面積の二分の一以上がたんぼや畑や山林であり宅地が一二％でございました。ところが、十数年たった現在、全面積の三分の一がたんぼや畑、山林で、宅地は三倍化しております。そして昭和三十年には、人口二万七千三百五人。そして、一平方キロメートルの人口密度は千百人でございました。それから数年たった五十二年では、もう人口が十三万人となり、四千六百七十六人というこういう大変高い人口密度になっているわけです。東京都では五千四百四十三人、大阪では四千四百六十一人、神奈川が二千六百八十三人、全国平均が二百九十七人ですから、いかに日野市が人口密度が多いかがわかるかと思います。こういう資料は、いろいろとごみ問題につきましても、先ほど配られた統計資料に詳しく述べられておりますが、人口がふえればごみがふえる、これはもうあたりまえのことであり、人口密集地では最終処分地の確保もまたむずかしいですし、仮に用地があっても、膨大な費用とまた住民の同意を得られるかどうか、これがごみ戦争まで引き起こしているこういう大きな障害があるわけです。昨年十二月八日の朝日新聞のアンケート調査でも、最終処分の方法についてどのようにやっているか、という　この三多摩二十六市のうち十六市の中で、「どこに捨てるか言えない。勘弁してほしい。」というそういう記事が載っております。国がなかなかこうしたことに取り組まないために、各地方自治体では、それぞれごみの減量やリサイクルなどいろいろな問題に取り組んでおりますが、日野市もことしは「ごみと下水」これをテーマにいたしまして、住民ぐるみの運動がいま展開されているわけです。一定のごみに関する市民の意識も少しずつは向上されていると思いますけれども、まだまだこれから一緒にこの問題を解決していかなければならない問題点が多分にあると思います。

次に、四つの点で質問してまいります。

一つは、ことしの四月、市の機構が改革されまして、ごみ減量対策室設置が決まり、その対策室が今日までどういう活動をやっていたのか、その具体的内容をお知らせいただきたいと思います。

二つ目には、ごみの減量問題につきまして、いま市では具体的な計画があるように聞いております。その中でモデル地域を三カ所ほど設定して、それから順次全市に広げていく、このようなことが構想にあるようでございますが、その具体的な内容それを示していただきたいと思います。

三つ目には、粗大ごみの問題です。非常にたくさんの粗大ごみが市内の置く位置に置かれておりますけれども、そのごみを

見ますと、まだまだ活用できるごみが多分に捨ててあるわけです。たとえば、団地などではお引っ越しの際には、本当にまだ使えるようなタンスであるとか、ソファーであるとか、お布団などもあるわけです。こういう粗大ごみの再生利用に積極的に取り組むならば、ごみの減量にもつながるわけですから、この粗大ごみの再生利用、これについての具体的な取り組み方、これについてお聞きいたします。

四つ目には、現業作業員――ごみを回収してくださる市の職員これは委託されておりますけれども、この市の職員と住民との対話集会、これはいまもごみ減量室や清掃課の職員の方々が市民との対話集会を開いていると思いますけれども、やはり、現場でごみを回収する作業員の方との対話が市民の中で積極的に話し合われる中で、ごみの問題についても意識が高まり、そして、ごみの減量にもつながると思うわけです。そういう意味で、ごみの仕事に携わっている現業作業員と住民との対話集会を積極的に開くよう、この四つの点についてまず質問いたします。

○議長（桑　正一君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

一点目の、ごみ減量対策室設置以来の事業内容を示せ、という御質問でございます。五月一日にごみ減量対策室が設置されましてから今日までの間、それぞれカレンダー的に行事を申し上げる資料もございますけれども、その中から主な流れとして御説明いたします。五月に設置されてから今日までの主な活動といたしましては、各自治会の地区長をそれぞれ訪ねて、ごみ行政に対する意見交換、あるいは意識調査といいますか、意向をお尋ねして歩いたと、また、現在もお尋ねして歩いているという事実がございます。あるいは、ごみ行政の先進市と言われる近隣市町村、これは町田、三鷹、あるいは沼津市等に出向きまして、いわゆるごみ減量の実態を研修する、あるいは研修してまいりました。

また、ごみ減量につきましては、市長から委嘱されてます「ごみ減量研究会」というのがございます。それとのコンタクトを図りながら、あるいは消費者団体連絡協議会等とも懇談を重ね、ごみというものに対する意識調査、あるいは考え方、流れ、そのようなものを調査しております。あるいはまた、小学校等に対しましても、校長会あるいは教頭会等の席をおかりいたしまして、ごみ減量に対する必要性、あるいは何がいま使われている税金の中で大きなウエートを占めているか、小学生にわかるような話を通じてごみ減量に協力してもらうというような依頼もしております。あるいは、地区の集会所でのスライド上映等も行いました。これら一連の動きを通じて把握したごみに対する市民の意向をよりどころにして、二番目の御質問でありますモデル地区の指定ということを考えたわけでございます。

す。モデル地区、御質問の中に三地区というようなお話がありますが、おっしゃるとおり、事務当局で考えておりますのは、まず最初に三地区ぐらいを設定してはどうかという腹案でございます。これは、ごみ減量の方法として、まず資源ごみの回収による効果に期待するという一つの方法でございます。たとえば、資源ごみ回収事業の推進要綱案のようなものをつくって、資源回収事業に取り組んでくださる団体――これは必ずしも自治会ではなくてもいいわけですが、子供会とか、いろいろの諸団体ございます。そういう団体に対して、いろいろなバックアップの定めをつくって、初めはそのモデル地区に、その要綱に従った作業をしていただいて、その流れの中から、一連の流れの中から事務の流れを取り出し、システム化したいという考えでございます。やがてそれが一つのシステムとして、要するに欠けたるところを補い、足らないところを足すという形の中で、スムーズな事務の流れができ上がりますれば、当然、全市的な形の中へとそれを発展的に広げていくと、そういう考えでございます。もちろん、このことにつきましては、近いうちにごみ問題対策特別委員会もございますので、そちらの方に御提案申し上げ、御教示を得たいと考えております。

三点目につきましては、粗大ごみの再利用でございますが、これは、いまお話ししました資源ごみ再利用の中の一環として考えております。つまり粗大ごみ――ごみと言われる前の状態でそれを再び使うという考え方、それは、ある意味では資源ごみの再利用ということでもございますので、その再利用のシステムの中に、いわゆる形の整ったものの再利用の仕方、それから、資源を砕いてしまって、一つの物質的なものに変えての再利用の仕方と、二つの系統を考えておりますので、その形態化されたものの再利用というカテゴリーの中で考えていきたいと、このように考えております。

四点目の、現場作業員と市民との対話でございますが、議員さんの御指摘のとおり、当市におきまして収集作業は委託事業となっております。委託事業といいますと、結局、一つ間接的な存在でございまして、いわゆる会社経営でございます。その経営なさっている会社の作業員の方に、市民との直接対話を、というのはいまにわかにはなじまない方法ではないかと思っております。それで、市の現場作業員といいますと、実際にいますのは、焼却炉を運転する作業員でございます。焼却炉の運転をする作業員ももちろん市民の中に出ていってお話をすることが効果がないというわけではございませんが、これは、炉を運転しています作業員は収集の実態に意外と遠いのでございます。集められてきたごみについての処理はよくわかりますが、ごみの現場を把握するということについてはちょっと離れておりますので、その仕事の性質上、その職員を直接市民対話の中に入れても、いまにわかの効果というのは得られないんじゃないか

という考えがございます。この点につきましては、当然、現場の作業員だけではなくわれわれ職員も市民の中に出ていって対話を繰り返すと。現在もやっておりますけれども、そういう形の積み重ねによって市民の皆さんの意識の中にごみの問題を印象づけると、そういうふうにするよりほかはないのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまのお答えに対しまして、再質問いたします。

減量室ができまして、それだけでもかなりごみの運動は進んできたと思います。いまお話しになった内容で理解するわけですが、これからますますこの仕事はふえていくと思うわけです。そういう中で、いま二人の職員でこの仕事をやっているわけですけれども、このままでこの仕事がやりこなしていけるのかどうか、その辺も私は大変疑問に思うわけです。「ことしは、ごみと下水の年」ということで大変ごみにも力を入れているわけですし、それなりにごみ減量室ができたわけですから、この辺についても職員をもっと派遣できないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから二つ目の、モデル地域の問題ですけれども、私もごみの委員でございましたが、このモデル地域を三カ所決めてやるということも全く知らされていなかったわけです。たまたま自治会の会合に出まして、その中での発言の中で初めて資料も見て、そしてモデル地域を三つ、それも私の住んでいるところが何か当てはまるんじゃないかなあというそういうことの中で、そしてその文書の中では「あと一週間ほどで文書が決まるので、そしたらこれを三カ所モデルとして決定して、今年度中にはこれを全市に普及していきたい」このような答えがあったわけです。私は、これで大変驚きまして、このごみの問題については先日も沼津に行きまして、まあ、沼津方式はいろいろと私も問題があるかとも思いますけれども、あれまでになるには五年間という長い歳月の中で、市民の意識も変わり、現業作業員の本当に努力によってあれまでになったわけですが、それがわずか半年ほどでこのごみの減量についてのやり方、これが果たしてできるかどうかと大変疑問に思うわけです。そういう点で、これから三つのモデル地域を決めて、この資源ごみを回収していくということですけれども、市民に対してモデル地域三地域だけでなくて、全体に対しての市民へのＰＲ、これをどのようにしていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから三点目の、粗大ごみ置き場の問題ですが、この置き場所――場所は私は問題ないと思うわけですけれども、これを持っていく市民の意識ですね。先日も私どもは現地を見てまいりましたけれども、これが果たして粗大ごみであるかという、そういう疑問に思うようなごみが大変たくさん置いてあるわけです。ですから、このごみをきちんとこれが粗大ごみだっていうことをもっと明記して、そしてきちっと分けて置くようにしないと、せっかくの粗大ごみ置き場にいろいろなものが置かれるわけです。そして、私の自宅のそばにも粗大ごみ置き場がありますが、たまたまことしの八月――ほとんど二週間に一回のいままで回収でとてもきれいになっていたわけです。そしてそこでは、多摩保全のおじさんが、きちんと長い板は折って、棒できちんと並べてなわで縛って、大きなものは畳んできちっと整理されていたために、粗大ごみ置き場としても本当にきれいなごみ置き場とされていたわけです。このようにして、一人のこれは市民の努力ですけれども、このようにやればきちっとなる粗大ごみ置き場が、ことしの夏、どういうわけか、数えただけでも三週間以上回収がおくれたために、山のようなごみになって、汚くなるとなおその上にごみを捨てて、もう見られない状況だったわけです。私も何回か清掃課の方にお話しいたしましたけれども、多くなればなるほど回収もしにくくなりますし、この粗大ごみ、それを見る中でも本当に先ほど言いましたように、ぜいたくな昔、「消費は美徳」と言われたようなそういう時代のように、まだ使えるソファーだの、いすだの捨ててあるわけですね。で、市の方でも、品物を交換するそういう部屋もできておりますけれども、それをもっと活用して、粗大ごみの再生利用をもっともっとやった方がいいんじゃないかと思うわけです。それで、この粗大ごみ置き場について、その辺をもう少し利用を考え直す必要があるんじゃないかと思いますので、その辺についても一点お聞きしたいと思います。

それから四点目の、現業作業員との話し合いですけれども、これは私も委託されているので、直営方式の自治体と委託の自治体の間ではいろいろと困難な面があることは承知でございますけれども、私はこれは、運搬しているあの作業員の方たちこそ、一番つらい仕事じゃないかと思うわけです。回収する時も、私、たびたび出会いますけれども、本当に大変なごみの状況です。そういう中にやはり私は、市の方がそれなりの熱心さを持って委託されている業者であっても、話し合えば応じてくれるのではないかと思うわけです。そういう点で、もう一度この点お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

第一点目の、現在の職員が二人であるが　これから事務量がふえてくるのに、二人で取り組み切れるか、という御質問でございます。事務量がふえてくれば、当然増員のことも考えなければならないと思っております。その時点をいつということは明言いたしかねますが、当然、事務量がふえればそうなるものだと私も考えております。

次に、二点目の、いわゆるモデル地区の問題でございます。

ごみ問題対策特別委員会の委員さんが、委員会の席上ではなくて、自治会の方からお聞きしたという経緯、これはまことに申しわけないというか、いわゆる地区長などと話を進めています関係で、まだ文書化されないうちに、そのようなお話が流れたかと思います。私も、先ほど申し上げましたとおり、文書化され、いわゆる一つの要綱ができ、まとまりますれば、当然ごみ問題対策特別委員会に提案いたしまして御教示を得たいと、そのように考えているものでございます。なお、実施する期日は、いまのところの目標としては、モデル地区を設定するのを十一月ごろと、そのように予定しているわけでございます。もちろん、モデル地区をつくるだけでそのPR効果はどうなのか、そういう御質問でございます。当然、先ほども申し上げましたとおり、モデル地区をつくるということの意味は、PRであると同時に、いわゆるそのごみ減量の対策そのものが、一度に完璧なものといいますか、いわゆるパーフエクトなものを望み得がたいむずかしさを持っていますので、そういう小さな規模から始めて、いろいろ試行錯誤の中からより全市的に広げても、マイナス面の少ないものをつかむと、そういう計画でございますので御了解いただきたいと思います。

それから粗大ごみ置き場の問題でございます。確かに、粗大ごみ置き場というものを指定して設けているのは、近隣市では日野市だけのようでございますが、そのために、近隣市の業者等が夜中に来て、粗大ごみ置き場へ引き取ったテレビの古いのを置くというような事実も報告されていることがございます。回収おくれになりますと、当然そこが乱れ、より不潔になるということはおっしゃるとおりでございます。私も先般、粗大ごみ置き場の回収がおくれて、大分たまっているという苦情の電話を直接受けております。これは勤務している者の欠勤とか、そういうような事態もございますが、今後につきましてはこのようなことが起きないように、いわゆる委託業者の方の督促をするつもりでおります。

それから四点目の、収集作業員の方と市民との対話です。これは確かにおっしゃるとおり、委託業者ではありますが、市の方から話し合いをすれば動くのではないか、という御指摘でございます。おっしゃるとおりだと思います。当然私は、話し合いをしないというのではなくて、ただ、いわゆる機動性という点から、市の直接の職員でないために、ちょっと時間がかかるという意味で、先ほどの御説明を申し上げたわけでございます。今後、御指摘のとおり、業者との間にそういう対話集会に参加できるよう話し合いを持っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、ごみ問題については、大阪の例を私先ほど言いましたけれども、大変大阪府下

ではごみの問題で、これが政治の道具に使われているということで、大事な問題であり、共産党の政策のもとでいろいろと地方自治体でも、国会でも取り上げ、そして解決してきたわけでございますけれども、その大阪での運動の中では、市民ぐるみの運動これが大変大きく盛り上がってきているわけです。

日野市でも、いま消費者団体、そして自治会、それから憲法集会などでもこのことが取り上げられておりますし、また、ごみについての市民アンケートが先日配られましたけれども、これでも、「市政の中で、ごみ処理が深刻になっていることを知っているか」という方が、九一・四%もいるわけです。そして、それでいながら、「家庭内でごみを減らすことや、物の大切さを話し合ったことがあるか」という方が、あるが四八%で、ないが五二%です。深刻であるのに、まだまだ家庭の中でごみを減らすことが話し合われないという、こういうことがあるわけですから、これからこのごみを減らす運動を——いま、ごみ減量研究会などもでき、ごみ減量システムの確立についてという中間報告もされておりますが、これからの課題は、国に向けて大きな運動をすると同時に、市民の中にも入って、このごみの問題を本当に徹底的に考えていく、そして、一緒に解決していくということが必要だと思います。

大阪の例ですけれども、高槻市では、市と市民団体とが一緒になりまして、昨年は「五・三〇、ごみゼロの日」という日を設けて運動に取り組み、また吹田では、ごみ減量運動の市民アピールを発表し、「粗大ごみを生かした生活展」これを展示し、無料でみんなに配るという、こういうこともやっております。また八尾市でも、市長と婦人との懇談会などを、ごみ問題にテーマをしぼって、このごみに対する話し合いをするとか、また、寝屋川の市職労でも、現業支部と一緒に住民との対話、こういうものをやりながら、ごみの処理処分の問題点を住民と一緒に市の職員が考えていく。こういうことでいま大阪では、解決を目指す運動が進められているわけです。またユニークなのは、高槻市では昨年は、バイオリニストの辻久子さんを呼んで「名演奏を聞いて町を美しく」というこういうのも行われているわけです。ごみといいますと大変汚く思うかもしれませんけれども、私たちが毎日使って出すものです。そういう中で「名演奏を聞いて町を美しく」という大変私は結構な試みだと思うわけです。ですから、日野市でもこれから各分野でいろいろな問題解決のために取り組んでいかなければならないと思うわけですが、市長に最後にお聞きしたいと思います。大変ことしごみの問題について市長は意識的に取り組まれておりますけれども、今後、この運動をどのようにさらに発展させて、市民の意識の中にごみ問題を取り組んでいくのか、そして日野市を本当に美しい町にしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（秦正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まずことし「ごみと下水」というテーマに取り組みまして、何にも増してまず行政側のシステムを、これを確立しなきゃいけないと。それは処分地を確保することもきわめて重要でありますが、分別破砕機でありますとか、あるいは汚泥の乾燥焼却機でありますとか、そういうものをつまり恒常的にきちんと整理をして、そうして、まず行政自身が終末処分地に持っていくごみの減量を図ろうということに、第一課題を持つたわけであります。それから、行政がつまりそういう基本姿勢を持たずして、市民の方にのみ、何か教訓のみをお願いをするような形では、順序が違うだろうと。行政のシステムを確立ができましたならば、今度はある程度自信を持って市民の方に出向いて、そうして、ごみ運動を行い、ごみということについての基本的な経済、あるいは生活の内容を持つわけでありますけれど、なるべく資源は有限でありますからして、大事にして使う、ないしは、物を尊重する精神というのは、とりもなおさずまた人を認める精神であると。だからやっぱり、一つの市民権といいますか、市民権というものを自覚をしていただく、そういう手段にごみ問題はきわめて卑近な方法でもあると、自治の意識を高めるためにまた役立つと、このようにも考えて、せいぜい積極的に意識の高揚の願いをいたしたい、これが考え方でございます。なかなかこれはという名案が浮かびません。それでも、担当者が非常に努力をしてくれまして、ようやく市民の方に仕事が持ち出せるような段階になったと思っております。ことしのこのたびの予算の中にも、それらの予算計上をお願いをしておるわけであります。やっぱり自分たちの町を愛するといいましょうか、そうして、お互いが積極的にきれいにしようという、そういう基本的な発想がごみ問題のもとになろうと思っておりますので、そうすぐ、どれだけの成果が上がったということは言えないかもしれませんけれど、なるべく市民の皆さんからのアイデアをちょうだいしつつ、取り組みを深めていきたいと、このように考えております。まあ、国に対し、あるいは都に対し、言いたいことはたくさんありますが、大阪はわりあい終末処分地を確保する利便がある、ということが当たるかどうかわかりませんが、そういうことがわりあい可能のように伺っております。そして、私どもも九市の終末処分地管理組合をつくりまして、この組織によって処分地が確保できるやに期待をいたしておりましたけれど、一たび行政が、その処分地のことにつきまして行政側が表に出ますと、必ず反対運動が伴います。これはきわめて残念なことですが、ごみに対するこれまでの取り組みが大変まずかったといいましょうか、不手際であったと、これに一因をいたすと思います。つまりごみはみんな出すんですから、総論はみんなわかったようになっておりますが、各論となりますと、なかなか処分地の確保については通過道路、あるいは周辺住民の方から激しい反対

が出て、失敗をいたします。東京都がそれらの調整をやるのが当然だと思っておりますけれど、三多摩の場合、まだ夢の島等の、つまり東京都区部が持っております処分地の利用、あるいは開放までにはなっていないわけでありまして、どうしても山寄りに場所を求めなければならない。九割方話がつくやに見えておりましても、最後の詰めでだめになるということであります。したがって、九市の管理組合は、一応はそれぞれを経由したような形で仕事をしておるわけですが、共同の処分地は確保し得ていないわけであります。区市以外の市ももう数年、あるいは短い期間の間に、いまのそれぞれ一応確保しております場所が満杯になると。したがって、結局、二十六市が共同で、あるいは町村まで入れて、共同で対処しなきゃならない。そうして、国有地の開放でありますとか、いろいろ言われておりますけれど、具体的課題はまだ明らかになっておりません。今後一層、ごみ処理のシステムの中で、徹底的に処分地に持っていく量を減量するとともに、また、処分地の公害性を完全に防止する、こういう施策の開発といいましょうか、それらまた、住民に信用してもらえる、そういう条件を整えてやっていく以外にないと思っております。候補地はもう本当にたくさんあるわけでありまして、実際にそれが実現できないというところで悩みがあるわけであります。御指摘のとおり、まさにごみを制するものは、大きな政治の一部分を解決するということにつながっておりますので、すべての力、あるいは理解、住民の皆さんの御意見を、あるいは御提案を積極的にいただきまして、市としてのごみの課題もぜひ解決をしなきゃならない、こういう状況にございます。また、そういう状況で今日取り組みを進めておるところでございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　ただいまの市長のお話、よく伺っておきたいと思います。日野市でも本当にこのところごみに対しての取り組み方が熱が入りまして、広報でのPR、それから憲法集会での対話集会、ごみ減量対策室、ごみ減量研究会の設置、またごみのスライド「私たちの環境とごみ」「資源のリサイクルとごみの現状」こういうスライドの上映や、不用品交換会の常設、こういうものを市の方ではやり、また住民側も消費者団体と大スーパーとの話し合いの中で、トレーの廃止だとか、ごみの出し方についての話し合い、また、ごみのアンケートや展示、そして、議会でも特別委員会が設置され、市民ぐるみのごみの運動に取りかかっているわけですけれども、ごみの問題の解決では、個々の自治体だけではとても手に負えないぐらい深刻な状況なわけです。このことは、歴代の自民党政府のもとで、ごみ問題があくまでも市町村の固有の業務として自治体に任せられてきたところに問題があるわけです。ですから、もうどこの自治体でもこのごみの問題では頭を悩ましてい

九月二十日　水曜日

（第四日）

るところだと思います。自治法と廃棄物処理法では、一般ごみの処理が市町村の責任とされている。こういう問題について、共産党でも国会の中で取り上げまして、当時の山本行政局長は、東京、大阪では、市町村だけではとても処理できない、こういう事態になっていることを認めて、「法律上の規定では市町村の義務であるけれども、時としては、変化することも認めざるを得ない。その対応も必要である。」こういう答えをしております。私たちも国に対して、大阪と同じように各地方自治体でどんどん決議を出して、もっと補助金を出させるとか、最終処分地の問題などでももっと取り組んでもらう必要があると思います。

また、われわれ住民の努力によってもごみの減量ができるわけです。家具や電気製品の粗大ごみや、また新聞紙、生ごみをさちんと分けて出すことによって、それを減量することができますし、また、物を大切にするというこういう住民意識も運動の中に入ってくると思うわけです。これからますます第二のごみ戦争と言われるこういう状況にもなるかと思いますけれども、市民、そして行政側一体となってごみ問題に一層力を入れていくことをお願いいたしまして、この問題についての質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって八の一、ごみ問題の解決を目指して問う、に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十四分散会

日野市議会会議録

第三十号

昭和五十三年
第三回定例会

九月二十日　水曜日　（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中綱一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　清水聡一郎　君

議事日程

一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十三年九月二十日（水）
午前十時開議

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君

午前十時十九分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十四名であります。

一般質問八の二、旭が丘学童クラブの問題点についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　旭が丘学童クラブの問題点について質問いたします。総理府の労働力調査、これによりますと婦人労働者の数はどんどんふえている、このことが報告されております。一九七七年、一千二百五十一万人。企業の規模別集計では、従業員百万人以上の大企業から大量に中小企業、零細企業へと移り、既婚婦人が占める割合は六四％、その中で三〇％近くの方が小学生の子供を持つ母親で、およそ二百四十万人と言われております。また先日、十七日に総理府で婦人問題での有識者調査をいたしましたが、この発表によりますと男は仕事、女は家庭という、こういう固定した男女の役割り分担に、約三分の二の人が同感しないと答えております。また、八割の人が職場で女性は平等に扱われていない、科学的根拠のない女子の特定業務への就業禁止についても、是正を求める声が強く出されております。一九七八年は国際婦人年として開幕され、政府も婦人問題企画推進本部を設置し、政府の婦人の十カ年国内行動計画などを発表いたし、婦人にもスポットが当てられておりますが、あらゆるところで女性がよい資質や能力を持ちながらもそれが生かされない、これがいまの現状です。そういう中で、仕事をかえる人ややめざるを得ない多くの婦人が追い込まれている現状です。男女平等に扱われ、子供を育てながら働くためには、全員入れる保育所が必要です。そして学童保育所も必要です。全国の多くのお母さん方の運動の中で国に向けての制度化の運動、これが盛り上がっておりますけれども、まだまだ国は学童保育を制度化しない、ここに大きな問題があるわけです。全国に二千七百四十四カ所の学童クラブがあります。これには八万人しか入所していない、これが現状です。そして二百十万人の留守家庭児童数です。小学校一年生から三年生まで学童クラブに入れない、だれもめんどうを見ない、こういう子供たちが三七・八％、あとは四年生から六年生までの子供たちが五三・四％も占めているわけです。いまのこの悪い環境、交通事故や非行化が多いこういう中で、母親は父親も含めながら、子供のことを心配しながら働き、そして子供たちは時間をつぶすために塾に行ったり、こういうことの中でいま親子ともども苦労してるわけです。日野市の学童クラブももう十数年の歴史があります。クラブを卒業した子供たちがいまたくましく成長し、大学生になったり、さくら第一に入った子供たちももう高校二年生になって、地域の中で子供会クラブを組織し、その中で大きくスポーツやまた地域の中心となる活動を続けているわ

けです。これからまだまだ多くの学童クラブに対する要求運動が出てくると思いますが、私は五十二年の第四回定例市議会で豊田の学童クラブと旭が丘の学童クラブの問題について質問いたしましたが、まだ改善されない、またもうすぐ契約が切れる、そういう中で再度質問したいと思います。

その一つは、学校内に学童クラブがあるわけです。そして四階にあるためにいろいろと問題点が出され、昨年度の厚生委員会の中でもこれは現地を視察し、そして改善もされていると思いますけれども、まだまだたくさんの問題点がありますので、学校またクラブ側での問題点、こういうものを教育委員会並びに福祉の方でつかんでいるかどうか、問題点があったら述べていただきたいと思います。

二つ目には、二年間の約束で四階の旭が丘小学校を借りているわけですが、もうすぐこの二年という契約が切れてまいります。そういう中で、昨年の質問の中でも赤松部長の方から答えが出されております。「校内で問題点があることは承っており、そして改善していけるところでは改善していきたい。校舎の使える限界と早目に新しい学童クラブのセットということと同様だと思う。手落ちのないように進めていきたい」このようなことが十二月十六日の定例会本会議場で報告されておりますが、こういう中で現在までどのような取り組みがなされているか、そのことをお聞きしたいと思います。

三点目に、この二点目のことが解決できればいいわけですけれども、これが解決できない場合、独立した建物、この設置の希望は旭が丘学童クラブの父母全員の願いであります。学校の併設の中で大変いろいろな問題点がある中で、あと九つの学童クラブは全部独立しているわけですから、この独立した建物設置について、いろいろと候補地も父母の方から挙がっております。民間の土地の借り上げ、また公園内の設置、こういうものについても検討していただきたいと思います。

四つ目には、まだまだ働く父母が多くなる、そして学童クラブ設置の要求も一層高まってくると思いますが、これからの学童クラブ設置、そして将来の展望、こういうものについてお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　それでは私の方からお答え申し上げたいと思います。基本的には昨年の十二月にお答え申し上げた形と同様でございます。旭が丘におきましては御指摘のございましたように、十八小学校の中に学童クラブがセットされている、それも四階である、こういうふうなことでございまして、前々からお母さん方からも多くの問題点が指摘されておるところでございます。これにつきましては、われわれの方でも教育委員会サイド等と、あるいは現場の校長先生ともお話

を申し上げまして改善に努力しておるわけでございますけれども、学校側にもやはり一つの用途というものもございますし、全体のやりくりの問題もございまして、今日まで来ておるわけでございます。それで、問題点を申し述べよというふうなことでございますけれども、やはり市の方としましては、学校に学童クラブをセットするということも一つの基本的な柱と考えておるわけでございます。独自の建物だけを建てるのが柱ではございません。独自の建物を建てることも柱でございますけれども、地域によっては事情の許す限り、校内にセットすることもまた一方の柱であるわけでございます。それで、校内での問題点といいますのは、一般的には、会社の社宅に住んでおって、どうも家に帰ってきても会社でつき合っている方と同じ顔がつき合うというふうなことで、どうもすっきりしないということと同じように、学校内にセットされた学童クラブでは、気持ちの切りかえができないというふうな問題もあろうかと思いますけれども、やはり独自の建物の場合もそこまで行くには交通の問題もあったり、ある子供にとってはえらく遠くなるとか、あるいは近くなるとか、それぞれいろんな問題があるのではないかと思います。旭が丘の場合には四階にあるものですから、新しく入りました一年生の子供が非常に不自由だとか、あるいは便所の問題があるとか、廊下の明かりの問題があるとか、それから隣が音楽室でございますのでそういう問題、お互いにうるさいとか、あるいは教育ができないとかという、学校側に対しても御迷惑をかけておりますし、学童クラブ員それ自体も、やはり多少不便があるという問題等も校内設置の場合には、旭が丘にはあるわけでございます。それから、学校設置の場合には、一番のメリットはすぐ校庭がそのまま使えるということでございますけれども、旭が丘の場合には四階なものですから、手軽にすぐ飛び出していって、天気のいい日には狭い部屋の中におらずに運動場が使えるというふうな簡便さにはいかないという点もございます。それから大きな問題点としましては、部屋はなるべく大きい部屋をとっておるわけでございますけれども、現在は幾らか減りまして、三十五名の子供が入っておりますけれども、多少狭い、指導員がその中に二人いる、それから遊具が配置されているという状況からいきますと、どう見ても狭いという問題等もあるわけでございます。これらについては私たちも現状でいいというふうに考えておるわけじゃございません。何とかしなきゃならんというふうな考え方は昨年の十二月と同様に考えておりますし、来年の三月に向けて校内のセットも柱でございますけれども、教育委員会の方の学級増の問題もございます。問題は、御質問の二年の契約切れに入るわけでございますけれども、これは学校との契約ですから、土地を借りたりアパートを借りたりしたときの契約と違いまして、何月何日が来たから追い出されるというものじゃございませんで、余裕

が学校側にあり、使わせていただけるというふうな状態でありますれば続けて使わせていただけるというふうな、内部的にソフトな関係でございます。ですけれども、教育委員会の方では社会増、社会増をいまのところつかみ切れていないようでございます。自然増の方を入れまして余裕はあるんですけれども、予想以上に社会増があると一教室の確保はむずかしくなるんじゃないか。それから学童クラブそれ自体の子供、現在三十五名ございますけれども、一年生の入るころ三年生が学童クラブを四年生になって出ていく。それから新しい一年生が保育園から、ほとんどじゃございませんけれども、学童クラブへ入りたいという新一年生があるわけなんですけれども、出ていく子よりも入ってくる方が多うございます。そうしますと、四十名をオーバーするという問題等も、まだ福祉の方でつかみ切れておりませんけれども、それらに対応してやはり考えていかなきゃならん。はっきり申し上げますと、現状の教室の中であれ以上多くの子供を詰め込むのはちょっと無理じゃないかというふうな考え方もしておりますので、やはり来年の三月に向けて、学校が使えなくなったから学童クラブはやめますよとか、あるいは多くなりましたので三十五名なり四十名以上は入れませんよというふうなことのないような、十二月に申し上げました手落ちのない対応をしていくつもりでございます。それから将来の展望でございます。おっしゃるとおり入所希望は増加しております。これは日野市だけじゃなくして、世間全般の傾向かと思います。これらに対する将来の展望でございますけれども、私たちの考えておりますのは、学童クラブをだんだん増強していかなきゃならんという考え方には立っておりますけれども、当面の対処策としましては、いまふたば学童クラブというのが日野児童館でございますけれども、ここには七小の子供、四小の子供、三小の子供、一小の子供、四つの学校の子供がふたば学童クラブに入っておるわけでございます。そういうふうな状況のところもございますので、そういう四つの学区の子供が一つの学童クラブ、あるいは児童館の中に通ってるという状況の中から、ここの場合には過密状態が生じておるわけでございますし、入所不安も出ておるわけでございますので、五十三年度に向けてはこの地域を二つに分けたい。まだ一学区一クラブというところまではいきませんけれども、四つのひしめき合っている状態を二つに分けたい、これが五十三年度の考え方でおるわけでございますし、五十四年度につきましても、そういう過密状態をなくしていきたいというふうに考えておるわけでございます。それから先ほども申し上げましたように、学校の施設を使うというのも、私の方としてはできれば間に合わせということではなしに、独自の建物と同じように一つの柱として、学校の中も利用させていただける限りにおいては柱にしていきたい。東京都内におきましては、学校の校舎のみを学童クラブの施設として充てているところもございます。それから北多摩の市におきましては、各学校の体育館の中の予備室を学童クラブの部屋に充てているところもございます。それぞれ各市いろんな努力と、それからアイデアでこの問題と取り組んでいる。いろいろ各市には財政問題等もございます。当面解決すべき重要市政課題等も、学童クラブ以外にもあるわけでございますので、それぞれアイデアなり、努力なり、工夫をして対処している。根本の姿勢についてはやはりおっしゃるような世の中でございますので、やはり学童クラブ、留守家庭の子供を保育していく、養育していく、という点についての熱意は変わりがないかと思います。ただ、こういうふうな状況になりますといいますのは、国が留守家族児童の健全育成ということは申しておりますけれども、鈴木議員がおっしゃるように、これは神社の境内を使い、あるいはお寺を使い、それで、ボランティアでやりなさい、金は一銭も出しませんよと、一年だけ多少の金は出るわけです。五、六千円ぐらいですか、そういうふうな形の中で、国の行政の枠組みの外にあるものですから、どうしても各市努力していかざるを得ない。その努力の結果も、父兄から見れば不満だという点もあろうかと思いますけれども、根本的な問題はそこにあるわけでございます。市としては、そういう枠組みの障害を乗り越えて努力している点も御理解賜りたいと思います。大体お答えしたと思いますけれども……。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　教育長の方から何かございませんか。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　じゃあお答えいたします。

教育委員会としては、同じ子供たちなんだから、その学校で学童保育をやるということも当然あってしかるべき、それについては十分協力していかなければならない、それはさっき赤松部長も言ったとおりでございまして、私たちも全くその点については同意見でございますし、その線で動いているつもりでございます。それからいろいろな問題点、実際に使ってみての問題点などは、大きなところでは問題はないと校長あるいは関係の先生方から聞いているんでございますけれども、大まかなところではない。しかし、細部についてはそれはありますけれども、これはその場でもって解決していくべき問題だ、こういうふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　一時間半という時間の制約の中でもう一問やったもので、あと余り時間がないのでちょっと早口でしゃべりますけれども、よろしくお願いいたします。

大変私はこういう時間制限については撤廃していただかないと困るわけです。市民の代表としていろいろ議会の中でやりたい

わけですけれども、本当にこういう点は皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

学童保育の問題ですけれども、いまの赤松部長の回答は具体的に何ら進展することもないし、確認の意味でもう一回お聞きいたしますけれども、独立した建物で学童保育を運営するという意思はないわけですね。学校の中でやっていきたい、こういう考えですね。その辺をもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。簡明に願います。

○福祉部長（赤松行雄君）　四十名をオーバーするとか、学校にいられなくなるというふうな事態については、やはり考えざるを得ないというふうに思っております。ただ、いま具体的に言えないというのは、基本的なことは固まっておっても、まだ申し上げるほど固まっておりませんので申し上げておりませんけれども、三月までには、要するに御迷惑をかけないようにしたいという気持ちを持っております。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　旭が丘のクラブの方から請願が出されて、ちょうどこの九月の定例会で一年たちます。昨年の第三回定例会で、九月二十六日にこの請願が出されて、そして当時の委員会としてもこの現地を視察して、そしてこれは緊急を要するということで、その会期中に採択されております。すでにもう一年が経過し、旭が丘学童クラブは出席率も大変よくて、欠席する人がほとんどいないということで、三十七名の在籍の中で常時出席するのは二十八名から三十二名という、大変他の学童クラブと比べて出席率が高いわけです。そういう中で四階にあるために、窓から首を出しては大変危険だということで、生先方が苦労しております。また、音楽室と学童クラブと六年の教室にはさまれているために、大変放課後の育成の上でも、いろいろ支障を来しているわけです。そういう中で、私はどうしてもこれは独立した建物でやらなければ、本来の学童保育の果たす役割りができないのじゃないかと思うわけです。ただ建物だけを建てればいいというものじゃないわけです。私は、本当に時間の関係で、学童保育に対する本当に市の考え方、特に赤松部長の考え方などをお聞きしたいわけですけれども、時間が許せばこれをやりたいと思います。三番目の民間の土地の借り上げ、これは多摩平五丁目の六番地、ここの土地についてもそちらの方の場所、それから電話番号、多分知ってると思いますが、これについて交渉なさったかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。それから公園内の設置、この問題についても検討したかどうか、その辺をお聞きいたします。それだけ……。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　公園内の設置につきましては、市役所内部のコンセンサスを得るということで努力中でございます。それから、地主から借りるという問題につきましては、やはり児童の厚生施設の中に遊び場がございますけれども、本当に遊び場の確保ということで、広範に地主等の意向等も吸い上げておるわけでございます。それらに含めて、やはり建物を建てる土地を借りるということについては非常に困難である。そういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　一問一答になるわけですけれども、交渉したかどうかということをお聞きしているんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　ですから、公園内については現在交渉中というか、コンセンサスを得る努力をしているということ、それから、地主から借り上げることについては、遊び場を設定するので交渉しておりますので、それとともに、要するに学童クラブ設置の話し合いもしておるということでございます。非常にむずかしい。（笑声）

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　先ほど赤松部長の答弁の中にもありましたけれども、学童保育はアイデアでやるものでもありませんし、これでやられたら私は大変だと思うわけです。国が制度化していないから、大変私は地方自治体だけでやるのは財政的な面、いろいろ苦労があることも存じておりますけれども、努力、工夫、これは結構でございますけれども、本当に日野市の学童保育がもっといい内容、これでやっていくためには、私は建物と同時に、中の条件ももっとよくしていかなければならないと思うわけです。この学童保育の質問に当たり、いろいろと全国の学童保育の実例、そしてその中で子供たちが本当に生き生きと放課後を過ごす、そして教育の中では受けられない地域の中での子供たちの役割り、集団の中で学ぶとうとさ、こういうものを全国の学童保育の運動の中から学んでいるわけですけれども、私は日野市の子供たちが本当にこういう全国的なレベルに立っていくためには、もっといい条件をつくっていかなければならないと思うわけですけれども、この旭が丘のクラブの問題については、何ら一年たった現在、具体的な進行方向がないことを、本当に残念に思います。来年の三月になれば大体どれくらいの児童数が入る、こういうことがわかるとおっしゃいますけれども、来年の三月ではもう間に合わないわけです。四階でまた一年間、二年間というそういう中では、やはり学童保育本来の果たす役割り、これが私はできないと思います。学校内にあれば校庭も自由に使えるといいますけれども、旭が丘の場合は週に二回しか校庭は使えません。あとは高学年が校庭を使うために自由に子供たちも外で遊べない、こういう現状の中で、私はどうしてもこれを独立した建物、それでやってい

かなければならないと思うわけですけれども、全然ほかには考えていないわけですか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　先ほどから申し上げておりますように、学校側におきまして、十八小の場合、社会増等が思ったより以上、振興地帯でございますのであるということになりますと、あそこ　が使えなくなるわけでございます。それらにつきましては昨年の十二月に申し上げましたように、手落ちなく対処する、こう申し上げておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　ちゃんとした回答が出ません。手落ちなくやるとおっしゃいますけれども、手落ちなくというのは、私は多分このまま旭が丘で、四階でやることが手落ちなくやるというふうに受け取られるわけです。私は学童保育、これはもう長い間運動を続けてきた方たちにとって、本当に働くお母さんたちがそのまま働き続けたいという、そういう願いを込めて長い間の運動があったわけですけれども、日野市が、本当に学童保育に対して、もっと力を入れていただきたいと思うわけです。学童保育の果たす役割りというのは、学校教育では受けられない、そして地域の中で子供たちと一緒に、地域の中での大きな役割りも果たしておりますし、集団の中で子供たちが大きく成長していく、こういう役割りも果たしているわけです。

最後に市長にお尋ねいたしますが、旭が丘学童クラブ、特に私は今回、旭が丘の学童クラブにしぼって質問いたしましたけれども、これから一緒にまた運動を進めてまいりたいと思いますが、日野市の学童保育、この現状、そして学童保育についての市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学童保育につきましては、日野市としてはすでにそれぞれ役目を果たしております。今日の社会情勢のもとで必要な措置である、このように認識もいたしております。そこで、具体的にそれぞれの学校の学童を、どのように受け入れるかということでありますから、三小あるいは四小、旭が丘小、それぞれ一つの目安を持っております。御心配なくそのときを、われわれのいま想定の中で検討いたしておりますから、御心配はいらないと思っております。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　市長が、御心配なく、ということですので、私がいらない心配をすることはないと思いますけれども、市長は学童保育が本当に地域の中で、そして多くの教育を進める人、保育を進める人、こういう中で一緒にやっていける、学童保育はまだ本当に歴史が浅いわけですから、教育運動や保育運動のいろいろない経験を学びながら、学童保

育はこれに追いつきながら、子供たちのいい環境をつくるために動いているわけですけれども、大変日野市の学童保育は、ただ建物さえつくればいいという、そういうことが起こるわけです。建物だけでなくて、中の施設の充実やまた職員の正職員化、そしていい内容での保育内容ができていかなければならないと思うわけですけれども、まだまだ日野市ではそこまでいっていないわけです。これは国が、学童保育の制度化を幾ら各地方自治体で要求し、決議を挙げてもこれを実施していかない、その辺にあるわけですけれども、八月の二十九日にも「日本子供を守る会」の羽仁説子さんや、そのほか十五氏がアピールを発表しております。国の予算が非常に少ないために、人口五万人以上の都市にある施設に限って、一施設当たり三十万円、指導員の研修費、備品購入代などにこれが充てられているわけですけれども、これではなかなか一地方自治体だけではできない、こういう状況があるわけです。このアピールでも、児童福祉法、社会教育法、これを学童保育にも適用することを明確にして、指導員を地方公務員として位置づけ、国が人件費、施設運営費を予算化すること、小学校区に一つの学童保育を、こういうことで十五の人たちがアピールをし、そしてまた国会の中でも取り上げているわけです。私は、日野市がただ建物をつくって、そして二、三年たつとまた文句が出る、こういうことがよく言われます。昨年の十二月の議会の中でも、議事録を見ますと、

「学堂クラブでも終いの学童クラブをつくるという考え方なら文句は出ない。待つ間の二、三年について問題が出る。二、三年はそういう補完作業をしないで終いの住みかをつくるまで待っていただかざるを得ない。こういうふうにしなければならない」こういうようなことを言われております。私は、国に対して大きな運動を起こすと同時に、日野の学童保育が本当に前進するように、そして旭が丘の学童クラブはまだまだ問題点がたくさんあります。来年の三月を待って保育園の卒園児が入る。これを把握してからではとても間に合わないと思いますので、ぜひいまから父母との話し合いを具体的に持ちながら、土地の借り上げ、公園の中での設置の問題、そして学校内での教育委員会との交渉、こういうものを続けて、ぜひ旭が丘学童クラブの父母の期待にこたえていただきたいことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって八の二、旭が丘学童クラブの問題点に関する質問を終わります。

次に九の一、文化財（埋蔵）についての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　文化財について質問させていただきます。日野市に遺跡調査会が発足したのは四十八年の十月であったと私は記憶しております。当時、自治体といたしまし

て、単一のこのような遺跡調査会ができたというのは、恐らくこの近隣においては、日野市だけではないかと思います。それで、現在においては八王子とか町田とか、各市で日野と同じような自治体の単一組織による、長期的な遺跡調査会ができておるわけであります。主としてこの日野市においても、神明上を中心に吹上、平山等の遺跡群を発掘調査しているわけであります。また、その他の遺跡にも、この調査の手が差し伸べられておるわけであります。詳細にこの遺跡調査会の活動内容というのは、遺跡調査報告書並びに前回配布された日野市遺跡調査会の年報等を見れば内容等が詳細に記述されており、すでに議員の皆さま等に関してはよく存じておるものと思うものであります。

日本に人間が住むようになったのは、文献や何かによりますと数万年とか、または十万年以上たっておるとか、いろいろな説があるわけであります。また、われわれの足跡が文字に表現されるようになったのも約二千年ぐらい前ではないかと言われております。文字に表現される前の歴史というか、これはどうしても考古学に頼らざるを得ない。古代史の解明は、この考古学以外に何ものもないといっても過言ではないのではないかと私は考えております。このような意味合いにおきましても、考古学の果たす役割りは非常に大なるものがあるのではないか、かような観点に立って考えてみますと、非常に重要であるということが明確に言えるのではないかと考えております。この日野市の遺跡群の中にも、多摩動物園の入り口付近から、縄文の前のいわゆるプレ縄文と称する土器が出ているというふうに私も聞き及んでいるわけであります。この遺跡の包蔵地等を見ますと、日野市に二十カ所もあるわけです。将来、さらに古いプレ縄文、またはその他の遺物等が発見されはしないか、発見されてやはりこの日野市が、考古学の上からも、また古代史の上からも、重要な役割りを果たすときが来るのを、私はいつも期待を持って見守っているものであります。何年か前までは、胴鐸文化等は静岡以東にはない、という学理的定説が樹立されていたわけでありますけれども、栃木県佐野市の畑で、農耕をしている方が突然見つけたということであります。さらには、福島においても彩色壁画、いわゆる彩色ではなく装飾壁画等が発見されているわけです。また、皆さんもよく御承知の、奈良県明日香村の高松塚、それに調査されたのは何年も前ですけれども、埼玉県の稲荷山古墳から出土いたしました鉄の剣、これには百十五文字の金象眼がはめ込まれてあった。非常に日本の歴史も五世紀というのは空白な時代でありました。この空白な時代をいかにしてこのような物件によって解明するか、これを埋めるか、非常に重要な文化財ではないかと思うのであります。高松塚古墳にしても、わずかあの小さな円墳であります。この円墳の中にあのようなりっぱな石槨に装飾壁画が隠されておったというようなことを現代の文学者

特に考古学者がこれを予期して発掘したであろうかどうかということは、私は、予期はしていなかった、突然出てきた、本当に驚いたことであると思うものでございます。また、さきに述べました鉄剣にしても同様だと思うものでございます。この世紀の大発見がなされ、古代史解明に大きな影響を将来に与えるのではないかと私は思います。東京、神奈川等においても、これは装飾壁画ではなく彩色等の古墳はないであろうと言われておったのが、皆様すでに周知していらっしゃると思いますけれども、中央線の西方、神明上区画整理を進行している途上、出たわけでございます。あれは坂西古墳と言っておるんですか……。そのように文化財というのは遠くにあるものではなくて、われわれの身近にたくさんあるわけでございます。いつどこで、どのような大きな発見がなされるか、または古代史の解明がなされるか、これはわからないのであります。文化財はたくさんあるとただいま申しましたけれども、本当にたくさんあるわけであります。たとえば古墳とか、住居跡とか、役所の跡、それからさらには貝塚、それからかまど——かまどというのはかわらを焼いたり土器を焼いたりするところです。それであっちこっちにお宮とかお寺の跡等があるのは皆さんもよく御存じのことと思います。それから城の跡とかやかたの跡、それから畑やなんかへ行きましたり、そのような跡地へ行きますと、土器とか金属器等、その他いろいろなものが出ると思います。仮にそういうものに文字等が書かれておるというようなことになりますと、その年代等がしるされておれば、その年代を知る非常な手がかりになるわけです。また、日野市には国の指定の史跡も四つあるわけでございます。これは高幡とか向こうの百草園の八幡様ですか、あそこにある阿弥陀如来坐像、それから都の指定の史跡も四つあり、さらに市の指定の文化財も三十六あるわけなんです。そこで、日野市においては文化財を保護し、将来、遺跡の調査はずっと続けられるという観点に立ちまして、次の質問をいたします。

七ツ塚、鴨川の制札場跡、甲州街道の万願寺一里塚、これは市指定の史跡であり、十分な保存管理がなされていると私は思います。そこで、現在保存管理をするためには、周囲等が非常に開発が進んだり、また間もなく開発がされるおそれがあるのは十分だと私は思うのでありますけれども、それにはその破壊を招く、保護するためには、どうしても地積図、それをつくって、それに基づいて境界等が確定されていなければならないのであります。そのような地積図とか境界の確定がなされているのかどうかということです。それからあと一つは、これは申しおくれたんですけれども、南平にあります文永の板碑が、その表面が剝離して、この冬を通すと壊れてしまいはしないか、また字や何かが読めなくなってしまうのではないかと懸念されるわけであります。このような大切な文化財を、教育委員会等に

おいては化学的処理方式をして、永久に保存する考えがおありかどうかということです。

それから第二点は、家等を建てる場合に発掘調査を行う、そして協定を結んで調査に協力をする、そういうことになりますと、工事に着手する間の相当の期間、長いのは半年等を要した例もあるそうでありますが、その場合、一部の私権が、協定は結んで合意はしてあるんだけれども制限されるのではないか、また家等を建てる場合、穴を掘りまして、いかにブルドーザや何かでよく定圧をしてやっても、後日地盤の沈下は免れないのではないかと思っております。どうしてかと申しますと、一生のうちに何回も家を建てる人は少ないんです。一回ですから、よくわからないんです、土木工事や何かについては全部素人ですから。そうしたり、また穴を掘ったがためにやわらかくなっちゃって、土木工事等の増額はもう皆さんが考えても当然のことと思うんです。そこで、そのような場合、市は税の軽減または補償等を考えていらっしゃるかどうか、こういうことです。

それから三つ目は、将来とも発掘調査を続行するということですから、出土品はますますふえる、これは当然であります。それで、置き場、いわゆる収蔵庫、さらには資料館等をどうしても建てていただかなければ困るわけです。発掘をしましても、これは非常に多くの財政支出がなされているわけです。さらに個人からも行政協力費をちょうだいして発掘をしているわけです。それですからその出土品、すなわち文化財が盗難や行方不明になったということになったら大変だと思うのであります。そこで収蔵庫、資料館等をつくる考えはあるかどうかをお尋ねしたいわけです。

それから第四点として、市指定の史跡を所定の手続を経ずして破壊したり、建物を建てた場合は、文化財保護法並びに日野市文化財保護条例同法施行規則のどんなところに抵触するのか、それと抵触した場合の罰則とはどんなものかということをお尋ねいたします。

それから、さらに遺跡の発掘調査会長として市長さんがなっていらっしゃるわけでございますけれども、今後発掘を続けるに際して、どのような基本方針を持っていらっしゃるのか。

それからあと一つは、これで終わりなんですけれども、大名淵の遺跡が発掘調査され、いまは開発されまして区画等ができていて、恐らく分譲されたかどうかよくわからないんですけれども、開発されたということは事実であると思うわけです。それで、さらに浅川南寄りの残地が再度、宅造認可を取ったというような話を聞いておりますけれども、いまはどうなっておるのか。これは、いわゆる大名淵という名称は、豊田とか平山、南平等に住んでいる方々にとっては非常になじみ深い名称でもあるわけでございますので、現在何としてでも一部ぐらいは残した方が、日野市の一つのタイトルー緑と清流を取り戻すという意味合いにおいても、最もふさわしいのではないかと思いまして、この大名淵についてお聞きするわけです。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　文化財保護について、直接担当している教育委員会としてお答えをさせていただきます。

初めの埋蔵文化財というようなものにつきましては、これは、さっき谷議員が言われたとおりでございます。ただしかし、そのとおりのものがうまく進行するような余裕があれば問題はないんでございますけれども、実際は開発とその保護、保全というようなものとの間にどういうふうに調和していかなきゃならないかというのが、現在、私たちが直面している非常にむずかしい問題でございます。その辺については、今後とも十分な配慮をしながら、文化財保護法というものが五十年に、特に埋蔵文化財というものを中心にして改定されましたものですから、その辺は押さえながら、しかしその地域は同時に現在の人たちが住むために必要な土地でもありますので、その辺の調和をどうするかということで、苦慮しながら進めているということでございます。それに関連して第一番目の方は、むしろ市の指定の文化財ということを質問されておられたようでございますが、これについて地積図等をちゃんとつくってあるのか、こういうことでございますけれども、そういうものについては現在のところ指定はしてあるけれども、正確な地積図というようなものはつくられておりません。それが現実でございますが、今後そういうようなものを明確にしなきゃならないんじゃないかというのは教育委員会でも考えておりまして、その辺についての諮問を文化財専門委員会の方へするということを考えております。そういうようなことによって、地積図というようなものを明確にしていきたい、こういうふうに思っています。なお、それぞれの指定された文化財についての保護、保全というようなことについても、今後十分な配慮をしながら進めていかなければならん、こういうふうに考えております。

それから埋蔵文化財に関しまして発掘調査ということでございますが、その場合、確かに発掘調査をいたしますと、地盤が沈下するというようなこともございます。それから調査を依頼されて、それにすぐに即応できないというような面もございます。そして、実際それに約束をして即応したとしましても、天候等の関係でどうしてもおくれていったり、あるいは思いがけない遺跡が発見されたり、そういうようなことがございまして、日が延びるということもやむを得ない問題がございます。そういう場合に、市はそれについての補償をどうするのかというようなことでございますけれども、現在のところは国の規定などにも、そういうようなものについての補償がなされるべき法律もございませんし、それから市も、それに一々対応するだけの

財政上の力というものもございませんので、これについては原因者の方と十分協議しながら、それの理解と御協力をいただいて、ある面においては、こちらの方のうまくできないことについても寛容をいただいているというのが現実でございます。将来、そういうようなことについて、これは市だけの立場じゃなくて、国の立場からも文化財の保護というような立場から言えば、そういうような点についての何らかの処置というものがなされなきゃならんと思いますし、私たち全国の教育長会なども、その点については文化庁などに強く申し入れているわけでございます。

それから、発掘調査によって出土したいろいろな文化財、こういうようなもののために収蔵したり、あるいは収蔵し保管する、それからさらにこれはただ秘蔵していてもしょうがないものですから、やはり市民にこういうものを公開して、そして見ていただくというようなことが重要であることは言うまでもありません。この前も問題にされました、たとえば図書館における土偶の紛失というようなことについても、大変申しわけないことをしたと思っておりますけれども、そういうようなことを防ぐためには、いろいろな手続の上でも、十分な配慮を現在しているわけでございます。それで、当面の問題としては、収蔵庫とかあるいは資料館というようなものをつくるということは、理想としては望ましいことでございますけれども、いまの状況ではすぐそれに取りかかるというようなわけにはいきませんけれども、長い目で見れば、やはりそういうものも計画の中に入れておりますし、おかなければならん問題だと、こう思っております。当面の問題としては、今度、もと使っていた旧庁舎の教育委員会のところを改造していただきまして、それはいまの調査室ですか、あそこよりは広くなりますし、そこに十分な盗難よけなどをしていただいて、そして保全に遺憾のないようにしていきたい。それから、もしできれば、その一部分を公開するような場所がとれればというふうに考えております。そしてそのことについては、しかしいま計画中でございまして、それができるという断言はまだできないわけでございます。

それから、市指定の文化財の変更とか破損の場合はどういうような条項があるのかということでございますが、これはたしか昭和三十五年につくられたと思いますけれども、日野市文化財保護条例というのがございますが、それによって行っているわけでございますが、その一つは第九条に届け出事項というのがございます。「第九条、市文化財の所有者等は次の場合は速やかに委員会に届け出なければならない。一、市文化財について権限の移動の生じたとき。二、市文化財が滅失または棄損したとき。三、市文化財の所在が変更したとき。四、所有者等の氏名、名称及び住所が変更したとき」というのがあります。しかし、これは絶対に文化財が指定された以上は、それについて

の変更などが許されないということではないんでございまして、そのために第十条で許可事項が定められております。「市文化財の所有者等は、市文化財に対し、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。一、現状を変更しようとするとき。二、保存の方法を変更しようとするとき」こういうふうになっております。それからさらに、そういうようなものを破損したり、無断で変更したりしたような場合には、一体どういうことになるのかということへの罰則でございますが、これは第十七条に「市文化財を故意に破壊または棄損し、もしくは隠匿した者は五千円以下の罰金もしくは科料に処する」というものでございます。それから二番目には「第十条の規定に違反する者は二千円以下の罰金もしくは科料に処する」こういうふうなことがございまして、それについての対応をしているというのが条例の内容でございます。しかしこの条例などにつきましては、もう定められてからかなり時間がたちますし、それから五十年に、特に埋蔵文化財などに対しての法律が改正されました。そういうようなことを踏まえまして、都では文化財保護条例というものが定められまして、さらに市町村に対してその準則が示されてきております。したがって、日野市においてもその準則などを勘案しながら、文化財保護条例についての検討をしていかなければならない。そういうことで、いま文化財専門委員会の中に分科会を設けまして、それの検討をするということで、その分科会も決まりました。こういうようなことについて、一年ぐらいの間にはそれを変更していかなければならないんじゃないか、こういうふうに思っております。

それから最後に、最後っていうんですか、遺跡調査、発掘への基本方針というようなことについて、これは市長に問われているかもしれませんけれども、一応さっき申しましたように、文化財保護行政を直接担当している教育委員会の方から一応答えさせていただきたい、こう思います。御質問にありましたように、今後とも開発というものが進み、それに伴って包蔵地域の調査というようなものを当然していかなければならない、こういうふうに思っています。基本的に考えれば発掘調査も最終的に、結果的に言えば埋蔵文化財というようなものが破壊されていくことには間違いないわけでございます。したがって発掘しないで、そのまま残すということが理想的に言えば大事なことなんじゃないか、こういうふうに考えています。しかし、さっき議員も申されましたように、これの持つ歴史上の意味というようなものはきわめて大きいわけでございますから、これをただ秘蔵しておけばいいというわけじゃありません。必要に応じては、たとえばわれわれの祖先のその時代時代の生活とか、文化とかを最も具体的に示しているのが遺跡でございますので、あるいはそこからの出土品でございますので、それについての発

掘調査というものが必要になってきます。それによって初めて、私たちの歴史というようなものも明らかになるわけでございますから、そのことは、これはどうしてもやむを得ないことだと思いますが、ただその場合に、現在行われているように、ただ何となしにそこに家が建つ、それだからそこへ、それに対して調査をしていかなきゃならんということよりはもっと計画的に、非常に重要な場所なんだから、こういう意味があるんだから、ここは調査していかなきゃならんというような、計画的な発掘調査が一番重要なことだと考えております。しかし、現実的にはそこまで行きかねている。というのは、一つはそういうような場所よりも現実的に各市民から、こういうところを、ひとつ家を建てたいんだから調査してもらいたいというときには、それをほうっておくわけにはいきませんので、できるだけやっぱり対応していかなければならない。そういうようなものに対応していこうとすると、やはり能力の問題などがございます。したがって今後の問題としては、計画的な発掘というようなものに一つの重点を置きながら考えていかなければならない。そのためには、国あるいは都からの補助金というようなものを得て、そういうふうなものを、恐らく今度、このあたりがどうしても開発が進むんじゃないかというふうなことを予測しながら、そういう計画をしていかなければならないんじゃないか、そういうふうに考えております。そして現在のところは、要請された調査については、残念ながら、それに対応しながら記録保存という形をとっているわけでございます。

それから、一番最後になりました大名淵の開発でございますけれども、あそこはたしか送電線の鉄塔のある場所でございまして、それがかつて倒れたことがございますが、そのときに、そこに新しく鉄塔を立て直そうとしたときに、あそこに幾つかの埋蔵文化財が包蔵されているということが明らかになりまして、それをそのときに十分調査されているわけでございますが、しかし今度あそこに平山橋をかけかえまして道路をつくらなければならないというようなことからも、早くからあそこの調査を都の方からも依頼されてきております。それについてやはり道路も考えなきゃなりませんけれども、なかなか手が回らないのでずっとおくれていたわけでございます。そこへたまたまそこを調査するんですと、そこの橋のかけるところだけを調査するわけにはいきません。というのは、その遺跡はそのあたりにずっと続いているわけです。それはたしか青山さんという方だと思いますが、その所有地につながって、そして青山さんという方からも、開発をしたいんだからひとつ調査をしてください、というのが早くから出ていたわけでございます。そういうようなことと合わせますと、結局学問的な一つの発掘というようなことにも非常に価値のある場所でありますので、道路の方と合わせてその地域の調査をしようということに調査団で考え、そして調査会の承認を得ましてその発掘に着手していった、こういうわけでございます。確かに大名淵というのは、日野においては緑のある場所でございますけれども、もちろんその表面のところは大体畑地になっていたようでございますけれども、そのところを開発するということで、いま言ったような発掘調査をした。もちろん原因者の協力、それから学問的な開発ということから国からも、それからさらに都道をつくるということでございますから、都からの補助金というようなことを合わせまして、あそこの調査を行ったわけでございます。それでそのときに、ただ私たちおわびしなければならんと思うのは、われわれの考えていたときよりもさらに川っぷちの方まで遺跡の存在があったわけでございます。そのためにそれをつい発掘する人たちの学問的な一つの欲求というんでございますか、そういうことのために少しふちの近くまで発掘してしまったということについては今後、私たちは緑地保全というようなことと合わせて、もっと慎重に考えていかなければならないということを反省しているわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　教育長、化学処理のあれがありましたね。さらにいまの文化財の最後の、保管はどうなっているか、それを問われていると思うんですけれども、大名淵の…。

（「保管はいいですね」と呼ぶ者あり）いいですか。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これもさっき申しましたように、それの保存については今後、十分に考えていかなければならん。いまそのところを、じゃあ化学的にすぐどういう処理をしていくかということについては、いま具体的な方策は持っておりませんけれども、いま御指摘のようなことについてひとつ検討させていただきたい、こう思います。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　そうしますと、第一点の日野指定史跡の地積図、それに基づく境界の確定等はなされていない、条例等も変更するために文化財専門委員会の中に分科会を設けて、これに対して諮問して将来、こういうようなものを変えていくんだというようなお話ですけれども、やはり早急に境界等を所有者と協議しないと、文化財は知らぬ間に破壊されてしまうわけなんです。どうしてかというと、畑の中とか宅地の中にありますと、いつの間にかひっかいていってなくなったというのが、東光寺上または大坂上にあった古墳群の例であります。それですから、境界の確定等はなるべく早く所有者と話し合いまして、していただきたいということをお願いします。

それから、文永の板碑については、検討するということですけれども、検討検討といっておっても、あれは秩父の緑泥片岩でできているものですから、風雨にさらされ、凍ったりなんかしますと剝離が一層進展するわけなんです。それですから、やはり管理者とよく相談をしまして、一時それを収去して保存す

るか、何かの策を立てていただきたいと思います。

それから、発掘調査に協力して私権の制限とか、または損害等が出た場合には、協定書が結ばれており、合意しておるからやむを得ないということのような答弁であります。それに対応するには財政上の問題もあるということで、これはできないということですけれども、やはり家を建てるものとか、または営利を目的とする業者は、少しこういうところでどうということはないというと問題があるかもわかりませんけれども、やはり相当なる配慮というのは必要じゃないかと思うわけです。

あと一つ、出土品を置く収蔵庫とか資料館というのは、つくるのは確かに理想としていらっしゃる、これは望ましいことでしょうけれども、長期的な計画を立てられると申されましたけれども、この長期的な計画をいつごろ樹立されるのか、具体的なものはお持ちであるかどうかお聞きいたします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つは地積図の問題でございますけれども、これに関しましては施行規則の第四条の中にも、そういう地積図というのがございまして、これはわれわれの一つの怠慢でいうんでございますか、怠慢でもあったわけでございますので、これは早急に、必要なところについては考えなければならんことだ、こういうふうに思っております。

それから、さっきのたしか延命寺の碑の問題だろうと思いますが、これが剝脱するというようなことについては、いま私、実態を確かめてないものですから、実態を確かめて、そしてひとつ御指摘をありがたいと思って実態を調査しまして、必要な対策を講じなければならない、こういうふうに思っております。

それから最後に、収蔵庫とかあるいは資料館のようなものの計画はあるかと、これは本当は年次計画ですから、ある年次を追っていかなきゃならんということなんですけれど、まだ少し遠いところに資料館というようなものがあるんじゃないか。たとえば文化会館とか、そういうようなものがあったり、あるいは体育館というようなものもまた考えていかなければならないし、そういうようなことの計画から見ると少し遠いところにあるかもしれません。これは大変申しわけありませんけれど、いまの段階ではそういうふうに考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　それから、発掘の基本方針をお尋ねしたときに、遺跡は発掘しない方が望ましい、そのまま残す、それが保存になる、というようなことですけれども、それに対するいわゆる対応策というのは具体的にどのようなものを指しておるのかということですけれども、それをお尋ねします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　発掘しない方がいいというのは、保護、保全という立場だけから言うとそうなんでありますけれども、しかしそれはじゃあどう対応できるかというと、現在のところはそれには対応できないほど各市民からの調査要請というものがございまして、それに対応しながらいかざるを得ない。したがって、こういうようなものはそれに対応しながら、さっきも議員がおっしゃったように、何が出てくるかもわからんというところに実際は埋蔵文化財の泣きどころがあるんでございまして、その泣きどころがあるものでございますから、こういうものを、じゃあ、まあこの程度がいいんじゃないか、というふうに見過ごしていくわけにはいかないというところに、また教育委員会のそれを守る立場、それからまたそういうものを活用したいという市民の立場、その辺についての現実の問題としてすっきりした法則とか、そういうようなものがないところに非常に困った問題があるし、私たち現場としては大変苦労しているということもひとつ御理解いただきながら、市民の方の御協力などをいただいて、御理解をいただいて、その中で最善の方法をいまケース・バイ・ケースでたどっているということでございます。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　それでは、以上をもちまして質問を終わるわけでございますけれども、ただいま教育長がおっしゃられました、遺跡はできる限り発掘しないで保存した方が、これは決定的な保存である、ということにつきましては私も同感であります。その対応策として、これはどうしてもその面の公有化というのを図るというのが、最も理想的ではないかと私は考えるものであります。そこで、市は国、都と一体となって保存に協力、また努力するようにして、古代史解明の上からも非常に重要な遺跡の保存をお考えになり、国民の文化的生活を保つ上にも必要じゃないかと思うわけでございます。また、来年の財政措置等もそろそろもうお考えになっていらっしゃることと思いますので、文化財関係に対しては、五十四年度の予算を大幅に増額していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって九の一、文化財（埋蔵）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後　三時　四分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十の一、豊田駅周辺の環境整備と開発についての通

告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　豊田駅周辺の環境整備と開発についての一般質問をいたします。安全対策課長を呼んだんですけれど、課長が出張のために係長ですが、係長さんは出席していらっしゃいますか。（「来ていますよ」と呼ぶ者あり）

この内容の一点といたしましては、駅前自転車の放置の処置方、二つ目といたしましては、北口都営住宅の跡地の開発についての考え方、三つ目としては駅南地域の開発に対して質問いたします。

三月の定例会に、各国鉄、私鉄を問わず、駅前に自転車が放置されている問題については、私も一般質問でもし、なおかつ請願等も出されまして、請願に対しては六月の定例会におきまして総務委員会から審査報告され、激増されております豊田駅の南口におきましては、建設省等の補助金の交付等についても、具体的につくことになりまして、その後、二・二・六の陸橋の橋下南口に五百台程度の、百五十万を要して東京都において自転車置き場が設置されました。しかし、依然として南口の駅前の広場の自転車の放置状態は目に余るものがございます。その台数におきましては南口において千五百台、北口は千二、三百台があります。国鉄、私鉄を問わず、駅周辺の自転車の放置で各市は行政の手に負えず困っておることでありますが、豊田駅周辺の自転車置き場の整備として、政府よりの補助指定があり、また市民より三月定例会に、駅前自転車置き場等を設置するよう請願もあって、六月定例会に採択をされております。東京都においては、二・二・六陸橋下中央南側に五百台の自転車置き場を七月に完成したが、八月より使用開始するに当たり、安全対策課は付近自治会に、駅より近い方は極力自転車を利用しないよう、やむを得ず利用の方は橋下の自転車置き場を利用するように回覧し、協力を求めるとともに、駅前通りに一片の「八月一日から自転車置き場ができました。自転車は二・二・六中央線南側陸橋下の自転車置き場を御利用ください」と立て看板を出しただけで、自転車置き場の距離的条件が整っていないため自転車は置かれず、駅前は依然として同じ状況でありました。九月九日、十日、豊田地区若宮神社の祭典を機に、南口商店街は「九月九日以降、自転車は市役所所定の自転車置き場に」と立て札を立てるとともに、自転車を陸橋下の自転車置き場に運び、車道上の自転車は現在整理されてるではありませんか。協力を呼びかけるだけでなく自転車置き場をつくったのでありますから、駅前は国鉄用地であり、国鉄が処理すべきであると国鉄任せでなく、市側も率先指導をすべきで、その後警察当局の協力を得、自転車放置のないようにすべきでありますが、市の考え方はいかがでございましょうか。「なさねばならぬ何事も」という言葉がございますとおり、安全対策課がしっかりしてやってくれれば、あのように整理をされておるのではございませんか。口といたしまして、駅前自転車の放置は今後も、国鉄または私鉄任せにいたす考えでございますか。ハといたしまして、自転車置き場の設置の方針がありますなら、具体的に青写真をお示しくださいませんでしょうか。二といたしまして、豊田北口駅前に都営住宅が現在ございます。これは木造が老朽化しておるために、都が引っ越しするために空き家になりますと使用禁止をいたしまして、封鎖をいたしております。聞くところによりますと、栄町二丁目にあります神綱電機の社宅の跡地に建築する都営住宅は木造等の建てかえにも充当するというようなことをうかがっております。いずれ豊田駅前の北口の都営住宅も取り払いされるものと思います。用地のとおり譲り受けをし、自転車置き場などをつくる考えがありますか。ほかに環境整備のためにあの都営住宅の跡地に公園または遊び場、あるいは労働会館などをつくるお考えがあるかお伺いいたします。

次に、南口地域都市整備計画についてお伺いいたします。

昭和五十二年の三月に、都市整備計画研究所に委託をいたしまして、このようなりっぱな答申書、また地域の自治会等等にアンケートの依頼をして、豊田南口地域の開発についての具体的な答申がなされております。豊田地域は御案内のとおりこの神明上に確かにりっぱな庁舎ができましたけれども、豊田駅南口に通ずる道路が狭く、また曲がっておる関係上、駅前等のバスの通行もできず、豊田地区並びに東平山、西平山地区の方々はバス利用という問題については、市役所に来るのに使えないような状況で困っております。この中には具体的には都市計画道路と思う二・二・三を含め二・二・五その他二。二。六、たくさんの都市計画道路がございますけれども、依然としてこれらの拡幅、あるいは道路が整備をされないために、やむなく駅前の狭い地域は一方通行等を行っているために、三十キロという制限速度の標示は出ておっても、一方通行のために自動車のスピードも高くなって、ときどき交通事故等の多発となるというふうな条件下にあって、非常に悩んでおる地域でございます。商店街は駅前に集中しております。七十一の店舗がございますけれども、一方通行等その他のために、商店街は発展するどころか地域の住民の方がようやく間に合わせるような程度の日用品、あるいは食料品等を売却して商店の経営をしておるような状況でございます。これらの問題で、南口商店会等におきましては南口地域開発等の問題について、市の方に対してもこれらの地域の開発をぜひお願いしたい、というような要請も来ておることは間違いのない事実でございます。この中で資料に基づきまして順次申し上げてみたいと思いますけれども、道路交通におきましては駅前南口広場はちょうどウナギの寝床のように、いまから十年ぐらい前と思いますけれども、都市計画によって

駅前広場ができましたけれども、長さが百二十メートル、幅が二十メートル、こういう小さい広場でございます。自転車預かり所も二、三カ所はございまするけれども、この自転車が唯一の交通機関になり、バスも高幡―豊田間を運行されておりますけれども、都道百五十九号線等が狭いため、なおかつ道が曲がっておったりするために、つい利用者も少ない関係もあったただろうと存じますけれども、京王バスはやむなくこの唯一の高幡―豊田間のバスも廃止をしておるというような現況でございます。これらを考えますと、どうしても豊田地域の開発を急がなければならないと思います。この答申の中には、一ブロックから八ブロックまで明細に、そのブロック別に具体的にそれらの問題点を一つ一つ取り上げまして、これをどのようにしたらよいかということを具体的にこの図面の中に、やはりまた説明を加え、これを実施するよう答申をなされております。生活の環境上の問題についてもしかりでございます。公共下水道の問題については、公共下水道の名前はつきますけれども、どこに公共下水道の管をこれから埋設していくかというふうなことについては、当然道路というものが必要なことは、どなたが考えても当然のことであろうと存じておる次第でございます。豊田は約六九%以上が、ほとんどがくみ取り方式、二次方式でございます。いまどんどん建築されて建てかえをする方々が簡易浄化槽を設けて、文化的な生活をしようとして建てかえまするけれど、しかし側溝上には流してはいけない、また側溝に流そうとしても流すこともできなくて、やむを得ず吸い込み方式にしておるような地域が、あの豊田の南口の商店街の裏側にあるということは、非常に私たち生活をしておる地域といたしまして嘆かわしい実態ではありませんか。これらを早期に解決するためには、これらの答申に基づいて、一つ一つの問題について、各地域ごとにそれぞれの問題について市は十分、地元の自治会なり、あるいは農業団体、あるいは商業団体、あるいは労働者、すべての借家に住んでいる方々、こうした方々に対して具体的に相談をして、その地域の開発をどのようにやったらよろしいかということを十分に進めなさい、ということが一番最後に載っておるのでございます。　その一つは、豊田駅南口地区生活環境調査の結果を市の広報等で全戸に対しましてＰＲをしなさい。二つ目といたしましては、地元に説明会を町内会またはブロック単位に開催をし、さらに地元の要求、問題点を豊かにする地元説明会は、市と住民を直接つなぐパイプづくりの第一歩として位置づけてください。三番目として、豊田駅南口地域整備構想をたたき台として住民に提示し、町内会またはブロックで検討会を行う。この場合、駅前商業者、農民を対象とした個別検討会を持つことも考えられる。これらの検討会は南地域全体の整備計画を進めていく上で必要な町づくり協議会の母体づくりを進める足がかりであります。四つ目といたしましては、

町づくり協議会が発足できれば、駅前問題、商業問題、農業問題などというように個別課題をさらに深め、整備要綱計画についての合意をまとめることが次の課題である。また、今後さらに調査、検討を行わなければならない課題として次に挙げるものがある。一つとして、駅前商業整備のための調査、商勢圏―商業の関係の勢力圏だと思うんです。将来床面積需要、商店街の性格とかあるいは共同ビルなどの事業採算制の検討など。二つ目として、駅前広場整備のための調査、バス路線本数などの設定、駅前広場を中心としたサーキュレーションシステムの検討。三つ目といたしまして、道路交通整備のための調査、発生交通、通過交通量とか交通量の予測、四つ目として、農業団地整備のための調査、こういうことを具体的に答申してこれらを推し進めて、地域の開発を住民に協力を求めながらしなさい、ということを五十三年の二月に答申されております。しかし市は、私もあの地域に住んでおりますけれども、アンケート調査に私も加わりましたけれども、その後一回説明会があったかと思うんですが、一回、竹内地区連合会長の呼びかけによってあったことは私も存じておりますが、それ以外は何らなされていないというのが現在の状況ではございませんか。具体的に二・二・三という都市計画路線がございます。この路線をぜひいつときも早く二・二・六に連結する道路ができれば豊田地域の発展も違うだろうし、市役所への、あるいは日野市に入る今後で

きてまいります二・二・五号線等の路線等のできた場合においても、非常に交通の便も確かに豊かになります。いまでなければできないということは、豊田地域にもまだまだあの裏側に行きますと畑があり、耕作地がありますし、いま聞くところによりますと富士電機社宅跡地もあいておりますけれども、これらもミニ開発をされるというようなことをうかがっております。だんだんほうっておけばほうっておくほどミニ開発をされたり、あるいは大きなアパートができてしまって、将来手も足もつけられないような状況になるのは、目に見えているような状況ではございませんか。これらを踏まえまして、日野市は住民の呼びかけに応じて今後、具体的にこれらの答申に基づくところの説明会、あるいは相談等をやる気があるのかないのか明確にお答えをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。まず一点目でございますけれど、特に南口の駅前ということでの市の主体性という問題でございますけれど、この場所につきましては議員さんの御指摘のとおり、国鉄用地であるということ、したがって管理面におきましても当然、国鉄が行うものである、このようには思っているわけでございますけれど、市といたしましても交通安全の面、あるいは災害時における緊

急活動等の阻害、こういうようなことが生まれますと、当然この場所につきましても、市が放置できないというふうには考えております。そういう中で市といたしましても、これは各市とも共通の悩みとして苦慮しているわけでございますけれど、国鉄あるいは警察とも前々から協議いたしまして、先般、三月の議会にも若干市の考え方、協議における考え方等も御説明申し上げましたけれども、市といたしましては、これを推進する以外には方法がないというふうにいまのところ考えておるわけでございます。撤去ということもあるわけでございますけれど、各市の実情、こういったものを聞いてみますと、一時的な対策、一時的な撤去ということでは、これは効果がないということでございます。いわゆる早朝から夕刻、担当職員がつききりで監視、整理、運搬、こういったことを常時年間を通じて行わなければ効果がないということが、近隣市で行った中で証明されております。そういうことになると市の職員の体制問題、あるいは勤務体制、こういったものも考えなければならないというような問題がございます。また、二・二・六の高架下の駐車場開設を機にそういうことも考えたわけでございますけれど、ただいま申し上げたような理由、それから高架下は御承知のとおり五百台ということで、先ほど議員さんも千五百台というような現在の放置自転車でございます。収容能力から申し上げましても、ここに対することができません。そういうことで、先ほど前段で申し上げましたとおり、現在進めておりますのは、駅前市道の一方通行を解除してもらい、国鉄用地の中の道路をタクシーだけの一方通行として、残り部分を市が借り受けて自転車置き場として整理し、歩道上の自転車を追放する、こういうような考え方で先般も駅長と話を行いました。これは二点目の質問と重なるお答えになりますけれども、駅長におきましては、歩道上にロープを張りまして、とにかくあそこには置かせないという積極的なことも私の方は伺っておりますので、それと合わせまして今後の、先ほど申し上げました残り部分を市で借り受け、自転車置き場にする、こういったものを含めまして早急にこれを解決したい、このように現在のところは進めているわけでございます。

それから、これは二点目のお答えにもなるわけでございますけれど、三点目の具体的な場所ということでございます。場所につきましてもいろいろ苦慮しているわけでございますけれど、現在のところ具体的な場所として申し上げられるところは日野駅でございますけれど、藤野鑓詰、いわゆる忠実屋の予定された場所でございますけれど、国鉄の用地がございます。そこの用水にふたかけをいたしまして、あそこに置き場をつくりたいということで進めているわけでございます。これは国鉄用地部分でございます。百台ぐらいだそうです。その他につきましても、国鉄用地あるいは用水のふたかけ等をそれぞれ検討いたしまして、できるだけ置き場をつくっていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　二点目の都営住宅につきましてお答え申し上げます。都ではいま、日野市内にあります木造の都営住宅を建てかえたいということで計画を立てております。そのために神綱電機の跡地を都が購入しまして、これをもとにしまして順次木造の都営住宅の建てかえをするんだ、こういうことでございます。そこで、豊田の北口の都営住宅もその中に入るかと思います。ただ、私どもにまだ、ここの地点につきましては何の申し入れもございませんので、差し迫っていま、どうこうということじゃないと思います。このことは以上のような経緯でございますので、都としましては都営住宅を建てかえるということではないかと推測しているわけでございます。ただ、大越議員もおっしゃるように、あの場所は都営住宅だけでいいのかどうかということになりますと、私どもとしましてもやはり何らかの検討をしまして、都との協議の中でしかるべき申し入れをしなければならないんじゃないかと考えているわけでございます。先ほど申しましたように、都から何の申し入れもございませんので、まだそういう話にはなっておりませんが、以上のような状況で推移しているわけでございます。

○議長（秦　正一君）　三点目、豊田駅南口開発。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。いろいろ現状につきましての御説明がありましたが、これらにつきましては確かに研究所に委託をいたしまして、その報告書をいただいております。そういう中で、内容についてはただいま御指摘をいただいたとおりの現況で報告が来ております。私どもにおきましても、豊田の現況につきましては前々から、大体報告書にあるような内容であるということは確認しておったわけでございます。そういうことで、ブロックごとの説明、そういうふうなことも結論的にはやったらどうかというふうな内容のことも書いてございます。ただ、これは報告書でこの一つの方法が一番よいということじゃなくて、最終的には五つの方法があるけれども、それらについていろいろ検討したらどうか、そういうことでございます。そういう内容の報告をいただきまして、私どもの方は庁内におきまして、関係の部課におきましてこの内容を検討しまして、果たして報告のある五案だけが、これがもうそれ以外にないかどうか、そういうようなこともあわせて検討いたしました。それで私どもの方としては、このほかにもまだ方法があるというふうなことを一応検討いたしました。そういうことで、もちろんこの現状が先ほどの御指摘のとおりでございますので、何とかしなければいけないというふうなことで、市長の方からも現況の改善の方法

として、排水を何とか解決する方法がないかというふうなことも言われておりましたので、現地調査もいたしまして、いろいろ検討を重ねたわけでございます。最終的には、やはり現状の中では、あの地域については一部を区画整理で、一部をまた二・二・三号線の単独買収、こういうふうな形でやることが望ましいといいますか、そういう方法でやらざるを得ないんじゃないかというふうなことを現在考えておるわけでございます。ただ、いずれにいたしましてもこれには膨大な資金が必要なわけでございます。そういうふうなことで、これを進めるに当たりましてはそこらのところの十分な見通し、直ちに説明会に入ってすぐ実施ができるかどうかというふうなことも検討いたしまして、その結果に基づかないと早急には進められない、そういうふうなことがございます。現在、先ほど御指摘がありましたような、南口商店街からの話し合いの申し入れもございますので、商店街とも話し合いをし、さらにまたその後も、必要によっていろいろな方法で話し合いを進めるなり、そういうことで逐次煮詰めを行っていきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　総務部長、なぜ安全対策課を呼んだかということについて理解してもらいたいと思います。南口商店街が、先ほど言ったように九月の九日、十日、それ以降、祭典を機に、これは日野の市役所用地に預かってくださいとかなんとかいって、自転車を運んできたならわかるんですけれども、陸橋下にできましたからそちらに運びますと言って、これは普通なら苦情が来ます、こっちの方まで運んじゃったら、商店街だけでも。そういう協力のもとによってもできることを、なぜ安全対策課ではやらないんですかと警察の方でも言っているわけです。警察だけではとうていできないから、警察の方に対しても、そういう処置をとった後については十分協力をし、駅前に派出所もあるから、派出所から見える限りにおいてはそこに置かないようにというような指導協力も、要請によっては当然しなければならないけれども、あのままの乱雑な状態では、どこへ持っていけということも、具体的には警察の手に負えない。はっきり片づいた後においてはそれは注意もでき、こちらに、こういうところに自転車置き場ができているんだから、あちらの方へ置かれるだけ置いてください、こういう呼びかけもできるんだ、こういうことを派出所の方からも私は承っておるんです。ただ一片の、確かに八月一日以降、自転車置き場が二・二・六の橋下にできたからという看板だけであと一向の指導も全部市民任せ、あるいは国鉄用地だから国鉄でやってくださいといっても、それならば具体的に国鉄に強行に申し入れたのか、はっきり言って。そういうことをやっていただかない限りにおいては、実際には自転車置き場がないために車道に自転車があったわけですけれども、お祭り以降、車道上に自転車は置かないようになってきました。しかし今度、車道上に置かないようになったけれども、まだやはり自転車は依然としてふえてきますから、歩道からタクシー乗り場のいままで駐留してた方にまで、若干自転車がはみ出してくるような状況でございます。これらに何ら手を加えないで、単なる事務的なことは私も安全対策課で伺ってております。国鉄に、土地を貸してください、あれもしてください、ということを言っていらっしゃるけれども、少なくとも各国鉄、私鉄を問わず何らかの方法で解決を図っていかなければならないということについては、国立等においては具体的に運んでおって、あれはごみとして扱っているけれども、所有物であるためにこれをスクラップなどにはできないけれども、引き取ってくださいというふうなことで、新聞紙上にも出ておったことを私も見ております。何らの手配もしないで市民の協力を得ようとしても、一片の立て札によってはできないことは確かであろうと思うんです。これをなぜ安全対策課で、五百台あそこにできる時点になりましたら、少なくともそういう方向か、あるいはどうしてもやるならば中央に、その自転車置き場を国鉄から借りて、歩道上の自転車だけはこちらにし、そうすることによって陸橋下に五百台でき、それがよければ北口の方にもつくることを考えておりますということをこの前にも答弁をなさっておる。それらのことをおやりになったですか。実際には

商店街のお力添えを得て、豊田の駅前の自転車の一部が車道上から消え去ったために、ある程度の通行ができるような状況になってきた。それでなければ車道のところの車の間を、南口から北口に行く方、あるいは国鉄を利用する方はやむを得ず通っておったというような状況下ではなかったですか。それらはどうして　できなかったか。部長は命令でこちらでやるでしょうが、やるのは安全対策課で具体的にはおやりになることだから、それでぼくは安全対策課の課長を呼んでくださいというようなことを言ったわけです。なぜそういうことができないんですか。やればできるということが、現実に商店街の方々のお力添えによって、苦情もなく現在進んでいるではないですか。それでなければもとの木阿弥に戻ってしまってまたもとのように、陸橋下は遠いのはわかっております。遠いために向こうに置かないで、こちらに一台置き、二台置きしてきたらもと　どおりになることは火を見るよりも明らかだろうと私は感ずるために、この問題をぜひ解決するとともに、今後、北口等に対してはやはり陸橋下につくるか、あるいは先ほど企画財政部長がお答えになったように、いずれは都営住宅の建てかえもあるだろうから、そのためにぜひということで東京都と折衝等にも入ってもらう、これも一つの解決の近道じゃないかと思ってこういう問題を出して質問し、皆さんの力によって日野市の市政の中で具体的に解決を図ってもらいたいから質問をしておるわけです。

それから都市整備部長がお答えになったのはあたりまえのことですよ、これは。あなた、答申されたんだから事務上で、こうしなければならないだろう、ああしなければならないだろうと机上のプランで、検討しています、やりたいと思ってます。こういうことを言うのは通り一遍のお答えじゃありませんか。これが出たならば必ず豊田の地区から、はっきり言って住民からも、農民からもいま出てますよ。何とか道路というものをつくってくれなければどんどんミニ開発、アパートができたり、あるいは小宅地に小さい家ができ、排水のないために結局くみ取り方式にせざるを得ないとか、第一豊田荘、第二豊田荘もほとんどが、区画整理的になされておりまするけれども、一たん火災があった場合には、あの地域に消防自動車も入れない、そのような状況下にもしも一たん災害があった場合には、あの地域は黙って見ておって焼いてしまうというようなことが、起きるかもしれないと考えなければならないような地域であることは、あなたも見て知っておるだろうと思う。それに対して幾つかの問題を各ブロック別に説明をしなさい、要望を聞きなさい、それに伴って地域の開発をしなさい、ということが具体的に載っておるじゃありませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それらに対しては財政的な問題等もあったら、都市計画である場合には当然国の補助もあるだろうし、都の補助もあるだろうし、これらのやはりやらなければならないところは、早く手をつけなければならないところは早く手をつけていくという姿勢こそが、私は大事であろうと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それらがただ通り一遍に、都市計画で考える、あるいは二・二・六を単独買収で、二・二・三を単独買収でやる、いつ買収してやるんですか。いま困っているのは、あの地域は救急車でも何でもすぐに行けないでしょう。消防自動車も直ぐに行けないでしょう。バス路線すら廃止されちゃったんですよ。それで循環バスを通してください、何をしてください、あるいは下水道をこれからつくるわけですが、そういう問題についてもいまからやっておかなかったら、何にもできない地域にスプロール化してしまうだろうと思うんです。商店街の人たちは一方通行のためによそから来るお客さんが通り抜けしてしまう。そのために南口地域の商店街が発展しないから、これじゃあ困るから市街地の開発をお願いしたいというような要請がはっきり市の方に来てるわけです。いつやってくれるんですか。ただ机上プランで、あそこで、都市計画ではどこがどうだとかこうだとか、それは事務上のことであって、具体的にはいつやるんですか。それを説明しないで、ただ考えてる考えてるでは納得できないです。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは第一点目の御質問でございますけれど、これにつきましても、先ほど若干お答え

申し上げたわけでございますけれど、特に私どもはこの駅前の問題では歩道、南口ですけれど、歩道上の自転車、これがやはり歩道である以上は、そこが国鉄を利用されるお客さんのためには必要で、そこに置かれるということが一番困るわけですから、それを除きたいということで考えがあるわけでございます。そこから出発いたしまして、先ほどお答えしたような問題が——私の方、ですから高架下の駐車場開設を機に撤去したいという考えを持っていたわけでございますけれど、先ほど国立の例も出ましたけれど、国立は五十一年十二月、あるいは五十二年ですか、立体駐車場の問題、このようなことで行っているわけですけれど、私の方で聞いた中では現状に戻ってしまっている。これはもう、いわゆる現在も一週間おきぐらいには行っているそうですけれど、現状に戻ってきてしまっている、こういうような問題があるわけです。ですから継続しなければこれは効果がないという問題、いま一つつけ加えるならば、撤去する場合には当然かわる場所、これが問題になるわけです。やはり一分でも近いところというのが、これは利用されている方の心理だと思いますけれど、近いところに置くというのがほとんどのあれで、一台置けばそれが重なって何台かにふえていくというのが実態だと思います。そこで、そういうような他市の状況も見ましたので、私ども当初申し上げました歩道上に置かないということで、一つの考え方を三者の中で協議したわけでございますけれど、ここで問題の出てくるのは、警察の方の問題が若干あるわけでございます。一方通行を解除するという問題、これについて警察では難色が出てきたために、大変時期がおくれてしまったということは事実でございます。それが解決すればこの問題は、先ほども申し上げましたけれども、駅長の方におきましても、国鉄は国鉄としてお客からも相当な苦情を受けているということも事実でございますので、早急にこれについて市と具体的に話し合いをして進めたい。警察を無視するわけじゃございませんけれど、進めたいということでいるわけでございますので、御承知いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　後段の件について。市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ意見をいただきまして、万能の神でありたいわけですが……（笑声）なかなか思うようにはなりません。特にいまの自転車の問題も、千五百台の置き場がつくり得るならば、ある程度の権力を用いて、強制力を用いてそちらに車を移動させるということも可能なわけですけれど、千五百台に対して五百台ということですからして、どのようにこれを処理していくか、国鉄方もやっぱり相当な強い姿勢で、少なくもあの歩道上には置かせないという態度が出るならば、一つの方法になるきっかけになろうと思ってやります。

それから、南口開発のことですが、手法といたしましてはやはり二・二・五の都市計画路線といいましょうか、あそこにと

にかく道路を通しまして、浅川につなぐ排水路をつくらないことには、南口のことにはちょっと手が伸びない。それからいま、神明上の区画整理事業に当面払わなきゃならない金が十六億ほどある。これは神明上区画整理の財政的な、もう基本的な困難というべきか、あるいは欠陥というべきか、そういう事情がありまして、これはしかも立てかえ払いでありますからして、これは弁済しなきゃならない。そう考えてみます場合に、財政能力の裏づけなくして豊田のことにうかつに仕事を持ち出すわけにはいかないというのがいまの状況でありまして、二・二・五に成功し、二・二・三路線を延ばし、そういうことで豊田の南口の整備事業を進めていく、こういう順序にならざるを得ないと思っております。南口の方が現状のままでいいとはどなたも思っていない。しかし、どうすればいいかという、別段じゃあ提案があったわけでもありません。その問いかけはしてあります。商店会あるいは地域自治会から、何か早くやってほしいというような提案があったことはまだありません。そのことの問いかけは行っております。そういうことですからして、非常に南口の現状の整備につきましては、十分なスタートからの取り組みを進めてまいりまして、すでに地域にもお話を申し上げておりますとおり、地区センターの改築を行いましたその大きな理由の一つに、地域でひとつ大きく意見を話し合っていただきたいそうしてそこにいずれ、でき得べくばこの秋と思っております

が、努めてお話に出向いて、その地域の気持ちの高まっていくことを期待いたしたいと思っておりますし、ただ投げやりに、市がやれと言われたってこれはできないことですから、やっぱり両々相まって困難を可能にしなきゃならない、これが私の責任を持った考え方でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　市長の答弁は逃げの答弁だと思うんです、ぼくは。なぜ逃げの答弁だということできめつけるかというと、商店街なり何なりがどうするか、案を持ってきてやってくれなんていうことは言ってないわけですけれども、少なくともあの地域のことについては、災害の発生した場合には困るし、商店街の経営上の問題からも道が狭くて困るし、市役所に行くにも何とか早く、二・二・三でも何でも通過する、そのやり方についてはいろいろの方法等の問題もあろうから、何らかの説明をしながら住民の声を、一つにはこういうふうにやっていただきたいというような方向にまとめてもらいたいというような要望があるわけです。しかし、市はその要望にこたえるためには、場合によっては都市計画法によってやる場合もあるだろうし、区画整理を行う場合もあるだろうし、あるいは駅前の再開発等の問題もあるだろうが、こうしたことを住民は知りたいといってるわけです。知りたいし、協力もしますというような方向に持っていくためには、具体的に市が出向いていただいて説明を願いたい、こういう声が起きてきたことは確か

なんです。こういう時期をとらえて具体的にいけなければ、予算がつきそうだから、その時点になって青写真ができたから市民に説明をして、やろうといった場合にはかの万願寺の区画整理のごとく、せっかく万願寺の区画整理については図面もかき、地元の説得にまで入ったんですけれど、はっきり言って、反対者が出ていまつぶされて、万願寺地域は泣いていらっしゃると思うんです。こういうようなことが起きないようにするためには、そういう声が出たときこそ行政を、来年やってくださいといっても市には財政的な問題もあるだろうし、いろいろな問題がありますけれどもこれらをやはり含みながら、いまの空き地に、ただみだりに空き地があいているからそこを売却してアパートをつくったり、何かすることについてはちょっと協力を願いたいと、そういう方向を得ることもできるだろうし、当然市長が考えていることは、二・二・三等については単独買収してもやらなければならないということは、常々あの地域の方々が市長に会った場合に伺っているということも、言葉の中では伺っております。しかし、そうしたことを本当にやる気があるならば説明を願いたいというのが地元の希望でございます。これを即、答申したからこのとおりやるかやらないかという問題については、財政の裏づけもあるだろうし、地元のこれはほとんど、農民にしろあるいは土地を所有している方々の権利者の協力等も当然得なければ、この地域の開発をなし得ないことはどなたでもわかるとおりでございます。しかし、こうしたことに対して、こういう答申もあるんだと、これは自治会長あたりには配ってあるんですから、それらをもとにして説明を加えなさいと、どういうふうにしたら豊田地域を含め、あるいは杉山議員からは平山地区の区画整理等の問題、その他の問題等も質問されているとおり、豊田あるいは平山の連絡道路等の問題も当然考えなきゃいけないことですから、それらのことについてはそれぞれの担当課があるんですから、これらを派遣して、地元の世論をはっきりつかんでもらいたいというのが私のねらいです。あしたからすぐに都市計画をしてくれ、あるいは区画整理をしてくれ、二・二・三をつくってくれといったって、市長のあすから予算をつけますという言葉は当然出てこないことは当然だろうと思うけれども、そういう方向でなぜいってくれないんですか。そうしてくれることによって、地元の方々が市に対して、いつこの地域がそういうことを聞きたいなら、どういう要望があるんだということをはっきり聞いていただいて、それらの協力を得ることが市政の上にある執行者の最も大事なことであろうと思うんです。その上に立って初めて、二・二・五の買収の問題や、ら第二小学校の用地の確保等、あるいは二・二・三の都市計画路線で、もし買収方式でやるならそういう方向にも協力をしていくというようなことが順次起こり得るだろうと私は認識をして質問をいたしておるんです。市長、答えてください。

○議長（秦　正一君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そのように話してくださるならば話はわかるんです。（笑声）頭から、なぜできないのか、と言われたんじゃちょっと問答にならんわけでして、あの地域と十分お話をしながらそういう機運を高めつつ、順序を整えて取り組んでまいりたい、そういう行動を速からず移していこうというふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　　市長の考えなのか、あるいは都市整備部長のいろいろ勉強が余り過ぎる考えかわかりませんけれども、非常に机上では都市計画にしろ何にしろ、大分こう検討してますとか、こうやってますとか言いますけれども、具体的に出てこないことが私たちは非常に残念です。もっとやはり都市整備部長ともなれば相当の権威者でもございますし、十分都市計画とか、あるいは再開発とか、それから区画整理とか、もっとやはりお勉強になって、はっきり答えられるようにしていただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わる次第でございます。

○議長（秦　正一君）　　これをもって十の一、豊田駅周辺の環境整備と開発に関する質問を終わります。

次に十一の一、ごみ対策についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　　ごみ対策についてという通告質問の表題で、議長から発言を許可されましたので質問に入りたいと思うんですが、前もって理事者の方には全く申しわけないと思うんですが、昨日、鈴木議員がこの問題に等しい問題をやられて、また再度質問をするというような形なのですが、日野の議会のあり方から言って、議員の固有な権利だということでぜひ御容赦願いたい、こういうことをまず冒頭に申し上げておきます。

私はごみ対策というか、廃棄物の処理ということは国が何で地方団体の責任に負わせているかということは、恐らく憲法に、われわれ国民というものは、文化的な生活環境のいい暮らしをするということを保障されている中で、廃棄物処理法と清掃法に関する法律ですか、こういう形で地方自治体に責任が負わせられるということが、現下の情勢ではないかと思います。ごみ問題というのは、古くは江戸時代から始まっておるんだそうですが、一番近くは東京オリンピックを境に、いわゆるごみの収集のあり方なり、ごみの処理のあり方というものが近代化されてきたというのが現状だというふうに聞き及んでおります。特に昭和四十一年に東京都の美濃部知事が「ごみ戦争」ということを都議会で申されたのを契機に、非常にごみの問題というのは全国的に波及されてきて、大きな社会問題であり、地方自治

体としては最大の課題だというふうに聞き及んでおります。そういう点ではわが日野市においても、いわゆる予算においても、八億というような廃棄物の処理費がかかっているのが現状だと思います。そういう点では昨日も鈴木議員が申されていましたが、私も過日沼津へ行って、沼津のごみの収集等のあり方を見せていただいてまいりましたが、なかなか沼津ではりっぱなことをやっているから即、日野に当てはめるというようなことは一朝一夕でできる問題では私はないと思います。そういう点を考えますと、これからのごみの処理ということが、これけ私、決してここは、通告の質問の場ではございませんので、やや鈴木議員と見解を異にするのは、いわゆる国は地方自治体にいわゆる廃棄物の処理の責任は負わせているということですが、しかしいまの段階では補助金等の財政措置は講じていない。だからもっとこういう財政措置をする責任があるということは記されておるんですが、なかなかできてないというのが、現状だと思います。ただ今度、日野でも入れる粗大ごみなり汚泥処理の機械等に対しての起債等なり補助金は、国から出ると思います。ところが、通常のごみの収集に対する経費とか、そういうものは現在は都が都費によってある程度の助成はなされているが、国はしていない。しかし私は、この点に関してはもちろん国の責任を追及したり、国に多く出せと迫ってもらうのは理事者の責任ではないかと思うんですが、われわれは市民代表という立場から考えれば、われわれ自体が出すごみ、いわゆる生活環境をよくしていくというためにはおのれの努力も必要ではないか、こういう観点に立って私は質問をしてみたいと思います。そういう点では、過日沼津へ行きますと、非常に沼津のいわゆる不燃性のごみの出し方にしても、生ごみの出し方にしても、全くすばらしい点があったと思います。しかし先ほども申し上げましたように、日野でどうだということは、いわゆる日野でもごみ減量等のいわゆる専門委員会っていうんですか、そういう研究会ができているので、われわれ議会としても、自分もごみ対策の一員でもあるし、こういう問題というのは時間をかける中で、ごみ減量対策室長というのも、今度、日野では生まれているので、自分も過日聞いたときにも、三月の予算のときにも市長は、線香花火的なことではなくて、いわゆる正念場をかけて、市長のモットーとする「緑と清流」というような点を踏まえた、長期的な展望に立ってやるんだというようなことですから、そういう点に対しては今後に私は期待したいと思います。そういう点を考えますと私は、都市化がされればされるほど、いわゆるごみというか、廃棄物というものはたくさん出てくる。いわゆる産業が高度になればなるほど産業廃棄物も出てくる。しかしこれは一面、必ずしも高度経済成長政策の中の、いわゆる自民党政権の失敗だということでは私はないと思います。消費生活が上がればごみが出る、いわゆる生活水準が

高くなれば、便利になればやはりごみもよけいに出てくる、こういうこともあるのではないかと思います。一例を挙げれば、百貨店なりスーパー等へ行って、いわゆる昔は、これは私たちが小さいときには、買い物に行くのにかごなりいわゆるふろしきなりを持っていかなかったものはないと思うんです。ところがいま、スーパーなり百貨店に行けば、いわゆる向こうで出してもらった提げる、何ていうんですか、ざる とか、そういうものを持って歩けば自然にもう魚でも何でもが詰まっているという、こういうやっぱり便利さというのにわれわれ市民というか国民がなれてきている、こういうためにやはりごみが出るのではないか。どうしても私はごみの減量なり、そういうものに対しては、やはりごみ対策室長ができて減量運動をやるにも、まず教育の場というか、いわゆる少なくとも小さい幼稚園から、少なくとも小、中学校の子供に対してまで、こういう「ごみ読本」というような、廃棄物処理に関する心構えというようなものをどうしても教え込んでいかないと、なかなか口では言うけれどできないのではないかと思います。私、自分の私見を申し上げては恐縮なんですが、土曜日の雨の降る日にごみ減量の研究員の人と、処理場にごみの集まってくるところを私たちも見せていただきました。そうすると余りにも市民としても、どういう心構えでいわゆるごみを出しているのか、いわゆるごみというのは出さなければ損だというような感じが、グリーンボックスがあろうとオレンジボックス、いわゆる不燃性の危険物を入れるボックスがあろうと、区分けをするなんていう考え方を、それは全部とは申しませんが、半分ぐらいの人は持っていないんではないか。こういうことの教育というものをやはり時間をかけてじっくりとやる必要があろんじゃないか。しかし、いままでやらないできたということの理由には、経済状態、いわゆる地方財政がよかったときにはやらなかったのか。どうしてもいまになって、人口の伸びに比例してごみはふえてくるので、このごみをどうしてもある一定より抑えていかなければ財政的にも、最終的な処理をするにも大変だという観点から、大きく日野でもごみ減量対策室を設けてやるというふうになったのか、その辺のところは私もわかりませんが、私はどうしても考えるのに、まず市民側から、確かにきのう市長は、市民に要望する前にりっぱな施設をつくる、だから今度は粗大ごみを粉砕する設備なり汚泥を乾燥する機械を入れるという、りっぱな施設をつくるということがまず前提であって、その次に市民にごみの減量なり、そういう出す方法を教育するんだっていうか、普及をするんだという、私は全くそういう心構えに対しては敬意を表するんですが、なかなか一朝一夕にはできないという意味では、少なくとも一、二年前からこういう問題にもっと真剣に取り組むべきではなかったか。私、自分の家のことを申し上げると非常に恐縮なんですが、われわれの旧農村地帯の世帯は、非

常に屋敷もまあまあ幾らか広いと思うんです。そういう点でいけば、生ごみにしても植木の根っこなら植木の根っこへ埋めれば、生ごみをそう出す必要がない。それから、少なくとも小さい紙の、再生できない、いわゆる新聞紙みたいな、何かくず屋さんなり、再生できないもの以外は、いわゆるためなければ焼却できる、こういう立場を考えればうんといままでより出さないで済むんじゃないか。私ばかりじゃありません。私の近所なんかでは恐らくほとんどの人が危険物の、いわゆる雑びんは危険物に出すかもしらんけど、あとのものは本当に少量しか出していないんではないか、こういうふうに自分は考えます。そういう点を見た場合に、ただし、アパートにお住まいになったり過密なところに住んでいる人は、当然こういうことは地方自治体の責任において集めたり、またしなければならないということは当然だと思います。しかし今度は、こういう人のところには何かもっとやってもらう ことを市が考える必要があると思います。そういう点では自分は、いわゆる自己処理がある程度できるところにはなるたけごみは出さないでいく、それからどうしても民家が密集したり自己処理ができない家庭に対しては、たとえば何かきのうの質問の中でもモデル地区を設けてやるんだということが、その内容等はわかりませんが、そういうところに対してはある程度の、いわゆる準備期間なりＰＲ期間を通して、分類別に出してもらうか、こういうこともお願いするということが大切ではないかと私は考えます。戦後の新憲法の中では、権利が多く認められているということは非常にいいことだと思うんです。ただし、義務は非常に強いられない。義務が強いて強いられるとすれば納税の義務、それからいま一点は、働く義務のある限りは働かせてもらうという権利を有する、こういうことが憲法に明記されている以外は非常にあとは個人の自由とか、個人のいわゆる尊厳ということに対して、非常に尊重されているのが新しい憲法だと思います。そういう点で考えれば、私はどうしてもこのごみ問題に対しては、やはり市民の考え方を、何ていうか再考を促すといいますか、奮起をしていただいて、どうしてもある程度のごみを出す秩序というものを持たない限りは、なかなか減量につながるというようなことはできないんではないか。そういう点で私は、こういうことが実際問題に当てはまるかどうかは知りませんが、いわゆる納税に対しては国民の義務です。このことが自分は決していまやっている納税制度に対する、全納した場合には報奨金を出しているとか、いわゆる納税組合に対して還付金を出している、こういうことは非常にいいことだと思いますが、義務からいけば国民の義務だと思います。そういう点を考えると、いわゆる今度はじゃあ、このこととごみの問題を当てはめてはどうかと思うんですが、じゃあごみを出さなかった者に対しても、何かやはり莫大な、年間を通せば廃棄物の処理に八億円も使っている、こ

うい う現状を見た場合には、ごみを出さない自治会なり地帯に対しては、何か市が還元する方法なり、ほう賞をするというような、ほめるというかほう賞をするというようなことも必要ではないか。こういう率直な運動に入らない限り、なかなかこのごみ問題というのは、自分は何回も繰り返すようですが、解決の道というのはむずかしいのではないか。きのうの市長のあれによると、日野でも最新式の機械を入れたということは、財政的に豊かで入れるんではなくて、この処分地の問題で恐らくなるたけ最終処分に持っていくものを少なくするためにやられたと思います。そういう点を考えまして、前置きが非常に長くなると非常に時間が食いますので、そろそろ質問に入らせていただきたいと思います。

第一点といたしまして、現在、いわゆる廃棄物と清掃に関する法律の中で、産業廃棄物という定義がなされています。しかし、その点で自分は、産業廃棄物というのは非常に品目がずっとあって、こういうものが産業廃棄物だということでありますが、実際に日野で、いわゆるどの程度までが産業廃棄物であって、それから同じたとえば事業所で、中小企業なり商店なりのような人が、たとえば出している廃棄物があるとすれば、そういうものを実際に市はどういうふうに扱っているのか、有料で扱っているのかさもなければ無料で扱っているのか、そういうことがないのか、その辺を第一点に聞きたいと思います。

次に廃棄物の処理場、たとえば屎尿焼却場の施設の整備が、ことしの予算でいわゆる九億ですか、そのくらいの予算が計上されて、もう、一つの汚泥の焼却装置の機械というのは、この間の臨時議会で発注されたようです。ところがいままでこういう機械を入れなくて、たとえば近隣の住民なりほかの人に、迷惑やそういうことをかけないで済んだのかどうなのか、また今後、この機械を入れることによってそういう問題というのは、いわゆる処理場としての機能では最高の機能が発揮されるのかどうか。この点では自分は沼津のりっぱな処理場を見てきたので、その処理場の地域まで、市長はまずその処理施設の施設の改善をしてから市民に要望するというようなことをおっしゃられたので、そういう点で今回の予算措置の点で、日野のいわゆる焼却処理場がまあまあの点にいくのかどうなのか。いま一点、屎尿の方の、現在たとえば多摩平にあるああいう屎尿の処理場も、現在の地点で、日野では他市に比べて遜色がないのかどうなのか、二つ目にその点を聞きたいと思います。

次に三点目に、廃棄物の集荷は現在、産業廃棄物以外は無料で行われております。これは恐らく都のいわゆる方針というか、非常に無料で物が、こういう屎尿にしても、ごみにしても、じんかいにしても、無料で運ばれるということは非常にいいことですが、現在のいわゆる予算の中で見ますと、現実にはなかなか市費の負担が非常に多いと思われます。屎尿の点についてはか

半分ぐらい、じんかいにしては五分の一ぐらいですか、そういうような実際に都の市町村振興費というのは、そのぐらいの額しか出ていないように私は理解しております。そういう点を考えると、こういう無料制度ということが今後も持続できるのかどうなのか、またそういう場合に市の負担がますますふえていくのかどうなのか、その点を三点目として聞きたいと思います。

四点目としては、いわゆるごみの減量の、先ほども自分は申し上げましたように、ごみの減量に対するいわゆるＰＲ活動というか、そういうことをどういうふうな具体的な自分の私見のようなことを申し上げましたが、たとえば一つの例をとった場合には、いわゆるいまの納税の全納した場合のいわゆる還付金、いわゆる納税組合に対する報奨金というか、こういうものを、一例なんですが、こういうような形のことに考えがあるのか、市長としてまた市として独創的な考え方があるのか、今後そういうことを考え出すのか、その点を第四点目にお聞きしたいと思います。

五点目に、再資源のごみを、いわゆるびんとか、いわゆるビールびんとか一升びんだとか、すぐ小売商店に持っていけるようなびんは別なんですが、いわゆる再生が困難だというようなびん類とか、それから特に私が申し上げたいのは、昔はくず屋さんというような人が非常に多く来たんですが、このごろはなかなかそういうくず屋さんというような人が、地域によっては来るかもしらんし、地域によっては来ない。しかしまた、消費生活が向上したのか、市民生活が向上しているのか知らんけれど、いわゆるこの間も自分は現場の処理場へ行ってみると、新聞紙にしても、いわゆるこういうごみはそういうものを集積している民間の人に出せば幾らかになるというものが幾らも出されている。こういうものを民間の業者の人に啓蒙をして、いわゆる再生資源を集める考え方を業者にＰＲしてやってもらう意思があるかどうかをお聞きしたいと思います。

六点目に、焼えないごみの分類ということはすぐ自分は云々という気はございませんが、いまのいわゆる危険物というんですか、不燃性のごみを収集しているあり方がいいのかどうなのか。もっと市として抜本的な改善の考え方があるのかどうなのか。

七番目に、私は非常にいま新井にある処理場から最終処理されたものを、たとえばいままでは羽村へ持っていったのが羽村もいっぱいになってきた。いま実際にわれわれ議員としてもはずかしいですが、恐らくもっと遠いところまで持っていっているなり、持っていくような時代になってると思うんですが、この間のいろんな統計の中では、いわゆるごみの、最終の少なくしたごみを、いわゆる日野市内で処理できる場所があるのかないのか、そういうことをお考えになったことがあられるのかないのか、最終処分地を市内に求められるのか求められないのか、

その点をお聞きしたいと思います。

次に廃棄物の、先ほど申し上げたんですが、こういうごみ戦争の中で、廃棄物を減らす方法のようなことを、いまの森田市長になられてから非常に広報活動が、私、余り市長をほめるのはきらいなんですが、非常に広報やいろんな統計的なことを見ても、お金もかけられているけれどいろんなすばらしいものが出てきている中で、こういうことをいわゆるごみ減量対策室のできたのを契機に、少なくとも子供会なり、小、中学校の副読本というわけにはいかないけれど、そういうものをつくられてやられる意思が、これは教育長に聞きたいと思うんですが、日野市のモットーとする「緑と清流」という立場から、やはりごみを減量するというか、ごみの考え方を再認識するということが必要ではないか、こういう点でこういう考え方があるのかどうなのか、その点をお聞きしたいと思います。

その次に市長は、いまも申し上げたんですが、市民憲章というか、非常に「緑と清流」ということを申されているんですが、実際には便利な世の中のために逆に害が出てくる。特にいわゆる自動販売機が、自動販売機の功罪を市長なり生活環境部長に聞くということは酷かもしれませんが、自動販売機ができて、私なんかはもう非常に外に出ていって暑いときにすぐ飲める反面、あの自動販売機があるがために、空きかんとかいわゆる再生しないびんの、何ていうかそこらの公園だとかU字溝だとか、いわゆる所定の場所以外に捨てられるということが出てきてるんですが、この自動販売機に対する、いわゆる売っておられる小売店人の方なりスーパーなり、こういうところに何か抜本的な協力を要請したことがあるのかないのか。

その次に十番目として、先ほども申し上げたんですが、せんだっても消費者団体でスーパーに対していわゆる包装紙とか、容器とかの問題に対して協力方を要請されて百貨店なりスーパーと話し合われたようなんですが、現実にいわゆる主婦の立場なり、主婦の人だけが買い物に行くんではございませんが、そういう買い物に行くときの心構えとして、なかなか自分は、非常に便利になっているということを簡単にスーパーだけのいわゆる責め方で、実際にたとえばいろいろなプラスチック容器だとか、そういうものをなくした場合に不便の声が多く出て、いわやる市民が買いに行ったけれど、何かいわゆる汁が漏れたとか、物が壊れたとかということの声が大きくて、何かもっと消費者側に奮発して、こういうものを知ればなるんだというようなことを、こういう消費者団体の人がお考えになったことで市と話し合われたことがあるかどうか。

最後に、市が、これはわれわれも、いまの不燃性のいわゆるボックスにしても、それから緑のボックスにしても、こういうボックスを早く設置することが、いわゆるごみの収集にしても、能率から言っても、作業員の負担の軽減にしても、いいことではないかというふうに前議会に私たちも考えてまいったんですが、現実は緑のボックスにしても、不燃性のあのオレンジのボックスにしても、いわゆるボックスが大きくて、いつでも投入できるというために、むしろポリの容器の方が、自分で清掃しなきゃならんというか、いわゆる決まった日以外は出せないということで、むしろ清掃もきれいになっておったり、そういう点があるので、自分はグリーンボックスなりオレンジボックスの功罪の点で、どういう点が利点で、どういう点が欠点だ、私も私なりの考え方は持っておるんですが、この点を担当の部局はいわゆる検討されたことがあるのかどうか。

この十一点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。数多く出ているもので、順次答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみに対する考え方の点についての御質問がありましたので、それらにお答えをして、細部につきましては担当の方からお答えをいたします。

ごみというのは、いまの日本の経済とそれから国民の消費の循環の中で決して減らない、またごみを減らすと日本経済がかぜを引くというような一面もどうもあるようですからその簡単には減らない、こう思っております。そこで、自治体がごみに対して法律上の責任を持つといいますのは、市民自治ということで市民の出すごみについては責任を持つ、こういう関係である、またそれがやっぱり一つの正しい手法だろう、こう思います。ただ、ごみというのはある程度広い地積があれば自浄能力によって土壌に還元をする、腐敗をして分解をする、そういう循環が成り立つわけですが、都市という高密度の社会ではそれがなりませんということと、もう一つは、簡単に分解しないものが今日多く流通市場に使われております。それにまた一つの問題がある。それで、市民の出す市民の生活ごみというのは、これはやっぱり自治体が責任を持つ、これが基本的な考えでごみ問題に臨んでおるわけです。料金を取ればあるいは多少ごみは減るかもしれませんが、今度は一方、不法投棄となって責任を持たない形の投棄があちこちにされる、これは明らかに言えると思います。それから市民の立場から言いますと、一人の出すごみというのは、平均する一つのいわゆる生活ごみの平均値はあろうかと思いますから、それの経費は税金で賄う、つまり税金で払ってある、したがってごみのサービスは当然だという意見が出てくる、そういったものだと思います。そこで私どもがごみ問題にかかわりまして、特に行政の立場でごみ減量と申しておるのは、終末処分地に持っていくごみの量を減らそう、廃棄物の処分量を減らそう、こういうことであります。ですから姿を細かくする、それから多少有価物になるものは、少々経

費がかかっても引き抜きをいたしまして、そのリサイクルルートに乗せる、こういうことによってごみを減量しよう、そういう発想が出てくるわけであります。繊維、それから金属、それからびんの類、これは再生利用可能な分野です。ですから、それらをなるべく経費が少々かかっても、あるいは場合によりますと不採算であっても、とにかく仕分けをすればごみを減らす手段にはなる。最後に残る灰、それからいわゆる不燃物と言われるもの、それから燃やしてはならないと言われますビニール、ピラスチック系統のもの、これらはなるべく姿を圧縮いたしまして、そして処分地にかかる経費を少なくしていこう、これが行政側の、つまりごみ工場から考えますごみの減量という考えであります。それから、市民に対しますごみの減量運動というのは、一つの精神運動だと思っております。生活のことを、つまり一方的にごみを出しておる、資源がむだになる、つまり浪費ということにもなりますし、それから自治ということを考えてもらつて、そしていずれ税金で賄うにいたしましても、あるいはごみ処分にかける経費は、これはとりもなおさず市民からいただくわけですから、もし経費を少なくすることができますならば他の財源に充て得る、こういうことを理解していただきたいということであります。出す際に分けていただく、それをある程度集めてリサイクルのルートに乗せる、こういうことが減量対策室の仕事になっていくと思っております。今回、予算

計上をいたしましたその内容も、そういうことであります。私もこの間市長会で見てきましたが、通産省が「スターダスト八〇」という呼び名で横浜の埠頭の方に一つのモデル工場をつくっております。これはつまり資源回収をしながらごみの減量をやろうというやり方の方式です。それから東京都の夢の島で、東京都から委託を受けてやっておる溶融炉という工場があります。これは何でもかんでも全部高温で溶かしてしまって、もちろん可燃物は燃えてしまいます。それから煙になるものは煙として、大気汚染にならないようなシステムがとられてある。そして最後に、金属ないし岩石が溶けて出る。そして金属はまた比重で岩石と分かれまして、大変姿が圧縮されるといいますか、姿が非常に少なくなります。こういう方式もあるという一つの方法ですけれども、その二つの方式はいずれもいま、日野市の市内のどこそこに工場を設置するのが可能であるといったものではありません。もう少し広域的に考えて、将来に一つの期待が持てるんではなかろうか、こう思っております。確かにごみを出す方の、とにかくごみに関する意識を高めるということは非常に大切なことですから、ＰＲ手段によりましたり、あるいはごみ読本のようなものをつくって、市民の自治という立場での理解をいただくということは大変有意義だ、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

一点目は産業廃棄物の定義、それから実際の取り扱いというような内容の御質問だったと思います。おっしゃるとおり、産業廃棄物そのものですと、これは東京都所管の廃棄物になるのでありますが、実際には、たとえばおそば屋さんから出るごみ、いわゆる営業ごみ、そのようなもの、それは一日十キログラム以上排出するもの、という基準によって振り分けておるわけであります。十キロ以上出る廃棄物につきましては、一キログラム十二円という、あるいは自分で持ち込んだ場合には七円、そういう価格で手数料をいただいておる、こういうことになっております。

第二点目の新規に入れる機械についての機能、あるいはそれを入れた後における日野の清掃施設の他市との比較についてはどうか、こういう御質問でございました。これにつきましては、いわゆる施設の新旧、あるいはより進んでいる進んでいないという比較の問題は、最初の機械を設置したときとの償却年数との関係もございますが、私ここで言いにくいんですが、日野市の焼却施設は平均より幾らか下ではないかと考えております。

三点目の御質問は、廃棄物収集は無料であるけれども、いわゆるそれに関連する東京都の振興交付金ですか、その問題を絡めての御質問のようでした。確かに東京都が交付します振興交付金の中には、学校の警備員の委託料見合いのものや住宅見合いのもの、あるいはいろいろあります。その中に当然ごみの手数料等に関する、あるいは処理料に対する補助もあるわけでございますが、議員さんの御指摘のとおり、三分の一、あるいは五分の一というその比率、ややそれに近い比率のウエートしか持っておりません。それで、都が市に対する指導の一つの考え方としまして、要するにごみ処理は自治体の責任である、そして無料化というのは都が望んでおることであるけれども、一遍に無料化というのは財政負担がかかるので当初援助し、漸次それを減らしていくんだというような考え方を基本に持っているという説明を、かつて私が財政課長時代に聞いたことがございます。

四点目につきましては、減量に対するほう賞制度のようなものを考えているか、これは市長に、というような指定の御質問でしたが、これにつきましてはただいまごみ減量対策室の方で考えておりますいわゆる要綱の中で、一応この考えに近いものを取り入れて、ほめるというか、顕彰するというか、そういう考えとはちょっと違うんですが、いわゆるそれだけの協力をしてくれる事業に対する資金援助、というような形で考えたいというような構想を持っております。

五点目につきましては、再資源ごみの、つまり規格型以外のびんなどのようなものについて、それを集める業者との話し合いをする意向があるのかないのか、という御質問でございまし

た。これも減量対策室の方で、当然これからモデル地区などにお願いいたします分別収集の過程の中で、そういうびんの集められることも想定されておりますので、すでに業者とのコンタクトを図っております。ですから、議員さんの御質問にお答えする場合、業者との話し合いはすでに始めているとお答えしてよろしいかと思います。

六番目、いまの収集方法でよいのか、そういう御質問でございました。いまの収集方法という範囲の中には、不燃ごみの出し方というような問題もあると思うんです。それを含めての御質問だと思いますので、その範囲内でお答えいたしますと、たとえば粗大ごみの置き場等の設置の仕方、そのような問題については、私どもも清掃課の単位でも非常に考えております。それで、その扱いについて曜日を切って、そこへいわゆる不燃ごみを出していただくようにするとか、そういうような何らかの、いわゆるごみの出し方の方法を変えることをしなければならないのではないかという考えになっております。

七点目の御質問は、羽村の最終処分地の問題を踏まえた御質問で、市内に最終処分地を求めた経緯ありやなしやという御質問でございました。私の前任者の時代にいわゆる処分地問題が起きましたとき、一応近隣―近隣と申しましても八王子、町田、等にいろいろ候補地を探す、その過程の中で当然日野市の中も候補地、いわゆる砂利採集の穴、あるいは防空ごう等が話題に上った時点はございます。しかしそれが、いわゆる現実のものとしての対応性があるかどうか、その点は非常に疑問視され、それが最後まで煮詰められたということはありません。

八点目、いわゆるごみ減量に対する意識高揚のために、そのようなテーマにおける副読本的なものをつくって、児童に、あるいは子供たちに一つの教科の中で、というような、これは教育長に対する御質問でしたけれども、いわゆる副読本づくり的な計画、それはカラースライドの制作とあわせて、減量対策室の方でいま、これも構想の中に取り入れて考えているところでございます。もちろん、その本の内容をつくる段階に至りますれば教育委員会と相談しなければならないと思います。テーマ選び等について私の方で考える、そういう手順になろうかと思います。

九点目の御質問は自動販売機についてでございます。いわゆる空きかんの投棄についての協力要請をしたことがあるか、私の知る限り現在まで、そのような協力要請という形を市からお願いしたことはないと思います。ただし、この場合、蛇足ですが、自動販売機周辺よりも、そこから五十メートル離れたところに一番空きかんが集まるという一つの統計が出ております。ですからこの点から考えますと、必ずしもそれを売る販売店の方に御協力をお願いすることが効力があるかどうかということはちょっと疑問かと思います。

十点目、消費者との懇談、いわゆるトレーの問題、スーパーのトレー問題について、それを省いた場合にかえって消費者が不便がるという声が出るのではないか、そういうことについて市と話し合ったことがあるか、という御質問でございます。話し合ったことがあるか、単純に答えれば、あります、ということになるんですが、その中で不便の声が出るという問題につきまして、私は市側として消費者の方々に、お買いになるときに消費者の方々も、企業側の考えるつくられた需要ということについて足をとめてほしい、いわゆるこれは必要だという、本当に必要なのかどうか、見せかけの必要をつくるのは企業側は大変うもうございますから、それにひっかかっているものがあるんじゃないか、その点も考えて、むだなものをお買いにならないことを考えていただきたい、というふうなことを申し上げたことがございます。

十一点目、ボックスの功罪について、という御質問でございました。確かに、まず功の方を申し上げますならば、私が直接お会いしました御婦人の方で、これは三鷹の方から転居なさった方でございますが、その方の感想としておっしゃいますのには「日野市に来てグリーンボックスを見ると非常に心が安らかになる」というお話がございました。「なぜですか」と問いかけましたところが「ごみをいつでも捨てられる。これは非常に主婦にとってありがたいこと」これはいわゆるダストボックスの功の面を遺憾なく、実感としてとらえている言葉だと私は理解しております。罪の方は同じ点にあると思います。いつでも捨てられるということのために、早くごみを隠すことができるということです。いままでのごみの行政の欠陥というのは、私の考えではごみを処理するのではなくて、隠すというような面が強かったような印象を受けております。それでその意味におきましては、ダストボックスのふたを閉めてしまえば見えなくなるという形は、いわゆる隠すという点にいささかの効果があるとも思われます。功罪相半ばするという、そういう結論でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　幼稚な質問に非常にていねいに答えていただきまして感謝しますが、二点ばかり再度質問したいと思いますが、いまの廃棄物の無料ということは税の中で、市長の考え方では、推し進めていくんだというお考えのようなんですが、そうなると、自分は決していま一度聞くというのは、そういう点では都のいわゆるいままで振興交付金というようなものが、これからふえていくようなことは期待しないで、市の一般会計の中の予算の中で、いわゆる賄っていくというか、無料化としていくという考えにとってよろしゅうございますか、それが一点。

それからいま一つは、最終処分地の、市長も先ほど申された

ような、今度新しい機械を入れたというのは、いわゆる最終処分地へ持っていく量を非常に少なくするということがいわゆる使命だということで、私もその点では同感なんですが、その最終に持っていくごみが持に粗大ごみなり、いわゆるカドミとか特殊な、危険のないということであるなら、果たして自分はそういうことができるかできないかはわからないんですが、非常に日野市内でも、いわゆる農地を改造するというような考え方が出てきておって、不燃性のごみにも匹敵しないし、産業廃棄物にも匹敵しないし、粗大ごみにも匹敵しないような、一概に言えばコンクリートをぶっ壊してみたり、それから地下鉄を掘ったり、いろんなものをまぜたようなごみで、いわゆる農地を改造しているというか、たとえば低いものを高くするというような考え方が出ているやにも聞くんですが、そういう点を勘案すると非常に、自分は沼津なんかで見てきた点を見ると、かなり最終に出るものが良質のものであって、しかも量が少なくなっていればそういうところでもやれるんではないか。また、そういうことを今後、考える気があられるかどうか。日野市内でも恐らく担当の管理課とか公害課には一部耳に入ってるんじゃないか、そういうことをしておられるという人も自分は聞いておりますので、その辺を再度質問したいと思います。その二点をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。市長。

○市長（森田喜美男君）　私が先ほどごみの処理費を税金で賄うと申しましたのは、一人一人のごみを生活ごみということで言うならば非常に平均的である、したがって不公平ということは生じない、そういう意味で申し上げておるわけでありまして、それに対する国なり都なりからの補助が積極的に来ることはぜひ期待はいたします。

それから、農地の改善のために、つまり穴を掘ってごみを詰めて、地盤を高めるというようなことで利用していただければ大変ありがたいと思いますが、恐らくどこでもごみを運ぶこと自体、すでに反対をされますし、それからごみがコンクリートのかけらのようなものばかりでできておれば結構ですけれど、必ずそのほかの臭気を伴うものもあるわけでありますから、そこで反対される。しかし、もしそういうことを求める方があれば、ぜひお願いしたいものだと思います。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　これで質問を終わりたいと思うんですが、最後に、こういう廃棄物の処理に対する質問を、

私、今後も、ごみ対策の委員でもあるし、自分なりの考え方を持って何回か質問したいと思っております。そういう点でぜひ、ごみ減量対策室というようなりっぱな係が誕生したので、この係をフルに活用してもらうとともに、ある場合には、それに実際の何かいわゆる住民なりダストボックスなんかの、いわゆる調査して歩く現場の、いわゆる日野市の職員でなければまずいと思うんですが、そういう職員を張りつけていただいて、いわゆる何かこの間聞くところによると、ごみ減量対策研究会ですか、年内のうちに答申を出すというようなことを見ているので、その点では研究会の答申は答申として、対策室としても、いま生活環境部長が申されたように、非常にいろんなお考えを持っておられるようですから、その点を市長が理解していただいて、ある場合には臨時的にも人間を張りつけて、いわゆる精神運動をやるにしても、かなりの時間がかかるのではないか、こういう点を考えまして、成果の挙がるようにひとつ要望をしておきます。以上をもって終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の一、ごみ対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時五十七分休憩

午後五時　二十分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十一の二、市の公有地買収の基本的の考え方を問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　あと数分だそうですから簡明にやりますから……。

市の公有地の買収の基本的な考えといいましても、私のお聞きしたいのは特に公道、市道の買収に当たって、当初予算等で、たとえば平山何号線とか、川内何号線とか、補助何号線とか、こういうふうにうたってあるものはいわゆる予算措置が恐らく、たとえば拡幅する場合にはいわゆる公示価格で買うとか、こういう一つの決まりというか基本的な考えがあると思います。ただ、こういう基本的な考えがあると思われますが、特に請願等で、いわゆる何々の道路を拡幅してくれというような要望が出た場合に、もちろん市としてはそこの利用度なり交通量なりを考えての、いわゆる拡幅なり新道の建設だと思われますが、そういう場合に、多少今度の開発行為の要綱の改正とも、自分は、関連するのではないかと思うんですが、先般来、杉山議員なり、

本日の大越議員の質問にも、いわゆる環境の整備ということは市民要望が来れば当然だと思うんですが、その点で市側としてみれば道路の拡幅なり新しい道路の、都市計画道路でなくて、場合によっては都市計画道路だということもあるかもしれませんが、いわゆる市としてはなるたけ安い単価っていうか、いわゆる開発行為の場合には当然、市の考えとしてはいわゆる無償のでき上がったものを引き取る、こういうことだと思うんですが、そうでない場合のいわゆる市民要望から来る拡幅なりそういう点で、一例を挙げれば、六メートルなら六メートルの道路にする場合に、もとの道路がいわゆる一・八なら一・八ある場合に、二メートルは公示価格なら公示価格で買うのか、あとの二メートルはいわゆる地域のそれに当たる地主さんの寄付というような形にするのか、あくまでも四メートルなら四メートルになり、あとの広げる分に対しては全面買収するのか、ケース・バイ・ケースによって違うのか、その辺の基本的な、いわゆるこういう場合にはこうです、こういう場合にはこうですよというような基本的な考えができているのかどうか。いわゆる市道の拡幅、新設に対する考え方が、いわゆる買収の方法の基本的な考え方ができているのかどうかということが第一点です。

いま一点は、一回、議案として上程されるようになっておったんですが、いわゆる地方自治法っていうんですか、市長の専決で、日野緑地というのは、何か土地は五千平米以下の場合には市長が議案として、市議会の同意を得なくてもできるというような中で決まっているんですが、緑地に対する考え方もお聞きしたいと思うんですが、緑地というのは都市計画道路なり都市計画法に基づく緑地というのは、たとえば民有地であっても市が買わなければならないのか。たとえば市が何かの形であれば民有地であっても緑地として保存ができるのか。できないとするなら、いわゆる年次計画の中でこういう日野の今回の予算措置になっている二億三千百七十八万五千円というような、こういういわゆる予算的なものを年次計画の中で緑地というものを買っていかれるのか。特に南部地区は丘陵地帯が乱開発をされて緑がなくなってると言われますが、私は緑地をこういう形で市街化区域に指定されても、いわゆる帯状なり、丘陵から丘陵へつなぐ行き方によっては、まだ百草園から平山の城址公園までの緑を植える場合に、ある場合には植えなきゃならんという点はあるかもしらんけれど、市の努力によっては私有地のこういう形のような、買収をするというような形の考え方が出てくれば、いわゆる緑地というものは保存されるのではないか、こういう形で市が年次計画でこういうことを考えているのかどうか。また、緑地を買収するのにいわゆる価格や買収の方法に対してはどういうような基本的な考え方ができているのかどうか。その二点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの市道の用地取得についての御質問にお答えいたします。市道の拡幅等の用地取得につきましては、買収あるいは寄付といった方法で現在に至っております。それらに対する選択の基本的な規定というものは、現在のところ決まっておりません。したがって今後、直接的あるいは間接的受益者負担等を考慮しながら、道路の種類に基づく市道用地の取得に関する要綱等を作成し、公正で的確な事務処理がなされるよう検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えします。緑地の方の購入の考え方でございますが、これにつきましては、現在のところはできるだけ緑地を残したい、こういうような考え方で、いままで日野緑地の個所などを部分的に買っております。ただ、これらにつきましては基本的な緑地のいわゆる配置計画といいますか、そういうものがまだ確定しておらない、こういうことの中で現在、国との縁のマスタープランの要綱、こういうような制定の時期になっておりますので、市の方でも市の案を早急にまとめたい、こういうふうに考えておるわけでございます。それによりまして今度はどうしても必要な個所、こういうようなものにつきまして優先順序をつけまして、市の財政との関連の中でできるものは買っていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点目も第二点目もこれから検討されるということなんですが、再度で恐縮なんですが、いつごろ、たとえば一年後だとか半年後だとか、そういう期限を迫るようであれなんですが、特に市長にそのことの、いわゆる公道の拡幅なりいまの緑地のことで、そういう要綱等を設定するというような担当のお考えのようでしたんですが、市長、何かその点で、いつごろまでにやられるか、何か指示はされているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　指示をいたしております。いま検討中でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　これで結構です。終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の二、市の公有地買収の基本的の考え方を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十九分散会

九月二十一日　木曜日　（第五日）

日野市議会会議録

第三十一号

昭和五十三年
第三回定例会

九月二十一日　木曜日（第五日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

十四番	橘祐子君	二十七番	高橋通夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　野呂章君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　前川恒雄君
総務部長　加藤一郎君
市民部長　田倉高光君
生活環境部長　生野清君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
次長　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎君

議事日程

一般質問

建設部長　森久保三次君
都市整備部長　成井正夫君
福祉部長　赤松行雄君
水道部長　中島武男君
病院事務長　加藤一男君
教育長　倉又秀作君

書記　五十嵐隆君
書記　荒井一雄君
書記　平川雅弘君

昭和五十三年九月二十一日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十一時十四分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。けさほど一身上の都合がありまして、議長がちょっとおくれるということで副議長にお願いしておいたわけですけれど、開会がおくれたことを本当におわびします。

一般質問十二の一、百草、高幡台団地周辺道路の市移管に伴う環境整備についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　本日の一般質問の第一問目である百草、高幡台団地外周道路の問題についての質問を行いたいと思います。

日本住宅公団の管理から百草団地、高幡台団地の外周道路が近く市の管理に移されるというふうに聞いております。市に移管されるに当たって、市当局が公団に対し、これら外周道路の整備を十分にさせた上で引き取るようになっているかどうか。また公団で整備不十分な点があれば今後、市の責任で環境整備をしてくださるのかどうか質問いたします。

宅地の開発地域の道路が市に移管されるについては、開発業者や公団とかなど開発者の責任で交通安全対策を初め十分に環境整備をさせてから、市が引き取るのがいまでは常識であります。この立場を貫く必要があり、革新市政はこの点で大きく努力をされてきたと思っております。そこで質問の第一点は、この姿勢を今後も貫いていただけるかどうかという点であります。

第二の質問を申し上げます。公団に対して道路の環境整備について、関係の自治会からたくさんの要望が出ておりました。市が公団といろいろ協議されたと思いますが、その際自治会とはよく連絡を取り合って、自治会や住民要望をこの協議に反映させていただいたかどうかという点でございます。

第三は具体的な地点を挙げまして、環境整備されたかどうか質問をいたします。

その一つは、ガードレール関係です。細かく質問しますのでよくメモしていただきまして、一つ一つ御答弁をお願いしたいと思います。ガードレールについては、一カ所は湯沢会館の横にあります橋のところにガードレールをつけるように以前から要望しておりますが、この件はどうなっているか。また、百草、高幡の外周道路には部分的にしかまだガードレールがついておりませんので、このガードレールについてはどういうふうに今後されるようになっているかお答えいただきたいと思います。

次は歩道の問題でございます。四カ所ほどございますが、一つは多摩、日野市境の日本信販に通ずる側の歩道がなくて、幼稚園に通園する際その他で住民が非常に不安な状態でおりますので、ここの歩道についてはどうなっているか。もう一つは、

百草団地と第二百草団地の間の行き来が、横断歩道がなくて住民の間で欲しいということになっておりますが、この点についてどういうお考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。もう一つは、高幡台の団地のバス停のちょっと下ったところでロータリーのようになっているところがございます。最近、ここに歩道をつくられてガードレールが敷かれたのですが、途中でこのガードレールが終わっていまして、それから先が非常に歩行にとって危険になっております。この地点は車の正面衝突事故その他の事故が何回も起こった場所でございますので、ここの歩道の問題は今後どうされるのか。これを、いまかかっております陸橋のあたりに歩道橋か何かでつなぐとか、いろんな解決方法があると思いますけれど、この点についてはどうされるかお伺いしたいと思います。それからもう一点は、老人ホームがございますが、このホームの付近はお年寄りの人が歩いて危険ですが、この辺に横断歩道その他何か安全な対策を考えておられるかどうか、こういう点について公団との協議ではどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

次は道路の維持管理で、掃除その他の問題ですけれども、この両団地の地域は非常に植物が育たない地質になっておりまして、緑の木などはなかなか大きくならないんですけれども、カズラとカヤといいますか、あれが非常に繁殖いたしております。百草団地と高幡台の中間地点などはカーブミラーや道路標識などがこのカズラで覆われてしまって、ときどき見えなくなってしまう、こういう状態なんかがあります。また、カヤと申しますか、この草が非常に背丈ほどに伸びまして、非常に風紀上もいろいろ不安な点が出てきております。またさらにこの外周道路は、明星大学、中央大学、その他の学生などが中心に車で通りまして、その際、空きかんなどをたくさん捨てて非常に道路の外周が汚いというふうに言われております。高幡台の自治会や高幡台の小学校の児童などが早朝、掃除をしたりいろいろな努力をしておりますけれども、なかなか散らかった状態が解決されないという点などがございます。今後、この道路のそういう問題については、市がときどききれいにしてくださるのかどうか、その点を質問したいと思います。現在は私どもの住民の家賃などで、自己負担によりまして、団地サービスという会社がそういうことを行っているわけですが、今後はどこがこういう仕事をするのかという点について質問したいと思います。具体的な地点でもう一つは、冬場、高幡台団地の入り口の上り坂が凍結をいたしまして、バスなどがチェーンをしても上り切れないほど凍結をしてしまうというところがございます。ここについてはいままで、公団や団地サービスがすぐに来まして、砂をまいたりいろいろ対策をとりました。またあるいは京王バスが来たりしてやっておりますが、市の管理になった際には、こういう点はどこが手当てをしてくれるのか、その点についても

質問いたします。

次に大型車の重量制限について質問したいと思います。現在バスを除きまして多摩市側の入り口には、五トン以上は通行禁止という規制になっております。ところが日野市の方の入り口には規制がされておりません。このため、十トン車前後のトラックもどんどん自由に通行しているという状態が日々見受けられる次第でございますので、この辺の重量制限などの交通規制について、今後市の方で警察などと協力して、規制する考えがあるかどうか質問したいと思います。また、交通規制に関連しましては、速度の制限についても非常にまちまちの状態になっております。多摩市側の入り口と日野市側の入り口は三十キロという速度制限になっておりますが、高幡台のバス停から百草団地のセンターのバス停までの間は時速四十キロの制限になっております。こういう点でまちまちでございますので、一番人がたくさん通る中心地点は、三十キロに統一した方がいいのではないかと思いますけれど、この辺についても市で今後、努力していただけるかどうか質問したいと思っております。それから大型車の通行時間が非常に早朝から夜などに及びまして、住民に対して騒音と振動が激しいということがいままで言われてまいりました。この大型車の通行時間、この規制などもしていただけるかどうかという点で質問したいと思います。以上、大体総務部関係の質問だと思いますので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

次に排気ガスの問題で一点だけお伺いしたいのですが、いま両団地は非常に上り坂で囲まれた団地でございますので、車が排気ガスを大量に吐いて往来する団地になっております。百草団地の五号棟付近、一三八号棟付近におきましては、NO_2の測定でも〇・〇六ppmほどの排気ガスを吐いている測定結果などが住民の手で明らかにされております。こういう点について今後、市でも測定をしていただいて、排気ガスの規制などをしていただきたいと思いますが、そういうことができるかどうか質問したいと思います。

次はがけ崩れ、排水の問題について質問いたします。がけ崩れの危険個所とまた団地の雨水の貯水槽があふれたり、程久保川があふれた際に、高幡台団地入り口の橋の下の土砂が流出いたしまして、一日交通ストップに、先般の集中豪雨ではなりました。こういう危険ながけ崩れの個所、特に危険が予想されております高幡台の分譲住宅の下ののり面の擁壁、こういうあたりと、先ほど申し上げました橋の下の危険などについては、公団に対して十分にそういう危険が起こらないように市から申し入れがなされ、またそういう協議がなされているかどうか質問をしたいと思います。

次は街路灯の関係ですが、街路灯につきましても公団に自治会の皆さんが要求されておりますが、まだ不十分な点が数カ所

ございます。特に高幡台団地入り口の多摩動物園線の下のガードの付近から高幡台のバス停までは街灯が一本もございません。また電柱もございません。ここに街灯をつけなければいけないと思いますが、これも公団につけさせてから道路の移管をするということになっているかどうか、あるいは市がやるのかどうか、その辺について質問したいと思います。

次に道路に対する緑をふやす、植樹をする問題ですが、以前自治会との話し合いの節、市から、場所を指定してくれれば植樹などいたしましょうという約束になっておりますが、これについては現在もそのお約束は続いているかどうかという点で質問したいと思います。

具体的な点での最後になりますけれども、駐車場の問題がございます。いままで両団地の外周道路は住民の家賃を含めた費用によりまして、外周道路が建設されてきたという点と、日本住宅公団の持ち物ということで、幾らか私有地というような趣がございましたので、交通規制も比較的緩やかでございました。両団地は駐車場が非常に不十分のまま公団が入居を開始しましたために、引っ越していらっしゃる方などは車の置く場所がなくて、仕方がないということで外周道路などに駐車をせざるを得ないという状況がございます。そしてこのために、毎晩数百台の車が外周道路に駐車しているのが現状でございます。いままで警察署関係も数回こういうのに手入れをしたのみで、何となく維持されておりますけれども、これが市に移管されますと、警察も摘発がやりやすくなりますので、駐車場問題が深刻な問題になってまいります。駐車場の点でもう一カ所は湯沢会館の駐車場でございます。湯沢会館の場合は、現在この利用が全市的になってまいりましたので、非常に駐車の問題で皆さん悩んでおられます。現在、湯沢会館の駐車場は、職員も含めまして一、二台しか駐車する場所がございません。このため外周道路に駐車がはんらんすることになりますが、この点についても湯沢会館の駐車場、この点で今後、配慮していただかなければならないと思っております。この点についても御答弁をお願いいたしたいと思います。

大きく分けまして第四点目といたしまして、通称十六メートル道路に関係することを一言質問しておきたいと思います。現在市の方では住民の多数がまだ反対しているけれども、どうしても十六メートル道路の団地内通過をさせてほしいということで外周道路につないでほしいということで申し入れが来ております。通称十六メートル道路の基本問題につきましては、六月定例議会で詳しく一般質問の際取り上げましたので、部分的なことで一、二質問しておきたいと思います。市が百草団地自治会に示しているこの十六メートル道路貫通計画の中で、外周道路に大きな歩道をつくって、緑の豊かな植樹を行うということと速度や重量の制限をするということを言われております。この

歩道を大幅に広げて六メートルぐらいにするという点については、若干仮定の話になりますけれども、十六メートル道路が貫通しない場合でも、自治会などが要望すればそういう緑の植樹を、歩道などを拡幅して植樹していただけるのかどうか質問しておきたいと思います。速度制限についても同様でございます。この点の質問の趣旨といいますかねらいは、十六メートル道路を貫通する条件として、歩道を広げて植樹するということなのかどうか、そういう点にも関連して御答弁いただけたらと思います。

以上、大きく分けまして四点について質問をいたしました。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。日本住宅公団百草、高幡台団地の外周道路十一路線ですが、これにつきましての移管については現在、その手続を進めておるところであります。外周道路については十月を目途に緑地等を含めて、緑地とはのりでございますが、境界の確定等の作業が残っておりますので、移管の時期等は若干おくれますけれども、現在移管の事務を進めておるところでございます。

公団に対する要望につきましては、関係する代表者―関係する代表者でございます、自治会等ではございません。それと公団と市の三者により協議してまいりました。

交通安全対策関係につきましては、段差の改良、防護さくの設置、横断個所の標示、滑りどめ等の要請に対し、これらの整理完了後、さらに市が検査した後に正式に移管するという手続をとるということでございます。

なお植樹につきましては、団地内約八カ所に植樹するよう要請してありますが、木を植える時期によりまして若干おくれておりますけれども、この植樹につきましても、完全に植樹された後に移管するというふうになっております。

なお街灯につきましては、本来宅造会社の設置ということになっておりましたけれども、この住宅公団につきましては現在街路灯はないわけでございます。ただ、この団地の中には、道路の敷地以外の公団の敷地の中に、庭園灯のような街灯が多々ついておりますが、なおこの街路灯について必要とあらば市が設置するというふうに考えております。

なお道路の移管についての姿勢ですけれども、今後も移管前には不備な点は指摘いたしまして、それの整備されているのを確認した後に引き取るという姿勢には今後も変わりございません。以上です。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　大型車の通行、いわゆる速度、あるいは重量、あるいは時間、こういった規制のことの

御質問だと思いますけれど、これにつきましては当然警察あるいは公安委員会の権限でございますので、市といたしましてもこれから十分協議していかなきゃならないというふうに思いますけれど、これにつきましては特にメイン道路であるということから、そういう規制をすることがあるいはむずかしいのではないか、このように事務段階では考えているわけでございます。

それから順序があれになりますけれども、十六メートル道路の中における速度制限という問題でございますけれど、これにつきましても道路が、いわゆる車道七メートルですが、両わきに歩道四メートルずつというような道路でございますので、市といたしましても、いわゆる通行道路ということでなくて生活道路、そういう考え方を持ちまして警察にすでに要望書を提出してございます。そういう中で、要望書以前からも、警察とも協議しておったわけでございますけれど、特に八月に入りまして要望書を提出した、こういうことで、今後もこういった生活道路という考え方で進めていただくということで、警察とも十分また協議していきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　排気ガスの点についてお答えいたします。排気ガスのNO₂の測定の御依頼でございます。早速職員の都合をつけまして測定いたします。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　それでは御質問にございました湯沢会館の駐車場についてお答え申し上げたいと思います。現状はおっしゃるとおり一、二台の駐車の余地しかございません。こういう現状に対しまして、湯沢会館ができました当初におきまして、もっと駐車場を大きくとりたいというふうな考え方で、公団と折衝したわけでございますけれども、当時高幡の団地の自治会の方でも、駐車場不足というふうなことで自治会の方と競合したわけでございます。それで日本住宅公団の方は、どうしても圧力が強いというか、自治会の方に軍配が上がっちゃったというふうな経過で今日に来ておるわけでございます。これからの対処でございますけれども、私の考え方でございますけれども、高幡台の学童クラブの用地をいろいろと物色して歩いたことがございます。いまはスポーツグラウンドの方へ建ててございますので、いろいろ物色した際に非常に軟弱地盤で、学童クラブは建たなかったというところがございます。そこを交渉してみたい、そう考えております。

○議長（秦　正一君）　清掃はどこでやるか。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問で、お答えの漏れたのがございますので補足いたします。道路の清掃、あるいはカズラやカヤがカーブミラーを覆って障害になるというようなことにつきましては、これは建設部で取り払い、あるいは清掃をいたします。また、あるいは道路が雪のために

凍ってスリップするというような際に砂をまくというようなことも建設部の所管でございます。道路の管理は市の責任で一切引き受け後は行います。以上です。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　積極的に取り上げていただける要望事項については、時間の点もございますので省きまして、若干残された問題で再質問したいと思います。

そうしますと、がけ崩れなどの危険がありそうな地点ののり面については現在、市の土地になるか公団のものにするかの測定といいますか、そういうことでまだ最終の点は決まっていないというふうに確認していいわけですか。歩道までが市の管理になるのか、がけなどはどうなるのかという点です。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　のり面も公団から引き受けることになっております。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　そうしますと、こののり面についてはぜひ公団に点検をさせてから引き取っていただくように、再度要望しておきたいと思います。

それから次に答弁の中で、自治会のというより住民の意見を反映させるためには、自治会の代表者ではなく、住民の代表者と公団と市で協議したというような感じの御説明があったんですけれども、この点で自治会が対市交渉などもしておりますし自治会の要望というものも反映させていかないと、決定後に異論などが出てくる場合があるのではないか、こういうふうに思うわけです。一つの例といたしましては、高幡台の分譲の下の地域になります歩道が設置されたわけですけれども、非常に利用者が少ないということと、それから歩道が途中でちょん切れて、さっき言ったように危険な状態になっているということから、住民からいろんな意見や要望が出ているわけです。たとえば、こういう点についてはどんな住民の人と相談されて、あの歩道を公団につくらせたのか、この点がちょっとひっかかりますので、代表者という場合にはどういう人を選び、何回ほどその代表者の意見を聞いたのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、植樹の問題と街灯については、結論としては植樹は公団が受け持って、街灯は市でやるというふうに聞けましたので、それぞれ街灯のところに住民からまた今後、交渉なり要望がいくと思いますので、そういうことでよければもう再質問いたしませんので、ぜひ街灯部分については先ほど指摘しましたところに、一刻も早く、移管前にでもそういう協議になっているとすれば設置していただきたいというふうに思います。

それからもう一点ですが、百草団地、高幡台の外周道路はメインの通りであるために、交通規制は非常にやりづらいというふうに専門家なり警察などが言っているという答弁がございま

した。そういうことになりますと、今後の環境をよくしていくために非常に重大な問題でございますので、この点はメインの道路であっても住宅密集地で、人口もわずか千メートル四方のところに一万人近くが住んでいるという密集地でございますので、この辺を考えて規制をぜひ強めてもらうように、警察や公安委員会に再度交渉していただきたいというふうに思います。その点でもし一言あれば御答弁をいただきたいと思います。そのことと関連しまして、私は本日、その点について質問していなかったんですけれども、例の通称十六メートル道路そのものについては、要請を警察署に送ってあるということですけれども、そうしますと市が住民に対して説明しているように、どんどん交通規制はかなりできるんだということとちょっとニュアンスが違ってまいりますので、これは質問するつもりはなかったんですけれども、これらの見通しについても再度、規制ができるのかどうか御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、団地内の住民の駐車場の問題は非常に大きな問題ですので、住民も努力しております。地主さんに交渉したり、公団と協議したり、公団と自治会で地主さんに当たったり、いろんな形をとっておりますけれども、市としても何らかの積極的な努力ができるという考え方があれば、この点については市長の方から御答弁をいただければと思います。以上を再質問しておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　話し合った団体は自治会でなく関係者というふうに申し上げました。この関係者と申しますのは、高幡台団地の分譲の二号棟の騒音対策委員会という会の代表者と話し合ったわけでございます。それに対する要望書も来ております。なお、その他の事項についての要望については、公団にもまた市にも来ておりませんので、これらについての要望についてのみ話し合ったわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　メイン道路の再度の交渉という問題でございますけれど、これは先に十六メートル道路の規制の見通しからちょっとお答え申し上げたいと思いますけれど、これは先ほども生活道路ということで、当然私どもといたしましては速度制限、それから重量制限、具体的にそういった問題を警察の方に要望したわけでございます。そういう中で警察の方からも文書で回答がございました。その回答を見ますと、具体的ではございませんけれど、やはり道路完成後において検討する、こういう答えでございます。総体的にそういう答えでございます。そういうことでございますけれど、私どもといたしましては前々から、この件については口頭等でも折衝していたわけでございますけれど、要望書においてはこういう形

で来ているということでございます。そういうことをふまえまして、メイン道路の関係になるわけですけれど、もしやられた場合に、生活道路とした場合には、やはりこのメイン道路は、やはり通過道路ということは残さなければならないということで、警察の方も強く言っているということでございますので、先ほどちょっと私の方で申し上げた事務段階においても、そういう交渉の中におきましても、ここを強く規制するということはむずかしいのではないかとお答えしたわけでございますけれど、再度交渉することはやぶさかではございませんので、今後も進めたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　駐車場の問題、答弁できますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　車置き場、これはマイカーと言わず、自転車と言わず、あの駅前の自転車と言わずということになりますが、法規に従ってそのことを住民の方にも尊重していただきたいわけですが、スペースがあって可能性のあることは行政としてもちろん努力いたしますが、スペースがないつまり行き詰まり状態のものを解決せよということに対してはなかなかお約束はできないわけでありまして、やはり努力もしていただきますとともに、その裏づけをする方法を御相談するということは、これは行政の役目として考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いろいろもう少し質問したい点があるんですけれども、大切な質問をもう一問準備しておりますので、時間の制約がありますので、外周道路の問題については若干の要望と意見を付しましてこの質問を終わりたいと思います。

第一点は十六メートル道路に関する答弁を総務部長の方からしていただきました。これによると結局、交通規制その他の要望をしている段階で、完成後でないと具体的なことはわからないというふうに私は受け取ったわけです。そういうことでは具体的な住民の説明になりませんので、恐らく今後また、十六メートル道路問題については住民からいろんな意見が、こういう経過に関連して出てくるのではないかというふうに思います。本日は、私は最初申し述べましたように、十六メートル道路問題そのものについては質問いたしておりませんが、総務部長の方で通したいという立場から答弁をしていただきました。私はやはり六月議会でも主張しておりますように、十六小建設をこの問題と切り離して一刻も早く建設しながら、百草団地自治会を初め関連地域自治会と市が協議会などをつくって、十分納得のいくような形での解決、願わくば緑を残して、車は通らなくても人間だけの生活道、こういった姿が望ましいと思いますけれども、そういう点で再度努力していただきたいことをこの件

については申し述べておきたいと思います。
それから、あと具体的な点については関連の部長さんに、具体的な個所を指摘いたしまして地図を提出いたしておりますので、ガードレール、歩道、そのほか道路管理、こういうことについては前向きで今後、公団にも要求するし、市の責任になった場合は市の責任で解決をするという答弁がございましたのでこの具体的な指摘の地点についてぜひ防護さくや歩道の設置、あるいは街灯の設置、こういうことで急いで実現をしていただきたいというふうに要望しておきます。
以上でこの件についての質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十二の一、百草、高幡台団地周辺道路の市移管に伴う環境整備に関する質問を終わります。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後十一時五十二分休憩
午後　一時　十四分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十二の二、米軍用機騒音や排気ガス等に対する市公害行政についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。
〔二十四番議員答壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　今定例会の一般質問の第二問を、米軍用機騒音や排気ガス等に対する市公害行政について、と題して行いたいと思います。最初に米軍用機等の騒音に関係した質問をいたします。
去る十一日には、夜遅く、日野市を初め東京の多摩地域、また川崎、横浜近辺におきまして、超低空で軍用機が飛行するという事件がございました。市民に対して大きな不安をもたらしております。また七日の日には、神宮球場の上空や中野などの都心部でも、同様の事件が自衛隊機によって引き起こされました。そして去る八日午後二時ごろには、埼玉の狭山市におきまして自衛隊機が墜落し、隊員に死亡し、同時に何の関係もなかった市民のアパートなど、私有財産を多く焼失させております。そしてまた、空とは関係がございませんが、きのうは自衛艦が漁船に衝突して、漁船員一人の命を奪っております。ちょうど一年前の九月二十七日には、横浜市で米軍ファントム機が墜落し、米兵は助かりましたが、二人の幼い命を奪い、しかもいまなおこの子供の死を知ることができないほどの重症でそのお母さんは入院されております。それでもなお米軍と日本政府は事故の原因も知らせず、また補償もしない、こういう許せない事

実もいまなお続いているわけです。私どもは日野市において、これらの事件がないように事前に全力を挙げて市民生活を守る必要があります。しかもこの点は緊急性のある問題であると考えております。市民もいま大変敏感になっております。ことしになって爆音が非常に日野市上空で激しくなったという声がしきりに聞こえてまいります。先日行われました日野市の公営住宅協議会という八千世帯からの自治会の幹事会におきましてはこの日野市上空の爆音について今後、規制するように公住協として運動していこうということが決議されるに至ってきております。日米安保条約による日米韓の軍事協力体制は最近非常に質の高い、三つの国が密着したような内容のものとなってまいりました。この三月に行われました「チームスピリット七八」と呼ばれる米韓合同大演習などは半月近くにもわたりまして、わが日野市上空を利用してこの演習が行われているのであります。しかもその演習の際には、ブロークンアローという核兵器の大きな事故を想定した訓練まで行われ、私ども日本国民にとっては人道上も許せない、そういう飛行訓練まで行われております。その上、立川の航空自衛隊や陸上自衛隊も、ヘリコプターを立川の基地に三、四十機常駐させ、毎日毎日、日野市上空で米軍ともタイアップしながら飛行訓練を行っております。さらに立川の場合は、市民運動を弾圧することをも想定した訓練まで含めて行われていると言われており、市民にとっては非常に迷惑な問題であります。（「そんなことないぞ」と呼ぶ者あり）これから先のことを思いますとなお大変な事態に至ろうとしております。それは自民党政府と自衛隊の幹部がいま計画している有事立法という戦事立法、この問題を正面から国民にぶつけてきたことについてであります。きのうの臨時国会の冒頭福田首相の施政方針演説におきましても、第一が防衛体制の強化、このことを叫んでおりますから、なお一層私どもはこれから先に対処することをしていかなければいけないと思います。もちろん、米軍用機の騒音対策の根本的な解決は、横田基地、立川基地の完全撤去であります。そして日米安全保障条約の破棄、有事立法を引っ込めさせることであります。私はこのためには市民の皆さんとともに全力を尽くしていきたいと決意をいたしております。市長にもぜひこの点については御協力を訴えるものであります。いまや軍事基地によるこういった被害を食いとめるという仕事は、自治体の非常に大切な任務の一つとなってきております。すでに狭山市議会などは満場一致におきまして、入間基地の移転を政府その他に要求をするというところまで、そういう自治体の動きも起こってきております。
そこで、私は本日は当面の要求として、米軍機と自衛隊機の騒音を減らすことができないか、飛行回数を減らすことができないか、日野市としてどんな努力をすべきか、こういう点に限って質問をさせていただきたいと思います。この問題について

は、日野市が米軍用機、自衛隊機等の飛行回数、飛行時間、騒音の強さ、あるいはコースの変更の状態、こういったことについてよく調査しているかどうか、この点を一点お聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、横田基地に対して日野市の住宅密集地の上空を飛行しないように、そういった点で要請などをしてきているかどうか、さらに立川の航空自衛隊等にもそういった要請などをしているかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

次は排気ガス等の公害の問題について、市の公害行政を一層前進させたいと願う立場から質問したいと思います。

私は最近、先ほど挙げました騒音についてもそうですが、市の公害行政が余りパッとしないのではないかというふうに感じております。もしかしたら後退しつつあるのではないかという心配もしております。もしそうであるとすれば、いま自民党政府が公害規制に対する政治的な大幅な後退を打ち出しているときだけに、市民にとっては大変よくないことだと思います。自民党政府は最大の公害の一つであるNO_2についてこの七月十一日、規制を緩和するというショッキングを発表を行っております。共産党や社会党、公明党などが一致して反対を声明し、また参議院においてはNO_2の規制問題について審議する予定があるにもかかわらず、その審議を無視して事前に告示を行ってしまっております。環境庁は、東京などにはNO_2の濃度が

〇・〇八ppm以上の、人体に危険な地域もあるということを指摘しながら、旧環境基準であった〇・〇二ppmを〇・〇六ppmにまで緩めてしまいました。測定計数についても変えてきておりますので、実質は〇・〇七ppmまで排出してもよろしいという、人間にとって危険な内容を強引に告示してしまったということになります。しかし、この政府の動きに対しまして川崎を初め大阪府下の市長会などは、旧基準に戻せという強力な告示に対する反対の申し入れ、あるいは声明などを打ち出したのであります。こういったNO_2等の公害行政について本日は次の四点について質問したいと思います。

一つは、今度の政府のNO_2等の告示の内容について、市長はどういう所感をお持ちであるかお聞かせ願いたいと思います。

二つ目には、日野市として政府に対して公害問題で川崎や大阪府下の市長会のような、そういう運動、働きかけなどをされたかどうか、この点についても質問いたします。

三番目には、現在公害課等におきまして市内のNO_2、SO_2その他光化学スモッグ等々の測定活動はどの程度やっておられるか、この点を質問いたします。あわせまして公害の測定器の器械などを完備しようという点でどういう努力をされたか、また測定器などは備わっているかという点を質問いたします。

四番目に、市の公害問題に関する協議会等が設置されているようでございますが、この協議会が現在どんな活動や役割りを果たしているか、以上四点について質問いたしたいと思います。

なお、質問通告の中に百草団地、日本信販付近の通称十六メートル道路問題、このことについても若干の通告をしておりますので、再質問その他のところで若干質問させていただきたいと思います。以上述べました四点についてまず御答弁をお願い申し上げます。

〇議長（桑　正一君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

〇生活環境部長（生野　清君）　米軍の市上空の最近の通過状況等は把握できているか、そのような御質問でございます。その調査につきましては、日野市でも期間を設けて調査いたしております。それでその調査の内容でございますが、一応測定した結果では、横田基地から飛来する飛行機は約二百回と記録しておりますけれども、二百回というのは五十一年、五十三年度につきましては週平均で七十六・三回というような回数が出ております。なお、その飛行機の出します騒音といいますか爆音、それはWECTNLという基準によりましてはかりました五十三年度の測定の結果では、平均七十六・二という数字が出ております。そして今度は機種別の問題でございます。機種別の問題につきましては、ターボプロック輸送機ハーキュリーズとかが四四%、次いでC141輸送機リフターですが、T39双発ジェット機、練習機ペーパーライナー、この三種類で、トータルして約八二%を占めておる。また世界最大の航空機であるC45の輸送機ですか、ギャラクシーですね、二、三機確認されております。この場合には騒音も一番ひどく、百ホーン前後になります。東京都ではそれらのことを勘案し、航空機騒音にかかわる環境基準というものを昭和五十三年三月三十一日、米軍横田基地周辺における地域指定として行っております。その指定によりますと、類型一ではWECTNLが七十以下、類型の二では七十五以下という規定です。一というのが住宅地、二が商工業地帯でございます。なおその中で、自衛隊機という御質問でございますが、自衛隊機につきましては日野市上空、一応測定中の形としては主としてヘリコプターでございます。ヘリコプターですが、これはコースが一定しておらないことと、それからもう一点は地図測量などの、いわゆる民間機による飛来回数などがあるために、自衛隊機との区別は明らかではございません。二点目の、横田基地あるいは立川基地に対して騒音や何かについて、いわゆる要請はしているか、軽減するような要請という意味だと思いますが、しているかというような御質問だと思います。これにつきましては日野市としてということではなくて、昭島市における調査結果などから、東京都から五十三年五月十一日、文書をもって防衛庁長官あてに要請しております。

次の二番目の御質問の方に入らせていただきます。二番目の

御質問は、NO_2の基準改定にかかわるものでございます。政府の告示内容が後退したことについて、これは市長の考え、ということでございますが、これを公害サイドから一応市長答弁の前に、いわゆる担当者として考えますときには、いままで〇・〇二ppmという基準の中でいわゆる計画づけされてきたものでございますので、当然担当者としても一応事務上の、何といいますか、迷いというようなものを感じてることは事実でございます。二番目の、日野市として政府に要請したか、というようなことにつきましては、主管課としてはまだこのようなことをいたしておりません。

三番目の、市内NO_2、SO_2等の測定状況はどうか、と御質問でございますが、測定は主要街道、いわゆる幹線街道につきましては行っておりますが、全域というような規模では行っておりません。

それから四番目の、今度は公害協議会の問題でございますがこれにつきましてはただいま、いわゆる公害連絡協議会のもとになります日野市環境保全に関する条例施行規則の一部改定を考えております。といいますのは、その規則の中で、いわゆるいままでは第三条五項目に「企業の代表者」というような一項があったんでございますが、それを改めまして「公害に対し強い関心を有する市民」、いわゆる市民参加の形を打ち出したいという考えでございます。それによりましてこの協議会の内容を少し変えたい、変えた形で十月一日以降発足したい、そのように考えております。

測定器の件でございますが、測定器、機器類の購入につきましては、いわゆる振動に対する騒音規制が一応厳しくなった関係上で、財政上、騒音規制に関する振動系統の購入はありましたが、いわゆる排気ガス規制等に関する測定器については、五十四年度以降という事業計画の中に組み込まれてございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。市民を守る、市民生活の安全を守るという立場から、軍用機等の飛しょうが日野市の上空で行われることは大変迷惑でありますし、賛成いたしかねます。かつて横浜に、艦載機から飛び立った米軍機が墜落して、事故を起こしましたその直後に、われわれのかかわりの深い横田の基地、並びに日本を代表します防衛庁、これらに対しまして日野市の上空は飛ばないでほしい、という要請文を出したことがございます。

それから、NO_2の総量基準の緩和ということにつきまして〇・〇二を〇・〇六にしよう、この環境庁の見解に対しましても、やはり市民生活を守るという立場から言いますと好ましくないと思っております。軽々しくそういう問題を、しかも一たん基準が示され、かつそれを国民が理解している中で改定をするということは好ましくない、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいま答弁をいただきました中で、若干の再質問をさせていただきたいと思います。五十一年の航空騒音の測定結果という資料は、統計資料などで私も拝見させていただいておりますが、最近の例は、一定の期間をおいてやっているようなお話だったんですけれども、正確には、本年度はいつ、どういう形で調査をされたかという点について回答していただきたいと思います。

それから、自衛隊機の場合は民間機などと区別がしにくいというようなふうにも聞き取れたわけですけれども、そういうことで結局、主としてヘリコプターですけれど、これについては騒音の測定などはされていないのかどうか、いるのかどうか、もう一度ちょっと答えていただきたいと思います。

それから飛行コース等についてもぜひ調査してもらいたいわけですが、このコースがときどき変更されるのではないかというようなことも感じますので、それによって市民の苦情というのも地域が変わってくるわけですけれども、この辺についてはどの程度の測定などをされているかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、政府に対する問題としては、昭島の調査結果のときに何か出したということですけれども、もう一度これ、正確にどういうのをいつ、政府のどこに出されたかちょっと教えていただきたいと思います。市長が、横浜で事件があったときに防衛庁などに抗議された件は、議会でも明らかにされたことがあったかと思いまして、私も記憶にあるわけですけれども、今後も事あるごとにこういう問題はぜひ防衛庁その他に抗議するなり、いろいろな立場をとっていただきたいというふうに思っております。

それでNO_2の方に入りますけれども、NO_2の問題では所管課も非常に迷いというものを持っているということですし、また市長としても、一たん決まった環境基準というものが大幅に変えられるということでは好ましくないということを答弁いただきました。したがいまして、ぜひこの点については日野市独自でもいいですし、あるいは二十六市の市長会、あるいは革新市長会でもいいわけですけれども、そういうところを通じて政府に、東京都もそういう運動をしているわけですので、都と一体となってということでもいいと思いますけれども。旧環境基準に返せということでぜひ運動をしていただきたい、こういうふうに思っております。今回の環境基準の改定についても、聞くところによりますと環境庁に所属する中央公害対策審議会いわゆる中公審というところではいろんな意見があり、最大〇・〇四ppmで答申しようということをまとめようとしてるやさ

きに、通産省や産業構造審議会というところから巻き返しがありまして、〇・〇六ppm、こういうところになってきたというふうに聞いております。それから国会の論戦などでわかった点では、この環境基準を緩和するに際して、それと時期を相前後して関連公害発生源の企業団体から、自民党に対して政治献金が第一回目、十四億四千三百八万円、第二次分として四億五千万円、これだけのものが送り込まれているということも明らかにされております。また、産業構造審議会の各団体のような形である環境研究会、NOx対策研究会というところにも、経団連あたりから千五百万円の資金でこの研究会にいろいろの干渉、あるいは内部介入などをしてきているということも明らかにされております。これだけ大がかりに発生源の大企業がNO_2の問題で、環境基準を緩和しようとする動きがございます。ですから、いま住民の命を守ろうという大きな任務を持っている自治体としては、相当強い姿勢で政府に迫っていかなければ私は、地域住民の健康を遠い将来にわたって守り抜くことはできないと思うわけです。そういう点でぜひ市長サイドでも奮闘していただくようにお願いをし、そういう努力をしていただけるかどうか、この点でもう一度、最後で結構ですからお答えいただきたいと思います。

次の問題は公害課の体制の問題ですけれども、振動に関する測定器は購入したというようなふうにいま承りました。しかし大気汚染の測定については器械がないというような回答であったと思います。市としても数年前に、こういう大気汚染の公害測定に関する器械を一回買おうということで予算を提案されましたけれども、減額されたことがあったという記憶も私はあるわけです。そういう点で一刻も早く、やはりこういった関係の測定器もそろえて、他の団体から借りてこなければ測定ができないということではなく、いつでも日野市の公害、大気の汚染度などが測定できるようにすべきであると思いますのでこの点ではぜひそういうNO$_2$関係、その他の大気関係の公害測定器の購入を急いでもらいたいと思います。そういう点でどういう種類の、あるいはどういう程度の器械、金額にすればどの程度のものを、公害課では五十四年度以降とかおっしゃっておりましたが、買おうとしておるのか、その辺、もしわかっておれば教えてもらいたいと思います。

それから、もう一点に公害の協議会の問題ですが、いま部長から答弁がありました。十月一日付で内容を改正して、もっと市民参加が実現するようにしたい、こういう答弁であったかと思いますけれども、非常に私、不勉強のためか初耳なんですけれども、この辺は大変結構なことだというふうに思います。そういう点でぜひ内容の問題を、一刻も早くいい方向に変えてもらいたいわけです。しかし、ぜひ市議会の方にも、そういう点で何らかの機会に報告していただいて、市議会の意見なども出

させていただくという機会があればと思いますので、そういうことを考えているかどうかお聞かせ願いたいと思います。この点につきましては、以前は日野市議会に公害対策特別委員会というのがございました。私も所属したことがございます。また公害問題の協議会に所属したこともございますが、いままではカドミ公害のときにも、発生源に対してさまざまな調査などを行って、公害規制のために一定の役割りを果たしたこともあったと思います。また、そのほか悪臭とか振動、こういう問題でも市内の大企業発生源に対して、さまざまな役割りを果たしたと思うんです。そういう点で、いま部長が回答されましたように、市民参加という点、それから市議会の意見などもぜひ反映させていただいた方がいいのではないか、あるいは市議会のさまざまな意見を明らかにした方がいいのではないかというふうに思います。また私自身も、公害問題協議会の内容についてはきわめて不十分な点があるというふうに感じておりました。それは委員の中に公害発生源の大企業の役員の方が多数参加されておりますので、なかなかそこの協議会で、市民サイドに立って事を解決するという点では不十分なものがある。こういうふうに思ったわけです。ただ、公害企業といろいろ意見を交換するという点では確かに存在価値もあったかもしれませんが、いま申した点で不十分だったと思いますので、それらの点を市民本位の立場でぜひ改正していただきたい、こういうふうに思います。

再質問の最後に十六メートル道路問題、通称百草地域で十六メートル道路問題と言われている件との関連で一言お聞きしたいと思いますが、通告にもしておきましたように、十六メートル道路というのが貫通した際には、いろいろの規制を加えようとしても、私の第一問でも市の答弁で明らかにされましたとおり、なかなかスピード制限とか車両制限というのは困難があると思います。百草団地、高幡台の外周道路についても、これは貫通道路である、メインの道路であるという点から、なかなか交通規制などがしにくいという答弁でございました。もし通称十六メートル道路が貫通いたしますと、車道の幅が幾らか狭くなったにしても、やはり川崎街道と野猿街道の貫通道路に、交通体系からは性格がそうなってしまいます。そういう点で、私がこの質問で提起している排気ガス、こういう点でもいろんな弊害が起こってくるでしょうし、さらに公害と言えるかどうかわかりませんけれども、いま日野市内で問題になっております暴走族、こういうものが現在も予定の地域にうろうろしておりますけれども、そういう点ではかっこうの通過場所になりますので、そういった万面の小さな公害といっていいと思いますけれども、そういうおそれなどもあります。こういう点について市は十分、そういうおそれもなくて通そうとしているのか、そういうことがあっても断固として通そうとしているのか、そ

の辺について一言で結構です。答弁をしていただきたい、こういうふうに思います。以上をお願いします。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。いわゆる横田基地から飛んでいる飛行機の測定はいつかという御質問でございました。五十三年四月六日から五月の十日までの三十五日間、五週間にわたって調査しております。

二点目の自衛隊機あるいは測量用ヘリコプターとのいわゆる確認ですか、調査中の、たまたまその期間中に飛んでいたヘリコプターもあったんですが、そのことについて特段に確認をするという調査はいたしておりません。

三点目のコースの調査につきましては、図面上でお示しすれば一番よくわかるんですが、約、旭が丘寄りの日野市の全地域の三分の一程度のところがコースの範囲に入っております。その範囲内であることにはコースの変更といっても相違はないわけです。その範囲をずれて飛んでいるという事実はございません。

それから次には、いわゆる公害課の測定器類の体制についてでございます。これは議員さんの御記憶のとおりでございまして、減額した事実がございます。その減額によって購入したものが振動器というような形になってきておりまして、今後いわゆる大気中のガス系統の調査器を順次取りそろえたい、五十四年から、というような、一応いま枠組み程度の計画があるということでございます。

次に公害対策協議会の改正の件でございますが、改正というよりは、これは規則で定められている部分の変更でございまして、条例そのものの変更ではございませんので、議員さんの方まで連絡がいかなかったかと思います。御指摘のとおり、議会選出の協議会の議員さんについてはそのままでございますが、いわゆる一般市民から参加してくださる方々の範囲内を、いわゆる先ほど私が申しましたような形の中で、企業の方々も一応意見をいただくという立場で、前はそのメンバーとして加えてあったんでありますが、企業と限定するよりも、企業であろうとなかろうと、いわゆる一般市民として参加していただいた方がよいのではないか、いわゆる公害に関心を持つ方という範囲の方がよいのではないかということで、そういうふうに規則を変えたということでございます。御了承いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　十六メートル道路問題につきましてお答え申し上げます。これにつきましては、私どもたびたび生活道路ということを申し上げております。これは川崎街道と野猿街道が並行して東西に走っておりまして、多摩市の境で百草と合流しておりますし、都道の百四十九号線が

程久保から多摩ニュータウンに通ずる都市計画道路　いわゆる二・一・五号線も計画されております。このような中で、いわゆる十六メートル道路というのが、私どもは通過道路というふうには考えておりません。あくまで生活道路であると考えております。そして公害の問題でございますが、たびたび私どもが御説明しておりますように、この公害をできるだけなくすというために、道路の構造その他を大幅に変えるということを考えておりますし、さらに交通規制につきましても、先ほど総務部長から答弁申し上げましたように、都の公安委員会に対しまして、さまざまな規制をしてもらうよう、市長名で申し入れております。このような努力をしておりますので、私どもとしましては道路として最大限の公害規制をするということで、この道路に十分、住民の皆さんに喜ばれるものだと考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　道路の問題と公害との関係についてもう一度質問したいと思うわけです。いまの部長の答弁は、あくまでも生活道路と思っているということなんです。思っているということであって、じゃあ結果的に実際はどうなるかという点が非常に重要だと思います。幾ら市の方で生活道路というふうに思っていても、先ほど第一問でも明らかになりましたように、団地の真ん中を通っている団地の外周道路、これも皆さん生活道路というような内容の答えが返ってきているわけでございます。これは、

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　道路の交通規制の件でございますが、私どもとしまして先ほどもお答えしましたように、都の公安委員会にいま、道路の交通規制をやっていただくことをお願いしておりますが、先ほど総務部長が答弁したような内容の答えが返ってきているわけでございます。これは、

できない、という回答じゃございません。道路ができました時点で十分配慮し、検討したい、こういうことでございますので、私どもとしましてはあそこの十六メートル道路に限らず、あの周辺の道路全体を含めまして、いわゆる大型車の規制、あるいはスピード制限、その他さまざまな制限をしまして、いま竹ノ上議員がおっしゃっておられるような、いわゆる通過道路といいましょうか、どんどん車が通るというようなことのなるべくないようにしたいと思っております。しかし、これはもちろん道路でございますから、道路に車が通ることを全くやめるわけにはいきませんし、車が通ればもちろん幾ばくかの排気ガスが出ることは当然でございます。その中で、いわゆるいまで周辺にあります道路の中でも規制を強化し、あるいは道路の幅員その他を狭めまして、どんどん車が通るような形にはしない、こういうことでやっているわけでございます。その点は私どもが規制をする権限を持っていないのが残念でございますがそのためにいまここで、明快にこうこうこうしますというようなことが言えないのが残念でございますけれども、いままでの担当部局との交渉からしまして、全くそれが私どもの要請だけで何の効果もないというようなことはあり得ないと考えております。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　通称十六メートル道路問題につきましては、いま部長の答弁ではすべて願望であって、なかなか私は納得できないわけです。現在でも百草団地、高幡台の外周道路は住民の振動に対する要望がある中で警察が行っているのは、多摩市側の入り口には五トン車の規制をしているのみで、日野市側の入り口には五トン車の規制すらしていない、こういう状況でございます。このため現在、団地周辺の住民の皆さんはいろんなダンプカーなどの通過、これは早朝から通っておりますが、そういう中で振動あるいは排気ガス、こういう点でいろいろな不満をお持ちなわけです。質問のやりとりは時間の点もございますし、お互いにこの点ではかみ合わないと思いますので、私は今後、やはりこの道路問題を決めるに当たって、ぜひ自治会との話し合い、これは百草団地だけではございません、関連自治会との協議を十分に行う必要があると思います。と申しますのは、第一問でも明らかにいたしましたが、日本住宅公団と市が、外周道路を市に移管する際に協議する際、一回も自治会の意見を聞いていない、こういうのが市の答弁であったわけです。わずかに高幡台団地分譲の中の騒音、振動に対する何か関心をお持ちの団体の方の一人に意見を聞き、その意見を公団に反映させた、こういうふうにとどまったという答弁がございました。自治会というのは、いろんな考え方の人がみんなで参加している、幅広い団体でございます。それだけにいろんな意見も集まっております。やはりこういうところの自

治会の意見をぜひ尊重してもらいたいわけです。これは要望をしておきます。自治会などに対してはごみ減量とかその他ではいろいろ要求はされますけれども、公害とか道路の安全対策、こういうときはほとんど意見を聞かずに市と団地外周道路の場合は公団とだけでほとんど決めてしまう。このため小さいところで私は住民と市との食い違いなどが出てくると思います。そういう点もございますので、ぜひ今後とも、繰り返し要望しますけれども、関連自治会の方とこの道路問題には深い協議をしていただいて、住民が納得するような形での解決、第一問でも申し上げましたような要望をしておきたいと思います。

時間がございませんので市長に、先ほど再質問で行いました今後、NO_2等について政府への働きかけを強めていただけるかどうか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。それとともに、最近まだ幸い日野市では起こっておりませんが、自衛隊機、米軍機の事故もふえてきておりますので、この辺についても意を強くしてもらいたい、注意を大きくしてもらいたいわけですけれども、その点についても何か努力していただけるかどうか答弁していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　NO_2の環境基準の改悪につきましては、東京都と協力をいたしまして主張いたします。先ほど言いましたとおり、市民生活、市民の安全を守る立場から適切な主張を、これまたやっていく決意でございます。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　わかりました。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。最後に生活環境部に対する要望などを含めまして、若干の意見を述べて、時間が参りますので質問を終わりたいと思います。

航空騒音の測定についてはぜひ今後、この点を強めていただきたいと思います。と申しますのは、いま市民の間でどこでも爆音が激しくなったという声を聞くわけです。たとえば私が住んでおります百草団地につきましては、ある婦人の方が何日間か、早朝から夜まで測定をされました結果などがございますがたとえば九月十四日午前七時半から午後七時半までの間に五十回、うるさい程度の音で通過いたしております。ところが百草団地、あるいは高幡台もそうですが、二、三年前まではこのような多い回数というのはなかったわけです。そういう点でいろいろと米軍と自衛隊はコースなどを変更しているのではないかと思う節がございますので、その辺で調査をひとつ強めていただきたいと思っております。それから立川の自衛隊基地につきましても、私が調査してみましたところ、一日離陸回数が通常の訓練で五十回、そしてナイトフライトというきれいな言葉を使っていらっしゃいますけれども、これも恐ろしい練習ですけれど、これが午後八時まで、ナイトフライトというのを特別に

やることがある。そのほかに緊急事態ということで遭難訓練その他、自由に離陸を時間によって行っており、これは深夜でも行う、こういうことでございます。自衛隊としては、住民の密集地は飛ばないという方針で、多摩川の上空を通常、飛ぶようにしておりますという答弁でございましたけれども、住民の測定によりますと、非常に住宅の密集地や団地の上空を低空でヘリコプターが飛んでいるわけです。民間機は必要な場合もあります。回数も少ないわけでありますので、この自衛隊へのヘリコプター、これについてもちゃんと高度を保っているのか、そういう点を調査してもらいたいと思います。そして、住民と一緒になってこういう米軍機、また自衛隊機の日野市上空通過については、こういう調査結果などをもとにいたしまして、自治体としてもぜひ、飛行回数の制限、飛行時間の制限、高度の規制、こういうことを強く関係当局に申し入れていただきたいというふうに思っております。私ども議会の方でも、また住民の方でも、最近の自民党政府の戦争への露骨な準備が進んでおりますので、力を合わせてこういう住民に不安を与え、場合によっては生命、財産を奪うような日野市上空における軍用機の通過ということは将来、一切なくなるところまで運動してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十二の二、米軍用機騒音や排気ガス等に対する市公害行政に関する質問を終わります。

次に十三の一、水道行政について問うについての通告質問者奥住芳雄君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（奥住芳雄君）　水道行政を問うということで質問したいと思います。この水道の行政については先日、川嶋議員さんがいろいろと質問されまして、ほとんどのことは部長の説明でわかっております。しかし、いま少し細部に触れて質問してみたい、かように思います。

一番といたしまして、浄水場別の水源と位置、並びに渇水前と比較しての水量はどのくらいか、もし水量が下がっていたならばその対策はどうするのか、ということをひとつお尋ねいたします。

二番といたしまして、浄水場別の区域がわかりましたら説明をお願いいたします。大略で結構でございます。

三番、都の水道へ統合後のメリット、またデメリットはどういうことになっておりますか。

それから四番といたしまして、地震等の災害どきの管工事をどう考えているか。

以上四点についてきずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（中島武男君）　お答えいたします。浄水場別ということになりますと、浄水場は大坂上の浄水場、三日ばかり前に御説明申し上げました昭和三十五年六月十三日に次々開始した浄水場でございます。まずここの浄水場の井戸は、浄水場の中に第一水源というのがございます。それから実践女学校の東側に橋があります。あの橋のたもとに第二水源がございます。それから第七水源というのが第三小学校にございます。それから第十四水源というのが、遺跡が出ましたあの上にございます。この四つが大坂上浄水場の水源でございます。それから多摩平で申しますと、多摩平の中に、これは公団がつくりましたものでございますが、第三水源、これが浄水場の中にございます。それから第四水源というのが六丁目の水源地の貯水池のところに、今度の排水対策のためにつくりましたあのそばに第四水源というのがございます。それから第五が折橋医院の角にございます。それから第六が、豊田の東側にもと踏切がありましたが、いま跨線橋がございますが、あそこに第六水源がございます。それから第八水源が第六小学校のすみにございます。それから第九水源がこの神明上の消防署の裏にございます。それから第十水源が堀之内の坂の下りにございます。それから第十三水源というのが高山会の中にございます。それから第十三が支所の中にございます。たしか三日前に、大変間違えまして申しわけなかったんですが、七つと申しましたけれど、たしか多摩平は九つでございます。それから三沢の浄水場の関係が十五水源と申しまして、新井の都営の前から落川へ抜ける道のちょうど突き当たりに第十五水源がございます。それから第十六水源が三沢と浄水場の間、新井と浄水場前に第十六水源がございます。たんぼの中です。それから十七水源が三沢の浄水場の中に、第十八水源が新井の都営の中、これで十八でございます。この中で水源の状況というお話がございましたけれども、当然一番古いのは公団でつくったのが昭和三十二年に掘っておると思いますが、これは現在、第三水源と申しまして、これにとめております。これに電気を使っても水量が余り上がらないということからこれはとめて、全部とめることはできませんので、水の足りないときには上げてますが、大体一日に半分ぐらい上げております、というのが現状です。それから一般の水源は、水深の一番浅いのが百六十メートル、いま第三水源と申しましたけれど、第三水源は百六十メートル。第十八水源の新井都営の中にあるのが一番深くて三百メートルでございます。これは過日申し上げましたように、昭和三十三年から始まりました水道が多摩平と合併し、それから平山台浄水場ができる期間に第一次拡張、第二次拡張、第三次拡張、昭和四十五年までに第三次拡張を計画するまでに、それまでには第二次拡張までは川の

南側にはいっておりませんでした。したがって、どんどんその時分には水源が下がっております。そういう関係で、数の多い水源はみんな大体、普通では二百五十メートル、それから三百メートル、先ほど言いましたように十八水源が三百メートルでございます。いまの状況でいきますと、三、四年前には大分水位が下がりました。最近は地盤沈下もなくなり、それから水の規制もなくなりました関係で、水位はやや戻りつつありますが掘ったときよりは当然、水位は低くなってきております。それから、その水位の低くなったのについてどういう対策かというお話ですが、これは今夏の渇水のときのように、ふだんは自己水源をなるべく使わないように、これは東京都の指示でございますが、それで三日ばかり前に申し上げました利根分水をよけいにもらう、これは負担金を払っている関係もあると思いますが、分水をよけいもらって、市の自己水をなるべく少なくするそういうことで通常は五〇%ずつ、五十二年度の決算では自己水が四八%、都水が五二%、この八月の現況を見ますと自己水が五三%、ですから都水が四七%、逆になっております。そういう現況でございます。水の少なくなった個所については当然大坂上の浄水場には、範囲としては、大坂上浄水場の範囲は旧の東光寺から日野橋のたもとまで、国道の左側、北側ですね、こちらから言いますと北側を大坂上浄水場で賄っております。たまたま渇水で足りなくなるようなことについては多摩平の浄水場、多摩平の浄水場から一時送っておりましたけれども、多摩平も現況は平山の方が足りなくなりますので、直接平山台から送るという、そういう送水の仕方をしております。それから万願荘の方については、いままで万願荘のところまで大坂上浄水場の系統がいっておりましたけれども、これも非常に水が足りなくなるということから、三沢の浄水場から送っております。三沢の浄水場へは集合井という配水池がございまして、これには平山台の浄水場から分水をもらったものを直接、送水管を使いまして三沢の浄水場へ送り、三沢の浄水場からポンプ圧送で、いわゆる水の少ないところへ応援給水を行っている。そういうことで、水位のなくなったところについては管の配管をし直し、あるいはバルブ調整をしながら、周囲の皆さんがお困りにならないような方法を講じております。

それから、浄水場別の区域ということでございますが、ただいま申し上げましたように、大坂上はいまの区域でございます。それから多摩平は御存じのように、日本住宅公団が二万八千人を対象にいたしまして、昭和三十二年につくった浄水場でございますので、これは一定の範囲を超えるということはできません。しかし、多少の応援給水はいまも申しましたように、渇水が起こるまでは豊田を通りまして、七生中学の一帯、それから平山橋と一番橋の間を給水しておりました。これは多摩平の方から給水をしておりました。ですから多摩平は多摩平の上の地

区だけだと思っていただければ結構だと思います。あとは平山台の浄水場、これは過日も申しましたように、最高に取れば五万トン取れますけれども、いまの施設のような中では五万トンは取れません。通常、二万五千トンぐらいは取っております。この井戸から三沢の浄水場の管轄、三沢の浄水場の管轄は南平の、いま現在では鹿島台団地の西側に三信土地の造成いたしました南平住宅があります。あそこまではきております。南平住宅はまだ取っておりませんが、管はあそこまできております。あとは、平山台系統は平山の一帯とそれから大和田、それから先ほど申しました東光寺に少し送っております。それから緑が丘、日野台も全部直送で送っております。それから神明上関係国道の南側、この地区は全部平山台の地区でございます。平山台はかなりの余裕があるわけです。平山台はただし、この間申し上げましたように、自己水は一本もございません。全部分水を行ってやっております。以上でございます。何か落としたことは…。（「将来計画」と呼ぶ者あり）

統合後のメリットとデメリットというお話ですが、御存じのように統合せざるを得なくなった理由は、格差是正と、それから水源がなくなってきた、こういうことでございます。いわゆる水が足りなくなってきた、こういうことと格差是正、この二つになるわけです。統合した時点では東京都の値上げで、昭和四十九年六月に値上げをしておりますが、これは日野市の当時としてみれば—水は皆さん御存じのようにガス、電気と違って非常に安いんです。しかし当初は恐らく高いということで、かなり住民の方もいろいろ問題があったと思うんですが、統合後の経営状態から申しますと、昨年計算したことですけれど、これの収入は全部都へ入りますので、私どもへ直接入ってきませんのでちょっとわかりかねるんですが、しばらくたちますと計算できますが、昨年の計算でいきますと、いわゆるいままでの負債—借金ですね、こういうものを全部都に統合しないと仮定して、たとえば水を昔の十九円で買ったと仮定をいたしまして、大体、概略の計算ですが、赤字として二億八千万円ぐらいの赤字が出る、こういう計算になっております。ですから市が独立でやった場合は、いまのように改良工事等はとてもできないだろう、これは各市町村の担当の部課長が言っております。ただ、中堅の都市まではそういう状況ですけれども、大きい都市は、特にこれからどんどん拡張していかなければならないところは、東京都になったおかげで、苦しいけれどもやるべきことはやらなければならないということで、東京都はかなり起債を認めていただきまして本管を導入しております。そういう状況で、経営状態からいけば、いまの原価の計算をいたしますと去年でございますが九十三円でございます。それを三十円で売ってるわけですから、かなり東京都は赤字を強いられているわけです。そういうことでございます。ですからそういう面では

市としては統合したためによかったのではないか、細かい計算をいたしますといろいろあるでしょうけれども、そういう結果になろうかと思います。それから、予算の編成時期がただちょっと早いんです。もう五十四年度の予算は編成いたしました。本来、五十三年度事業が始まっている最中に、もう六月になりますと五十四年度の事業を行う。そういう関係で、この間もちょっと触れましたけれども、関連工事、たとえば電電公社、市がたとえば道路の舗装をし直すという場合は、恐らく五十四年度には、市の場合は十月以降でないと恐らくわからないだろうと思うんです。そういう面からいきますと、かなり予算を編成するときにわれわれとしても考えざるを得ない。これはこの間も申し上げましたように、東京都に要望いたしまして、関連工事については東京都の中で、市町村の場合は大体、これはできるだろうということでやりますけれど、関連工事は起きないとできませんので、東京都において予算をとってもらうように、こういう要望をしております。そういうことと、それから職員の…（「了解」と呼ぶ者あり）わかりました。（笑声）職員の増員等については拡張、要するに統合時点と同じに、要するに統合時点より以上はふやせられない、そういうのが状況で、中でやりくりをして、かなり職員が負担をしなければならない、こういう状況がございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　部長から将来の計画についてまで御説明願って大変ありがとうございます。（笑声）よくわかったつもりでございます。

いま一つ二つお聞きしたいと思いますが、いろいろちまたで水道管の漏水が非常に多いように聞いておりますが、この対策について、また赤水等が出て非常に困ったという声も多いわけでございますが、これらについての部長の説明をお願いしたいと思います。

それから最後の質問になるんでございますが、現在、日野駅から栄町を通りまして、八王子市の小宮町にいく都道百六十九号線でございますが、この工事が来月から始まるわけでございます。東光寺の外れからまた日野の工場団地の方について工事が行われます。この工事につきまして谷地川の方もあわせてあの辺を行うわけでございますが、この工事は相当低いたんぼを埋め立てるわけでございます。そして、谷地川に対する橋もかけるわけでございますが、これについてその川の橋の向こう側に相当用地がありまして、埋め立てて工場が建つというようなお話もございます。これらの工場の敷地、また現在の日野の工場団地は地下水でございまして、水道が入っておりません。この工事が終わってしまいますと、後でこの谷地川にかける橋を通って水道管を引くのは非常に大変だと思うのでございます。そういうことで、先日も水道部長の方へ一言お話ししてございます。

ましたが、この工事と並行いたしまして、ぜひこの管を入れてもらいたいと思うわけでございます。この点について、できるかどうかお尋ねしたいと思います。以上二点を最後にお尋ねします。

○議長（秦　正一君）　水道部長。

○水道部長（中島武男君）　お答えいたします。漏水と赤水、これは切っても切れない縁がございます。漏水は特に冬場の凍結、あるいは先ほど申しました関連並行工事、ガスの工事、電電の工事、こういうものが当然、水道部と協議をして立ち会いをやりながら、最近では監督者が不十分ということからこれは市の水道部じゃございませんが、ガス、電電が打ち合わせをしたにもかかわらず、いわゆる手掘りでやらなきゃならないところを機械で掘る、こういうことで非常に私どもは困っておるわけです。漏水工事は、これは御存じのように給水装置以下は一般管工事がやりますが、公道に関しては市が行うわけです。大体年間で、一日平均一・二ぐらいあるのが現状でございます。多いときには、冬などは寒いのにもかかわらず同じ職員が三回も出ている、こういう状況も重ねております。ないときにはもちろんありませんけれども、非常に漏水工事は予期しないときに起こります。そういうわけで土曜も日曜もほとんど休めないというのが水道の職員の本来の使命ではありますけれども、遠くへ行ってても呼び出されるというような状況がございます。大変漏水については心を痛めておりますけれども、いつ起こるかわからないような状況でございまして、特に一月から二月、年度末の工事が重なるときに非常に苦しみます。一日に三回も四回も出るようなことがありますので…（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）そういうこともございます。そのときに漏水の復旧をいたしまして、漏水しますと水がとまります、これはとめますから。そうするとさびが出てくるわけです。いままで水を取っていた場合は何でもないんですけれども、とめますと赤いさびが中に出てくるんです。それが、早い勢いで水がパッと出ますとそれを洗っていくわけです。ですから大体本管で三百ミリ、四百ミリになりますと、三十分ぐらいはむだでも水を出さないと赤水が出てまいります。そういうときに洗い切れないのがたまたま出ていくというのがございます。われわれも工事を終わった後は、大体管の太さによって時間で水を出してそして復旧いたしましたという宣伝をして、水を使っていただくということになっておりますが、この漏水工事が最大の原因。それからもう一つは夜、水は水圧を下げます、これは使ってませんから。そうするとかなり水が緩やかに、たまっているような状態で走っております。ところが朝、一斉に使います。そうすると一番末端の管のところの人が、これは末端といえば万願荘、それから万願寺地区、それから栄町の一部、それから第二日野万、この辺から朝、電話のかかってくるのがございます。

これは夜とまっていた水が一斉に動くということで洗い流すから、これはもうほんの瞬間だけなんです。わずかの一分間ぐらいじゃ口で出してもらえばそれはとまるんですけれどもやはり赤水が出ると大騒ぎして、一分間とまりますと、多摩平あたりは十軒ぐらい電話が参ります。そういう状況で、一々もちろんていねいに放流してくださいという広報をいたしますけれど、そういうこと。それから雨の、ずっとこの間みたいに、五日間ばかり雨が降りました。このときには水量がずっと落ちます、使っておりませんから。ところがたまたま十七日には約十軒ばかり電話がありました。これは一斉に洗濯ですね、日曜ですから洗濯をしたために赤水が出たということです。そういう急激に一斉に使いますと、ほかの管も古くなっている関係で赤水が出ることもございます。そういうのが現況でございます。それから、谷地川だろうと思うんですが、谷地川はいままで交渉しておりましたんでしょうと思うんですが、その結果がまだはっきりわかっておりませんでしたので、予算は計上しておりません、今年度は。ただし五十四年度に計上してございます。それから工事の進捗状況によっては、これは五十四年度の進捗状況じゃなくて、五十三年度の進捗状況によっては先譲りをいたしますよと、こういうことで東京都には了解をとっております。ですから計上はいたしましたけれど今年度、たとえばほかを予定したところが、あるいは交渉の過程でできなかったというような場合、それを先にいたします。それは了解してもらわなければ困るということで、ただし工場まではいきません。これはいじゃ口で出してもらえばそれはとまるんですけれどもやはり赤水が出ると大騒ぎして、一分間とまりますと、多摩平あたりは十軒ぐらい電話が参ります。そういう状況で、一々もちろんていねいに放流してくださいという広報をいたしますけれど、そういうこと。それから雨の、ずっとこの間みたいに、五日間ばかり雨が降りました。このときには水量がずっと落ちます、使っておりませんから。ところがたまたま十七日には約十軒ばかり電話がありました。これは一斉に洗濯ですね、日曜ですから洗濯をしたために赤水が出たということです。そういう急激に一斉に使いますと、ほかの管も古くなっている関係で赤水が出ることもございます。そういうのが現況でございます。それから、谷地川だろうと思うんですが、谷地川はいままで交渉しておりましたんでしょうと思うんですが、その結果がまだはっきりわかっておりませんでしたので、予算は

ので、その後どのようになっていくか、その辺を勘案しながらさらに大きくなっていくかもしれません。

それから次に学区でございますけれども、この学区というのは、私たち教育委員会としては最も頭の痛いところでございまして、これを決めるためにいろいろのことを考えなければなりませんけれども、その一番ポイントに置いているのは、言うまでもなく適正規模ということで新しい学校をつくっていただくわけでございますので、適正規模ということを一つの基本にして考えます。その上、その後の生徒数の推移とか、あるいは通学の距離とか、あるいは地域の父母の御要望というようなものを勘案しながら学区というものを決めていきますものですからいまのところまだ完全に固まっているわけではございません。したがって、現在のところは大まかな学区でございますけれども、その学区として想定しているのは現在の七小の学区、それから五十四年に開校する仮称十七小の学区、それから現在の三小の学区というのを一応の形で考えております。そうなってくると、さっき申しましたような学級数ということで推移していく、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　面積はわからないですか。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　失礼しました。そうするとそのときの学校の規模でございますけれども、普通学級十八、それから特別教室八、それからさっき申しました特殊学級分としては三教室分を考えております。そして、面積としましては五千三百九十六平米、それとさらに体育館、プールというものをできるだけ早くつくっていく、こういう予定でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　大体、いまの教育長の説明で開校が昭和五十五年の春ということと、それから学級数、それから面積等についてはわかったわけでございます。この仮称の第六中の建設については、先ほど申し上げたとおり、長い間いろいろと皆、御苦労なさったわけでございますが、ようやくの思いで神鋼の跡にできるということでございますが、この問題につきまして昭和五十年にも、校地の選定をしたいということで、市役所の方からも私の方に話がありまして、日野坂上の第三小学校のすぐ隣に、今度できます十七小の上側の六千坪ほどの土地に対し、何とか取りまとめてほしいというお話がございまして、当時私も十七小の用地買収が終わった直後でございましたので、こういう関係がございまして、関係地主を私の家に集めまして、いろいろと現状をお話ししたわけでございます。その中で地主さん方も、十七小の小学校の建設についてのほかの土地所有者に対して協力しろと自分たちも言ったてまえもありまして、何とかじゃあ自分たちも協力しようということで一カ月そこそこでほぼ話がまとまったわけでございますが、たまたま市の方の財政の事情があるということで、十二月の末についにお断りになったという話は前にも私が申し上げましたがそういう事実がございます。そして、この坂上の場所は非常に高台で　整地されておりまして、北側が要するに日野の緑地でございます。そして造成費もかからないということで、また通学路も高速道路の側道が広いわけでございます。これを利用しますと日野台全域、また新町、栄町から通学するのにちょうど中間でございます。要するに現在、三小に通っている生徒達が通うには最高の条件の場所でございます。このときの交渉でも最後に土地の交渉の中で、たまたま五十一年度から税制の改革があるということで、地主の方々にもなお協力してもらったわけでございます。そしてその交渉の中で、最後にはやはり土地所有者も、市の方で財政も大変であるからということで、それでは昭和五十三年三月までの二年間、無利子で市の方へ用地代金はお貸しいたしましょう、ただしその翌年の三月に申告しなければならない税金の負担だけはお願いをしたい、そしてその際、全部市の方に登記して結構です、そしてその間、土地所有者に畑として管理させていただければそれで結構です、ということで、こういう話でまとまったわけでございます。当時の企画財政部長さんまた課長さん等もおいでになって、全く残念であるけれども仕方がないということで、この場所を打ち切ってしまったわけでございます。いま考えてみますれば、当時第十七小学校の用地が平米当たり五万少しでございます。この上に当たりますので、価格といたしましてもこれよりも高いということは、土地の所有者も申し上げるつもりはなかったわけでございます。ところが今度、神鋼電機跡地は、中学校用地につきましては平米当たり八万円という価格で引き取らなければならないということでございます。なぜこの日野台の台地に、当時もっと先を見越して、市の執行者もここを買収しておかなかったかと私もいまだに悔やまれるわけでございます。また、そのときのお断りの話の中で地主たちも、もう二度とここへ学校なんか持ってきたって協力をしない、という捨てぜりふもあったわけでございます。しかしそうはいっても自分たちのかわいい子供の教育の場である学校を建設するにはそうも言っていられないということで、現在東光寺の上の台地はほとんどが皆さん御存じのとおり、東京都日野市の生産緑地に指定していただいたわけでございます。そしていま、一生懸命農耕に従事しているわけでございますが、皆さんがそういう気持ちでありますので、この予定されたところだけは申告しないで、またいつの機会か話があるんではないかということで申告せずにいるわけでございます。たまたま神鋼電機の跡地にできるということは、決して私も反対ではないのでございます。しかし、将来の人口増等を見越しまして、新町、栄町、日野台地区の一番生徒の通いいい場所であるこの東光寺上の台地を、ぜひ中学校の用地に

していただきたかったわけでございます。今後、この日野台の台地に中学も建設されないならば将来、新町、栄町、日野台地区の住民は非常に困ると思うのでございます。余りにも今度め神鋼電機の跡地は新町、栄町、日野台地区から離れているわけでございます。また、甲州街道のあの頻繁な道路を横切って通学をしなければならないという問題も起こるわけでございます。ただいまの教育長のお話では、七小も含めての学区ということでございます。これも生徒の数の上から非常に結構だと思います。しかし大多数が、要するに甲州街道から西側に住んでいる児童が通わなければならない、こういう大きな問題があるわけでございます。今後、この西部地区に学校を建てたくても、もう用地が見つからないと思うのであります。今後、市当局といたしましては、こういう対策についてどういうふうにお考えになっているか、今後のこの地域の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　東光寺台地はなるべく開発を先に送っていただくように、生産緑地指定を行ってやっていただいておりますし、地域のお気持ちもそのように聞いております。将来のことにつきましては、また十分考えなきゃならないわけでありますが、当面一中、二中の関係は、適正な場所を確保することによって大きい展望が開けた、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　いま市長の答弁で簡単にあしらわれてしまったわけでございますが・・・（「がんばれ」と呼ぶ者あり）一中、二中の解決に非常な適地であると申されましたが、先ほど私が申し上げたとおり、先般から見ますと適地とは申し上げにくいのでございます。当時、市長、助役等がもっと市政に先を見越して行ったならば、決してこんなことはなかったと思うのでございます。十七小の問題にいたしましても二年間も用地を放置しなければならなかったという問題があるわけでございます。逆にこの六中用地の買収こそは先にやるべきではなかったかとあえて私は申し上げるわけでございます。ただ用地が簡単に確保できるから学校を建てればそれでいいというものではないと思うのでございます。やはり地域の要望なり、また将来の展望に立って、当然中心地に学校は建設するのが当然であると私は信ずるものでございます。余りにもただいまの市長の答弁では、何か私たちを欺いているような気がするのでございます。革新市政を標榜しているのでございます。どうかこの多くの市民の声を聞いて、本当の市民との話し合いをして、しかるべき土地に市長みずから乗り込んで、用地を確保して、適切に学校を建てるのがあたりまえであると私は思うのでございます。この点についていま一度市長の今後の施策の腹

を聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　幾つか地域の地主さんの御協力を得て、学校を建て進めてまいっております。何かいま聞きますと、将来学校のためには土地を売らないんていうふうにおっしゃってる向きもあるそうですが、私はそういうふうなかたくなことはおっしゃらない、地域のためには、十分市政のため、地域の発展のために御協力をいただけるものである、このように考えております。今後も十分出向いてまいりましていろいろな御意見を聞くということには何ら他意はないわけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　市長も今後、努力をするようなお話でございますので、本当に努力をしていただきたいと思うわけでございます。今後、栄町の三丁目地区、また新町の三丁目地区にどんどんいま家が建っているわけでございます。そして、この地域は二、三年のうちに相当なる児童等がふえてくると思うわけでございます。こういう中において、とにかく十七小も五十四年開校でございます。そして、中学生の児童のふえるのも必至でございます。これがまた一中の方へ行くようなことにでもなれば、一中は緩和できないわけでございます。そういう意味から、私は真剣に取り組んで申し上げているわけでございます。先ほど申したとおり、もう学校を建てるほどまとまった土地がないから申し上げているわけでございます。そしてこのまま農家の人も、もうこれで新しく中学が建てば上の畑も全部生産緑地にいたします。そしてこの地区には学校が建てられないということになるわけでございます。それからいま一つ、先日の一般質問の中で板垣議員さんが申し上げましたこの日野緑地のいま宅地造成が申請されている場所も、ここは昔から私たちが申し上げているのは、あそこは七曲という曲った道があったわけでございます。非常に昔から名高い七曲という地域でございます。ここをいまの十七小の南側の入り口のところから上に上がりますとこの地区の下の地域の生徒が簡単に通える通学路もできて、また緑地を壊すと言われます開発も出てこなかったわけでございます。そういう面でこの地域の中学校に買収しなかったということは、日野市において大きなマイナスであります。また地域住民にしても残念でならないわけでございます。今後、市長さんの力によってこの新町、栄町、日野台をあわせた地区に、いま一つ中学校を建設していただきたいと要望いたします。あと余り長くなると先も詰まっておるようでございますので、この辺で質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十三の二、仮称第六中建設に関する質問を終わります。

次に十四の一、教育施設の活用を図れ（三沢中の照明設備に関連して）についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（名古屋史郎君）　教育施設の活用を図れということで質問をさせていただきます。三沢中の照明設備に関連して、ということで、教育施設の全般の活用ということで御質問をしたいと思います。いわゆる学校教育の中での教育施設これは本来的に学校の教育のために活用されなければならない。この際、いわゆる学校教育以外でも日野市の置かれている現状からして、いわゆる社会教育的にも広い意味で活用を図らなければいけない。そのことは私たち議会人も市当局もともに心していかなければならないことだということは、私がいまさら申し上げるまでもないことだろうと思います。特に建設の時点での細心な、何ていいますか、配慮、そして建設してからもどういうふうに活用というか、十分に使えるようにするかということを考えていくのは、いわゆる教育施設ですから、いわゆる教育委員会の責任といいますか、責務だろうと私は思います。そういう観点からこの三沢中の照明設備が、校庭にりっぱなのが立っております。先般、私の方に市民から、中学校のナイターの設備が一向に使われていないのはどうしたことか、という質問がありました。私も不勉強ながら三沢中学にナイターの設備があるというのは知らなかったものですから、早速調べてみたところ、いわゆるナイターの設備ではない。一中にあるようないわゆるナイターができる設備ではない。照明がある。りっぱなものがある。それで私、聞いてみたところが「いや、あれは単なる照明設備で、警備用のものだ」こういう御返事が返ってきました。なるほどそうかなあと思ってよく調べてみたら、警備用はいわゆる赤外線ですか、そういう形のものであって、校庭の照明設備とは全く関係がないようなんです。さらにお伺いしてみると「いや、あれは単なる照明であって警備用ではなかった。単なる照明ということは、学校教育の中で必要があるときに、たとえば夕方暗くなったときにつける、こういうことだ。さらに災害時のためにあの辺を照らすんだ」こういったようなお話もありました。なるほどないよりはあった方がいい、こういうふうに思います。

そこで、教育委員会にお伺いしたいんですけれども、私のお伺いした範囲ではそういうことなんですけれども、まとまった見解として、三沢中にいまある照明設備は一体何のためにあるのか、私の勉強を含めて伺いたいと思います。

それから活用という点に関係して、いわゆる七生地区で、運動場といいますか、体育施設といいますか、そういったものが市の努力もあるんですけれども、非常に不足しているわけです。それでこの三沢中を含めて、ほかの中学校、小学校の設備を借

りたいときに、いわゆる申し込みに来るわけですけれども、これが教育委員会、いわゆる日野市の教育委員会の事務局、ここまで、本庁舎まで来て、そしてあいているかどうかということでの申し込みがされている。こういうことで、支所もある、さらに七生地区の発展という将来的なことも含めて、いま書類でも何でも電送の時代でありますので、この点が活用というか、市民が利用しやすいようにという意味で、こちらへ来ると一覧表みたいになっていて、各施設のそれが掌握できるということなんでしょうけれども、いわゆる七生地区からこの地区へ来てそして申し込む、電話をかけてから来るという手もあるんでしょうけれど、もっといわゆる支所もあることだし、何か考えられないかと思いますが、そういう点がいわゆる校庭開放の申し込み状況というか、そういう形の中でその利便が考えられないかということなんですが、その点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、さらに新しい学校ができるのに伴って、十教室まではいきませんけれども、教室がかなりあく学校があるというふうに聞いております。本来、先ほど申し上げたように、その学校で余裕ができれば十分、その学校の教育効果が挙がるように、十分以上、十二分に使ってしかるべきなんですけれども、それでも使い切れないというような状態が起こる心配はないかどうか。その際、もっと具体的に言えば三小の、いわゆる空き教室といいますか、いまの計画と、それから利用といいますか、その計画、それ以外に三小以外でも新設校その他の関係で、いわゆる学校施設が、社会教育的にかあるいは他の目的に使い得るような見通しがあるのかどうか、こういった点についてお伺いいたします。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答え申し上げます。名古屋議員がおっしゃいますように、学校は学校固有の用途のために建てられているわけでございますけれども、ただそれだけが閉鎖的になっていてはならないということについては全く同感でございますし、現に日野市の教育委員会では学校開放というようなことを、御存じのように非常に早くから手をつけているわけでございまして、それも設備を整えていただきながら着々と進めてきているということは御存じのとおりだと、こう思います。そういうふうなことを考えながら、しかし現実的には幾分かの問題点があるんじゃないか、こういう御指摘じゃないかこう思いますが、その一つが三沢中の校庭の照明、確かにあそこにはほかの学校にはない照明灯というんですか、水銀灯一キロワットのもの二灯をつけた塔が二つ立っております。これは何に使うのか、こういう仰せだと思いますが、そしてそれについてのはっきりした見解がないんじゃないか、こういう御質問

だと思います。これに対しまして現在、私はこのように考えていますし、教育委員会とかあるいは関係者のいろいろな話を聞きますと、要するにあそこの学校は普通の学校と違いまして、校庭が側面の方にずっと続いている。普通の学校ですと、校舎の前に大体校庭があるのがすべてでございますけれども、そういう形になっているために、少し夕方になってあるいは子供が集まったりなんかするような場合に、普通でしたら教室に電灯をともせば、校庭がある程度明るくなるということはできるんでございますけれども、あそこはたまたま側面でございますので、それでしかも少しグラウンドが校舎から離れております。そういうことからクラブ活動など、あるいは学校の行事、たとえば体育祭などで少し遅くなるというような場合の生徒を集合させるような場合に、やはり明かりが必要だという場合が出てくるんじゃないかということから、ああいうものを設計していったんだというふうに私は聞いております。なお、そういうふうにしてつくったものでございますので、高さも一中のナイターのような、ああいう高い設備ではございません。したがって照明もそう大きな照明というわけにはまいりません。なお、当初の計画の中には、もう二基ぐらい立てる予定があったそうですけれども、それを二基でとめたというのは、一つには今後、生徒の数がもう少し多くなるはずでございますけれども、大変多くなればずっと広く使わなければならんということから、どうしてももう二基ぐらい必要になってくるかもしれませんけれども、当面のところはそれが必要ないということで、二基ということにとどめたんじゃないか、こういうふうに思っております。それからさらに、これについてナイターになぜ利用しないのかというような疑問が出ておられたようでございますけれども、これはさっき申しましたような照明でございますので、ナイターに使うほどの明るさは全然ございませんし、しかも今後もあそこをナイターに使うというのは大変むずかしいんでございまして、というのは野球もしくはソフトボールでございますけれども、それは細長くて、もしあそこでそういうスポーツをやれば、フェンスを越えまして京王の電車の方へ飛び込んでしまう可能性を非常に含んでおります。したがってあそこを、今後ともナイター設備をもって、そしていま言ったような市民の要望に対応するということは大変むずかしいんじゃないか、こういうふうに考えております。

それから二番目に、学校開放はいまどの程度進んでいるのかというようなことについても少し申させていただきますと、学校のそういう開放に対して、スポーツとして施設を利用していただく場合には、団体登録というような登録制をとっております。現在、登録されている団体は二百十八団体でございます。これも非常に最近ふえてきたんです。それから、そのうち百六十三団体というものが校庭を利用するような種目のものでございます。たとえばソフトボールとか、野球とか、サッカーとかこういうようなものでございます。したがって、こういうものが幾ら多いといっても現在、中学校の六つと、それから小学校の九つ、これを開放施設として使っているわけでございますから、したがってこの百六十三団体が利用するということになると、どうしても調整しなければなりません。しかも、それも土曜日と日曜日ということでございますので、どうしても調整をしなきゃならん。その調整をするためには、ただ抽せんだけということじゃなくて、あいているようなところをあっせんするとか、そういうようなこともやっておりますので、そのためには少し御足労だけれどもこちらの方へ来ていただいて、そこでもってある程度の結論を得ていただいた方が、利用する方からいってはかえって便利なんじゃないか、というふうに考えていますでやってきてるわけでございますけれども、しかしそういう方向できていろいろな御不満もあるようですし、またそういう利用者の御意見などを聞きながらひとつ大いに工夫をして、どうすれば一番いいのかということの工夫をしていきたい、こういうふうに思っております。

それから、その次に空き教室の活用ということについてでございますが、確かにおっしゃいますように学校は、以前は学校の増設というようなことによってプレハブ解消ということをモットーにしてずっと建設が進められてきたわけでございますけれども、その結果として過大校ができてきて、それではやっぱり教育環境としては望ましくないんじゃないかというような市長部局の方からの御理解もいただきまして、最近は適正規模というようなことで新しい学校をつくっていただいている、こういう形でございます。したがって、そういう中で母体校として新しい学校をつくりますと、母体校の方に少し空き教室が出てくる。その空き教室がどんどんふさがっていくぐらいそこの地域の人口増があればいいんでございますけれど、必ずしもそう順調にはいきません。その一番顕著なものの一つが三小かと思います。三小は恐らく、新しく十七小ができて分裂した後は、余り増加していかないんじゃないか、こういうふうに思っております。分離後に三小はどのように推移するだろうか、これもさっき申しましたように自然増だけでございまして、社会増は除いておりますが、これによると分離する五十四年では普通学級が二十、それから五十五年が二十一、五十六年が二十二、五十七年が二十二、五十八年が二十二、こういうふうな傾向で、恐らく二十二のあたりがずっと続いていくんじゃないか。現在、三小の持っている普通教室の保有数というのは三十六あるんです。したがってその差を言いますと、十二教室ぐらい余裕が出てくる。それをどういうふうに利用するか、この利用も真剣にいま考えているわけでございますが、その余剰の教室の利用をいまこんなふうに考えています。というのは、一つは特別教室

というものが現在は五つしかございません。普通教室は三十六ですけれども、特別教室は五つしかございません。基準によりますと、二十二学級ぐらいですと八教室ということに大体なっているわけです。そうすると三教室ぐらい不足する。特別教室というのは、御存じのように大体二教室を一つとして、準備室を含めて活用するというようなことになるわけでございますがこれも構造上果たしてできるかどうかということは検討しなけりゃなりませんけれど、大体新しくつくったところは真ん中をブロックで仕切っておりますから、そういうこともできるんじゃないかというふうに考えております。そういうふうな形で、そのために教室を使っていく。それからもう一つ、あそこにやはり特殊学級というのがございます。現在、特殊学級があるんですけれども、いま言ったように過大校になっているために、特殊学級のところも必ずしも条件のいいところではないわけですから、この機会に特殊学級の設備というものをもう少し広くして、条件のいいところで特殊学級の教育というものを行っていきたい、こういうふうに思います。そのためには一つないし二つの教室が必要になってくるんじゃないか。それから、さらにいま一小に訪問学級というのがございます。七生中学にも訪問学級はありますけれども、訪問学級の生徒あるいは児童といえども、やはりスクーリングというようなものをやっぱりしてあげることがいいことなんじゃないか、そういうふうに考えますと、いま一小にはそういう余裕がございません。したがって、その訪問学級を三小に移すことによりまして、そういうものへの対応ができるんじゃないか、そのための教室というのは先生方のやっぱり職員室というようなものもあわせて一教室ないし二教室というものをそれに活用していけるんじゃないか、こんなふうに考えております。そういうふうにしましても大体九教室か十教室で、あと二教室ないし三教室というものが余ってきます。あるいは特別教室の活用いかんによってはもう少し教室が余るかもしれませんが、そういうようにして余った教室については、きのう福祉部長の方からも話がありましたように、やはり学童保育でございますが、あの地区には学童保育の場所がないわけでございますので、そういうようなものに活用させていただければ大変いいんじゃないか、そんなふうなことを一応構想しておるわけでございますけれども、これにつきましてはまたいろいろお知恵を拝借したい、こう思っております。なおこういうような学校はそのほかどういうところにあるのかというと、たとえば百草台小学校なども少し余剰がございます。それから、今度新設していただく六中の母体校としての二中も、当面は七、八の教室が余るかと思いますが、この活用を今後どうするかということも当然考えていかなければならない、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。さらに質問を続けたいと思います。教育長、三沢中の照明灯の費用がどのくらいかかっているか御存じでしょうか。さらに三沢中では開校以来、野球部はつくっちゃいかぬ、こういうことでいわゆる禁止になっております。（「とんでもない話だ」と呼ぶ者あり）調べてみますと、日野の中学校の六中学校中の一番狭い校庭だということで、京王線との関係などでやむを得ないとも思いますけれども、何かそこに工夫というか、いまの子供を伸び伸びとさせてやる方法はないか、こういうふうに考えるわけです。そこで、照明灯にこだわるようでおかしいんですけれども、開校以来ついたことがないというこの照明灯、これはいま教育長が言われたように、必要なときに使うためのものだと、恐らく五十万や百万の費用ではできなかったと思います。何百万という費用だろうと思います。それで、必要なときにつけるんだということでは非常に何ていうんですか、ないよりは何かの場合に使うだろうということは大変親切なことで、それは結構なんですけれども、私はこれは点灯しないというか、使えないんじゃないか、校庭の広さとこの設備とが機能しないんじゃないか、こういうふうに思っているわけです。電力節約ということはお答えの中から出てこなかったですから、開校以来点灯したことがあるのかどうか。その辺から一年以上たっている今日、使わない状態がいいんだということじゃなくて、使えないんじゃないか。いわゆる球技以外でも幅広く運動場を使わなければならない場合もあります。それから、大ぜいの生徒を集めなければならない場合もあります。一年有半たっていて、私の調べた範囲では使われていないようです。その辺を、使われないような状態がいいんだ、必要なときにつけられるように親切につけたんだと言えばそれっきりですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。たしかこれを建設するために要した費用は、ちょっといまあれなんですが、百三十六万円ぐらいかかっているというふうに記憶しておりますが、これ、もう少し正確に後刻申し上げます。それから、開校以来使わないんじゃないか、だからこれ、何かナイターなどに使えないのか、というお仰せでございますけれど、さっき申しましたように、これはもともとナイター設備ということじゃなくて、学校の配置の構造からいって、そうすることが必要だというふうな見解のもとでそれをつくったわけでございまして、したがってスポーツのために活用しようという気持ちはいまのところないわけでございます。そういうことが一つ。それからさらに野球や何かできないのか、それでせっかくつくった校庭を使わせられないのかということですけれども、いま

の状況では、さっき言いましたように非常に細長くて、それで面積的にも少し狭いんでございますけれども、そういうことで外への危険が伴うためにいまのところは野球を禁止していると思いますが、ただ、恐らく名古屋議員も三沢中へ行ってごらんになったと思いますけれども、フェンスが、北側のフェンスでございますが、それが少し内側の方へ入って、外側に少し遊んでる土地があるわけでございますけれども、あれは初めは区画整理に伴う道路の予定地ということで、それに使われるということで、そしてあそこにゆとりをとってフェンスを内側へ持ってきたわけでございますけれども、それが、そのままにしておきますと、あれは学校用地として買収してあるものですから、監査などが来ると大変めんどうなことになりますので、現在はそこを花壇として、生徒の一つの勤労作業っていうんですか、そういうようなものとあわせて、あるいは情操教育のような立場から、各クラスに割り当てまして花壇をつくっております。しかし、それよりはスポーツの方に使うのがもっといいんじゃないかというのが校長の見解でもありますし、それでさっきの区画整理の計画道路というものは、現在のところはもう解消してしまった、こういう話で、そこを、少し金がかかるかもしれませんけれども、七メートルぐらい外側にもう一回出して、そして校庭を広くしていきたい、こういうようなことも市長部局の方と協議していきたい、こう思っております。なお、そうなればソフトボールぐらいはできるんじゃないか、こういうふうに考えております。以上。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　私もナイター設備に、格上げというか、しろということじゃないんです。どだい六校中二番目に狭い校庭なんですから、それを今度、照明ももちろん足りないでしょうし、いわゆる社会教育的にも、学校の中でも夜遅くなったりすることもあると思いますが、そういう際に、いわゆるナイター設備という形でどんどんできるようにという広さはないんじゃないかと思います。いま教育長が最後に言われたように、私は市民からのあれを受けていろいろ聞いているうちに、やっぱりちょっと一年間以上も使わないということはやっぱり使いにくいというか、非常に使えない状況だから点灯しないんじゃないか、こういうふうに思ったわけです。それだったら使えるようにしていかなきゃいかん、いわゆる活用していかなきゃいかん、これが私どもの姿勢でもなくちゃいけませんし、教育委員会の姿勢でもなけりゃならないと思います。しかも道路予定地というのは、法的な意味での予定地ではもう全くないんだそうで、フェンスの移設によって、ソフトボール以上とまではいかないと思いますけれども利用できるし、百メートルもありますから、いわゆる校庭が全般的に広がって、いわゆる球技でなくとも、明るいうちでもこの照明設備とは関係なし

に使えるようになると思います。そういうことで、市長部局との相談ということのお話がありましたが、市長に伺いたいんですけれども、こういった活用という意味で何ら法的に拘束されない道路予定地であれば、せっかく昨年つくったものでありますけれども、いまの教育を大事にするということが私どもの先ほどから申し上げているように責務だろうと思います。そういう意味でいわゆる二重投資ということも起こると思いますけれども、この照明灯に関連して校地の、いわゆる運動場の拡張ということが考えられるかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　建てるまでは大変関心を持っておるわけですが、できてしまうととかく教育委員会に後の管理をお願いして、余りにその後の詳しい事情は存じないのがちょっと申しわけないように思っております。話をうかがいまして、学校当局の意見なり、生徒の意見なり、また教育委員会の判断なりを聞いて適切な利用を図りたい、このように思います。（「文教委員がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございます。今日の教育の発展のために市長の英断を望みたいと思います。さらに教育長に伺いたいんですけれども、校庭開放に関してですが、調整をするために御足労だけれど来てもらってるということなんですが、申し込みの市民に、バスに乗って、電車に乗ってという形でなくても、いわゆる市の仕事の中で、調整の業務なんていうのは私は、一覧表が手元にないからできないということじゃないと思うんです。電話もあります。そういう形の中でいわゆる利便ということ、それらの利用者団体との話もあるでしょうから、それらと相談して、いわゆる利用しやすいように、冒頭申し上げたように開放しているというだけじゃなくて、さらに研究して、より利用できるようにお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま御指摘のとおりで、つくったものを秘蔵しておくというようなことは確かにわれわれ大いに反省しなきゃならん、こう思っておりますので、ナイターとまではいかないにしても、今後の校庭活用のためにひとつ工夫をしたいということと、それからもう一つはいまおっしゃった、せっかく開放してるんだから市民が大変使いやすいように、というようなことのための配慮を、今後は一層工夫していかなきゃならん。だから電話で申し込むというようなことも考えられるんでしょうけれども、いまのところ事務局の話によりますと、電話でというと殺到してしまうんだそうです。そしてそれがどうしても不確実になってしまうというようなことがあ

って、それがかえって後へいって混乱をもたらす。それじゃあ、川向こうといっちゃあ悪いんですが、浅川の南の方についてはその地域に何かセンターのようなものということですけれども今度、南平体育館でございますか、そういうようなものができますから、その辺がまた一つのセンターとして考えていってもいいんじゃないかというようなことを考えておりますが、ただ七生支所などにお願いしますと、支所そのものがまたなれない仕事であったりして、混乱したりなんかして、いまのところはなかなかむずかしいんじゃないかというのが事務当局の一つの話でございますけれども、しかしこれは工夫をしないということを申し上げているんじゃなくて、そういうようなことを克服して、どういう方法が一番いいかということを大いに工夫していきたい、こう思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　ちょっと誤解があるといけません。電話の申し込みを受け付けなさいということを私言っているんじゃありませんから…。市の内部の努力で定員を増加しない形でも、一覧表がどういうふうになっているのかというのが電話で送れるじゃないか、そうしたら調整だってできるじゃないか、わざわざ市民に来てもらわなくてもその一覧表を電話でも送れるんじゃないか、そうすれば、何ていうんですか、利用しやすくなるんじゃないか、そういうことを申し上げているんで、誤解のないようにつけ加えて申し上げておきます。

それでは、いわゆる三沢中の照明設備に関連していろいろお伺いしましたけれども、冒頭申し上げたように、私ども議会も理事者の方も、教育のことに限らずですけれども、つくればいい、つくってから現状どうなっているかという点検を常に忘れないで、市民のためにがんばってまいりたいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって十四の一、教育施設の活用を図れ（三沢中の照明設備に関連して）に関する質問を終わります。

次に十五の一、幼稚園の二年保育に関する市側の基本方針を問うについての通告質問者、本間久君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（本間　久君）　それでは、通告質問でございます幼稚園の二年保育に関する市側の基本方針を問う、と題しまして質問をいたしてまいりたいと思います。

御承知のように、日野市におきます幼児教育あるいは保育行政というものが、他市に比べて決して見劣りはしていないということが言えると思いますけれども、また三多摩におきましても、近隣市の住民の間でも、日野市の幼児あるいは保育行政の前進が非常にうらやましいという声がよく聞かれております。

しかし、近隣の他市のそうしたうらやむ声があるからといってそれが必ずしも満たされたものでないということは市長初め教育委員会、並びに教育関係者の間から見ても、あるいは住民の側から見ても論をまたないというところが現状ではなかろうかというふうに思います。市内には現在、市立の幼稚園が六園、そして私立の幼稚園が十一園、合計しますと十七園ありますけれども、現在市側、教育委員会側としまして、公立といいますか、市立の方の幼稚園とあるいは私立の幼稚園を含めまして、二年保育という問題についてその必要性をどのように考えているのか。これはたしか五十二年度の文教委員会の席上におきまして請願審議の際にも、二年保育について検討委員会をつくろうとか、あるいは検討していこうじゃないかということをたしか約束をされているように聞いておりますけれども、その後二年保育について市側としてどのような考え方にまとめてきているのか、あるいはその検討結果をぜひお聞かせ願いたいというふうに思うわけです。

そして続きまして、最近幼、保の一元化ということが叫ばれておりますけれども、市側として幼、保一元化の問題について基本的な考えはどのように考えているのか、あるいは検討がなされているのかということの姿勢を聞きたいと思います。

続きまして、市民の間でも非常に強い要望がありますようにこれは第三幼稚園の関係、あるいは第四幼稚園の関係、あるいは多摩平の関係からも、ぜひ二年保育をやってほしいというこかということを聞きたいし、またその原因がたとえば財政問題にあるのか、あるいは私立の幼稚園との関係にあるのか、あるいはそのほかももろもろの事情があってできないのか、こういうことからまず一点質問したいと思います。

そしてその御答弁に沿いまして、続けて御答弁願いたいんですけれども、現在市側、教育委員会側としまして、公立といいますか、市立の方の幼稚園とあるいは私立の幼稚園を含めまして、二年保育という問題についてその必要性をどのように考えているのか。これはたしか五十二年度の文教委員会の席上におきまして請願審議の際にも、二年保育について検討委員会をつくろうとか、あるいは検討していこうじゃないかということをたしか約束をされているように聞いておりますけれども、その後二年保育について市側としてどのような考え方にまとめてきているのか、あるいはその検討結果をぜひお聞かせ願いたいというふうに思うわけです。

そして続きまして、最近幼、保の一元化ということが叫ばれておりますけれども、市側として幼、保一元化の問題について基本的な考えはどのように考えているのか、あるいは検討がなされているのかということの姿勢を聞きたいと思います。

続きまして、市民の間でも非常に強い要望がありますようにこれは第三幼稚園の関係、あるいは第四幼稚園の関係、あるいは多摩平の関係からも、ぜひ二年保育をやってほしいというこ

とが非常に強いようでございますけれども、特に第三幼稚園あるいは第四幼稚園にそれぞれ空き教室が一つずつあり、この空き教室で何とかひとつ四歳児をとってもらえないか、というような要望が非常に強いんでございますけれども、これらにつきまして市が、四歳児はいま責任を負えない、四歳児を入れることによって矛盾が出ると、しからばその矛盾というものはどこにあるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。またこれらを実施、あるいはこれらの空き教室、特に三幼、四幼に空き教室がありますけれども、一般の福祉政策の中では、少なくともできるところから実施をしていくという方向がとられていると思うんですけれども、私は少なくとも一般的な行政の上に立つと同じように解釈するならば、できるところから実施をしていくというのが一つはたてまえじゃなかろうかと思うんですけれども、絶えず矛盾というものもつきものでありますから、そうしたことも考えあわせ、市側は一体どのような考え方に立っているのかということを質問したいと思います。

○議長（秦　正一君）　本間久君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。一番先の、一年保育をやっている原因の一番大きなところは何なのかと、それは御指摘のように、一つはやはり財政の問題があると思います。それからもう一つはやはり現在、日野市の幼児教育を担当しているのは、これは、公立の幼稚園はさっきもおっしゃったように三分の一ぐらいで、三分の二ぐらいは私立の幼稚園に負うているということでございますので、それとの関係、特に経営というんでございますか、そういうようなことも無視するわけにはいきませんし、それとの関連というようなものも当然考えていかなきゃならん。そういうようなことから、いまのところは一年保育ということをやっているわけでございます。

それから、二年保育というのは一体どうなのか、それに対する考え方はどうなのかと、これは教育委員会としましても、二年保育というのは幼稚園の教育の中では必要なことだということは当然考えているわけでございまして、それですから幼稚園の規則に対しましても二条では、本来ならいま一年保育しかやっていないんだから、規則も改正して一年保育というふうにすればいいんでございますけれども、基本的にはやはり二年保育ということが必要なんだということを認めながら、しかし現在の実情ではそれはできないということで、第三条において当分の間は一年保育ということを決めてやっている、その辺の一つの苦しさというものがあることは事実であります。そういう形で考えまして、二年保育というようなものについては今後、当然五十七年ぐらいを期して、文部省も「希望する者は私立の幼稚園、公立の幼稚園を問わず、さらに保育園を問わず、必ずそういう園でもって就学前の教育を受ける」というようなことをうたっております。しかし、これはいまのところはどうもうたっているだけで、なかなか内容は進行していないようでございますけれども、しかしそういうようなことをうたっているわけですから、そういうようなものをねらいながら、私たちも日野市の幼稚園教育というものを構想していかなきゃならん。そのためには、いきなりさっき御指摘になったような、初めはさっき御指摘になったような検討委員会というようなものを考えた時期もございますけれども、やはり実情を一番よく知っている私たち教育委員会、あるいは私立の方を担当しておられる総務部の庶務課、さらに実際に私立の幼稚園を行っている私立幼稚園の会長さん、そういう方々ともう少し本質的なものをとってひとつ話を進めようじゃないかというのを、つい十日ぐらい前だったと思いますが、そういう話をして、今後の一つの課題にしましょうということを言ってるわけでございます。そういう点で少し具体的に進めていこう、こういうふうに考えております。

それから幼、保一元化の問題でございますけれども、保育の問題については国でも厚生省でやり、それから幼稚園の方は文部省だというふうに分かれていますように、日野市においてもやはりそういうふうにそれぞれ担当は違いますから、その間の調整を十分話し合っていかなきゃならんと思いますけれども、教育委員会としての一つの話し合いの中から出ている結論は、同じ年齢の子供なんだから、やはり同じような教育、あるいは充実した教育というものを考えなければならないんじゃないか行政は二つに分かれている、それに沿って余りにも違った教育が幼児に行われていくというのはやはりおかしいんじゃないかそういう考え方を持っております。現在も研究会などにはお互いに交流し合ってやっているわけでございます。そういうことでございますから、さっき申しましたように、制度的に幼、保一元化をここで図ろうとしてもなかなかむずかしい問題だと思いますけれども、しかし一番末端部にある私たちは実施の面でその二つを何か新しい一つの試みができないだろうかなんていうことを模索はしておりますけれども、まだ模索の段階でございます。

それからもう一つは、非常に具体的な問題になりまして、第三幼稚園とか第四幼稚園に空き教室があるけれども、そこに四歳児を入れろと、こういう御要望でございまして、これはずっと前から出ているし、そして現に教育委員会でも四年ぐらい前私がこちらへ来たときはそういう形でもって行われていたんですけれども、そこから非常に大きな問題点が出てきているわけでございまして、その大きな問題点といいますと、一つは四歳児を四幼でやっているならこれは一番大事なんだろう、それだからひとつほかの方にも四歳児のための幼稚園をつくれとか、あるいはそれをさらに拡張しようとか、そういう意見があちこ

ちから出てきております。しかし、それはさっきも申しましたように財政上、非常にむずかしい問題があるので、そこには踏み切れないということなどが一つはございますし、それからもう一つはさっきもちょっと申しましたけれども、四歳児をとったり、そしてこれも四歳児をとると翌年は幼稚園も四歳児をとれなくなるわけで、そういうふうにしてしょっちゅう動いてますと、私立幼稚園の経営の上からいっても非常に大きな影響があるからということで、そちらからの一つの不安というようなものも訴えられてきております。そういうようなことをいろいろ勘案しまして、いまの段階では日野市では五歳児だけ、一年保育ということにやっぱりいくのが一応の線じゃないだろうかということで、教育委員会もそういうふうに理解し、あるいは市長部局の方でもそういう理解をして、いまのところは五歳児だけということになってるわけですが、しかしさっき申しましたように、これが理想の姿だというふうには考えておりません。そういうことで、現在のところはしたがって四歳児の収容のために四幼とか三幼の空き教室を利用するという気持ちはございません。以上でございます。

○議長（桑　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　ただいま答弁いただいたわけですけれども、まず公立幼稚園の、あるいは私立を含めまして二年保育の必要性ということについては、感じてる、検討もしている、あるいは幼、保一元化の問題についても、教育委員会としては文部省、厚生省の関係の調整もあるだろうけれども将来的には研究しなきゃならん、こういう答弁だというふうに思い、また同時に現在の空き教室については、これは何といいますか、時限立法と通称言われております けれども、市の規則の二条、三条の適用では若干いま、考えられないというようなことでありますけれども、私は市が五歳児に責任を持つということが言われている背景をちょっと見てみますと、極論すれば、私立の幼稚園でめんどうを見れない範囲において、市がその幼児教育を行っているというふうにしか考えられないです。たとえばここに一つの資料がございますけれども、これは教育委員会からいただいたものですから、決して間違ったものではないと思いますけれども、市内に私立の幼稚園が先ほど言いましたように十一園ある。たとえば杉野幼稚園では定員が三百七十名に対して二百七十八名、これはマイナス九十七名ですけれどもあと光塩女子学園の日野幼稚園、これが三百五十名の定員に対して三百十九名、百草台幼稚園が二百四十の定員に対して百九十六、そして日野台幼稚園が二百八十の定員に対して二百二十九、ここまでは大体定員以内で園児を入園させているわけですけれども、欣浄寺みのり幼稚園では、定員が二百二十名のところを二百四十名とっており、二十名オーバーしている。そして日野のわかくさ幼稚園におきましては、定員が百六十名にもかかわらず何と二百四十名とっている。日野ふたば幼稚園に至りましては、三百六十名の定員に対して四百十一名、プラス五十一名オーバーです。そして多摩平幼稚園、ここは二百名の定員に対しまして二百十三名、若干十三名オーバーしている。日野ひかり幼稚園に至りましては、百二十名の定員に対して二百六十四名とっている、これはプラス百四十四名増です。そして日野しらゆり幼稚園、ここは百二十名の定員に対して二百六十二名とっている。南平幼稚園が八十名の定員に対して百七十六名プラス九十六名オーバーしています。こうしてみると私立の幼稚園の経営が云々といいますけれども、果たして定員というものがどういうふうに定められているか。仮に私立で定員オーバーの人員をとらなければそれだけ市の方にかぶってくるわけですけれども、これが仮に市立の方へきた場合、五歳児に責任を持つといっても、現在では責任すら負えないんじゃなかろうかというふうに思うんです。そうすることによるときた教室をふやさなければならないとか、いろいろな問題が出てくるでしょうけれども、一番の問題はもうすでに、いま挙げたオーバーしている幼稚園におきましても、四歳児ですでにオーバーしてるわけです。もちろん五歳児が原因なわけです。その大体が四歳児の人が普通五歳児に上がっていくわけです。そういうふうな形をとってきますと、日野市が五歳児に責任を持つということは、そしてまた私立の関係というのは、結局のところ幼児教育というこ

とよりも、私立の経営との関係が教育行政の中にも出てきてしまっている、若干これは考えなければならないことじゃなかろうかというふうに思うわけです。同時に二点目の問題になるのは、やはりこれらの私立の幼稚園の中にも学校法人、あるいは宗教法人、個人というふうにありますけれども、ここで見る限り、大体やはり個人経営の私立幼稚園の方がそうした定員オーバーをしても、クラスが定員をかなりオーバーしてもとらなきゃならないというのは、やっぱり経営の問題がひっかかっている。結局、私立は大まかに言いまして、経営が主たる問題であって、やはりそれを引き抜かれたんではかなわないということで、市立の幼稚園を建てること、あるいは二年保育を行うことに反対だ、こういうふうな結論が出てくるんじゃなかろうかというふうに心配しているわけです。ちなみに、もし仮にいま、私立の幼稚園に新しく入ると、そのときに選抜料が大体三千円ぐらい取られるようです。選抜料、入園料、保育料、あわせると初年度に入るとき、最初に入るときには、三歳なり四歳で入るとき、あるいは五歳でもそうでしょうけれども、一番多いところで二十三万九千円、年間でかかるそうです。それで一番安いところが、大体十九万三千円ぐらいです。平均しますと二十万六千四百九十円。これがたとえば四歳あるいは三歳で入ったときのあれですけれども、五歳児になったとしますと、そうしましても現在のところ平均十四万からかかるようです、

年間。市立の場合は年間の保育料ですか、授業料が大体三万六千円です。そうしますとこれは相当な差が出てくるし、こうしたところにもかなりの矛盾があり、やはり私立よりも市立の幼稚園を多くつくっていただき、そして二年保育もやってほしいこういう声となってくるのは当然じゃなかろうかというふうに思うわけです。現在、援助されているのが四歳児で月二千八百円ですか、そうですね、それで五歳児が四千円、こういうことですから、どうしたって私立よりも公立の幼稚園に入りたいという子供さんたちがふえてくるのは当然じゃなかろうかと思いますし、そういう意味で日野市が五歳児に責任を負うということは、私立との関係において一体何が原因かとなれば、私は繰り返して言いますように結局、経営ということと教育とのその辺がうまく合致しない。将来、ですから日野市は二年保育をやっていきたいという考えがある、この規則も変えるつもりはない、しかし当面は一年でがまんしてくれというならば、じゃあどのようにその辺を調整していこうとするのか、これは限れないわけです、最近に至っては幼稚園は全然建ってませんから。また同時に、来年度あたりはどのくらいの児童数を見込んでいるかわかりませんけれども、やはり空き教室なんかの生じた場合、非常に問題が出てくるんじゃなかろうか。地域によってはいまでは通える範囲だったけれども、やはり通園距離として大体適当だろうと思われるからでしょうけれども、リースを建

○議長（秦　正一君）

○教育長（倉又秀作君）　私立の幼稚園についての指導は直接、教育委員会のものではございませんけれども、しかしさっき申しましたように、同じ年齢の子供たちを教育するという点では全く同じ使命を持っているわけでございます。したがっていま指摘されたような、たとえばオーバーして人員を収容してるこの内容などについて、百六十という定員が、じゃあそれだけの教室にぎゅうぎゅう詰めをしているのかというとそういうことではなくて、初めにこういう形で申請をしたのがそのまま残っているというふうに聞いております。だから内容的にこういう劣悪な、劣悪って、この上だけから見れば悪い条件の教育が行われているのかというと必ずしもそうではないというふうに聞いておりますが、さっき私が申しましたように、総務部の方と、それから教育委員会と、それから私立幼稚園の実際に担当しておられる方々と、こういうようなことなども含めて、ひとつもっと具体的に詰めていかなきゃならんときわめて切実な場面にいま、当面しているなということを私は感じてるわ

教育長。

けでございます。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと私立と市立の関係というのは、教育長の言葉の中では非常にむずかしいんでしょうけれども、少なくとも私立の定員ということは、建てたときのいきさつ、あるいは申請の仕方、こうしたところから始まっていると思うんですが、少なくともそれだけ私は、よけいとっているというふうにしか見られないわけです。やはり市のたとえば定員四十名というところを五十名とったり、六十名とったりして経営を少しは楽にしていこうという、やっぱり当然私立はあるに決まってるんです。そういうところは。そういう点やっぱり日野市立の幼稚園、あるいは幼児教育を今後していく際、五歳児だけに責任を持っていこう、五歳児だけやればいいんだ、結局また同時に、いまの幼稚園経営を考えてやって、私立とうまくバランスをとってやっていこう、というだけで幼児教育を考えているとしたら、あるいは将来への幼、保の一元化という問題が今後、一段と高まってくると私は思うんです。そうしたときに、やはりいろいろと障害が出てくるんじゃなかろうか。日野市が、確かに先ほど言いましたように、他市から見て幼稚園たり保育園の数は非常に多い、恵まれている、というふうに見られがちですけれども、その内容はやはりまだまだ非常に不完全じゃなかろうか。将来に対する展望というものを余り持っておられない。ただ規定ではこうなっているけれども現在、矛盾があるからできないんだと、すべての行政に言われるとおり、やはり最初からスムーズに全部うまくやっていこうということはできないと思います。やはり福祉行政、たとえば一番この幼児教育の問題に近い幼児サークルの問題にしたって、やはり実施できる条件があり、実施できるところからそれをやっていこうじゃないか、あるいは学童クラブにしたって実施できるところからやっているじゃないか、まだまだ実施できないところがあります。そういうようにやはり実施できるところはやっていく、それから結局、たまたま五歳児が今度多くなってしまって、四歳児がとれないという状況が来れば、それは四歳児をとらなくてもしようがないことです。やはり空き教室があり、あるいはそうした状況があるとしたなら、全体で六園ある中で二園、多摩平第一あたりを含めますと、第一幼稚園ですかあと一名か二名の問題ですけれども、若干のことを考えれば、大体三つぐらい大まかに空き教室があるわけです。そういったところにやっぱり父母の要望を実現していくということが一時的にせよ必要じゃなかろうか。そして財政的にも、あるいは他の心配される私立の問題についても、そういうやる中でやはり解決していく。それには基本方針が市側にないといけない。将来市側として、市立の幼稚園の中で二年保育を実施していく気があるのかないのかということをやっぱりはっきり聞いておき

たい、このように思うんですが、その辺もう一つ答弁願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　将来において果たして二年保育をやるのかやらないのか、これはさっきから何回も申しておりますように、それをやるという方向が望ましいということは、私たち十分考えているわけでございますし、恐らくある時期においては、どういう形のものであるにしてもそういう形のものが出てくる時期が来るんじゃないか、こういうふうに思っていますけれども、当面の問題としてさっきいろいろな事情を申しましたように、当面の問題としてはそれはできないんだということと、それからもう一つは、できるところから一つずつやっていけばいいじゃないかという御意見もありますけれど、それも一つの考え方かもしれませんけれども、いままで私たちがそういう点でやってきて、そこに幾つかの問題が出てきてるものですから、いま言ったような形で五歳児のみということに踏み切っているわけでございますので、その辺をひとつ御理解いただきたい、こう思います。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　それでは、どうも教育長と話をしていても、将来にわたる余り望ましい状態は生まれてこないし、当分の間は当分の間はって、ここに書いてあるようなことばかりしか出てこないので、市長にひとつお伺いします。日野市立幼稚園に関する規則、ここにも第二条あるいは第三条がございまして、特に第三条の中に「幼稚園の定員は次の各項に定めるところによる」というところのほかに一項設けまして「保育期間は当分の間、一年保育とする」となっておりますけれども、当分の間というのはしからばどのくらいのことを指しているんだろうか。あるいはこれまで教育長が答弁されておりましたけれども、市側として二年保育を実施していこうという気構えが本当にあるのかどうか、そしてその検討はしているのかどうか、ということです。もう一つは、先ほど来から言ってますように、幼、保の一元化という問題についても、やはり市長としてどのように考え、今後の行政施策の中に取り入れていこうとするのか。あるいはもう一つは、私立の幼稚園の問題と公立の幼稚園の問題でかなり私は矛盾があると思うんですけれども、それらをどう調整しながら市立幼稚園の建設に向けて、あるいは二年保育に向けて努力しようとするのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　幼児教育のたてまえ論とそれから現実の問題で大変頭を悩ますわけであります。たてまえ論はいま質問されるあなたのおっしゃるとおりだ、こう思っております。しかしながら、それが実現しがたいというのが、これが現実の実情であります。当分の間、いまの状況を変えるということはできないというふうに考えております。今後、幼、保一元という方向に新しい手がかりを見出したい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　どうやら幼、保一元化の方の議論をしていこうということで逃げておられるようですけれども、やはり私立の、確かにいままで幼児教育の中でかなりの分野を依存してきたということの御苦労に対しては、だれも感謝をしているわけですけれども、余りにも私立と公立の間では入園料から始まって保育料と非常に高いわけです。こうした是正もやっぱり考えていかなければいけないし、もう一つはやはり幼、保の一元化ということが将来、なされていくだろうというふうに思いますけれども、やはりその間、そうしたまず入園料あるいは保育料の是正なんかもさらに検討を加えなければいけないし、その辺でも格差がすでにあるわけですから、そういう上にやはり立って、公立の幼稚園、あるいは私立の幼稚園との多少の違いはいいと思いますけれども、それが教育の内容が余り違ってしまうということでは、私は問題があると思いますけれども、いまの幼稚園、あるいは保育園に通ってる子供さんたちというのは、昔は確かに文部省あるいは厚生省という状況がありましたけれども、すなわち大体お金持ちの子供が幼稚園に行って、共かせぎをしなきゃならない貧乏人の子が保育園に行って、保育園は託児所だというふうに言われてきた名残が、今日まで続いておると思いますけれども、やはりそれらをなくすためにも幼、保の一元化、そして教育内容をやっぱり同じにしなければいけないし、二年保育は必要だ。専門家に言わせると大体、三年間くらいが必要だそうです。それを最低二年間はやらなきゃならないだろう、こういうのが結論らしいんです。それがいまの一つの世論の背景になっているわけです。そういう意味からいって、日野市が他市に比べて非常にすぐれているというせっかくのほめたる声があるわけですから、さらにこれまで教育長も就任してもう何年もたっているわけですから、ひとつこの辺でもって奮起一番、幼、保の一元化とかそういうことを言わないで、実施できるところがまずあるわけですから、教室を借りて、四歳児がどこかにいないわけじゃないんですからいるわけですから、そういうことで実施をしていったらどうなのか。何も私立の幼稚園から四歳児を引き抜かなくても実施できるわけですよ。また、公立の幼稚園の方へ若干移ってきてもそれはやむを得ないんです。すでに定員がオーバーしてこれだけあるわけですよ。そういうようなことを考えながらぜひ実行してほしい。来年度は三幼にも四幼にも恐らく四歳児が入り、多摩平の第一幼稚園にも入るんじゃなかろうかと期待している、そういう結論を出してくれるんじゃなかろうかというお母さん

方も、かなり私はいるかと思います。そういうことをぜひ実行していただきたい。それは決して矛盾ではない。矛盾といえばすべて矛盾なんですから。下水道のあるところとないところがやっぱりあるように、あるいは側溝のないところがあるように、すべて矛盾はやはり他にもあるわけですから、何もここだけで始まったことではないんですから、できるところから実施をしていく、それが私は革新の姿勢じゃなかろうか、革新市政の中の教育行政の姿勢じゃなかろうか、こういうふうに思うんですけれども、その点を十分踏まえてひとつ実行していただきたいこのように思います。その点どうですか。もう一度ひとつお願いします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま本間議員が言われたような方向で、一つの方向としてはそういう方向を考えながら進まなきゃならん、こういうふうに思います。（笑声）

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　それでは、繰り返しても答弁はそう変わらないというふうに思いますし、大体市側の姿勢というものも、いい方には認識いたしませんでしたけれども、ひとつこれからいい方に認識できるように、十分検討を加えていっていただきたい。特に市長も二期目、教育長も二期目を迎えたわけですから、ひとつその辺でさらにいい施策を出していただいて、本当に住民から、やはり革新市政下である、その中の教育行政である、幼児教育の面でもかなり進んできた、こういう評価を受けるようにひとつお願いしたい。以上をもちまして終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十五の一、幼稚園の二年保育に関する市側の基本方針を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後四時五十六分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

一般質問十六の一、労働行政に関する担当部署を固定化し、これを積極的に推進せよについての通告質問者、島村孝志君の質問を許します。

〔二十一番議員登壇〕

○二十一番（島村孝志君）　質問に入る前に恐縮でございますけれども、ただいま議長から読み上げられました一般質問の表題に、若干誤解を招く部分がありますので、冒頭に訂正をさせていただきたいと思います。「労働行政に関する主管課を設置し、これを積極的に推進せよ」こういうふうにひとつ御訂正をいただきたいと思います。

私ども長い間、市の部署の中に労働行政を担当するまず部署をつくって、積極的にこれを推進してほしいという要望をしてきましたけれども、一向にできる様子がない。こういったことで、今回はかなり具体的に質問の内容を用意いたしまして質問を行いたいと思います。あらかじめ市長初め担当部長の方方には私の質問要旨をまとめましたコピーをお配りしてございますので、かなり質問事項も二十点ほどにわたりますので、ひとつメモを参照にしながら御答弁をいただきたいと思います。

今日の国の労働行政は、主として企業の側に立ったいわゆる雇用対策、あるいは職業訓練、あるいは労務管理、等々が進められているのが現状だろうと思います。しかしながら、圧倒的に多数を占める勤労市民のための労働行政というものは、地方自治体固有の事務であろうというふうに私どもは思っておりますし、また事務としてその必要性があろうというふうにも思っております。したがいまして、地方自治体の労働行政は国や都の行政に依存するだけでなく、労働者みずからが、憲法第二十五条で保障されております国民の権利として保持する、健康で文化的な生活を営むための必要な諸権利の履行を可能ならしめることこそ、その任務であろうというふうに考えます。このように労働行政が自治体固有の事務として考える以上、独自の積極的な施策が必要であり、長期的、継続的な展開というものがなされなければならないだろう。こんなふうにも思っております。この場合、大企業で働く労働者は組織もありますし、自主的な活動でみずからの生活の安定、あるいは労働条件の改善等に取り組むことが非常に可能である。しかしながら、中小企業、とりわけ小企業の未組織労働者の労働条件における格差は、大企業のそれと比べるとかなり歴然としてるのが実態だろうと思います。これらの労働者は、行政の側からも企業の側からも疎外状態に置かれておりまして、自主的な活動のみで前途を切り開いていくということは、きわめて困難な立場に置かれているだろうと思います。したがいまして、市は未組織中小企業労働者に対象の重点を置きまして、サービス行政にとどまることなく、指導行政を強化して、積極的な諸施策を進めなければならないだろうと思います。以下五つの点に分けまして、労働行政主管課を置く必要性というものについて述べてみたいと思いま

す。

まず第一番目に、法律論から見た労働行政についてでありますけれども、地方自治法の第二条三項の十に「労働組合、労働争議の調整、労働教育、その他労働関係に関する事務を行うこと」というふうに明示されております。同じく同条の四項及び六項において「都道府県が統一的処理を必要とする労働組合に関する事務、労働争議の調整などを除き、市町村はこれを処理すること」となっております。ことに地域の勤労者に密接な関係がある労働福祉行政については、勤労市民にとって最も身近な市あるいは区が第一義的に処理するようにしなければならないと考えております。しかしながら、従来の市町村側としても労働行政は広域的あるいは専門的行政であるという認識と、明らかに労働行政としての施策であるけれども、市町村制の中で労働行政として意識されることなく、ここのところは非常に大事なところなんですけれども、いわゆる労働行政として意識されることなく、いろいろな分野で処理されているのが市町村の現状であると思います。これは市町村側の認識を指摘するよりも、むしろ過去における国または都道府県の市町村に対する行政指導の不十分なところに原因があった、こう考えていいのではないかと思います。

次に二番目としまして、社会、経済情勢に対応する労働行政という部分について若干申し上げてみたいと思いますけれども、三十年代以降の日本経済における高度経済成長政策の矛盾というものは、特にここ数年来、不況あるいは倒産、失業者の増大という形になって大きな社会問題を引き起こしてきております。とりわけ中小企業とその勤労者に大きく影響を及ぼし、これに対する従来の政策が全体として再検討を必要とされてきております。こういうことから国としては労働行政の面から、あるいは労働法規の改正、新法の制定、あるいは雇用対策など、時代が要請する新たな政策が打ち出されております。また主要都市においても、これら社会情勢に対応して、都道府県とは別に市町村独自の行政の中で、中小企業と中小企業勤労者を中心とした勤労市民の行政が急速に展開されております。このようなことから、労働者としても最近における経済変化に対応した労働諸政策を推進するに当たり、地域の労使にとって最も身近な自治体である市町村を感化することができなくなりまして、国の出先機関である種々の機関、あるいは都道府県、あるいは関係市町村との協力体制というものの方針を打ち出しております。

次に三番目といたしまして、労働行政に対する東京都の対応でありますけれども、これもまたこれら労働行政をより効果的に推進するために、基礎的に住民とより緊密な接点を持っております市町村との連携の強化を打ち出しておりますし、そのための専門的、技術的指導や財政援助が行われております。さきの高齢者事業団の問題などもこれの一つであろうというふうに

考えております。

四番目に市の労働行政に対する取り組みの指針でありますけれども、市における今後の労働行政は、これら国あるいは東京都の行政の方向を評価していきながら、従来の都を中心とした労働行政の縮小小型版ではなく、中小企業とその勤労者の問題を有機的、一体的にとらえて、労働福祉対策を中心とした諸施策を積極的に推進するための基本業務、中高年齢者雇用対策あるいは中小企業労務改善事業など、市の労働事情に即応した労働行政を推進していく必要があります。このような方向を踏まえ、当市においても以下申し上げます具体的な諸施策を推進する窓口としての主管課を、早急に新設することこそ急務ではないかと考えるわけであります。

そういったもろもろの事情を反映いたしまして現在、東京都下各市におきまして労政係がかなり設置されております。もちろん、全国的にも大変な数でございますけれども、東京都下でも二十六市のうちすでに八市に労政係が設置されております。これは革新市政であるとか保守市政であるということは抜きにいたしまして、八王子市に労政係、立川市、昭島市には勤労消費係というのがございます。調布には労政係、それから三鷹には労政係、国分寺にも勤労福祉係、保谷にも労政係、そして現在、町田が準備中だということです。さらには府中も現在検討中だというふうに言われております。数多くのそれぞれの市がいち早くこの労政係を設置して、労働行政を労働行政としてとらえながら、中小企業勤労者のために努力を行っているところであります。

そういった情勢を踏まえまして、これからまず一点目の質問事項に入るわけですけれども、私どもが労働行政を主管する係を設置してほしいということを申し上げました。しかしながら過日のさる議員の一般質問の中での答弁でも、主管課はつくることは結構だけれども、つくったとしてもその係としてどういうことをやっていくのかということがまだつかみきれていない、こういう答弁があったように記憶しております。このことは公式、非公式を問わず、私も何遍も市長から聞かされております。もちろん、言い回しは必ずしも私が申し上げたような言い回しではないかもしれませんけれども、同じような意味のことを言われております。非常に残念だというふうに思うわけですけれども、一面では流域下水道対策、あるいは今回の一般質問でも数多く出ております浸水による治水対策、あるいはごみ処理の問題、あるいは学校問題、非常に数多くの重要課題を抱えておりますから、さらにそれに労政の関係、労働行政を積極的に進めろといってもなかなか市長の頭一つでは、そうくるくると回転はしないだろう。過日、私どもの大越議員が質問した際にも、万能の神でありたい、というふうに言われましたけれども、なかなかこれはそうはいかないのが人間の頭だろうと思います。

したがいまして、この中で申し上げたいことは、あるいはお聞きしたいことは、当然必要なことははっきりしてるわけですから、しかるべき職員に労政係をつくるための必要性といいますか、職務内容といいますか、あるいは他市における実情調査といいますか、こういったものをお命じいただいて取り組んでいただければ――私はすでにもう労務係が、部署はどことは申し上げませんけれども、できているんではないかというふうにさえ思うわけです。それらについての市長の御見解をお伺いしたいわけです。あるいは、いまさら島村、そんなことはもう遅いよ、十分検討してあるんだ、こういうことであるとするならば、どこのだれにひとつ、その担当職員に命じたか、あるいは調査、検討の最終日はいつごろまでに終わらせろというふうに命じてあるのか、あるいは労政係設置のめどはいつごろつくろうというふうにお考えになっているか、この辺をひとつお伺いしたいというふうに思います。

さらに当市の勤労者状況、過日さる議員の質問の中でも若干触れておりましたけれども、事業所統計調査――これは市から発行されているものです、あるいは八王子労政事務所、この辺からの調査をあわせましてとめてみましたけれども、現在、事業所が日野市の中に二千七百八あるようであります。そのうち三十人未満の事業所を勘定してみますと二千五百五十八、実に全体の事業所の九四・五%であります。さらには五十人未満の事業所を見ますと二千六百二十八で全体の九七%、さらには百人未満の事業所を勘定してみますと二千六百六十九、実に九八・六%という数字が出ております。これは何を意味するかといいますと、日野市にある事業所のほとんどが百人未満、あるいは五十人未満、三十人未満、非常に数の少ない零細企業が多いということが言えると思います。残ったほんのわずかの事業所が富士電機であるとか、小西六であるとか、日野自動車であるとか、こういった大きな会社であろうと思います。それでは従業員の数はどうだろうかといいますと、これは日野の各事業所に勤めておられる勤労者の数ですが、三万七千二百八十六人。これを三十人未満の事業所で働く勤労者の数を見ますと一万一千三百六十九人で、全体の三〇%であります。五十人未満は一万四千百九人で三七・八%、百人未満の事業所で働く勤労者は一万六千八百三十三人で、四五・一%であります。これはさきに申し上げました事業所の数と照らし合わせて考えてまいりますと、事業所の数からいくと大半は零細企業であるけれども、残りの事業所のほんのわずかの一・四%の部分に百人以上の企業の従業員、約何万名になりますか、二万一千ぐらいの数がそこに働いている。したがって、事業所は非常に中小零細企業は多いですけれど、働く人の数からいきますと、残った大企業にかなりの人数が働いているというふうに言われるんだろうと思います。それにしても百人未満の企業で働く方々が一万六千八

百三十三人、四五・一%ですから、約半分の方が中小零細企業で働いているんだというふうに理解していいだろうと思います。さらにこれを、今度は事業所の中で労働組合がどのくらいあるかと申し上げますと、数でいって組織されたものが五十七、全体の二・一%です。ほんのチョボリと組織されているわけです。したがいまして残りはほとんど未組織事業所、こうなるわけであります。そこで従業員の数の上から組織人数はどのくらいかと申し上げますと二万九百二十八人、五六・一%、未組織労働者の数が一万六千三百五十八人、四三・九%、ほとんどいわゆる百人以下の企業で働く従業員の数と未組織労働者の数とがとんとんでございます。したがって百人以下の企業で働く方々は大半の方が未組織――組織をされていない方々であるというふうに理解をしていいのではないかと思います。こういった状況から、先ほど来申し上げておりますように、当市における中小企業、とりわけ小企業未組織労働者に対する市としての労働行政の施策が、いかに必要であるかということが言えると思います。そこで、いま申し上げた中から一、二点、細かいことですけれども質問させていただきます。

大きくは二番目の質問といたしまして、その中に二点ほど質問いたしますが、市内の従業者数は統計表の第十四章の昭和五十四年、これが一番新しいわけですが、これをもとにした数字でございます。その数字で五万三千八百五十五人となっております。先ほど申し上げた三万七千という数字は、日野市内の事業所で働いている勤労者の数、したがいまして、この中には日野市内から市内の事業所に通っている方もおりますし、市外から市内の事業所に来ている方もいらっしゃいますから、あるいはこの五万三千八百五十五人というのは逆の場合でして、市内の居住者で、市内、市外を含めて勤めに出られている方、これが五万三千八百五十五人となっています。ここで質問は、この五万三千八百五十五人のいわゆる勤労者の中で、何人が市内の事業所に勤めておられるか、この辺の数字はつかんでおられないかもしれませんが、つかんでおられましたらお教えいただきたいと思います。二番目に、市内事業所の従業者数は、先ほど申し上げましたように三万七千二百八十六人というふうになっておりますけれども、このうち雇用労働者は何人かということをお知らせいただきたいと思います。言いかえますと、三万七千二百八十六人というのは、中小企業の場合には雇用主も含めた数だそうであります。したがいまして雇われた勤労者の数、いわゆる雇用労働者は何人か、この辺の数字をお知らせいただきたいと思います。

次に労政係、いまいろいろと申し上げておりますけれども、こういった労政係をつくった中で、労働行政としてどんな職務内容のものをやっていくのか、あるいはどんな職務内容が他の

先進市でやられているのか、こういう点も私の方で調査済みでございますから、これらを発表いたしますけれども、まず一つ目に、当然係ができますから、いわゆる労働行政に関する予算に関することがございます。さらには融資制度その他の問題で銀行あるいは労金預託という問題が出てまいりますので預託業務、そしてそれを使っての勤労者融資に関する問題。三番目に労働団体との連絡、調整に関する仕事がございます。四番目には労働行政という立場で取り上げるいろんな仕事がありますけれども、これらを企画する、あるいは調査を立案するという仕事がございます。五番目に、労働者がいろいろと持ち合わせております相談の受け付け、あるいは相談に乗る仕事、大きくは労働相談というふうに呼ばれておりますが、労働相談という仕事、あるいは高齢者の職業相談に関する問題、これらは過日の高齢者事業団のときにも私が質問をいたしましたけれども、高齢者職業相談に関する問題。六番目には技能労働者の育成に関する問題。七番目には労働者のいわゆる教育に関する問題。八番目に、労働関係行政機関連絡協議会というものがございますけれども、これに関する問題。九番目に、非常に最近の不況で失業者がふえておりますけれども、雇用対策に関する問題。十番目に中小企業の退職金制度、これに対します整備、拡充に関する問題。十一番目に、たびたび出てまいりまして恐縮ですが高齢者事業団設立、そして設立後の運営指導、あるいは援助に関する問題。十二番目に勤労者互助会の設立、これも過日の答弁の中で、当市としてもつくりたいというふうに言っておりましたが、勤労者互助会の設立、そしてつくった後の運営指導、あるいは援助に関する問題。十三番目に、これも絶えず出ておる問題ですけれども、勤労者福祉会館建設、そして管理、運営に関する問題。十四番目には、婦人労働者及び勤労家庭主婦の福祉増進に関する問題。十五番目には、駐留軍離職者対策に関する問題。まだまだたくさんの仕事があろうと思いますが、大きなものをここに取り上げてまいりましたし、いま申し上げた中には幾つかは当市においてもそれぞれ取り組んでおられます。たとえば二番目に申し上げました預託業務あるいは勤労者融資の問題については、福祉部社会課で担当しております。預託業務はちょっと私の調査ではわかりませんでした、どこが主管課で預託をしているのか。預託はされているんですけれども、どこが主管課だかわかりませんでした。後ほどこれもまた質問いたします。それから、八番目に申し上げました労働関係行政機関連絡協議会に関する問題は、総務部の広報課でございます。十一番目の高齢者事業団の問題は御存じのように福祉部の社会課、そして駐留軍離職者対策の問題は同じく福祉部社会課、こんなふうに幾つかに分散されておりますし、言ってはなんですけれどもごく少々やられておる、こういう状態でございます。

そこで質問に入るわけですけれども、三番目の質問になりますが、いま幾つかの先進市の中から抜粋をいたしました労働行政の十五項目について申し上げましたけれども、すでに当市において実施しているもの、あるいは実施はしているけれども内容的にさらに改善しなければならないもの、あるいは一日も早く実施に踏み切ってほしいもの、いろいろございます。総括をしまして、係をつくるにはあり余るほどの仕事量が、いま申し上げた十五項目の中にもございます。したがいまして、係をつくって一向に係としての存在がおかしくない、こういう状態が言えると思います。そこで質問ですけれども、まず一つ目としまして現在、労働金庫というものに対してどのような認識をされているのかということを伺いたいと思います。と申し上げますのは、いわゆる住宅融資高齢者拠出貸付制度というんですか、あるいは一般の住宅改良融資というんですか、これらを含めてたしか一千万程度のものが三菱銀行に預託されていると思いますけれども、他市の実情は後ほどまた説明をいたしますが、かなり労働金庫を使っている部分が多いわけです。そこで当市といたしまして、労働金庫をどのように認識されているのかということについてまず一つ目、お伺いいたします。二つ目といたしまして今後、労金に対しての取り組みをどのようにしていくのか。三番目には、先ほど申し上げましたように、労働金庫に預託をしております一千三百万、この担当課はどこなのかということをお伺いいたします。四番目に、勤労者互助会設立準備の主管課はどこに置く予定か。五番目には、当市においての労政施策のうち、労金預託の主管課はいま質問しましたようにはっきりいたしませんが、住宅融資あるいは生活つなぎ資金、駐留軍の離職者対策、この主管課は福祉部の社会課、そして労働行政関係機関連絡協議会の主管課は総務部広報課と数少ない労政業務ではありますけれども、はっきり固定をしております。要するに一般行政の中で、その都度必要に迫られてそれぞれ無計画に実施されてきたということだろうと思いますが、今後この労働行政の主管課をどこに置こうとしているのか、これは一番今回の質問の大きな部分ですから、ひとつ心して御答弁をいただきたいと思います。

以上何点かについて、大きくは三つに分けまして質問いたしましたが、それぞれ質問の順序につきましてもプリントの中に書いてございますから、順を追ってひとつ御説明いただきたいと思います。さらに内容を細かくは第二段目の質問でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（葉　正一君）　島村孝志君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（野呂　章君）　第一点のどこに置くかという質問に対してお答えいたします。現在、組織的について、先ほどお話のありましたような問題につきましては、部分的に行政は実施してるわけであります。それは必要に迫られて、いわゆる

ばらばらじゃございませんで、必要に迫られた結果、また適切だと思う結果、それはそれぞれの部署で整理して実施してるわけでございます。したがいまして、それらを総合的、多角的に処理するところの部課が必要ではないだろうか、こういう御説だろうと思います。この問題につきましては市長から指示を受けまして、組織的に検討するようにというふうな形になって、現在検討しております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　第二点の御質問にお答えいたします。市内従業員数五万三千八百五十五人のうち何人が市内の事業所に勤務してるかということでございますが、二万二千二百四十人でございます。

それから二番目の御質問でございますが、市内事業所の従業者数のうち雇用労働者は何人かという御質問でございますが、これは三万三千四十人でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　三点目。助役。

○助役（野呂　章君）　三点目、勤労福祉互助会のいわば設立準備ということであろうかと思います。この問題につきましては、先ほどの、市長から指示を受けました組織的な検討の段階におきまして、やはり総合的な立場から計画立案というふうなことが必要になってまいりますから、それらを総合的に勘案してこの設立準備に入りたい、したがって所属もその立場から検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　具体的な項目についてはどうなんですか。労働金庫をどのように認識しているか。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　では三点目につきましてお答え申し上げます。まず三点目の第一は、労働金庫をどのように認識しているかという御質問でございますが、これにつきましては私ども、労働金庫に千三百万円預託してございますが、労働金庫の仕事内容につきましてわれわれと関連のある点で申しますと、勤労者の厚生資金の貸し付けであるとか、あるいは住宅資金の貸し付けであるとかというようなことを他市で行っております。そういうふうなことにつきまして労金が行う、これは労金に限らないわけでございますが、労金の性格上そのようなことが妥当ではないかというふうに考えております。

次に今後、労金に対しての取り組みをどのようにしていくのかということでございますが、これにつきましては先ほど助役が答弁いたしました中で、これらについての全体の担当部署をいま検討中であるということでございます。それの担当部署が決まりまして、その担当部署が積極的に労金の問題を含めて取り組むべきであると考えております。

次に現在、労金の預託の主管課はどこかということでございますが、これにつきましては一応、企画財政部財政課が行っております。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　大体、仕事をお与えになるとき、あるいは任務をお与えになるときには、いつまでにでもいいからやっておけということは恐らくないと思います。大体が、こういう仕事をいつまでに調査をして、いつまでに結論を持ってこい、こういうのが大体、普通仕事に命じられると思いますが、そういう意味で企画財政部長が、もしこの任に市長命を受けて当たられたとするならば、企画財政部長には、大体いつごろまでには労政係を設置したいから、調査についてはいつごろまでにはまとめて持ってこい、こういうような指示をなされているかどうかお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　本件につきましてはできるだけ早く案を得るように、こういうふうな形で市長を通じて私から企画財政部長に話しております。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　わかりました。これ以上その点については追及いたしませんけれども、長いこと懸案になっております労働行政の問題、それを主管する課を、あるいは係をつくってほしいということですから、ぜひひとつ急いでということではなしにひとつめどをつけていただいて、いつまでに調査、検討をし、いつには係をつくるんだ、こういうめどをつけていただいてひとつそのめどに向かってのお仕事をぜひおります。

それから、勤労者互助会設立準備の主管課につきましては、先ほど助役がお答えしたとおりでございます。

五番目につきましても、先ほどの助役の答弁で御了解いただけるんじゃないかと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　そうしますと助役の答弁によりますと、一番目の質問に対してですけれども、具体的な労政係設置のための準備を始めている、その担当者は市長の命を受けて助役が行っている、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　第一段の、準備に入っているかという問題については御指摘のとおりでございます。担当といたしましては市長の命を受けまして、組織担当の企画財政部長が実際にやっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　恐れ入りますが、ちょっといまの答弁で、組織担当の何ておっしゃいましたか。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　企画財政部長でございます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

やっていただくように、またそういう仕事の命じ方をぜひひとつお願いしたいと思います。

質問事項の二番目の中でお答えをいただきましたが、実は市内事業所従業者の雇用労働者の数でございますが、実はこれは三万七千二百八十六人という事業所に勤めている方の数の中で、事業主が何人いて雇用労働者が何人いるのか、ここのところが非常に今後のこの労働行政を展開する上での必要な数字になってくると私は思うわけですけれども、実は私の調査では、残念ながらこの数字がどう調査をしても出てまいりませんでした。つかんでおらないと理解をしながら、実は意地悪く質問したんですが、出てまいりました。出てきたことは非常に結構ですけれども、この数字は市としてはどういうところのデータでおつかみになったんでしょうか。参考までに……。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　この数字は昭和五十年事業所統計調査報告に載っております。（「雇用労働者の数が載っております。……」と呼ぶ者あり）はい。雇用労働者の数が載っております。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　ありがとうございました。早速調査をしてみたいと思います。（笑声）それでは、以上申し上げました由で、先ほど申し上げましたけれども、労働係をつくった場合にどんな仕事があるのかというふうに申し上げましたが、その十五項目の中からさらにそれぞれ幾つかの問題について、具体的に問題提起をしながら質問したいと思います。

私どもの市でもすでに実施をしてあるものがかなりあるわけですけれども、実際には、先ほども申し上げましたように、労働行政という分野でとらえながらそれぞれが始まった仕事でないだけに、かなり他市のそれぞれと比べて見劣りのする部分がございます。そこで、それらについて今後、どうしていくのかということを質問したいわけですけれども、まず一点目といたしまして、当市には生活つなぎ資金制度というのがございます。これは貸付限度額が五万円、無利子でございます。先進市の状態を洗ってみますと、勤労者厚生貸し付けという名前ですけれども、これは労働金庫に預託をいたしまして、貸付限度額が二十万円から五十万円の範囲で、それぞれ市によってばらつきがあるようですが、そういう範囲で貸しております。もちろんこれは貸付利息が五・四％から六・六％程度に、これもまたばらついております。当市の場合、借りる側から言えば利息のないのはまことに結構ですけれども、五万円という金額が果たしてこの現代のこの物価の中で適合し得る数字かどうか。私はこれは一つの制度として、中小企業の労働者であろうと何であろうと借りられるものですから結構ですけれども、これは私がむしろ労働者厚生資金貸付制度という他市のいわゆる労働者行政のものと比較して並べたところにあるいは問題があるのかもしれ

ませんけれども、もしその比較がまずければ全く当市にはこの制度はないということになりますが、いわゆる他市の勤労者厚生資金貸し付けというのは、組織労働者は借りられない制度であります。未組織労働者しか使えない制度です。そういう意味では基本的に生活つなぎ資金貸し付け、当市のものとは違うのかもしれませんが、この辺について他市のいわゆる勤労者厚生資金貸付制度をどう評価されて、あるいは当市の場合、今後この制度を生活つなぎ資金貸付制度との関連において、どう発展をさせていくか、この辺について質問をまずいたします。

二点目に、労働金庫に今年度、一千三百万円という預託がしてあります。これ、私の考え方ではいわゆる一般組織労働者――これは組織をされた労働者、これを対象とした労金の貸付制度の一部行政の負担金というか、助成金というか、労金助成というか、そういう形の預託金であろうと思います。そこで、第一番目に質問いたしました生活つなぎ資金、あるいは勤労者厚生資金といいますか、これは他市のものですけれども、当市の場合、生活つなぎ資金貸付制度、これらとの関係をどういうふうに関係づけ、どういうふうに理解をしていけばいいのか。あるいは質問がわかりにくいかもしれませんが、片方の一千三百万というのは組織労働者の、いわゆる労金が貸し出す一部行政の負担金である。生活つなぎ資金貸し付けという当市のものは、組織労働者でおろうとなかろうといわゆる無利子で、五万円までは借りられるという制度です。今後の展開とこれらの整理について、もしできればお聞かせいただきたいと思います。

三点目には住宅関係の融資制度ですけれども、当市の場合は三菱銀行に一千万の預託をいたしまして、貸付限度額五十万円貸付利息が六％で運営をしております。これももとを正しますと高齢者拠出の貸付制度からいわゆる一般の住宅改良資金融資に発展をしてきたものですから、もともとこれも労働行政という中から出発をしたものではないかもしれませんけれども、少なくとも一般住宅改良資金融資部分はそうとらえても間違いはない部分だろうと思います。これを他市の状態を見ますと、勤労者住宅融資制度ということで預託は労働金庫、そして預託金額が三百万から二千百七十万という状態にあります。貸付限度額が百万から三百万、金利につきましても三・八％から六％、こんな状態で貸し出されているようです。この中でやはり問題となるのは、現在の住宅改良あるいは住宅建設という場合に、東京都の貸付制度あるいは金融公庫等々ありますけれども、五十万というものと、他市の場合は百万あるいは三百という金額に昨今はふくれてきているという実態をどう評価し、当市のそれをどう改善をする、あるいは改善する意思があるかどうかということについての質問をいたしたいと思います。

四番目には、労働相談あるいは高齢者職業相談についてですけれども、当市においてこれらを実施する意図があるかどうか

これももちろん今後の主管課を決めた中で検討したいというふうに言われるかもしれませんけれども、現在、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから六番目に、労働関係行政機関連絡協議会、こういったものがございますが、この中ではどんなふうな論議がされて市の労働行政にどんなふうにいままで反映されてきただろうかこの辺についてもお伺いいたします。

七番目に、本年六月定例会において議会の議決を経まして失業対策、雇用確保についての要望書というものを市長に提出いたしましたけれども、その後どこの部署において、どのようにこの私ども議会から提出いたしました要望書が検討されているか、これについてもお伺いいたします。

八番目には、中小企業退職金制度、これは申すまでもなく中小企業の方々、非常にいわゆる企業経営者そのものが零細でありますから、将来にわたっての退職金をなかなか大企業のように積み立てるということは非常にむずかしい。そこで、国の方でつくった退職金制度があるわけですけれども、これに中小零細企業の方々を加入させていく、こういったいわゆる補助事業を、これもやはり先進市で行っております。これについてはどうお考えになっているか、あるいは当市としてのこれに対する将来目標、この辺についてお伺いいたします。

九番目に、地区高齢者事業団の本来の目的でありますけれども、過日これも私、全協の中で質問をいたしましたが、どうもよう初めてお耳にするかと思いますが、もしこれについての御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

いま一つすっきりしない。無理にどうしてもすっきりさせる必要はないのかもしれませんが、過日福祉部長が本会議の答弁の中で「働かなければ生活が成り立たないために常時働きたい人、そういう人のためには当初は無理だけれども、おいおい仕事量の確保を行い、希望に沿うように努力をしていくんだ」こういうふうに実は答弁がありました。私はくどいように全協の中で質問をしたわけですが、地区高齢者事業団の本来の目的はそうではないんじゃないだろうかというふうに思うわけです。そういう方々が事業団の本来の目的を認識して入られる分には、一向にそれは構わないと思います。事業団というのは本来の目的はこういうものだ、ということを認識して事業団の会員になられることには一向に構わないわけですけれども、これが表面に出てまいって初めから、働かなければ食えないから事業団で仕事をするんだ、仕事量は一カ月の十分の一程度しかない、いま八王子市あたりで非常に軌道に乗っているという状態で一カ月の三分の一ぐらいしか大体、平均的に仕事がないそうです。これはないんじゃなくて、統計でもおわかりのように大半の方はその程度しか働く意思がないわけです。この辺のところをひとつけじめをつけておかないと、私は出発当初から高齢者事業団はつまずきを起こすんじゃないかというふうに思いますので、再度くどいようですが、この辺についてお伺いしたいと思います。あるいはまたそういう希望者がいまして、そして仕事もあったと、そして毎日毎日八時間ずつあるところへ行って仕事をする、こういう状態が生まれた場合に法的に問題が生じないかこの辺もひとつあわせて御答弁をお願いします。

十番目には、これは勤労者互助会の質問でしたから、先ほど答弁もありましたので、十番目は省略いたします。

十一番目に、勤労者福祉会館建設についてでありますが、これも過日の市長答弁の中で「七生の文化会館、あるいは南平に建設予定の体育館、これらすべて勤労者のための施策である。勤労者福祉会館というふうにひとつ考えていただいていいんではないか、あるいは考えてほしい」こんなふうに実は答弁がありました。確かに大半を占める勤労者の町ですから、一面ではそれもいいわけですが、私どもが申し上げている勤労者福祉会館というのは、単なる勤労者が使えばいいというものを申し上げているんではない。使えればいいということを申し上げているんではないわけです。くどいように申し上げますけれども、大企業の組織された勤労者の方々はいろんな面で福利厚生施設も持ち合わせておりますし、いろんな活動ができているわけです。中小零細企業で働く未組織労働者はそういったことは自主的にできない。なかなか自主的にやる能力がない。そこで勤労者福祉会館というものをつくって、そこを一つの勤労者の殿堂として、行政の力によってその方々の教育もし、あるいは遊び方も教え、本当に勤労者として楽しい日々が送れるように指導

育成をしていく、こういうための勤労者の殿堂でなければならないと思うんです。その辺をお間違えいただいて、福祉会館も体育館もできるから、みんなこれは勤労者に使っていただくんだから、これを福祉会館と思ってくれ、こういうことではやっぱり認識が違うんではないか、こういうふうに思います。しかしながら、東京都の福祉会館に対する助成措置も、都の財政事情から、当面いわゆる島部を除いてはしない、こんなふうな方針もあるようですから、いまいきなり大きなものをつくって、すべての労働行政をここにぶち込んで、勤労者の殿堂といっても無理だろうと思います。そこでひとつこの際、まずちょっと大き目な地区センター程度のものをしかるべきところにつくって、市の労働行政の指導の中で、中小零細企業の方々をひとつ いろいろな形で指導していく、こういう形にひとつ考えを置きかえてみたらどうだろうか、一つの御提案でございますが、ひとつこの部分についても御答弁をいただきたいと思います。

あと一点でございますが、婦人労働者及び勤労家庭主婦の福祉対策ということでございますけれども、当市の場合、残念ながら何にもない、こういうふうに言っても過言ではないだろうと思います。先進市では多くが婦人の家、あるいは婦人センター、こういうものができている市がたくさんございます。その中で婦人のための種々の施策を行っております。詳しく言えといえば資料がございましたら申し上げますけれども、もう時間延長して皆さん一生懸命…（「婦人問題省略するな」と呼ぶ者あり）（笑声）聞いていただいておりますから、余り細かいことは省略をいたしますけれども、何も行っていないというのはまことに革新市として残念だと言わざるを得ないわけです。婦人問題を省略するなという声もございますから…（笑声）時間もまだたっぷりあるようですから、省略をせずに他市の状況などを参考までに申し上げてみますと、まず婦人のための職業相談、あるいは家庭生活における相談、指導、あるいは御婦人の方々の、もちろんこれは勤労婦人、あるいは勤労家庭の主婦、こういった方が対象ですけれども、健康及び育児に関する相談、指導、あるいは職業家庭生活の技術指導、あるいは一般教養に関する講習会の開催、あるいは御婦人の方々の休養、レクリエーション等の余暇の活用の仕方、あるいはその他婦人特有の資料あるいは器具等々の展示、こういったものをそれぞれの婦人センターの中で専門に扱っている先進市がございます。これも、りっぱなものをまずつくってこういうものをやろうということでは、なかなか大変だと思います。したがいまして、先ほど申し上げましたいわゆる労働福祉会館と同じような意味合いで、まず市の財政でできる範囲でこういったものにひとつとりでをつくり、そこから大きく発展をさせていく、こういう形が望ましいんではないかと思います。したがいまして、それらについての市長部局の御見解をお伺いしたいと思います。

以上、一点割愛をいたしましたから、十一点について御答弁をお願いいたします。（笑声）

○議長（桑　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　一点目につきましてお答え申し上げます。労働金庫に対しまして現在、おっしゃるとおり千三百万円の預託をしてございます。これと生活つなぎ資金との関連についてということでございますが、労働金庫に預託しておりますのは、日野の勤労市民が労働金庫のさまざまな制度の中から融資を受ける、そういう場合に特に他の市民と区別することなく、あるいはより日野市民を優遇していただきたいというような意味を込めまして預託しているわけでございます。そういうわけでございますので、市で行っております生活つなぎ資金と特に制度的な関連はございません。

○議長（桑　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは順番がちょっと狂いますけれど、総務の方でお答えする部分を申し上げたいと思います。

最初に四点目の労働相談の問題でございますけれど、実施する意図は、ということでございますけれど、先ほど来、助役の方からお答えしてございますけれど、そういった担当係ができますればそういったことも考えていかなければならないんではないかというふうに思っています。

それから六番目でございますけれど、労働関係行政機関連絡協議会、これにつきましては市の広報課が出席しております。特に市民相談、いわゆる公聴関係ということで情報の収集、ということを得るために出席していたものでございまして、特に論議ということよりも労政事務所の方から、これはほとんど一方的な話を聞いてきている、こういうことでございます。したがいまして現在のところ、いかに反映されたか、ということにつきましても、そういったあれがないわけでございます。以上です。

○議長（桑　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　二点目と三点目についてお答え申し上げたいと思います。

二点目の生活つなぎ資金でございますけれども、昭和四十七年まで公益の質屋があったわけでございます。この利用というものは消費生活の拡大で利用されなくなってきた、あるいは質ぐさの評価が非常に低落してる、こういうふうなことで公立の質屋の廃止ということになったわけでございます。四十八年からそれにかわるものとして生活つなぎ資金ができたということで、内容は一般市民を対象にしております。一般市民の中で、ボーダーラインを要するに貸し付けの水準にしている、こういうものでございます。ですから、一般の勤労者を対象にした勤労者厚生資金貸付制度とは違った、一般のボーダーライン層を

対象にした、要するに質屋的なものの転化したもの、こういうことでございます。

それから三番目でございますけれども、三番目についても当初、市の原資でもって敬老拠出制度というものでスタートしたわけでございます。その後、身障者の部屋をやはり増築したらどうだというふうなことで、身障者等の貸付制度にこれが成長してきたわけでございます。次に一般のボーダーラインを標準としました一般の住宅の修繕とか改良というふうなことで、市の原資から外しまして銀行融資ということに変わってきたわけでございます。私の方で労金ともいろいろ交渉を持ちました。結論的には三菱銀行は八%でございます。労金の方の住宅融資の方は九%でございます。その違いと、八王子支店まで市民が五十万円借りるたびに行くのは、ちょっと遠いんじゃないかなあというふうな足踏みがございまして、三菱銀行に継続しているわけでございますけれども、その節、労金の勉強も多少させていただいた、こういう状況でございます。

それから、四番目については高齢者職業相談、これは高齢者無料職業相談を日社協でやっております。そういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　五番目。助役。

○助役（野呂　章君）　本件につきましては、一般的にはその土地土地の最も必要な産業、それから特に開発していかなきゃならない、こういうような職業、そういうところにおきまして技能功労者表彰制度をつくりまして、さらに振興を図っていくというのが実態だろうと思います。したがいまして、日野市におきましてはそういうふうなものがどういう課があるのか、制度としてはきわめて有効、適切な勤労者に対する施策だろうと思います。そういう観点からこの問題を今後、新しい組織ができた場合におきましていろんな観点から煮詰めてまいりたい、このように思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　七点目。市長の方に談会の方から失業対策、雇用確保についての要望書が提出されております。どのように検討されたか。助役。

○助役（野呂　章君）　大変不手際でございますが、私十分察知しておりませんものですから、これを後で調査いたしまして御回答したいと思います。

○議長（秦　正一君）　八点目、中小企業退職金制度整備拡充のための補助事業。助役。

○助役（野呂　章君）　本件につきましては、きわめて有効な中小企業に対しますところの退職金制度でございまして島村議員におきましては、整備、拡充のための補助事業をどのように評価するか、このことでございます。問題は補助事業をどう評価するかということでおろうかと思いますが、いろんな制度との関連上もございますし、それから市におきますところ

の、いわば実態というふうなことも調査しなきゃならんと思います。そういう観点から今後、この問題については調査いたしまして、十分対応できるような形で考えてまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　九点目、福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　九点目につきましては、いろいろ御意見を入れた形での御質問でございました。前に中山議員さんの方から質問もございまして、それにお答えなどしたものについての質問というふうな形になったんじゃないかと思います。島村議員の意見もそのとおりだと思います。ただ、中山議員に申し上げましたのは、現状の中では所得税法の問題がある、あるいは無拠出の福祉年金の問題もあるわけでございます。多少高齢者事業団で多額の収入があった場合には暗黙の税務署の了解が崩れてしまう、あるいは無拠出、拠出年金の方は幾らあってももらえますけれども、無拠出の方はやはりもらえなくなってくるというふうな法的な問題、いろいろございます。ですからそれらの問題が整備されながら、かつ日野の地区事業団というものが、だんだん雇用日数等が確保できれば、おっしゃるようなものに近い、働ける方も出てくるというふうに申し上げたわけでございます。また、そう申し上げる一つの現実的な問題としましては、金魚のえさをやる仕事の例があるわけでございますけれども、非常に気に入られて、毎日のように来てくれというふうな状態の中で、毎日行ったんじゃおっしゃるようになりますので、やはり一月のうち十五日とか、十日だとかいう形で二、三人の老人でローテーションするというふうな、現実に非常に気に入られて、経理事務なんかも専属で来てくれというふうな要請等もあって、二、三人の方でローテーションを組んでやるという現実面もありましたので、そう答えたわけでございます。ですから現実の問題としましては、島村議員の言うように、法的な問題が解決しませんと暗黙の了解が崩れるようなことはしたくないというふうな考え方でおりますし、高齢者事業団の設立目的というものも、要するに就職になじまない、あるいは就職できない、若い人と同じような雇用には適さない、あるいは雇用の中に入っていきたくない、もう少し体に合った、要するに若いものと一緒に労働のスピードが合わない、そういう問題がありますので、もっとゆっくりやりたいという老人、あるいは健康のため、いろいろございます。そういう老人の実態に合わせた高齢者事業団の運営に持っていくのが本来の目的でございますので、大眼目としてはそういう運営をしていきたい。それで、その運営の中でやはり暗黙の了解を崩すような運営はしたくない。将来、そういうものが法律として改善された時点には、中山議員のおっしゃるような形に持っていきたい。それから現実的には二、三、雇っていたたく方が、続けてきてくれというふうな要請もあるんで、ある程度引き続いた

現実的な高齢者事業団の使い方も現実にはある、そういうことでございます。

○議長（桑　正一君）　十一点目、やや大き目な地区センター並みの勤労者福祉会館の建設計画。助役。

○助役（野呂　章君）　十一点目についてお答えいたします。本件につきましては、やや大き目な地区センターのようなものは考えられないか、このようなことでございます。この問題につきましては、東京都が労働厚生の事業といたしまして勤労福祉会館の設立をやっておるんでございますが、現在の都政の財政圧迫事情から、なかなかこれを各地に全部建てるというわけにはいかないという状態になっております。できればこういうものを誘致するということは最も望ましいかと思いますが、しかしながらそれはそういう東京都の実態上から考えまして、なかなか期待どおりにはまいらないと思います。そこでこのような御提案があったわけと思います。この問題につきましては、望ましいことであるとは思いますけれども、やはり全体的な市の施策をやはり平均化して考えてみなきゃならん、このように考えておりますので、今後、本件におきましては、十分念頭に入れながら対応してまいりたい、かように考えております。

○議長（桑　正一君）　最後の十二点目、助役。

○助役（野呂　章君）　本件につきましては、東京都が婦人会館などを建てる、こういうふうな形で積極的に先ほどの勤労福祉会館と同様な考え方を持っておるようでありますが、それ以外に婦人の労働及び保健衛生その他につきまして、いろいろな施策を講じておるのは御承知のとおりでございます。市といたしましても、姿、形変わりこそすれ、いろんな面をやってることでございます。しかしながら、やはりいろんな面につきましてこれを集約的に、かつまた効率的にやってほしい、こういう趣旨であろうと思いますから、この問題につきましては婦人問題というふうな立場からとらえまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（桑　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　大体、予定をしておりましたとおりの答弁がそれぞれから返ってまいりました。答弁の出る場所を見ましても、予算上は労働費というのが組んでございますけれども、答弁の出る場所はやはりあちらこちらからという形で、先ほど助役の答弁の中にも、別に思いつきでやったわけじゃないんだ、労働行政でやったんだ、ただ、それぞれがそれぞれの中で必要に迫られてやってきたために、担当部署はまちまちだ、こういう答弁がありましたが、そのとおりでやはりばらばらになっております。これではその都度、必要に迫られて何かの上に上乗せをして、そしてつつましくやるという程度しか発展をしないわけですから、どうぞひとつこの私の一般質

問を一つの契機にいたしまして、事実契機になったように聞いておりますが、具体的には省略をいたしますけれども、ぜひひとつ担当課をつくっていただいて、あるいは担当係をつくっていただいて、その係の中で真剣に労働行政についての企画立案をやっていただく、このことこそ将来に向かって大きな発展をなすのではないかと思います。私は実は、この問題の整理をしましたのは、そう長い時間はかかっておりませんけれども、各市からいろいろ資料を取り寄せました。やる気になれば私は、すぐにでも担当係はできるだろうと思います。ぜひひとつ御努力をお願いしたいわけですが、この実は整理をしながら、冒頭から申し上げましたように、いわゆる労働行政は、自治体で行うべき労働行政は、中小企業あるいは零細未組織労働者のための施策であるんだということを、先ほど来から申し上げてまいりました。大企業で働く労働者は組織もあるし力もあるから、自分たち独自の力で福利厚生面にしても、あるいは生活安定面にしても取り組めるんだ、こう申し上げてまいりました。確かに私はそのとおりだと思っているんです。したがって、行政サイドではぜひひとつ未組織労働者を対象にして、中小企業労働者を対象にして労働行政を進めてほしいと思うわけですけれども、この仕事をやりながら一つの矛盾に突き当たりましたのは片方では労働行政、中小企業対策はひとつ行政側ががんばってくれ、大企業の労働者は組織の中でひとつ一生懸命独自でがんばれる、確かにがんばっております。労働組合の年間主要闘争の中に、生活安定闘争とともに挙げられるものに、やはり従業員の福利厚生対策があることは御存じのとおりであります。その中で最も重要課題になっておりますのが、やはり昨今の事情から、住宅対策だろうと私は思います。持ち家制度の推進もさることながら、福祉社宅あるいは実費社宅、こういう形でそれぞれが一生懸命取り組んでおります。最近の厳しい経済情勢、とりわけ住宅事情のひときわ厳しい状況の中にあって、労働者側と使用者側との何回となない交渉、場合によっては闘争体制すら組みながら交渉をしておるのが現実であります。ところが、御存じの現在は、中高層建築物指導要綱でありますけれど、建てようとすると建築費の一三%から二一%程度の高い公益負担が市から要請されてまいります。もちろんこれは建てる規模によって違いますから、一概に一三%から二一%とは言えませんけれども、大さっぱに考えてかなり高い行政協力費が、あるいは公益負担金が乗っかってまいります。こういうことは何を意味するかというと、労働者が企業の側に要求する勤労者のための住宅対策の大きな交渉の障害になっているという事実であります。もともと中高層建築物指導要綱というものは、この種のいわゆる福利厚生施策としての勤労者住宅の建設を抑制しよう建てさせまい、とすることが本来のねらいではないだろうと思います。もちろん、福利厚生施策の住宅だからといって、一般

的な意味での環境、そういったものを破壊していいということは当然ありませんから、そういう意味でのそれぞれ制約は遵守をしなければいけないわけですけれども、不動産屋が建てる、あるいは建築業者が建てるものと同じような意味での指導要綱の網をかぶせて何十%もの公益負担を乗せてくれれば、当然これは交渉の行きづまるのは当然です。本来、国やあるいは都が、あるいは市の行政の中で行うべき若年層あるいは低所得者層の住宅建設の一部を、労働者が企業との血みどろな交渉の中でかち取りつつあるものです。本年度、四年ぶりにやっと二十一戸の市営住宅の予算が、この九月議会の補正予算で提案をされようとしておりますけれども、これとても将来に向かって、本当に勤労者の要望にこたえるほどのものは出すあてもないのが現実だろうと思うんです。この辺のところを十分ひとつ認識をしていただいて、直視をしていただいて、福利厚生施策としての住宅建設に対する見方、考え方を御一考願えないだろうか、こういうのが実は、私が今回労働行政を整理しながら、一つの矛盾点として突き当たった部分でございます。私も、いま申し上げた福利厚生施策としての住宅対策についていまここで、こうすべきである、これが正しいんだ、こう申し上げるほどまだ検討期間がございませんでしたので、こういう問題点にいま気がついたよ、あるんじゃないだろうか、こういうふうに問題提起をするのみにとどめまして、あえてこの部分については質問もいたしませんし、御意見を伺おうとも思いませんが、ぜひひとつこの部分について、労働者のための施策、行政で行うのは中小企業未組織労働者のために、そして大企業は自分たちの力でやってくれ、ただし行政は足を引っ張るのはやめよう、こういうひとつ方針をぜひお持ちいただきたい。大変長くいろんなものを申し上げましたが、私が質問した項目、それぞれ現段階では無理からぬ御答弁だと思いますが、答弁そのものとしてはそれぞれが非常に不満足です。したがいまして所管の課を、あるいは係をつくって前向きに検討する、あるいは項目によっては非常に結構な施策である、したがって課ができた段階で十分検討をする、こういうふうに言われておりますから、改めて十二月議会にこの部分の質問をいたしますので…（笑声）向こう三カ月ございますから、ひとつ十分係をつくっていただき、あるいは担当職員を決めていただいて、それぞれの部分について市側の前向きな御答弁を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桑　正一君）　これをもって十六の一、労働行政に関する主管課を設置し、これを積極的に推進せよに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二十一分散会

九月二十二日　金曜日

（第六日）

昭和五十三年
第三回定例会

日野市議会会議録

第三十二号

九月二十二日　金曜日　（第六日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中瀬一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

十四番	橘祐子君
十七番	石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　本間ムツ子　君　川久保友子　君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十三年九月二十二日（金）
午前十時開議

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一房	君
教育長	倉又秀作	君

書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君

午前十時十九分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名であります。

一般質問十七の一、日野市における地震災害対策についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（三浦重春君）　御指名によりまして、災害対策につきまして若干御質問してみたいと思います。（「簡単にやれよ」と呼ぶ者あり）ただいま、簡単にやるようというお声もありまして、実は、この問題につきましては、最初大柄議員さんがやられまして、あと米沢議員さんも続いて質問されましたので、何か私の質問する事項がもうなくなっているような気もいたしますんで、まあ、皆さんがきっと、もう終わりにしろ、とこう言われるんじゃないかと思いますが、せっかく通告をしましたので簡単ではございますが質問させていただきます。なるべく前段を短くして本題に入りたいと思いますが。

九月という月は、いまから五十三年前に、すなわち大正十二年九月一日、突然関東一帯を襲った、いわゆる関東大震災のあった月でございます。三日間にわたって焼え続けた都心部がほとんど焼け尽くして、死者は十四万人と聞き及んでおり、焼失家屋は四十五万戸だというふうにも聞いております。これは世界の災害史上できわめて類例のない大きな惨状であったというふうに受けとめておるわけでございますし、なお言われてもおります。このような大地震が再び来ないとだれが言えましょうか。地震学者がときどき新聞紙上に言っていることを読みましても地震のエネルギーというのは、同じ場所に蓄積されて、大体五十年から六十年ぐらいを周期といたしまして活動を起こす、というふうにも言われております。これは確かに、地震学説的とか、あるいは地質学設とか、あるいは統計学的に見ましても、そういう実証が残っているわけで、あながち学者のたわ言というわけにはいかないわけでございまして、私どももうすでに五十三年たっておりまして、五十年から六十年ということになりますと、ちょうどそのど真ん中に入っているというようなことで、これはもう本当に否定できない事実が来るんではないかというふうなことで、きわめて危惧の念を抱き、心配をしているわけでございます。五十三年前といいますと、確かに耐火構造もすくなく、比較的燃えやすいものもたくさんありまして大きな災害にもなったんではないか、というふうに考えるわけでございますが、現在は、当時と比べまして人口の張りつけ方も非常に密集されておりますし、また、社会経済機構から考えましても、いろいろと引火物も危険物もたくさんいろんな所に、各所に貯蔵されているというようなことで、やはりかなりの心配が出てくるわけでございます。われわれの考えでは、簡単な考えからいっても、人口とかその他の状態から考えて、もしも

関東大震災と同じような震度六からの地震が起こったならば、これは多分十倍から二十倍ぐらいの災害が起こり、被害、混乱が予想以上に出るんではないかと、こういうふうに考えております。ところが、翻ってみまして、都民の約九〇％の人があの大きな関東大震災を体験していないわけでございます。私どもは年を取っておりますので、たまたま小学校の一年生のときになったんで、幾らかうろ覚えに覚えておりますが、皆さんの中には全然知らない人もいらっしゃるものと思います。その恐ろしさは実にもう酸鼻をきわめるというか、物すごいものでございます。一応、知らない人は案外安易な気持ちで、何とかなるんじゃないかというような気持ちでいる人が多いんじゃないかと思うんですが、一人でも地震によって死傷者を出してはならないというのが、少なくとも市政を扱う者の全部の考え方ではないかと、かように考えます。

ちょうど日野市にとりますと、大正十二年といいますと人口はわずかに四千名ぐらいで、戸数も九百戸ぐらいだと思います。非常に田園風景豊かな農寒村といいますか、農村でございました。で、そこには、日野で所有している自動車一台っきりなかったような状況で、自動車もなく、また電気、ガス等――電気はありましたが、ガスとか石油とか、あるいは水道というようなな文明の生活をしている時代でもなかったわけでございます。それでも被害はかなり大きかったわけでございます。

東京都の防災会議がときどき開かれるわけでございますが、たまたま十勝沖地震の後にデータを出したところによりますと、石油ストーブからだけでも時期的によっては三万カ所ぐらいの火災が都内に発生するんではないかと、こういうふうに言われております。さらにガスとか、あるいはその他の引火物、あるいはまた、都内に二百五十万台ばかり自動車があるそうですが、その車の後ろに、まあ、前にあるのもあるんですが、車の後ろにガソリンタンクを置いてあるわけでして、大体三十リッターから五十リッター、大きいのは百リッターぐらいそれの中へ入っておりますんで、それが引火物ということになりまして、うっかりすると道路上からも火災がぼんぼん起こってくるというようなこともあり得ることだと思います。東京都で一万八千カ所の爆発物の貯蔵所があると言われますが、日野市でもこの本を見ますと、地下タンクだけでも九十八、屋外タンクが六十五、それから屋内の貯蔵所が六十八あって、危険物が総計で三百九十五カ所も置いてあるということでございます。そういうようなことになると、各所に地震が起こった場合に、その二次災害である火災の発生することが最も起こり得る、引火物といいますか、それが各所に散在していると。三百九十五カ所もまず散在するというようなことでございまして、これは大変なことでございます。よく初期防火といいまして、地震があったら、まず火を消せ、というふうに言われておりますが、メキシコ地震

の体験から考えたり、その他のことを考えますと、震度六以上になるとほとんど人間が火のところへは行かないと、まあ、火のそばにいる人はそりゃ、こうやるでしょうけれども、ちょっと離れたところにいればですね、もうほとんどそこへ行けないんで、座り込んでしまうと。もう座っちまうと、立っていられないんだというふうなことでございます。そういうようなことで、火を消すということも震度六以上、いわゆる仙台地震は、宮城県沖地震と申しますか、あれは震度五だということで言っておりますが、初めに七・六とかなんとか言っておりましたが、後で訂正して六・八と、マグニチュードですね、というふうに訂正されておりますが。いずれにしても、関東大震災から比べれば小型であるというふうに考えられるわけで、それですらかなりの被害が出ていると。そうなると、われわれとしても避難所の問題とかいろんな問題、すべての災害対策の問題が、机上プランや図上作戦だけでは済まないんだと。このわれわれの、市民の体で受けとめた体験こそ実践に役立つことだというふうに考えられるわけなんで、それらの点も踏まえまして、ひとつこの防災計画の問題とかその他につきまして、細かいことになるかもしれませんが、若干検討を加えてみたいと思います。大きいのはもう二人の方がやりましたので、細かいところへ移らせていただきます。

まず、この赤い防災計画の点で幾つかお聞きしたいと思うんですがここに二十一ページ……お持ちの方はいらっしゃらないかもわかりませんが、私がちょっと読みますから。二十一ページに、科学的、学術的な研究を行い、毎年必要な修正を加えて、順次実情に即したものに改善していくものである、というふうに書いてあるわけでございますが、これが、これは二十一ページの一番下の方なんですが、計画の目標にあります。この科学的、学術的な研究を行い、というのを、果たして日野で――ときどき変えているようですが、そういうふうなことをどんなふうにやっているか。まあ、やれば非常にいいことだと思いますんで、やっていれば結構なんですが、私どももその状況よくわかりませんので、その点をひとつお聞きしたいと思うんです。

それから二十二ページに、震度五以上の場合は、倒壊家屋等が出て火災の発生する恐れがあるので、これを想定して地震対策を樹立するものとする、というのでありますが、何かこの内容を全部見ますと、火災の発生する恐れがあるという下の方の文句に対してはかなり触れているようですが、倒壊家屋等については余り触れておらないんです。それで、倒壊家屋も当然あるわけなんで、その点につきましてどのように処理し、考え実施しようとしているか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、三十三ページのところでずっと、防災機関の業務大綱というところで、いろいろと協力の日野市とか、あるいは何とか東京都とかいうように関係の方々の名前が書いてあり

ますが、最後に協力機関というところに自治会、婦人会等ということで避難者の誘導とかなんとかと書いてありますが、私どもも自治会の会長なんかをやって、ことしもやっているわけなんですが、何かそういうことの具体的な指導とか、協力の呼びかけとか、そういうものが余りないわけなんで、いよいよ実際にあった時にその場で考えてやるんではやはり実効がないということで、その点はどのようにしていらっしゃるか。それと同時に、地震があって避難する、退避する、火災が起こる、消防団も動くというようなことの中で、防犯の問題もあるわけで、警察は交通とか防犯の問題もあるわけですが、百三、四十名っきりいない警察官が多摩、稲城、日野を抱えて、果たしてどれだけの防犯能力があるかということはきわめて疑問でございます。たまたま日野には防犯協会というのもあるわけでございまして、こういう協力機関というのに入らないから入れなかったのかもわかりませんが、防犯協会とか、あるいはそういうものも入れて参画させた方が、より実践になって役立つんではないかと、かように考えるんで、提案と同時に、その入れてない理由の説明をしていただきたいと思うわけでございます。

それから八十二ページに、災害に関する調査研究というところに後ろに、八十二ページに図面があるわけでございますが、この図面が、地すべりとかがけ崩れの恐れがあるとか、火災延焼の恐れがあるとか、浸水、冠水の恐れがあるとかいうように書いてありますが、私はこれを見まして、何か該当するものが特に起こり得るだろうというようなところが案外出ていないんじゃないかというような気がしますんで、もしもこの図面を金科玉条としてここんとこに対策をするんだということになると間違いがあるんではないか、とこういうふうに考えるわけで、この点をどのように検討されているか。それからなお、この図面がきわめて略図がおかしいんです。略図のひな形が三点書いてあるわけです。地すべりの場合にはこう書いておくとか、火災の場合にはどうだと書いてありますが、それがですね、そのようなものがあんまり見当たらないんですね。違うように書いてあるんです。だから、どれが地すべりでどれが火災の発生のとこだかこれはわからない。これは、図面が違っているんだか、私の目が違っているんだか、ひとつその点を御説明願いたいと思うわけです。これ一般市民が見たときに、私と同じように、どれなんだ、これは――まあ、考えてみりゃ、これはこうなってるから、近いなあと思って推定するだけだと思うんですが、やはり模範の略図がある以上は略図どおりに書いてもらわないと問題が起こるということでございますので、この点ひとつお聞きいたします。

それから百二十三ページのところに、市民を対象とする防災知識の普及については、市役所の職員とか自治会長、防災対策実行委員とか、その他云々、と書いてありますが、これはあんまり徹底してないようなんです。書面では確かに来るんですが、どうもやはり書面だけでは、図上作戦と同じように、いざ実践となるときわめて役立たない、右往左往するということになりますんで、ここいらの実施活動をどのようにやったのか。まだ足らないというならば、今後どういうふうにしたいというふうにして御回答願いたいと思うんです。

それから、本部の非常配備体制ですか、二百八人ございますが、関係の方は見ておいてください。ここにですね、第一非常配備の時はこう、第二はこう、第三はどうというふうに書いてありますが、ちなみにこの間配っていただきました五十三年度の配備計画を見ますと、第一出動は百十二名いると、第二は八十名――プラス八十名、第三は六百四十九だと、第四は外部で四百五名いると、こう書いてありますが、第四の外部はわかるんですが、第一には百十二名の中で、三十九名の外部の人がおります。ほかの町村から通っている人ですね。それから第二は係長級だと思いますが、八十名。この中に二十八名の外部からの通勤者がおります。先ほどからも言っておりますが、地震とか、そういうものの災害につきましては、橋は落ち、道路はでこぼこになり、きわめて交通も渋滞し、また災害が起こるというようなことを考えますと、外部の人が果たして電話一本で来るかどうか。電話すら私は途絶するんじゃないかと、こういうように考えますので、そこいらのところを百十二名のうちの三十九名がもしも来られなければ七十三名になってしまうと。しかし部課によっては――部課というのは課ですね、担当課によっては半分以上いないんだというようなこともあり得るところがある。第二非常配備のときでも五十二名になってしまうと。両方足しても百二十名だというようなとき、これをどのように考えられているか。なお、六百四十九の第三出動の日野市在住の者ということですが、何か地域別に張りついているようなことがあるわけでございますが、その地域別にどこどこ地区、どこどこ地区にこう住んでいる人を書いたんだと思うんですが、それが果たしてそういうように書いた以上は、事によるとその担当をその地区に分けているんだと思うんです。どこの担当はだれというふうに分かれて責任者がいるくらいですから、たとえば、どこどこ地区はだれというふうに責任者には丸が書いてあり、どうのこうのと書いてありますから、そういうふうに分かれていると思うんですが、その責任者がいるんです。責任者そのものは知っておりますが、その担当地区の者が、だれが責任者だかも知らないわけです。どこにだれが出てくるんだかわかんない、そういうようなことであっては、私はやっぱり、これまた有事の時に役に立たないというようなことを考えますと、この点の状況をただ図上で、こういうように図面で、あるいはまた文書で書くだけでなくして、もっと突っ込んで即時即応のやり方でできるような、すぐに機動性を持って動けるような方向づけ

をしなければならないんじゃないかというふうに考えますので、この点につきましては、以上二点にわたりまして質問いたします。

それから、まあ、これは抜きましょう。労務需給関係というのもあるんですが、これはちょっとダブるような質問になりますから抜きます。

それから、たとえば、毎年変えることになってますが、二百五十四ページのところに、細かいんで悪いんですが、四ツ谷下余吐け場所とかなんとか書いてあるんですね。何かちょっと私も読めないんですが、まあ、四ツ谷下の何かだと思うんです。水門だろうと思うんです。この管理者が石川真次さんて、栄町一ー一九ー一四と書いてありますね。この人はもう三年前に死んじゃってるんです。そういうような人を何で入れておかなきゃならないんです。そのせがれというと、せがれさんは遠くの方に勤めているんです。そういうようなことを私は知っているから、ちょっと見ておかしいなと思ったんですが、ほかにもあるんじゃないかと思うんで、そこいらのところをよく御検討願いたいと思うわけでございます。少なくとも一番表題にですね、毎年変えるんだと、やるんだということならば、そこいらのところもちゃんと変えておかなきゃ、毎年やったとはみなされないというわけでございます。

それから、二百九十七ページにわたりまして、二百九十七ページに避難地の地区割りが書いてあるんですが、これは私の質問が愚問になるかもわかりませんが、たとえば、第一小学校に千九百二十名収容できると、第六が二千名だと、都立日野高校においては四千二百七十二名収容できるんだと、こういうように書いてありますが、これは一人一坪というふうな計算の基礎で書いたと思いますが、大体こんなに入れるのかなと思うような——避難というのは、ただこれは待避じゃありませんから、泊まるんだろうと思うんですよ、炊事をしたりなんかして。泊まりがけの、うちが壊れたり何かの人ががっさり行くところだと思うんですが、これだけ全部で——そんな人間、たしか勘定してみたら三万六千人ぐらい入れるんで、全部足すと。まあ大丈夫だと思うんですが、しかし本当にそれだけ入れるかどうか、ちょっと御説明願いたいと思うんです。

それから、三百十七ページにありますが、ここに食品給与計画というのがありますね。これの食品給与基準というのに、災害救助法適用前の給与基準は、一人一日百円だと書いてあるんです。百円——一日というのは、飯は三回食うのが普通ですね。そうなると、一人一日百円で何が食えるのかと。救助法適用後は四百円だと。事によると、この救助法自体がすでに四百円でなくして、幾らかよけいになっているんじゃないかと、最近のは。というような感じがするわけなんで、大体百円ではちょっと少ないんじゃないかということと、救助法自体が、一日

の災害発生日から四百円だということが、もっと多いんじゃないかと、その点確認してもらいたいと思うわけでございます。

それから、三百二十二ページにあります給水計画、これが、給水タンクが二台、一トンについてるのが。給水車一台、二トン。角型容器が百五十個で、二十リットル入りだと。積載タンクが一台。これはタンクだけあるやつでしょうね、それが一台。これだけあるわけです。ところが、これを見まして、何かばかに装備が少ないんですよね。地震になると——たしか百草、落川の方に渇水がありまして、そこへ張りついちゃって使えないからというので、全然ないというので、東村山の浄水場へ連絡を取りまして、そこから借りてきて南平台の渇水を食いとめようとしたということも昔、あるわけでございますが、地震なんかで水道管が亀裂した場合に、こんなもんで役に立つかどうか。仙台市ですら百七十五台ぐらいのタンク車が動いて、そして六百何回という延べ回数が十日間に動いて、それでもなおかつ場所によっては長蛇の列ができたと、こういうことでございます。日野のこの装備では地震があった場合には、日野だけじゃない、まあ、たまたま日野だけ地震があれば、そりゃこれでも何とかなるかもわからない。ほかから応援が来ますからいいんですが、これがもし関東大震災のように——まあ、もちろんこれはそうなんです。がたっときたらどっからも来ない。要するに自力救済です。この時にこれを——水はもう大事なもんです。これを何とかしなければならないと、こういうような考え方を持つと今度はもっと変わらなきゃならないな、ということになると思うんですが、買うにはこの計画が、これは金科玉条ではありませんが、この計画を変えるようにして買うか、買ってから変えるか知りませんが、そういう考えがあるか、これでいいんだと思っているかどうか、その点をお聞きしたいというわけでございます。

それから三百四十五ページ、これに、災害仮設建設の建築というのがありますが、一戸当たり面積が二十三・一平方メートルと、これは国の基準になっているんで結構なんですが、建設費が六十二万八千円ということになると、一坪で大分安い金なんですね。果たしてこれでできるかというわけです。国では確かに七十五万になっているはずなんです。だから、そういうことでこれはやっぱり改定しなければ実施が不可能ではないかと。プレハブだからいいんだというんならそれで結構なんですが、私の考えでは、人間が住めるようなうちは、やはり若干でも住むには、少し数字が低いんじゃないかと。坪数は基準があってこれ以上出せないということになれば別ですが、建築費につきましては考慮を要するということで御質問いたします。

それから、これは市でわれわれが知らないで決めたことなんでちょっと触れたんですが、防災会議の条例が最後にあるんですが、これは私ども参画しておりまして、三十名の議員さんみ

な参加されておるんできわめてよくできているわけでございますが、ただ、この中に、二十名以内ということで、見ると何か確かに専門家おりますが、日野市の実情、いわゆる一番末端に近づいている人が余りいないわけなんです。そういうとこから考えて、やはり先ほど言った、若干人数をふやしても、自治会には十四の地区もありますし、その中から幾らかピックアップしてでも二人でも三人でも引き上げて、そういう人たちを参加させるとか、あるいは防犯協会もありますんでそういう人も入れるとか、なお商工会とか何か前には書いてありますんで、そういう者もやっぱり入れてやった方が、より民主的な市民参加の中で会議自体が運営できるんではないかというような考えを持ちまして、一言御意見を承るために触れておきます。以上がこの地域防災計画の点でございますが、その次にはちょっと大まかに分類して三、四点お聞きしたいことがありますので、お願いいたします。

じゃ、次に土質についてと。議会の代表者の方が仙台に参りましていろいろ詳しく調べていただきまして、そのデータもいただきまして、私の質問も必要ないようないいデータが出ておりますので、これをあんまり読んじゃうと質問がなくなっちゃうから、まあ、なるべく読まないようにしてここへ出てきているわけなんでございますから、ダブるかもわかりませんが、御勘弁願いたいと思います。（「不謹慎だよ」と呼ぶ者あり）

（笑声）じゃ、土質ですね。最近、造成地が非常に多いと、日野市には。宅造が多いと。そうすると、造成地は一応、造成前の検査ではかたいところかもわかりません。しかし、よくよく考えると上の方から山の上を削って下へこうやっていくと、下の方が実に軟弱になってくるということで、仙台の宮城県沖の地震を見ましても、造成地が崩れておるというようなことで、がけ崩れがあったり、道路の陥没があったりすると。で、それに対しまして土質を調査するとか、市でですね、これは米沢さんの質問にもありましたが、土質を調査するとか、あるいはあらかじめ造成業者から造成された後の、いわゆるその前の土質じゃなくて、後の地層を掃き出させるとかいうようなことでいろいろと検討を加えて、軟弱地帯の場合には、倒壊の恐れがあれば避難命令を早く出すとかいうようなことをしなきゃならないんで、そういうところの実情を把握する必要があると。なお、地質調査の結果、きわめて土質が悪くて、何とかしなけりゃならないという場には、「がけ地近接危険住宅移転補償事業」という事業団が国にもあるそうで、なお「防災集団移転促進特別措置法」というのもあるので、そういうものの適用を受けて事前に何らかの方法で考える必要があるんではないか、というような考えありますので、その点につきましてのお考えを御披瀝願いたいと、かように思います。

それから、建築物あるいは付帯設備等の構造に対しまして煙

突が——たとえば、今度の宮城県沖地震では煙突が倒れているところがあるわけです。たとえば、吉田高校という高校の煙突が倒れて、近所のうちをぶっ壊しちゃったと。あるいは福島県の川俣町の、あれはじんかい焼却炉ですか——の煙突がひっくり返っちゃったと。何か焼却炉は熱を持ってひっくり返ったんだということを、聞いたら言ってましたが、そういうふうに煙突が日野にも結構ありますんで、また市自体も持ってますんで、こういらの問題の強度とかその他も十分考慮しながら、対策を練っておいていただきたいと。

それから、ブロックべいとかいうものにつきましては、建築基準法上である一定の規模をやる場合には許可が必要ですが、あとは一応、一般の場合には無許可でどんどんやれるようになっておりますが、これは市の関係ではないかもわからんけれど、まず国に対し、都に対し、建築確認申請のときに、そういうものはどういうふうにしたらいいかというふうなことを、要望してやらなけりゃならないんじゃないかと。強固なものをつくらせるようにしなきゃならないんじゃないかと。仙台市でも、たしか十九名の死亡の中で、十二名がこのブロックべいにつかまってひっくり返って死んでしまったというようなこともありますので、この点案外素人がやりやすいんで、よくその指導をしていただきたいと。その気持ちがあるかどうか、また、どういうふうにするか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、門柱が倒れて老女と孫娘が二人死んでしまったということが、仙台市の米ケ袋というところであったわけでございますが、地震があればつかまりたいもんで、門柱なんかにつかまると思うんです。だから、それが倒れて下敷きになったんだろうと思いますが、そういうものにつきましては十分やっぱり点検をしておいと、市民に注意を促すということが必要じゃないかと思いますので、そういうことをやってくれるかどうか。

それから、小中学校の問題も、白石の小学校と一関の小学校も大分やられておりますが、これは私、見てこなかったもんで、やられてます、とは言わない、やられたそうでございますが、程久保の小学校と百草台の小学校は、たしか埋立地じゃないかと思うんです。まあ、地層がわかりませんからわからないんですが、案外下が軟弱になっているんじゃないかと思いますので、なおほかにも軟弱なところがあるんじゃないかと思いますので、そこいらは十分注意、監督をしてもらいたいと。なお、南平の小学校においては、すでに建築して二年後にもう亀裂が出ているわけです。ちょうど真ん中に亀裂が出ております。それで行ってみると、一番西側に用務員の部屋があるんですが、そこがもう地震もないのにドアをこういうようにあけっ放しで閉められない。あれは狂ってるんです、きっとね。そういうところがやっぱり危ないんじゃないかと。それから、屋根がわらの問題とかいうのがあります。そこいらのところについてどう対処し

ていくか、ひとつ御説明願いたいと思います。

それから、給水については先ほど触れましたが、仙台が百四十九台でやって七百トンの水をやっても長蛇の列だということで、日野市が現状でいいかどうか、この点またどうするかという問題。

それから深井戸ですね。何か水道部の方に聞きますと、都水道に切りかえると、いままでの深井戸はなくなしちゃうんだと、なくしちゃうというか、使っちゃ困るんだと。確かに減菌の問題とかいろんなものがありまして、使っちゃ困るかもわかりませんが、深井戸とか井戸によって給水がずいぶん助かることがあるはずなんです。したがいまして、現在のりっぱな深井戸があるのをとめてまで、都水道にしてしまうのがいいか。あるいは都水道にしても、その深井戸を残しておく必要があるんじゃないかというようなことで、それを残すにはやはり金が要るわけです。そういうときに、維持費か何かを、災害の場合の用に立つためにという維持費を——水中ポンプなんかもやっぱり動かしてみなきゃならないだろうしいろいろありますので、そういう維持費を出しても、一たん緩急ある場合に役立つようにする意思があるかどうか。

それから、高速道路がやっぱりおっこってる市、メキシコを見ると、ほとんどばたばたおっこっちゃってるんですが、高速道路のあの橋げたと橋げたというんですか、ピアとピアというんですか、あの間にすぽっとこう入っているんですね。ピアとピアの間にぴしゃっとこう道路が載ってりゃいいんですが、その間に幾つかあって、ピアとピアになっているんで、落ちてるんです。だから、道路公団等に言いまして、果たしてそれが大丈夫なのかどうかと、そこいらのことを確認して、民心の安定を図ってもらいたいと。

それから、ガスタンクが仙台では原町工場がいかれているんです。これは仙台市の市営のガスタンクでございますが、この破壊はもう本当に市民生活にお手上げをさせているというようなことでございます。日野はガスタンクがないかと思うとあるんです。鹿島台の下に大東ガスというガス会社がありまして、そこにガスタンクがありますが、そこがもしものことがあると、これまたそこの近くも被害があるし、それが給配しているところのガスが全部ストップするというようなことになりますんで、そのガスタンクの問題ですね。これは震度八まで大丈夫だという原町工場のガスタンクが、震度五でやられているわけです。そういうことでひとつ、そういう指導をどのようにしていただけるかお聞きしたい。

それから、日野市には近くに八王子の方にオイルターミナルというのがございます。たまたま今度の宮城県沖地震におきましては、東北石油のオイル貯蔵タンクが三基破壊いたしまして、オイルが仙台湾に流出してきたということでございます。で、日野の場合には、直接八王子の方だから関係ないように見受けられますが、あそこには二十五基たしかあるはずなんです。それで、二十五基のタンクの中で二基にもう大変な量が入っているわけでございまして、その一基でも二基でももしも破壊されると、一応はその貯留槽というのがありますからなるように見えますが、これも仙台の状況を見ますと、震度八度で大丈夫という建築設計のもとで消防署あるいは建設省の、あるいは宮城県の十分なる指導の中で行われた工事でございますが、三つやられちゃったというふうなことでございまして、日野の場合にはたまたま浅川の流域にありますので、まあ、冬ばっかし起こるとは限りません。いつあるかわかりませんので、用水の方に入り込んで、産業生産物が被害をこうむったというようなことでも困るし、また、流れてきたのに火がついて川が燃えちゃったなんてことでも困りますし、そこいらのところはどのように取り扱っていただくか、その点につきましてひとつ御披瀝を願いたいと、かように思います。時間もありませんので、このぐらいにしておきます。どうぞ。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　最初の方でございますけれど、日野市地域防災計画、これに対しましての不備な個所大変数多くの御指摘をいただいたわけでございますけれど、総体的に申し上げますと、これにつきましてはほかの議員さんからもいろいろ指摘もございますので、見直しをしていかなきゃならないと、このようには基本的には考えているわけでございますけれど。

御指摘のまず最初の、科学的、学術的研究、どんなようにやっているかということでございますけれど、この計画につきましては、最終的には防災会議の中で決定するわけでございますけれど、そこに至るまで毎年、修正個所がある場合は、これは各委員の方から事務局の方へ提出いただいて修正していくと、こういう順序で行っているわけでございます。それでこの委員の中には、防災会議の委員の方御承知だと思いますけれど、それぞれの専門の方が入っているわけでございまして、そういう中から出されて修正していくということでございます。そういうことで、科学的、学術的ということ、あるいは内容から申し上げまして当たってないところがあるかもしれませんけれど、現在の中ではそういう専門家の方からの報告に基づいて修正を行うということでございます。

それから二点目の、二十二ページの倒壊家屋の問題でございますけれど、これにつきましても確かに御指摘の点があると思いますので、十分検討を加えていきたいと思います。

それから三十七ページの、協力機関の関係でございますけれど、確かに協力機関ということで自治会、あるいは婦人会等と

いうことになっておりますが、そこでございますけれど、この中で――二百十二ページに民間協力計画ということがございまして、自治会はこの中に落ちているわけでございますけれど、奉仕団だとか、医師会だとか、農業共同組合だとか、交通安全協会、商工会、こういうような公的機関、こういう方が一つの協力機関と、その他に先ほど仰せられた防犯協会等も入ることだと思いますけれど、いずれにしても、この協力機関の中にそういったものを具体的にこれから入れていきたいと、このように考えております。

それから八十二ページの、図面の中における略図が見づらいという御指摘でございます。まあ、確かに御指摘の点もございますので、検討していきたいと思います。

それから百二十三ページでございますけれど、防災知識の普及、いわゆる職員等の防災の訓練が足りないのではないか、というようなことでございます。これにつきましても、御指摘のとおりでございます。十分今後、行っていきたいというふうに考えております。

それから二百八ページ、職員の出動態勢ということでございまして、確かに職員の招集計画書、こういったものを作成してございます。第一あるいは第二の中におきましては、確かに市外の方もおるわけでございますけれど、基本といたしましては、第一次出動していただく方は幹部職員がほとんどでございますので、そういう中で、市外の方も含めまして確かに来られないという実情があるかということはわかるわけでございますけれど、一応の計画といたしましてはここにのせたわけでございます。

それから、地域別のだれが責任者であるかわからないと。職員に対する内部的な一つのPRだと思いますけれど、これにつきましても、今後検討していきたいと思います。

それから二百五十四ページ、石川さんの件でございますけれど、これにつきましても、本当に申しわけないと思います。

それから二百九十八ページの、避難地でございますけれど、都立高校確かに四千人ということでございますけれど、いま少し実態を調べていきたいと思います。

それから三百十七ページの、給食給与基準は金額が百円以内ということで少ないのではないか、ということにつきましても、検討を加えていきたいと思います。

それから三百二十二ページ、給水計画、これにつきましても、水道部等と協議を重ねてまいりたいと思います。

それから三百四十五ページ、一戸当たりの建設費、これ等につきましても、担当課と協議していきたいと思います。

それから、防災会議の条例の中で、末端の人が、いわゆる自治会代表等を入れる考えということでございますけれど、これにつきましては、この防災会議条例そのものが災害対策基本法

から規定によりまして定められております。その組織の問題でございますけれど、この法の第十五条によります都道府県の防災会議の例に準じて定めると、こういう規定がございます。これに従いまして市がこういった組織を持って、構成を持って行っているわけでございますので、ここの中に入れるということは現在の段階ではできないわけでございますけれど、この会議の中に専門部会というようなものもございますので、こういった市民の方に特にお願いしなきゃならない問題も数多くあるというふうに考えておりますので、この中へ自治会等の方を入れていきたいと、このように考えております。

それから、その他土質の関係、あるいはブロックべい、門柱、小中学校、いわゆる公共施設関係の問題、それから給水関係、深井戸の問題、高速道路、ガスタンクの問題、あるいはオイルターミナル、いろいろな御質問いただいたわけでございますけれど、これにつきましては防災の総合的な観点から、今後十分庁内の中で検討をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　再質問をいたしますと時間がなくなってしまいますので、再質問はいたしません。

結論から申しまして、市が一生懸命になって市民の命と財産を守るために努力を傾けると、特に災害というものは起こるか起こらないかわからないようなことをやっているんで、余り気乗りがしないかもわかりませんが、一朝あった場合には大変なことになるということのお考えの中で、ひとつ十分やっていただきたいと。都市の文化生活はきわめて地震に弱いというふうに言われております。住民の生活麻痺というのは地震によって最高潮に達するわけでございます。宮城県沖地震を考えましても、実は非常に幸いだったんですが、死者はわずかに宮城県で二十七名、負傷者が八千名という程度で食いとめたわけでございますが、すでに罹災額といいますか、被害額と申しますか、それが一応調べたところによりますと、二千二百九十一億の損害だったというふうにも言われております。家屋の被害とか火災、橋の棄損、あるいは道路の損傷、がけ崩れ、水道破裂、ガス漏れ、ブロックべいの倒壊とか、いろんなものがありまして、大変なパニック状態になったということは事実です。東京にそれより上回ったものが来ないとは限りません。仙台の場合におきましては、東京等から、あるいはその他から応援が出、たとえば塩竈市においては、八戸から遠く給水タンクが飛んできてくれたというふうなことまで聞き及んでおりますが、仙台の場合には、ガスがどうしようと、水道がどうしようと、自力でなくてもよそからずいぶん応援があり、特に大きな東京が何でもないので、東京からの応援がその翌日からあったということを聞き及んでおりますが、東京にあった場合には、日本人の人口

の十分の一の人口を擁する東京が、よそからどれだけ持ってこられるかですね。東京の業者自体がおかしくなってしまったときに、よその業者がどれだけ送れてこられるかきわめて心配でならないということでございます。したがいまして、復旧は必ず二倍、三倍になっておくれてくるんじゃないかというふうな気がします。仙台では一番おくれたのがガスで、水道は三日で直ったとか、電気は二日半だとかいうふうになりますが、東京の場合にはもう一月ぐらいうっかりしたらガスなんかは、マンホールなんかのガスがもしも出てれば大変なことになりますので、そのままでは大変なんで、復旧には相当な時間がかかるんじゃないかと考えます。そういうところから考えまして被害の甚大さを推測すると、心冷ややかというか、心がもう本当に縮まるような思いがするわけでございます。気象庁の観測部長の木村さんという博士が「これがもし東京だったら、大変なパニックになったんだ」というふうに言っております。これは確かにそのとおりだと思います。普通の時には都市生活というのはきわめて便利で文化的な生活やっておりますが、それだけに一たん非常の場合には大変なことで、電気が消えれば自動販売機も使えなくなるし、何からかにまでみんな使えなくなるというようなことで、しかも防犯のことも考えなきゃならないというところで、とにかく日常非常事態に対応できるような用意をして、しかも先ほど言いましたとおり、体で覚えてもらって、いつでもそこへ行けるという習慣性のようなものをつくるような状況にさせておかなきゃならない。なお、備蓄の食料の問題も仙台では、東京が何でもなかったもんで、翌日からどんどんトラックで食べ物、あるいはプロパンガス等を運んできたそうですが、東京の場合にはそうはいかないと思います。そういうところから、非常事態に当たりまして家庭で装備する、たとえば救急材料とか、医療材料とか、あるいはまた食料関係とか何かそういうものもやはりでき得る限りいろいろと考えていただきまして市民に広報なりを通じて、こういうものは置いておいた方がいいんじゃないか、というようなことをやるとか、あるいはがたがたしそうなところはこういうふうに縛っておいたらいいとか、微に入り細に入りやはり常に常時臨戦の気持ちで市の方も対処していただいて、指導もし、体験もしていただいて、そして、一たん事あるときに人命の尊重並びに財産の保護ということに心がけていただきたいと、かように思います。以上をもって終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十七の一、日野市における地震災害対策に関する質問を終わります。

次に十七の二、日野市における水害対策（主として仲町、南平台周辺）についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

○三十番（三浦重春君）　続きまして、水害の点で御

質問いたしたいと思います。もう時間がございませんので、きわめて簡単に、しかも私の後から市川議員がやはり同じような質問をされますので、そちらの方でゆっくりやっていただきまして、この点はきわめて簡単に質問させていただきます。

まず、南平台とあえて指摘したんですが、あれは非常に宅造業者がきわめて何ていいますか、不親切といいますか、ずうずうしいというか、そういうことでございまして、市の方でもいろいろと対策に困ってらっしゃることはよくわかります。したがいまして私が無理を言っても、できないことはできないことなんで、なかなか心配なんですが、しかし、被害は被害としてやっぱり、すでにもう過日の豪雨のときにおつかみと思いますが、特に——まあ、たまたまがけ崩れはなかったわけでございます。あれは、この間の急に降って集中豪雨だというわけで、まだ長雨の後の豪雨ということじゃありませんので、地盤も緩んでおりませんので、ばあっと拍子的に表だけで降ったのでがけ崩れがなかったので、今後、そうでない場合には当然起こり得るものと思いますが、それはそれとして置いておいて研究していただくことにして……。あそこには南平台は二本道路が、六号の方から三号まで真っすぐこう通っているんです。そこが市で激いてくれた砂利がみんな下へ落ちて、それで流されて側溝は全部ふさぐし、砂利も流れてきたと。したがって、その一番下にあった三号通りのうちはもう一メーターぐらい砂利が門へたまちゃって、出られもしなくなっちゃったと。しかも、それからつん抜けて水がその下の二号通りのところへ流れ込んで土砂を巻き込んで、二号通りの家がちょうど床上とも床下とも言えないんですが、床ぐらいまで砂ですからね、あれ、山砂と申しますか、それで埋まってしまったというふうな状況で、一生懸命になってどっかから頼んでそれを取っておりましたが、そういうことで、今回いろいろと要綱も変わりまして、指導についてはどうのとか、公道に面したものはどうと。にまたまあそこは宅地造成規制前のものだと思いますので、市の方でもある程度応援ができるんじゃないかと、かように考えております。しかし、何か公道から公道に面する道路でなきゃだめだということになると、公道から公道には面し、かなりの者が使っておりますが、Uターン道路にすれば公道になるというようなことで、技術的にはむずかしいかわかりませんが、それもある程度必要性というものを考えれば、あるいは災害を防ぐということを考えれば、市のことでございますので、温かい手を市民の災害者、あるいは災害が起こり得るだろうときに差し伸べることができるんではないかと、かように考えますので、その点につきまして一言簡単で結構ですから、今後こういうふうにしたいというふうに、実情をお知りの皆さんですので細かいことは申しませんから、その点をお聞きしたいと思います。

それから、仲町地区と申しましても、これは下町も含み、駅

の方も含んでおりますが、十年ばかし前に、あの宿裏通りの宿裏水路と申しますか、何と申しますか、宿裏のところに通っている用水路を、側溝を側壁を上げてもらいまして、約八年ぐらい全然オーバーホールしないで、まあ何といいますか、溢水しないでわれわれは安心して住めたわけでございますが、たまたま昨年とことし二回にわたりまして床上浸水までされるような状況で水害を受けたわけでございますが、何が原因が――急にことしと去年なるのはどういうわけだろうかと、確かに突然の豪雨だからやむを得ないんだというふうに言われりゃそれまでかもわかりませんが、前にもかなりの雨があったはずなんですが、大丈夫だったんです。それがこの二年なるということは、やはりどっかに欠陥があるんじゃないかというふうに考えているわけですが、先般の何か臨時に全協をやりましたときに、いろいろと報告もありまして、多摩川の水系とか、浅川水系とかいうことで、いわゆる水系の下からやっていくんだというようなことで、一応は了解しているわけですが、現に神明上の区画整理事業の排水がもとの方は太くて、先へいって細くなるような管が入っているやに聞き及ぶわけなんですが、そのようではこれはとてもじゃないけれど、はみ出すことは間違いないことなんで、駅の前の方なんかもいままでもあんまりなかったと思うんです。まあそれは確かにあそこは低地ですからあったんでしょうけれども、土盛りをしてからはなかったはずなんですが、ああいうふうな大きく管から飛び出してくると、水が出てくるというようなことも、これも何か構造上の欠陥ではないかと、かように考えております。また、私どもの住んでおる川崎街道のところの管もふたを吹き上げて飛び出してくると、確かに二・二・十ができないからそこへ持っていけないんだという気持ちもあるかもわかりませんが、途中を防いでいるということになっているのにあそこへ飛び出してくるということはどうも腑に落ちないと。しかも何かやっぱり、管の太さが下へいって狭くなるというようなことも委員会で聞いたような気がするんですが、防ぎようがないような解明があったわけなんでございますが、それにつきましてもしもそういう欠陥がありますならば、それを是正していただくというふうにしていただければ幸いであると。そういうふうな中から総じて――そりゃ、五百ミリも降った場合にはもうしようがないと思うんです。もう降ったとこ自体が雨がたまるんでやむを得ませんが、できるならば、まあ、二百か三百ぐらいのものならば大丈夫だという時期がいつ来るかですね。根川の改修もやっておるようでございまして、非常に安心もするわけでございますが、なかなか時限的に大変なことで長くかかるんじゃないかと。本年は二億四千万も都市計画税が上がったんだと。その金を単に公園緑地だけに買ってやるんじゃなくして、やはりそこいらをぶち込んでおかなきゃならないと。そういうような考え方で、たとえ半分でも、一億二千万でも改修の

方に向ければ、それだけ市民の心配が軽くなるということでございまして、これも防災と同じように、水害につきましては、やはり市の責任でございます。都道のことで買収がありまして先般、東京都で私どものところへ参りまして、道路の拡幅のために土地を譲ってもらいたいというときに、水がいっぱいになってしまうからだめなんだと、売らないということを言ったら、都の方で何とかしますから、なんてごまかされまして、実は。しかし考えてみて、市民があそこで事故でも起こしちゃ困るというわけで、横町のところを売ってしまったわけでございますが、その時も、根川の改修等におきまして、十分予算的に都の方で配慮しない限りは今度の工事も了解できないというようなことまでみんなで言いまして、で、何か口だけでは承知しましたなんて言っているんですが、どうなるかわかりませんが、市の方でそういうことを踏まえながら、しかも溢水や洪水の処理は当然もう市が責任を持つんだ、というふうに都では言っております。私どもは道路はつくるだけで、水については市がやるんですと。じゃあ、金をくれと言ったら、それは関係課と連絡して処理しますとは言ってますが、なかなか思うようにいかないと思いますが、そういうような状況で関係者は皆さん苦しんでおりますので、いつごろ抜本的な解明の中で、処理の中で、水害に対する被害があの仲町付近――仲町といっても駅の周辺から加組・仲町、下町、それからあと万願寺の方もやっぱり同じでございますが、高速道路の北側ですか、あそこいらもずいぶん溢水するわけですが、そこいらの心配が除けるか、ひとつ見通しを御披瀝願いたいと、かように思います。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

最初の、南平台の宅造内の水害の件でございますが、急な斜面の道路に対する豪雨による土砂の流出に伴う側溝への、側溝に埋まったために溢水したということでございますが、宅造内に市が移管されてない私道がございます。その私道には砂利が敷設されておりまして、その砂利が大雨のために流出したということでございます。この私道の移管、あるいは移管されないとすれば、これの流出についての舗装ということは、私道の整備事業の補助金交付要綱の改正等もございまして、できるだけこの舗装については補助するということで、そういう面での改善も考えられますが、また、大雨で土砂の流出についてのしゅんせつについては、市の方でできるだけしゅんせつするというふうな考えもございます。当面ああした急峻な坂にあります道路、あるいは側溝に溢水します土砂、あるいはそれに伴う水害につきましては、方々にあるわけでございますが、こうした水害ができるだけ軽微になりますように市の方としても何らか検討を加えたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　水害対策のことをこの議会は多くの方から御指摘をいただきまして、つまり、ちょうどわれわれが行政の立場として今日直面をする課題をまさに指摘されたという受けとめ方で今後一層、対処の姿勢を強めていこうと、このように考えております。

いま御質問のありました、要するに日野市内の治水はいつの時点で可能であるかと、こういうふうな質問なんですが、それぞれ排水区並びに排水系統を計画をいたしまして、すでに数年来着手をいたしております。特に日野市は、三十年代の後半並びに四十年代、まさに自然の地形を大変変えたと、安定をした自然の地形を変えて、不安定な状況が今日の状況であります。それをもう一遍安定の状況で措置しなければ、整備しなければなりません。この御指摘の地域の、つまり旧甲州街道、それから仲町あたりのこの水害対策というのは、いずれ二・二・十、それから根川の改修、それから今回の予算でも出しております暫定対策としての多摩川第二排水区に一時つなぎかえるというようなことで暫定を組んでおりますが、あと根川の改修が三カ年計画をもう一回、それから、二・二・十もだんだん目鼻が立ちつつありますから、これも約三年四年、こういうことで低地帯の治水は可能である、このように見込んで、鋭意取り組みを強めていこうと思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　　二点目の、構造上の欠陥はないかどうか。管が下へいって細くなっていないかどうか。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　　お答えいたします。

私の方で承知している範囲では、構造上の欠陥と、こういうようなことはないわけでございますが、ただ、神明上からおりてまいります排水管はいずれも先がとまっていると、こういうような状況でございますので、それを山下堀ですか、この二・三・三の神明上から旧庁舎へおりてまいります道の下の排水管でございますが、これについては、あの堀へ流すのに全部それを流しますと、急激に下の方の地域が浸水すると、こういうようなことで、狭めてつないであると。こういうようなことは聞いておるわけでございますが、構造上に間違いがあって狭くなっていると、こういうようなことはないと、こういうふうに聞いておるわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　　まあ、防犯と治水ということで一応お聞きしましたが、市の方でも鋭意努力いたしまして住民の民生の安定ということに努力されているということを感じまして、きわめて感謝をしておるわけでございます。これからもぜひともできるだけ早く、さらに具体的に安心できるようによろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　　これをもって十七の二、日野市における水害対策（主として仲町、南平台周辺）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後　一時二十七分再開

○議長（秦　正一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問で抜本的な具体的対策として主張したものであります。（「票がなくなっちゃうぞ」と呼ぶ者あり）浸水現場に最も近い地元の議員といたしまして排水管埋設の方針を確立し、その調査費を今定例会の補正予算に盛り込んだことに感謝し、このことを高く評価したいと考えます。多摩平六丁目の抜本的対策には遊水池のような応急的な対策に加え、ここで踏み切られた排水管を埋設した下水路があり、下水路を通すためには多くの場合道路が必要であります。多摩平六丁目対策の場合二・二・五号線都市計画道路が市長の口から出されて久しいと思います。こんなことで関連づけることになりましたが、下排水の必要かつ第二条五号で言う、政令の定めと規定による指定を除外した概念を与えていただきたくお願いいたします。要するに終末処理場につながる公共下水道や流域下水道でない下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道と考えていただきたいということでございます。

多摩平六丁目の浸水被害解消を発端に雨排水路、都市計画道路についての発言を通告いたしましたが何人かの議員に先取りされました。（笑声）この服膺を克服して何とか市政前進に役立つように質問させていただきたいと思います。

市長初め関係者の努力で多摩平六丁目の水害解消のための抜本的対策が遅まきながら立てられました。数億円かかるという黒川経由の排水管新設の対策は、私が、七五年十二月十二日の

らだけでなく、市政の中でも緊急を要する大きな必要性から、幾つかの都市計画道路を早く実現してほしい。そして必要な下水路、雨排水路を一刻も早くつくってほしいとこの質問を行います。

まず都市計画道路二・二・五号線について質問いたします。二・二・五については新庁舎ができてから特にその必要性が強調されています。このたび、その計画図面ができたようで、これからいよいよ本格的な地主への交渉というふうに聞いております。この道路の実現のために地主交渉はいかに行うのか、この地主交渉を成功させるために交換条件など準備しているものはないか、これらを初めとした二・二・五完成までの方針をお聞かせいただきたいと思います。

次に二・二・三について質問いたします。

先日、わが党の大越議員が豊田駅南口地域の開発についての質問を行い、この二・二・三にも及んだわけですけれども、改めてこの点に簡単に触れておきたいと思います。吹上と神明上の区画整理によってでき上がった二・二・三号線は、東豊田四丁目善生寺上にて行きどまっていて、すでに何年もたちます。これを豊田四丁目、三丁目に通す必要があります。当然、豊田地域の区画整理の中でと考えてきたと思いますが、この際、これと切り離して考え、再開発、または区画整理をやる前提にはなりますが、単独でこの道路をつくるべきではないかと思います。それによって、いままで積もり積もってきた問題の幾つか、たとえば排水の問題、交通の問題などがまず解決するはずですし、豊田地域は、それだけでも大きく前進いたします。そのためにはそれに必要な土地を買収することだと思います。少し手おくれな感にありますがまず空き地もあるようですので直ちに開始したらいいと思います。このことを強く主張したいと考えます。これについての考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて質問しておきますが、二・二・三号線の計画は豊田四丁目で第一豊田荘の真ん中を通り抜けています。第一豊田荘と言えば、いまから四十年近くも前になりますが、日野市、日野町でも恐らく最初だと思いますが、区画整理によって整然とできた、いわば、団地であります。したがって、これを壊してしまうのはもったいない。二・二・三号線は北側に迂回させた方がよいのではないかと考えます。地元でもその希望は強いと聞いています。これについての考えを聞かせていただきたいと思います。

次に二・二・六号線についてであります。

二・二・五そして二・二・三号線に加え、旭が丘から平山二丁目、二丁目に抜ける都道二・二・六号線が完成すれば、私たち社会党が早くから要求している市内南北交通網の整備が大分前進すると思います。（「公明党もやっているぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）また、一・三・二の中央線架橋の完成と合わせれば市内交通網の大き

な前進になると言えます。したがって二・二・六号線についてもここでお聞きしておきます。この二・二・六号線の開通の見通しはどうか。この二・二・五や二・二・三に比してすでに土地の買収も終わっているようですし、少しでも早く開通するために、都に任せっきりというのではなく、市としても努力してほしいと思いますが、その考えは、また、いままでの努力してきた経過は。以上のようなことをお聞きしたいと思います。

新しい都道に従って浅川堤防上の側道が高くなり住宅の出口が困るという問題があります。その善処方を要望しておきましたけれども、これについてはその後どうなったか。この二・二・六号線の完成によって大名渕は保存できるかどうかなどもお聞きしておきたいと思います。

以上三つの都市計画道路についてお聞きいたしました。

次に雨排水路についての質問であります。

市内での下水路の不備がしばしば水害を招いていると思います。これに対して、根川の改修を初めとして、多くの都市下水路の新設など対策が立てられているところであります。これらは、公共下水道ではないはずです。下水道法によれば、公共下水道は終末処理場に通じるものと定められています。しかるに、八月十五日号の「広報ひの」には「浸水被害は公共下水道の完成で解決する」と書かれています。議員の皆様ならきっと記憶のある高幡の市川資信さん提供の写真のあった（笑声）「下水道は都市のかなめ」のページです。公共下水道の文字がこのページに十六もありました。しかし、七月十一日の水害でも最も大きかったのは、多摩平六丁目であります。多摩平は二十年も前から公共下水道は完備しているのであります。「多摩平六丁目はどうでもいいというのか」と言いたくもなります。終末処理場に通じないでいい、浅川に流れる排水管が欲しいのであります。この間の事情を説明していただきたいと思います。

多摩平六丁目の水害、浸水被害の解消のための対策については、ようやく市から抜本的対策が打ち出され、この定例会でもすでにこれに関した一般質問が出されています。私ども社会党は、この多摩平六丁目の水害を重要視いたしまして、地元の要望にもこたえるため、この九月定例会に他の会派の議員の皆様にも協力願って、決議案を提出する予定でおりました。これは単なる解消のために努力せよという抽象的なものでは弱いと考え、具体的なものを出して、議会として最優先してこの実現に当たるよう強く要請する手はずを整えていました。党を挙げて調査を行い、具体的なものとして、抜本的対策は黒川経由を考えておりましたし、期限として二年、長くても三年ということで市長に強く要請する考えでおりました。私ども社会党の決意を知ってか、地元の強い要望が得られ、四年のうちには抜本的施策をやるという意向が打ち出されました。（「共産党はだめ」と呼ぶ者あり）大雨が降れば、いつでもお構いなく床上浸水という事情は、四年たてば排水管ができるのだからと言っても容

敲してくれません。四年のうちに床上に至る大雨が何回降ることか。四年と言わず三年、三年と言わず二年、一刻でも早く浸水解消のための施策、排水管の埋設を完成していただきたい、というのが被害者の悲願であります。これを一年で完成させようということは、たとえ財政的なものは解決しても、工事、技術の上で困難であるということです。金を何とかすれば二年でできるのか、四年と考えた基礎は何なのか、さらに縮小できないのか、このお答えを聞いた上で党内で相談して、市長を、執行部側を最も強く束縛するはずの議会の決議を提案するかどうか決めていきたいと考えます。私の今回の質問は多摩平と豊田を中心として行っています。

雨排水路に関して、豊田方面について若干触れておきたいと思います。

七月十一日のときには、豊田四丁目にも床上浸水があり、以前から排水が不十分の上に、用水があふれて床下浸水をするところもあります。この豊田には日野町、日野市でも最も古い下水路があります。昭和二十八年ごろ小西六が数百万円拠出した下水路でもありますが、これが途中からいまでも生かされており、多摩平一丁目、二丁目の一部、それに富士電機の排水の一部をも受け持っているようです。豊田の現状の水害解消のためにこの排水管の利用はできないのか、もし満杯だとしたら、富士電機の排水を旭が丘都市下水路に持っていくことはできないのか、豊田地域の排水の問題の解消は抜本的には先ほど申し上げました二・二・三や二・二・五の道路にゆだねることになると思いますが、緊急な解決策として以前から、この調査を要望しておりましたので、この際これをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　御質問をいただきましたので、逐次お答えしたいと思います。

まず第一点の二・二・五号線の関係でございますが、これにつきましては、一応計画の図面が、設計の原型、測量、その他できましたので、これをもちまして地元の地主さんといろいろお話し合いをし御協力をお願いしていると、こういうようなのが実情でございます。その中でいろいろな条件的なもの、こういうふうなことでございますが、たんぼのところもございますし、うちで一部かかるというようなところもございます。そういうことで代替地の確保と申しますか、これも余り遠くに代替地があっても困るというふうな、特に耕作の場合でございますが、そういう点。あるいはまた取りつけの道路があそこの部分が高架になりますので、直接あの下の方々が上に道路ができましても乗り入れできないというような点で取りつけの道路を近くにつけたいと、こういうふうなことでいろいろお話をしておるところでございますが、まだ全部の皆さん方の御協力を得るというわけにいきませんので、これにつきましては、引き続き努力をしていきたいと、こういうふうに思っております。完成の年次と、こういうふうな御質問でございますが、はっきりとは申し上げられないんですが、先ほど御指摘いただきました多摩平六丁目の浸水対策の関係で、黒川の改修、二・二・五号線の排水管の布設の促進という目標を掲げておりますので、これについても、黒川の改修については四年、この目標ということで進める覚悟でございますので、この二・二。五号線についてもできるだけそれに合わせて完成させたいと、こういうふうな目標を持って努力をしておるところでございます。

それから次の二・二。三号線でございますが、これにつきましては豊田の南口の現況の中から、できるだけ早く単独でも道路建設を進めるべきではないかということ、あるいはまた現在の計画道路は第一豊田荘の真ん中を貫通しておりますが、これにつきましても、御指摘のように私の方ではその北側に迂回をさせるというふうなことがよろしい、いいということで、いろいろ検討をしておるところでございます。そういうことで、これにつきましては、私どもの方のいまの考え方としては、地元の皆さん方の御協力と申しますか、お話し合いの中で、これについては、昨日ですか、若干答弁があったと思いますが、あの場所はすでに開発の許可もおりておりまして、しかもその前にすべいまして、こちらの方にいますぐ重点的にその作業を進めていく、というわけにはまいらない状況でございますので、基本的な考え方としては、私どもの方でも持っておりますので、これらについての煮詰めをやっていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから二・二・六号線でございますが、これは開通の見込みと申しますのは、当初は五十五年度と、こういう都の方の計画であったわけでございますが、やはりいろいろ延びまして、現在のところは五十七年度ということに延びておりますが、都の方としては、いまこれについて全力を挙げておりますので、年度内には完成するのではないかと、こういうふうに思っております。なお、市の方としましても、現在あそこの地域の他の利用というふうなことの中で、用排水の関係がございますので、常に連絡を都の方の南多摩建設事務所と連絡をとっておりまして、密接な連絡のもとにこれらについて早く進めるという方向で努力をしております。それから大名淵のことでございますが、これにつきましては、一部二・二・六号がかかるというふうなことで、いろいろ都の方とも協議をしまして、あの地域の文化財ですか、そういう遺跡の調査、こういうようなものも進めておったわけでございます。そういうようなことで、これについては、昨日ですか、若干答弁があったと思いますが、あの場所はすでに開発の許可もおりておりまして、しかもその前にすべ

て遺跡の調査も終わっている、こういう中で現在進んでおると、こういうことでございます。

それからその次の雨水排水路の関係でございますが、公共下水道ということになりますと、終末処理場がないとできないといいますか、その関連で公共下水道であると、こういうようなことで、それでは、そのほかの雨水排水路ですか、これはどういうものなのかと、こういうようなことで別々にお考えのようですが、これは下水道の計画がないと、あるいは、どうしても部分的に下水道の、いわゆる、何といいますか、法に決められた計画はできない地域、こういうものについて、雨水の排除のために、また都市下水路を設置する、こういうようなことでございますので、公共下水道と申しますのはすべて雨水計画、汚水計画、これは調査会の報告にもありますが、その二つを合わせてこれを下水道の計画ということになっておるわけでございます。そういう中で、いわゆる多摩平の地域における公共下水道の地域につきましても、処理場があって汚水をあそこへ汚水管で入れる、雨水の方は一方別の系統でもって浅川に流す管渠を布設している、こういうことで公共下水道の計画の中に二つあると、こういうことでお答えしておきたいと思います。なお、多摩平六丁目の水害の関係で、四年と考えたのはどういう根拠だ、というようなことでございますが、一応の財政的な負担、あるいはまたあの土地の黒川系統の改修の手順と申しますか、そういうようなものの中でやはり四年はかかるんじゃないか、こういうことで一応考えたわけでございます。できるだけこれにつきましても、いろいろな作業につきましても、財政的な面でも早く短縮できるような方向で進めたいと、こういうふうに思っております。なお豊田の四丁目の浸水のことでございますが、この地域の場所を確認いたしましたが、これは現在、前の英語学校の跡のところの、今回あそこに開発工事ができる場所の西側でございます。一ころあの付近は非常に浸水に悩まされたわけですが、その後、あの地域についての特別な浸水というのは聞かなかったわけですが、この前の七月十一日の集中豪雨、これでパンクをしたと、こういうふうに思うわけでございます。ただ、それらにつきましても、先ほど言いましたこの地域の開発がございますので、それらの中で、現在あそこの四丁目のところから六百ミリの管がずっと通っているわけでございますが、今回の開発の行為に、許可の条件といたしまして、あそこを一メートル二〇の水路にすると、こういうことで、いままでよりも約五倍ほどの断面の大きさになる、こういうようなことで十分耐用できるというふうに考えておるわけでございます。そういうことで、今後は大丈夫ではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　数多い質問にお答えいただきましてありがとうございます。

いまのお答えの中で、一つ抜けていたと思うんですけれども、通告の中に書いておかなかったので、特に答えをこの際どうしても欲しいということではございませんけれども、一応後で考えてもらうために申し上げておきますけれども、二・二・六号線について、二・二・六号線は浅川を渡るわけですけれど、いまの平山橋が新しい平山橋として生まれ変わるはずですけれども、その場合、現在よりも高くなって、その側道——堤防の上を通っている道がありますけれども、その道路が高くなるわけです。その高くなったときに、いままである住宅の入口が高くなって出入りができなくなる。そのために何とかしてほしいという要望を私の方から都市計画課を通じて都の方へ要望しておいたわけです。都市計画課としても、それに対処し努力してくださった形跡があるので、その結果、経過はどうなっているかということをお聞きしたわけです。できるだけ住民の要望に沿って、まだ結果が出ていないとしたら、対処していっていただきたいと思います。

それから公共下水道のことでございますけれども、終末処理場に通じる公共下水道に加えて、直接、浅川や多摩川に放流する排水管をこの公共下水道に含めて言っているんだ、ということは了解いたしました。私としては、下水道法に、公共下水道とは流域下水道あるいは終末処理場につながるものだ、とはっきり書いてありましたので、いままでそう解釈していたところであります。ただ、さっき申し上げました「広報ひの」の記事は公共下水道が完備すれば浸水はなくなるんだ、ということが書いてありましたし、それだけを見れば、多摩平六丁目はすでに公共下水道が完備されているわけですから、例外とされているわけです。この市内で最も大きな水害である多摩平六丁目を、例外に扱うことはけしからんということで申し上げたわけです。

以上申し上げて、さらに次に進みたいと思います。

多摩平六丁目の浸水被害の解消を求める決議を提出するために、提案するかどうかの判断のため、市長のこの問題の一刻も早い解決への決意をお聞きしたいと思います。六月定例会に、私は都市計画税の減免措置を求める決議を提出いたしました。議会最終日で、提案省略、質疑省略、討論省略、異議なし、採決とされた形からか、重視されていない危険を感じていますけれども、実は、日野市政に対する日野市議会の決議は、非常に重要なものであり、市長は何にも優先して対処していかなければならないものだと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、都市計画税の減免措置に関して、この定例会に何の報告も、検討の途中経過も出てこないのは、不可解と言うべきだと思います。市長の与党として、市長を信頼する私たち日

本社会党としては、あえて市議会決議を出したくありません。したがって、そのための市長の決意をお聞かせいただきたいというのであります。お願いします。

○議長（桑　正一君）　市長。

○市長（篠田喜美男君）　豊田南の方に関しまして、特に高い関心からいろいろ御意見を伺っております。何にも増して二・二・五の路線が早くできることを特に重視しておるわけですが、その意味は、道路交通のことはもちろんでありますし、それからそれに行き帰りをいたします豊田南口の排水の系統、これをゆだねたい、これに依存したい、こういう考えからであります。そして先日も申し上げましたが、二・二・三の延長に合わせて南口の基本的な交通と排水計画を立てたい、こういう考えであります。それから、その黒川系統のこの排水の上の依存でありますが、前回の雨で黒川周辺の溢水状況が相当ひどい状況でありましたし、特に浅川のその排水出口、この周辺には水田を合わせて道路に数十センチの冠水状況もあった。いずれはあの方面にも宅地化が進むと考えなければなりませんので、将来に備えて黒川系統の改修をやろうと、こういうことを特に思い立ったわけであります。それに合わせましてこれは特に私大切だと思うんですが、その多摩平の排水だけが排水ではないわけでありまして、やっぱりそれの系統の、川に接続する部分から整えていきませんと、本格的な解決にならないわけですから、そうして黒川系統の、つまり浅川北第四排水区という名前になろうかと思っておりますが、それに多摩平の排水をのせようと、こういうことであります。特に旧農村地域を通過することですから、その地元の了解が特に大切でありまして、単なる多摩平の解決ということで何か事を運んでは私はいけない、多摩平ももちろんあわせ解決をいたす、こういう考えで臨みたいと、こう思っておるわけであります。

豊田の南の方の整備を早く進めたいと思っておりますけれど、いま申し上げますような事情で、二・二・五を打開、貫くことによりましておのずからその道が開けてくる。排水なくして豊田の南口の整備なしということでありますから、排水に最重点を置き、あわせてその経路として二・二・三の経路を実現をさせたいと、こういうふうに考えております。そこで早くできることは大変望ましいことなんですが、この市民プールの、つまり黒川の排水の出口、ここから多摩平の六丁目の地域までには約二キロという距離があります。またそれらの今後の作業の中には用地買収もあろうかと思いますし、いろいろ都市計画上ないしは住民との交渉上、どれぐらい時間を要するものかちょっと予測が立ちません。その調査をしようというのが、今回の提案を申し上げておる予算でもあるわけですが、いずれにいたしましても、一年間に五百メートルを改修するということは、相当大きな仕事であります。しかし、とにかく早くということがやっぱり大前

提になりますので、できるだけ早くということを特に考えておりますが、さればと言って、そう短期間にはできないということも了承してもらわなければならないわけであります。それらの状況を合わせまして、豊田の南口、あるいは多摩平の黒川系統の排水区、これらの抜本的な取り組みがそういう方法によって可能である、こういう一応の決意をしたと、こういうことであります。

以上です。

○議長（桑　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

多摩平六丁目の浸水被害の解消に関してさらに続けて質問させていただきます。

応急処置として、第五公園に遊水池がつくられる、せめて床上浸水だけは防止しようという対策が立てられました。その後二度の大雨がありましたが、それが二度とも記録的な雨で床上浸水してしまいました。床下浸水で済んだものがなかったので遊水池は全く役に立たなかったと思われたようです。ひどいのは池があるのでよけいに水を呼び込みマイナスの効果だ、遊水池があるのよりもない方がよかったのだというような人も出ています。しかし、七月十一日のときにも被害者の一人は確かに遊水池ができてから浸水してくる速度が遅くなった、その辺で雨がやんでくれればいいのだが、さらに降り続けたので浸水したと言っています。その時点で雨がやんでくれれば、効果てきめんと言えたわけです。私は、遊水池の効果はあった、失敗ではなかった、これを認めた上で浸水をなくすにはこれだけではだめなのでさらに施策を施すべきだと考えています。この点についての市のはっきりした見解をお聞かせ願いたい。これは特に市長にお願いしておきます。

次に排水管の埋設ということでお聞きしておきたいと思います。

この工事については浅川への放流口の方から改修を考えているようですが、これを多摩平六丁目から管を埋め、未完成のうちにもその中を遊水池と同じような目的で使う、ということが当然考えられるわけです。第五公園に遊水池をつくる前に、このことを検討されたと聞きましたが、これはどうやら無理だという話も聞いていますが、この際、なぜ無理なのか、だめなのかをお聞きしておきたいと思います。遊水池に使えれば、現在の第五公園の遊水池の何割かを増加して蓄えることができ、それだけ浸水を防ぐことができますので、できればそうした方がよいと考えますのでお聞きいたします。

次に、国の補助がつくから分流式ということで、公共下水道の中に入れて雨排水路をつくり、水害を解消するんだというお話を承っておりますけれども、また都市下水路と指定を受けて、

旭が丘や神明上は補助をもらったようです。多摩平や豊田だって、都市下水路としてもらえばいいのではないかと思いますけれども、これについては、流域ないし公共下水道が現在計画として散らつき出しているので、都市下水路としては指定してくれない。それじゃあ公共下水道としてこれもまだだめだと言う、そんなおかしな話はないんじゃないかと思います。もともと住宅公団のはっきりしたミスでの浸水、これを、いわばだまされて引き取った日野市、平山台や神明上には国から補助が出る。一九九五年にならなければだまされた日野市が全額負担しなければならない。大雨ごとに数十軒が床上浸水するというのです。何とか補助をもらえないかということが質問です。

以上三点質問いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（桑　正一君）　一点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　第五公園遊水池というのは、御承知のとおり、容量約千三百トン、集中豪雨でも短時間二十ミリの雨には十分役立つわけでありまして、その程度で終わっておれば床上には上がりません。ことし、あるいは昨年、昨年の場合は三十分三十ミリ、ことしは、ことしの雨の例をとりますと一時間六十九ミリということで、つまり短時間でも二十ミリ程度の雨には十分役立つ、しかし、それ以上の雨には能力オーバーであるということはもうはっきりしておるわけであります。したがって、その功罪を罪と見ることはなかろうというふうに私は考えております。

それから二番目の御質問の、つまり道の下に管を埋めてといいますか、あるいは穴を掘って一時雨貯水ができるだろうと、これは一つの方法だと思っております。管を入れます際に、前回検討いたしました際は約八百トンと言っておりました。手法の順序というのはおのずからあろうと思いますけれど、要するに数百トン程度の貯水をしてもいまの遊水池で一応役立つということですからして、やはり流末から順序を経て工事をしていくのがあたりまえだと思いますし、年間事業の、あるいは予算上の配分をいたしましても、多摩平の部分の工事というのはこれは道路を掘って管を埋めればできる工事ですから、そう難事ではありません。難事という部分はむしろ下流であり、あるいは、あそこの、公園部分の段丘地だと思います。あそこが一番むずかしいと思います。これは他人の土地であり、あるいは緑地指定の土地である。果たして通してもっえるかどうかということがありますし、それから黒川に直角で、まるで発電所のパイプのような形で――そういう関係になりますからしてよほどそこに干渉手段をとらなきゃなりません。そのあたりのところは技術者に任せましてやっていこうと、こういうふうに考えております。したがって、何といいましょうか、未知の要素がたくさんあるということがやっぱりその中にもありました。それらを一つ一つ解決をして取り組まなければなりませんので、

そう安易に、あるいはせっかちに考えられてもこれも困るということになっております。そういうつもりで極力期間も短縮する努力をいたします。これはもちろんでございます。

それから三番目は……。

○議長（桑　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

補助をもらってできないかと、こういうことでございますが、多摩平六丁目の方の関係につきましてはすでに区画整理という中で公団が実施しておりますのでその中で当然国の補助ももらってあると、こういうふうに思います。そういうことですでに排水の、いわゆる、何と申しますか、事業を終わっている、こういうようなところでは二重の、いわゆる補助ということはできませんのでむずかしいんじゃないかと、こういうふうに思いますが、下の方の黒川の方の関係ですが、準用河川でというふうなお話も前に御質問いただいたこともありますが、これについてのあれもむずかしい。こういうことになりますと、なかなか補助がいただけない。こういうことで勢い、起債を、起債はもらえますから、起債であとは地方財源と、こういうことになるわけでございます。そういうことで全面的に補助をもらってということは、いかに公団のいろんな見込み違いと、こういう中でも改めてまた補助をもらうというのはむずかしいんじゃないかと、こういうふうに思います。

○議長（桑　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬隆君）　いまの補助の問題については、先日の板垣議員の質問に対しても、現状ではもらうめどはついてはいないけれども、さらに何とか研究して努力する、というような市長の答弁もありましたので、ぜひあきらめないで、さらに研究、努力していっていただきたいと思います。

以上で多摩平六丁目関係を終わりまして、次に二・二・五号線の実現のために発言をさらに続けさせていただきたいと思います。

全力でこの実現のために当たるというお答えでしたので、ぜひともそれをお願いしたいと思います。しかし、これは最初の段階である地主の了解がまず非常に厳しい状況にあると思います。私も該当地主の何人かにお会いしました。十数人の関係者の中で、宅地、家屋の大半を提供するという一人は、特に厳しかったのであります。長年、住み慣れた家、先祖代々住んできたところを立ち退くのは身を切るような思いだと言っていました。いつだったか、共産党の板垣議員が豊田の第二小学校の台地と豊田駅南口の台地との段丘の緑を背にしたところは、日野市で最高の住宅地だということを言ったことがありました。自分の生まれ育ったところをほめられた私は、板垣さんは実に見識豊かな人だと思いました。（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）二・二・五で立ち退かされようとしている住宅は、

この古くから住みついている豊田の中でも最もいい場所であります。背中に緑の山、少し小高くすぐ南に水田、執拗にこの宅地を固執するのも無理はないと思います。確かにおっしゃるとおり、私も先頭に立って二・二・五の開通には反対しますと言いたかったところであります。何とか条件つきでも承諾をといっても、条件をといったって市は信用できませんというのであります。私が、一九七六年三月の定例会での一般質問で、長い題名でしたけれども、公共用地として土地を提供させながら、そのまま元の地主から税金を取っているような不当な状態を一掃せよ、というのをやったことがあります。土地を学校や道路に売ったが登記をしていない、旧道の払い下げを約束して道路に提供させながら何年もそれっぱなしなど、多くの不始末があるのを指摘してきたものでした。こんなことが特に豊田には多いのでしょうか。市や市の職員は全く信用できないというのが一致した意見でありました。新たに不始末の一例を知らされました。現在の豊田の小学校の敷地の大きさに拡張されたときのこと、換地をもらってたんぼを学校に提供しました。後になって換地が登記してなく、仕方なくその人は数百万円出して、まだその名義になっていたもとの地主に払ったというお粗末なお話も聞かされました。そんなに恐ろしく信用できない相手に大事な宅地やたんぼを提供したくないというのが本音のようです。さらに発言する必要を感じます。

二・二・五の道路の計画が最初に出されたのは二十年も前のことだったようです。そこの家ではこの道路の計画を知って、仕方がない、吹上にでも移転しようかと、建てかえた家もがまんして修繕したということです。それが数年前家を建てかえた。ちっとも市がはっきりしなかったからだといいます。前からわかっていながらこのことを市から言ってきたのはつい最近で何もいまさらと言いたくなるというのです。市の職員が、それも管理職がどうせ反対していればこの道路はできやしないと言ったことは確かだという。たとえおもしろくない人が市長になったとは言え、市の職員は市のため市民のために仕事をすることなのだ、市長のためにやることではない、保守も革新もないはずだ、全く許せない、私の尊敬する人がそう言っていました。二・二・五号線が通っても橋がかかるだけで公害はあってもみずからの益にはならないというのが現実です。その人たちの利用できるような側道を通すことの問題、都道より、豊田から高幡に抜けている都道ですけれども、都道より南の方の家の処理の問題など多くの問題がまだまだたくさんあると思います。とにかく、関係した市の職員が大ざんげして誠意をもって当たるしかないと思います。

以上、該当地主の状況について私の知らされているところ、知っているところを述べましたが、これらについて市長の感想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。（「市長、

答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段の感想ということじゃなくて、誠心誠意、よく状況をお話をして理解をしていただくということが一番大切だと思っております。別段、これはこの土地の方が悪いというわけではありませんし、これから日野市の行政というものの、何といいますか、年月がかかるものですから、断片的に言うと、つまり信用されないということによくなりかねませんのでやっぱりそこを正確にお話をし常時そういう姿勢で理解をしていただく努力をすることこそ大切だと、こう思っております。

○議長（桑　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十二番（一ノ瀬　隆君）　これらの道路の完成、水害の解消の一刻も早く実現するための最大限の努力をお願いして終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　これをもって十八の一、必要な都市計画道路と都市下水路を早期に実現させるために努力せよに関する質問を終わります。

十九の一、補助金問題についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔九番議員登壇〕

○九番（藤林理一郎君）　いま議長さんから御指名がございまして、補助金についての一般質問をさせていただきます。

ちょうどこの十月が体育の月でございまして、非常に、各企業体、商店会、自治会、そういうような団体がこの十月にきて、レクリエーション、運動会のような催しをされる月でございます。ところが日野市の行政の一端といたしまして、毎年レクリエーションに長年の間自治会に補助金として出しておった補助金を、昨年の暮れに打ち切ったということで、私質問させていただくわけでございます。

昨年の暮れに先輩方々の議員さんが、この補助金について非常に熱心な審議をなされたということを聞いております。にもかかわらず、理事者側の方はどうしてもこれには補助金を出さないというようなことでございました、というふうに聞いております。そこで私は一般質問をさせていただくというふうになったわけでございます。

日野市は市長以下千二百名近くの職員とともに日夜住みよい町づくりに専念されておられることは、私も非常に感謝をしておる次第でございます。その中で、昭和三十七年ごろより高度成長時代から続きました国、都府県、市町村の財源は豊かな時代より補助金制度時代というふうになってまいりまして昨年まで続きました。昭和四十八年ごろより石油ショク、国、都府県、市町村税収は定着してまいります。現在赤字財政という

ような時代に変わってまいりました。昭和五十一年十一月、森田市長が日野市補助金検討委員会を設立なされ、その後数回にわたりまして検討委員会は審議なされたようでございます。ところが、日野市は年々人口が増加するにつき、学校、道路、その他諸問題に出資が投下されております。そこで私は、補助金問題について、補助金検討委員会の皆様方には敬意を表しておりますが、もう少し補助金について考える必要があったんじゃないか、ということを思っております。あえて言うならば、各自治会として長年の間、一行事の一端として続けてこられた一つの行事のことでございます。その問題を取り上げてみると、自治連合スポーツ大会は各地区連合自治会によるスポーツであります。これは地域住民の親睦のため採用しております。市民スポーツ大会は市の行事として実践女子大学の校庭を借用いたしまして、日野市教育委員会体育課を主体として開催してまいっておりましたが、今年からは、体育課としては市民スポーツ大会は開催はしないということでございます。その理由についてお尋ねいたしまず。一点。できましたら市長さんに答弁を願いたいと思います。

次に、各自治会において、いままでは市の方からは自治連合にスポーツ大会を開催するようにとの約十数万円の補助金を出しておりましたが、今年度からはスポーツ大会においては出さない、やっていただくならば各自治会において負担をしながら催しをするように、とおっしゃったそうでございます。その補助金、どうして打ち切られたか、その後どのように考えておられるか、二点目をお尋ねいたします。

昨年までは日野市教育委員会体育課に予算計上されておりましたが、今度は予算計上されておりませんので、なぜかと体育課に申しましたところ、体育課長のおっしゃるのには、「九月の定例議会において総務部より補正予算として自治会補助計上しております」という、金額まで三百六十万円。そういうような形で、市の方は都合よくあちらこちらというふうにして予算を計上していること自体が、私には納得ができないものでございます。それについて、五十三年度一般会計の予算説明書の中には、自治会の補助金とも何とも書いておりません、五百四十万円。補助金として六百八十六万二千円となって計上されております。今度、補正予算の中で三百六十万円どれに加算されるのか、これもひとつ市長さんお答え願いたいと思います。

次に、いつも日野市の中では、よく職員の方、理事者側、緑と清流を取り戻そうじゃないかというたい文句の行政の一端として、市民に要望がなされておりますときに、現在は、ごみ減量というような対策課を設立しながら、こういうようなところの補助金もどうもあやふやな状態になっているようでございます。私は、三十八年の東京オリンピック、その一年前の三十七年ごろから、私は、東京都の依頼によりまして、美化実行協

力委員というようなところに名前を出しまして、市のために、また地域のために一生懸命にこの要請に対して尽くしてまいった一人でございます。ところが、この補助金もこういうようなごみ減量といいながら、こういうような補助金でさえ打ち切ったというようなことですね。また場合によっては各自治会の方、各団体の方たちに清掃の要望をなされて、道路、河川敷等の清掃を月に一回、年に一回というふうにして依頼している側の市長さん、これもどういうような考えで補助金を打ち切られたかということをお尋ねいたしたいと思います。

いつも、私は、こういう議会に初めてこの三月より出していただきまして、内容的に見てみますと、本当に私は身に余る思いでおります。何か知らないけれども、理事者側によってわれわれは振り回され、市民も振り回されているような行政でやっておられることについて、もう少し私は理事者側のはっきりとした線を出していただいて、それにいかなる抵抗があっても進んで行くというようなやり方でやっていただきたいと、こういうふうに私は思っております。そして、補助金というのは、これは日本の古くからの特にわれわれの、現在でも中央政府にいつも物をいいたいわけですが、補助金行政ではなくて、税配分とか、あるいは自治体のこの自主能力をもっと行われるようなシステムにすべきである、これがやはり日本の民主主義、住民自治の一番源になるところだと、このように思います。その

○市長（森田喜美男君）　大分考え方に距離があるようなんですが、私の考え方をお話ししたいと思います。

日本の、この制度というのは主権在民という、つまり国民に主権がある。それから、われわれの自治体におきましても市民に主権の源がある。その主権者から信託を得て、そうして行政をお預かりしておる。その源はすべて市民の、立場といいましょうか、あるいは当然自治という形でかくあるべきだという原則等のもとに、今日の行政は法律、あるいは条例、あるいはその他の規則等によって運営をされておるわけであります。そして、その中に確かに一つの施策として、補助金という施策、まあ制度という部分もありますが、規則等に基づいて行っておるものがあります。そして、自治会というのは、これはそれぞれ地域地域に自主的につくられておるということでありますし、しかし、また、その自治会が住民組織ということで、上下の関係ではなくて、協力関係において行政と大変緊密なお願い方もしなきゃなりませんし、意見も聞かしていただく一つの単位だと、このように思っております。そして、補助金というのは、これは日本の古くからの特にわれわれの、現在でも中央政府にいつも物をいいたいわけですが、補助金行政ではなくて、税配分とか、あるいは自治体のこの自主能力をもっと行われるようなシステムにすべきである、これがやはり日本の民主主義、住民自治の一番源になるところだと、このように思います。その

○議長（榮　正一君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

補助金は、なるべく私は本来ない方がいいと思います。つまり、補助金をもらわなくったって仕事はできると、こういうやり方が一番いいと思っております。しかしながら、三割自治といわれることでもありますから、結局、補助金でもたくさんよこせと、こういうことになるわけでありますが、五割ほどもらうんであれば、別段、補助金ももらわなくていいようにも思います。それから、われわれの市町村では、いわゆる市民税その他の税によって行政をやっておるわけですからして、それをまた補助金という形で再配分するということも、おかしいといえばおかしいんですけれど、しかしながら自治を振興するという、ちょっと役所じみた言葉ですけれど、やっぱり自治というものは絶えず揺り動かして、そうして自治意識が高まるようにという、やはり仕掛けをするということもこれもまた市民の要求でもあるし、行政に求められておるところであろうと思っております。

そこで、いろいろな形によって、あるいは道路の補助もありますし商工会や、いろいろな団体に対する多小の補助もあるわけですが、自治会には、いまの状況では世帯当たり百二十円という単位で世帯数を掛けて、それぞれの自治会に一応の自治振興という意味での補助を差し上げておる。そして、いまいわれます運動会、スポーツ、レクリェーションのこともこれもまた結構なことですからして、これまで十数年にわたってやってもらってある。ですから、その定着をしてすでにもうその自治会の行事そのものになったものに、つまり既得権という形で要求をされるのはちょっと誤りのように思いますからして、絶えず趣を変える、趣向を新たにして自治の振興を図るということが私は大切だと、こう思っております。そのスポーツ、レクリェーションの機会が地域によく親睦の機会として役立っておるということはありましょうから、これはもう自治会自身の取り組みでやっていただける、また、やってくださいと、このようにお願いをいたしております。そうしてまた自治会と協力関係は大変重要でありますから、絶えずこの新しい趣向をこらしますことが私は重要だと思います。もっともっとその文化やスポーツのことを地域の問題としてやっていただきたいと思います。

それで、打ち切ったという表現は当たっていないんですが、要するに時期が来たからその必要を離れたと、このように考えていただきたいわけであります。そうしてその次にまた新しい種をまく。今度種をまこうとしておりますのは今議会でもいろいろ御論議いただきましたごみ減量のことでありますとか、その地区の防災のことでありますとか、それらのこともまた自治会とよく御協力をいただかなければなりません。そういう意味での予算計上でありますので、そう、予算審議をいただく前からわいわい言うわけにもまいりません。ですから、これまで接触をしました範囲では、地区連合の方には運動会はぜひやってください。何か別の方法でまた仕事をお願いいたしますのでそれに対する何らかの事務機器というような物を差し上げるようにはしなきゃならんと思っております。というふうにいっておりますから、なぜ補助金を切ったかという意味ではないと、私はそのように御理解をいただきたいと思っておるわけであります。説明不足等で、あるいは説明が適当でなかったりして、多少の誤解を受けておることも知っておりますので、十分説明をいたしまして御理解をいただき、一層、地域地域の自治会が大いにあらゆる面で活発に発展をしていただくことを願いたい。これに尽きるわけであります。

それから、もう一つ美化協力費も同じであります。これはもとをただしますと、いま言われました、三十八年のオリンピックに当てまして、東京都から多少の金が流れて来まして、その経費を充てる形で、国際行事でもありますから、町の美化ということでパンフレットとかが配られ、あるいは花が植えられたと、そういうことがありました。それがずっと何年来経過しておりましたけれど、一昨々年あたりだと思っておりますが、これは東京都からその財源は来なくなりました。環境美化というのは取りも直さずごみをなくすことでもありますし、草を刈ることでもありますし、それからなおそれに増して花や木がふえるということになればそれにこした目的はないわけでありまして、これもかなり地域として取り組みが定着をしたというふうに考え、特に、当面の局面といたしましてはその地域防災の活動、あるいは地域のごみに対する関心と、こういう意味でそういう趣旨に事務費を使っていただこうというのが新しい発想の提案でございます。そのようにぜひ地域地域でも御説明願いたいわけでありまして、何か、権力的に補助金で市民を引っ張り回すとか、それから、そういう意図は全くない、全くその逆であるというふうに御理解をお願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　もう一度念のためにお聞きいたしますけれども、そうしますと、今度から教育委員会の体育課主催としては市の方としてはやっていかないということでございますね。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いやいや、それは言っておりませんが、市民体育大会というのは教育委員会の方でやってくださるだろうと思っております。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　自治会が主体になっておやりになるものについては、お手伝いはしていたと思いますけれども、教育委員会が主催するということはございません。いま市長の言われたのは市民陸上競技大会でございます。これはこととしもやります。

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君）　申しわけございません。教育長さんから言われましたのはそのとおりだと思います。私の方の考え方が間違っておりました。そこで市民陸上競技会に対して、これは各自治会から連合会の主催によってレクリェーションをやるわけでございますね。その連合会の中から、いま言われました日野市陸上競技会ですか、体育というんですか、そういう催しはあくまでも市の方ではこれから継続していくわけでございますね。
○議長（秦　正一君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　いまおっしゃるその陸上競技大会の中には、各地区代表としての子供会とか、あるいは青年会、そういうようなところのチームが来て参加されることはございます。しかし、それを選び出す過程はどうなっているか、ということについては、私たちは一々御指示をしたり、何かをしたりしておりません。そういうことでございますので……。
○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君）　それは、おかしいんじゃないかと思うんですが。これは私ちょっとしつこいようでございますけれども、もう一度、私もわからないから聞いておりますんですから、ひとつ聞いていただきたい。また、それによって回答していただきたいと思います。

各単位自治会で選出して、連合自治会で主催やるわけですね。これは日野市の中で八ブロックあると思います。その中で競技をいたしまして、選手を選んで、日野市市民スポーツ大会に参加させております。ここなんだと思うんですが、これは日野市教育委員会の方の主催でやるわけでございますね。日野市でやるわけでございますか、これは。主催は。市で主催やるわけですか。私がわからないのはそこなんです。わかっている人からちょっと答弁願いたいと思います。（「明快な答弁をしてください」「市長」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　企画財政部長。
○企画財政部長（前川恒雄君）　ちょっと、多少誤解をされていらっしゃるんじゃないかと思いますが、市の主催で市民全体のスポーツ・レクリェーション大会というのは、従来ともやっておりません。で、やっておりますのは、先ほど教育長から答弁いたしました市民陸上競技大会、これは教育委員会の主催でやっております。今後もやる予定でございます。それはいま藤林議員がおっしゃったように、下からこう積み上げてきてやるものじゃなくて、教育委員会主催で、先ほど教育長が言いましたように、子供会、その他の陸上競技に非常に堪能な人たちを集めまして、やっているわけでございまして、いわゆるいままでやっておりました地区ごとのレクリェーション大会から積み上げてくるものとしましては、そういうものはないわけです。そういう大会で、市全体の大会というのはございません。従来ともございません。
○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君）　そうしますと、教育委員会で一応音頭は取るということですね、主催じゃないね。下から積み重ねたものを……。
○議長（秦　正一君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。
その積み上げるとかそういうものではなくて、結果として、恐らくそういうようなところでそれぞれ競争していって、それでこれをひとつ教育委員会でもってそういうことをやるから、ひとつ参加してやろうじゃないかということで、そちらの方から盛り上がって、こうきたというふうに私たちは考えております。そういうものを積み上げるようにして、こういうふうに出してくださいという形をとっておりませんので、たまたま出てくる結果はそうなるかもしれませんけれども、こちらから働きかけてそういうふうな方針で出してくださいということは全然やっていないわけでございますのでその辺が何か、こう、ちょっと誤解されているんじゃないかと、こういうふうに思っております。以上。
○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君）　そうしますと、その主催がですね、どうも私もちょっとはっきりと飲み込めなくて申しわけないんですけれども、もう一度確かめさせていただきます。その主催はどちらであろうと、金額によっていろいろ参加賞とか、そういうものがどういうような形で、市の方で出しているわけですから、教育委員会の方でそれは出していませんか。
○議長（秦　正一君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　私たち教育委員会は市の方から予算をいただきましてそこでそういう運営に必要なものとか、あるいは、時には賞品を出すとか、そういうことはやっております。これはいま言った自治会のそのチームがどういうふうに出てくるかということは関係なしにそういうふうにやっているわけでございます。
以上です。
○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君）　もう一度ここではっきりとさせてもらいます。そうすると金額は教育委員会で出しているというわけですね、これはあくまでもこれから続けていく予定でございますね。
○議長（秦　正一君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　ええ、そのつもりでおります。
○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　わかりました。ありがとうございます。

この参加者ですね、大体三万人くらいは参加するというようなことを（「冗談じゃない」と呼ぶ者あり）聞いてはおるんですが……。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

自治会でおやりになるのはそれぐらい参加しておられるかもしれません。しかし、実際、私たちが催す陸上競技大会ではそんな数は集まってこられませんし、それで事実そんなに集まってきたらその陸上競技は一日でさばいているものですからできませんが、しかし、私たちとすれば三万人も集まるぐらいに盛大になってくれれば大変ありがたいと思っておりますけれども、いまの段階ではまだそこまで至っておりません。

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　じゃ、どうもありがとうございました。そしてもう一つ私質問させていただきます。審議が細かくて申しわけないと思いまして、また議会もなかなかできなくて申しわけないと思いますけれども、今度、ごみ減量について一つの課をつくったようでございますけれども、これについていままでの補助金がこちらの方に回すような予定というような考え方でよろしいですか、これ、また別な考えでございますか。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段、特定はいたしません。期待をしたいということでお願いをしようと思っております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　どうもありがとうございました。ひとつ、よろしく今後二度とあちらこちらということのないように、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。これはこれで終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十九の一、補助金問題についてに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時　一分休憩

午後三時三十三分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十九の二、七月十一日早朝集中豪雨水害についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

（「九番議員登壇」）

○九番（藤林理一郎君）　七月十一日の集中豪雨についての質問をさせていただきます。

先輩の方々が非常にこれに集中豪雨じゃなしに集中攻撃というような形で質問されましたので、私は本当に自分でこれをお尋ねしようという、思っていたものが全部、先輩の板垣議員さん三浦議員さん、一ノ瀬議員さんにやっていただきまして、あと少し私思っていたところの、少し残っている部分を一般質問させていただきます。

七月十一日の朝四時ごろより、日野全地域にわたりまして大雨が降り続けた。大体二時間ぐらいの間に多摩平、日野駅周辺、七生地区というふうに被害が非常に多く今度出たようでございます。その中で、多摩平の部分で一ノ瀬議員が全面的におやりになったものですから、私のお聞きするところがなくなりまして、一つ、私は雨が降るたびに八王子の八高線ですか、陸橋の方から多摩平、日野駅に通じての甲州街道、これに通じて道路が川のようにして流れてくる水の問題でございますけれども、これを多摩平に入るまでに、日野駅に入るまでに食いとめられないか、ということをひとつ質問させていただきます。こういうような水の防ぎ方を現在市長さんが持っておりますか。

れるようですか、ないようかということを一点でございます。

もう一点は、多摩平の六丁目から黒川に流す排水でございますけれども、これは、私考えてみると、多摩平六丁目あたりがスムーズにいくように流れる場合は、黒川のところで第二段階としてまた水害が出る、というふうに考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、これを第二段階のところを水害に合わせるか、多摩平をそのままの状態で置いておくか、ということだと思います。そこで私は、一ノ瀬議員さんも盛んにこれを申しておりましたけれども、これはいまの段階では私は不可能じゃないか、やっていただくことについてはよろしいと思いますけれども、なかなかこれはできないと思います。それで、私、ここで考えさせていただいたのは、理事者側と関係者の方たちとよく話し合っていただいて、どういう方法がいいかということを市長も聞き尋ねて、一回、二回と話し合っていただいて、そうして解決方法、黒川に流れるその場所と、そして多摩平のところの両方うまくいけるような体制にひとつお願いしたいというふうに私は考えております。それをどういうふうに市長さんがおっしゃっているかといいますと、七月十五日の広報からずっと市長さんは非常にこのことについて気を使っているということでございます。ですから、この広報で載せておられるように、市民と話し合っていただいて、解決策を講じていただきたいと、こういうふうに私は考えております。

次に日野駅の方でございますけれども、日野駅に流れ込んでくる水はやっぱり甲州街道沿いで日野台一丁目、わずかな区域でございますけれども、二丁目、柳町の方から押し寄せてくる水が日野駅に入ってくるわけでございます。これも何か考えが市長さんがあるようでございますけれども、なかなかこの問題も大変な問題だと思います。私、考えてみますと、この五十四年にガード下、西から東に何かってガードづくりをするわけでございますけれども、これをやった場合には金子橋、仲町、旧市役所の付近あたりは水でどうにもならん、いまの日野駅よりも以上な水害が出てくるんじゃないか、というふうに考えております。そこで来年度抜かれた場合に、それに対する対策はどういうふうに考えておりますか。また、話に聞いてみますと、新町、栄町につなぐような話もちょっと耳にしておりますが、この件についてもどういうふうに四ツ谷自治会、また、もとの西町ですか、自治会の方たちと話し合いが進んでいるかということも一点聞かせていただきたいと、こういうふうに考えております。

それともう一つでございますけれども、日野警察のところの高木歯医者さん、あの場所から東町に通じる多摩川、あの排水の件でございますけれども、理事者の方はいろいろとお骨折りしておられるようですけれども、これの解決策はどういうふうに理事者側の方で考えているか、また、いつごろこれに対して着工できるかということをお聞きしたいと思います。

これをひとつ三点お聞きいただきまして、よろしく御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（榮　正一君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いままでの質問に対するお答えで、ほとんどお答えしているわけですが、なお私のただこの専門家でない、つまり技術者ではない立場で考えております治水対策、これでお話をしてみたいと思うんですが、これはもうあたりまえのことなんですが、水は必ず低い方向に向かって流れるわけですから、それをいかにどういう手段で川に流していく、あるいは、どう、何ですね、大雨のときに一時道路の上を水が走るということはこれは仕方がないことだと思います。ただ、それが人家に入って、床下や特に床上になると全くたまらない被害ということになりますので、少なくともそれをそういうことのならないように解決をする、これがわれわれの考える一つの治水だと、このように思っております。

甲州街道、あるいはその裏甲州街道、バイパスを流れてくる水を途中で日野に入る前にどこへもかわすという手はないようであります。それからまた建設省の言い分も道路の上に降る雨は側溝で大体処理できると、こう言っておりますけれど、その側溝の水がまた低い方に入りますと用水に入りますし、それから多摩平にたまたま低いところがありますから流れ込むと、これもあります。しかし、これのやりとりをしておっても始まりませんので、そこで黒川系統に、つまり六丁目地点の水は黒川系統で受けてそうして排水のその流末の方から、つまり川に近い方から工事をして断面を広げ流水能力を高めてそうして上の方までつなごうと、こういうことでありますから、いま言われるように六丁目の浸水を黒川に落としてみたところでまた二次災害を起こすということにすぎませんから、そこで下流からやろうということで、考えておるわけです。それからなお、甲州街道の新坂下あたりに降る雨が、当然駅のガードあたりに、これも低いところですから集中してまいります。特にいま一番困りますのは日野駅周辺に、特に西寄りのホームの下に神明上の中央線から北側の、あるいは北西側の地域の水が皆あそこに集まる仕掛けになっております。しかもそれは流末が詰まっておる、続いてないということですから、したがって、あそこに大きな池ができるのが、これはあたりまえであります。その池の水を暫定的にもう一遍ガードの西寄りでくぐらせて、つまり、あの甲州街道に穴をあけてガードの西寄りでくぐらせてそうしていまできております多摩川第二排水区の排水管につなぐと、こういう暫定の措置をとろうということであります。そうして日野用水は非常に強い洪水の時点では、なるべく早く樋門をおろして、そうして川から入ってくる、つまり取水される水をこれを断絶する。なるべく日野用水は水量を少なくする。そうし

て栄町、あるいは新町の地表の水をまとめていく。そういう多摩川第二排水のすでに埋設しております管に暫定的に日野駅ガード下の水を取れるように管を埋めてつなぐ。こういうことですから、すでに管は埋まっておりますので、多摩川に流れる仕組みになっておりますから、下流の方に特別了解を得るということは、話は十分つくと、このように考えております。ただ、これも能力がありますから、つまり二メーター二十という断面ですからそれをオーバーするようなことになってはこれまた能力オーバーで浸水地点をつくり出す危険もあります。そのうちに一方二・二・十というつまり高木歯医者さんのところから多摩川に真っすぐに出るあの系統、この道路の下に管を埋めて、そうして、東町排水といいましょうか、日野の八坂神社あたりから一帯の低地帯の、あるいは四ツ谷下区画整理あたりの水も警察周辺の水もそれにまとめて流すと、こういうことに期待をしておるわけであります。

道路の進行状況ですが、これは特にいま立川も多摩川架橋ということで大変熱が入っております。ただ、道路の幅員を二メーターほど広げていままでの予定の二十メートルを二十二メーターにしたいと、こういう設計変更があります。それらにつきましての設計がだんだんでき上がっておりますので、ある程度地域の方にもその了解を進めております。いつということがはっきり言えないことが残念ですが、これは都道ですが、東京都

もいよいよ事業化しようという動きでありますからして、なるべく早くそれらを実現をさせたい。この石田、新井の方の、つまり日野用水の流末地帯の浸水の解決ということも非常に大切なことでありまして、これは根川に依存をしているわけですが、根川の仕事もなるべく上流まで工事を進めていくということ、それからまた地元とお約束をしております、五十五年という約束がありますが、何とか五十五年には目鼻をつけたい、完結ではなくても目鼻をつけたい、このように考えております。そういう方向に全体としては動いておりますことをお答えといたします。

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　もう一度これだけ一つ質問を入れましてお聞きさせていただきます。

日野駅から新町、栄町二丁目に、それから坂下住宅より四ツ谷を越えまして多摩川に第二排水区がございます。ここに菱山土木さん、その前の薬局がございます。そのところに四ツ谷に通じている管に、これは地元の自治会の関係の人たちと話し合いがどの程度まで進めておられますか、これをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　この新坂下の、供給公社の負担によりまして、あの排水管を布設された。そういう

中でかなり地元との話し合いをしてその結果できたわけでございます。そういうことで一応向こうに流すと、こういうふうなことで暫定策を一応考えたわけでございますが、当然やはり一応のお話をしなきゃいけないと、こういうことで私どもの方の下水道課長が自治会の方の役員の方にその旨を申し入れをしまして、話し合いと申しますか、一応の了解をしてもらいたいという申し入れをしてあると、こういうことでございます。それにつきましては格段の支障と申しますか、御迷惑をかけることはないと、こういう中で了解されると、こういうふうに考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一言、先ほどの質問で落としたことがありましたが、六丁目地点の浸水常習地の地域の方々とはもう何回もお話し合いをいたしまして、そうして考えております黒川系統の排水経路、これについても十数名の方に御一緒してよく現場踏査をし、趣旨説明をいたしております。

二・二・五、あるいは現在の布設管渠、これらもあわせて皆説明をいたして、地元の方にはかなりはっきりと方策が理解されたと、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　黒川系統へ流した場合の……。いいですか、答弁はいいですか。黒川へ流した場合の水害ね、二次水害は起きないかということについてはどうですか。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　先ほど市長の方からも申し上げたと思います。そういう被害を起こさないように、改修の際は下流から、しかも断面をそういう、あれですね、余分な水、そういうようなものについて計算をしまして十分排水できると、こういうことで改修をしていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。そういうことで、下流に被害を及ぼすというようなことはないようにできると、こういうふうに思っております。

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　はい、これは了解させていただきました。

次にあと二つばかり。ちょっと、先ほど三浦議員さんからも大震災のことについてお話がありましたですけれども、私、ちょっと気になりますものですから加えさせていただきたいと思います。

奥多摩湖のダムのことでございますけれども、これが何か地震があった場合に、決壊されたときに、日野の防災についてどういうような考え方を持っているか、ということをちょっと一つお尋ねするわけでございますけれども、ちょうどダム工事は、昭和十六年に着工しております。でき上がったのは昭和三十一年完成と、新聞なんかにもよく報道されております。それの、

堤防というんですか、大体五十年から八十年もつんじゃないかと、それ以後になるとどうなるかわからないというようなことも、新聞で、いつでしたかな、見たことがございまして、これ、ちょっと私の考え方でございますけれども、これがちょうど計算してみますと、八十年は大丈夫だということを仮定にしまして、ここで三十七年たっております。後の四十三年間ですか、これはその間に大震災のような地震が来まして決壊したということになりますと、そういうときに、日野市ではどういうような考え方、また対策を持っておりますか、ということをちょっとお尋ねさせていただきます。（「国だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　いいですか。集中豪雨の水害ということに関連づけてただいまの質問に答弁を願います。助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。

奥多摩湖の問題につきまして、ダムが崩壊した場合におきまして、どのようなぐあいに日野市に対して影響があるのか、また、それに対してどう対応しているのかと、こういう御質問だろうと思います。

正確な資料、それからその他は持ち合わせございませんものですから大変御期待に沿えないと思いますけれども、現在、ダムの堤防の状況につきましては、いわばダムがどういうぐあいにゆがんでいるのか、また沈下しているのか、また、どういうふうなぐあいに損壊しているのかということにつきましては、あの中で精密な調査をしているわけでございます。で、そういうふうな状態でございますものですから、地震災害において、地震という一つの不測の事態におきます場合におきましては、大変、これはそういったのは役に立たないというかもしれませんけれども、おおむねそういうふうなことを想定しながら維持をしている、というのが実態でございます。そこで仮に崩壊した場合にはどうするのかと、この問題になってくるかと思いますが、これは相当量の水が一度に流れてまいります。そこで、それに対するところの対策といたしましては、緊急に沿岸の市町村に対しますところの連絡、さらには待避、こういうふうな形で都水道局が緊急な措置をする、というふうな体制を組んでいるわけでございます。じゃ、どのくらいの水位がこれがあるのかと、この問題でございますけれども、満杯と、それから、いわゆる貯水量との関係が入ってまいります。おおむね現堤防において食いとめられるというふうな状況になっておりますが、それは河川の現在のようなぐあいに非常に枯渇されたような水の状態ならばよろしゅうございますけれども、そうじゃないというふうな事態になった場合については、堤防等に対して溢水、いわゆる、堤防を越えてくるというふうなこともあろうかと思います。しかし、それは瞬間的な流れ出した場合と、それから多少二十分なり三十分おいた場合とは違ってまいりますものですから、そういったような影響等考えながら都水道局は対応し

ていると、このようになっております。それらの影響を受けまして緊急手配を、手配された場合におきましては当然日野市におきましては対応していく措置が敏速にとられることで体制が組まれていると、このように考えております。

以上お答えいたします。

○議長（秦　正一君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　これで全部私の考え方を理事者側に申しまして、それを回答していただきまして、これで終わるわけでございますけれども、この対策について、ぜひとも市民の方と話し合いの上で一日も早く解決していただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（秦　正一君）　これをもって十九の二、七月十一日早朝集中豪雨水害についてに関する質問を終わります。

二十の一、災害対策を問うについての通告質問者、飯山茂君の質問を許します。

〔四番議員登壇〕

○四番（飯山　茂君）　ただいま議長から許可を得まして災害対策について何点かお伺いいたします。

最近、全国的に防災対策が叫ばれております。今回のこの議会中の中でも、数多くの議員の皆さんが質問されてまいりましたが、意識を新たに、また私の質問が重複することをお許しいただければ幸いだと思います。

大正十二年の九月に関東大震災ということがございましたが、東京を初め関東地方の都市に大きな災害をもたらしました。その後も福井、新潟、十勝沖、伊豆半島沖、そして、ことしに入って伊豆大島近海、宮城沖、各地で大きな地震が起こりました。「災害は忘れたころにやってくる」といわれております。地震はいつ起きるかわかりませんが、いま大地震が起きたとするとその災害は大きなものになろうと予想されております。市長は常に防災に気を配っておられます。「市民の命と暮らしを守る」といわれておりますが、そこで災害対策について次の点をお伺いいたします。

まず第一点目が、各家庭に非常持ち出し袋を配布する考えはございませんか。これは大地震が起きた際、交通遮断、通信途絶と、もちろん電気、水道もとまるような最悪の場合、すぐに日常生活に困難が生じてまいります。そこで緊急体制が整うまで非常持ち出し袋によってその急場をしのぐということが、家庭に一袋は必ず必要だと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、現状ではなかなか用意することができません。そこで市当局で医療品、乾パン、かん詰め、懐中電灯ぐらいの収納された非常持ち出し袋を配布していただければ大変よいと思います。この点は可能でしょうか、これが第一点目でございます。

第二点目といたしまして災害対策の趣旨徹底でございます。

イといたしまして、市の対策プロジェクトチーム、すなわち組織表を広報等を利用して、もっと市民にPRすべきではないでしょうか。（「そうだ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

本年六月十二日に起きました宮城沖地震では、先ほども三浦議員がマグニチュード六・八だとおっしゃっていましたが、地震のわりに一番被害のあった仙台市では死者十二名で災害が少なく不幸中の幸いだと私は思います。これは市民の方々が常に地震に対して対応できるように心がけがあったからだと思います。また同時に仙台市の市当局もそのようなPRがされていたからだと思います。また宮城県沖地震でも共産党の板垣議員の団長報告でございますように（「そうだ」と呼ぶ者あり）自分の目で調査をされた報告がありましたように、初期消火の重要性の報告がなされました。避難場所連絡等の協力体制が市を中心に自治会等の協力がよくできていたからだということだということでございます。市では常に災害対策をPRすることが万一災害が起きた場合被害を少なくするよう最良の方法と私は考えております。

ロといたしまして、市の災害対策の体制をお伺いいたします。災害対策本部の編成表を庁内に掲示して市民と職員に知らせるべきであると、また、このような災害対策の連絡表というものを高価なものをつくられておりますが、私は、横幅二メーター、あるいは縦一メーターぐらいの紙一枚でピラミッド型の組織表を庁内に掲示をされたらいいんではないかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また、各部単位の緊急時に対する組織表を明示するとともに、年に何回か庁内で災害訓練をする必要があろうと思います。これは普通の日に、災害が起きた場合非常持ち出し、来庁している市民の皆様の避難誘導、初期消火、関係庁への連絡等の訓練で市民を守る職員が自分のはだで感じ取り、災害に対する意識の向上で、いざというときのためになると私は思います。この点をぜひ実施していただきたいと思います。

第三点目といたしましては、災害に対する市の基本姿勢を市長からお伺いいたしたいと思います。

○議長（桑　正一君）　飯山茂君の質問についての答弁を求めます。総務部長。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。

第一点目の御質問は各家庭に非常持ち出し袋を配布する用意があるかということでございます。これにつきましては、基本的には私どもは市民が日ごろから予防する心構えの一つではないかというふうには考えているわけでございますけれど、御指摘もございますので総合的の中で検討していきたいと、このように考えております。

それから二点目の質問の中のイでございますけれど、防災の

組織表を市民に広報……。いわゆるPRする必要があるのではないかということでございます。これにつきましては広報等、あるいは、特にパンフレットを、こういったこともつくりまして、この組織表だけではなくて全般にわたりましてPRの必要があるというふうに考えております。それから口の問題でございますけれど、庁内に表示して、いわゆる防災組織表を庁内に表示して職員、あるいは市民に徹底する必要があるのではないかと、これにつきましては確かに御指摘のこともあると思いますので検討させていただきます。それから災害訓練の必要性でございます。これはもう十分必要は感じておりますのでこれから実施をしていきたいと、このように思っております。（「全部実施だよ」「押し売りの徹底」と呼ぶ者あり）

○議長（桑　正一君）　三点目、市長の答弁を求めます。災害に対する基本方針。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでのお答えの中でかなりお答えをしたと思ってはおりますが、基本的には平素がやっぱり大切である。そして災害に強い町を常時考えてつくるその誘導の行政である。それからもう一つは、市民の方々の有事の際に自主的に行動できる能力を日常高め、訓練をしていただくといいましょうか、そういう二つの面だと思っております。それに即しまして具体的な防災計画をより現実的につくり、それからPR手段、あるいは資材、器材、これらの適当な配置もいたしまして、また市民の方にとにかく重ね重ねて何回もPRをし、ほとんど本能的に反射行動がとれる、このようにしていただくことが一番有効だと思っておりますので、たとえば災害に対しますふだんの心構え、それから有事の際の、その行動基準といいましょうか、そういうパンフレット等をつくって、日常、学校でありますとか、小さな子供からそれから家庭の御婦人、それから自治会、広範にそれらの取り組みを進めていこうと、そのことをまた今回の議会のいろいろの御指摘を契機に、仙台等の実例も十分教訓といたしまして庁内に組織をつくりまして再検討をしようと、このように考えております。一層のお力添えをお願いしたいと思っております。

○議長（桑　正一君）　飯山茂君。

○四番（飯山　茂君）　先ほど、総務部長の回答によりますと、検討すると、それから努力をするということでございますが、やはり、なかなか予算面も伴うものだと私は思います。そこで、予算的に不可能な場合は一部補助または安くあっせんする用意はないかと、何らかの形で実施はできないかと。それから、私が四十九年にこの庁舎に入れていただきましてから五年になろうとしておりますが、職場の防災訓練をやったのを見たことがないんですが、過日も米沢議員が企業の組織表なるものを庁舎に、市に集結をして、集合をさせて、それの組織体制をどう考えているんだということを質問し答弁されていました

けれども、集める側の市といたしまして、総務部長が組織づくりも努力したい、考えたいと言っていますが、どのような形でいつごろからそれを取り入れるか、もう一度御回答お願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは一点目の御質問ですけれど、一部補助、あるいは安く、あるいは何らかの方法で実施ということでございますけれど、先ほどお答え申し上げましたとおり確かに私どもも実施している市の金額等を伺っております。それは中に入れる内容にもよるわけでございますけれど、そうすると、ちょっと額もかさむわけで、全世帯ということになりますと大変な額になります。そういうことから見まして、そういうことの中からいまの御質問だと思いますけれど、いずれにしても財政的な問題がかさむわけでございますから検討させていただきたいと思います。

それから職場訓練、組織づくり、いつからということでございますけれど、これにつきましては、私の方でちょっとお答えは、いつからということはちょっとお答えできないわけでございますけれど、市長も先ほどそういうような、つくるということをお答えしているわけでございますので、早急につくって、これのいろいろな指摘された事項につきまして検討を加えていきたい、このように思っております。

○議長（秦　正一君）

○四番（飯山　茂君）　その回答には一応了といたします。

意見として、私は災害対策に対して、いま一度市内を見回りをしていただきたいと思います。宮城県沖の災害の中でありましたように、地震に弱い地域、宅地造成地を調査し対応方のPRをしていただきたい。それから避難道路の指定、あるいは危険個所の補強、特に、この宮城県沖におきましてもブロックの倒壊による死亡が出てきたということで、このことを常に、市内を見回っていただきたい。それから自治会の協力をぜひしていただいて、市民の皆さんには自治会等の連絡、協力体制、非常持ち出し、避難時の注意などを趣旨徹底して災害が起きた場合の被害を最小限に抑えるよう、そうして十四万市民が安心してできる体制をつくるように強く要望いたしたいと思います。なお、要望でございますが、先ほども藤林議員の中からも出ましたけれども、災害でございますので、地震それから水害ということで要望いたしておきます。先ほどの水害ということで今回六丁目の問題がかなり出てまいりました。その中で小西六大企業、あるいは日野自動車企業ということが出てまいりましたけれども、この対策については、黒川下水ということが口が酸っぱくなるほど出てまいりましたけれども、（「黒川をつぶせ」と呼ぶ者あり）（笑声）甲

州街道の両わきのU字溝を私は大きくして、五十メーター間隔あるいは三十メートル間隔でグレーチングを入れて排水をよくする、こういうことも私は施策の一つだと思います。盛んに各部局が黒川、黒川といっておりますけれども（笑声）実際には建設省に出向いて行って（「そうだよ」と呼ぶ者あり）市の予算がこれだけあるからひとつやってくれないか、（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうことを強く私は望みたいんです。これは要望として、意見としておきます。どうもありがとうございました。

○議長（秦　正一君）　これをもって二十の一、災害対策を問うに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）お諮りいたします。　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。　これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

午後四時四十九分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。　議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

一般質問、二十一の一、七月十一日の集中豪雨に対する今後の対策について問うについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　質問をさせていただきます。二十二名中の質問の中で二十一番目、大変御迷惑をかけております。私も、質問に対しては最初板垣議員、また三浦議員、そして一ノ瀬議員、そして、きょう藤林議員と、大ぜいの質問をこの問題に対してされておりますので、私もできるだけ時間を割愛する意味から、この限られた地域、いわゆる私の居住しております高幡を中心といたしまして三沢、程久保関係のこの集中豪雨に関する質問をしてまいりたいと思います。よろしく、どうぞ。

去る七月十一日の集中豪雨は、御存じのとおりかつて経験のない豪雨であったわけであります。総雨量が百二ミリ、特に午前四時から五時にかけては六十九ミリという激しい雨量であったことは周知のとおりでございます。その結果、市内各所に床

下から床上浸水被害をもたらし、床上浸水百九十六軒、床下浸水二百九十四軒、濁流が道路を走る、それが床下から床上に所構わず浸入してくる、目の前に見ながら手の施しようのない、人の力の無力さ、消防自動車とて自然の力の前にただうろたえておるというのが実際の情景でございました。ただ付近住民に私ども消防団は戸をたたきながら早く起きてくれと知らせるのが精いっぱいの姿でありました。自然の猛威をまざまざと見せつけられた一瞬の出来事でありました。しかし、私は天災としてのみこの問題を片づけるのは余りにも忍びがたいと思いこれから種々質問してまいりたいと思います。

確かに、森田市長さんがかつていわれたように都市化が生んだつけが高い代償としていま回ってきたといわれることも理解できるのであります。過去の高度経済成長期に東京へ、東京へと押し寄せる人の波や、たとえ、そのときにだれが為政者であろうとも、とうてい抑えることのできない現実の姿でありました。当時の厳しい農地法は、低地の開発を不可能とし、法の盲点であった丘陵地帯の開発となって、現在の現象となっておるわけであります。（「自民党」と呼ぶ者あり）それでは現状に甘んじいつまでも泣き寝入りをしなくてはならならのか、また完成目標昭和七十年の下水道完備まで待たねばならないのか、とうていそれは市民感情として許せないのであります。市長が言われるとおり「下水道完備までは待てない緊急を要する地域

その地帯には二重投資も一部やむを得ないと思う」と言っておりますが、政治とはまさにそのとおりだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ぜひ血の通った行政と手腕をこの際強く望むところでございます。高幡地域の一例ではありますが、私は、今回の被害状況調査、市がやりませんでしたので、金額の面をかなり克明に調査してまいりました。京王ストアーの失損被害一千万円、啓文堂書店商品のみで四百万円、住友銀行三百万円、マリーナ靴店三百万円、たんぽぽ電気店百五十万円、滝瀬商店、お米だけで二百二十万円、その他駅前商店会合計一千八百万円、それらを合計いたしますと四千百七十万円という大きな被害をもたらしたわけでございます。これはなぜこのような大きな被害になったかと申しますと、現在の企業は地下に、たとえば住友銀行ですとオンラインシステムが、コンピューターが地下に埋設してあります。また京王ストアーも地下にエスカレーター、エレベーター処理施設等の機械が入っていたためにそれらがどろをかぶってほとんど使えなくなったというのが大きな被害をもたらした大きな原因であろうかとも思います。また、それらにかぶった、いまの私の申し上げた金額は実際どろをかぶって大きな人を動員して、最後に清掃したんですが、それらの費用は入っておりません。さらに一般の家屋の床上、床下浸水等の損害金額を入れれば、さらに大きな数字となって出てくるわけであります。市当局としても早速見舞い金を罹災者にい

ただき感謝しておりますけれども、要は一日も早くこのような惨状の状態から抜け出られるような行政施行を待ち望んでいるわけでございます。

以上のようにこれらの状況をもとに市当局は一体どのような施策を練っているか、また、とろうとしているか、その点についてこれから質問してまいりたいと思います。

高幡地域の雨排水の対策について、これは質問の一点目です。雨排水の対策について、現在市はどのような計画をお持ちでしょうか。

二番目として、程久保川三沢橋下流から改修工事中の接点までのしゅんせつ工事と、先般の大雨時の破損個所の修復工事と路肩工事の実施、並びに程久保川上流工事を速やかに実施完工するよう東京都へ強く要望していただきたい。そして程久保川の完成年月はいつなのか、これも教えていただきたいと思います。

三番目に高幡市営住宅の用水路について市側の計画をお聞きいたしたい。

そして最後に四番目に市民の多くは一日も早い公共下水道の完成を待ち望んでおります。公共下水道の計画決定はいつか、また事業決定は何年ぐらい先になるか。あるいはどのような環境整備が整ったときにその事業決定を下すのか。これらについてまず質問をいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

七月十一日の集中豪雨に対する被害でございますが、これにつきましては程久保川のはんらんが原因のその一つであると思われますので、東京都知事及び南多摩建設事務所長あて、程久保川の改修促進等について至急善処方要望したところでございます。これに対し、都においても現状を認識されて現在京王線交差地点を施工中でありますが、工事は終電車を待っての深夜作業であるため騒音等の配慮から工事は予定どおり進捗していないができるだけ早く竣工するよう努力する。また、その交差地点から完成している程久保川への接続は一年繰り上げて五十三年度事業として改修するとの回答を得ております。なお、崩壊個所の改修及びしゅんせつ等についてはすでに実施されておりますが、高幡駅周辺の水害の抜本策としては、高幡駅前より程久保川への排水管の埋設をすることが計画されております。なお、程久保川の改修の予定でございますが、五十三年度の事業として京王線の下をやっております。これは五十三年度工事でございますが、ただいま申し上げましたように深夜工事のために予定が大幅におくれるというお話でございましたが、こうした事情に刺激されて、工期内に竣工するように都も努力する

というお話でございます。なお、その京王線から七生農協を通って都道までは五十三年から五十五年の予定でございます。なお、その条例につきましては、現在のところまだ用地買収等が済んでおりませんので実際的は予定はないということでございますが、すでに用地買収の終えた個所につきましては遊水池の役目も果たすであろうということで下流からの工事を繰り上げて施工してもよいというふうなお話でございます。なお、この施工につきましてはこの施工が二次的災害を引き起こすのではないかというような心配もあるのでいま一度検討したいというふうな回答が得られております。

以上でございます。（「まだ質問に答えていませんね」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　一番目の……（「一、二はよろしいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい、三番目、四番目が……」と呼ぶ者あり）高幡の市営住宅に関連しての…建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　高幡不動様の前の都道沿いの用水路でございますが、（「いや、市営住宅です。市営住宅の用水路についてということです。都市整備部長か総務部長…」と呼ぶ者あり）あの市営住宅の排水ですか、（「そうです」と呼ぶ者あり）用水路でなくて、（「ええ、いま一応用水路になっているみたいです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

これは現在吸い込み式になっておりますが、このままの状態でもほうっておけませんので一応U字溝を布設するということを検討しております。

以上です。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えします。

下水道の計画でございますが、本年度、現在進めております流域下水道の計画の決定と、それからさらに事業決定と、こういうことで考えておるわけでございます。その後に市内の関連公共下水道の計画決定、事業決定と、こういうふうに順序がなるわけでございます。そういうことで、これらにつきましてはできるだけ早く計画を決めましてそれぞれの決定をいただくと、こういうことになるわけでございます。

それで、この地域は程久保川の第三排水区と、こういうことで現在までの計画としての区分になっております。これは高幡橋から高幡不動の駅前を通りましてさらに動物園沿線の踏切を越え新程久保川に落とすと、こういう下水道の完成の計画があるわけでございます。そういうことで、これらの計画をいつ事業決定をしてそれからこれを実施に踏み切るかと、こういうことになるわけでございますが、非常に、浸水というふうなことで被害が大きいというようなこともございまして、現在までも、こういう事業決定、計画決定を待たないで進めておる個所がす

でにあるわけでございます。そういうことでこれらにつきましても市内各所の浸水の被害の大きい個所との比較、関連の中でどういうふうに早急に実施をしていくかと、こういうようなことを検討課題として現在持っております。そういうことで一応は計画決定、事業決定の後にするということでございますが、その前にも、先ほどいいましたようなそういう緊急性を要する個所については単独で実施をするということも検討しております。そういう中で今後の検討課題とさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいま、最初質問いたしました四点についての質問にお答えいただいたわけですけれども、さらに順を追って質問していきたいと思います。

ただいま建設部長からお答えいただきました、今回のはんらんの原因は程久保川のはんらんが起因するということが申されておりましたけれども、それも事実、芙蓉ハイツ方面から大量の水が押し寄せてきたのも事実でございますけれども、八月十五日だったでしょうか、市広報に掲載されました私の撮った写真を見ていただくとよくわかるんですけれども、あのときの雨量の主に入ってきたのはやはり鹿島台団地、不動尊方面からのものが三分の二近くを占めております。そして、先ほど建設部長のお答えいただいた高幡不動尊前から駅前を抜けて新程久保川へ貫通する水管の埋設、建設計画があるということをいまお聞きして大変私は意を強くいたしました。あれがもしできるならば恐らく新程久保川まで、埋設管の大きさにもよりますけれども、相当大きなものを入れていただければ恐らく二十ミリ、三十ミリ、四十ミリ程度の雨には耐えられるだけの力は出ると思います。そういったものが現在一本もないので、このような現象になっておりますので、ぜひこの件につきましては調査費の予算計上を、市長さん、心からお願いいたします。ぜひお願いいたします。

そして、この問題は昭和五十二年六月の十四日だったと思います。ここに請願書がありますけれども、高幡八組自治会長、森屋昌一さん、ほか二十三名の方から「高幡不動尊の前の両方の側溝が下水が戦前のものであり、特に最近大型車両の通行のために路肩が壊れ、ますます狭くなって一部は壊れて水が詰まってしまうという状態になっており、これを早く修復していただきたい」という請願書が出されております。もし、それらの、いま建設部長がおっしゃられたような計画ができればそういったものも一緒に解決できると思いますのでこの実現に私は強く期待いたします。

それから次に、第一問目の質問からだんだん入っていきますから……。高幡七六番地から五六〇番地の間は全面的な暗渠となっております。これは不動尊前のところですね、そのところ

は全面暗渠のために災害発生の元凶となっております。これを先日、これはしゅんせつしていただいたところでございますけれども、どうか、定期的な監視といいますか、監視と定期的なしゅんせつを、これをお願いしたいと、このように申し上げてみたいと思います。その点についていかがでございましょうか。これは確かにむずかしい問題があるんです。高幡橋から続きまして程久保川まで大体距離にして三百メーターないし四百メーターなんですけれども、一番上が市管理、その次に東京都管理、また市管理、東京都管理と、その間に四つ入り交じっているわけです。非常にこの管理はむずかしい点があると思うんですが、一連の災害の発生の元凶の場所でもありますので、この点、定期的な監督としゅんせつをお願いしたいと、こう思います。

さらに、この間しゅんせつしていただいたときに、私は見てまいったんですが、東京都のしゅんせつはバキュームカーでやっておりました、全部。それから日野市のしゅんせつは人間がシャベルで掘ってやっておった。それから終わって二日後ですけれども、私はその現場を両方見に行ってまいりました。東京都のしゅんせつしたところは棒でつついてもゼロでした。きれいにさらってあるんです。ところが日野市のしゅんせつしたのは、よくて二十センチから三十センチのまだ汚泥といいますか、どろ沼になって残っております。これは作業員がサボったとか何か、そういう意味じゃないと思うんです。東京都はバキュームカーできれいに吸ってしまうんです。ところが日野市のはシャベルでやっていますからどうしても取り切れない。ぜひ、この際、日野市でもバキュームカーの購入をお願いしたい。ますます、高幡のような、ああいった汚い用水がヘドロと化したどぶ川になりつつありますので、そういう能率の面からいきましても、また人件費削減の面からいきましても、そういうバキュームカーを一台購入していただいて、きれいに掃除をしていただきたい。特に最近のあの川は市管理の場所におきましても川の上に物を置いたりなにかして、その下がさらえない。せっかく前後を掘ってもそういったところが何カ所もあるためにそれほどしゅんせつの効果が出てないという結果が出ております。ぜひバキュームカーの購入をいただきたい。

まず監視の件とバキュームカーの購入の件についてお答えいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　この都道沿いの側溝的な用水路は、これはやはり用水路でございますので、本来、市が管理すべき性質のものでありますが、東京都が歩道をつける施工をしたために、管理を、しゅんせつを東京都に今回やってもらったわけですが、この用水路の管理につきましても、今後市としても十分監視していきたいと思います。

それからバキュームカーですが、東京都も、このバキュームカーのしゅんせつにつきましては、バキュームカーでのしゅんせつは委託でございます。もし市がやるにしましても購入ということは非常に高価な物でございますので、委託方式ということになろうかと思いますが、交通量の激しい、そして土場げのない用水路のしゅんせつにはそこに揚げておくわけにいきませんので、どうしてもこうしたバキュームカーのような道具が必要かと思います。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　監視を定期的に強めていただく、これはお答えいただいて結構だと思います。

東京都が委託方式をとっていたということは私は知りませんでした。たしか、東京都のマークがついていたような記憶があったんで東京都が直接しゅんせつしているんだろうと思っておったんですけれども、しかし、私は、高価なために仕入れられないと、いま言うようなことをちょっとお聞きしたんですけれども、実際に大ぜいの市役所の土木課の方々がしゅんせつしている姿を見て、あれをもしバキュームカーでやるならば二人ぐらいでもっときれいなしゅんせつができるということを考えるならばバキュームカーの購入は決して高いものではないと思います。ぜひ、その点についても市長さんの方に要望しておきたいと思います。よろしく御検討いただきます。

そして一問目の最後の質問になるんですけれども、先ほど申しました高幡七六番地から五六〇番地のあの用水は、従来は高幡橋から入りまして程久保川の、いわゆる七生支所のところへ抜けておるというようなきれいな川であったんですけれども、いつからか、まだ数年前だと思うんですが、ちょうどかたかなの「ヘ」の字のような形をして真ん中から山から流れてきた水を片方は浅川へ流し、片方は程久保川の支所の方へ流すという大変変則的な設計変更になっております。これではきれいな浅川の水はいつまでたっても入ってきません。これは程久保川の完成を待ってでも結構なんですけれども、将来の日野市の基本設計の中にぜひひとつ最終的には浅川から入って程久保川へ抜ける、そしてきれいな浅川の水を流していただけるような変更にしていただきたい。それが取りも直さず市長のスローガンでございます、「清流を取り戻そう」ということになるんではなかろうかと思います。ぜひ、これを担当部局にお願いしておきたいと思います。

次に程久保川の件でございますが、大分工事がおくれているということで残念なんですけれども、しかし、いま上流の工事の、あれは須崎仙次郎さんのところですか、あそこももう立ち退いていることですし、東京都にお金がなくてやらないのかどうか、それは知りませんけれども、付近住民はあの程久保川に非常に協力的で居座りしてる者もないんですし、工事を進めよ

うと思えば決しておくれるような筋合いではなかろうかと思います。その点についても、ひとつ、ぜひ都側へ申し出ていただきたいと思います。これは要望で結構です。

時間をできるだけ割愛して早くやりますから、その次に三番目の質問に移らせていただきます。

三番目の質問は、高幡市営住宅の用水路についてという質問だったんですが、先ほどのお答えですと吸い込み式で市営住宅建設になっているというお答えでした。しかし、この地域も豪雨時には再三水害に遭っている、床上浸水まで起こしておるところでございます。この場所は今回の豪雨には全く被害が出なかったということなんです。なぜかと申しますと、この場所の被害は浅川上流に豪雨があったとき、浅川の増水によって地下から逆に水が吹き上げてくるわけです。それと付近に降った雨とが相乗作用によって被害がいつも大きなものになっている場所でございまして、今回の場合にはこの日野付近一帯のものでしたから幸いにして助かったということでございます。それで、この用水路は途中まで、先ほど建設部長がおっしゃっていられましたように、途中までできておるんですが、その途中からとぎれて水が高きから低きに流れるがごとく自然の形で新井の第二用水の取水口に流れております。そして、この用水を一日も早くつくっていただきたいということで、請願書が出されておるんです。請願書が四九ー七〇、四十九年の十二月二十日採択され、五十年の三月十三日にその回答が出されております。回答書をちょっと読ませていただきます。「昭和五十年三月十三日、中西昌平殿、外七十五名、日野市長森田喜美男、請願の処理経過について回答、昭和四十九年十二月二十日に採択されました用水路整備に関する請願について処理経過をお知らせいたします。本来、用水路の目的は農業用の水路として使用するものであって、一般家庭用の雑排水や浄化槽の排水を放流するための水路ではありませんが、近年急速に宅地開発が進み、現状は土砂等が堆積し、既存用水路は汚染化がはなはだしくなっています。そこで市でも生活環境の面を考えしゅんせつ等の整備を年次計画によって実施しております。本地域についても市営住宅の建設計画と調整しながら計画する方針であります。」とうたってあります。ところが、私はちょっとこの請願のお答えと、大分、現在のいわゆる建設計画と調整しながら計画すると言っていながら、市営住宅は現実に建ってしまったわけです。そして市営住宅が建った時点では、いま建設部長がおっしゃられたように吸い込み式で建てられたわけです。ところが、現在はその請願回答と大分食い違ってその不完全な用水路に放流しております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それが質問の、なぜ、この請願の意思と反して放流したか、いつごろから放流したか、二点目。三点目に用水組合と話し合ってこの放流をしたのか、措置をとったのか。この三点をお聞きしたいと思います。

（「請願の紹介議員はだれだ」と呼ぶ者あり）（笑声）書いてないんだ、これ、（「それは黒川重憲だ」と呼ぶ者あり）（笑声）どうでしょう。

○議長（秦　正一君）　答弁を願います。（「答弁」「休憩かな」「実行」「休憩」「そんなに私は意地悪く質問しているんじゃないんですから、いかにこれを早くするかという意味で、決してこれで理事者を困らせようとかそんなつもりは毛頭ありません。ただ、これを……」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げますけれど、ただいまのいつごろから、あるいは用水組合の了解という点につきましては、私どもは承知してないわけなので、明確にお答えできないわけです。ただ、市川議員がおっしゃられたとおり、現在は吸い込みでは行っておりません。ここにつきましては、もう埋め戻しをしておるわけでございます。それから、先の、いわゆる用水に通じる、いわゆる、ここがくぼ地になっているわけでございますが、くぼ地から、いわゆる用水に、いわゆる先ほどおっしゃられました第二用水の方へ流れるということで、現在は、状況はここがそのくぼ地に流れてそれから第二用水の方へ至るまでの間に吸い込んでしまっていると、こういうのが実態でございます。そういうことでございますので先ほど建設部長がお答え申し上げたと思いますけれど、私のところといたしましては、ここにつきましてこういう実態でございますので、これは用水組合の了解をどうということはこれからももしてなければ行わなきゃいけないと思いますけれど、そういう中でこの建設、側溝等をやっていただきたいということで建設部の方には技術的な調査等もお願いしているわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　建設部長、何かありますか。いいですか。

○建設部長（森久保三次君）　ありません。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいまの総務部長のお答えはちょっとこれはお答えになっていないと思うんですね、総務部長さんのお答えはちょっとお答えになっていない、というのはこれは肝心なところでありますので、（「休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと、これですと私も前に進むのが困難だと思うんですが……（「水道部長、答弁」「異議なし」と呼ぶ者あり）そうですね……（「答弁できないのか」「休憩」「答弁するよ」「手が挙がっているぞ」と呼ぶ者あり、発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま御質問に対する総務部長の答弁でございますが　私も総務部長と同じ答弁でございますが、現在、市営住宅から放流されています下水が、自然

のうちに吸い込み式になってしまっているという、そこを今度総務部長の方より側溝にU字溝を埋設して向島用水路に放水したらどうかというような協議がなされております。これにつきまして検討をして施工したいというふうにお答えするわけですけれども……。（「そうですね、それではその件についてはまたよく調べていただいて……」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　失礼しました。まだ新人なものですから、どうも。後からひとつお答えいただくという形をとらせていただいても結構です。余りこれで私はいじめる気はないんです。毛頭ないんです。現実には早くその下水路をつくっていただきたいというのが趣旨でございますし、ただ、この回答書に寄せられておるように、本来、用水路の目的は農業用の水路として使用するものであって一般の家庭や雑排水や浄化槽の排水を放流するための水路ではないと、回答しておきながら、市がそれを用水組合の話し合いもなしに吸い込み式をいきなり放流しているというところに（「そうだ」と呼ぶ者あり）ちょっと私はうなずけない、基本姿勢があるんだと「緑と清流を取り戻そう」と一般市民に訴えていながらですね、（「そうだ」と呼ぶ者あり）その片方でこういうことをしておるということはやはり片方で指導要綱だの条例だのいろいろと厳しい条件を市民には要求しながら、市はいいんだというところに、私は一市民として感情が許さない。そういう意味でついてるわけなんです。それは後からそれじゃ回答していただくということで今後どういうふうにこれを処理していくかということをお答えいただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）後といってもただ私は後でずいぶんごまかされておりますので期限を切らせていただきたいと思います。一応今月いっぱいということで期限を切ります。先般の議会のときにも市長さんがあの決算書の内容を「責任を持って回答いたします」と私に言っていながら私は電話一本もまだいただいておりません。そういうことがありますので、ぜひひとつ、その件については今月いっぱいにお答えいただきたい。

それで、私は先日用水組合長の土方英雄さんとお会いしてきました。あそこのところがいま汚い水のまま用水組合の取水口に流れておるというのは私も見るに忍びない、あのような状態でいるよりはむしろきちっと側溝をつくらせてそして最後に清流フィルターのような物をかけさせて流せれば用水組合だっていいじゃないかというふうにかけ合ってまいったんです。ところが、用水組合長いわく「市営住宅建設のときにその話は持ちかけられました。そのときに潤徳小学校の処理施設が五百人程度の処理施設であるにもかかわらず一千三百名もの学童が使用し、ほとんど生の状態で放出されておる。まず市営住宅のものを放出するならば潤徳小学校のその処理施設を完全なものにしていただいてそれからにしましょう。」というお答えを出してあるんだ、それすら解決してないのにとても市営住宅の用水を放水を許可するわけにはいかないという御返事でした。私もびっくりしたんでございますが、その後、潤徳小学校の処理施設は改善されておるんでしょうか、それを質問いたします。

（「早くやれ」「ゆっくりやれ、時間あるんだから」「徹夜だ」「そうだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　確かに潤徳小学校が一時汚水を浄化が非常に不完全なままで流れたということは知っておりました。その後それを、それは人数ということよりはむしろ、そのときの一種の故障だったというふうに私は聞いております。それを修理してあるはずだからいまはそれについての不満は聞いておりません。以上。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　潤徳小学校の処理施設が故障であったということであるんならば、そのことを用水組合にはもう連絡してありますでしょうか。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それを連絡したかどうかは、私はいまのところわかりませんけれども、恐らくその後現実に直したということで御了解いただきたいと、こういうふうに思っておりますが、もしあれだったら、そのときのことをもう少し確かめまして、もしそういうことを連絡しなかったとしたら、やはりこちらからおわびをするというようなことの措置をとりたいと、こう思っております。以上。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　私は、そういう、いま倉又教育長がおっしゃったような、じみですけれども、そういう誠意というものを常日ごろ積むところに次の仕事のスムーズな解決があるんだろうと思うんです。ただ、用水組合に話もしないでいきなりこういう建設をするから許可をしていただきたいと言っても、全く日増しにどろ沼化されていく用水組合にしてみれば心細い限りでしょうし、そういう意味で市役所もこれなりの努力をしておるんだからと、やはり人間ですから、そういう誠意はわかってくれると思うんです。ぜひ、そういう意味で今後の市営住宅の用水路を作成する意味におきましても、潤徳小学校の用水路は完全になっていますと、私も今度確かめに行ってきますけれども、従来のような生のままでは出ませんというふうにおっしゃっていただきたい。私が先日行ったときにはまだそのままだと言われたんで、どちらが正しいかわかりませんので、その問題についてはそれ以上質問はいたしません。

先ほどから言っているこの用水路について、なぜ私はかたくなにこういう質問をしたかということなんですけれども、決し

て私の質問はいやがらせでも意地悪でもないんです。なぜならば、あの用水路の表は潤徳小学校、そして隣は学童クラブ、そして付近には住宅が大変たくさんあります。あの下水の不完全なために夏は蚊が大量発生して大変迷惑を受けている。と同時に、あの全購連グラウンドには放課後は子供たちが毎日野球をしております。祭日、日曜日にはもう朝からちびっ子が野球を日が暮れるまでやっておるという場所なんです。そして、あの狭いグラウンドですから球がへいを飛び越えてあの汚いどぶ川にぽつんぽつんと落ちてそれを拾いに行っている。そのどぶ川は草がぼうぼうです。毎年、用水組合、自治会で草刈りをしておるんですが、そのときに毎年一匹か二匹のまむしがあそこで捕らえられているわけです。万が一、そのボールをとりに行って子供がまむしにかまれたとか何かがあった場合には一体どうするのかという懸念があるから私はあえてこの問題を至急に何とか処理していただきたい、用水組合との話し合いというむずかしい問題がありますけれども、私は誠心誠意話し合っていただければ必ずわかると、こういう意味でいまの質問をしたわけでございます。

以上、私の質問はこれで終わらせていただきますけれども、（「下水道はどうすんだ」と呼ぶ者あり）下水道の問題もあるんですけれども、（笑声）もう大体、三十分で終わらせるのがもう四十分になっておりますしね。下水道計画が全くいまの事業決定、計画決定に対する質問がこんな程度だったのかと、ちょっと私も愕然としたんでございますけれども、これもまだ計画を立てて間もないことですし、市長さんの手腕も私は評価いたしますから、ぜひひとつ計画決定を早い機会に市民に知らせて安心感を与えていただきたいと、かように思うわけでございます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「市長は市川さん大事にしなきゃだめだ」「そうだ」「本日閉会」「これからが問題だよ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦　正一君）　これをもって二十一の一、七月十一日の集中豪雨に対する今後の対策について問うに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）（笑声）

二十二の一、保留地処分における諸問題を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（黒川重憲君）　保留地処分の問題につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に保留地処分の利用状況につきまして質問をいたします。

保留地入札心得第一条に「入札参加については各号を具備しなければならない」と、このようにはっきりと明記をされておりますが、そして、さらにその第二号に「処分を受けた土地を住宅用途以外に供さないもの」と明記されているのでございます。この条文をもとに私は質問をしていきたいと思いますが、たとえば平山台区画整理事業の随所の中で旭が丘四丁目の一千三百八十六平米にわたる保留地が処分をされております。何でこのような大きな平米の土地を処分したのか、私、非常に疑問に思うわけですが、すでにこれはたくさんの分譲住宅が建っております。また旭が丘二丁目、同じくここにも建て売りの分譲住宅が建っております。また旭が丘二丁目、いまだに住宅のかけらすらなく駐車場として使っておる土地もございます。しかし、これはすでに事業完了された場所でございますが、私は、質問の第一点といたしまして、いま事業中でございます神明上の保留地の中にもいまだに駐車場として使っている、こういう土地があるということ、この第二号の「住宅用途以外に供さないもの」とはっきりとうたわれておるこの条文に照らし合わせて一体市側はどのように受けとめているか質問をしたいと思います。

その次に処分の方法について質問をいたします。

昭和四十一年第三回定例会におきまして、当時、現市長の森田さんがこのような質問をしております。「処分方法としての競争入札という問題ですが、坪五万とか六万とかという金額が出ているそうでありますが、何といいますか、地価から、これは妥当であるかどうか大変疑問に思う。公共事業でありますからして事業にかかった経費から逆算をしてつくり出すのがたてまえで、考えもあるだろうからして、そういう点から言えばせいぜい二万円とか二万五千円とかという数字が出るのがあたりまえだと思います。これを五万、六万という金額になって出るというのはこれは日野市のために果たしてなるかならないか。日野市のためというと大げさでありますが、結局は売りにくいという問題でありましょう。公共事業でありますからそこらのところをきちんとした単価の出し方をされるのが事業の本来の趣旨ではなかろうか。」と、このようにおっしゃっているわけです。また、「私は……」というのは森田さんのお話ですが、「競りということは私は公共事業をやる市としてはおかしいと思います。あくまでも公募を行って競争入札という意味は有資格者を抽せんで当選者を決めるというのが正当なやり方じゃなかろうか。」と、このように質問をしているのでございます。

私は、先般の中山議員もこの保留地の問題を取り上げておりました。この中に同じくこの処分の方法につきまして抽せん公募はどうかと、こういう質問をした中で、森田市長から公募抽せんでもよいのではないかと、このような答弁がされているわけでございますが、十二年前と全然変わらぬ市長のこのかたい信念に私は心から敬服をいたしている次第でございますが、（笑声）念のために、この次の、また次も区画整理事業というものがどんどん行われているわけでございますが、果たして、この

抽せんによる公募というものが可能であるかどうか、いま一度お尋ねをしたいと思います。

第二点目にまだ神明上の保留地は今後も処分をされると思いますが、いままでの入札は各ブロックごとに、一ブロックが終わりますと価格を公示をしてやっていたわけですが、これを一緒に、たとえば十ブロックあるならば十ブロック全部一緒に入札をできないか、これが第二点目の問題でございます。というのは、後から控えている人たちは前の人の金額を見ましてそして自分でもう一度その入札札を書きかえると、こういう事態がかなりあるということを聞いております。そういった意味で二点目の質問でございます。

三点目には平山台、四ツ谷の区画整理は条例の中に市内に一年以上居住し、または市内の事業所に一年以上勤務だと、こういうことで募集をしていたわけでございますが、神明上に限りまして応募する者は拒まずと、こういう広く公募をしたわけでございます。昭和五十一年には十二名のうち四名が市外の落札者でございます。五十二年度には六名のうち四名が市外の契約者、同じく、五十三年度十一名中二名が市外の契約者になっております。非常に、約三分の一――三人に一人は市外の契約者であると、こういうことから私は基本的には日野市民にできるだけ処分をすべきではないかと、こういうことから第三点目の質問でございます。

それから、続きまして保留地入札心得の条文について御質問をしたいと思います。

第一条の第四項「埋蔵文化財の調査をしようとする保留地の買い受け人は、日野市教育委員会の指導を受け、これに伴う調査費用等を負担するもの」と、このように書かれておりまして、この人は、その教育委員会の別紙指導基準によるんだと、このように明記されているわけでございますが、そこで第一点目に、この指導基準の中の四項目目に「保存を要するとなった場合」と、こう書かれておりますが、一体、この保存を要するという文化財はどんな文化財なのか、まず御質問します。

二点目に「国・都、及び市による買い上げがある場合もある」このように書かれているわけですが、買い上げの場合の調査経費はどのようになるのか。また、その後もしせっかく自分がこの保留地を買ったその後に、国や都が、あるいは市が買い上げをしてしまった、その後の土地の考慮は市として何か考えがあるのかどうか、この点をまずお尋ねをしたいと思います。

続きまして、第八条の三項に、もちろん入札でございますので最高の価格の方が落札をするわけでございますが、三項に、当該入札者のうち「くじを引かない者があるときは、」――すなわち二人同額の場合のことをいっているわけですが、「これにかわって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせることができる」と、このように三項目にうたってあるわけです。

私はこの三項目は全く意味がないと思うわけです。なぜならば、くじを引かない者は当然権利を放棄したわけでございますので、この三項目、関係のない市職員にくじを引かせるなんていうこの条文は全く要らないだろうと、このように思うわけです。

続きまして、同じく第八条の四項、「落札者がその権利を放棄したときは次点者と随意契約をすることができる」と、この八条の四項の場合、権利を放棄したときには保証金が返ってきません。で、第十条に「保証金は公売最低予定価格の百分の三に相当する金額である」と、このようにうたってるわけですが、百分の三にした根拠は何かお尋ねをしたいと思います。

続きまして三点目に、第十六条の二項に、「買い受け人が契約解除を申し出たとき」と、このようになっておりますが、この契約解除を申し出たときに、次点者には果たしてこの土地をあっせんするのかどうか。ただし、この場合にはかなり期間がたっておりますので、五月三十一日でしょうか、締め切りは。そのときを過ぎますともちろん次年度になってしまうと、こういうことがございますが、果たして、この次点者に対して随意契約、あるいは、いろいろの面で図るのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、どうか簡潔、明快な、なおかつ正確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御質問にお答えしたいと思います。

第一の質問は保留地の使用状況と、こういうことでございます。これにつきましては、条例及び規則は区画整理事業の施行上、必要な事項を定めたものでありまして、すでに完了しております地域には及びません。したがいまして事業完了地の平山台、あるいは四ツ谷下と、こういうものの保留地の使用状況については正確に把握しておりません。しかし、二、三カ所分割分譲、あるいは駐車場として使用されているという事情を知っております。分譲されました個所は一区画の面積が一千平米以上という大きいものもございます。そのためにこのようなことになったのではないかと思うわけでございます。今後はできるだけ大きい区画の処分をしないようにしたいと、こういうふうに考えております。また、やはり平山台の方でございますが、これにつきましては駐車場として利用しているものに対しまして、事業完了後でありますので、本人の良心というものに任せるという以外にはないわけでございます。現在施工中の神明上につきましては、五十二年度まで競争入札で処分したものが、三十区画でございます。そのうち十五区画につきましてはすでに住宅地として利用されておる。残り十五区画については空き地になっているという状況でございますが、これらにつきまし

てはいずれ住宅建設が行われるものと、こういうふうに思っております。なお、神明上についての駐車場の利用というのも暫定的なものであると、こういうふうに思うわけでございます。

それから、次の処分方法の件でございますが、保留地の処分につきましてはこの条例、規則で「公用及び公共の用に供する場合、または事業場に必要なもののほかは競争入札にする」と、こういうことになっておるわけでございます。しかし、競争入札という方法には若干問題もあると、こういうことで今後の区画整理事業について計画する地区におきましては抽せん等による方法等も含めまして改定をしていきたい、改定をする方向で検討をしたいと、こういうふうに思うわけでございます。なお、また現在の神明上につきましては事業もすでに終わりに来ておりますし、今日までの処分済みとの関係もございますので、現行条例の中で競争入札でやらざるを得ないと、こういうふうに思っておるわけでございます。

第三点でございますが、これにつきましては、入札につきまして一括入札ができないかと、こういうことでございます。これにつきましては、現在の条例なり規則によりましては実施が可能であると、こういうふうに思うわけでございます。しかし、五十三年度、先ごろ八月に行いました入札の状況を見ましても、参加が二百名にも及ぶと、こういうようなことで場所の問題、場所の問題と申しますのは、全員を控え室に集めておく、また、入札の場所も二百名入れる所におかなきゃならないと、こういうような状況もございますので、これらについては実施上なかなかむずかしいんではないかと、こういうふうに思うわけでございます。事務的にも非常に繁雑となりますし、入札に間違いがあっては困りますので、そこいらの点の配慮から検討しなければならないと、こういうふうに思うわけでございます。

それから参加の資格でございますが、これにつきましては平山台、その他の、神明上の区画整理につきましても、これは五十年ですか、五十年まではこれにつきまして市内一年以上の居住と市内の事業所に一年以上勤務、あるいは事業区域内の所有権、借地権を有する者と、こういうふうな範囲で対象者を決めておったわけでございますが、これが、五十年以降オイルショック、その他の不況時になりますと、この間の申し込みが、たとえば五十年度に十五区画を公売したわけでございますが、申し込みのないところが三区画あり、五十一年度におきましては十三区画のうち一名の申し込みのところが二ブロックあったと、そういう状況でございますので、これらについて申し込み者がこういうような状況でございますと、事業の施行上支障を来すというおそれもあると、こういうことで、この参加の対象の、いわゆる規則を改正をして市外、市内居住を問わないと、こういうようなことで拡大をしてやったわけでございます。現在まで、五十二年度も実施したわけでございますが、これについて

格段の支障がなかったわけでございますが、今回の、いわゆる入札時におきまして二百二十二名という申し込みで、非常な申込者があった。こういうことで、これらの問題について再検討の要があると、こういうふうなことも考えるわけでございます。

それから第五点でございますが、入札心得の文化財の関係でございます。これらにつきましては、この調査価格を平米当たり一応三千五百円程度と、こういうようなものを見ましてこれらについて予定価格より減じていると、こういうことでございます。

それから保存を要する文化財、こういうようなものはどういうものだということでございますが、これは重要文化財として指定をされると、こういうような場合でございます。なお、その場合、買い上げる場合はどうなのかと、こういうことでございますが、その単価につきましては、すでに個人が調査をしました調査費も含めてこれについてはお支払いする、買い取ると、こういうことでございます。それから、なおまたそれらの人に対して代替と、こういうような問題が出た場合にはどうするのかと、こういうことでございますが、一応、買われるというふうな市があればほかの場所——保留地があればそれについて（「そこまで言っちゃっていいのか」と呼ぶ者あり）その希望にできるだけ沿うようにしたいと、こういうふうに思うわけでございます。

それから契約の解除と、こういうことでございますが、これらにつきまして次点者と落札者との間で不正な取引等が行われたことが明らかであるとか、あるいは入札時期が年度末になった場合で支払いが五月三十一日を過ぎると、こういうような場合には行わない場合という例でございます。

それから、（「それだけ」と呼ぶ者あり）一応、それだけに

回答させていただきます。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　部長、私は調査費用に最低処分価格を含むかどうかという質問はしてないんですよ。それを答えちゃ、やっぱりまずいんだよな。（笑声）してないんです。私質問しようと思って忘れちゃったんですよ、いま、その質問……。（笑声）（「終わり」と呼ぶ者あり）大変、申しわけありません。ちょっと質問だけさせていただきたいと思いますが、処分の利用状況でございますが、ただいま部長から駐車場として使っているのは暫定的だろうと、こういう答弁がございましたけれども、この暫定的が高じて、私は、事業完了してしまったならば一切市とのパイプは切れてしまうわけでございますので、この第二号にうたわれておりますとおり、やはり市が事業完了までは監督、そして指導をしていくべきが私は当然だろうと、このように考えているわけでございます。その点、よろしくお願いをしたいと思います。

それから百分の三の保証金のアップでございますが、先般、中山議員からはこれを取らない方がいいと、こういう質問がございましたが、私は全く反対で申しわけございませんが、なぜ、これをアップせよという私の質問かと申しますと、たとえば、五十二年度に一区画このような問題が生じております。最低予定価格は一千八百九十万円のところ落札者が二千二百九十万円で落としております。ところが、これがすぐ権利を放棄いたしまして、そうしますと条例でうたってありますとおり、次点者に随契でございます。その次点者は幾らかと申しますと、一千九百六十五万円、最低予定価格にわずか五十万円ほど上乗せした金額で落としているわけです。で、その二千二百万円、一千九百万円のこの差が三百二十五万円もあるということ、ちなみにこのときの保証金は五十六万円、また今年度一区画でやはり最高で落とした方が二千四百七十万円、そしてこの方が取りやめましてそしてその次の方が二千百万円で落としている。同じくこの差が三百六十七万円にも及ぶわけです。ちなみにこのときには保証金は三十九万円でした。私は、この二千万円からのお金を払う方でございますので、保証金をこの前に、たとえばこの差額ぐらいのものはきちんと取っておけばこのようなことは、私はこれを不正とは言いませんけれども、このようなことは起きないんではないかと、このように思っているわけでございます。その点を再答弁願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかはいいですか。（「ほかはもう結構です」と呼ぶ者あり）都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　ただいま御指摘をいただいたような事実と申しますか、落札者が辞退をしまして次点者になったと、こういうことがあるわけでございますが、これにつきまして、その落札者がどのような事情で辞退をしたかと、こういうようなこと、あるいはその次点者との関連と、こういうようなことでございますが、そこいらの点は私どもの方としてははっきり承知できないわけでございます。そういうことで、一応規則に基づきます落札者の辞退と、こういう中で次点者が出るわけでございます。そういうことでそれでは保証金をアップと、こういうようなことで考えたらどうかと、こういうようなことでございますが、これにつきまして、いますぐお答えはできませんが、検討させていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

○議長（秦　正一君）　部長、一点目が抜けてるんですけれど……一点目、いいですか。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　御承知のとおり、区画整理事業内ではいかようにもこの百分の三、あるいは百分の五とか、こういった法律を変えることが可能でございますので、しつこいようですが再度市長にこの問題をお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

◎市長（森田喜美男君）　保留地処分に当たりましての、特に競争入札の際に、入札参加者の一つのこの保証金をお預かりすることになっております。これは本当に欲しいという方が参加してもらうという、そういう意味でありますが、いま御指摘のケースは、何か特殊な個人の事情があったことを記憶しております。したがって、その保証金を、没収というとあれですが、市規則に基づいてお返しはしないということで処理をしたわけでありますが、そういうことが確かに事柄を非常に粉らわしくいたしておりますので、今後この保証金の金額につきましては、もう一遍検討し直して考えたいと思います。

○議長（秦正正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって二十二の一、保留地処分における諸問題を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二分散会

九月二十五日　　月曜日　（第七日）

日野市議会会議録

第三十三号

昭和五十三年
第三回定例会

九月二十五日　月曜日（第七日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	桑原正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　楠祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

（請願審査報告）

（総務委員会）

一　請願第五三―一　一号　住民基本台帳移管に関する請願

二　請願第五三―一九号　住民基本台帳移管に関する請願

三　請願第五三―二一号　公衆浴場対策についての請願

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
監査委員	牧野秀夫	君
書記	平川雅弘	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

昭和五十三年九月二十五日（月）

午前十時開議

四　請願第五三―　四号

五　請願第五三―　五号

六　請願第五三―二九号

七　請願第五三―三一号

八　請願第五三―一八号

九　請願第五三―二八号

一〇　請願第五三―一二号

一一　請願第五三―三二号

（議案上程）

一二　議員提出議案第二三号

一三　議案第七九号

一四　議案第八〇号

一五　議案第八一号

一六　議案第八二号

一七　議案第八三号

一八　議案第八四号

一九　議案第八五号

二〇　議案第八六号

二一　議案第八七号

（文教委員会）

「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願

通学補助費打ち切りの撤回を求める請願

（厚生委員会）

地区センター早期設置を要望する請願

中央福祉センター老人施設についての請願

（都市整備産業建設委員会）

道路舗装と側溝設置について請願

下水道設置及び道路側溝改善に関する請願

用水路利用に関する請願

道路の歩道設置に関する陳情

日野市議会昭和五十二年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第三号）

二二　議案第八八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）
二三　議案第八九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
二四　議案第九〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二五　議案第九一号　昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）
二六　議案第九二号　日野緑地予定用地の売買契約の締結について
二七　議案第九三号　市道路線の一部廃止について
二八　議案第九四号　市道路線の廃止について
二九　議案第九五号　市道路線の認定について
（報告事項）
三〇　報告第四号　日野市新井八六一番地先路上の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について
三一　報告第五号　昭和五十二年度日野市土地開発公社決算の報告について
（請願上程）
三二　請願第五三―三五号　一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願
三三　請願第五三―三六号　三沢九一二―五、九、一〇、一一の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情
三四　請願第五三―三七号　排水対策に関する請願
三五　請願第五三―三八号　日野市内に大型店等進出阻止に関する請願
三六　請願第五三―三九号　集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進について陳情
三七　請願第五三―四〇号　地区センター増築を願う陳情
三八　請願第五三―四一号　保留地確保依頼の件に関する請願
三九　請願第五三―四二号　宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願
四〇　請願第五三―四三号　道路拡幅と舗装についての請願
四一　請願第五三―四四号　流域下水道建設反対に関する陳情
四二　請願第五三―四五号　市立日野第四小学校校舎増築に関する請願
四三　請願第五三―四六号　四小通学路整備に関する請願
四四　請願第五三―四七号　市営バス運行路線新設の件に関する請願
四五　請願第五三―四八号　市内循環バス運行路線新設の件に関する請願
四六　請願第五三―四九号　公道並みの私道舗装に関する請願
四七　請願第五三―五〇号　市立幼稚園二年保育等実施に関する請願
四八　請願第五三―五一号　旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情
四九　請願第五三―五二号　公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願
五〇　請願第五三―五三号　日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願
五一　請願第五三―五四号　下水路整備改善に関する請願
五二　請願第五三―五五号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願
五三　農林省跡地利用対策特別委員会名称変更について

本日の会議に付した事件

日程第一から第五三まで

午前十時三十四分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。

これより請願第五三ー一号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三ー一九号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三ー二一号、公衆浴場対策についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　総務委員会の審査結果について御報告したいと思います。

請願の五三ー一号、五三ー一九号はそれぞれ三月議会、六月議会に提出されたものであります。付託された総務委員会で何回か審査を重ねまして、御報告のとおり採択に決定すべきものと決めたわけでございます。付帯意見をつけましたけれども、いろいろ審査をする過程で、積極的にこの請願の趣旨をくんで採択すべきという意見や、あるいは慎重に検討を重ねるべきである、という意見も出され、審査を続けたわけでございます。最終的には意見の一致を見たわけでありますけれども、たとえば戸籍関係の扱いが多摩平支所では扱っておりません。現在日野では本庁と七生支所、二カ所で扱っているわけでありますけれども、もし多摩平支所に所管替えになるということになりますと、戸籍関係の取り扱いも本庁になるわけであります。しかし除籍された人たちの戸籍というのは従来どおり七生支所で扱うことになりますので、その辺の住民への徹底というようなことも図らなければならない、ということであるとか、それから六月議会に提出された請願書の内容を見てみますと、署名者は東平山の住民でございますけれども、請願の文面には西平山に住む人たち云々というふうにも書かれてございます。こうした点など十分住民の意向を調査の上願意に沿うよう努力されたいとの付帯意見をつけたわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

それから請願五三ー二一号、公衆浴場対策でございます。現在日野市には三軒の公衆浴場があるわけでありますけれども、融資の利子補給を行っているということがございます。そのほか東京都の助成等もあるわけでございますが、日野市の三軒のうち一軒が融資の助成を受けている、ということもございます。確かに公衆浴場がなくなるということになりますと、利用者にとって不便を感じることは当然のことでもあり、保健衛生上支障を来すということもあるわけでございます。何かの災害によって個人の浴室が利用できない、ふろが利用できないという場

合、公衆浴場の果たす役割りなども大変大きいようでもございますので、請願の趣旨を十分理解し、必要な対策を強化されるよう委員会でも意見一致を見たわけでございます。

たとえば公衆浴場の営業を、利用者を低下させないということに、現在老人の無料券を発行しておりますが、この年齢の引き下げであるとか、あるいは公衆浴場を地域のひとつの憩いの場と申しますか、お年寄りなどが気楽に利用できるというような、設備改善が行われる際必要な助成等も考えてもいいんではないか、というような意見も出されたわけでございます。これらを参考にして市側でも十分御検討をいただきたいわけでございます。

以上三件について総務委員会では採択すべきものと決定したわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三－一一号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三－一九号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三－二一号、公衆浴場対策についての請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－四号、「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願、請願第五三－五号、通学補助費打ち切りの撤回を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　文教委員会関係の審査の報告をさせていただきたいと思います。請願五三－四号は、三月の定例会に文教委員会に付託された案件でございます。この「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願というのは、請願の代表は、都教組南多摩支部日野地区協議会の議長である伊山節雄さん外十七名から出された請願でありますが、請願の趣旨から申しまして、なかなか市の段階の文教委員会等で審査するには大変な問題だということで、三月の付託以来、数度にわたりまして、慎重審査の結果、当委員会といたしましては、不採択と決定いたしました。

次に請願五三－五号は、同じく通学補助費打ち切りの撤回を求める請願で、請願者は都教組南多摩支部日野地区協議会の議長であられる伊山節雄さん外十七名の方から提出された請願でございます。この通学補助費の打ち切りの撤回を求める請願は、理事者の方からも三月の当初予算では、いわゆる通学費としての予算化はなされてございません。それでいわゆる復活しろというような請願でございましたが、当文教委員会で、三月の付託以来、数度にわたりまして慎重審査の結果、通学路等も整備された、こういうことで、一部九月の議会に三十万六千円というのが遠距離の児童の通学費の補助金として今回補正になってるようですが、それ以外は、通学路等が整備されたので必要がないという当委員会で結論に達しまして、通学補助費打ち切りの撤回を求める請願は、文教委員会としては不採択と決定いたしました。

以上をもって文教委員会の報告を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。

名古屋史郎君。（「おかしいんじゃないか、委員会のメンバーが質問するのは」と呼ぶ者あり）

○十一番（名古屋史郎君）　私は、日野市の教育

百年の大計に立って委員長のいまの報告に対して、若干の御質問をしたいと思います。この日野地区協議会の請願については、いま委員長から報告があったように、三月以来数度の審査を重ねたことは私も承知しております。それで結論的には不採択ということですけれども、ここでお伺いしたいのは、いわゆるこの日野地区協の先生方が、現場の民主的な空気が壊れる、反対だ、という切なる請願を数回にわたっての審査の中で、教育の現場の混乱といいますか、退廃といいますか、子供に対する影響という面について、どういう審査をされたか、委員長にお伺いいたしたいと思います。（「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

さらに教育委員会側のこれに対する教育委員会としての、いわゆる教育に対する影響ということが、どういうふうに質疑の中で解明されていったか、この二点についてお伺いいたしたいと思います。（「おかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　ただいま社会党の名古屋議員さんは、当文教委員会に所属されておりまして、この審査の過程には、数度にわたりまして、この主任制のいわゆる制度化を反対いわゆる撤回する立場でりっぱな御意見を述べられてきております。私は、委員長としては、ぎょうこの報告は

委員会の総体の結果を御報告して、不採択とこういうことを申し上げたので、その過程はもちろん私よりいわゆる自分で述べられた立場から、名古屋委員さんの方がよく先刻御承知ではないか、とかように考えます。（「そのとおり」「休憩」「休憩なんかする必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　私は本会議の場ですから、審査の経過をより多くの人に知っていただき、そして慎重審査をしてほしい、という委員長のそれにむしろ協力する意味で、日野市議会が、文教委員会が、あるいは本会議全体が、どういうふうにこの請願陳情について取り組むか、ということでありますから、自分は知ってるはずだから答える必要はない、これでは問答無用ということで、それこそ民主主義、議事の否定につながると思いますので、委員長の英知あるその御返事をぜひいただきたいと思います。（「委員長答弁の必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　おっしゃられることは私ももっともだと思うんですが、大体、文教委員会でいわゆるその審査の過程を、ここで委員長がるる申し上げても、これはいわゆるこの主任制の制度化というものの考え方の、率直に言ってしまえば見解のとり方の、たとえば主任制度はしない方がいいという考え方に立った場合と、主任制度はいわゆる実施した方がよろしいという立場から見れば、いわゆる相反する見解が出てくるのは当然ではないか、こういうことで、あとはいわゆる討論というか議論になると思うんです。そういう点から考えれば、私はこういう問題は、少なくとも一年や二年の問題でなくて国のいわゆるもうすでに国の法律で出ておって、他府県では実施しているところもあるという中で、市町村の段階で云々という自分はすべき問題の性質ではない、こういうことが委員会の審査の中でも、教育長からも担当の学校教育課長からも、われわれはいろいろな現場の実際主任制度を行った場合に、秩序が保てるのかどうかとか、任命することがどうか、ということは見解の違いであって、われわれが議員として、そこまで立ち入った考え方をあえてするものでなく、最後においては、委員会では採決によって決めろという意見が多数だったので、採決によって決めました。そういう点からいけば、名古屋議員の質問に答えないということは、非民主的だということでございますが、私はそういう点ではやはりこういう問題は、本会議上で採決の場でやることの方が正しいのではないか、こういうふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　いまのお答えのように、私は審査の経過を全部るるここに出して、そして披瀝してほしいと言っているんじゃなくて、文教委員会は日野市の教育の現場が、学校の先生方が言ってるとおりになるのか、ならないのか、という論議をなさったか、それとも国が、あるいは東京都がやるから、したがって日野市の教育委員会もやるんだろうから、ということの審査をしただけで、教育の内容、現在の教育の現場がどういうふうになるか、という審査を徹底的におやりになったかどうか、ということを本会議上で皆さんに知らせるべきだ、こういう立場から質問をしてるので、その点について明確にお答え願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　これは委員長の委員に諮り方のいわゆる問題もあるかもしれませんが、いま名古屋議員が質問されてるような、この本質的な問題に対する審査はしてございません。また私としても、そこまでいわゆる市町村の段階で、こういう種の請願を受けてやる場合に、やった場合には非常に何か、何というかそこまでやれるだけには、よほどの識見なりいろいろな現場の教職員の考え方に立った問題を把握しないでやることの方が、むしろ危険ではないか、そういう点でいたしません。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　いま、いみじくも高度な識見が必要だ、というふうにおっしゃったようですが、私は、取り上げる以上は、高度であるかどうかは別として、それについて京都が、あるいは国がというだけの審査ということよりも、やはり教育本来のいまの日野市の教育の現場がという立場で、審査すべきであったと私は思います。以上のことを申し上げ終わります。（「問題ないじゃないか」「もっとやれやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ただいま名古屋議員が言われるとおり、文教委員会で教育の内容についての、あるいは現場の教師の声をどのように考えてるか、あるいはどのように結論づけるか、というようなことについて、慎重審議がされていない、ということを聞いて非常にがっかりしたわけですけれども、その前に石坂委員長の方から、非常にこの問題はむずかしい問題であって一日野市でもって審議するにはむずかしい、こういうようなことが言われたわけです。しからば、それだけむずかしい問題であるならば、請願代表者と話を通して、むずかしいから文教委員会では審議はできませんということでもって、取り下げてもらうなり、あるいは別の方法でもって、別の場をつくって審議をするような形にもできたはずじゃなかろうか、と一方では思うわけです。ですからここで取り上げた以上は、採択、不採択ということになれば、当然それだけ審議をされたということになるわけですけれども、残念なことに、数回

にわたり文教委員会が開かれたと思いますけれども、このことだけでもって時間を費やしたということも聞いておりませんしからば失礼な言い方かもしれませんけれども、私は、少なくとも名古屋議員のいま言われることから判断をしても、慎重に審議がされていないというふうに思います。初めからもう主任制賛成か、反対かということを頭の中で判断して、それだけで決めてしまった、ということがあるんじゃなかろうか、というふうに思うわけですね。それはまあ見解の相違とか思想信条の違いということから言ってしまえば仕方がありませんけれども、少なくともそれに反対だろうと賛成だろうと、やはり現場の教師の実態、あるいは子供達に影響する問題等が掲げられたこの主任制反対の、手当反対の問題なんですから、十分話し合っていただきたかった。

もう一つ、これはこれだけは聞いておきたいんですけれども、その際、教育委員会側の考え方ですね。日野市の教育委員会、森久保委員長を先頭として、倉又教育長いるわけですけれども、教育委員会としての見解というのは、どういう見解が述べられたのか、それについての質問をまずしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　いま本間談員さんの質問は、文教委員会として、先ほど名古屋さんのときにもお答えしたんですが、慎重審議したと言えばしたとも言えるし、まるっきりしないと言えばしないと言える。（「したよ」と呼ぶ者あり）これは、しかし委員長としてそういう私見を述べる立場でないので、いわゆる結果が不採択という形で出てきた中でいけば、私としては、最初冒頭に申し上げたように、あとは見解の違いということに答えざるを得ないとお答えすることが適当だ、とこう考えております。あとは教育委員長なり教育長なりの、教育委員長は見えませんでしたけれども、教育長なり学校教育課長のいろいろな説明では、都も革新都政の中であっても、いわゆる東京都方式というような独創的なものが出るやにわれわれも期待しておったんですが、まあ実際七月の十三日か十四日の報道関係のいろんな教員組合等ととり行われた中で、東京都の教育委員会としても、十月一日から実施に踏み切ったという報道を見た場合の内容を聞いても、その他の都道府県で実施している主任制度の制度化と変わっている相違点は見受けられない。こういう点を見ても、別に教育長なり学校教育課長から、いわゆる東京都の教員組合とは、十分いろんなことの実施に当たっては話し合いはするけれども、これはしないというようなことは聞いたことはございません。いわゆる実施の方向だ、ただ、いろんな現場におろす場合には、よく話し合いの場で実施していくんだ、とこういうことでした。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　東京都の教職員組合と及び東京都知事ですか、との間でもってかわした内容というのは、いずれにしても現段階において文部省からこれは強制的に主任制を置いていくんだという流れの中でもって、やむを得ずして起きたそこの妥協の産物だ、というふうに思います。決して教職員組合がこれに賛成したり、この妥協はいいというふうに思っていないわけですね。全体的な世論をそれだけかもし出すことが、現在の中でなかなか教職員の数とあるいは世論の数から言ってなかなかむずかしいという問題おのおのあると思いますが、そういう中での一時的な妥協の結果である。だからそれを受けて、日野市議会がそうだからと言って不採択にしているというのは後退の理論ではなかろうか、というふうに思うわけです。したがって私は、少なくとも慎重審議をしたと言えば慎重審議した、しないと言えばしないっていうふうに受けとられるというような、やむを得ないというような、委員長からそういう発言を聞くと非常に残念なことなんですけれども、冒頭、委員長が言われましたように、この問題は非常にむずかしい問題である、一日野市議会でもって議論をするのはむずかしいということであれば、そこで不採択という議論が出てこないわけですよね、むずかしいんだったら受けられないんですから。受けた以上は、やはりそこで審議をしたんじゃなかろうか。その審議の結果が、たまたま不採択という残念な結果になったんだけれども、もう少し時間を重要な問題だけにかけて審議をする必要があるんじゃなかろうかということで私は委員会差し戻しというふうにお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　二人質問が出ましたので、私の方の質問は簡略にしたいと思います。一括審議ですので、次のこの請願については、最初の方の請願の質問を終わってからさせていただきたいと思います。

第一点は、いまの質疑のやりとりを聞いておりまして、まだちょっとよくわからなかった点がありますので質問したいと思いますが、文教委員会の中で、採択すべしと主張された見解の方々の主要な主張点、これを簡潔でいいですから教えてもらいたいと思います。

それから、もう一つは、非常に皆さんの受け取り方も複雑だったようですので、そういうところで、なぜ、このいまの時期に急いで不採択を主張されたか、その不採択を主張された方々の言い方といいますか、その見解の主要な点をわかりやすく簡潔に教えてもらいたい、これが第一点です。

それから委員長自身も、いま答弁の中で、東京方式とでもいうようなものを期待しておった、というような受け取りをされていたようですし、教育委員会も主任制度の制度化に当っては、現場の教職員たちと話し合いをしながら実施していくと言っていそぐらいでございますので、この主任制度の制度化という問

題、非常に子供たちの教育にとっていろんな複雑な影響を与えるものというふうに理解するわけです。そういう中で委員会としてはどういうふうにしてこの請願趣旨、それが職場の実態の声なのかどうか、という点を委員会としてどういう形で実情を聞くというか、調査するというか、つかまれたのか、この点について第二点として質問したいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　こういう主任制度を実施した場合、いわゆる反対の人の御意見では、この前の勤務評定と同じようにいわゆる先生間の融和というんですか、信頼感がなくなっていくということが最大の理由ではないかと思います。ただ問題は、私別に公立の学校に勤めた経験がございませんのですが、現実にはいわゆる指導主任だとか生活主任だとか、そういう制度はできていると思うんです。ただこれが校長の任命でいくとか教育委員会の任命でいくのか、そういうことがいいか悪いかということであって、主任制度そのものというのは現実、民主的ないき方で現在も行われているんじゃないかと、こういうことでいまのあり方でいいんだからあえて主任制度をする必要はないんではないかと、こういうことだと思います。

それから実施した方がいいという立場の、この請願に不採択だという立場の人の見解は、いわゆる見解の相違と。現在もあるなら、国が主任制度の手当を出すということであるならきちっと制度化してやった方がいいんではないかと、こういう見解で不採択と。こういう制度はやった方がいいということからこの請願に対しては不採択だと、こういうことだと、審査の過程でそういうような意見が出たようです。

それから実情は、ことさらに現場の先生に来ていただいて意見は聴取はいたしませんでした。意見もまた出ませんでした。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　この請願に対する賛成、反対の方々の主張大体わかりました。後の意見のところで私の見解を述べたいと思います。

実情の調査の点ですけれども、私ども議会では、委員会で請願が出た場合は、道路の舗装一本であっても実地調査に行くとか、そういうことをしているわけです。今度のこの請願の場合は、日野市の小中学校の子供たちすべての教育に影響する大問題ですから、少なくとも先生方の考え方などをいろいろ聞いてみる機会、あるいは勉強する機会、そういうものを持って私はもっともっと継続審査にしてでも慎重な審議が必要であったではないかと、そういうふうに思います。ですから委員会が急いで不採択をされたということについては、非常に理解しにくいものを持っているというふうに考えている次第です。

それからこの不採択の主張をされた会派名が教えていただければ、一点教えてもらいたい。

それから請願の次の五三ー五号についてですけれども、先ほどの委員長の報告ではちょっとはっきりしなかったんですが、請願の趣旨が通学費の補助を復活してくれということであったわけですね。そして請願の趣旨としては、通学上の安全を配慮してそういう補助をしてくれと、こういうふうに原文がなっております。そういう点から文教委員会で審議されていた時期にも、市当局の方には遠距離通学など通学上の安全を配慮して通学費の補助を何とか出す、そういう姿勢のようなものが市側に感じられたのではないかと私は思うんです、文教委員会の討議の中で。それは全然感じられなかったのか。私は九月に補助金を復活するというような中では、市側にそういう意思が感じられたのではないかというふうに思うんですが、その点について質問します。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　主任制度の方の会派のあれは、本会議場ですから採決の結果によってわかると思うんですが、一応文教委員会としては、共産党の橘委員は病気のため欠席しております。そのためにいわゆる……（「不採択を主張した会派」と呼ぶ者あり）不採択の方は新政クラブの所属、公明党、市民クラブです。それだけですね。社会党さんは（「不採択だけで結構です」と呼ぶ者あり）そういうことでよろしいですか。

補助金の方は、理事者側からむしろ通学路等も整備されたので、もういわゆる子供の健康上から考えても、都市化の中においても中学は三キロ、小学校は二キロという範囲は、安全確保できるならこういう通学費の補助金というものは出さないんだと、こういう姿勢が終始一貫とられました。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　そうすると通学費の補助のことについては、遠距離通学についても一切今後は補助はしないと、そういうことを教育委員会なり市長は言っていたわけですか、文教委員会では。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　そのとおりです。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　私は日野市の学区、交通のいろいろ不便な点などから考えて、やはり遠距離通学などについては、一貫して補助しようという姿勢が市側にあったように私はずっと感じていたわけです。だからこそ九月の補正予算でそういう一部補正予算が組まれているんじゃないかと思うんです。そういう点からこの請願についてもやはりもう少し慎重に審議をして、少なくとも継続審査にしておけば、私はこの請願は九月補正予算などで願意がかなうようなかっこうにも

なっているわけですから、不採択じゃなく採択することもできたと思うんです。そういう意味で継続審査にでもしておいていただければよかったなと、こういうふうに感じております。

以上で質問は終わります。

○議長（森　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　私は五三－四号について意見を述べたいと思います。

審査の過程で日野市の教育委員会のお答えは、主任制度について国、東京都がやることは、地方自治体の教育委員会として当然それを受けて、その指導の中でやっていかなければならない、というような見解が述べられましたが、私はそれは違うと地方の教育委員会のいわゆる裁量といいますか、自主判断で日野市の教育をどうするかということを考えて、それらの指導、助言を受けるか受けないかということを決めてもいいことだろうというふうに、いわゆる教育の自主性というか、そういう意味で非常に残念に思います。それらのこと、その他いろいろ合わせてこの結論が不採択という形になったことは、先ほどから私質問その他申し上げているように、やはり私どもも教育委員会も合わせて東京都があるいは国がということだけでなく、本当にいまの教育の現場がどういうふうになっていくか、ということに思いをいたした審議をし、そして結論を出すべきだと、そういう立場に立っております。聞くところによると、教職員組合もいわゆる都教委側と一定の妥協をしたようであります。私は教育に妥協があってはいかんというふうに思います。そういう意味で私はこの不採択に対して反対をするものであります。

○議長（森　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　主任制の問題がすでに実施された県その他がありますけれども、いまそういうところでも主任手当という問題については、これは返上しようということについているわけです。教育上、教員としての仲間意識に対しても非常に悪いし、子供に対する影響も悪いという中で、先ほど委員長が慎重審議をした点もあるけれども、慎重審議をしない面もあるんじゃないか、というふうなあいまいな答弁もされている中では、もっと十分教職員側から出された請願者等の御意見、もちろん話し合いの問題等もあるでしょうけれども、そういう問題を十分今後審議をするために、これは差し戻してぜひやり直しをすべきであると私は思います。（「異議なし」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（森　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの五三－四号の主任制、主任手当について制度化することに反対する請願に対する文教委員会の検討の状況を聞いた結果からは、どうもやはり委員会の審議はまだまだ不十分であったというふうに感じます。またただいまの質疑の中で明らかになったように、この不採択を主張された方の意見も、主任制度は制度化した方がよいと、手当は差し上げた方がよいというふうなことで、そういう簡単なことでどうも不採択を主張されただけにとどまってその制度を実行した後、日野市の子供たちがどういうふうになっていくのか、こういうことについては突っ込んだ論議が感じられなかったわけです。そういう点でも私は、非常にまだまだ不採択を主張する方々も調査その他不十分だったのではないか、というふうにも感じ取った次第であります。そういう点で五三－四号については、委員会に差し戻していただいてもう一度慎重審議をされた方がいいというふうに考えております。

私はこの請願の趣旨に対する見解を一言簡単に述べておきたいと思います。

東京都が七月十七日に主任制に関する管理規則の改定、それから基準規則の制定というものを先生方の反対を押し切って、あるいはたくさんの父母の方々の反対を押し切って強行を一方的にしたわけですけれども、これについては非常にやり方がよくないことであったんではないかと思います。やはり文部省の相当の圧力が東京都に来て、東京都のお父さんやお母さん、先生方が反対しているけれども一方的にこれを強行するという状況があったのではないか、というふうに考えるわけです。ですから教職員の皆さんや父母の皆さんは、これが制定された以上はやはり今後長くかかっても、長期的な展望でこういう主任制度の制度化ということがないように恐らく努力をされていくのではないかというふうに思いますし、私もそういう形で教育現場にいろいろな混乱が持ち込まれないようにすべきであるというふうに思っております。主任制度の制度化これが強行されてまいりますと、この請願の文章にもあるように、学校の運営が上の方から、いわゆる昔の軍国主義化といいますか、そういう方向で反動化していくこともいまの文部省の教育方針などからちらちらうかがえることでございますので、こういう点でも危険だと思っております。また、やはり請願文も言うように、職場の先生たちが一致して教育に情熱をかけて、子供たちに自由な雰囲気の中で行き届いた教育をして豊かな子供を育てたいと、こういう教育現場に対してやはり手当を出したり、主任を上から押しつけたりして、そういう分断的な支配をしていこうということで、先生たちにとっても子供たちにとっても、非常に悪い影響を及ぼしていくというふうに思います。ですからこういう制度化というのは強行しないで、やはり先生たちの自覚とか力に任せて、民主的な学校づくりとか、豊かな教育を実現させるための先生方、ことしの夏も主任制度は強行された中でも、ついていけない子供に対して夏休み返上で先生たちはいろいろ努力されたという話を聞いておりますので、そういう先生方を

大切にして、やはり教育の方針というのは打ち出していくべきであるというふうに思います。したがいまして委員長報告の不採択ということには反対をいたしまして、もう一度差し戻してもらいたいと、そういうふうに意見を出したいと思います。

それから五三－五号についてですが、これも九月補正予算で若干の補正がされましたように、やはり遠距離通学というような点について、通学上の安全という趣旨から私はこういう補正予算なんかも組まれている、というふうに思います。ですから日野市に一人でもそういう通学上の不安な子供がいれば、市の力でできることはして差し上げるべきであり、そういう点でこれももう一度差し戻していただきまして、もっと徹底的に市内の実情を調べて審議された方がよかろうと、こういうふうに思いますので、委員長報告には反対して差し戻しと、こういう意見を表明したいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見ありませんか。

（議長、議事進行」と呼ぶ者あり）大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　四号、五号の請願の問題についてはは、内容的その他について若干の問題点がございますので、若干相談をしたいので休憩をお願いいたしたいと思います。（「必要なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私はちょっとお尋ねだけをしたいと思いますが、自分の所属している委員会で決が出たものを、また本会議でその委員の方が質問した例がいままであるかどうか、事務局長にお尋ねをしたいと思います。簡単なことでございますので、あるかどうかだけで結構でございます。

（「ある」「事務局長答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ある、とのことです。（結構です」と呼ぶ者あり）ただいま大越議員の方から提案がなされたわけですけれども、議長といたしましては、委員会の審査を尊重いたしましてこれから進めていきたいと思います。（「異議なし」「議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　先ほど大越議員から若干休憩をしてこの問題について調整したいという発言がありました。私も同感です。なぜなら特にこの五号については、先ほど委員長の報告では、教育長もそれから市長もこの遠距離通学に対する補助の意思が全くなかったと、少なくとも審議の中ではそういう意思が見られなかったということを言っているわけですけれども、実際には昨年に引き続いて、遠距離については引き続き補助をしていこうという姿勢がはっきり打ち出されているわけですから、したがってそれと逆行するようなこの不採択というのはやはり問題が残るだろうと、こういうふうに思うんですね。したがって先ほど大越議員から休憩が求められましたけれども、私もその必要を感じますので、ここで若干休憩をし

て調整を図るように意見として述べておきたいと思います。

（「異議なし」「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　議長の発言若干問題があるんじゃないかと思います。私どもの先ほど大越議員から若干検討をしたいので休憩をとってほしい、こういう申し入れをしたわけですけれど、このことは委員会の審査過程を尊重するとか、しないとかいう問題じゃないわけです。私ども会派の問題として検討をしたいので休憩をほしいと、こう申し上げたんです。ところが議長の発言は委員会の審議を尊重してと、あたかも尊重しないがごとく言われたことは、非常に心外だと思いますので、その辺のところは正式にはどうでもいいですけれどもお間違いのないようにお受け取りいただいて、若干の休憩をお願いしたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午後　一時四十一分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

文教委員長の報告についてほかに御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　先ほど差し戻しという意見を出したのでそのように取り計らっていただきたいわけですけれども、二つの請願のうち遠距離の通学、通学不便な者への通学費の補助の請願ですが、私はこの点についてもう一言意見を申し述べておきたいと思います。

それは最近の数年間の間で日野市の教育上のいろいろ先進的な補助金、その他の施策が施されてまいりました。ところが財政危機の中でどうもこの教育関係のたとえば入学祝い品とか、そういうものを打ち切るとか、また今回は遠距離通学費の補助を打ち切るとか、そういう点の後退が目立つように思っております。そういう点で、先ほど出されました請願は当然採択しなければならない請願でありますし、今後も引き続き十分父母や子供たちのために前向きの施策を実行してもらうように希望を述べておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採択をいたします。初めに請願第五三－四号について採決いたします。委員長報告のとおり決する

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって請願第五三ー四号、「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に請願第五三ー五号について採決いたします。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって請願第五三ー五号、通学補助費打ち切りの撤回を求める請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第五三ー二九号、地区センター早期設置を要望する請願、請願第五三ー三一号、中央福祉センター老人施設についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは厚生委員会付託関係の請願五三ー二九号から審査経過の報告をいたします。

五三ー二九号、地区センター早期設置を要望する請願、場所は栄町二丁目付近に地区センターを早期建設してほしい、こういう請願の趣旨でございますけれども、請願の要旨を見てもおわかりのように、神鋼電機の社宅跡地、この部分が東京都の住宅局が買収したということに関連いたしまして、この地に都営住宅ができるであろう、そのときにはぜひとも地区センター用地を確保して、そしてそこに地区センターをつくってほしい、こういう請願の趣旨でございます。当委員会といたしまして一生懸命審査をいたしましたが、現行東京都の住宅局とも、当市の企画財政部におきまして、この種の問題るる話し合いを続けているそうでございます。そういう中でなんとか請願の趣旨に沿って実現をしていきたい、こういう当局からの説明がございました。したがいまして当厚生委員会としましてもこの請願の願意に沿って早期実現をはかるように、こういうことで満場一致本請願につきましては採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

次に五三ー三一号、中央福祉センター老人施設についての請願でございますが、これにつきましては中央福祉センターの老人施設の中に老人がいつでも使えるようなふろ場、こういったものを整備してほしい。現在あるわけですけれども、これを整備をしてほしい。なおかつ現在空いているところに、あるいは周囲の環境等を勘案しながら緑を植えてほしい、こういった請

願でございます。これにつきましても当委員会で慎重に審議をいたしました。その結果、一点目、二点目ともに願意に沿うように善処をしてほしい、こういうことで意見の一致を見ましたので、本請願採択と決したわけであります。

なお本九月の補正予算の中にもすでにふろ場修理として四十二万円の計上がされようとしております。なおかつ福祉センターにすでに老人用のヘルストロンというものもセットされて着々と老人のためのそれぞれ施策が、手が打たれている。こういう状況をつけ加えておきたいと思います。以上よろしくどうぞ御審議をお願いします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三ー二九号、地区センター早期設置を要望する請願、請願第五三ー三一号、中央福祉センター老人施設についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三ー一八号、道路舗装と側溝設置について請願、請願第五三ー二八号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五三ー一二号、用水路利用に関する請願、請願第五三ー三二号、道路の歩道設置に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会の審査報告をいたします。

七月二十一日都市整備産業建設委員会を開きまして、請願の五三ー一八号、その他を審査いたしました。まず最初に請願の五三ー一八号は稈久保六九五の須崎与一郎さん外五十八名から出されたものでございます。当委員会は現地を視察いたしましたところ、この道路は通学路でもあり、非常に砂利道で悪く、早急に直す必要がありますので、担当の方も直したいということでございますので全会一致で採択と決定しました。

続きまして請願の五三ー二八号でございますが、これは豊田の三ー二二の寺口源太郎さん外百三十五名よりの請願でございます。これは第二豊田荘でございまして、この住宅は戦前から

建てられましたもので、側溝等が大分悪くなっております。これも現地を視察した結果、担当の方も年次計画でこれを直していきたい、ということでございますので、これも全会一致で採択と決定いたしました。

続きまして九月の七日にまた都市整備産業建設委員会を開催いたしまして請願の五三－一二号、これは日野市日野の八三六の五、山本　肇さん外十九名より出されていた請願でございます。これは日野用水路にふたかけをしてくれということでございます。これは万願荘の地区センターの近くで大熊さんという方のそばでございます。ここは後ほどまた請願が上程されるわけでございますけれども、これは文教の方へも請願が出ているようでございますが、ここは非常に都道の方が危険な状態でございますので、子供が三百名ほど通学路に使いたいということでございます。これは日野用水組合とも話し合って決めていきたい、ということで二回ほど審査をいたしましたが、継続になっておりましたが用水の方とも話がついたそうでございまして、担当の方でも一部ふたかけをして通学路にしたい、ということでございますので、これも全会一致で採択と決定いたしました。

また続きまして請願五三－三二号は、南平の四－一一九の、土方宥太郎さん外二十三名より出された請願でございます。ここは鹿島台の団地の都道の方から行った入り口のところでございます。この道路の歩道の下に低いところにかなりの住宅が建っております。ここが一部歩道が切れておりまして、ここから道路の水が進入するわけでございます。そして床下浸水が何度も繰り返されている、という場所でございます。この方も現地を見て慎重に審査をした結果担当の方でもこの程度のことなら早急に直せます。ということでこれも全会一致で採択と決しました。

以上四件採択でございますのでよろしく審査のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は採択であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三－二八号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五三－一二号、用水路利用に関する請願、請願第五三－三二号、道路の歩道設置に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議員提出議案第二三号、日野市議会昭和五十二年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第二三号、日野市議会昭和五十二年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七九号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七九号並びに第八〇号につきまして提案の理由を説明いたします。

議案第七九号は、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の報告をいたし、あわせて議会の認定を求めるものであります。

議案第八〇号は、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の報告をいたし、あわせて議会の認定を求めるものであります。詳細につきましてはそれぞれ主管部長におきまして説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　監査委員から詳細説明を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（牧野秀夫君）　昭和五十二年度の日野市立総合病院事業会計、並びに農業共済事業特別会計の決算審査につきまして、審査のために前もって市長から配付を受けました決算書、財務諸表、並びに関係付属証書、帳票等について審査を行い、また関係職員から事業の運営等について説明を聴取いたしました。

審査の結果は決算書等の計数については誤りがなく、事業内容等の表示も適正にいたされていることを認めました。公営企業の基本原則は住民福祉の増進と、経済性の発揮にあると定義されているわけでありますが、一般に公営企業の経済性とは企業の独立採算をたてまえとして収支の均衡をはかるとされております。この点からも病院事業会計について例年論議のあります

のは、他会計補助金、つまり一般会計よりの補助金の問題であります。五十二年度の補助金は前年度より三千六百八十万円余増大いたしまして、一億五千五百万円となっております。公立病院の赤字は富士山の万年雪にたとえられ消えることがないなどと言われております。当病院におきましても人件費を主軸とする医業経費の増大は避け得ることができず医業収益の伸びが微増にとどまっている現状から、一般会計からの補助金なくしては経営が成り立たぬという状態にあります。ちなみに、人件費は医業収益の九八%に達しておりまして、医業収益に対する他会計、補助金の比率、及び医業収益に対する人件費の比率は、他の市立病院の平均値よりも、かなり上回っております。これは、もはや企業の内部努力だけでは限界があり、解決されるべき問題ではありません。現在の社会保険診療体系の不合理性を初めとする、公的病院として受ける数々の制約下にあることが原因であります。しかしながら、このような困難な経営環境にあるとは言いながら、地域の中枢医療機関として、住民への要望に十分にこたえ、かつは企業としての健全な病院経営に当たられるよう強く要望するものであります。

次に農業共済事業特別会計につきましては、御承知のように対象農家の減少によって、企業会計としての内容は希薄になっており、蚕繭共済のごときは、前年度に引き続き加入者が皆無となっております。ただ、家畜共済については、本年度より種豚について四戸、六十頭の加入があり、本年度より共済の対象となっております。

農業共済全般について、加入者の過少ということはありますが、本事業の存在する限り効率的な共済事業を進められるよう望むものであります。

なお、公営企業全般にわたり、詳しくはお手元に配付してございます審査意見書を御披見くださるようお願いいたしまして私の監査報告を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七九号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第八一号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第八二号、日野市老人福祉手当条例の

一部を改正する条例の制定、議案第八三号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第八六号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、議案第八一号についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国が助産費の重複支給を防止する目的で法律改正されたのに伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第八二号は、東京都の老人福祉手当の改正に伴い、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第八三号は、南百草地区センターの完成に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第八四号は、東京都の福祉手当の改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第八五号は、黒川こども広場の完成に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

議案第八六号は、国の法律改正に伴い、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付額が増額されるため、市の条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、それぞれの主管部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長からの詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは日野市国民健康保険条例の一部改正の内容について御説明を申し上げます。

この五条の五という規定は、助産費の規定でございまして、被保険者が出産したときにその被保険者の属する世帯の世帯主に対して、助産費六万円を支給するという規定があるわけでございますが、その後に、ここに載っておりますように、健康保険法、それから船員保険法、あるいは国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、または地方公務員等共済組合法、以上申し上げました組合に加入されておる方々につきましては、資格を喪失した後におきましても、六ケ月間は被保険者に対し

て助産費が支給されるという規定になっておりますので、国民健康保険と重複をいたしますので、六カ月経過する以前においては支給をしない、ということをこの二項で加えるものでございます。

なお、付則では、明年の五十四年の会計年度から実施をいたしたいわけでございますが、特に他の法律との関係もございますので、六カ月ほど趣旨の徹底をいたさなければなりませんので、今回ここで改正をお願いをいたしたい、こういうものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　議案の八二から八六にわたって御説明申し上げたいと思います。

八二号でございますけれども、六十五歳以上の寝たきり老人に対する福祉手当でございます。御提案の中にございましたように、東京都の条例改正に伴う市の条例の改正でございます。いままで一カ月一万五百円でございましたけれども、一万一千五百円ということで、十月一日から施行するものでございます。

八三号につきましては、地区センターの新設でございます。これにつきましては、日本信販の造成地内に新しい地区センターが完成しました。南百草地区センターと名称するわけでございますけれども、敷地が二百三十五坪ばかりでございます。床面積が三十四坪のものでございます。八月から供用を開始しております。

次に八四号でございますが、これも八二号と同様に東京都の改正によるものでございます。六千五百円だったものを十月一日から七千円に増額する、とこういうものでございます。

それから八五号の遊び場条例でございますけれども、これにつきましては、吹上の団地の中に市有地がございます。市の所有の六十坪ばかりの空き地がございます。ここを利用しまして「黒川こども広場」をつくったわけでございます。これも八月一日から供用を開始しておるわけでございます。

八六号につきましては、御提案にあったように、災害救助法の改正、それから災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の改正によって額の引き上げが行われたわけでございます。御説明申し上げますと、第五条と書いてありますのは、災害弔慰金の規定でございます。この中に百五十万とあるのを二百万にする、ということでございます。これは世帯主が死亡した場合の弔慰金を二百万円に引き上げるんだ、とこういうことでございます。それから七十五万円を百万円にするといいますのは、家族が死亡した場合の弔慰金の金額でございます。

それから第十条第一項となっております。これは、災害援護資金の貸し付けの限度額をあらわしておるものでございます。それで三十五万円を四十万円にするというのは、世帯主が負傷し、なおかつ家財の損害があった場合には、貸付限度を四十万

円にします、こういうことでございます。

それからその中で、小さく七十万円を八十万円、八十五万円を百万円、百二十万円を百三十万円というのは、損害の程度によってこれが適用されるわけでございます。

それから真ん中辺に同項第二号の損害の程度による、同項第二号中三十五万円を四十万円にするというところがございます。これにつきましては、世帯主の負傷がなくて、家財の損害だけだった場合の適用の金額でございます。これも損害の程度によりまして、それぞれ適用されるわけでございます。

一番最後に「損壊し、もしくは流失」とうたってたものを、今後は「滅失もしくは、流失」というふうに条例を改正するわけでございます。これについては、実質的な改正じゃございません。いままで損壊というのは、半壊それから全壊、この二色ございます。それを損壊と呼んでおったわけでございますけれども、今度それを滅失というふうに表現されております。損壊と滅失の相違でございますけれども、半壊が三戸の場合には一つの滅失と見る、こういうふうなことで、滅失という表現になったわけでございます。床上浸水三戸で一つの滅失と見る、あるいは家屋内へ土砂が流入した、それを三つの土砂流入の戸数で一つの滅失と見る、こういうふうな解釈で滅失及び流失というふうになったわけでございます。以上説明申し上げました。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。

○二十五番（米沢照男君）　一点市長にお伺いいたしますけれども、議案第八二号と八四号との関連で、市長の見解を伺いたいわけですが、御存じのように特別職の報酬などは、物価の動向に対応した形で、毎年あるいは隔年にこれまで審議会が設置をされて改正がされてきました。今度のこの一部改正は、都の改正に伴うものでありますけれども、各種手当、それから補助金、たとえば幼児教育に対する補助金等々、補助金の数も多種多様であります。そのほか各種行政委員会の委員の報酬などもさまざまあります。

特別職の報酬だけが、後追いではありますけれども、物価の動向にかなり機敏に対応して改正がされてる。いま申し上げた各種手当や補助金や、あるいは行政委員会の委員の報酬等、常に特別職の報酬の改正に後追いという形で、是正がされているわけですけれども、私は範囲はどこからどこまでとは申し上げませんけれども、こうしたいろいろな手当や補助金や各種行政委員会の委員の報酬等も、ある程度物価や経済動向に合わせた形での検討がされていいんではないか、こういうふうに思ってるわけですけれども、こういった問題についての検討を必要とする審議会の設置について、市長は、いまの時点でどのようにお考えか、この時点で伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。いま質問をいただきましたこの二つの議案八二、八四にかかわりまして、福祉手当の改正ということが、もっと物価等の時宜に適する迅速、果断に措置されるべきである、こういう御意見に対して、どのように考えるか、とこういうことだろうと思うんです。

本来、私は福祉、これは老人に対しましても、あるいは心身障害者に対しましても、いわゆる社会保障という制度の中で確立されるべきことが柱になり、福祉というのは特に自治体の福祉というのは、それの補完的施策というべきではなかろうか。したがって、本来的には社会保障制度、あるいは特に弱者に対します国の福祉的な基本的施策ということで制度されるべきものだと思いますが、それが必ずしも十分ではないために、また、それに自治体が創意を加えて行おう、これは両々相まって、それぞれの意味があろうと思っておりますが、どちらを主にし、どちらを副にするかというならば、やはり基本になる柱が主になるべきである、このように思っております。ただし、それで待っておれば、その本質的な社会保障制度が、必ずしも前進するという情勢ではありませんので、それに対して、自治体としても、福祉施策として補完的手当をする、このことの特にわれわれの立場としては必要であることを痛感をしております。なるべく時の状況に迅速に沿い得るように検討を鋭敏に行っていくべきである、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　たまたまいまの市長の答弁は、福祉手当に限った御答弁のようですけれども、私が申し上げたのは、手当だけじゃなくて、幼児教育に対する補助金等の各種補助金、あるいは各種行政委員会の委員の報酬等も含めて、総体的に対応が必要ではないか、という意見も含めて見解を伺ったわけです。これについては、再答弁は求めませんけれども、そういうことも含めてひとつ御検討いただきたい、というふうに思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　福祉部長に質問しますが、議案の八二号の老人福祉手当条例についての説明のときに、私の聞き間違いかどうかしりませんけれども、これは寝たきり老人に対する福祉手当、六十五歳以上ですか、その点を。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　おっしゃるとおりでございます。寝たきり老人に対する六十五歳以上ということで、二百六十七人の適用ということでございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第八一号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第八二号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第八三号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八七号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算第三号でありますす。補正額は歳入歳出それぞれ四億七千八十三万四千円を追加し、歳入歳出総額を百八十一億四千十四万八千円とするものであります。詳細につきましては企画財政部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　歳入歳出全般、及び第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　御説明申し上げます。

まず補正予算の説明書から入らせていただきます。

まず歳入でございます。四ページでございます。地方交付税が補正額一億七千二百十万二千円でございます。主な増加の理由といたしましては、基準財政収入額のうちの法人税分の算定が実勢に近くなりまして、基準財政収入額が減となり、基準財政需要額のうちの入口急増補正係数のアップと、適用費目の増加等によりまして基準財政需要額がアップする、その両方の理由が主な理由でございまして一億七千二百万の増となったわけでございます。

続きまして六ページでございます。土木費の負担金でございます。まず河川費の負担金でございますが、これは根川の改修に伴いまして橋梁の建てかえ工事を行います。これにつきまして橋梁を主に使う企業にそれぞれ実施予算の二分の一を負担していただく、その負担金でございます。続きまして道路の負担金でございますが、これは京王線動物園三号踏切付近の開発によりまして排水処理を京王線の軌道敷地内を利用して整備する

ということになっておりますが、これのためにこの開発行為を行う企業から千二百万円の負担金をいただくものでございます。

続きまして八ページでございますが、これは義務教育の教材費の国庫負担金の確定に伴う計上でございます。

続きまして十ページでございますが、土木費の国庫補助金は、後ほど歳出で出てまいります市営住宅建設に伴う補助金でございます。教育費国庫補助金の小学校費補助金につきましては、ここにありますように特殊教育の指導費の確定に伴うものでございます。幼稚園費も同じような理由でございまして、幼稚園園具等の整備費の補助確定に伴うものでございます。社会教育費補助金につきましては、図書館につきましては、視力障害者に対するサービスに対する補助でございます。地方スポーツ振興費につきましては、学校開放に対する補助でございます。学校体育施設につきましては、クラブハウスに対する補助、それぞれ確定に伴うものでございます。騒音防止対策補助につきましては、第十七小学校、第二小学校、南平小学校のそれぞれの防音工事に伴う国庫補助でございます。また防音事業関連維持費としまして一千万円の補助でございます。

十二ページ、都の負担金でございますが、これは日社協に対しますここに掲げてありますように日社協運営費、あるいは社会福祉活動専門員の負担金、それぞれ三分の二補助でございます。

続きまして十四ページ、民生費の都の補助金でございますが、心身障害者共同作業所運営費、これにつきましては、いままでDランクでありました作業所が人員増に伴いましてBランクになりまして、それに伴う補助金増でございます。続きまして生活保護費補助金につきましては、対象増による補助の増でございます。農業費補助金でございますが、東京都米穀流通対策費につきましては、確定に伴うものでございます。優良集団育成事業につきましては、歳出のところで出てまいりますが、優良集団農地の育成事業に対する都の補助でございます。土木費都補助金につきましては、ここに掲げてありますようにそれぞれ平山七号線舗装、日影規制図の作成、市営住宅建設事業、それぞれに対します補助金の額を計上いたしました。

続きまして十六ページでございますが、総務費委託金、統計調査費委託金でございますが、これはここに掲げておりますような三つの事業のための補助の確定に伴う計上でございます。続きまして都市計画費委託金でございますが、緑のマスタープラン、これは歳出で出てまいります、それに伴う補助でございます。

十八ページの利子及び配当金でございますが、これは庁舎建設基金の残が残っておりました六月から八月分の利子の計上でございます。

続きまして二十ページ、市有地売り払い収入でございますが、これは一つは豊田三丁目四〇番地、それからもう一つは百草の一三四ー三、それぞれ赤道を払い下げするものであります。豊田の方は豊田南口の駅前でございますし、百草の方は下郷地十五号線買収のときの協力していただいた地主さんに対する中の赤道の払い下げと、こういうことでございます。

続きまして二十二ページでございますが、一般寄付金、これは匿名で社会福祉の事業に使ってほしいということで、十万円の寄付がございました。

二十四ページは庁舎建設基金の廃止条例が六月議会で可決されましたので、これに伴いまして廃止に伴う残金の繰り入れでございます。

二十六ページは前年度の繰越金を三千七百万円計上させていただきました。

続きまして二十八ページは土木債でございますが、市営住宅建設に伴う起債額を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出に入らせていただきます。歳出の中では、まずお断り申し上げたいんですが、六月議会で議決されました各種委員会の委員の報酬アップがございます。これが各費目にわたりまして計上されておりますが、そういう内容でございますので、説明省略させていただきたいと思います。また説明欄に記入のとおりでございまして、特に説明事項のないものにつきましてもそれを除きまして、主なもののみ説明させていただきたいと思います。

歳出の議会費でございますが、特に説明する内容はございません。

三十二ページにつきましては、一般管理費の中の十九の負担金補助及び交付金の三百六十万でございますが、これは自治会に対する補助金でございまして、一戸当たり八十円アップいたしまして二百円にしたいと、こういうものでございます。それから文書広報費につきましては、需用費の修繕料十九万九千円は、広報車の修繕でございます。また役務費の中に自動車損害賠償責任保険料がございますが、これはある保険会社より自動車が寄付されておりまして、その自動車の損害賠償責任保険料を計上させていただくものでございます。

三十四ページでございますが、ここでは八の安全対策費の七の賃金二百五万二千円でございますが、これは現在行っております各駅前におきます自転車置き場整理指導員の手当が、当初予算のときに高齢者事業団がもっと早く発足するというような予測で計上しておりまして、高齢者事業団が来年になりましたものですから、九月以降の分をここに計上させていただきました。続きまして十二の諸費の償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましては、ここに掲げておりますような各種補助金、負担金あるいは手数料等の返還金、還付金でございまし

す。合わせまして四百一万二千円でございます。

三十六ページにつきましては、特に御説明申し上げることはございません。

三十八ページでございますが、選挙管理委員会費の十一需用費、印刷製本費でございますが、これは選挙の記録を印刷したいということでございまして、三つの選挙につきまして選挙の記録をまとめ、印刷配布したい、こういう内容でございます。その他は御説明することはございません。

四十ページでございますが、統計調査総務費のうちの十一需用費、印刷製本費でございますが、ここに掲げておりますように「日野市の商工業」という統計調査資料をまとめて印刷製本し、配布したいと、こういう内容でございます。

続きまして四十二ページ、御説明することはございません。

四十四ページでございますが、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、これの中の福祉活動専門委員、日社協運営費、これは先ほど歳入で御説明しました都の負担金の確定に伴います歳出の計上でございます。これから続きまして二の身体障害者福祉費の備品購入費十万円でございますが、これは先ほど歳入で御説明しました十万円の寄付をここに歳出として充てまして、内容は希望の家の備品を購入したいという内容でございます。それから次の負担金、補助及び交付金の心身障害者共同作業所補助金でございますが、これは都の補助のアップに伴いまして、それと同額を市が上乗せいたしまして二百十万円のアップとしたいと、こういうことでございます。続きまして老人福祉費でございますが、この中の報償費、敬老金関係につきましては対象増、約百五十人の増でございます。続きまして敬老大会関係でございますが、やはりお年寄りの増加に伴います、約百人分に伴います報償費の増でございます。備品購入費につきましては、ここに掲げておりますように高齢者事業団関係の備品を購入いたしたいということでございます。負担金、補助及び交付金につきましては、老人クラブの会員が増加いたしましたので、その会員増加分四十八人分でございますが、ここに計上させていただきました。

続きまして四十六ページでございます。四十六ページの社会福祉施設費の中の需用費、その中の修繕料四十二万円でございますが、これは先ほど議決されました福祉センターのふろ場の使用をさせてほしい、という請願の趣旨に沿いましてふろ場の修理をするものでございます。委託料の十七万四千円は、ここに書いてありますように福祉センター中央会館の警備の委託の不足分でございます。続いて工事請負費の二百六十万円でございますが、これにつきましても福祉センターのボイラーが現在傷んでおりまして、このままでは危険であるということで取りかえる工事でございます。

四十八ページにまいります。児童福祉総務費の賃金でございますが、児童館関係につきましては、ここに掲げておりますように育児休業の代替の職員の賃金でございます。学童クラブ関係につきましては、今年度学童クラブの学童数の増加に伴いまして臨時職員を雇用したいということでございます。また児童福祉施設費の需用費の中の消耗品費でございますが、これは保育教材費は学童クラブに必要な保育教材費。施設消耗品費は保育園その他に対する消耗品費でございます。十九の負担金でございますが、保育園共益費、これは大久保保育園の共益費の確定に伴うものでございます。

五十ページにまいります。この中の生活保護総務費の中の扶助費でございますが、法外援護でございます。これは対象増に伴う増加分でございます。

続きまして五十二ページ、衛生費の予防費でございますが、予防費全体二百九十六万三千円でございますが、これはほとんどいわゆる健康センターのための消耗品、電話あるいは健康センター塗装、備品その他の計上でございます。自動車借り上げ料につきましては、予防衛生課の消毒あるいは予防注射などのために自動車を非常に使うことが多うございますので、その分を自動車借り上げ料として計上したものでございます。環境衛生費の中の備品購入費でございますが、これは消毒のための肩掛け噴霧機を十五台購入したいという内容でございます。環境整備費の百五十八万六千円でございますが、これはごみ減量対策のためにそれぞれ消耗品あるいは郵便料、資源ごみ回収事業開始の支度金補助、こういったものをここに掲げておりますような内容で計上させていただきました。

五十四ページにつきましては、一番最後に掲げております屎尿処理費の工事請負費でございます。これは現在、処理場のガスタンクが大分さびがはげしくなっておりまして危険である、ということで二千五百万円の改修工事費でございます。その他は特に御説明することはございません。

五十六ページにつきましても特に説明する内容じゃございません。

五十八ページでございますが、この中で農業振興費の負担金補助及び交付金でございますが、これは当初予算でもお認めいただいておりますが、東京都優良集団農地保全育成事業の対象三・五ヘクタール増加させまして、全体として七百万円の事業をふやしたい。四分の一は実施者の負担、四分の一が市の負担、二分の一が都の負担、こういう内容でございます。

続きまして六十ページでございますが、土木総務費の賃金は七月の水害のために臨時職員を雇い上げましたものですから、その分の不足分でございます。続きまして需用費の五十八万一千円の件でございますが、これは後ほど出てまいります振りかえでございまして、都市計画の方に振りかえるということでございます。

六十二ページでございますが、六十二ページの二の道路維持費の使用料及び賃借料でございます。六十万円、内容はダンプその他いろいろ書いてございますが、これはしゅんせつ残土搬出をするための使用料の計上でございます。続きまして道路新設改良費の十三委託料でございますが、これは歳入のところで御説明をいたしました、京王線動物園三号線踏切閉鎖並びに道路新設に伴う委託料でございます。それから次の橋梁新設改良費の負担金、補助及び交付金でございますが、これは程久保川改修に伴います橋梁の新設負担金でございまして、上田堰一号線、つまり京王線が動物園の方に行きますちょうど曲がる部分の少し西の方にあります橋の負担金にございます。全体のうちの二メートルは都の負担で、あとは市の負担、こういうことで負担金を計上させていただきました。

続きまして六十四ページでございます。二の河川維持費の工事請負費はここに書いておりますとおりでございますが、これは主として水害のための崩壊個所の復旧工事費でございます。それから三の河川新設改良費、東平山地内水路改修でございますが、これは平山七号線の用水路のふたかけのための底打ち工事でございます。三百万円計上させていただきました。

続きまして六十六ページでございます。この一番上の都市計画総務費の需用費、印刷製本費でございますが、これは先ほど私が申し上げました日影図の印刷の製本費でございまして、都の日影条例の公布に伴いそのＰＲのための印刷であります。

その次の次の委託料でございますが、これは一つは日影図を印刷しそれを全戸に配布するための折り込み委託料でございます。それからもう一つ四百七十万円の都市計画現況調査でございますが、これは都市計画を進行させるためにいまの日野市の土地の現況を調査委託しまして、十分に把握したいという内容でございます。次の緑のマスタープラン策定でございますが、これは全域にわたりまして緑のマスタープランを策定するということでございまして、日野市の分の緑のマスタープラン策定を委託したい。こういう内容でございます。同じページの三の公共下水道費でございます。この印刷製本費、それから広報折り込み、リーフレット折り込みなどが需用費、委託料にまたがってございますがこれは流域下水道のＰＲのために広報の特集号、あるいはリーフレットの配布、そういったものをしたい。こういう内容でございます。それから委託料の中で五千万円浅川南第二排水区幹管設置を減額しておりますが、これはその下の工事請負費に振りかえております。委託で都の施行でと、当初予算のときに考えておりましたが、都合によりまして市の直接の工事ということで振りかえたわけです。一番下の浅川南第四排水区管渠設置でございますが、やはり減額になっておりますが、次のページの一番上にございます浅川南第四排水区管渠設置工事に伴う鉄筋コンクリート管の原材料費と見合うものでございます。つまり工事

請負費として計上するより原材料費として計上し、請負人に請負わせた方が安くあがる、ということがわかりましたのでこのようなことをさせていただきたいということでございます。

六十八ページは特にございません。

七十ページでございます。七十ページの二の市営住宅建設費でございますが、これはここに掲げておりますもの全体が市営住宅建設に伴うさまざまな費用でございます。内容は鉄筋コンクリートづくり三階建ての十九戸、市営住宅を建設したいということでございます。

七十二ページにまいります。非常備消防費、報償費でございますが、ここに書いてありますように、都消防操法大会のためにその謝礼といたしまして二十人分を計上いたしました。

それから災害対策費の報償費三十万でございますが、先日の水害で災害見舞金が底をつきましたので、ここで見込んで計上させていただきます。それから備品購入費は、この備品は災害対策の仙台地震のフイルムでございます。これを購入いたしまして市民の皆さんに見ていただき、震災対策のＰＲをしたい、こういう内容でございます。

七十四ページでございます。教育指導費、これは歳入に見合う障害児の就学相談を七万二千円計上させていただきました。

七十六ページでございます。まず学校管理費の賃金は平山台の学校警備に伴うものでございます。使用料及び賃借料の下水道使用料は五小、六小でございます。工事請負費につきましてはここにかかげておりますように、営繕工事の不足分を計上させていただきました。電話債券につきましては十七小の分でございます。続きまして教育振興費の需用費、印刷製本費でございます。社会課の副読本の印刷製本費が当初予算見込みましたよりも相当アップするということが判明いたしましたものですから、その不足分を計上させていただきました。備品購入費につきましては、歳入の国庫教材の確定に伴う歳入見合いの分でございます。続きまして負担金、補助及び交付金につきましては一小の児童の通学費を補助するもので四、五、六月分でございます。これにつきましては七月以降は補助しない、ということで話がついているわけでございます。続きまして四の学校建設施設整備費でございますが、委託料につきましては第十七小の屋体、プールに対する設計委託でございます。工事請負費につきましてはここに掲げてありますような、主に非常用放送設備等、防火対策のための経費でございます。十九の負担金、補助及び交付金でございますが、これは十七小学校新築に伴うガス工事の負担金でございます。

七十八ページにまいりまして、七十八ページの防音工事事務費の委託料の最後に第七小学校併行防音監理がございますが、これはその次の防音工事費の中に委託料として組んでおりましたものを防音工事事務費の方に組むべきであるということにな

りまして、そちらに振りかえるものでございます。防音工事費の工事請負費九千五百三十六万でございますが、ここに掲げておりますように十七小、第二小、南平小、それぞれの併行防音工事費でございます。

八十ページでございますが、中学校費でございますが、この中の教育振興費の需用費、印刷製本費につきましては、小学校と同じく社会科副読本に対するものでございます。その下のバス借上料は訪問学級のためのバス借上料でございまして、性格上特殊なバスを借り上げなければいけない、ということで計上させていただきます。学校保健体育費の扶助費でございます。これは給食費準要保護生徒に対する都の補助の三円が打ち切りになりましたものですから、それに見合う分を市費で補てんするという内容でございます。四の学校建設施設整備費はここに掲げておりますように、第四中学校の非常用放送設備を備えつけたい、という内容でございます。

八十二ページにつきましては、特に申し上げる内容はございません。

八十四ページにつきましてもここに掲げてあるとおりでございます。

八十六ページにつきましても予備費、特に御説明することはございません。

以上説明書に沿いまして説明いたしましたが、議案書の方を恐れ入りますが開いていただきまして、議案書の五ページ、債務負担行為補正でございます。まず第十六小学校設計委託、同じく地質調査委託でございますが、これは仮称第十六小学校の用地二万三百九十二平米に四千二百三十三平米の校舎を建設したい、というための設計及び地質調査の委託でございます。その次の十七小屋体、プール、それぞれここに掲げております数字で債務負担行為をしたい、ということでございます。六中につきましても十六小と同じく設計と地質調査の委託でございます。これは校舎約五千五百平米に対する設計、地質調査を債務負担で行いたい、ということでございます。続きまして、浅川北排水区実施設計でございますが、これは主に多摩平六丁目の水害対策といたしまして黒川系統の排水を実施設計し、続いて工事にかかるためのものでございます。その次の多摩川第二排水区の実施設計でございますが、これは日野駅前の水害を解消するために日野駅前から多摩川第二排水区の管渠につなぐための実施設計の債務負担行為でございます。以上、それぞれここに掲げてありますような債務負担行為をお認めいただきたいということでございます。

続きまして、六ページでございますが、地方債補正でございます。これは歳入のところで御説明をいたしましたように、市営住宅の建てかえ事業に伴う地方債の限度額を補正をしたい、こういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（森　正一君）　これより質疑に入ります。大柄保君。

○七番（大柄　保君）　まず二、三点質問をいたしたいと思うんです。三十二ページの一般管理費、負担金、補助及び交付金、自治会の補助金というようなところでお伺いを一点したいと思うんです。きのうあった一般質問の中でも補助金の打ち切り、というようなことでもってある議員さんの方からも、地域におけるスポーツ大会の補助金が打ち切られた、というようなことで質問がありましたし、また私どもも地域に帰ってそういうような話がたくさんございます。それについて市長といたしましては何らかの方法で皆さん方の意に沿うようにと言っては極端な言い方かもしれませんけれども、そういうことでこの自治会の補助金というものが百二十円にプラス八十円でこの補正予算に出されてきたんではないかと、このように私は個人的に考えるわけです。この使い方についてはそれぞれの単位なりあるいは連合なりでいかようにもお使い下さいと、このように私は解釈としてとっておりますけれども、この配分方法についてどういうふうに役所の方としては指導をしていただくのか、もちろん当初の予算の中で配分方法も自治会を通じて申請をして、それに対して百二十円も補助をしていったんじゃないかと、去年の例をとっても考えております。もちろんこの、八十円についても、それと同じような形式でいくんではないか、このように思っておりますけれども、八月一日の広報の全世帯数を見ますと四万六千六百四十世帯になっております。それでここに載ってきた三百六十万というものは四万五千世帯掛けることの八十円ということで出てきておりますが、この差の分についてはどうなさるおつもりなのか、これが一点です。

それと要綱によりますと、自治会補助申請という要綱によりますと、各単位の自治会並びに総連合の自治会というようなことがうたってございまして、この自治会の補助金を受けるときには総連合会の会長が申請をするものとすると、このように明記をされておりますが、いま日野市内には総連合があるのか、ないのか、これが二点です。

それから五十四ページに移ります。ダストボックス、ここで備品購入費として予算が計上されておりますけれども、この問題等についても六月の議会等においてもダストボックスのことについて大分各議員さんの中から要望等がございましたけれども、このダストボックスお買いになってどういうふうになさるおつもりなのか、これが三点です。

それから教育費の中で、この今期の補正予算には直接関係がない、まことに申しわけございませんけれども、十七小学校の屋体、あるいはプールなりが予算にも出てきておりますけれども、古い庁舎時代、前の議会の折りにも新設校と既設の学校と

の格差がだんだん開いていくんじゃないか、このような内容の質問をいたしております。ということは第一小学校の屋内体育館が大部老朽化しております。これらの問題等にも当然理事者の皆さん方には御配慮をいただかなければならない時期にきているんではないか、このように考えての質問でございます。

以上四点お願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは第一点目と第二点目の御質問、お答え申し上げます。

現在の世帯数でございますけれども、四万六千有余ある、この予算計上では四万五千ではないか、という御質問でございますけれど、その差をどうするのか、ということでございます。

当初予算におきましても、これは四万五千で計上したわけでございまして、今回もお願いしたのも四万五千ということでございます。若干差が出てきてるわけでございますけれども、これにつきまして、最終的にこの公布の時間もあるわけでございますので、今回不足する場合におきましては、最終的に不足する場合におきましては、また補正をお願いするようになるかもしれません。そういうことでございます。いずれにいたしましても、現況の中での支給を間に合えばこれでお願いしたい、ということでございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　三点目の五十四ページのダストボックスについてお答えいたします。これは、すでに設置されているものが古くなって修理不可能のものも出てきつつある。それを補てんするための購入費でございます。百個分でございます。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いまの御質問は、これから新しくできていく学校と、それから現在あるものの、特に古くなっている学校との格差がだんだん大きくなっていくんじゃないか、特に一小の場合は、体育館なんかそうじゃないか、こういう御指摘だと思います。

これにつきましては、御意見のとおり、だんだん格差が大きくなるだろう、ということはあります。というのは、一つは新しくつくる学校においては、補助金などもだんだん増してきますし、それから材質あるいは技術、そういうようなものから、できてくるものは、だんだんいいものができてくることも事実でございます。これはそれで大変結構なことだと私たちは思っておりますが、しかし格差の面でございますが、これにつきまして

しては、新しい学校というものをどんどんつくらなきゃならんいまの情勢では、なかなかそこまで手が回りかねる。大変どうも失礼な言い方ですけれどもそうせざるを得ないところに教育委員会としての悩みもございますし、それから市財政当局の悩みもあるんじゃないか、こういうふうに考えておりますので、一応のめどがついた上で計画的にやっていかなきゃならないんじゃないか、とこう思っております。以上。

○議長（秦　正一君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　後段の二つについては了解しておきたいと思うんです。最初の方の自治会の補助金のことについて、総務部長にひとつお伺いをしたいんですけれども、二番目の方の、総連合会はないというようなことですね。そうすると単位の自治会の集まりである団体がやるんですけれども、最終的には各単位の自治会長が全部それを申請をして補助金をいただく、とこういうふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　最終的にはそういう結果になったと思います。ただ地区長さんが各おりますので、地区長さんとこの配分方法等は、こういった新しい一つの増額もありますので、地区長さんと事前の協議をまずしていきたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　地区長さんとこれから協議をしていくというような答弁でございますけれども、いま言う地区長がいないようなところもあるわけですね。それと、要綱でいけば、総連合会の会長になっている、とこういうようなことなんで総連合会がないと言えば、したがって要綱になくても、地区長さんが順次何というかおりてきてその仕事をやる、このようになるんですか、どうなんですか。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治会に対します補助金の考え方につきましては、先日、この議場で藤林議員の御質問でお答えしたわけであります。市内にあります約三百の自治会がそれぞれ自主的活動を相当活発にやっていただいております。そのこと自体は大変望ましいことでありますので、大いに地区、地区で特性を持ってがんばっていただきたい、と思っております。

それで、これまで補助金を打ち切ったと言われておりますのは、地区長と言われる方に委託をする形で行っておりましたスポーツレクリエーションの行事に対するやり方を変えた。したがってスポーツレクリエーションは、大いにやってくださいということになっておりますし、それから補助金は、なるべく三年ぐらいで局面展開をはかりながら新しい取り組みをしていただく、つまり定着したものは、自主的にやっていただく、こう

いうふうにお願いしたいと思っております。
それから補助金は、これは単位自治会に差し上げ、それを地区がまとめられるかどうかは、またこれも自主性にお任せしたいと、このように思っております。
○議長（秦　正一君）　大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　いま市長の答弁でわかりましたけれども、この配分方法については、いずれにしても、いままでは地区長だとか総連合の会長だとか、ということはここ二、三年前からやってないわけですよね。各単位の自治会長が役所に対して申請をして、それで補助金がおりてきてるわけなんですから、それと同じように今度もやっていただきたい。
いまの総務部長のお話ですと、何かちょっとほかへまたそこへひとつ出てきたなあ、というような気がしているんですけれども、なるべく簡便な方法でもって、金銭の授受を明らかなところでやっていただきたい、このように要望するわけなんです。それと一つ申し上げておきますけれども、あるいは古い自治会から新しい自治会に分かれたような世帯がありますね、仮に。そうするというと、古い自治会の方にお年寄り夫婦が入っておる、ここにも登録されてる、それから新しい自治会の方にも若い御夫婦さんが登録されてる、ここにも登録されてる、というようなこともありますので、そういうところの調査、これらはどうなりますか。全部自治会長の裁量にお任せになって、役所の方はやっていかれるのかどうか。（「委員会で」と呼ぶ者あり）委員会はまた総務委員さんがおりますので、ちょっとここで聞いておきたいんです、私は。
○議長（秦　正一君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　地域の単位自治会を主体として、お願いをしようと思っております。それからダブる加入ということは、なるべくない方がいいと思いますし、それから単身世帯が、じゃあ世帯と言えるかどうかもこれも多少疑問のあるむきもあります。したがってそのあたりは、なるべく自主性に即するように、したがって、ダブりや、それから何か水増しというのはあろうはずはありませんが、なるべく信頼の中で正確にやっていただく、このようにお願いをしたいと思っております。
○議長（秦　正一君）　大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　総務委員会の受け持ちですから、うちの方にも総務委員さんおられますから、また細かいことについては聞いていただくことにして、最後に要望いたしておきますけれども、やはり金銭の授受でございますので、よっぽど慎重に取り組んでやっていただきたい。たとえば大きな自治会であっても、中に自治会の数が少ないようなところもあるかもわかりませんし、また新しい方は新しい方、古い方は古い方というようなところでもって、ダブって申請があるかもわかりません。そういうところを十分役所の方はお考えになって、適正なる配分をお願いしたいと思います。要望です。
○議長（秦　正一君）　板垣正男君。
○十五番（板垣正男君）　土木費委託金のところですが、緑のマスタープランを策定する、都からの委託というような説明もあったんですけれども、都の委託金を見ますと二十七万七千円ですから、かなり上乗せしているのではないかとも見られます。このマスタープランをつくって、緑を取り戻そうということにもなるかと思いますけれども、全都的なこうした計画と日野市の計画をプラスさせて、より緑の確保のために強い規制も含めて計画をつくるということになろうかと思いますけれども、具体的には内容が、たとえば日野緑地であればどういうふうになるか、というようなことについて、どのようにお考えになっているか、構想があれば説明していただきたいと思うんです。
○議長（秦　正一君）　都市整備部長。
○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。
これは五十二年の四月一日に建設省の方から緑のマスタープランの作成要綱、こういうようなものが各都道府県に示されまして、それに基づきまして、東京の場合は、東京都がそれを各市町村の方に指示をいたしまして、それに基づいて各市町村がそれぞれの分野において作成をする、こういう一連の形になっておるわけでございます。そういうことで、東京都の方も補助というものは非常に少ないわけでございまして、それで各市町村の持ち出し、こういうようなものが、かなりの額になるわけでございますが、都の方はその予算の範囲内で配分した、という形になるわけでございます。そういう中で、実際にこれをやりますと、どうしてもこれだけの金額がかかる、こういう内容でございます。もちろんこれにつきましては、現在の現況調査、自然的な条件、社会的条件、こういうような中で現況調査をする、それからそれに基づいて分析評価をする、その中でこのマスタープランを実現するための方針とか、その内容の中で公園緑地の整備計画、緑地の指定方針、こういうような内容を現況調査の中からそれぞれ決めていく、こういうようなことになろうかと思います。そういうことで、もちろん現在の日野緑地、こういうようなものは既定のものでございまして、こういうようなものを一部少なくするとか、そういうようなことはあり得ないわけでございます。そういうことで、できるだけ保存して、さらにこれをふやしていく、というような方向の中でまた残していく、こういうような形の中でいろいろ検討を進めていく、こういうことで委託の業者と申しますか、専門のところに委託をしまして、一緒になって現況の調査、それから内容の詰めをやっていく、こういうことでございます。
○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　緑地をさらに指定するということになりますと、現在、指定されてる緑地よりさらにふえるというふうにも受け取れるわけでありますけれども、しかし現行の緑地指定で、緑地指定の中でも開発によって破壊されてるということが行われてるわけですが、このマスタープランをつくることによって、規制力を伴うようなものがあらわれるんですか、それとも財政的な裏づけを持つような、たとえば国なり都からの助成等も含めて、財政的な裏づけを持つようなものがつくられるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　当然そういうことが考えられるわけでございます。現状の中でもいろんな開発行為で、緑地分を開発したい、こういうようなことで出てきてるわけであります。そういうときに、この場所をどういうふうに残していけるか、こういうようなことも、いろいろ現在の中でも取り上げまして、検討するわけでございますが、非常にそういう個所が多く出てきた場合、こちらを買い上げてこちらの方は買い上げられない、というようなことになりますと、非常にそこにアンバランスと申しますか、そういうようなものも出てくる。こういう中で緑地の整備計画、あるいは緑地の指定、こういうようなことの中で、どこから整備していくか、あるいはどこを重点的に保存していくか、こういうようなことがこの緑のマスタープランの最終的な策定の計画の中で出てくる、こういうふうに思います。そういうことで、それを今後の宅造なり何なりのそういう申請が出てきた場合、これをどうするか、買い上げるかどうするか、というふうなことの、重要な、もとのいわゆる資料と申しますか、検討の要素になる、とこういうふうに思います。そういうことでこれができまして、初めて緑地の保存に対する市の方の方針、こういうようなものが決まるのではないか、こういうふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　なお、詳しくは委員会で審議していただきたいと思いますが、現行の法律など調べてみましても、なかなか日野の緑地、あるいは緑地の地域を保存するということがむずかしいものがあるようです。しかし、そういう中でも、こうしたマスタープランをつくることによって、緑の確保が進むということになれば、それはそれとして一つの有効な施策になるわけですから、そういう内容を含むもの、という説明ですので、委員会でも特に御検討していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議案第八七号の質問者があと石坂議員、林議員、大越議員、杉山議員、黒川議員、谷議員（「休憩」と呼ぶ者あり）と残っております。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時二十二分休憩
午後四時四十分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第八七号、一般会計補正予算の質問を続けます。

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　先ほど大柄議員からも自治会の補助金のことについて今度の補正で三百六十万が追加補正になったんですが、第一点としまして、補助金等検討委員会の答申に沿って恐らく通告質問等の質疑の中で、市長からも恐らくこの答申からいって市民スポーツレクリェーション大会というのは定着をしたという形で打ち切られて、今度三百六十万円出てきた経緯はどこに、主要目的としてはどこに観点を置かれるのか。いままで一世帯当たり百二十円出ている補助金のアップとしては、機械的に計算すると一世帯八十円だということになりますと、非常に補助金の増額ということでは約六四、五％のアップで、補助金がこんなに大幅にアップするようなこともちょっと常識では考えられないし、また市長の意図するところは、各市民団体というか自治会の中のまたいい芽生えがするようにという、何というか呼び水的な考えだということで、三年間もすれば違うものに切りかえるというようなお考えだと思うんですが、その辺が補助金等検討委員会からの答申を見ても何か釈然としないというようなことで、恐らく総務委員会で検討されると思うんですが、再度で恐縮なんですが、その点の考え方を伺いたいということが一点。

いま一つ、総自治連合会というのがなくなりまして、レクリェーション大会なりをやっている地区は十三地区とかということになっておったんですが、特に私が知っている範囲では、高幡以東ではそういう地区連合会というのは解散されたやに聞いております。そういう点でいけば自治会の本来の性格から言っても、いわゆる百草なら百草の連合会をつくるとか、三沢なら三沢の連合会をつくるというのはいいけれど、これがもし圧制なり無理な形で連合会をつくるということであってはならないというのが私の考え方であります。そういう点で、先ほどの大柄議員の質問の総務部長の答弁ではちょっと心配のむきもあるので、その辺のこともあわせて再度明確な、こういうことでこうするんだというような形を再度お願いしたいと思います。

それからいま一点は、これに関連して恐縮なんですが、昨日、ごみ問題の研究委員会がありまして、日野地区内の各種団体等自治会の何というか地区連合会というところに通知を出して、

きのうはたまたま連休というようなことでいろいろな御都合があったかもしらんけれども、非常に欠席された人が多い点ですが、たまたま高幡以東は一人も、百草、落川、三沢、高幡というところが出席がなかったという点を見て、そういう点を考えると、そういう団体、地区というんですか、出し方に対してもこれが徹底しておって来られないというなら構わないんですが、そういう点の今後のあり方に対しても検討するなり、そういう通知を出すにもいままでの機械的な考え方ではまずいんではないかと、こういうこともあわせて伺いたいと思います。

それからいま一点は、先ほども板垣議員が緑のマスタープランのことを聞かれたんですが、近ごろ統計的なことが非常に完備されて、市民にとっては数字的に出るということは、いわゆるいろいろなことがわかっていいことだと思うんですが、それに関連して同じようなことで、選挙のたびに、三つの選挙のために八十一万の選挙の記録というのは、いままでもその都度おやりになっておったんですか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の部分についてお答えいたします。補助金検討委員会は、補助金というものはマンネリ化しますから、たえず生き生きとした目的があることが望ましい、というふうな見解を伺っておりますので、特に指摘をされた、すでに定着をし、もう多年にわたって行われておる部分につきましては、スポーツレクリェーション大会については省いたということです。そして新しい局面に当たりまして、たとえばごみの減量、あるいは防災特に地震に対する取り組み、これらのことが新しくわれわれとして市民ないし自治会にいろいろと相談をかけることが今後多くなります。そういう意味で地域にそういう取り組みをしていただこうと、こういう期待を込めているものでございます。率のことあるいは額のことは、単位としてはきわめて軽少でもありますし、それらが有効に本来の目的にいい成果を与えるものであるならば十分価値はあると、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　二番目、地区連について。

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　総連合会、これにつきましては現在ございません。それで先ほど石坂議員の方からおっしゃられたとおり、南部におきます西部地区あるいは東部地区、特に東部地区におきましてはことしの五月に解散して現在ないと。それから西部地区におきましては一部、四自治会ですか、単位自治会において一つの第二武蔵野台連合会、こういったものを結成はされております。その他の中におきましては、これは現在その中に結成されていないということでございます。そういうことでございますけれども、先ほどの市長がちょっと

申し上げたかもしれませんけれども、こういった連合会、地区連合会につきましても、これは単位自治会の一つの自主的に結成していくということが基本ではないか、というふうに考えておるわけでございますので、市として特にないからといってこれをつくりなさいというような指導は現在してないわけでございます。いずれにしても任意団体でございますので、そういう単位自治会が結成しようとする意思、そういう中から生まれてくるものでございますので、特に市としてはそういう指導はしていないということでございます。

○議長（秦　正一君）　三点目、生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　三点目についてお答えいたします。きのうのごみ減量研究会の主催による自治会の役員の方々の参集の模様、お出にならない方がいらっしゃると、通知の不徹底じゃなかったかというふうな御質問だと思いますが、通知の点につきましては、ごみ研の主催でやっておりますのではっきりしたことはわかりませんが、私の聞き及ぶところではちゃんと出してあるという形でございます。自治会のほか各種団体を含めまして四十五団体に声をかけたようでございます。何分にも御希望による御参集というふうな形だったものですから少なかったかと思います。このことと自治会の補助金の配分の不公平さとの問題の間にはいささかも関係ないと、そのように私は考えております。

○議長（秦　正一君）　四点目、企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　選挙のまとめのことで御説明申し上げます。これはいままではタイプ印刷でごく簡単な報告を選挙管理委員会がしておりました。ここに掲げましたのは、選挙管理委員会の考えはいままでと違いまして、相当詳細な報告を参議院議員、市長、市議会議員、この三つの選挙について選挙結果をまとめたいと、こういう考えでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　最初に市長が答えた点だけ確認したいと思います。それでは裏を返せば各自治会に今度のこの三百六十万の補助金がいったときに、別にこれにつく人に対する報告云々というようなことは、何に使ったというようなことは、収支決算の中では報告されるけれども、いわゆるこういうことの催しにこうします、というような報告はされなくてもいいのか。むしろ市の方からごみの減量だとか、今後のいろんな地震対策等で自治会等の協力を仰ぐので、早く言えば使い方に対してはある程度その単位自治会なり地区に任せるという、こういうことに理解してよろしいですか。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これから説明をしていこうと思っておりますけれども、こういうことが行政のお相手

という立場でお願いしたいので、その目的のために取り組みをお願いをいたしますと、このように進めようと思っております。特定はしないと。その金の使い方が仮にスポーツレクリェーションに使われたということがありましても、これはごみ減量の仕事の中で資金が生まれたということにつながっていくならば、それなりの趣旨があろうかと思っておりますし、そういう理解で、特にまた地震対策等につきましても地域、地域で取り組みをしていただくと、これについての指導助言等は行政の側からも推し進めていくと、こういう協力関係にお使い願いたい、こういう御指導は申し上げるつもりでおります。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私は確認になるかどうかしりませんけれども、二十ページの不動産売り払い収入のところでちょっと先ほど財政部長のお話では、豊田と百草という形で二件の売り払いの市の方の収入だという御説明がありましたんですけれども、それについての基準単価の出し方、どのようなことによって基準単価を出されているかということと、大蔵省の払い下げ用地は別ですけれども、大蔵省で払い下げる部分もあると思いますので、その単価その他もちょっと違っているというか、市で払い下げるべく土地と単価が離れている点もあるし、それは所によっては違うと思うんですけれど。それと平米単価はどのくらいでなされたか、その点をできましたらお願いしたいと思います。

それに五十四ページの屎尿処理費、その問題でこの議案とはちょっと関係いたしませんが、私も一般質問やいろいろ聞いておりまして、ここで市もせんだっても臨時議会で処理場の乾燥燃焼式というんですか、そういうような形で処理の問題についてりっぱな機械を導入されるということの中で、私も気をつけておったんですけれど、市長はかねがねやはり処理の問題についての指導助言等は行政の側からも推し進めていくと、こういう協力関係にお使い願いたい、こういう御指導は申し上げるつもりでおります。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私は確認になるかどうかしりませんけれども、二十ページの不動産売り払い収入のところでちょっと先ほど財政部長のお話では、豊田と百草という形で二件の売り払いの市の方の収入だという御説明がありましたんですけれども、それについての基準単価の出し方、どのようなことによって基準単価を出されているかということと、大蔵省の払い下げ用地は別ですけれども、大蔵省で払い下げる部分もあると思いますので、その単価その他もちょっと違っているというか、市で払い下げるべく土地と単価が離れている点もあるし、それは所によっては違うと思うんですけれど。それと平米単価はどのくらいでなされたか、その点をできましたらお願いしたいと思います。

それに五十四ページの屎尿処理費、その問題でこの議案とはちょっと関係いたしませんが、私も一般質問やいろいろ聞いておりまして、ここで市もせんだっても臨時議会で処理場の乾燥燃焼式というんですか、そういうような形で処理の問題についてりっぱな機械を導入されるということの中で、私も気をつけておったんですけれど、市長はかねがねやはり処理の問題についての指導助言等は行政の側からも推し進めていくと、こういう協力関係にお使い願いたい、こういう御指導は申し上げるつもりでおります。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私は確認になるかどうかしりませんけれども、二十ページの不動産売り払い収入のところでちょっと先ほど財政部長のお話では、豊田と百草という形で二件の売り払いの市の方の収入だという御説明がありましたんですけれども、それについての基準単価の出し方、どのようなことによって基準単価を出されているかということと、大蔵省の払い下げ用地は別ですけれども、大蔵省で払い下げる部分もあると思いますので、その単価その他もちょっと違っているというか、市で払い下げるべく土地と単価が離れている点もあるし、それは所によっては違うと思うんですけれど。それと平米単価はどのくらいでなされたか、その点をできましたらお願いしたいと思います。

ということを確認をいたしたいと思います。

以上三点です。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　第一点につきまして御答弁申し上げます。この豊田と百草の市有地の売り払いでございますが、市有地の売り払いにつきましては、すべて庁内に組織されております財産価格審査会において決めております。大体、価格の決め方でございますが、公示価格それから取引事例、それらを基準にしまして決めております。豊田の方が平米単価八万三千八百四十円でございます。それから百草の方が四万二千三百五十円でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　二点目の肥料として使えるかという御質問にお答えいたします。第一段階から出てきますいわゆる乾燥汚泥につきましては、肥料として使える予定でございます。この材料につきましては東京都の飼肥料研究所にすでにサンプルを提出しまして、肥料として使える旨の検査結果を得ております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　三点目、都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えします。これにつきましては浅川南第二排水区管渠設置と、こういうことでこの樋門これを平山橋の下流のところに設置する、こういうことで当初は建設省に委託をして実施をしてもらう、こういうことであったわけでございますが、金額的にも低い、こういうこと、やはり高幅の樋管をつくりましたときにも建設省の方でやりましたのが、非常に請負業者がＰＲその他非常に地元の方と連絡が悪かったと、こういうようなこともありましたので、前々からお願いしておったわけでございます。それで今回は一応これについてはよろしいだろう、こういうようなことの内諾を得ましたので、組みかえて市が直接樋管をつくる、こういうことで、そのほか二・二・六関係のいろいろな排水の改修とか、そういうものについてはいままでどおりでございます。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　後の二点については大体わかりましたけれども、一点の払い下げの件でございますけれども、いま財政部長のお話ではいろいろ審査会によってそういうような各周辺の公示価格なり、何ていうか周辺の一般価格か、そういうものを加味したものでもって行っているということで

ございますが、算定基準はよくわかったんですけれども、私はせんだっても区画整理の保留地の払い下げの件でいろいろ皆さんも心配されるというか、そういう形の面もございますので、このようなことについても、いただく方は安いにはこしたことはないと思うんですけれども、やはり市が払い下げるということについては、算定基準は当然市が決めてもいいということのようでございますので、それにうわさに聞けば大体時価価格の七〇%ぐらいだというようなことも大蔵省などでは言っておるようにも聞き及んでおりますので、そういうことから言っても一応払い下げ用地ということでございますので、いろいろ三角地とかいろいろ使用できないところもあるし、そういうところも多いのでございますけれど、その点については今後ともにやはり再考していただくことが一番いいんじゃないか、ということでよろしくお願いしたいと思います。以上終わります。

○議長（秦　正一君）　次に大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　三十四ページの賃金の自転車置き場整備指導員の問題ですが、これは八名とかいるというようなことをこの前御報告がございましたんですが、これの出勤体制とかあれは、どこでどう取り扱っているか。私たちも具体的にその場に毎日いるわけでないからわからないけれども、午前中やって夕方は全然やっておらない、というような関係で、少なくなったときに非常に乱雑になっているような関係があるので、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

次に四十八ページ、この賃金の項で学童クラブの関係で三百九十六万円、これが盛られておりますけれども、これらはいろいろといま厚生委員会等にも市側と十分審議を加えられておりますけれども、具体的にまだ方針が出ておらないようなんですけれども、この臨時職員関係の分についてはどのように使われるのか。もちろん職員に与える給料ですが、どういうふうにするんですか、これを教えていただきたい。

それから先ほど大柄議員が質問しました五十四ページのダストボックスは百個ほど古くなったので、これを買いかえるんだということでございますが、これからミニ開発等がされます。ミニ開発がされた地域についてのあれは八軒に一つというような関係だかで前には置いたと思うんですが、ミニ開発の地域にはダストボックス、グリーンボックス、あるいは黄色のボックスが備えつけられるようですけれども、これらはもちろん寄付金で賄ってもらうんだろうけれども、こういう関係の届けはどういうふうに取り扱っているのか教えていただきたいと思います。三点。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問に対して答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第一点目の御質問にお答え申し上げます。自転車置き場の指導員の出勤体制でございますけれども、現在人員は九人でございます。午前八時から正午までお願いをしてございます。それでこの体制というか、この作業員の方には毎日作業日誌をつけていただいて、これを市の方に提出していただく、こういうことで一つの状況をつかんでいる、というのが実態でございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　二点目についてお答え申し上げたいと思います。四十八ページの学童クラブの臨時職員の賃金の三百九十六万、これにつきましては四人の職員の賃金でございます。この四人といいますのは普通学童クラブは四十名をもって一つの学童クラブにしておるわけでございますけれども、地域によっては五十名をオーバーするところもあるわけでございます。その学童クラブは七生台、それから百草台、日野児童館、高幡台、この四つは五十名をオーバーしているわけです。そういうことで二人の常勤の職員のほかにオーバーしておりますので一名増員しておるわけでございます。その増員しました四人分でございます。それの賃金ということでございます。それで普通の学童クラブの指導員と同じ待遇でございます。それから下にございますのは同じ臨時職員の俗に言うボーナス分ということで、割り増し賃金でございます。それが四十六万、こういうことでございます。それで勤務の体制は十二時から五時までという半日の勤務体制でございますので、それに応じた長期臨時の職員体制をとっておるんだ、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　三点目のミニ開発とダストボックスの関係についてお答えいたします。せんだっても御承知のとおり、住み良い日野市をつくるための新しい開発要綱ということで、開発要綱がかわろうとしておるわけです。いままではその開発の申告が出た時点でダストボックスを置く場所や何かを、清掃課の方の合議が回ってきた段階で指定したりなんかすると、そういう事務的な手続の中でダストボックスの設置やなんかを決めていたわけですけれども、当然開発要綱がかかわる点がございますので、それに合わせてあるいは考え直さなければならない点も出てくると思います。それともう一つは、ただいましきりにごみ減量問題でいろいろこないだから御検討いただいておりますような関係で、ごみの集め方についての将来方針というものもいま模索中でございます。それに合わせて今後とも少々の変更があるかと思います。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　二点についてわかりましたが、自転車の用務員ですが、午前中だけだということだけれども、これを午前と午後でかえてやっていただけないものかど

うか、午後の方が非常に乱雑になる気配が、きょうは午前やったら次の日は午後実施するというようなことで、そういう方向で交代制で整理をしてもらうことによってだんだん違うんじゃないかと思うんですが、その点もう一回お答え願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　検討させていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　次に杉山寅三郎君の質問を許します。

○二十六番（杉山寅三郎君）　最後になりましたので余りございませんけれども、二、三お伺いさせていただきます。

まず四十四ページの十九の負担金、補助及び交付金の中で心身障害者共同作業所補助金、これはさっき企画財政部長さんの説明、私ちょっと聞き違ったかどうかわかりませんけれども、都の補助金がなくなったのでその数字の穴埋めをしたんだと、こういうふうに、違うんでございますか。違うんならば後で結構です。

それから五十二ページのこれも負担金、補助及び交付金の十九番ですが、資源ごみ回収事業開始支度金補助、これはどういう組織というか、制度というか、ひとつ説明をいただきたいと

思います。

それから七十六ページのこれまた負担金、補助金でございますけれども、遠距離児童通学費補助三十万六千円ですが、これは一小の通学児童に対する四月、五月、六月分の通学費の補助というような説明を聞いておりますけれども、三カ月間で三十万六千円かかったのかどうか、その内容をひとつ御説明をしていただきたい。

それから七十ページの工事請負費、いわゆる川原付団地に市営住宅を建設するということでございますので、この件につきましてはおそらく前議会、一昨年だったと思いますけれども、やはり市営住宅の建設の予算を計上され、そのときにいろいろな話し合いの中で居住者との話し合いがまだついていない、というような理由で市長の方でも理解されて、予算を引っ込めたと思いますけれども、今度はここに予算が計上されておりますけれども、居住者との話し合いがどう解決され、どういうふうになっておるのか、この辺をひとつ御説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君の質問に対しての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　第一点の御説明を申し上げます。これは私の説明がまずかったかと思います。都は補助金をなくしたんではなくて、逆に百五万ふやしたわけでございます。それで都と同額の百五万市が上乗せして、両方で二百十万円としてここで計上させていただきます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　五十二ページの資源ごみ回収事業開始支度金補助という御質問でございます。これは市内の団体、自治会とか限定せずに、スポーツ団体であろうと、子供会であろうとかまわないわけですが、いわゆる再資源として利用できる品物をですね、空きびん、かん、そういうものになるかと思います。それを回収してそれを廃品回収業者に売ろうという事業ですね。そういう事業によって団体の運営費の一助にでもしようかと、そういうようなお考えでお始めになる団体があれば、それに対して一団体につき一万円程度の支度金を補助金として出したい、というアイデアでございます。これは当然予算委員会の中で御審議をいただき、また要綱についてもまたごみ特別委員会の方に一応提案して御報告する計画にはなっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　三点目、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。小学生一人三カ月定期で、それが一人分が三千五百九十円でございます。この八十五人でございます。さっき企画財政部長が申されたように、これは通学路を六月で整備しましたので、七月からは打ち切りまして、今後はこういう補助金は出さないということになりました。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　四点目、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　現在話し中でございますけれども、今回建設予定地内に四軒ございますけれども、二軒の方は六月議会でお願いいたしました補正予算の中の修繕費、これも四軒分完成しております。四軒のうち二軒の方は今月一ぱいにそこに移られる、ということでございます。他の二軒につきましてもおおむね近いうちに了解が得られるのではないか、このように考えて現在も話を進めている段階でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　それではいま総務部長お答えの分だけで再質問したいと思います。その他のことにつきましては了解しましたし、また委員会でもおやりになることでしょうから、いま四軒あったとか、二軒といてあと二軒だと、これもおおむねそのうちどくだろうということで作業を進めるだろう、という見通しでいまやっているわけですけれども、もし仮に、仮説で恐縮でございますけれども、どうしてもどかないといった場合にはどんなことをされるわけですか。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　私どもあくまで話し合い

で進めたい、という基本的に考えているわけですから、そういうことはおそらくないというふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　そうだろうけれども、しかしどかないかもしれないし、どくかもしれない、その辺はわからないけれども、ただ心配して居住者と市側で余り強行な手段ということがないように私も望んでいるわけですけれども、できるだけ誠心誠意お互いの了解の上で円満解決の方向をぜひお図りいただきたいと思います。これらについても委員会でまたおやりになるでしょうから、またこの辺で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　次に黒川重憲君の質問を許します。

○一番（黒川重憲君）　私の質問はいまの杉山議員の質問と同じ質問なんですが、住民との話し合いのことは納得いたしました。

先日このような話を聞いたわけですが、この川原付の市営住宅に住んでいらっしゃる方が車を買ったそうです。その車庫証明を市の管財に取りにきたら、おまえのところは反対しているから車庫証明をやれない。もし賛成するならば車庫証明をやろう。こういうことを言ったそうでありますが、この事実があるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　その事実関係につきましては私承知しておりませんので、後ほど調べましてお答えを申し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　それでは後ほど必ず教えていただきたいと思います。先般も私、いままで何回かこの議会で質問したことが、後で報告します、と言われて一回も報告されたことがないので、ひとつ必ず報告していただきたいことを重ねてお願い申しまして質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　次に谷長一君の質問を許します。

○十番（谷　長一君）　この通学補助打ち切りに伴い、いまだに道路等が未整備のところがあるんですけれども、それは今後どのような対応策をお考えになっているのか、それが第一点です。

その次はこの市営住宅建設に伴いまして立ち退き者等に補償金、補償、それからその補てん、賠償金等の内容を明示した文書通達や何かが交渉の過程においてなされているのかどうか、ということが市営に対しての第一点です。

それから藤本課長が交渉の間において五年間は家賃を無料にする、これはいま修理をしたところですね。そうしたりまた協力者に対しては十九万円以上出してもよい、五十万円ぐらいは、といろいろなことを言っているそうです。それが第二点です。

それから新しい市営住宅入居に際しては、五年間市が補助をして、六年目から一般の入居者どおりにするんだと、そういう点を当局ではこれを要綱等に基づいてやっていられるのかどうか。そうしたりまた条例等との関係はどうあるのか、そこいらが確認なされて、このようなことが折衝の過程において行われているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（秦　正一君）　一点目、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　通学路につきましてはさっき申しましたように、大部分整備されて、部分的には一〇〇％完全とは言えませんけれども、その辺はがまんして通っていただくということに、大体父兄の方とも話はついておりますし、そういう面の御協力をいただくと、それと同時に不完全なところについてはできるだけ早く、それよりよいものにするということで関係方面とも話を進めております。以上です。（「議長関連」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　何の関連ですか。文教委員会の中で聞けませんか。（「あえてここでお聞きしたいわけなんです。皆さんが知らないものですから」と呼ぶ者あり）いま答弁の途中なんです。（「それじゃあ後で結構です」と呼ぶ者あり）

次、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　一点目の御質問でございますけれども、過去文書でということでございますけれども、文書ではお答えしたことは私の記憶ではないようでございます。ほとんど口頭でもってやっております。

それからこの中で家賃を無料にする。それから金額十九万、五十万、こういうことにつきましては、金額の点につきましては私もいま承知しておりませんので、委員会の中でこの点についてはお答え申し上げたいと思います。

五年間補助するということにつきましては、現在の要綱の中にあるわけでございます。これにつきましては、減額するということで、一年目から五年目、五年目におきましては二〇％、これは順次減額する額が下がっていくわけでございますけれども、そういった現在の要綱を適用しているということでございます。

以上です。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　五年間家賃を無料にするということは、どうですか。この点について。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この点につきましても委員会の中でひとつお答えします。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　それからあと一つ、十九万または五十万ということを言っておられるようですけれども、補償

費ですね。そうしますと、当初の予算だと補償費が一軒協力費として十万円、その他の補償とか補てん賠償金等で、基本的にはやはり一世帯当たり一軒十万円、それから、そのほかとして四万円ということになっているんですけれども、そういう点について課長はそういうのを存知して交渉しているのか、それとも私的に私案、私案と称して交渉しているのか、そこいらはどういうふうになってるのか。（「すでに決着済み」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この市営住宅の立ち退きといいますか、これについては大変困難な状況でございます。そういう中で、現在、こういった協力費関係については、要綱――市営住宅取扱要綱で定めておりますので、そういう中で――ですから先ほどちょっと申し上げましたが、金額がそのように申し上げた、ということは私承知しておりません。ただ、要綱でございますので、市長の権限の中で、そういう話し合いの中から、あるいは改正しなければならない、というふうなことが、あるいはあるかもしれませんので、そういう点で課長段階で申し上げた、というふうに私は理解しております。

○議長（秦　正一君）　谷長一君

○十番（谷　長一君）　ただいま要綱であるので、市長権限ということを申されましたけれども、市長さんは、この藤本課長に対して、そのような権限の委任ということをなされているんですか、どうですか、その点お伺いします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　話し合いの内容ですから権限を委譲する部分もありましょうし、それから委譲してはならないまた一線もあろうと思っております。そして、ともかく市営住宅の建て直しということが、なぜ理解しにくいのか、あるいはかなり客観的に言えば無理な、説得力不十分とは言いながら、かなり難問も出るわけですから、それをごきげんを取りつつ御了解をしてもらう、という非常に大切な行政上の任務があると思っております。ですから少々の無理は、多少は承知しなきゃならんこともあろうと思っておりますし、その上でなおひとつ議会の皆さんにもよく判断をしていただきまして、許すべき線、それから許すべからざる線というものは、はっきりさせておきたい、とこのように思っております。もうあと一息、というところになっておりますから、話は十分つくであろう、また、つくのがあたりまえだ、とこのように思っております。

○議長（秦　正一君）　谷長一君

○十番（谷　長一君）　この、いわゆるどうしてこういうことを申すかといいますと、交渉の過程において、非常に不穏当な言葉が使われておるのであります。それでどうしてかと申しますと、文書等の通達等がなされていないので、その内容

が住んでいらっしゃる方にはわからなんです。それですから今後交渉をする場合は、やはり内容等は文書で通達をしていただきたい、こう思うわけです。どうしてかと申しますと、課長が私案、私案と称して、私案ばかりを出して、それで前には、いわゆる永住を許すということまで言っていたわけです。それが永住とは何ぞや、ということになると、今度は言葉を濁しちゃうわけなんです。それで永住に対して、年限をどう考えていらっしゃるんですか、ということになると、いま申しましたように、言葉を濁す。それですから、一体何を言ってるんだか、住んでいらっしゃる方にはわからないんです。それですから、今後交渉に際しては、ひとつ文書で、いわゆるその補償、補てん、それから賠償金等に対しては、明確にして明示して、通達をしてもらった方がいいと思います。これはひとつお願いですけれども・・・。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市営住宅には使用条例があります。それから移転等に伴いまして、移転費用あるいは住み替え、あるいは仮住まい、いろいろな対応があります。それから先ほど言いました使用料を減額するということも、これも一つの優遇措置であります。われわれは、情理を尽くし、根拠にのっとってお話をしておるわけでありまして、それ以外の、つまり表向きには、もうすでに立ち退きをお願いしておるような人もあるわけでありまして、これは明らかに条例が無視されておる、という根拠があるわけです。そういうまた通告もしております。しかし、それでもなるべく無理をしないように、ということでお話をしいしい進めております。別段これは契約行為ではありませんから、最終の了解事項につきましては、双方の了解を明らかにしておくために、覚え書きぐらいはつくってもいいと思っております。しかし契約じゃありませんから、何か絶えず文書でやりとりしながらということは必要ないと思っております。これは条例なり法なりに従っていただくことが、これは行政の立場として当然求める、そういう根拠であります。その上のいろいろな少々無理と言われることをお話の相手にしてるという努力なんですから、そのあたりをよく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（秦　正一君）　次に関連ということでなく、改めて黒川重憲君の質問を許します。

○一番（黒川重憲君）　非常に議長に感謝をいたしております。いま谷議員の質問の答弁で、教育長は大部分は終わってるけれども、若干残っておるんだ、こういう答弁をしておりますが、あの文教委員会で請願の審査の過程で、いわゆる全部危険個所は修理し終わったんだ、だから、とこういう答弁を私はされたように記憶しております。だから私どももあの請願を不採択にしたわけでございますので、

その辺をいま一度はっきりと答弁していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私の申しましたのは、たとえばあそこは現在のところ農道であるわけです。そこのところを市の所有地ではあるけれども、農道なんです。舗装が十分されてないわけです。それで、そこについては、しかし、どうしても表道を通らないためには、そこをどうしても通らなきゃならん、そういうことで、それに対して砂利ですね、それから草刈り、そういうようなものを十分やってもらったわけです。その程度を考えましても、ほかの舗装地域やなにかに比べると不完全だ、そういうことは認めざるを得ません。そういうようなことについては、今後十分もっといい通学路にやっていきたい、こういう趣旨でいま私お答えしたわけでございまして、その点ひとつ御了解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　ただこの審議過程を、何も知らない人にとっては、そういう大部分あるけれどもという、まだ若干残ってるんだということになりますと、一体審議の過程で、いや、全部終わったんだ、だからきちんと生徒が通れるんだ、とこういう答弁をしているわけですから、やはり奇異に感ずるわけですね。ですからその辺をはっきりとさせていただきたい、私はこういうつもりで質問をしたわけです。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたしますが、いま黒川議員がおっしゃったとおり、通れないのかと言えば、これは完全に通れますから、その辺はひとつ御了解いただきたい、こう思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第八八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは議案第八八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ二百九十三万五千円を追加し、歳入歳出総額を十七億七千二百八万六千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、市民部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは、国民健康保険特別会計補正予算の内容について御説明を申し上げます。

追加補正の総額は、ただいま提案理由でありましたとおり、二百九十三万五千円でございます。歳入でございますけれども、歳入は前年度の繰越金でございます。前年度国保会計の歳入の総額が十三億三千七十万六千四百三十四円、歳出が十三億二千六百七十七万一千三百二十二円ということで、三百九十三万五千百十二円の繰り越しがあったわけでございます。したがいまして、当初の額と合わせまして、その差をここで補正をいたしたわけでございます。

それから歳出でございますが、徴税費は臨時職員の雇い上げでございます。

それから次の六ページの諸支出金でございますが、療養給付費の補助金の返還でございますが、五十二年度におきます事業の療養費が、当初より多少少なくなっておりますので、その差額を返還をいたすものでございます。額では七万円でございます。その他は予備費でございます。それで収支、歳入歳出同額にいたしたわけでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九〇号、昭和五十三年度

日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九一号昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案八九号は、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ二千三百四十七万一千円を追加し、歳入歳出総額を八億九千四百九十八万九千円とするものであります。なお、債務の負担行為の補正額は、二・二・四号線立体交差事業の四億三千万円であります。

議案第九〇号は、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ四百三万三千円を追加し、歳入歳出総額を一億一千八百四十五万八千円とするものであります。

議案第九一号は、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、収益的収入及び支出額をそれぞれ一万三千円追加し、収益的収入及び支出の総額を一千七百九万四千円とするものであります。

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは詳細御説明を申し上げます。

補正予算の説明書第二号でございます。二ページ、三ページ、歳入でございますが、この補正につきましては、繰越金、決算に伴うものでございます。雑入の八十六万につきましては、保留地の入札に当たりまして、二名の辞退者が出ましたために、その入札保証金を計上したわけでございます。

それから四ページ、五ページでございますが、予備費、こういうことで合計の二千三百四十七万一千円につきまして、予備費に計上した、こういうことでございます。

なお、議案書の方の第二表の債務負担行為補正でございますが、これにつきましては、二・二・四号線が中央線の下で立体交差で抜けるわけでございます。その工事が五十三年から五十五年度とこういうことで四億三千万、こういう限度額にしていただくわけでございます。これにつきましては、工期が二十二カ月かかる、というふうなことの中で、どうしても五十四年度の神明上の区画整理事業の現在の最終年度にはできない、こういうようなことで、一年延長とこういうことになるわけでございます。これらにつきましては、したがって、新都市建設公社との委託契約の変更、とこういうようなことになるわけでございますが、それらにつきましては、いずれ議案として上程をいたしまして御説明をしたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから次の下水道事業特別会計補正予算でございますが、この予算説明書第二号でございます。この中で二ページ、三ページにつきましては、歳入として一般会計の繰入金とそれから繰越金、決算に伴う前年度の繰り越し、これを計上したわけでございます。

四ページ、五ページにつきましては支出でございますが、需用費としまして修繕料を計上したわけでございます。そこに説明がありますように汚泥のポンプ、滅菌機の修理、ろ液ポンプこういうことで大分老朽化してきまして修繕料がかさんできておると、こういうような現況でございます。なお、その次の水道補償につきましては、排水管を、下水の管を布設するというふうなことになったわけでございますが、これは六小の西側の方でございますが、そのときに水道管がそこに埋設されておる、というふうなことでこれを移設しないと工事ができないと、こういうことで水道部にお金を払いまして、向こうで実施をしてもらうと、こういうことで計上したわけでございます。

以上です。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　日野市農業共済事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案書の方をごらんになっていただきたいと思います。収入これは都補助の決定に伴う一万一千円都の補助、それから二千円連合会の補助、トータルで一万三千円の補助でございます。これは農機具の購入に充てる補助金でございますが、業務勘定に一万三千円を収入の方で補正し、同様支出の方で一万三千円を支出すると、こういう形のものでございます。合計額につきましては提案理由の中で説明した額でございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　議案第八九号について予算のことに直接関係ないんでまことに恐縮でございますけれども、一つだけ要望しておきたいと思います。と申しますのは、私どもと言うとまことに失礼ですけれども、新人議員で国、都、市の計画道路、一・三・一、一・三・二あるいは都の二・二・十、二・二・六、二・二・四、まだそのほか数々ありますけれども、それが一体どのようなところから出発してどの道路に結び着くかということが大変複雑でよく理解できない。そこでひ

とつ市にその明細な地図があるやに聞いております。ぜひそういうものを全議員あるいは要望する新入議員だけにでもお配りいただきたいと思うんですが、議長によろしく御要望しておきます。それで結構です。

○議長（秦　正一君）　ただいまの要望いかがですか。取り入れてくれますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　承知いたしました。

○議長（秦　正一君）　じゃ、そのようにいたさせます。ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九一号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第九二号、日野緑地予定用地の売買契約の締結の件を議題といたします。

本件については、九月十一日、理事者から撤回いたしたい旨の申し出がありましたので、理事者から撤回の理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　自席で撤回をいたします理由をお話しさせていただきます。神明上区画整理事業地区内に日野緑地予定用地の確保をするため、土地の売買契約を締結する必要があるというふうに誤まって判断をいたしておりましたが、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条の要件を備えていないということが明確になりましたので、撤回をいたすものであります。よろしく御迷惑かけましたことをおわびして御了解をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第九二号、日野緑地予定用地売買契約の締結についての撤回の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九二号、日野緑地予定用地売買契約の締結についての撤回の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第九三号、市道路線の一部廃止、議案第九四号、市道路線の廃止、議案第九五号、市道路線の認定の件を一括議

題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは提案理由の説明を申し上げます。

議案第九三号は、百草境線、寺ノ下六号線の市道の一部を廃止するため、道路法第十条第一項の規定により提案するものであります。

次に議案第九四号は、境内線外四路線の市道を廃止するため、道路法第十条第一項の規定により提案するものであります。

議案第九五号は、道路法第八条の規定に基づき日野六十二号線外十二路線を市道として認定するものであります。

それぞれの議案につきまして建設部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。

議案第九三号、市道路線の一部廃止でございます。百草境線、これは仮称第十六小学校内でございます。及び寺ノ下六号線、これは南平小学校の中にございます。これの一部についてはいずれも学校敷地内の道路にあるので廃止したいということでございます。

議案第九四号につきましては、同じく市道路線の廃止でございますが、境内線外一路線及び寺ノ下四号線外二路線は、いずれも仮称第十六小学校及び南平小学校の敷地内道路であるので廃止するものでございます。

議案第九五号につきましては、市道路線の認定でございます。日野六十二号線及び日野六十三号線、ともに一部を除きますが、すでに一般交通の用に供しておりますので認定いたしたい。高幡台一号線外十路線は日本住宅公団高幡台団地、百草台団地内の外周道路であり、すでに一般交通の用に供しているので認定いたしたいと思います。なお日本住宅公団から道路移管については、近日中に完了する予定であります。なおこの日野六十二号線でございますが、本道路は土地開発公社用地に接続する道路で、当時、当該地の処分を可能にするため公社用地の元所有者、道路敷の所有者及び道路に隣接する土地所有者により道路を築造した後に、市に対し道路敷として寄付されたものでございます。またその後、仮称第十七小学校用地の買収に伴い、当該土地開発公社用地を代替地として譲渡しているところでございます。次に日野第六十三号線の市営住宅進入路及び外周道路でございますが、これにつきましては、昭和三十一年、川原付

市営住宅の建設に当たり、当該地には隣接する公道がなく、このため現在の浅川抵当敷を道路認定する条件により敷地内道路の位置指定をとり、建設をいたしました。しかし抵当道路には現在においても認定手続がとられておらず、またその後、建設省所管の一級河川の指定を受けるための認定道路にすることが不可能となっております。今回、第一期工事の市営住宅の建設に当たっては、建設に必要な部分の認定では敷地内位置指定道路が公道に接しなくなるための建築の確認が困難でありますので、このため全体計画の中で全路線の認定をお願いいたすものでございます。なお、認定路線上にはいまだ家屋がございますが、これらを解決した後に区域の決定、供用の開始の手続をとっていくことになりますので、御了承のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　九四号に関連いたしましてちょっとお聞きしたいんですけれども、赤線はこれで問題ないと思うんですけれども、ただ、たまたま敷地内に公共水路があるわけですけれども、こういう点についてのどういう市として処置をとられているのか、その点について関連して参考までにお聞きいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

公用地の中の水路及び赤道等の処分につきましては、道路の廃止認定と同様、水路についても国から払い下げを受けるよう準備を進めてやります。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九三号、市道路線の一部廃止、議案第九四号、市道路線の廃止、議案第九五号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより報告第四号、日野市新井八六一番地先路上の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第四号、本件は日野市新井八六一番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十一条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。なお詳細につきましては総務部長に説明いたさせますので、御承認のほどをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいまの提案理由、御説明申し上げましたけれども、この内容を申し上げますと、五十三年六月一日午前十一時三十分ごろ、市内新井八六一番地都営新井団地内道路上において、清掃課職員小山純一の運転する庁用車両と左側商店街より飛び出してきた村山将志さん、三歳とが接触いたしまして、将志さんが負傷したものでございます。この事故は市職員の庁用車運転による公務中の事故でありますので、自動車損害賠償法により市が損害賠償責任を負うことになります。よって市は相手方と示談いたしまして、交渉の結果、相手側に対し三万一千二百円を五十三年八月二十三日支払って和解が成立いたしましたので、ここに報告いたすものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第四号、日野市新井八六一番地先路上の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第五号、昭和五十二年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第五号、本件は地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、昭和五十二年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。なお詳細につきましては、企画財政部長に説明をいたさせますので、御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。

○企画財政部長（前川恒雄君）　御説明申し上げます。

決算報告書収入の部でございますが、ここに挙げておりますように当初予算額六十八億三千四十七万九千円でございますが、決算額としまして四十三億三千三百五十五万三千四百六十一円となっております。支出につきましても次のページに掲げておりますような内容で、同額の支出でございます。

この決算書に基づきまして調整しました損益計算書が次のページに掲げてあるとおりでございます。最終の当年度純利益がここに掲げておりますように、五千五百五十二万四千四百二十五円となっております。

さらに次のページを見ていただきますと、貸借対照表でございます。これはいわゆるバランスシート。資産の部、負債の部ということで掲げてございます。内容はここに掲げておるとお

りでございまして、資産の合計が四十七億二千九百八十五万八千五百七十二円、負債の部も同様でございます。

次に剰余金の計算書を掲げてございます。これもごらんになっていただければわかりますとおりでございまして、昨年度の剰余金から今年度の剰余金を計算した結果が、当年度末の処分利益剰余金という形で最後に出てまいっております。

それから財産目録でございます。ここに掲げておりますような基本財産、備品、土地を所有しております。この土地の明細書が次のページに掲げておりますような内容でございます。現在このような土地を所有しているわけでございます。

それから次に掲げましたのが借入金の明細書でございます。これもそれぞれ借り入れの年月日、額、利率等をここに掲げてありますとおりでございます。それから事業報告書でございますが、これは総括といたしましてここに掲げておりますように、土地の取得につきましては極力手控えましたが、反面適正な売り払い等に意を注いでまいった、ということでございます。

次に理事会の開催状況、役員の名簿、異動等でございます。

それから次のページでございます。土地開発公社取得用地の一覧でございます。これは五十二年度の取得でございます。

次のページが譲渡用地の一覧。それから売掛金の明細書でございます。

それから最後に監事の監査報告を添付してございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第五号、昭和五十二年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

お諮りいたします。この際請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－三五号、一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願、請願第五三－三六号、三沢九一二－五、九、一〇、一一の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情、請願第五三－三七号、排水対策に関する請願、請願第五三－三八号、日野市内に大型店等進出阻止に関する請願、請願第五三－三九号、集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進についての陳情、請願第五三－四一号、保留地確保依頼の件に関する請願、請願第五三－四二号、宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願、請願第五三－四三号、道路拡幅と舗装について

の請願、請願第五三－四四号、流域下水道建設反対に関する陳情、請願第五三－四九号、公道並みの私道舗装に関する請願、請願第五三－五二号、公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願、請願第五三－五三号、日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願、請願第五三－五四号、下水路整備改善に関する請願の件は都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－四〇号、地区センター増築を願う陳情の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－四五号、市立日野第四小学校校舎増築に関する請願、請願第五三－四六号、四小通学路整備に関する請願、請願第五三－五〇号、市立幼稚園二年保育等実施に関する請願の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－四七号、市営バス運行路線新設の件に関する請願、請願第五三－四八号、市内循環バス運行路線新設の件に関する請願、請願第五三－五一号、旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情、請願第五三－五五号、不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

日程第五三、農林省跡地利用対策特別委員会名称変更の件を議題といたします。

本件につきましては昭和五十三年七月五日農林省設置法の改正により、組織がえが行われ、農林省より農林水産省と名称が

変更されたため、本委員会も農林水産省跡地利用対策特別委員会と名称を変更いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって農林省跡地利用対策特別委員会は農林水産省跡地利用対策特別委員会と名称を変更いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時十一分散会

十月二日　　月曜日

（第八日）

昭和五十三年
第三回定例会

日野市議会会議録

第三十四号

十月二日　月曜日　（第八日）

出席議員（二十九名）

一番　黒川重憲君
二番　市川芳太郎君
三番　秦正一君
四番　飯山茂君
五番　川嶋博君
六番　中山基昭君
七番　大柄保君
八番　田中鯛一君
九番　藤林理一郎君
十番　谷長一君
十一番　名古屋史郎君
十二番　本間久君
十三番　鈴木美奈子君
十五番　板垣正男君
十六番　奥住芳雄君

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

十七番　石坂勝雄君
十八番　滝瀬敏朗君
十九番　林重義君
二十番　市川資信君
二十一番　島村孝志君
二十二番　大越久雄君
二十三番　一ノ瀬隆君
二十四番　竹ノ上武俊君
二十五番　米沢照男君
二十六番　杉山寅三郎君
二十七番　高橋通夫君
二十八番　佐々木昭雄君
二十九番　正国務君
三十番　三浦重春君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

昭和五十三年十月二日（月）
午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第八七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第三号）
（厚生委員会）

二　議案第八一号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
（総務、文教、厚生、都市整備産業建設委員会）

建設部長	森久保三次	君	
都市整備部長	成井正夫	君	
福祉部長	赤松行雄	君	
水道部長	中島武男	君	
病院事務長	加藤一男	君	
教育長	倉又秀作	君	
書記	平川雅弘	君	
書記	川上輝子	君	
書記	安原清美	君	
書記	小松恵美子	君	

三　議案第八二号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
四　議案第八三号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
五　議案第八四号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
六　議案第八五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
七　議案第八六号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
八　議案第八八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）
（都市整備産業建設委員会）

九　議案第八九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
一〇　議案第九〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
一一　議案第九一号　昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）
一二　議案第九三号　市道路線の一部廃止について
一三　議案第九四号　市道路線の廃止について
一四　議案第九五号　市道路線の認定について
（特別会計決算特別委員会）

一五　議案第七九号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
一六　議案第八〇号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
（請願審査報告）

一七　請願第五三ー四七号　市営バス運行路線新設の件に関する請願
一八　請願第五三ー四八号　市内循環バス運行路線新設の件に関する請願
一九　請願第五三ー五五号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願
（文教委員会）

二〇　請願第五三ー二六号　日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情

（総　務　委　員　会）

二一　請願第五三―二〇号　市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願

二二　請願第五三―三三号　固定資産税の課税基準増額反対に関する請願

二三　請願第五三―三四号　韓国の自主的平和統一に関する請願

二四　請願第五三―五一号　旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情

（文　教　委　員　会）

二五　請願第五三―　八号　教育費の父母負担軽減要求に関する請願

二六　請願第五三―　九号　日野市に市民会館・郷土館・科学センター・技術センターを早期に建設促進に関する請願

二七　請願第五三―一〇号　程久保小学校通学路整備に関する請願

二八　請願第五三―四五号　市立日野第四小学校校舎増築に関する請願

二九　請願第五三―四六号　四小通学路整備に関する請願

三〇　請願第五三―五〇号　市立幼稚園二年保育等実施に関する請願

（厚　生　委　員　会）

三一　請願第五三―　三号　高層住宅建設反対に関する請願

三二　請願第五三―一五号　滝合学童クラブ定員増に関する請願

三三　請願第五三―一七号　学童クラブ希望者増に関する請願

三四　請願第五三―四〇号　地区センター増築を願う陳情

（都市整備産業建設委員会）

三五　請願第五三―二三号　側溝の泥土除去について陳情

三六　請願第五三―二七号　下水道問題解決に関する請願

三七　請願第五三―三〇号　第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願

三八　請願第五三―三五号　一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願

三九　請願第五三―三六号　三沢九一二一五、九、一〇、一一、の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情

四〇　請願第五三―三七号　排水対策に関する請願

四一　請願第五三―三八号　日野市内に大型店等進出阻止に関する請願

四二　請願第五三―三九号　集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進について陳情

四三　請願第五三―四一号　保留地確保依頼の件に関する請願

四四　請願第五三―四二号　宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願

四五　請願第五三―四三号　道路拡幅と舗装についての請願

四六　請願第五三―四四号　流域下水道建設反対に関する陳情

四七　請願第五三―四九号　公道並みの私道舗装に関する請願

四八　請願第五三―五二号　公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願

四九　請願第五三―五三号　日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願

五〇　請願第五三―五四号　下水路整備改善に関する請願

（取り下げ）

（厚　生　委　員　会）

五一　請願第五三―一三号　子供の公園設置の請願

（継続審査議決）

五二　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

五三　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

五四　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

五五　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請　願　上　程）

五六　請願第五三―五六号　学校区割りに関する請願

五七　請願第五三ー五七号　日野市新町三丁目三一の一土地開発に伴う日野緑地保全に関する請願

（議　案　上　程）

五八　議員提出議案第二四号　市町村国民健康保険事業への都費補助金増額に関する意見書
五九　議員提出議案第二五号　駐留軍従業員の雇用安定に関する決議
六〇　議員提出議案第二六号　国民健康保険財政強化に関する意見書
六一　議員提出議案第二七号　一般消費税の新設に反対する意見書
六二　議員提出議案第二八号　防災対策の強化を要望する意見書
六三　議員提出議案第二九号　国民に円高差益の全額還元を求める意見書
六四　議員提出議案第三〇号　不当な公団住宅の家賃値上げに反対し、公団経営の改善を求めるための意見書
六五　議員提出議案第三一号　有事立法に反対する決議

本日の会議に付した事件
日程第一から第六五まで

午前十時三十四分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十七名であります。

これより議案第八七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　補正予算歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正関係を審査いたしました総務委員会の結論を御報告申し上げたいと思います。

歳入総額で四億七千八十三万四千円でございます。このうちの主なものは普通交付税一億七千二百万円余が増加になったものでございます。人口急増地の需要額の増加等の決定がなされまして追加されたものでございます。土木費負担金関係は二つございますが、これも本会議で提案の際説明があったもので、河川費の負担金は根川改修に伴う費用の二分の一を関係する企業に負担させる、というものであります。道路負担金は開発企業からの負担金でございます。京王線の踏切をつけかえるというものでございまして、三栄観光からの負担金でございます。あと国庫支出金の教育費、これは確定分でございます。土木費の国庫補助金、基準額の二分の一の補助金になっております。基準額が一億三千六百円というふうに算定されております。教育費の国庫補助金も確定分が計上されました。騒音防止対策補助金は新たに学校建設、あるいは防音工事に伴う事務費がそれぞれ計上されているものであります。十四ページの民生費の都の補助金でございますが、心身障害者共同作業所運営費、これは都の補助金が決まったものでありますけれども、これまで日野の共同作業所はDランクにランクされていたというものでありましたけれども、Bランクに格上げされたものによる増額分でございます。AからD四段階にランクわけされておりまして、Aが二十名以上の障害者がいる場合、Bが十五名以上、Cが十名から十五名、Dが六名以上の障害者を擁している作業所、というふうにランクづけされております。日野の場合はBランクになったというものでございます。あとは十九、二十ページの不動産売り払い収入、市有地の廃道敷売り払い収入でございます。これは豊田、それから百草地域の二カ所でございますが、いずれも市が買収した価格に準じてこの廃道敷を売り払うというものでございます。歳入関係は以上でございます。

歳出に移ります。議会費の市議会議員の報酬六百万、六月に報酬が引き上げになりましたが、その差額分の計上でございます。三十一、三十二ページ関係でございますが、一般管理費の

十五、工事請負費六十五万円が計上されております。庁舎の駐車場を新たに設けるというものでございます。これは現在市民会館建設予定地に駐車中になっておりますが、ここを一般市民来客用に利用いたしまして、三菱銀行のわきと処理施設のあるわきのところに、新たに駐車場を設けまして庁舎関係の車を駐車させるというものでございます。それから十九の負担金、補助及び交付金三百六十万円、これも本会議提案の際論議があったものでございます。一世帯百二十円の補助額を八十円プラスいたしまして二百円に増額させる、対象は四万五千世帯ということになっております。利用については弾力的な内容をもっているんだ、という市側の考えでございます。それから三十三、三十四ページ、安全対策費の賃金二百五万二千円計上されております。これは駅前の自転車置き場整理指導員の追加分でございます。九月に高齢者事業団が発足して、高齢者事業団でこうした整理を行っていただくという予定であったそうでありますが、事業団の発足が来年の二月に延びましたので、その間の賃金を補正されたものでございます。三十五、三十六ページの納期前納付報償金、これは都市計画税のアップによるものと、もう一つは昨年との比較でいずれも納入率がアップしている、というところから不足額が生じたために補正を行ったというものでございます。続きまして消防費に入りますが、災害対策費の報償費三十万円、災害見舞金が計上されております。これは水害の被害が多いために、当初予算が不足したというもので補正されたものであります。庁舎の駐車場を新たに設けるというものでございます。これは現在市民会館建設予定地に駐車中になっておりますが、ここを一般市民来客用に利用いたしまして、三菱銀行のわきと処理施設のあるわきのところに、新たに駐車場を設けまして庁舎関係の車を駐車させるというものでございます。それから十九の負担金、補助及び交付金三百六十万円、これも本会議提案の際論議があったものでございます。一世帯百二十円の補助額を八十円プラスいたしまして二百円に増額させる、対象は四万五千世帯ということになっております。利用については弾力的な内容をもっているんだ、という市側の考えでございます。それから三十三、三十四ページ、安全対策費の賃金二百五万二千円計上されております。これは駅前の自転車置き場整理指導員の追加分でございます。九月に高齢者事業団が発足して、高齢者事業団でこうした整理を行っていただくという予定であったそうでありますが、事業団の発足が来年の二月に延びましたので、その間の賃金を補正されたものでございます。三十五、三十六ページの納期前納付報償金、これは都市計画税のアップによるものと、もう一つは昨年との比較でいずれも納入率がアップしている、というところから不足額が生じたために補正を行ったというものでございます。続きまして消防費に入りますが、災害対策費の報償費三十万円、災害見舞金が計上されております。これは水害の被害が多いために、当

○議長（森　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　文教委員会関係の補正第三号のうち、歳出の教育費の点についての審査の内容を御報告申し上げます。今回の補正三号の教育費の補正額は、過日の

議案の上程のときにありましたように、補正額は一億四千九百三十八万二千円であります。特に委員会で重点的な質疑がありました項だけを御報告申し上げたいと思います。

教育費の中の小学校費の点でございます。小学校費の中の学校管理費の補正額六百五十七万三千円、この中の大きなものは二百三十一万円の使用料であります。この使用料は、下水道料金が五小、六小分が料金の改定に伴う大幅な補正でございます。ちなみに当初予算では、五小、六小が一カ月の算定基準が二万五千円掛ける十二カ月分で三十万円を予定したものが、今回のいわゆる料金の改定と申しますのは、いままでの料金というのは、十立方当たり五十五円が一立方増すごとに五円五十銭とこういう加算の方式が、いわゆる十立方までが百四十円、二十立方までが三十円、五十立方までが四十円、百立方までが五十五円、百立方から二百立方までが六十五円、二百立方以上五百立方までが八十円、五百立方から千立方まで九十五円、千立方以上は百十円という大幅な値上げにより、大幅な使用料の補正となったのが現状でございます。何かこれによりますと、五小、六小の補正後の年間の大体の必要額というのは、二百六万七千四百九円になるそうです。五小、六小の分が年間二百六万七千四百九円ということになりそうです。

それから需用費の三十六万四千円の印刷製本費は、副読本の小学校三年生の「私たちの日野」の増刷分、単価が多少上がったということと、増刷するということの補正だそうでございます。

それから十九の負担金、補助及び交付金という十九のこの遠距離児童通学費補助となっておりますが、教育委員会当局から遠離距の字はいわゆる削除してもらいたい、という委員会の説明員の説明がございました。それで特に三十万六千円の補正は、何か児童通学費ということも適当ではないのではないか、これは四月、五月、六月分の第一小学区内の特に高幡橋付近、あのゴルフ場付近の子供たちが、いわゆる四、五、六、この間に通学路の整備ができなかったという点のいわゆる特別の立てかえ払いを、いままで実際に支払うべきものをここで補正をしたということであって、当初予算に遠離距学童通学費の補助金というものは打ち切るという姿勢の中で、今回そういう趣旨のものでなかった、そういう点を特に教育委員会の教育長からもそういう点では委員長の報告の中で、この遠離距という字を削減するとともに、児童通学費補助金としても適当な言葉がないから昨年度に引き継いだような形で、そういう字を用いたんだ、とこういうことでございました。

その次は、十五の工事請負費の中の高幡台小学校の防火戸の改修は、建築基準法が五十一年から改正になって、それに伴う増改築をしているような学校から、そういう建築基準法の改正に伴う防火戸の改修だそうでございます。それから受水槽の二

百六十万は、いままでの受水槽というのは、埋め込んであって、いわゆる中の点検がしにくいというか、見えないというんですか、そういう六面式なものに変える、という改修費の補正だそうでございます。

次の小学校費の中では、特にあとは本会議上で質疑のあった点で、特に委員会として問題になったということはございません。

次に中学校費の中の補正額、学校管理費の補正額四百六万八千円のやはり下水道使用料金の点は、全く五小、六小と同じように二中のいわゆるいままでの使用料の年間の予算の算定が、二中がいわゆる年間二十五万二千円だ、一カ月二万一千円で年間二十五万二千円だというものが、今度の下水道料金の改定に伴う補正額が、百六十二万八千円に改定された、ということでございます。

次に使用料及び賃借料の中のバスの借上料、これは身障児の訪問学級のバスの借上料です。生徒は五人だそうです。先生方が三人、医師が一名、ボランティアが八名、父兄が三名、計二十名分のバスの借上料だそうです。

それから幼稚園費の補正額は百八十万二千円で、特段質疑の点はございません。あるのは第六幼稚園関係の下水道の料金は先ほどと同じように六十万六千円は、料金の改定に伴う第一幼稚園の五十六万円だそうでございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　次に図書館費の八十三万四千円は、高幡図書館の地質の調査でございます。今年地質のボーリングを二カ所やる予算が、八十三万四千円だ、とこういうことだそうでございます。

以上の審査の内容で、総額補正額は一億四千九百三十八万二千円が補正第三号の歳出の教育費でございました。

以上のような審査の経緯の結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　七十四ページの報酬で、これは教育委員会の報酬ですけれども、委員長十五万六千円、委員三十六万とこうなっておりますけれども、特にここで私は委員長の問題ですけれども、毎々議会でも声が出てるわけですけれども、委員長が非常に議会にも出席されない、あるいは委員会にも出席されない、こういう問題について文教委員会として審議をされたり、あるいはその辺の問題を何か取り扱われたようなことがあるのかどうか、ということをまず質問いたします。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　この報酬の補正に伴う件で特に委員長、委員の、たとえば、いわゆる自動的な額が上がったので補正だ、ということで、教育委員長の出席云々ということに対しては、別に質疑なり討議はありませんでした。

まだ文教委員会にはお話はしてないんですが、きょうなり後日なりに文教委員長に対しては、いわゆる教育委員長も、ぜひ文教委員といろんな意味も含めて、そういういま本間議員さんが御質疑の意味も踏まえてだと思うんですが、いわゆる話し合いたいというか、いろんな教育の場を通しての意見交換をしたい、というようなことは、私が申し入れを受けております。それ以外にはございません。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私、いま委員長の報告を聞いておりますと、直接懇会ということよりか、委員長個人に、あるいは特定の人たちと話すというか、協議をしたりなんかしていこう、というそういう姿勢はわかるんですけれども、少なくとも教育委員長というのは、議会でもって承認してるわけですから、少なくともどこの議会を視察してみても、委員長席があるんですね。あるいは委員長が、いわゆる議会というものに対して、重大な関心を持っている、こういうことがあらわれてるんですけれども、法的には教育長が大半責務を行うということで任されている部分が多いと思うんですけれども、少なくとも、今回の議会なんかも議運の中でも話し合われた経過があるんですけれども、たしか正国議員が質問をされる際、教育委員長の出席を求めた。ところが、その日はどうしても出られないので、たまたま後日、たしか二十数日でしたか出席をどっちみちして、皆さん方にもごあいさつをしたいからというような話も伺っておりましたけれども、一向に見えられていない。私も議員もここで二期目になっているわけですけれども、少なくとも、過去四年間、議場でもって顔を見たことないんですね。こういう姿勢では、日野市の教育そのものが果たしてどういうような方向に進んでいくんだろうか、皆さんそれぞれ確かに日ごろ教育委員長に質問されたり、あるいは教育長との会話があったとしても、議会を通じての、特に本会議を通しての教育委員長との触れ合いとか、そういうものが全く見られない。こういう姿勢でもって果たしていいのかどうなのか、ということを文教委員長として、あるいは文教委員会としては、あるいは理事者側としても当然考えていかなければまずいんじゃなかろうか、その辺の積極姿勢があってこそ、われわれがやっぱり教育委員長あるいは教育委員を認めたというようなことになるんじゃなかろうか、と思うんですけれども、そういう点について、委員長からでもいいし、あるいは理事者からでもいいですけれども、その辺きちんとした今後の方向づけを御答弁願いたい、とこのように思うんですけれども。

（「審議なんかしていないんだから、答弁する必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（石坂勝雄君）　私からいま申し上げる

ことは、本間議員さんの言われることは、全く理解し得ますけれども、私から云々というそういうことを踏まえて、文教委員会では今後委員会の中で本間議員さんの意見を尊重して、そういうことの意見交換というか、教育委員長の問題に対しては、話し合う場を持ちたいと思っております。特段審議してないので、私から申し上げることはございません。（「理事者から」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま石坂委員長の答弁ではわかりますけれども、確かに委員会そのものとして、この問題についてのそういう出席問題についての審議はしてない、ということについてはわかりましたけれども、それでは理事者側の方から、どういう考えで今後いるのか、それについてお聞かせ願いたいんですけれども・・・。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　まず実情を申し上げて、それできた後で市長の御意見があれば市長からまた答えていただく、とこういうことでお願いしたいと思います。今度の場合もそうですけれども、一つの職業としての、医師という職業を持っておられて、午前中というのは、非常に患者との関係がありまして出にくい形、これは御了解いただけるんじゃないかと思います。午後などは当然あいてるわけでございまして、それについては、議会を優先してやっぱり出席させていただく。ただ、午前中にたまたまこの場合も質問者が午前中のところに当たっていて、何とか日程の組みかえのようなものはしていただけないんだろうか、ということの申し入れをしたんですが、これはまた市議会のいろいろな関係などがありまして、できないということでございまして、決して委員長自身が議会を軽視するとか、あるいは出席を拒否してるとか、そういう姿勢では決してございません。いつでもそういう時期に、できるだけひとつ出なきゃならんということは、委員長も十分申しております。したがって私の方からの今度逆にお願いになるんでございますけれども、いま言ったような事情などもありますので、たとえば質問のような場合に、私がそういうことを言ってはいけないのかもしれませんけれども、そういうことについての御配慮をいただけると大変ありがたい、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　どうも教育長の答弁を聞くと、いつもながらにしてわからないんですけれども、やはりそれは忙しいからとか、あるいはたまたま正国議員の質問の時間のときに、時間がとれなかったということだけじゃなくて、少なくとも過去四年間においても、五年間においても、出席がされてないわけですね。出席されてるときがあったら、もしあって私の勘違いだとしたら訂正いたしますけれども、そうでしょう。やはり関心を持っているならば、議会へ出てきて、やはり皆さんの意見を聞いたり、雰囲気を察知するのが私、当然じゃないかというふうに思うんですよ。それが出ていないということに対して、これはやっぱり今後問題があるんじゃなかろうか、というふうに思うんですね。こういう姿勢をずっととっていくとしたら何も教育委員長ということ、じゃ教育委員長というのは一体何なのか、ということまで話をしなきゃならないと思うんですね。やはり議会に出席する義務がないと言ってしまえばそうかもしれない。あるいは法的には教育長が出てれば構わない、ということかもしれない。果たしてそれでいいのかどうなのか、ということなんですね。だとしたら考えを変えなければなりませんけれども、少なくとも、どこの議会を視察してみても、これはもうほかの議員さんもわかってると思いますけれども、教育委員長というこういう札があるわけですよね。うちにはない。ないところもありましょう。しかし十何日間というような議会が開かれる一約一カ月にわたってですね。その議会中に一度も顔が見せられないということは、あり得ないと思うんですよ。そういうことをきちんとしない限り、この間正国議員も言うように、やはり若干問題があるんじゃなかろうか、と思うんですね。そういう点について教育委員会側として、委員長の出席を、今後、委員長の体の許す限りといいましょうか、あるいは積極的にそういう体制をとるかどうか、ということをこの場で御報告願いたいし、御答弁願いたいんですよ。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま本間議員もおっしゃっておられるように、もちろん出てくるということはいいことかもしれませんけれども、ただ非常勤という一つの性格を持っておりますし、だから必ず義務づけるというわけにはなかなかいかない。ただ、しかし質問などがございまして、そういう場合には、特に教育に関係の深い御質問をいただくような場合に、教育委員会としてどういうふうな考え方をするのか、というようなことについては、できるだけ出てきていただく。ただし、さっき申しましたように、じゃあ、いつでも、特に医者という一つの立場もございますので、午前中にどうしても診療しなきゃならん、ということういうまた一つの使命も持っておられるわけでございますので、その辺もひとつ十分御理解を、一方においてはしていただきたい。そして、さっきも申しましたように、出席されることをひとつも拒否してるわけじゃないんでございますので、その辺をひとつ御理解いただいて、特にそういう質問などのありますときには、ひとつまた融通をしていただきたい、こういうふうに思っております。以上。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　教育長の指してるのは、何か一般質問を指しているような感じを受けるんですけれども、あ

らかじめ用意された質問ではなくて、予算の中にもそういう聞きたいな、というときが出てくるんですよね。ところがいなければ質問もできない。あるいは教育長に質問してもやはり教育長の上は教育委員長ですからね、いくら教育長であっても。やはりそういうような状況の中で、質問もあるいはそういう議会の成り行きを見守ってもらうと、直接、そういう姿勢が私は必要じゃなかろうかと言っているんですよ。義務づけたり何かしようというふうに決して思いませんけれども、黙っていてもそのくらいの熱心さは必要じゃなかろうかと言っているんですよ。そういうふうに言ってしまったら少し言い過ぎかどうかわかりませんけれども、決して言い過ぎじゃないと思っているんですよ。出席を強要したり、あるいは誠意を強要するものじゃないんですよね。みずから自発的にそういうような出席をするようにしてもらいたいと言っているわけですね。それは教育長、幾ら答弁されてもいないものはいないわけですから、やはりそれだけ重大な関心を持たれていない、というふうに解されても仕方がないわけですね。あるいは教育長に全部一任されているんだと言ったとしても、やはり私も過去に、教育委員長ということで質問をしようと思って一般質問の要旨も書いたことありますけれども、やはりそれは忙しいという理由でだめだった。今度の正国さんにしてもやはりそうだったと。ほかの人もそういうことあると思うんですよ。やはりそういう教育の基本的な見解について一体どういうふうに考えているのか、ということも予算の中からも聞けるわけですね。そういう意味で今後どうなのかということを質問しているわけですから、その点について十分配慮されて、何も強要するものではありませんけれども、自主的、自発的に参加できるようにしていただきたい、そういうことなんです。（「ちょっと関連」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　いま本間議員から質問がありましたとおりでございます。私はそういう気持ちから森久保委員長にぜひこの席に出てもらいたい、ということを念願してお願いしたわけであります。教育長は、題が抱負、経綸ということを言っておられるけれでも、抱負、経綸なんていうようなことを・・・、ある程度は何か直接関係のないようなことも言われましたが、私は抱負、経綸とお願いして、そしてその中から森久保委員長の教育に対するお考えを聞きたかったのであります。

御承知のように教育委員長といえば教育の市長でありますから重大な責任があると思うんですよ。そういう意味から私はお願いしたわけでございますが、教育長が、公務出張が何日と何日あるんだということは初めに言っておられましたね。それはなかなかむずかしいので、それならば私の質問の時点でそのときに御都合がつけば来ていただきたい、こういうことを申し上

げたわけです。ところが午前中はだめだと、医者だから、こういうことでございましたが、私もそこまで教育長から言われると、医者でありますからもしも診ておられるうちにそれがために患者が死亡するような羽目になりますと、私の責任にもなるということも考えまして、私は市長に対する質問もなるべく延ばすようにして、午後に持っていきたいという考えを持っておりましたけれども、ついにおいでにならなかったということでございますね。それは事実ですね。したがって私はそのときに、いま本間議員が言われますように、席を設けていただきたい、札を立てていただきたい、そうすれば森久保委員長も、空席にしておくのは申しわけないから、という気持ちがお出になるだろうということで、私は壇上から教育長にお願いしたわけです。教育長はそれは了承されたと私は思っております。それについてひとつ御説明願いたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま本間議員も言われたり、それから正国議員も言われたことについては、十分私も理解しているところでございまして、そのことについては前々から委員長にも申し上げておりますが、委員長の立場というものも御理解いただいて、特に午前中からの出席というようなことになりますと非常に困難がありますので、午後であるとか、そういうようなときに特に質問などが当たるようなときにも、そういうようなことについての御配慮をいただけると大変ありがたい。それからいま言われたように、折に触れて、出席するということについては、これもまた私の方から委員長の方に十分皆様の御趣旨はお伝えしたい、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕（「がんばれ」「ドロップ委員長」と呼ぶ者あり）

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは五十三年度の日野市一般会計補正予算の中の厚生委員会に付託されました部分、歳出のうちの四十四ページから五十六ページ、民生費、衛生費、労働費について御報告をいたします。

まず民生費でありますけれども、これの補正額は千六百二十一万円であります。このうちの主なものを御報告申し上げますと、まず四十四ページ関係で、第一点目に身体障害者福祉費の中の十九の負担金補助及び交付金二百十万円、心身障害者共同作業所補助金でございますが、先ほども歳入の方で御報告がありましたように、当共同作業所の格上げによるものでございます。都から百五万円、市から百五万円、合計しまして二百十万

円の補正でございます。次に老人福祉費の中の八の報償費八十五万円につきましては、七十五歳以上八十九歳までの御老人に対する敬老金一人五千円及び記念品の人数不足分、これは百五十人分の不足だそうですけれども、これに対する補正であります。記念品はこれは敬布だそうであります。

次に四十六ページ関係に入りまして、社会福祉施設費の中の十一の需用費のうちの修繕料四十二万円でございますけれども、これはさきに請願の採択の報告でも申し上げましたように、福祉センターのふろ場の修繕費でございます。十五の工事請負費二百六十万、これも同じく福祉センターの温風暖房用のボイラーのつけかえ工事でございます。これらの関係は先ほど申し上げましたように、請願採択の項で御報告申し上げましたように、請願の五三－三一これに関係するものでございます。

次に少し飛ばしまして五十二ページの衛生費の関係の説明をいたしますが、衛生費補正は三千八百十二万一千円であります。この項については三点についての御報告を申し上げますけれども、まず一点目は十五の工事請負費でございます。五十万円。十八の備品購入費百五十八万五千円。いずれもこれの大半は旧第五庁舎跡に予定をされております健康センター仮称の開設のための費用でございます。当初十一月の初旬には開設というようなお話もございましたけれども、若干、工事の関係で開所がおくれておるようです。十一月の二十日ごろには工事が完了して、十二月の中旬ごろには何とか休日の夜間診療センターこれが始められるんではないか、こういう説明であります。これに対しまして若干の意見が出ておりますので申し上げておきますと、仮称健康センターというふうになっておりますが、これの本来の趣旨は休日の夜間診療、しかも夜間といっても一晩中ではございませんで、宵の口だけでございますから、その辺が明確になって市民に誤解されないように、その辺が明確になるような名称を決めてほしい、こういう要望が委員の中から出されておることを御報告をしておきます。これに対しまして主管課長の方から、意に沿うように努力をしたい、こういう答弁があったこともつけ加えておきます。同じく五十二ページにあります環境整備費のうちの十九の負担金補助及び交付金五十万円でございますが、これはごみ減量対策の一つである分別収集、そういったもののためにグループに対しまして、一グループ一万円、五十グループを予定しておる、こういう説明でございます。

次に五十四ページにいきまして同じく衛生費ですけれども、じんかい処理費のうちの十八の備品購入費二百十万円、これはダストボックス化されている地域のダストボックスの破損、修理のきかない破損品、これの補充用に百個分補正予算を組ませていただいた、こういう説明でございます。この件につきましては各委員から活発な質疑がございましたので、そのうちの何点かを御報告をしておきたいと思います。まずダストボックスによる収集方式は今後どうするつもりなのか。二つ目に、いままでに一般質問の中で多くの議員から出されております、ダストボックス設置地域と非設置地域との格差是正策、これについては検討結果はどうなっているんだと、あるいは検討過程はどうなっているのかと、こういった質問であります。三番目に同じ地域でありながら新しくできた高層住宅にはすでにダストボックスが設置をされている。ところが同じ地域でも従来からある平場については、従来どおりポリバケツの収集が行われている。いわゆる従来からある平場のところから、なぜこういう状況かということを質問されても答弁のしようがない。これらに対してはどう解決をしていくつもりか、これらの矛盾をどう解決するつもりか、こういう質問でございます。主なものを三点ほどかいつまんで申し上げました。それに対しましては、生活環境部長の方から、ダストボックスの功罪については本会議で述べたとおりである。本会議というのは過日補正予算が提案されたときですね。現在すでにダストボックス化されているところは、その既得権を認めざるを得ない。それ以外のところについては、新しく設置する考えはない。言いかえますと、先ほど百個の補正予算を計上されましたけれども、従来ダストボックス化されているところにつきましては、壊れれば修理をする。修理がきかなければ補充をする。しかし新しい現在ポリバケツあるいはビニール袋で収集をされているところについて、ポリバケツを置いていこうという予定はない。これからの地域については、分別収集という観点からポリバケツがいいか、あるいは袋がいいかを現在検討している。そういう中でそれぞれの地域の格差是正というものについても考えていきたいと。いずれにしても、日野市の全体的なごみ収集方式について現在鋭意検討中である、いましばらく待ってほしい、こういう答えが出されております。これらをまとめまして委員の方から出ております意見を御紹介をしておきたいと思いますが、いま申し上げましたように部長の言われる収集方式では、とても市民的な合意を得られないではないだろうか。ダストボックスの功罪というものが明確となっている限り、これを廃止するならば、既得権がどうのこうのと言わずに全面的に廃止をしたらどうだと。あるいはこれを続けていくんだということに踏み切るならば、収集車の改造、あるいは作業者の増員等々、お金をかけて地域的に危険のない範囲において、可能な限りやはりこれを設置をしていくべきじゃないだろうか。それから格差の問題については、どうしてもそれでもやむを得ない地域については、せめて入れ物、ダストボックスにかわるもの、ポリバケツあるいはビニール袋を無償でこれを貸与あるいは支給をして、その格差を是正すべきじゃないか。なお検討実施についてははっきりした目標を立てて、日程的な目標、ただ検討します。検討しますと幾日たっても検討しますではなくて、日程的な目標を定めて積極的

に検討をしてほしい、こういうような意見が出されておることを報告をしておきます。

次に五十六ページ、労働費でありますが、十九の負担金、補助及び交付金の十一万円でありますが、これは説明欄に記されているとおりでございます。特に報告申し上げるところはございません。

以上厚生委員会に付託をされました補正予算につきましてかいつまんで御報告を申し上げました。よろしく御審議いただきますようにお願いを申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　委員長報告であえて触れられませんでしたのでお伺いしたいわけでありますけれども、四十四ページの老人福祉費、報償費に関連して委員会の中でもかなりやりとりがされたわけであります。といいますのは、過日の敬老大会で配られたドロップ、その包装紙とのし紙に公的な行事にふさわしくないものが配られた、問題である。市として公的な立場から適切な処置をするようにと、こういう要求が委員会の中でも出されていたわけでありますけれども、今日まで数日経過をしております。その間どういう処置がなされたか、そのことが委員長に報告されているのかどうか。いないとすれば担当なり市長からその後の対応について報告を願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　ただいま御質問がございましたように、厚生委員会の中で敬老大会の関係における記念品の問題で討議があったことは事実でございます。当初、四十四ページの八の報償費の中の八十五万円のうちの敬老大会関係十万円、こういう部分の補正につきまして事務局の答弁の中で、これは敬老大会の中におけるいわゆるドロップをそれぞれ御老人に差し上げたその補正だ、という説明があったものですから、これに関係をしていま御指摘がありましたように、当日配られました記念品の上に日野市さらには並べて商工会、こういう名前があったことに関連をしまして、そういう行為が不当に行われたということについては補正を組む必要はないんではないか、実はこういう議論の展開でこの問題が始まりました。しかしながら後刻、担当部長の方から説明がありまして、補正予算の中における敬老大会関係十万円につきましては、敬老大会における記念品のいわゆるドロップのことではなくて、これは七十五歳から八十九歳までの方に支給をした敷布の百五十人分の不足額の計上である。これは当初は四千人で予算を組んでおったそうですけれども、四千百五十人にふえたことによる百五十人分の計上で、一人前七百円掛ける百五十人ということでございます。そういう説明がありましたので、このいわゆるドロップ問題につきましては厚生委員会の中の補正予算の審議とは切

り離しまして、いわゆる議会から付託をされた案件ではございませんけれども、かなりそれまでの間に議論が高められてきておりますので、補正予算並びに条例審議、本会議から付託をされた部分をすべて終わらせてから、後刻審議をしよう、こういうことで付託をされました補正予算関係、条例関係を終わりましてから厚生委員会の一番最後の部分で実は審議をいたしました。特にそういうことで説明をいたしませんでしたけれども、質問がございましたので若干の説明をしておきたいと思います。

いま申し上げましたように、この案件は敬老大会のときに当日参加者に支給をされた記念品、中身はドロップだそうですけれども、この一番上ののし紙の部分に「祝長寿」という字が真ん中に入りまして、その片側に日野市役所、片側に日野商工会こういうふうに同じ大きさで並べられて入っていた、予算は日野市役所がもちろん組みまして商工会に発注する。商工会に発注するというのは若干問題点が、あるいは誤解を招く点があるかもしれませんが、担当部局からの説明では、ドロップを扱う商店非常に日野市の中にも多い、したがって一軒にお願いしてもかなり矛盾が出てまいりますので、それをまとめている商工会にお願いをして取りまとめ依頼をする、そういう形で商工会にお願いをした。ところができあがったものは、前日の四時に届けられ、見たところがそういう印刷がされていた。もう手の打ちようがなかったので、そのまま配布をしたけれども、ということで大会のありました翌々日ですが十九日の日に当議会の代表者会議でも問題提起があったようです。当厚生委員会には先ほど申し上げましたように、この十万円に関係して出てまいった問題ですけれども、特別十万円とは関係がないという議論になりましたけれども、そういった状況を踏まえまして非常に好ましくない行為である。中には民法上の問題まで出てまいりまして、損害賠償の問題等々の意見もありましたし、中には終ってしまった問題だからまあまあこの辺で、というような声もありましたし、厚生委員会の中ではいろいろ意見がありましたことも事実であります。それらを含めまして私ども厚生委員会といたしましては担当部局に対し、市長部局に対し、このいわゆる不当行為といいますか、この行為に対しましてどう結末をつけるか十分見きわめているので、ひとつ誠意ある事後処理といいますか、解決をしてほしい、こういうことを市長部局に当委員会として申し入れをした経過がございます。その後の状況につきましては私の知っている範囲で若干申し上げておきますと、過日厚生委員会の副委員長であります市川さんから、商工会の方と厚生委員長ちょっと会ってほしい、こういうお話しがございまして、会うという目的はもちろん商工会の方の言い分を聞いてほしい、ということですから私も素直にお会いしまして、そういう中で商工会からのそれぞれ説明も聞いております。担当部局からの説明も聞いております。特に中でまだはっきり

決まってはおらないそうでございますけれども、一つ言えることは名前が両方に載ってしまったことによる一つのつじつまを合わせていこう、ということで半額程度費用を商工会が、市から委嘱を受けてお願いをした商店連合会にもっていただこう、というふうに考えている。いま担当部長、課長にもそういうお話をして相談中である。こういう点については一点御報告ができる範囲ではないかと思います。

そのほかについては細かい問題ですから商工会からの私に対する説明、言いわけ、討論については省略させていただきます。いま私がつかんでいる範囲はその程度でございます。さらに御質問があれば担当部局の方から御説明をいただくようにお願いをします。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私の先ほどの質問は二十七日の委員会から今日までの間に市としてどういう対応がなされたのか、その点をお伺いしたい、こういうことであります。くどいようでありますけれども、今度の問題はかいつまんで言えば二つの問題があるわけです。

一つは故意か、あるいは善意かはわかりませんけれども、包装紙が結果的に特定の商品を宣伝するためのものに利用された、そういう結果になった点が一点だろうと思います。

それから二点目は、市と商工会が対等という形で連名で印刷

された。したがってその記念品を受けた住民の人たちは、これは商工会から寄付を受けたんだろう、こういう印象を与えたということは名前が両方に載ってしまったことによる一つのつじつまを合わせていこう、ということで半額程度費用を商工会が、市から委嘱を受けてお願いをした商店連合会にもっていただこう、というふうに考えている。いま担当部長、課長にもそういうお話をして相談中である。こういう点については一点御報告ができる範囲ではないかと思います。

そのほかについては細かい問題ですから商工会からの私に対する説明、言いわけ、討論については省略させていただきます。いま私がつかんでいる範囲はその程度でございます。さらに御質問があれば担当部局の方から御説明をいただくようにお願いをします。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私の先ほどの質問は二十七日の委員会から今日までの間に市としてどういう対応がなされたのか、その点をお伺いしたい、こういうことであります。くどいようでありますけれども、今度の問題はかいつまんで言えば二つの問題があるわけです。

一つは故意か、あるいは善意かはわかりませんけれども、包装紙が結果的に特定の商品を宣伝するためのものに利用された、そういう結果になった点が一点だろうと思います。

それから二点目は、市と商工会が対等という形で連名で印刷

ぶて、というふうな状態でございました。そういうわけで、再度商工会の事務局長池田さんの方へお話をしまして来ていただいたのが二十七日でございます。二十七日に参りましてるるこの問題についてお話を申し上げ、やはり善処方を要望したわけでございます。その際に一番先に市長さんにお会いしていただいたわけでございます。自発的に商工会の会長、あるいは事務局長の方から市長さんにお会いになられまして、それで陳謝を申し上げた、というふうな事情になっておるわけでございます。その節市長の方からは、しでかしてしまったというふうな事情もあるので、やはりその面の謝るということだけで済むわけじゃないので、その事態の収拾ということも商工会として考えてほしい、ということでお別れしたわけでございますが、その後社会課長と私とで細かい打ち合わせをしたわけでございます。その際にはいろいろ市長さんの言う線に沿って商工会としてもやりたいということでございました。何の原価が幾らでというふうな細かい計算になりまして、社会課長の方からそういうことでは収捨できないんじゃないか、二分の一とか三分の一とかざっくりしてほしい、というふうな助言等もありまして、わかりましたと、帰って役員と十分協議します。というふうなことでお別れし、その際には市当局として商工会の幹部の方が会いになられたのは市長だけでございます。それから厚生委員会が始まったわけでございます。厚生委員会の中でも大問題に

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　私はその事後の処置として二つあると思うんですね。

一つは結果的に市の意に沿わない形で商工会が市と肩を並べて連名で記念品を贈呈するという形をとっている。したがって受けた側ではこれは商工会から寄付されたんだ、こういう印象を多くの人が受けているわけです。したがってその経費を商工会に負担させる。みずから進んで負担をする、こういうことでしでかした不始末についてのけじめをひとつつけるという必要があると思います。

もう一つは商工会としてその当事者がどう責任をとるか、という問題があると思うんですね。これはもちろん商工会の内部問題ではありますけれども、社会通念から言ってこの種の不始末をしでかした当事者というのは当然そういう形での責任をはっきりさせるべきだろう、こういうふうに思うんですね、そのことを市として商工会に要求すべきだとは言いません。しかし常識的に言ってそういう処置がとられるべきだ、私はこう思うんですね。この点については答弁を求めませんけれども、しか

なりましたし、議会筋へのやはり収捨ということも考えざるを得ない、ということで商工会の方が厚生委員長とか議長さんにその後お会いになっているわけでございます。そういう経過をたどって今日に至っております。

しすでに事が起きてから半月以上経過している、なおすっきりしたその後の処置がとられていない、このことはきわめて遺憾だというふうに私は申し上げておきます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　同じような質問のうちでも、ちょっと若干ニュアンスが違うんですが、委員長からは先ほど十万円の件まで含めまして報告になったんですが、敬老大会に私も参加しまして七十歳以上の方々を敬老大会に招待をした、それが四千百七十三名だか八名だかしりませんけれども、そういう御報告でなされたようなことですが、先ほどの十万円の散布の不足分の金額がここに生じたからこれを予算化したんだ、ということですが、その際には七十五歳以上が四千百五十人である、こういう報告。そういうような報告ですと、この統計調査を見ましても七十歳から七十四歳までは、実際には千八百人以上おるわけですよね、七十歳からということを福祉部長が七十五歳、というような説明の仕方をしてしまったのかどうか、その点でこの十万円の件がおかしくなるような感じがするわけです。それで先ほど米沢議員がすでに質問をし、意見的なことを申し上げておりますけれども、この問題については商工会の会長さん、並びに事務局長だかなんだかしりませんが、事務当局も市長の方に参ったり、あるいは福祉部長の方に参ったりして、いろいろ陳謝をする、言いわけ等についてもなされたかのように私も承っております。この際やはり具体的には厚生委員長もお会いになったと承っておりますし、副委員長もこの関係の方々と一緒にお会いしておるというようなことで、先ほどは御報告の中ではこの負担をやはり商工会としても、実際私の方も軽卒であったけれども、やむを得ない名前を使った。老人の方々については少なくとも商工会が若干なりとも御寄付をして下さったんだろう、というふうな関係でいただいていったようにも受け取れるし、また悪意か故意かしれませんけれども、私の方で軽卒に宣伝的の意味も含むか含まないか、それまで具体的なことについては市長の方に話したかどうかしりませんけれども、そういう関係から使ってしまった時点において、二分の一負担とか云々されておりまして、厚生委員会等では具体的にはこれらの問題についてはいまだ何ら委員長と副委員長は伺っておるけれども、その他の委員の方々は結論も出さないままこれらを委員会報告ということで、本会議に報告されておりますが、若干の二十七日以後の変化があるようでございますので、一応私としてはこれらを踏まえまして厚生委員会にこの項の問題に対しては差し戻しをしていただいて、若干十分御検討をしていただき、これらの処理を図った以後、本会議に御報告をなさっていただくことが結構じゃないかと思いますので、その点を委員長にお伺いを申し上げます。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　ただいまの質問は二点に分かれていると思いますけれども、二点目の方は議長の方から発言があるそうですから、私の方からは一点目について御説明をさせていただきますが、先ほども御説明申し上げましたように、私ども厚生委員会で担当部局より説明をいただきましたのは、敬老金関係の七十五万円につきましては、一人五千円掛ける百五十人、当初四千人で予算を組んでいる関係で百五十人の予算見込み違いがありました関係で、百五十人の補正額七十五万円組ましていただいた、こういう説明をいただいております。なお敬老大会関係につきましては、これも先ほど申し上げましたように、一人七百円掛ける百五十人分、若干細かい数字が合いませんけれども、十万円。こういう御説明でございます。この対象は七十五歳以上八十九歳というふうに私聞いておりましたけれども、七十歳以上ですか。（「七十歳以上」と呼ぶ者あり）七十歳以上八十九歳だそうでございますから、訂正をさせていただきます。七十歳以上八十九歳までの百五十人分、予算オーバーの分について組ませていただいた、とこういうことでございます。

二点目につきましては、議長の方からお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　後段の件のドロップの件ですけれども、本会議から厚生委員会に付託された案件ではないわけです。そういう関係で、過日、代表者会議等でも問題になりましたわけで、そちらの方でいろいろ検討していきたい、対処をしていきたい、とこのように考えております。その点で御了解願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　先ほどの件は、説明の点で間違っておったということで理解しました。

次の点については、一応、私としては、確かに執行していく面において変化があるだろう。この点ではそのままですが、問題から派生して伺うところによれば、半分を商工会で負担をするとか何とか言ってるわけです。そういう問題については、やはり厚生委員会で、関係当局と十分委員会で審議をしていただいて、どちらかに結論が出たら、この件については、はっきりしたことを委員長は報告できるから、やはり二分の一が商工会からもらうのが妥当なんだから、先ほどでは全額負担すべきだ、というような御意見もあるでしょう。私は何ぼ負担しろとか、こうとか言ってるわけでなくて、そういう二十七日以後変化した状況がありますから、その状況を厚生委員会で十分審議なさったことを、御了解願った範囲を本会議に報告された方がすっきりするから、そういう意見を申し上げた次第なんです。お願いをしたわけです。議長もその点を十分配慮願ってお願いしたいと思います。（「ドロップと予算は関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　　議事進行で伺いたいんですけれども、予算と関係ないという言葉は、直接今回の予算とはこの範囲の中では関係がないかもそれはわかりません。（「それじゃいいじゃないか」と呼ぶ者あり）だけど、ちょっと待ってくださいよ、黙って下さい。ところが過去にさかのぼって、この事件は問題があるんですね。この範疇は、これはどこで審議するかと言ったら、やはり厚生委員会である。これは今回に限ってこの事件が発生したわけじゃないんですよ。前回も同じようなことが起こってるんですね。それを、前回はそうじゃないんだ。たとえば「おめでとう」と書いて、日野市役所、商工会と前回書いた。前回と同じ短冊を使いました、と商工会の人たちは言ってるけれども、それは、すでにそうなんですね。今回は「祝長寿」と書いて、のし紙がおのずから違う、中の包み紙ももちろん違うということからきて、私は少なくとも、敬老大会、いわゆるお年寄りの人たち、何も知らないでお年寄りの人たちが演芸を楽しみながら帰り、ドロップをもらって帰るわけです。ふたをあけたら、まんじゅうの包み紙が出てきた。その中身がドロップだ。こういうことになってきますと、やはりわれわれは、厚生委員会は、揺りかごから墓場までと言われますけれども、お年寄りをそのような形に持っていくような、あるいは日野市民に対して、公費を使って不当な宣伝をやるようなことに対して、厚生委員会が切り離して関係がないからと言って、代表者会議でもってその話をするということは、非公式の場ですから、代表者会議は・・・。そこに委託することはできない。あくまでも厚生委員会の中で出た問題についてですから、しかもその本会議の中で決めた、厚生委員会の時間の中でもって出た話ですから、当然その範疇にある。したがって厚生委員会ではっきりしなければならない。なぜかといいますと、すでに委員長、副委員長は、日野市商工会の代表の方々とお会いしてるわけですね。そこでは何らかの話があったはずですよ。恐らく言いわけでしょう。市の方も言いわけがあったかもしれません。それをきちんと、話し合いの場でもってどういう報告があったのか、あるいはどういう結末にしようとしているのか。聞くところによりますと、大分両者の言い分が違ってる、というような面もあるみたいですね。ですから、これはきちんと厚生委員会の中でもってはっきりしてほしい。その上で、小さな、あとのほんとうのもう細部にわたってどうしようか、という問題について、代表者会議云々というならそれは仕方がありませんけれども、少なくとも厚生委員長にその場で話をしたということは、商工会の皆さんも厚生委員長、あるいは副委員長に対しての話をしたということは、厚生委員会の問題である。したがって、これは厚生委員会でやはり多少の議論といいましょうか、言いわけやらも聞きたいし、情勢がどうなってるかわからないまま、われわれはここで報告されて、これ関係ありませんから切り離して代表者会議で、というようなことにはならない、こういうことなんです。ですから私は、少なくとも、もうそろそろ休憩時間に入るみたいですけれども、ぜひ厚生委員会を一度開いていただいて、その中で解明してほしい。理事者側も出てもらって、日野市商工会の代表も出てもらう、場合によっては。そこでもってはっきりしてもらう。そうでなければいけない。いま、予算に関係ないと切り離すことは、そういうことを免罪する行為に等しい、そういうことです。（「そんなことないぞ」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　　先ほど本間議員の発言の中で、予算に関係ないというやじが飛びましたけれども、私は直接関係すると思うんですね。なぜなら、この報償費にかかわるドロップの経費が、商工会の負担、こういうことになれば今回のこの補正は、全額とは言いませんけれども、必要ない部分が出てくるはずです。それだけ予算余るはずですから。それとの関係で、この補正予算と直接深く結びついた問題でありますので、これは休憩をとっていただいて、その間厚生委員会を開き、この問題についても、はっきり委員会として確認した中で、再度、委員長から本会議の場で報告をする、こういう手続きが必要だ、とこういうふうに思いますので、休憩を求めます。

○議長（秦　正一君）　　何かありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　　委員長も立っておられて、質疑応答中ではございますが、去る九月の十七日に行いました市主催の敬老会の贈り物の中に、内容、ドロップスでございますが、それの包み紙等の体裁に大変不首尾がありました。これは議会でもすでに問題にされておりますし、議会が調査権に基づいて調査されるのも必要かと存じますけれども、われわれの方にも多少手落ちがあったように反省もいたしております。（「多少じゃないぞ」と呼ぶ者あり）そこでこの間、本当の短時間でございましたけれども、商工会の、特に商業に関係のない方の、会長さんは、あれは工業部会の方なんですが、その方と事務局長と来られて、陳謝のような表明がございましたが、私は、いま陳謝をなさることはどうかと思う。現実に合う何か解決策を考えて、それで自発的に御処理をお願いをしたい、このように言っております。そういう経過中でもございますが、なお、その結果はまだ聞いておりません。そういう状況でございますこともあわせ考えていただきまして、何ならば私どもの方にお任せいただいても、これの処理をそうやむやのものにはしないつもりでございます。（「だめだ、だめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　　敬老金関係のことで、自分

は数字をさっき、ただいまの委員長報告で、五千人掛ける四千円で二千万予算措置がしてある。しかもこの予算説明のときに、予算は全員でやったので、私の思い違いではない。ちゃんとメモがしてあるんですが、七十歳以上の日野には老人がそのときには三千七百八十四人いて、若干の余裕があるというような予算の説明であって、「とうけい日野」を見ても、いま自分が「とうけい日野」を見て足してみても三千七百九十四名で、いわゆるこの数字から言って、七十歳から九十歳、いわゆる日野に存命されている人を全部見ても、パーセンテージから言っても三・二四%で、これに百五十人ふえたから七十五万だという委員長報告なんですが、このパーセンテージからいくと、日野で人口がすでに五千人、このパーセンテージの平均をいったとしても、五千人ふえてなければならんということで、もとの四千人というときの、予算説明のときの私の聞き違いか、「とうけい日野」の恐らく資料で予算編成組んだのではないかと思うんですが、三千七百八十四人だか三千七百、「とうけい日野」でいけば九十四人なんですが、補正しなくても間に合う数字が出てるんですが、その辺のところの解明を願いたいと思うんですが、委員会で解明されましたか。（「休憩」「議事進行優先」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　休憩という御発言がございますけれども、せっかくの質問ですからお答えをさせていただきますが、特にいま石坂議員の御指摘の点について、細かい数字的なつけ合わせを厚生委員会としてはしておりません。当初予算で、四千人の人数で予算を組んだ。ところが現行では四千百五十人。百五十人分不足が出たので、これについての補正予算を組みたい。一人五千円掛ける百五十で七十五万、とこういう説明をそのまま素直に厚生委員会了解をいたしましたので、もし疑義の点がありますれば、ひとつ担当部局の方から御説明を願います。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　私の方から補足申し上げたいと思います。この老人の把握につきましては、非常に社会増が多い現況でございます。そういう中で、一年とか二年前の統計から見ますと、やはり格段の数字に食い違いが出てくるわけでございます。それで四千百五十人というのは、実際に配る段階で掌握した数字でございます。全然間違いがございません。そういうことでございます。予算のときは、前年度とか、あるいは社会増の傾向等を押さえて、把握して予算計上しますけれども、今回補正しましたのは、実際の配る段階で、現実に掌握した数字でございます。ですから間違いはございません。一人一人の名簿もはっきりしております。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま福祉部長の、老人関係は非常に社会増があるというようなことだけれども、そうなるとこの「とうけい日野」の一月一日現在の統計が、自分は信憑性がない、と断じていいですか。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　その統計の数字は、現在の数字じゃなく、五十一年とか五十二年の数字なわけです。（「いや、五十三年のが出てますよ。五十三年のが出てるんだよ。五十三年一月一日のが出てるんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　五十三年一月一日現在が出てるんですよ。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　ですから私の方は、そういうことを申し上げてるんじゃないんですよ。配る段階で把握した、一人、二人の人名までわかってる数字で四千百五十人だ、ということを申し上げてるんです。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　「とうけい日野」にいわゆる資料の五十三年と書いてあって、恐らく五十三年と書いてあって、いつだかわからん、もっと古いんじゃないか、というような福祉部長は言っておられますが、五十三年の一月一日現在としてあるんですね。その数字を見ると、七十歳から七十四歳が千八百五十五人、七十五歳から七十九歳が千百四十九人、それから八十歳から八十四歳が五百三十二人、八十五歳から八十九歳が百九十五人、九十歳以上が五十三人、合計のトータルが、三千七百九十四人、予算説明では三千七百八十四名だ、とこういう根拠のもとに二千万組んである、とこういう説明がなされてる。それから社会増がふえたというならばぼくは納得しますけれども、非常にその老人の社会増が多いんだというようなことや、「とうけい日野」が、いま福祉部長の答弁ではあてにならない、というようなことに聞えるんだが、そういうことであるんなら、それこそいま一回、厚生委員会で篤と検討し直してもらいたい。それで本会議上で報告を聞きたいと思うんだ。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後零時　一分休憩

午後四時五十一分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きま

す。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十二分休憩

午後七時三十九分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続いて厚生委員長の報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　休憩をいたしましてから御存じのように代表者会議が開催をされまして、その中で、厚生委員会を再度開催をして敬老大会の品物についての討議を続けてほしいと、こういう要望がありましたので、厚生委員会鋭意審議をしてまいりました。その経過について御説明を申し上げますが、先ほどの休憩の前には石坂議員からの質問も一点残っておりますので、後刻、この問題につきましては、担当部局の方から御答弁をお願いをしたいと思います。

大変細かい部分につきまして、いわゆるドロップ問題について質疑が行われましたが、その部分の質疑については省略をさせていただきまして、最終的に厚生委員会といたしまして各委員から出されました、この問題に対する意見を要約をして御報告にかえたいと思います。

まず問題が二点に分かれようかと思います。

一点は市側の今回のこの問題に対します何点かの問題点、これらを意見として申し上げ、今後再びこの種の問題が起きないように十分ひとつ注意をしてほしいという問題点であります。その中にはまず発注の仕方に問題があるのではないだろうか。一つには発注ルートの問題であります。もう一点は発注をする段階における仕様書、こういうふうにひとつつくってほしい、というような仕様を的確に提示がしていない、こういうところにも問題があったのではないだろうか。二点目には、でき上がった品物を配布をする前段で、前日の四時に現物が会場である四中の方に届いたということですけれども、その段階で品物のチェックをし、そしてその段階できちんと気がついておれば次の日の十時までに手が打てたのではないか、こんな問題につきまして、やはり現物のチェックという問題が一つ担当部局に問

題が残ってくるのではないだろうか。あるいはまた十九日の代表者会議で問題提起がありまして、次の日に商工会の事務局長の方に担当課長から苦情の申し入れをした、にもかかわらず、その後ナシのつぶてで、二十六日の厚生委員会で問題が再度燃焼し、連絡をし、二十七日の日にようやくわびにきたという、これらの行為については、どうも市側と商工会側の間に不明なものが見受けられると、それらについてはきちんと今後整理をして市の姿勢というものを明確にすべきではないだろうか、こういうような意見が出されております。この点が冒頭申し上げました市側に対する、この種の問題を再び起こさないようにという当厚生委員会からの理事者側に対する意見でございます。

二点目には、今回のドロップ問題をどう市側が決着をつけていくかという問題でありますけれども、これにつきましても各委員の間から、総体的には市側とそれを受けた商工会側との間で十分責任のある事後処理をしてもらいたい。議会はもとより全市民が納得のいく結末をつけてほしい、と申し上げますのは、すでにこの品物は敬老大会に出席された方々を通じてお手元に配られているわけであります。厚生委員会でも市長みずからが発言をしておりましたが、商工会なかなかやるわいと、今回の敬老大会の措置については、商工会が寄付をしてくれたんではないかと、こういうふうに市長みずからがお取りになったように、各これをもらった老人の方々は多分そういうふうに思って

いるんではないか。それらを踏まえて単に議会、議員だけが了解をすればいいというような結末ではなくて、全市民の納得のいくような結末をつけてほしい、こういう要望、意見が出されております。さらには、この問題が厚生委員会で議題になりました後、商工会の役員の方が四名ほど厚生委員長、副委員長に商工会側からの釈明をしたいということで見えておりますが、どうも言っていることが市当局の言うことと必ずしも一致していない。市当局の言うことを素直に認めるならば、商工会側の言うことはかなりでたらめではないかと、こういうようなことを十分ひとつ理事者側は踏まえながら、この問題の責任のある決着をつけてほしい、こういうことが各委員から出されております。それらのことを強く理事者側に要望をいたしまして、この問題についての厚生委員会の審議を終わらせております。

もう一点つけ加えますと、この決着につきましては、しかるべき厚生委員会なりあるいは本会議の場で、その結末についての報告をしていただきたい、こういうことも委員の間から理事者側に要望を出しております。以上厚生委員会での質疑の経過、結論を申し上げまして、御了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　先ほどの石坂勝雄君の質問についての答弁が残っておりますので、福祉部長。（「人数の問題」と呼ぶ者あり）

○福祉部長（赤松行雄君）　石坂議員さんの方から御質問のありました点でございますけれども、当初予算で敬老会の人数四千人と組んでございます。これにつきましては、昨年の予算におきましては三千七百余名の実績がございます。それでここ数年の七十歳以上の老人の増加傾向を見ますと、二千五百から少しずつふえてまいりまして、三百人要するに一年間でふえるというふうな傾向をたどってきておるわけでございます。したがって五十三年度の予算につきましては五十二年の実績にプラス三百、要するに合計しますと四千人ということになるわけでございますけれども、それで十分賄えるというふうな予算の考え方で四千人を組んだわけでございます。ところがここで九月の十五日、日野市民である方を実際にチェックしてまいりますと、四千百五十人というふうな実際の数字になりましたので、予算の上では補正をお願いすると、こういうふうなことになったわけでございます。そこで御質問の那辺に原因があるかということでございますけれども、統計の方に載っておりますところの老人の人口というのは、一月一日現在でやっておりますし、私の方のは九月十五日時点ということで、調査の時点も違うわけでございますけれども、ここ毎年少しずつ老人人口がふえてきておるというふうなことは、六十八歳とか六十九歳から七十歳に、要するに敬老金をいただく階層に老人人口がだんだんふえてきておるということと、先ほどの本会議でも申し上げましたとおり、社会的な要するに日野市民になる戸数が増加しているわけですけれども、それに伴って老人の方もふえているというふうなこともございます。そういう総体的なことで年々ふえてきておるけれども、御指摘のようにことしは例年よりも顕著に、例年ですと三百人程度の最近は増加をしているわけですけれども、五十三年については四百四十二人の増ということでございます。したがって三百を当初予算で昨年の実数よりもふやしまして、四千人を計上したわけでございますけれども、ここへきて調査したところが、三百人の増じゃなくて四百四十二人の増というふうなことでございましたので補正予算になったわけでございます。この百四十二人という増加は、さっきも申し上げましたように六十歳代から七十歳代に年齢が一年かさむことによって、敬老金をいただく階層の方がふえてきているということですね。それから社会的な要因、先ほど言いましたようなことで老人人口もふえてきていると、これが年々の増加の要因になっている、こういう点を福祉部としては御説明申し上げるわけですけれども、統計の基本については、十分まだわれわれの方では勉強しておりませんので、福祉部で把握している点としてはその程度でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　実際問題四千百五十人いたということで、福祉部長の説明は了とするんですが、ただ私がどうしても納得できないのは、五十二年のいわゆる六十五歳から六十九歳のその間の人口が二千六百十一人です。五十三年の一月一日現在では二千五百四十二人、約七十人ばかり減っているんですね、現実には。何でこういうことを聞くかというのは少なくとも一人五千円お金で出るものを、しかも九月の十七日に恐らく支払ってあると思うんですね。これから議決するというものを、市長が専決処分でもやられたなら別問題ですが、そういう点を考えると、少なくともこういうことがあるなら六月の補正にやっているというならどうかしらんが、ここでいま提案しておって実際にはこのお金というのはどうなんですか、もう支払済みになっているんですか。まだこれを決めてから出すんですか。どうなんですか。いわゆる何ていうか九月一日現在で四千百五十人であるということは、私は統計上から言ったんじゃどうしても納得が・・・。いわゆる六十九歳が七十歳になった人がことしだけはぱっと余計に来たというならいいけれども、逆に六十五歳から六十九歳の人が八十人減っているんですよね。だからその人だけがことし来たというなら納得せざるを得ないんですけれども、さっき休憩時間中に企画の統計の係に聞いても、私が試算した、十人違って予算説明のときにあった三千七百八十四人と変わらない数字だということですよ。そうなると私の予算説明のときは記憶違いでなくて、現実の問題では福祉部長が言う、何というか百五十人足りなくなったということは、これはまあやむを得ないとしても、そういう点ではどうなんですか。現実のお金の問題はこれはどうされているんだ、ということをここでつけ加えてお聞きします。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　お察しのように九月二日あたりから各地域に分けましてお配りしておるわけでございます。それから九十歳以上につきましては、九月の十三日に市長に御訪問いただいて、それで長寿のおめでとうと一緒にお手渡ししている。ですから七十歳以上八十九歳までの老人については、各支所とかそれから地区センターとかを利用しまして、地区ごとに職員が出向きまして配っておるわけでございます。それは九月の二日ごろから一週間くらいに分けてやっておるわけでございます。それで現在でも九月十四日とか十五日に転入された方については、現在手続をしているものもあるわけでございます。それで支払いでございますが、それだけ足りませんので報償費の全体の中でやりくりして支払っている、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　くどくなるようなんですが、最終的にいま福祉部長が報償費の中でやりくりをしているんだと、こういうことになってきたんで、だんだん私も納得せざるを得ないということなんです。ほかのものと違うと思うんです

ね。何ていうかここで補正を決めておいて、実は工事は来年一月に発注するとかという性質のものでないだけに、何かの形にするか、予備費の流用をしたとか、さもなければ六月の補正。この種のものというのは私は、補正というのはおかしいんじゃないか、という第一に疑念を持っているということが一つ。補正をやるとするなら少なくとも九月の十五日を目途として、敬老の日を目途として支払うとするなら、六月の議会に補正を出すなら話はわかるけれども、そういう点で何か慎重さを欠いているんじゃないかと、そういう点があるから余計私は数字で示して申し上げたわけです。何か社会増だというけれども、ちょっとその点では、現実には前の年齢が減っておるのにふえてきている点では、私は納得しかねる。現実にはそうだというのではやむを得ない、というふうに了解します。

○議長（秦　正一君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の審査報告をいたします。

説明書の五十七ページからの農業費、土木費についての歳出の面の審査報告をいたします。

まず五十七、五十八ページの農業費でございますが、この中で十八番の備品購入費でございますが、九万円です。これはナシの開葯器と申しまして、ナシの花粉をとる器械だそうでございます。それから葯採取器というのは、これはとった花粉をつける器械だそうです。そういうものを購入する、こういうことでございます。なかなかむずかしくてわからなかったんですけれども、そういうことだそうです。それからその下の負担金、補助及び交付金の五百二十五万円は、主として新町、東光寺上の生産緑地保全に対する東京都からの補助金と、日野市の補助金の分でございます。

続きまして土木費でございますが、主なものだけちょっと申し上げたいと思います。六十ページの賃金の十二万六千円、臨時雇い上げでございますが、これは、七月十一日朝の豪雨による高幡地区の地下道の浸水のための土砂を搬出した人夫の人夫代だそうでございます。先ほどいろいろ石坂議員からも質問あったようですが、緊急の災害の場合の先食いだそうでございます。

それから六十二ページでございますが、二番の道路維持費でございます。この中で十三番の委託料十二万三千円、これは堤防沿いの市道の幅一メートルについての草刈りの人夫代だそうでございます。年二回除草しているということでございます。

それからやはり六十四ページの十五番の工事請負費でございます。

ます。四百万、これも先ほどの災害によります緊急対策でございまして、平山四丁目六番地先の水路の補修でございます。これも先ほどと同じ緊急で先食いということでございます。それから十五番の工事請負費三百万円、これは東平山地区内の水路の側ぶちだそうでございます。

それから六十六ページ十三番の委託料でございます。これは日影図折り込み等がございまして、これは新聞折り込みをするんだそうでございます。発行部数が五万三千五百部でそのうち四万四千六百部を、一部二円九十銭で折り込む、こういうことでございます。続きまして七十ページの土木費の住宅管理費でございます。十五番の工事請負費、これは向川原の市営の水道メーターの撤去、それから川原付団地の水道のじゃ口等の撤去の費用でございます。それから十五番の工事請負費でございます。一億六千八百五十万円、これは例の川原付市営住宅の建てかえでございます。当初二十一戸を予定しておりましたところ、御存じのとおり、東京都の日影条例の施行のために十九戸の建設、こういうことになったわけでございます。この問題についてもいままでの過程において地元との話し合いが難航していたんでございますが、現在二名ほどまだ話し合いがつかないで残っている、ということでございますが、いろいろ質疑もなされまして鋭意早い機会に解決をして工事に着手したい、こういうような努力の跡が見受けられるわけでございます。

最後に認定するにあたりまして、いろいろと意見が出されました。まだ二軒でも残っているということに対して予算づけをするのは早いのではないか、という御意見もございました。またこういう市民要望の多い中で一部の人たちがいつまでも反対してもらっては困るんだと、早く地元の人たちも和解をしていただきたい。必ずこの年度内に工事ができるように地元の方々ともまた担当の方も努力をしていただきたい。こういう意見が大部分の議員さんから出されました。そういう中で全会一致ということで農業費、土木費を原案のとおり可決ということに決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　市営住宅の建設の十五の工事請負費、これは委員長さんからいろいろ御説明を受けて二名の方のまだ賛成を得られないんだというお話で、それは市の方で鋭意努力をして、この年度内には解決をすると、こういうふうなお話を承ったわけですけれども、市の方のいままでの経過、長い間の経過であったわけですけれども、その二名の方が同調をしてくれるといいますか、賛成してくれるということの中で認定をされたのかどうか、ということを一点お伺いしたいんですが。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。委員会の中でもこの問題について慎重に、質問も出ましたし、皆さん審議していただいたわけでございますが、その中で何とかしてこの二人の方にも近いうちに納得していただいて解決をするということで、そういう答弁もございましたので、先ほど申し上げたとおりいろいろな意見の中で可決したと、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　委員長さんの御報告でよくわかるわけですが、市側の考え方というものをお伺いしたいんですが、たとえば二名だけでも賛成してくれない方がいれば実際問題としてこの建設は不可能である、というふうに私は判断するわけですね。そういう中で市の方が委員会で見通しがあるんだ、ということを言われている、こういうふうなことですが、はっきり見通しがあるのかこの辺をお伺いします。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　いま滝瀬議員さんの質問について総務部長の方から答弁したいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げますけれども、委員会の中でお答えしたとおりでございますけれども、そこで私の方といたしましてはいろいろ問題はございますけれども、とにかく話し合いの上に立ちまして説得いたしまして了解をいただくということで、いまの中では進めたい、ということでございますので、この結果ということでございますけれども、いまこれから行うわけでございますので、その結果を見ないとわかりませんけれども、いずれにしましても私の方としては努力していきたい、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　努力をされるという、前向きな姿勢で努力していくということは私わかるわけですけれども、仮に承諾をされなかった場合には建てられるのか建てられないのか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　誠意を尽くして話せばわからない方ではないと思っておりますし、現状条例を尊重しなければならない、われわれ行政の立場で無謀な状況を許しておくということも多分議会のおしかりを受けるだろうと、このように思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　六十六ページの都市計画総務費の委託料のところで一点お伺いしたいと思うんです。委員長の報告の中にはなかったんですが、議案提案の際に私質問を行いまして、緑のマスタープランの策定について部分的には説明があったわけでありますが、緑のマスタープランを策定することによって日野の緑が残る、保存されるということになるような内容であるのかどうか、委員会での御検討をひとつお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。この緑のマスタープランの策定ですが、三百五十万ですね、これについてはいま板垣議員さんの御質問のようなことで特別に審議はなされなかったんですが、このことについては東京都からの問題、そういうことについて審議をいたしました。その程度の審議でございます。（笑声）

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　市側に、特に理事者にこの問題に関してちょっと緑の保存のことでお伺いをしたいと思います。ちょっとこの間一般質問で急を要する緑の破壊と申しますか、開発による緑の減少が行われようとする問題について質問を行いました。これは差し迫った問題ですから、これはこれとして当然対応しなければならない、という課題があるわけです。それと今後の問題としてどういうふうに今日の緑を残すか保存するか、というのがこれまた一つの大きな課題だろうと思うんです。スローガンには緑を取り戻すということで、かなりその点についての市民の理解というのが進んでいると思いますけれども、具体的にそれをどういうふうに行政として、施策として実行していくか、ということになってくると思うんですが、その一つとしまして三月の予算議会でも私は提案を行ったんでありますが、現存する緑の所有者、地主そういう人と市が特別の約束をいたしまして、緑の破壊が行われないような条件を市がつくる、こういうことも私は必要なんではないだろうかと思います。地主側が何かの形で、何かの条件でその土地を手放さざるを得ない、というふうなことも当然起り得るわけですから、その際市が施策等によりましてその歯止めをかけると、土地所有者の負担にならないような方法で歯止めをかけるということは、私は可能だろうと思っているわけです。その点の十分な研究というものがまだまだ余地あるんではないか、というふうに思いますし、現行の法律、あるいは条例等ではなかなか小規模の緑地を保存する、ということにはなっていないようでありますから、自治体独自の施策としてそういうものを研究する、ということは必要だろうというふうに思っております。その点で市長はどういうお考えをお持ちかこの際改めて伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、予算でお願いをいた

しております緑のマスタープランの経費なんですが、これは資料として作成するものでありまして、当然その資料は今後の政策の基礎になっていく、ということが目的であります。したがって直結ではありませんが、政策の基礎となって緑の保存に役立つ、そういう資料である、というふうに私自身も考えております。その際に私権とそれからわれわれの緑を保存したい、回復したい、という願望とがうまく理解されると大変ありがたいんですが、やむなく立ち木を根元から切られるという場合も往々に恨みをのみつつあるわけであります。今後なるべく努力いたしまして金のかかることではありますけれども、せいぜい努力をしなければならない、このように思っております。すでに実績として日野緑地を都と市の力で残しましたり、あるいはときどき照会の出てきます団地内の緑地などもなるべく市の所有にしていこう、こういうことは実績として認めていただける部分である、このように思っております。これからの努力の目標にしなければならない、こういう考えでございます。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　いますぐ市側の具体的な考えが出る、ということにもならないかと思いますが、部分的にしろ市側、あるいは都の施策によって確保される、というテンポと、それから緑がなくなっていくテンポと、これはやはりなくなっていくテンポの方が早いように私は思うんです。先日何ったところによりますと、東京都に開発行為、あるいは建築の申請等を聞きますと、やはり段丘の緑を破壊する、そういうところに開発を行うという申請が非常に最近はふえている、という話も伺っております。いきおいそういうところは狙われやすいような今日の社会状況でもありますので、一般的な保存に努力するということだけではなくて、特別の施策というものを考えていかなければならないんじゃないか、そのように思っておりますので、市側でも今後そうした面の研究を一層強めていただきたい、このことをこの際申し上げておきたいと思うんです。

○議長（秦　正一君）　ほかに質疑はありませんか。

なければこれをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第八七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八一号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第八二号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第八三号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それではただいま御提案がありました六件について順次厚生委員会の審査報告をしてまいります。

まず議案第八一号でございますけれども、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これは健康保険法、あるいは船員保険法、あるいは国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法等それらの規定によりまして、資格喪失後でも六カ月は助産費の支給を受けられることになっております。ところがその後国保に入った場合におきましてもさらに国保の方からも支給を受けられる、こういう状況が出てまいりまして、助産費の支給を国保、あるいは国保以外の前に加入しておりましたそれぞれの保険によって支給を受ける、こういうことを防ぐために、本条例を一項加えて、各種保険法と国保とも、ともに適用される場合には、各種保険法を優先をする、こういうような規定にしたものであります。このことは、国民健康保険法の第五十六条の定めによりまして、各種保険法、国保ともに適用の資格がある場合には、各種保険法の適用が優先することになっている、というふうになっております。ことを付言しておきたいと思います。

ちなみに昭和五十二年度の助産費支給件数は、三百五十七件だそうであります。そのうち重複をして支給をされたものは一件、また五十一年度以外の過去の例でも、大体年間に一、二件の重複件数であるそうであります。本年度の分をちなみに御報告を申し上げておきますと、本年度は若干多くなっておりまして、現在までに二件の重複支給が行われている、こういう状況であります。これらをなくすための条例改定でございます。

以上御報告申し上げました。よろしく御審議をいただきますようにお願い申し上げます。

続いて議案第八二号に入らせていただきます。日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、

本条例は、五十六歳以上の御老人で、六カ月以上寝たきりの方々に対しての手当支給条例であります。今回、東京都の条例の一部改正によりまして、従来の月一万五百円のものを、千円の増額をいたしまして月一万一千五百円、これに関連をいたしまして、市条例の一部を改正するものであります。以上よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第八三号であります。日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、本件は、日本信販より寄付を受けた敷地面積七百七十三・九一平米、建物の面積が百十一・五八平米で、ホール一、和室二を具備しているものであります。これを四十番目の日野市立地区センターとして、地区センター条例に加えようとするものであります。この中では若干の質疑がありましたので、御説明、御報告をしておきたいと思いますけれども、まず一番目に、現行のように土地、建物まで開発業社に寄付をさせることは、その開発費を、買い求めて住む住民にあたかも使用権があるやの錯覚を持たれて、地区センター本来の運営に支障をもたらすのではないか、建物だけでも市財政でできないのか、こういう質問が出ておりますが、これに対する答弁といたしまして、個指摘には沿いかねる、いわゆる市財政で建物だけを建てるというようなことは、こういう場合にはできかねる、ただ、地区センター本来の運営については、本年度運営費の増加なども行いながら、関係職員の指導のもとに、遺憾のないよう努力をしていく、こういう答弁がなされております。厚生委員会といたしましては、全会一致、原案可決と決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

次に議案第八四号でありますが、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本件も都の条例改定によります月額六千五百円であったものを、五百円の増額をして、月七千円にアップをするものであります。これに関係をして、市独自での支給部分に対する都条例に準じての改正、これらを含めての条例変更でございます。同じく厚生委員会といたしまして、慎重審議をいたしました結果、全会一致、原案可決をいたしました。よろしくお願いをいたします。

次に議案第八五号でありますが、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本遊び場につきましては、八月の一日からすでに供用されているものでありますが、吹上の豊田第一コーポに隣接する面積百九十六平米ほどのものであります。これを「黒川こども広場」として日野市遊び場条例に加えるものであります。厚生委員会は全会一致原案どおり可決をいたしました。

議案第八六号でありますが、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例で定められている第五条関係、災害弔慰金の額及び第十条関係、災害援護資金の限度額を、それぞれ議案書のとおり引き上げるものであります。特に厚生委員会、質疑はございませんでした。厚生委員会といたしまして、全会一致、原案どおり可決をいたしております。

以上六点につきましての御報告を申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。

谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　この八二号議案の老人福祉手当の件について、この臥床老人の年齢、これを五十六歳と言われたように記憶しておるんですけれども、その点いかがですか。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　失礼しました。六十五歳以上と申し上げたつもりでしたけれども、間違いでした。済みません。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は、原案可決であります。本六件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八一号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第八二号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第八三号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第八五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（島村孝志君）　議案第八八号についての御報告を申し上げます。昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号についてであります。歳入歳出ともに補正額二百九十三万五千円であります。

歳入の二百九十三万五千円は、すべて前年度繰越金であります。

歳出につきましては、国保税本決定作業のための臨時職員の

雇い上げ費、五十二年度助産費見込増によります都返還金、予備費であります。

以上、厚生委員会といたしまして、全会一致可決を見ております。よろしくどうぞ御審議をお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九一号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九一号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　最初に昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号の審査報告を申し上げます。都市計画特別会計の補正は、歳入歳出とも二千三百四十七万一千円でございます。歳入の主なものは、区画整理管理費、それから神明上区画整理事業の両方の繰越金が主なものでございます。それと、いまの神明上の保留地の入札の保証金でございます。歳出の方は、これを予備費に充当いたしております。慎重審議をいたしました結果、全会一致で原案可決でございます。

続きまして、五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算の第二号でございます。歳入歳出とも四百三万三千円でございます。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金、また、前年度の繰越金でございます。支出は主に汚泥ポンプの修理、その他の修理代でございます。それからいま一つが、水道の補償費でございます。こちらも慎重審査の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号でございます。補正の総額が一万三千円でございます。これも慎

重審査の結果、全会一致で可決いたしました。以上三件、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九一号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九三号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　続きまして議案九三号、市道路線の一部廃止についての審査報告をいたします。

この市道路線の一部廃止は、仮称の第十六小学校の予定地内と、それから南平小学校の敷地内にあるものでございます。委員全体で現地を見ましたところ、これは全会一致で原案可決でございます。

引き続きまして、議案第九四号、市道路線の廃止についてでございます。九四号は、これも仮称十六小と南平小学校にあるものでございます。これは全線廃止でございます。これも現地視察の上、慎重審査の結果、全会一致で可決いたしました。

以上二件を全会一致で可決いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　議案九四号の百草の八九六の一九番から同八九六の一番地へ行く地点なんですが、この地点を廃止すること自体には、自分は問題はないんではないかと思うんですが、こういうのを、廃道を先に認めて、次にこれにかわり得る何か道路の問題は御検討なされたかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。ただいまのは、百草の八九六からのやつでございますね。（「そうです」と呼ぶ者あり）これも現地を見て、後、審査したんですけれども、ただいま石坂議員さんの御質問の後で、現在路線があって後でなくなるというようなことについては、別段質問もなかったのでございます。特別に審査をその件についてはいたしませんでした。
○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。
○十七番（石坂勝雄君）　これはやはり十六小というか、十六メートル道路というんですか、今度、いま通っているところの境界を乗り越える道路の何というか、百草と三沢の中腹とおねの間にあった道路だと自分は思うんですが、こういう市の場合には、何か廃道だけを認めて、いま既設にできてる道路だけを認定というか、開発行為等でできたのでいいのか、いわゆる既存の部落というか、そういうところのつけかえなり改修というようなことを考えないのかどうか。そういう点の、くどいようなんですが、御検討なされませんでしたか。
○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　ただいまの御質問でございますが、ここは先ほども報告の中で申し上げたとおり、十六小の予定地にあるので、造成をしてからこういうものはつけかえていく、というような御説明でございますので、深入った討議はなされませんでした。ただ、現地等での委員のお話は、非常にこの地域、要するにりっぱな道路ができているのに、これを整地をしてつけかえるというのは、非常にもったいないような話である、というようなお話はございましたけれども、その程度でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　委員長さんにお尋ねしますが、議案第九三号の寺ノ下六号線というのは、現地を視察されて、南平小学校敷地内にあったというようなお話ですけれども、六月議会のときに、体育館の建設に当たって佐々木議員が質問したときに、体育館のところに道路があるというような回答があったんですけれども、また、図面で見るとそこのように思われますけれども、その点いかがですか。
○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。この南平小学校内は現地を見ましたところ、すでに体育館の工事が始っておりますし、また学校の方はできておりますので、特段ここにあったという道路のはっきりしたところはわかりませんでした。そういうわけで特段、委員会としても問題として取り上げませんでした。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　この体育館というのは、学校の体育館ではなく、西側に目下建築中の体育館なわけですか。
○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　南平小学校の西側の体育館のいま工事中のところを見たわけでございますけれども、いま基礎工事をやっておりまして、またその出した土が一面に盛られております。そういった関係でここにあったということがはっきりと打ち出せなかったわけでございます。そういうわけで特別に問題として取り上げなかった、こういうことでございます。
○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　この体育館は、約一年も前から建設されるということはわかっていたわけでありまして、それで早ければ予算編成の時期が秋から始まるわけですから、十二月の定例議会にこれは提出されるべきものだと思ったんですが、少なくともこれは遅くとも三月の議会には提案されて、それで用途廃止の議決をして、それから工事にかかるべきだったと思うんですが。
なお南平小学校は、敷地の買収が昭和四十八年十二月二十七日に終了しているわけでありまして、それで学校の新築工事の契約がなされたのが昭和四十九年五月二日ですから、三月議会に当然道路廃止の議案が出されて、そしてその後工事を始めるべきであったのにもかかわらず、四年半も放置されて、そしていまになって提案されたわけですけれども、こうした遅くなった理由について理事者側はどういう理由だったか、その点を。
○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　いま高橋議員さんからの質問の件につきましては、特段どうして提案が遅くなったとか、そういうことを委員会としても理事者を呼んで特段聞きませんでした。また提案が遅かったことについてお尋ねの件は、担当の方からお答えを願った方が妥当である、こう思います。よろしく。
○議長（秦　正一君）　建設部長。
○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問についてお答え申し上げます。この敷地内に赤道が発見されましたので、急遽計上したわけでございます。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　最近になって発見されて急遽やったということは、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが・・・。もし市民がわからなくてやった場合、発見がおくれたということで市の方でそれを認めますかどうか。これは市長に対してちょっとお尋ねしますが、市長は市民に対

して、中高層指導基準を守るというようなことをきびしく言っておりますが、議案九三、九四のこの市道廃止の件については、着工前にすべきを何年も後になってやったというんですね。それで市長は私の、私事を言っては大変失礼なんですが、建てたマンションについては、敷地内に農道があって、これは私は昭和五十一年の十二月の議会において廃道の議決はいただいております。そしてその後払い下げの手続もやってあるわけです。市長は、公道が払い下げを終わって完全に建て主のものでなければ建築をしてはいけない、というようなことを言っておりますが、しかしそうした指導基準の中にはそういうことは書いてないわけです。

それで市長は、高橋さんは議員であるから道義の上から言ってもそれを守らなければならない、ということをしきりに言っているわけですが、しかしそれでは市長さんが道義をりっぱに守ってきたかどうかということですね。りっぱに守ってきたならばそういうことも言えると思うわけですが。聞くところによると、平山台の区画整理については、議員のときには率先してそれは反対して、そして道路を隣接のところに、最初は計画になかったところに保留地をつぶしてそこにつけさせた。そして私がつけたんではなくて、隣の人が、養鶏をやっていると臭いのでそこに道路をつけてもらいたい、というふうなことでつけたということを私は聞いているんです。しかしある人がその隣の地主に聞いたところ、「いや、森田さんの方でつけたいけれどもどうだ。」と言われたので、私とすればつけてもらえばなお便利であるから賛成したわけで、私の方から言ったのではない、ということをその人が言っているわけなんですね。なお続きの保留地を時価の何分の幾つかという安い価格で買われたというんだけれども、譲渡を受けたというんだけれども、そのときの条件が、養鶏のためにどうしても広く土地がいるんだと・・・・（「関係ない」と呼ぶ者あり）そういうことで受けたんだそうですけれども、その後市長になられて、そのときはもうすでに養鶏はやめられて、最初のそうした目的とは全然違っていたと。道義的から言えば、そういうときは最初のなにに反しているんだからこれは辞退すべきであったのにもかかわらず、それを買われたと。そしてその後その土地の一画を時価で譲られた、というような話も聞いているんですが。

さらに森田市長さんは、革新市政はガラス張りだというようなことを言って、やみ取引はないというようなことを言っているわけですが、去る三月の議会に助役の提案がなされたときに、議会の方に預けられてその間空白があったんだけれども、その間私に対して、「この議案に賛成すれば高橋さんのマンションの赤道の件はパスしてやります。」というようなことを言っている。（「そんなことを言ったのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）そうしたことを政治の取引の具にするということは、私は道義的にいってもこれは非常にまずいことじゃないかと私は思います。

そういうことをやっておきながら私にだけ対して「道義上、君は市会議員だから」そういうことを言っているわけですね。しかしそういうような、払い下げてそれが個人のものにならなければ建ててはいけない、というようなことは書いてないにもかかわらず、そういうことを言っていられるわけです。特にこれは最近、市長のこの間の報告によれば、中高層建築指導基準あるいは開発要綱等を一本化するというようなことになって、もし違反したような者があれば広報に載せる、というようなことも書いてあるわけですが、今後、公共施設のところにおいてまだ道路等の廃止がやってない、そういうことを無視して市長が建てたということが今後出た場合、やはりそうした広報に出して市民の前に陳謝するかどうか、そういう点をちょっとお尋ねいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ただいま市道路線の廃止の議案の委員長報告に対する質問としては、ちょっと適当でないと思うんです。といいますのは、前市長時代の事柄で、しかも過去の議会内での経過の中でその白黒ははっきりしているわけです。その問題もあえてここで持ち出してしかもこの市道路線の廃止の議案にひっかけた形で、委員長に対する質問というよりもむしろ理事者に対する質問をしている、これは委員長報告に対する質問を大きく逸脱しているものだろうと思うんですね。そういう点では議長よろしく取り計らっていただきたい。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君の質問についてただいま米沢議員の方から発言がありましたわけですけれども、特別市長の方から何か答弁ありますか。あれば一言。

○市長（森田喜美男君）　公職にある者はまさにガラス張りで、不透明なものがあってはいけない、これは全くそのとおりであるというふうに私自身も身を持しております。したがって何か言われましたことは、これは全く私として弁明等を必要とすることではありません。

それからあなた個自身のこととひっかけて問われておるわけですが、本来、公に属する土地を公が使うか、私が使うか、ということのけじめというものはきびしくしなければならない、このように私も考えております。そのように今後も指導してまいります。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　そういったことをきびしくすると言っているわけですけれども、きびしくやってないのが現在ではないかと。きびしくするならばすでにそうした手続をやってなければならないと思うんですがね。これは道路法の第十条の第一項とかそういうものにも違反しているし、また議

会の議決を得なければならなかったのに議決もしなかった。学校等は中高層になると思うんだけれども、そうした指導基準にもみずから反しているというわけですね。

○議長（秦　正一君）　高橋議員、質問ですか。

○二十七番（高橋通夫君）　それで今度は委員長に対して申し上げますが、こうしたいろいろな違反をしていた市長に対して、委員会としては何か勧告するとか、というようなことがあったかどうか、その点。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。当委員会にはそういった特別な議案もかかっておりません。そういうわけでいま御質問のことについては、委員会としては一切審議をいたしませんでした。

○議長（秦　正一君）　これをもって質疑を（「まだあります」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　議長に対して質問しますが、（「委員長報告に対しての質問だ」と呼ぶ者あり）委員長の報告がなかったので、それだから議長の答弁を求めるわけですが、市長がそうした重大な道路法の十条の一項とか、中高層基準法に違反して議会を軽視しているというそうしたことに対して、私は道路法に従って廃道の議決もいただいている。そういうことにかかわらず市長はそういうこともやってない。そうしたりまた中高層基準にも違反しているわけですけれども、こうしたことに対して、私に対しては副議長の辞職勧告をやったわけですけれども、市長に対してはどういう勧告をされるつもりなのか。そういう点について私は（発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　議長に対する質問ということで高橋通夫君から発言あったわけですけれども、私は理事者ではありません。先ほど市長からも何か答弁があったようです。この道路廃止について認定というのか、廃止のやり方こういったものについては、公共性のものとそれから私的なものと、このように二つに分けて先ほど答弁したようです。公共的なものであればこれはもちろん公共の用に供するわけですから、若干そういったところには弾力性があるだろうし、また私的な関係においてはこれはきびしくやっていかなければいかん、このように言っているわけですから、議長の腹として別にほかにあれはありません。（「議長」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　議長、それはおかしいと思うんですね。そうした違反している人に、公に対してはでたらめでもいいとか、市民に対してはきびしさを強制するというようなことはいけない。納得できないと思うんですね。市長は、市民の暮らしと命を守るなんて言っているけれども、市民の暮らしと命を脅かしているわけだ。そして市民だけをきびしくして、市に対してはそれでいいということはないと思うんです。この前の平山の（「議長、整理」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　高橋議員、議長に質問ですか。私は理事者ではありませんよ、議会人ですから。先ほどの市長の発言を一応高橋議員は受けたわけでしょう。本来は委員長報告に対しての質問の場なんですよ。あえて市長ということなんで私は市長に答弁させたわけです。

○二十七番（高橋通夫君）　それでは市長に質問します。市長は市民にだけきびしく言って、みずから範を示さなければならないと思うんだけれども、その点はどう考えているか。（「議長、議事進行」「質問中はだめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長、答弁ありますか。簡明に願います。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の趣旨はよくわかります。なるべく間違いのないようにやっていきたいということであります。（「元気よく言わなければだめだ、はっきりと。元気を出せ、元気を」と呼ぶ者あり）いや、なるべく間違いのないようにやっていきたいということであります。ですから今までやっていることに間違いはそうなかったと思っておりますが、今後とも間違いのないようにやっていきます。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　市長に質問しますが、そういう（「委員長はどうなんだ、委員長は」と呼ぶ者あり）委員長に質問できないから市長に質問しているわけだよ。（委員長どうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）委員長に回答ができないから市長に質問しているのに・・・（「議長、整理しろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）市長がみずからしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）市長がみずから自分で決めたそうした指導基準なりあるいは国の道路法を無視して、そして市民に守れ、守れということは、あたかも卑近な例を申し上げれば、交通違反を取り締っているところで警察署長がすごいスピード違反をやったり、あるいは酔っぱらい運転をやって大事故を起こしたと同じようなことで、そういうことで市民の正しい指導ができるかと私は思いますね、そうした行政が正しくできるかどうか、そういう点について御回答を願いたい。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま挙げられた例とは全く違うと思います。なるべく間違いのないようにやっていきたいということであります。したがって私の言っていることに間違いはないと思っておりますし、なお今後も正しさを求めて一生懸命に務めてまいります。（「がんばれよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君、質問でなければ意見はこの次にありますから・・・。（「会議規則にのっとって注意したらいいじゃないの」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　この議案に対して市長が道路法違反、あるいは中高層の指導基準に違反しているにもかかわらず、これに対して議会として何ら処置をしないということでありますが、しかしこの前の議会において私がこのマンションの中にある道路に対して払い下げが完了して、建て主のものにならなければ建てていけない、というようなことが、これが議員として道義上いけないとか、そういうことであるから許可ができない、ということですけれども、そういうことは指導基準にも書いていないわけです。そうしたことが別に違反でないにもかかわらず、市長が違反というような説明があったので、そういうときにおいて慎重に審議をしないで、市長の言うことをうのみにして、そして私が指導基準に違反した、というようなことで私に対して副議長の辞任の勧告の決議を行ったということは、これは間違っていることであって、私はそういう間違った議決は取り消してもらいたい、ということを議長にお願いします。

○議長（秦　正一君）　どなたに意見ですか。

○二十七番（高橋通夫君）　議長にお願いするわけです。

（「意見だからいいよ」「回答いらないよ」と呼ぶ者あり、その他発言するもの多し）（笑声）

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九三号、市道路線の一部廃止、議案第九四号、市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

（「議長、議事進行」「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第九五号、市道路線の認定の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　引き続いて議案第九五号の市道路線の認定についての審査報告をいたします。この議案は一番先の日野六十二号線は新町の日野保育園の隣りの道路でございます。現に公共の用に供しておる道路でございます。それから次の日野六十三号線は先ほど予算としての議案にありました市営住宅の建設に伴うこの地域の進入路と、それから外周道路でございます。それから次の高幡台一号線から十路線は日本住宅公団の高幡台団地と百草台団地の進入路及び外周道路でございます。この議案につきましては二十六

日の委員会にも全員で現地視察いたしましたところ、百草団地高幡団地の外周道路につきましては、非常に草も生えておりますし、歩道等も非常にいたんでいる、ということで委員会としてこのまま認定することはむずかしいんじゃないか、ということで関係の建設部にいろいろと申し上げまして、後日公団を呼びまして、そして完全に修理をさせる状態で、それからの認定でも遅くはないんじゃないか、ということで一応二十六日の委員会では継続といたしまして、本日は朝九時三十分から都市整備産業建設委員会を開きまして、そして理事者よりの交渉についての説明を受けました。その説明の中でこの移管については、これは二十八日に日本住宅公団より田谷工事係長外四名ほど市の方に来ていただきまして、そして建設部長初め担当の方と交渉させました。移管については市の要望どおり手直しをしてから市に引き継ぐということでございます。そしてこの中で視察の日には草ぼうぼうであったわけですが、たまたま年二回草刈りを行っているということで、翌日草刈りが行われたそうでございます。こういうことで今後担当の方ではなお手直し等について公団の方とよく見守っていって、移管をしていただく、こういうふうなことでございますので、全会一致で本日この議案を可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

なおこの可決に当たりまして委員の方々の意見は、こういうように議会に議案が提出されまして、そして委員が現地を視察してから手直しをするとか、何とかいうことで関係の方にかけ合ってそして直すようにする前に、議案を提出する前にこういう問題は理事者側の方で交渉をしていただいて、そしてよく話がついてから議案に載せるべきである、というような御意見が出されております。以上慎重審議をいたしました結果、原案のとおり可決されました。よろしく審査のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　簡単な点で質問をいたします。市道高幡台一号線から百草台六号線に至る認定について、いま委員長から詳しい報告がございましたので、委員会の努力された点がよくわかったわけでございます。さらに細かい点で質問したいと思います。

九月二十八日にその公団と市が協議というか、話し合いした際に、市としては抽象的に今後市が要求するところは直させる、ということだったのか、たとえばガードレールとか歩道とか街灯とか具体的な点を指示して、公団が回答したから了となったのか、その辺のことについてのお答えをいただきたいと思います。もし具体的な打ち合わせをしているならば、どういう点をどう直す、ということに決ったのか、その点も合わせてお答え願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（恩住芳雄君）　竹ノ上議員さんからの御質問でございますが、けさの担当の方からの説明では先ほど申し上げましたとおり、歩道とかそういった、現在これを見てかなり悪いところもございます。そういったところいろいろと市側の方で申し上げたところ市の要望に従って手直しする、これについて今後市の方も直すことについては直接指導してやっていく、このような答弁でございました。あともし細かい点でございましたら建設部長も交渉に立ち合っておりましたのでそちらから答弁をしていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　担当部長に質問しておきたいと思いますけれども、今後住民とか関連自治会とか、そういうところで市に移管するまでにこれこれの歩道、ガードレール、街路灯、がけ崩れの補修といいますか、安全か、こういった点を指摘すれば公団はやってくれるということになっているのかどうか、その辺について部長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えをいたします。公団との交渉の結果は十月の初旬早い機会に公団の担当と、市の担当と現地で損傷個所、修理すべき個所を検討して、ここをこうしろというような指示をするということで、近く立ち合いの上で調査することになっております。なおその付近住民についての意向ということは現在のところ考えておりません。市が道路の管理者として、また安全対策上どうしても必要な、という判断のもとに今後公団と交渉するわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いまの答弁に関連して質問したいと思うんですけれど、若干の要望になると思いますけどね、前回の一般質問のときにもちょっと私市側の答弁で奇異に思ったんですが、関係住民の意見はたった一人しか聞かないで市が勝手に、ここは危険だとか、安全だということを決めて、どうも公団と交渉する、という傾向があるように思います。そういう点では移管後にまた住民と市との間にいろいろな問題が起こってまいりますので、事前にそういう問題が起こらないような対策を市がとった方が今後のためにもいいのではないかと思います。ですからこの移管までに十月初旬にそういう打ち合わせをするなら、ぜひ関連自治会等の意見を聞いていただいて、これを市側の意見として公団にいろいろ完備させてから移管すると、こういうことをぜひ今後は配慮してもらいたいと思うわけです。その点について部長の方で努力されるかどうか、一言質問したいと思います。部長にお願いします。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　従来そうした取り扱いをしておりません。市の安全対策上公団と協議の上決定するわけでございますが、なおそうした強い要望があれば検討してみたいと思います。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま委員長の報告を聞いておりまして、この認定と移管を受けるということとはまた切り離したお考えなので、私もこういうことの手続上の問題わからないんですが、たとえば、大体この道路というのは十年経過しているんですけれども、認定しなかった場合と認定したのとどういう特に安全対策上なり何かに差異が出てくるんですか。認定してなければ、たとえば責任の分野がどうだとか、認定しなくても現実に十年経過してきたところを見ると、どういう差異が出てくるんですか。認定しなければ歩道をきちっとしろとか、草が生い茂ってきているのを刈れというようなことはできないんですか、この点をお聞きしたい、審議されましたか、その点のことを。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。いま石坂議員さんの御質問の件でございますが、市道の認定と移管とは違うということでございますが、そのとおりだそうでございます。そしてこのただいまの議案の件については、九年とか十年経過しておるそうでございます。やはりこの回りにつきまして市道として認定をしないと非常に困る人もあるんだそうでございます。この出入り関係で、公団の人じゃなくてほかにも困るということもあるんだそうでございます。別段これについて特段の論議はなされなかったんですけれども、聞き及びしところはそういうことでございます。なお明細な点については建設部長の方から、よく存じておりますので、そちらから答弁お願いします。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　道路の認定行為は道路の今後の管理を市がする、ということでございます。したがいまして認定してない道路につきましては市は管理をする責任は負いません。したがってそこに起きた事故等につきましても市の責任はない。したがってまた管理ですから、草を刈るとか、補修をするとか、ということも市は行っておりません。認定行為によって初めて責任の所在がはっきり市に移るわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　建設部長のいま答えというより、委員会でそういう点になると認定をすると市の責任になる、認定しないと市の責任でないということの中で、実際そういうことになれば、不完備なものなら認定しないでいた方がいい

いんじゃないか、という点を自分は指摘をしたいんですが、そうなるとおそらく十年間の歳月の中でそれに隣接している地主がおそらくそういう認定をしないがために不利益をこうむった、ということからいけばおそらくあの道路の建設に当っての条件ではないかと思うんですね、そういう点ではその人は非常に迷惑をこうむってきている、十年間というか、二、三年で少なくてもできると仮定した場合には七年間でも迷惑してきた、ということでその人に対して認定する場合が、市とすれば、市が早く言えば責任を追及されるとか、逆に言えば公団に対してそういう精神的な補償とか、そういうような問題の審議はなされましたか。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。ただいまの質問でございますが、いろいろとこの認定をいたしますと、部長からの説明のとおり市の方で今後の管理、そういったものをしていかなければならないと、そういうために委員会といたしましても簡単にこのまま引き受けてしまっては大変だ、市のまた税金ですぐ引き受けたら直さなければならない、そういう意味から継続ということで公団側と折衝もしていただいた、こういうことが委員会の中での状況でございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　自分はこういう認定の道路というのは、こういう市のことを考えると少なくてもあれだけの百草団地、高幡団地の大きな開発行為の中で十年間道路が認定されなかったということが、市はいろいろな管理責任がないからいいという立場で立てるかもしらんけれども、いまの質疑を通して考えると今後こういう問題というのは、今後はあり得ないかもしれないけれども、よほどやっぱりすみやかにやるということが、むしろ市民サービスではないかと、そういう意見を自分は述べておきます。

○議長（秦　正一君）　次に、米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　先ほどの竹ノ上議員に対する部長答弁に関連して一言意見を述べておきたいと思いますが、先ほど竹ノ上議員からあの周辺の道路、歩道や街路灯、あるいはがけ崩れ等の危険個所の補修等々、関係住民の意見を聞いて、それを公団側に反映するようにと、こういう当然の要望に対して、どうも建設部長の答弁は、ついでがあればというか、もともとは市が管理する道路だから、市の責任で公団と交渉するんだと、これが基本なんだと、しかしあえて強い意見があればそれも検討する、という姿勢なんですね。私はそれは逆さまだろうと思うんですね。道路を現に日常、ふだんに利用するのは関係住民ですから、その関係住民、市民が実際日常生活の中で困らないように、より利便が図れるように、積極的に市民の意見を聞いて、それを公団に反映させる。これは当然だと思うんですね。単にこの問題だけじゃなくて、行政すべてにわたってそういうことが言えると思うんですけれども、やはり基本はあくまでも関係住民、市民の意見に基づいて、具体的な施策を打ち出していく、あるいは対外折衝をやっていく、こういうやはり基本的な姿勢に立たなきゃ困る、こういうふうに思うんですね。この点ちょっと気になりましたので、この機会にあえて意見を述べておきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第九五号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後九時二十四分休憩

午後十時　三　分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七九号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会件決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。

特別会計決算特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－四七号、市営バス運行路線新設の件に関する請願、請願第五三－四八号、市内循環バス運行路線新設の件に関する請願、請願第五三－五五号、不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。請願第五三－四七号、同じく五三－四八号、五三－五五号、いずれも今議会に付託された請願でございます。五三－四七号、それから五三－四八号については、同趣旨の内容でございますので、審査を一括議題として行ったわけでございます。本会議でも、一般質問のとき論議のあった問題でもありますが、市役所への連絡便と申しますか、バスの運行の利便を図るということや、市内の公共施設への交通の利便を図るべく、市内循環バス路線を新設してほしい、という内容のものでございます。百草の地域、落川の地域からそれぞれ提出されたものでございます。委員会で審査を行った結果、全会一致採択すべきものと決定いたしました。審査経過の中で、市営のバスを運行する、あるいは市内循環バスを新設するということについて、担当部局の説明がやや消極的な説明があったわけでありますが、各委員からもっと住民の足を確保するという立場から交通問題を積極的に取り上げるべきだ、という強い意見が述べられております。また民間バスにおいても公共的な役割りを持った側面もあるということや、市営のバスを走らせるということによって、民間バスの権益を阻害するというものではない、全市的な交通網の確立という観点から、積極的な努力を行ってほしい、という意見が述べられております。

続いて五三－五五号でありますが、公団経営の改善を求めるという内容のものでございます。この請願内容は、ただ単に家賃の値上げに反対するということだけではございません。家賃の値上げが、合理性と社会的相当性を持つ範囲内ではこれを検討しよう、という考えを持った内容となっております。委員会での審議の結果、これも採択と決定いたしました。よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、採択であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三－四七号、市営バス運行路線新設に関する請願、請願第五三－四八号、市内循環バス運行路線新設の件に関する請願、請願第五三－五五号、不当な公団住宅の家賃値上げに反対し公団経営の改善を求めるための意見書採択を願う請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－二六号、日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　請願第五三－二六号は、日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情であります。陳情の提出者は、第四中学校のＰＴＡの会長で、日野市多摩平三－一一－一、公住二三二－四〇一にお住まいの藤原康子さんから提出されたものであります。いろんな市の総合計画もあるやに聞き及びますが、文教委員会といたしましては、一中の校庭面積、二中の校庭面積、三中、四中、七生中学、三沢中学等の校庭の面積に比べて、第四中学校の面積は、ほかの学校に比べると狭いという点もあるし、請願者の陳情の趣意に沿って、全員一致で採択いたしました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三－二六号、日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－二〇号、市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願、請願第五三－三三号、固定資産税の課税基準増額反対に関する請願、請願第五三－三四号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請

願第五三ー五一号、旧日野市役所（五号館）一部借用の件に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三ー八号、教育費の父母負担軽減要求に関する請願、請願第五三ー九号、日野市に市民会館、郷土館、科学センター、技術センターを早期に建設促進に関する請願、請願第五三ー一〇号、稲久保小学校通学路整備に関する請願、請願第五三ー四五号、市立日野第四小学校校舎増築に関する請願、請願第五三ー四六号、四小通学路整備に関する請願、請願第五三ー五〇号、市立幼稚園二年保育等実施に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三ー三号、高層住宅建設反対に関する請願、請願第五三ー一五号、滝合学童クラブ定員増に関する請願、請願第五三ー一七号、学童クラブ希望者増に関する請願、請願第五三ー四〇号、地区センター増築を願う陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三ー二三号、側溝の泥土除去について陳情、請願第五三ー二七号、下水道問題解決に関する請願、請願第五三ー三〇号、第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願、請願第五三ー三五号、一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願、請願第五三ー三六号、三沢九一二ー五、九、一〇、一一、の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情、請願第五三ー三七号、排水対策に関する請願、請願第五三ー三八号、日野市内に大型店等進出阻止に関する請願、請願第五三ー三九号、集中豪雨による浸水対策と緊急時排水対策の促進について陳情、請願第五三ー四一号、保留地確保依頼の件に関する請願、請願第五三ー四二号、宅地造成途中の土砂崩れによる被害防止に関する請願、請願第五三ー四三号、道路拡幅と舗装についての請願、請願第五三ー四四号、流域下水道建設反対に関する陳情、請願第五三ー四九号、公道並みの私道舗装に関する請願、請願第五三ー五二号、公共下水道の早期施設設置とその間の応急対策に関する請願、請願第五三ー五三号、日野市産業祭商工展補助金増額に関する請願、請願第五三ー五四号、下水路整備改善に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五三ー一三号、子供の公園設置の請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し

出がありましたので、厚生委員長より報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　請願第五三－一三号、子供の公園設置の請願についてでございますけれども、付託をされました厚生委員会といたしまして、何回かにわたりまして、この請願については、慎重に審議をしてまいりました。

一番最終的には、つい先日の八月三十一日の厚生委員会におきまして、るる審議をしてる経過の中で、取り下げというふうになったわけですけれども、当委員会といたしまして、審査をした経過を若干御報告申し上げたいと思いますけれども、このいわゆる請願の中に書いてあります地域、日野万という部分でよろしいんですか、請願者の代表者の方は、日野市日野八三六－五というふうに書いてありますが、この指定されております四小の前の空き地を子供の遊び場にしてほしい、こういう請願の趣旨ですけれども、担当部局からの説明資料をいただきまして、るる説明をいただいたわけですけれども、日野市全体を見渡した場合に、この地域については、特に子供の遊び場という点で、他の地域と比較をして見劣りをしていない。全市的にはもちろん必ずしも子供の遊び場がすべて設置をされて非常に満たされているというわけにはまいりませんけれども、そういう状況の中でも、日野市全体の見合いの中で、この地域にはどうしても他の地域との見合いで設置をしなければならないというような状態ではない、こう説明を実は配置図等をいただきまして、説明をいただいたわけであります。さらには、指定をされておりますこの四小の前の空き地につきましては、この土地の持ち主の一身上の事情によりまして、なかなかこの請願に書いてあるように、市が払い下げを受ける、あるいはお借りをする、こういった状況にないわけであります。個人的な問題になりますので、それ以上の細目については、説明を省略をいたしますけれども、そういう事情にない。これらの事情をそれぞれ考えまして、委員会といたしまして、るる審議を続けたわけですけれども、請願の趣旨そのもの、指定された場所を子供の公園設置に、あるいは遊び場に、というふうにしてまいりますと、委員会としては不採択にせざるを得ない。ところが一方、この場所を外して考えた場合には、全市的な見合いの中で、かなり他の地域よりも満たされてはいるといいながら、まだまだこれで十分だ、というような場所でもない。したがいまして一般論としては、趣旨採択というような意見もございました。また、他の面で特に指定がしてある以上は、いたずらに請願を採択すれば、請願者に期待感だけを与えてしまう、こういった意見もありました。それらのこういった意見を勘案しながら、委員会といたしまして、るる相談をしたわけですけれども、特に不採択にしてしまうことよりも、理事者側に委員会の意向というものを十分くんでいただきながら、この地域に限らず、子供の遊び

場については、さらに発展をさせていただく、こういう理解を、委員会の議論の経過を踏まえて十分知っていただく、そしてこの請願の扱いについては、できるならば、場所を指定したということも含めて、この場所がだめなわけですから、取り下げていただけないだろうか、こういう委員会の中での空気が煮詰まってまいりました。そこでこの請願者は、先ほど申し上げた日野市日野八三六－五、山本肇さん外十九名、紹介議員は滝瀬敏朗議員、黒川重憲議員、本間久議員になっておりますが、たまたま厚生委員会にこの紹介議員の中の一名の方が入っておりました関係で、厚生委員会として紹介議員という立場でこの請願者と話し合いをしてもらえないだろうか、こういったことを実は話をしたわけです。そこで暫時、厚生委員会を休憩をしようということになりまして、休憩後、再開をした中で紹介議員でありますす本間議員の方から、「休憩中に請願者とる話をした。そういう中で特に場所を指定をしたこの請願については、その場所がどうしてもこの持ち主の一身上の都合でだめだと。こういう事情の中で不採択にされるということよりも、取り下げることの方がよりいいんではないだろうか。」ということで、取り下げたい旨の連絡をいただきました。そこで当委員会といたしましては、本請願の審査をその時点で打ち切りました。ただし、打ち切りをしたけれども、子供の遊び場という点では、理事者の方は委員会の審議経過というものを十分尊重して前向きに対処してほしい、こういったことを申し上げながらこの請願について審議を打ち切ったわけであります。なおそういう経過を踏まえながら、正式には五十三年九月六日、請願の代表者山本肇さんから請願の取り下げの正式通知が事務局の方に届いておりますことを御報告を申し上げておきます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり本請願について取り下げることに御異議ありませんか。（「（「議長」と呼ぶ者あり）黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　御異議ありませんか、ということでございますので、この結果について私はとやかく言うつもりは毛頭ございません。最初に断っておきたいと思います。先ほど委員長の報告で、委員会で取り下げた方がいいんではないかという、こういう意見が大勢を占めていたと、そのために紹介議員の一人である本間議員に行ってもらったんだと、このような説明があったわけですが、本間議員に行ってもらうということは、これは委員会の決定でございますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　先ほども申し上げましたように、当委員会といたしまして取り下げていただくことがよりベターではないだろうか、こういう話の大勢になりましたので、厚生委員会としてたまたま紹介議員の一名の方が厚生委員会に所属をされていると、こういう状態を見まして、そうい

ったお話が厚生委員会の中で出てまいりました。それを踏まえて本間委員の方から、話をしてみようと、こういうことで暫時休憩をしてもらえないだろうか、ということで休憩になりまして、再開後、請願者との話し合いの結果が報告をされたと、こういう経過でございます。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　話が前後して大変恐縮でございますが、そうしますと本間議員が行くということは、委員の皆さんが了解をしたということで、そういうことでよろしいですか。改めてまたお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　私は少なくとも委員会の中で本間委員からそういった発言があった後、休憩をしたわけですから、全委員が承知をしていると、このように私は理解をしております。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　ちなみにもう一点お尋ねしますが、休憩したのはどのくらいの時間だったでございましょうか。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　明確に覚えておりません。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　この時点で委員会で、ほかにもいま委員長から名前を呼ばれました二名の紹介議員がいるわけですが、この方たちにたとえば一言話をした方がいいだろうと、こういった意見が出なかったかどうかお聞きします。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　委員会の中で特にそういった意見は出てまいりませんでした。私も申し上げませんでした。ただし、先ほど申し上げた休憩の時間の中で本間委員に対しては、同じ紹介議員である黒川議員と滝瀬議員には話をしておいた方がいいんではないだろうか、こういうアドバイスはしております。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　委員長がしたわけですか。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　さようでございます。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　わかりました。いま委員長の口からアドバイスをした方がいいだろうと、こういうお話があったわけですが、そのアドバイスどおりになっていないために私、いま質問をしているわけですが。私は大変小さな見過ごせば見過ごせるようなミスでございますが、これは大きな意味を含んでいると、このように考えているわけです。私たちが紹介議員

になるということ、これは請願の代表者が議員の皆さんに一人ずつ回って、そして複数の場合には名前を書いてもらうと、これが本来のたてまえでございます。しかし、中にはたった一人の紹介議員が最初になって、そして代表者が回れないために議員が議員を回って、そして紹介議員になってもらうと、こういうことは多々あることでございます。私たちも実際に請願代表者の名前を知らなくても、あるいはまた面識がなくても紹介議員になっている、その趣旨に賛同をしてなっている請願もたくさんあるわけでございます。こういった複数の場合の紹介議員がいる場合には、必ず複数のその人たちに了解を得ると、これが本来の請願のたてまえである、このように私は考えております。こういったことは委員会で全然問題にならなかったのかどうか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　ただいまの質問に対しましてお答えを申し上げますと、厚生委員会の報告ということよりもむしろ私個人の私見になるだろうと思いますので、報告をしてよろしいかどうか非常に疑問を感ずるわけですけれども、あえて私見でよろしいですか。厚生委員会、特に議論をしておりませんので、あえて言えと言えば私の私見にならざるを得ない。したがって厚生委員会ではそういった議論はしておりませんから、厚生委員会の結論では報告のしようがございません。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私はこの委員会をもう一度差し戻せと、そういったやぼなことは申しません。しかしほかの紹介議員は一言も相談もしないでこの決定をされたと、こういうことはなはだ私は遺憾だと。私は先ほど冒頭に申し上げたとおり、この結果についてはとやかく申し上げません。語願代表者が取り下げたいその旨あったことは、これはもう承知しております。ただし、その筋道として、私は複数の紹介者があった場合には、きちんとした筋を通すべきだと、このように私は考えているわけです。しかもこの請願は私が代表者からいただいて、（笑声）そして滝瀬議員と本間議員に持っていった請願です。それを除いて勝手に決めたということは私はなはだ遺憾である、このように（「議長」「いいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　私はいま黒川議員の言われたような事情の方については、全く存ぜぬところであります。よく話をするわけですけれども、紹介議員が三名いれば紹介議員三名ともどもその請願についてはそれぞれの責任を持っていらっしゃると、こういうふうに理解をしております。したがいまして、一名の紹介議員の方が責任を持って他の紹介議員といわゆるコンタクトを取りながら結末をつけることについて

は、厚生委員会の全く関知をしないところであります。したがいまして紹介議員三名でこの問題については処理をしていただく。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　ただいまの委員長の発言でございますが、そうしますと、すべての責任は本間議員にあると、このような理解でよろしゅうございますか。（笑声）厚生委員会は関知しない、紹介議員の一人である本間議員の責任である、このような解釈でよろしいですか。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　私はどなたに、どう責任があるということを申し上げる権利も権限もございません。事実を申し上げて、後は紹介議員三名がそれぞれの中で処理をしていただきたい、こう申し上げているんです。（「議長、私に関係することですから、それについてはっきり」「議長、答弁させてやってください」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　この問題につきましては、島村委員長の方から御報告があったとおりでありまして、厚生委員会の中では非常にむずかしい場所指定の問題であったと。したがってそのままいくと厚生委員会では不採択という形になってしまうと。ですからちょっと待ってくれということで、ちょっと時間をいただきまして、いわゆる請願代表者と話をしてみましょうということで、話をしました。そうしたら、「そういう事情でしたら取り下げてください。」ということですので、その旨厚生委員会に報告しました。そのときはまだ厚生委員会として取り下げですから決定するとか何とかの問題じゃないわけですから、その後、黒川議員に対して、実は取り下げるということで本人に言ったんだと、なぜ相談しなかった、と言われましたね。ところがそういういとまが私にはなかった。それで滝瀬議員に対しても実はやはり正式に文書が出る前に、こういうことになりました、という報告はこの前、しました。それはたしか黒川さんにしても、滝瀬さんにしても庁舎の中でしたわけです。そういう事情の中で私の方からは請願代表者に対して、「もしいろいろと問題があると困りますので、各紹介議員さんに対してお礼方々話をしておいてください。」と、このように申しておきました。

○議長（秦　正一君）　今後いろいろ紹介議員のそういう面で連絡を取ってやってください。お願いします。

ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三ー一三号、子供の公園設置の件は、取り下げることに決定いたしました。

次に日程第五二、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五三、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五四、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

本件について委員長より中間報告をしたい旨、申し出がありますので、委員長の発言を許可します。

〔農林水産省跡地利用対策特別委員長登壇〕

○農林水産省跡地利用対策特別委員長（杉山寅三郎君）　議長から発言の許可がございましたので、若干の時間をいただきまして農林水産省跡地利用対策特別委員会の審査の中間報告をいたします。

当委員会に議会から付議されました事件であります筑波研究学園都市に移転する国の機関の跡地をどう利用するかについて、当委員会の審査の眼目であったわけでございますけれども、利用の計画につきましては、すでに東京都の財務局及び首都整備局で昭和四十一年から跡地利用基本方針、すなわち良好な生活環境の整備と防災に有効であるように活用する、こうした方針で跡地利用の作業が進められ、その中で関係市の意向も組み入れた東京都の最終案が九月十九日に大蔵省に提出され、大蔵大臣の諮問機関であります国有財産中央審議会の審議に反映してもらうなど、払い下げの実現については大きく踏み出されているわけでございます。早ければ年度内、遅くとも来年六月ごろまでには何らかの答申が見込まれている現在、この跡地の払い下げの問題につきましては、議員諸公におかれても非常に重大な関心が寄せられるものと判断をいたします。早い時期に適切

な機関で御報告申し上げまして、今後のこの事件の審査の促進を図るための御参考になればと、こうしたいま申し上げましたような事態になっておりますので、あえて中間報告をいたす次第でございます。

次に筑波研究学園都市移転跡地利用計画でございますけれども、先ほど申し上げましたような都の基本方針にならいまして、日野桑園九万四千六百平米につきましては一般公園、その中に体育館も建設をしていきたい。また皆様御存じのとおり都市計画街路の日野二・二・十一号線等、これらの用地に使っていきたい。日野第二桑園一万五千七百平米につきましては、その利用計画としましては流域下水道終末処理場建設の代替地に使っていきたい。第三の日野第三桑園でございますが、これは千五百平米、これは幼稚園を建設していく。こういうことが筑波研究学園都市跡地利用計画、これは先ほど申し上げましたとおり市の意向を組み入れられました東京都の最終案でございます。これらの土地につきましては、昭和五十四年度には移転されるということでございます。

次に三重県玉城町にこれも五十四年度に移転するということでございますが、淡水区水産試験場三万平米でありますが、これは筑波の移転とは別なケースでございますけれども、この機会にあわせて御報告をさせていただきます。この利用計画は万願寺区画整理緑地の調整地に利用するということで、当時の水産庁に市の回答といいますか、意思表示がしてあるそうでございます。なお万願寺区画整理事業の進行に伴いこの淡水区の水産試験場については、その利用はなお流動的であるというふうに解釈して御報告申し上げたいと思います。

最後にこれらの跡地はその規模並びに立地条件から見て、市内では二度と得がたい土地であります。したがいまして利用計画に沿っての払い下げと促進、これが跡地の払い下げに伴う財政的な処置をできるだけ配慮する等の趣旨で、国及び都に要望書を提出いたしたいことと、本委員会でもさらに今後この問題については、継続審査を行っていくことを委員会としても確認しておりますので、あわせて御報告申し上げます。遅くなりましたので簡単に申し上げます。以上、ずさんな御説明で非常におわかりにくかったと思いますけれども、これをもちまして農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五五、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長よりごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三ー五六号、学校区割りに関する請願の件を議題といたします。請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三ー五六号、学校区割りに関する請願の件については、文教委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三ー五七号、日野市新町三丁目三一の一土地開発に伴う日野緑地保全に関する請願の件を議題といたします。請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三ー五七号、日野市新町三丁目三一の一土地開発に伴う日野緑地保全に関する請願の件については、都市整備産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

議員提出議案第二四号、市町村国民健康保険事業への都費補助金増額に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二四号、市町村国民健康保険事業への都費補助金増額に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二五号、駐留軍従業員の雇用安定に関する決議の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）本間　久君。

○十二番（本間　久君）　この議員提出議案第二五号、あるいはこれからもそうでしょうけれども、そういうふうな調子でもっていま議長の方から諮られるとしたら若干疑義があるんですけれども、これは厚生委員会のメンバーでもって提出するようになったのか、あるいは代表者でもってなっているのかさっぱりわからないんですけれども、これを見てみると明らかに厚生委員のメンバーなんですね。そうすると私がぬけたり、杉山さんがぬけたり、いろいろしているんですけれど、一体どういうことなのか、その辺の事情が解明できれば、別に名前があるから、ないからと言っているんじゃないんですけれども。

○議長（秦　正一君）　お答えします。駐留軍の離職者対策の協議会の方もあるんです。厚生委員会のメンバーも参画して、そのような方面からの雇用安定に関する決議をしてもらえないか、という議会に対しての要請があって、そういった面で厚生委員会が主体になってこういった面をやっていると思います。

次に、島村孝志君。

○二十番（島村孝志君）　実は二四号議案も、二五号議案も、実はそれぞれ二六号議案もそうですね、この三件につきましては厚生委員会の中でも確認しておりますが、厚生委員のメンバーによってこの意見書を提出をしたい、その理由といたしましては、いま議長から言われたようにそれぞれが厚生委員会に属する関係の上部組織といいますか、厚生委員長として、あるいは副委員長として参画しているそれぞれの組織からの要請でございますので、厚生委員のメンバーということでお願いをして、実は委員会の中でも確認をしてきたんですけれども、たまたまきょう配付をされた書類を見ますと漏れているんです。おそらく事務局の手落ちで漏れたんじゃないか、というふうに理解をしますのでひとつ足らない部分は厚生委員の全員のメンバーということで御訂正いただければいいんではないか、と思います。

○議長（秦　正一君）　本間久君そういうことですから御了解願います。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二五号、駐留軍従業員の雇用安定に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二六号、国民健康保険財政強化に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二六号、国民健康保険財政強化に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二七号、一般消費税の新設に反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第二七号、一般消費税の新設に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二八号、防災対策の強化を要望する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第二八号、防災対策の強化を要望する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二九号、国民に円高差益の全額還元を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ここに提出されている議員提出議案は、いずれも市民の生活にとってきわめて重要な決議案、あるいは意見書案であると思います。この議案に対する各会派、各議員の態度、これは当然のこととして議会だよりに明記されてしかるべきだと思うんです。いまの見ていますと、事務局ではだけが賛成し、だれが反対したのか、その点記録もとっていないようです。あと何件か残っております。いずれも重要な議案であります。ぜひその辺の表決の結果といいますか、この議案に対する議員の態度が明確になるように、ひとつきっちりと記録をとっておいていただきたい、ということを要望しておきます。（「異議なし」「おかしいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第二九号、国民に円高差益の全額還元を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第三〇号、不当な公団住宅の家賃値上げに反対し、公団経営の改善を求めるための意見書の件を議題といたします。総務委員会からの請願の関係で、総務委員会の

メンバーにかわりましたので。
提案理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三〇号、不当な公団住宅の家賃値上げに反対し、公団経営の改善を求めるための意見書の件は原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三一号、有事立法に反対する決議の件を議題といたします。
提出理由、質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。
本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○議長（秦　正一君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第三一号、有事立法に反対する決議の件は否決されました。
本日の日程はすべて終わりました。
これをもって昭和五十三年第三回日野市議会定例会を閉会いたします。
午後十時五十四分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十三年十月　　日

日野市議会議長　秦　正一
署名議員　谷　長一
署名議員　名古屋史郎

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 145